

井深梶之助とその時代

第二卷

題字 武藤富男



米国留学中の井深 梶之助  
(ラトガース大学グリフィス・コレクションより)

# 井深梶之助とその時代 第二卷目次

## 第一篇

一致、組合両教会合同問題	植村正久	3
日本基督教の由来と精神	山本秀燐	6
テビッド・タムソンと無宗派主義	植村正久	9
新島襄と宗派主義	小崎弘道	12
一致組合両教会の合同運動	山本秀燐	15
一致、組合両教会合同事件	田村直臣	25
結婚破談の理由		
日基・組合合同憲法規則附録		
明治二十一年組合教会臨時総会決議録		
一致組合合同問題関係日本基督一致教会大会記録抜粋		
新島襄より井深梶之助宛書簡(明治二十一年十一月十二日)		
一致・組合両教会合同問題関係書簡		
(一)、星野光多		
(二)、押川方義		
(三)、熊野雄七		
(四)、木村熊二		
新聞に見た明治十九年から明治二十一年まで		

## 第二篇

### 明治学院の白金移転

教育、学校……………山本秀煌……………77

英和文学会記録に顕われたる明治学院風景……………80

過去の文学会……………宮地謙吉……………101

明治学院沿革史……………G・O・生記……………109

白金の地券四枚(写真)……………118

ミッションとの取り極めに関する書類及びそのサイン……………121

## 第三篇

### 井深梶之助の米国留学

井深梶之助の渡米日記……………131

女学雑誌の井深梶之助君……………137

学位授与に関する英文……………137

井深梶之助書簡集(明治二十三年—同二十四年)及び旅券の写真……………140

へボンより在米中の井深宛て書簡……………194

ハリエット・ブラウンより井深梶之助宛て書簡……………195

## 第四篇

明治二十三、四年米國留學關係紹介狀、授業科目表その他……………	197
井深梶之助總理就職式について英文ジャパン・ガゼット再版、写真と全文及び案内狀……………	207

### インブリー事件と夏期学校

野球の創始時代とインブリー事件……………	219
福音週報の発刊を祝す……………	233
王政維新以來信教自由の進歩……………	234
万国基督青年會同盟及び夏期学校の起源について……………	239
第一回夏期学校……………	241
夏期学校（福音新報第十号）……………	243
基督教夏期学校三十年一覽表……………	245
夏期学校所感……………	258
東京青年會館開館式（福音新報第百六十五号）……………	266
新聞に見た明治二十二年から明治二十四年まで……………	269

井深 梶之助  
井深 梶之助  
井深 梶之助  
田村 直臣

## 第五篇

### 日本基督教會の設立

## 第六篇

### 新神学と井深梶之助

中会の分割、大会の創設……………	山本秀煌……………	281
一致教会の発展……………	山本秀煌……………	283
日本基督教会時代……………	熊野雄七 他編……………	292
信条並びに憲法の改正……………	……………	293
日本基督教会信仰の告白……………	……………	294
憲法……………	……………	295
大会編纂委員編纂「日本基督教会歴史」出版始末とその写真……………	……………	298
外国教会及びミッションとの交渉……………	熊野雄七 他編……………	300
神学上の意見の相違……………	小崎弘道……………	305
神学上新思想と旧思想との衝突……………	田村直臣……………	306
神学思想変遷の時に当たりキリスト教徒の義務……………	井深梶之助……………	307
宗教上の前途……………	井深梶之助……………	310
版權登録之証二通(写真)……………	……………	316
助けて見れば我子なり(トラクトの中より)……………	井深梶之助……………	317
新聞に見た明治二十四年より二十六年まで……………	……………	318

## 第七篇

### 日本の花嫁

「日本の花嫁」日本を騒がす……………	田村直臣……………	341
日本の花嫁……………	植村正久……………	350
一神学生の傍聴した大会議場の光景……………	川添万寿得……………	352
英文日本の花嫁抜粹……………	……………	355
「日本の花嫁事件」を日本基督教会大会議事録に見る……………	……………	382
田村直臣の論弁……………	……………	369
井深梶之助の論弁……………	……………	374
熊野雄七の論弁……………	……………	381

## 第八篇

### 日清戦争の頃

社会改良の前途に就いて……………	井深梶之助……………	393
日本基督教徒同志会総代として、広島・呉を慰問（福音新報宛て井深梶之助書簡）……………	……………	398
故石本三十郎氏追悼会に臨みて……………	井深梶之助……………	403
明治二十九年より同三十一年までの井深先生日記抜粹……………	……………	407

## 第九篇

高田耕安の井深梶之助宛書簡……………	418
井深せき子氏死去に際し梶之助宛て弔慰の英文書簡五通……………	419
明治三十年米国よりせき子宛て井深梶之助書簡集……………	423
基督教主義普通学校は文部省の特別認可を求むべき乎……………	438
熊野雄七氏と語る……………	441
井深花子夫人略歴……………	448
花子夫人長兄大島一雄氏につき……………	451
井深梶之助先生「日記」…文部省訓令第十二号に関するものを中心として……………	455
文部省訓令第十二号とキリスト教学校 井深梶之助の日記を中心として……………	476
宗教と教育の關係……………	489
護教と福音新報の中より……………	496
教育上の圧制を論ず……………	501
政府の新令と基督教徒の事業と……………	505
私立学令を読む……………	508
基督教徒の学校……………	508



文部省の訓令に関する開書	510
勅令、訓令及小中学校	511
基督教教育の善後策につきて	512
宗教的分子を学校より駆逐せよ	517
宗教学校を如何にすべき	518
宗教的時勢の徴候	519
井 深 梶之助	
専門学校入学者無試験検定と明治学院普通学部	526
明治三十二年文部省訓令第十二号に関する昭和十年十一月の文部次官通牒	527
新聞に見た明治三十二年と明治三十三年	530

凡 例

一、文中の用字用語は読みやすいことを主眼とし、漢字は原則として「当用漢字」によるようにつとめたが原文のままにしたものもある。また、かなづかいはおおむね「現代かなづかい」によった。記録及び引用文などの中には原文のままとしたものもある。

一、外国人名、地名その他の固有名詞で一定していないものもあるが、原文の記述を尊重してそのままにした。

一、注については原筆者の注を「註」、編集者の注を「注」と一応の区別を設けたが、最近の筆者の注などはそのままにした。

第一篇

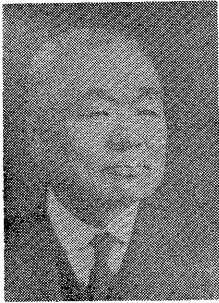


# 一致、組合両教会合同問題

日本基督教会の由来と精神

植村 正久

明治五年一月初週の祈禱会は、当時バラ氏が説教の題とせられたるペンテコステの使徒教会に於けるが如く、実に日本教会の萌芽にして其の熱心なる祈り会に湧き出せる活ける水は永遠に竭きず、流れ流れて今日の隆盛を見ることとはなりしなり。初週の祈禱終わりたる後も余等は日毎会堂に集まりて、バラ氏より聖書の講解を受け、聞く毎に神世界に遊ぶが如き心地したり。斯くて程なく、竹尾氏、篠崎氏、押川氏、櫛部氏、の人々洗礼を受け、是れより先、受洗し居りたる小川義綏、鳥屋だい、栗津高明、鈴木貫一、等の諸氏と相謀りて一教会を設



立せり。其の趣意書に曰く、吾輩は単に基督を宗とし、聖書を標準とし、毫も宗派に偏せず又宗派的の名称を用いず、自ら称して日本国基督教会という云々。斯くの如く設立せられたる初実の教会は、政治簡易に、信条単純にして、其の組織極めて自由寛大なるものにてありしなり。旧一致教会が今般其の名称を改めて日本基督教会となれるは、敢えて其の旧に復せんと欲したるものに非ずといえども、此の名称は、日本初実教会の名称として、昔ゆかしき心地せらるるものとい

うべきなり。……〔植村全集〕第五卷、一八一頁)

明治六年、同七年に於て今の東京新栄教会、神戸教会、大阪教会相踵いで設立せらる。皆横浜初実教会と主義を同じうし、無宗派の精神を抱き、簡易信条の規約に基づけるものなり。是等教会は相約して日本基督教会なる名称を用い、自今我が国に外国宗派の成立を拒絶せんとの覚悟にてありたり。此の事に付き、其の公平無私なる処置を長く日本の教会史に記憶せらるべきは、バラ氏、タムソン氏、今の組合教会のグリーン氏、当時大学の教授たりしグリフキス氏等なり。本邦の信徒の奮発し居りたるにも拘らず、是等外国宣教師の艱難を忍びつつ尽力したるにも拘らず、日本の伝道好景況なりとの報知、外国に達すると同時に、宗派的の宣教師頼みに増加し、東西各地は宗派的教会を設立したり。此所に於て宗派を却け、日本純粹の基督教会のみになさんと志を抱ける輩は大いに其の銳気を挫かれたり。さらぬだに前途茫茫たるものを、此に一つの手酷き鞭を加うる出来事こそ起りたれ。其れは他にあらず、明治七年、新島襄氏帰朝す。予等は同氏帰り来たらば、必定無宗派の主義を賛成し、非常に大なる援助を与えらるることならんと楽しみ居りたるに、豈図らんや、氏は大いに無宗派主義を非難し、外国の宗派に属するに非ざれば事業挙がらず、伝道の前途望みなしとて飽くまでコングリーション主義を固執し、宗派的の運動をなすべしと明言せり。神戸、大阪の諸教会はより漸く約束を解き、純然たるコングリーションの旗幟を掲ぐるに至れり。

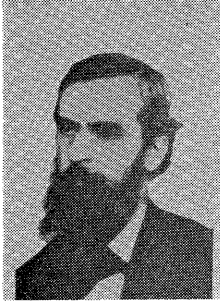
新島襄氏尚お米国に在りしとき、横浜の基督信徒書を氏に寄せて帰朝の日は横浜海岸教会の牧師たらんことを乞い求めたり。蓋し其の文は奥野昌綱氏の立案にして、衆議祈禱を以て之を可決(同上書一八二頁)し、遙かに之を新島氏に送れり。然るに月を累ぬるも余輩其の返事に接せず、望天の懐い幾分か失意の情なきを得ざりき。

氏が帰朝せられしとき海岸教会員は之に質するに彼の書面の要領を以てし、其の横浜に止まりて牧師たらんことを求めたりしとき、思わざりき、彼の書状は未だ會て新島氏の手に達せざりしとの事実を確めたり。新島氏の精神は前に掲げたるが如く、外国の宗派に關係なき教会を不可とするに在りしを以て設え其の書状に接したりとするも到底横浜教会の牧師となり、長老派にもあらず、会衆派にもあらざる日本基督教会の牧師とはならざりしならん。海岸教会の有志者が氏に面して、教会の前途を談せしとき、氏は実に確乎として宗派説を維持せられたるなり。

新島氏の帰朝後直ちに上州安中に帰省し、間もなく上京せらるるや、当時東京なる日本基督教会の有志中其人ありと聞えたる高橋亨、戸田忠厚等の諸氏之と會して教会の事を論じたり。新島氏の意見甚だ底強くして動かすべからず。且つ其の宗派説をば道理ありと思ひ到りたるにやあらん、高橋、戸田の諸氏之より翻然として宗派論者となり幾く程も無く今の新栄教会を脱して築地六番館の長老教会（今の芝教会）に加入せり。其の頃弘前の本多庸一氏また宗派論に感染し、其の管理せる弘前教会を率いてメソヂスト監督教会に投じたり。基督教会の有志者は曩に神戸、大阪の同盟を失い、次に築地南小田原町教会（今の新栄教会）に分離を生じ、第三に陸奥の本多氏亦之を去りたるがために、大いに其の氣勢を殺がれたるもの如く見えたり。加うるに今日まで無宗派主義を（同上書一八三頁）唱え、日本基督信徒の渾一を主張せる外国諸牧師及び之に昵近せる日本信徒、時に利あらざるがためか、將た他に見る所ありてか稍其の旗の手を動かし、さしにも堅固なりし独立論も色めき立ちてぞ見えにける。……

此の際日本基督教会と協力せる宣教師ブラウン、バラ、アルメマン、タムソン、ミラル及び米国長老教会の宣

教師イムブリ、グリーン、ノックス、ヘボン、蘇国の同教会の宣教師ワデル、フォールズ、ダビットソン等の諸氏の間には教会合併の論漸く熟し、委員を挙げて従来一致教会に用いたる憲法の草案を作り、之を訳出せしめたり。其の信条とは何ぞ、ドルトの教憲、耶蘇教略問答、ウエストミンスター信仰の告白即ち是れなり。憲法の緒言に曰く、凡そ日本基督一致教会の教師、伝道者たらん者は此等信条に違反せることを説くを得ず、また主張することを得ざるなり。一致の論出づるや、米国及び蘇国の長老教会に附属せる築地大番町長老教会、下総法典、大森の二教会、品川教会、横浜住吉教会及び三浦徹、重富柳太郎氏等一群の信徒は素より此の草案に不同意を唱うべくもあらず。基督教会中一派の人々も亦之に反抗すべきとも見えざりしが、多数の有志者は大いに激昂して、之に不同意を唱え、築地病院に集会して激論三日、殆んど分裂の態にて（同上書、一八四頁）ありしかど、所謂温和派の調和論終に勝を制し、此に一致教会なる純然たる外国宗派的の教会を形造ることとはなりぬ。実に明治十年の春なり。……（同上書一八五頁）（原文は「福音新報」一八九一年一月にあり。）菊田貞雄、井深先生  
関係資料第一冊。



D. タムソン

本会（東京公会）は其の主義に忠実で之が実現に努力した。勢いさまさまの紛議をかました。宣教師で本会を援助し犠牲的努力を払った人はデビッド・タムソン師であった。彼は本会の牧師として内公会を指導し外ミッションに対応してき

デビッド・タムソンと無宗派主義

山本秀煌

まざまの苦杯を嘗めたのである。

「タムソン師曰く我が本会（註、米國プレスビテリアン・ミッション）より二つの書翰到れり。その來書の言によれば、予今日通弁官（米國公使館の）を辞し本國長老会（註、プレスビテリアン教会）の爲めに勤めざるべからず。若し然せざれば、本会（註、プレスビテリアン・ミッション）を離れざるを得ず。予が意はこれ迄教育せし日本公会の爲めに尽力するは、この会の諸規則を精選擇定せし後に非ずんば欲せざるなり。然し一身去留の決は來る十月の会に於て決すべき故、本月廿日（九月）会吏会を設けて諸事を議せんと欲す。（中略）予、今本会を離れこの会の爲めに尽力せんと欲し、而して会衆各解体の心ありて協心同力の精神に乏しくして瓦解等のことあらば予が大恥辱なれば各自一心一徳たらんことを願うのみ。」

此れは明治八年九月八日開催の東京公会總會記録の一節で、タムソン師自身はこれまで所屬教会であるプレスビテリアン・ミッションとの經濟的關係を絶ち、通訳官として獨立の生計を立て個人として東京公会を援助し來たのであるが、今や本國教会の催促急にして断然進退を決せねばならぬ次第となつた。だが彼の意思（山本秀煙「日本基督新榮教会六十年史」三五頁）は寧ろ、此の際本國の教会より離れても、日本公会の爲に尽したいとの決心であるが、唯遺憾に思うことは当公会の会衆の心が個々別々で協力の精神が乏しく他日瓦解の憂えあることであると云うのが其の要旨で、只管会衆の一致和合を希望したものである。其れに対し東京公会の会衆は一致和合を誓い、又タムソン師の進退に同情し亜米利加のミッション本部へ書翰を贈り日本公会を援助するを乞うことを決議したのであった。（同上書三六頁）……日本基督公会の誕生に産みの労苦をなしたミッションは、米國リフォームド教会とプレスビテリアン教会との伝道局派遣の宣教師等であつた。そうして、前者所屬の宣教師エツ



チ・バラは横浜公会の牧師代理であり、後者所属の宣教師デー・タムソンは東京公会牧師代理となり、それぞれミッションを代表した形式で、日本基督公会を援助し之れが発展に努力して来た。然るに、東京公会設立後間もなく、日本に居たプレスビテリアン・ミッションの宣教師間に異論が起こって、協力非協力の二派に別れた。其の結果日本に於ける同派の宣教師等は日本長老会を組織した。我が教会の中間の如きものだが、まだその時は一箇の教会をも所有しなかつた畸形児であつた。然もそれは支那厦門のシノッド（大会）の配下にぞくし、遠く北米合衆国のプレスビテリアン教会に結び付いて居ると云う仕組で、三大国を股にかけた國際的寵児であつた。其の組織は明治六年十二月三十日であつた。協力派のタムソン師は孤立となつた。そこで、彼は止むを得ずミッションとの經濟的關係を絶ち、米国公使館の書記官兼通訳官となつて自給の策をたて、依然続いて單身東京公会を援助し代理牧師として之れが発展に努力して居た。……そしてミッション（日本長老会）に対して不即不離の態度で、其の成行きを静観して居たのである。

然るに、其の後間もなく横浜住吉町教会（明治七年九月十三日設立）、東京第一長老教会（明治七年十月十八日設立）が設立されて日本長老教会の管下に入った。のみならず、当会の有力なる会員高橋亨（安川）、戸田忠厚等両氏を始め凡て八名（内女子三名）の（同上書三七頁）信者は脱会して長老教会に加入した。（明治八年二月二日）其の理由は不明であるが、此の際の事として多大のセンセーションを起こした。小川長老は之れが責任を負うて辭職を申し出たが許されなかつた。会衆は倍々結束を固くして難に當たるの覺悟をなした。……されど一般の形勢は無教派主義に不利であつた。阪神の地方にはアメリカン・ボード關係の教会が相續いて設立された。のみならず、日本にある監督派、バプテスト派、メソヂスト派のミッションは各相競うて自家獨特の宗派的教会

を設立しつつあった。宗派分立の気運は次第に濃厚となつて来た。

無教派主義実現の危期に際し、東京公会は横浜公会と共同して極力一致協力の実を挙げん為努力奮闘した。日本横浜東京耶蘇公会総員の名を以て各派の宣教師に書翰を贈り、或は特使を派して誠心誠意主の名によりて協力一致の実を挙げんことを懇請したが、容れられなかった。続いて阪神地方の教会と合同を試み、しばしば会合して協議を重ねたのであったが、此れ亦其の成るに垂んとして俄然失敗に終つた。其の間に処するタムソン牧師を始め小川、粟津、二川、櫛部、北原等諸長老の苦心慘憺たるものが（同上書三八頁）あったが、畢竟其の運動飛躍は芳多くして効少なき觀があつて続々難問題を惹起し来たのであるが、今又牧師タムソン師の進退に関して問題が起こつたのである。

さて前記の通りタムソン師の進退に関しては只管留任援助を切望し、横浜公会と共同して米本国のプレスビテリアン、リフォームド両伝道局へ書翰を送り同伝道局の派遣せる宣教師ゼームス・バラ及びデビッド・タムソン等が日本基督公会の為に協力一致の行動をなすことを認許されんことを懇請した。其の諾否に就いては文献の徴すべきものがないが、免も角もバラ、タムソンの両師は牧師代理として続いて熱心に其の職務に努力して居た。

（同上書三九頁）菊田貞雄、井深先生關係資料第一冊。

新島襄と宗派主義

植村正久

之れ（組合、日本基督公会合併不成立の件）には種々の原因もあろうけれども、余輩は新島襄の反対が確かに

其の有力なる一つであると断言するを躊躇せぬ。彼が之に反対しただけは事実として誰も疑うものはない。

……新島が米国会衆教会の習慣を固執して、何でも彼でも其の通りに遣らうとした其の一つかも知れぬ。然し日本基督公会は外国の宗派に属せぬ、又何教会とも専一の関係を付けず、凡そ基督を信する者を包含すると言う主義では、何分一宗派の熱情を引寄せて思うほど事業の経営は出来まいと云う恐れが確かに新島の心を動かしたものと思われる。彼が帰朝すると人物の乏しきに悩んで居る京浜間の基督教信徒は、新島を訪い、其の宿志に賛成を得て、無宗派主義独立教会の頭領にでも仰ぎたいと思つたのである。然るに彼は此の提言に反対をした。其の明言した理由は、外国の強大なる宗派と成るべく関係を親密にせねば、其の計画中の事業が出来ぬと言うことであつた。……〔植村全集〕第五卷二六三頁〕

……明治七年（千八百七十四年）四月七日の会議では委員を挙げて、リフォルムド及びCongregationalのミッションにも交渉して伝道事業に於ける合同を申込ますことを決議した。是れが日本基督教会と組合教会との合同の議の起つた最初のものである。

其の頃神戸に設けられたる組合教会は、横浜の教会と同じく耶蘇公会と称し、矢張り幾名かの長老を選んで事務を掌らせて居た。同年三月二十九日神戸に開かれたCongregational・Missionの年会には「我等はミッションとして明白に合同に賛成し、千八百七十二年九月横浜に開かれたる議会に於て表明せる如く合同を冀う我等の精神は毫も変わりたるところなし。我等は同会議に於て採用せる基礎の上に我等の教会を設立し、又将来も之に従つて設立すべきことを決議す」との趣意を決議した。

かくて横浜及び東京の代表者と数名の宣教師、これにCongregational・Missionが設立した神戸及び

大阪の教会の代表者は、明治七年十月三日横浜に会合し、各教会ともに「日本基督公会」なる名の下に合同すべきことを決議し、翌年四月神戸にて其の合同、団体の最初の会合を為すこととして別れた。然し神戸及び大阪の教会は其の集会の開かるる前に書面を横浜及び東京の教会に寄せて、我等は相会して協議し親睦することを希望するが、教会政治に於ては合同することは出来ぬと云つて来た。

斯かる書面が寄せられたにも拘らず、横浜、東京の教会の代表者としてバラ、奥野昌綱二氏は神戸に（同上書三三七頁）出かけた。而して彼等はデビス、新島襄の二氏と会見した。新島襄氏等の其の時の言い分は、我等の教会は横浜及び東京の教会と同一の名称及び信仰簡条を有するが、教会政治に至っては異なったものを採用して居ったから、両者の間には組織合同は成立して居ないというにあった。斯くの如き始末で其の会合は要領を得ずに別れて了つたのである。明治五年の会議で決議した精神は斯くの如き異なった意見を以て解釈せられ、日本に於て凡てのプロテスタント教会の大合同を見たいと望んで居た最初の外国宣教師及び日本の基督教徒の希望は遂に水泡に帰して了つたのである。横浜の最初の基督教徒は教派問題に就いて只だ基督に従うのみ、外国の宗派に關するを好まずと主張して居た。其れで宣教師たちも其の意を諒し、寛容の精神を以て日本は獨立自治にして唯基督に於て一なる教会を建設することにしたのである。若し此の志が何の妨げなしに遂げられたならば、我が国の基督教は世界に類のない無比なものとなって居たかも知れぬ。（同上書三三八頁。原文は「福音新報」一九〇

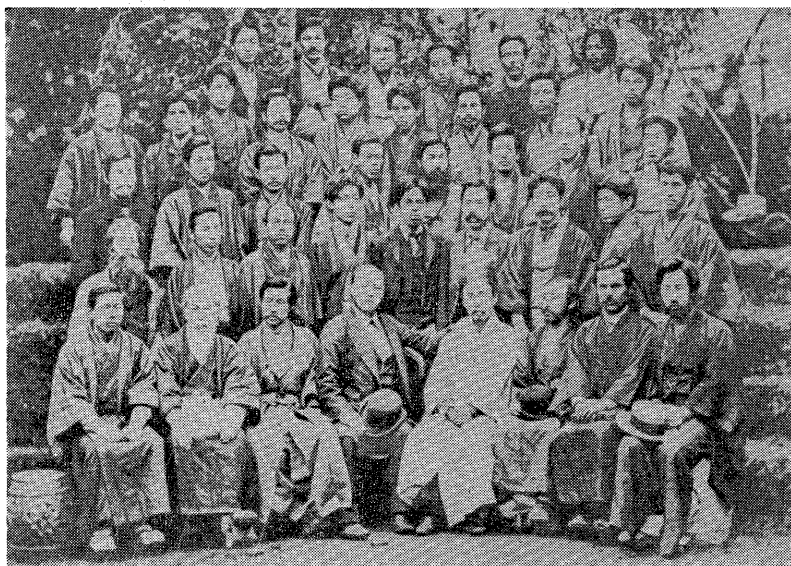
九年三月。）菊田貞雄、井深先生關係資料第一冊。

## 一致組合両教会の合同運動

小崎 弘道

一致、組合両教会合同の議が全会一致を以て可決せられたのは、明治二十年五月に開かれた両教会の大会及び總會に於てであつた。此の委員として一致側は井深、押川、植村、吉岡、インブリーの五氏を、組合側は横井、宮川、金森、グリーンの四氏及び私を挙げ両教会共一人の異議を唱うる者なく至極円満に通過した。元來我が國の教会は欧米の夫れと異なり、何等教派的の觀念を以て之を信するのではなく、只漠然と基督教を信じたものであれば、教派合同の精神が最初より旺盛であつたのは寧ろ当然の事である。加之十一年來毎年若しくは各年に信徒大親睦會が催され、合同の精神を盛んに鼓舞したので、此の議案が何の故障もなく満場一致を以て通過したのは別に不思議ではない。信徒全体の希望は元より諸派の合同であつたが、他の教派では外国母教會との關係上種々難問題の解決を要すべき事項もあつて、容易に自由行動に出づる事の不可能なる点もあつたであらうが、一致、組合両教會にては然る困難もなく、又両教會の組織制度大いに類似する所あるが故に、先ず此の兩者の合同を成立せしめ、続いて他教會との合同をも成就したい精神であつた。

斯くて翌年十一月両教會は大阪にて同時同所に大会及び總會を開き、合同の実現を期した處、端なくも兩者の間に異議起こり、遂に懸案の儘一年延期する事となつた。尤も一致側にては合同教會の憲法及び規則の或る条項に對し、不同意を唱える田村、大儀見、和田氏等二、三の教職がある丈で左程の事もなかつたが、組合側にては新島襄先生の如き最も勢力の大なる人及び宣教師デビス、ギユリキ氏等が全然反對したので事は甚だ容易でなかつた。



明治十六年第二回新睦会撮影

- |       |       |    |       |    |    |       |       |
|-------|-------|----|-------|----|----|-------|-------|
| 上列左より | 浅川    | 三浦 | 吉岡    | 熊野 | 本多 | 南小柿洲吾 | 上原    |
| 二列左より | 広潮    | 徹  | 弘毅    | 雄七 | 庸一 | 和田    | 方立    |
| 三列左より | 伊藤    | 長坂 | 服部    | 植村 | 金森 | 小出市兵衛 | 石原保太郎 |
| 四列左より | 藤吉    | 毅  | 綾雄    | 正久 | 通倫 | 寺田    | 海老名弾正 |
| 五列左より | 大儀見   | 吉田 | 井深梶之助 | 宮川 | 横井 | 久吉    |       |
|       | 元一郎   | 作弥 | 牧岡    | 経輝 | 時雄 | 栗村庄衛八 |       |
|       | 森田    | 平岩 | 鉄弥    | 内村 | 新島 | 熊二    |       |
|       | 太平    | 恒保 | 松山    | 鑑三 | 襄  | 湯浅    |       |
|       | 中島力三郎 | 奥野 | 高吉    | 津田 | 李  | 治郎    |       |
|       |       | 昌綱 |       | 仙  | 樹廷 |       |       |



った。二十二年五月一致教会は東京に大会を、組合教会は神戸に總會を開き、愈々最後の決議をする事となり、彼は大なる寛容を以て我が派提出の憲法規則に對する大修正案を受納し、兎に角合同を成立せしめんと爲したるにも拘らず、電報行違ひの些事より終に破裂を見るに至つたのは実に千歳の恨事である。

小崎 倍て新島、デビス等諸氏の合同に反對したる行動に甚だ公明正大を欠く點があつたのは私共の大いに惜む所である。此の案の初めに当たりて右の諸氏は別に反對意見を表しなかつたが、弥議案の成立を見んとする時に当たり、一方に憲法や規則の或る条項に對して異議を唱うると共に、他方此は教会の輿論でなくて有力なる教職少數の意見である杯と言觸らし、私かに同志社生徒の間や東京に在る二、三教会の青年等を使喚して反對論を唱えさせ、以て議事の進行を妨害せしめた様な形跡のあつた事は誠に悲しむべき事である。

合同運動の失敗に歸した事が我が国の教勢に大頓挫を來たした一大原因であるのは疑う可らざる事である。主イエスの御約束は「もし汝等の中二人何にても求むべき事に就き地にて心を一にせば、天に在す我父は之を成し給ふべし」というのである。一致は力の源、分離は失敗の因である。北米合衆国の貨幣に「我等は一致によりて立ち、分裂によりて倒る」との標語が銘まれてある。一個人と一教会とを問わず分裂は利己主義の悪徳を醸すものであつて、キリストの精神に反し、神の祝福に遠ざかる事は明らかである。合同の破裂後何れの教会も頓に其の進歩を止められた如き姿であつたが、就中教勢不振の影響を被る事の最も大なるは組合教会であつた事も亦決して偶然でない。(小崎弘道「七十年の回顧」八〇頁)

欧化主義の盛んにもてはやさるるにつれ、我が国基督教の宣布は一時長足の進歩をなし、其の勢い將に全国を風靡せんとするの盛況を呈したるが、如何にせん基督新教の伝道は各宗派区々別々にして統一なく、各派分立の弊はその実力を減殺し、その勢力の微弱なる、到底此の大勢に應じて日本を基督教化するの不可能なるを看破し、一致協力以て事に当たらんとの議期せずして各派有志者の間に起こり、合同の気運基督教界内に漲れり。それかあらぬか、日本に於ける英米監督教会の三ミッションは、明治十九年二月に合同して日本聖公会を組織し、翌二十年更に新教各派ミッションに合同案を提議したりしが、これと殆んど同時に一致、組合両教会の合同談を惹起せり。

爰にその経緯を略叙すれば、これより先き、明治十九年の頃より一致、組合両教会合併の談有志者の間に起こり、両教会の内之を賛成唱道するもの少なからざりしが、明治二十年五月東京厚生館に開かれし一致教会の第四回定期大会は、ウイリアム・イムブリー、押川方義、井深梶之助、植村正久、吉岡弘毅の五人を委員に挙げ、当時東京靈南坂教会に開場しつつかある組合教会の選出委員と商議して、両教会が同じく許容し得る憲法及び信条の基本協定案を編成して大会に提出すべきことを決議せり。

その建議の主意は、「一致、組合の両会の合併は、目下の伝道上と、将来日本帝国基督教の大勢上とに多大の關係あることなれば、実に希望に堪えざる也。故に今本会に於て五名の委員を挙げ、組合教会の委員と商議し合



併の原案を編成せしむることを乞う」と云うにありき。これ我が一致教会が創立当時より一貫せる無教派主義を發揮したるものにして、先ず最初より縁故深き組合教会との合同を試み、その成るに及び進んで広く各派の合同を画策せんと希望にてありき。蓋し当時新教各派教会の総会員は、合して一万四千八百十五人、自給教会六十四個、教師九十三人、献金総額二万六千八百五十五円なりしが、その中一致、組合両教会にぞくするものを挙げれば、会員に於ては、その数九千四百八十九人にして全会員の約三分の二を有し、自給教会は五十一個にして全数の六分の五に当たり、献金額二万六千六百六十一円にして九分の七以上を占め、教師の数五十二人にして半数以上を有したれば、両教会の合同にして成就せんか、以て我が国基督教の大勢を制するに足れり。されば此の合同問題は基督教の大いに注目する所となりぬ。

かくて一致教会と組合教会との合同の基本として、双方より撰出したる協議委員が採用せる草案は左の如きものなりき。曰く、

#### 教会政治の事

- 一、各教会の内治は其自由に任ずる事。
  - 一、部会 部会は其域内にある諸教会の牧師及び代人一名を以て組織せる会にして、新教会の建設、教師の試験併に按手札、教会よりの控訴を審判する事等を掌る。
  - 一、大会 大会は部会より一層区域の広き者にして、其域内の伝道事務、部会よりの控訴を審判する事、控訴審判委員を常置する事等を掌る。
- 但し、此の控訴は部會議員三分一以上請求するときに限る。
- 一、總會 總會は全国にある聯合教会牧師及び代員を以て組織せる者にして、本教会の信仰簡条及び全体の利害に関することを議定し、且伝道の総体を監督する所とす。

一、名称 日本聯合基督教会と称す。

一、信条 基督敎諸派の合一は最も望ましき事なれば、此の志望を達せんが爲に日本組合教会及び日本基督一致教会は相合して一の基督教会となり、之を日本聯合基督教会と称す。而して真理は敬虔に必要な事を確信するが故に、茲に左の者を以て合同一致の教理上の基礎と定む。

夫れ旧新約書に記載する神の言は信仰及び行狀の唯一の誤謬なき法則なり。然れども教会の歴史に於て敬虔なる人々が時勢の必要により聖經中に記載する所の重大なる教理を陳述したる者あり。即ち古より我等に伝わる信經及び信仰簡条の中には使徒信經並にニケヤ信經と稱するものあり。其他近代に於て我等に伝われる者の中にはウエストミンスター略問答及びハイデルベルグ問答、ブレマス信仰簡条と稱するものあり。凡て此等の信經及び問答は我が教会に於て貴重すべき者とす。我等は此等の信經及び問答は既往の教会歴史に於て大に有益なりし者と信ず。又今も尚信徒を教訓するに於て甚だ貴重な方法の一なりと信ず。殊に此の教会と歴史上關係を有し、且教会の大なるものが我等に委托したまえる事業を共にせんと常に冀望する所の諸教会に現出せる教法改革後の諸信仰簡条に対して負える所ありとす。

此等の信仰簡条は皆我が教会に於て貴重すべきものとすと雖も、此等を以て同様に教師の必ずしも信ずべきものとなすに非ず。凡そ役者たる者は使徒信經・ニケヤ信經・福音同盟会の九ヶ条を承認して之を信ずと言頭わすを要すと雖も、ウエストミンスター略問答及びハイデルベルグ問答・ブレマス信仰簡条は其の大意を是認するを要する耳。

終に此兩教会を相合して一の日本聯合基督教会と爲したる所の精神を以て、此教会は使徒信經・ニケヤ信經及び福音同盟会の九ヶ条を承認する所の他の基督の教会とは喜んで合同一致の商議を爲すべし。

右の草案は一致教会の大会と組合教会の總會とが均しく可決承認したる所にして、以て両者が合同し得る主義精神の大体を指示確定したる者なりしが、已に大体綱目の確定したる上は、更に進んで細目確定に取係らざるべからず。爰に於て、上記大会は憲法草案細目編成の委員として、更にウイリリアム・イムブリー、押川方義、植村正久、井深樞之助、ローゼー・ミロル、三浦徹、アール・ビー・グリナン、瀬川浅、シ・エム・フィシャル、熊野雄七の十名を撰定し、組合教会の同委員、宮川經輝、金森通倫、小崎弘道、伊勢時雄、海老名弾正、松山高



明治十九年大阪に於て撮影  
一致教会及び組合教会合併取調委員

- |       |                  |                  |                       |                       |                  |                  |
|-------|------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|------------------|
| 後列左より | 金<br>森<br>通<br>倫 | 横<br>井<br>時<br>雄 | グ<br>リ<br>イ<br>ン      | イ<br>ン<br>ブ<br>リ<br>ー | 植<br>村<br>正<br>久 | 押<br>川<br>方<br>義 |
| 前列左より | 宮<br>川<br>経<br>輝 | 松<br>山<br>高<br>吉 | 井<br>深<br>梶<br>之<br>助 | 吉<br>岡<br>弘<br>毅      |                  |                  |

吉、湯淺治郎、ゼー・エル・アッキンソン、オチス・ケリー、デー・シー・グリーン等と協議せしめたり。而して協同委員は更にイムブリー、井深樞之助、デー・シー・グリーン、伊勢時雄の四人を撰んで細目取調委員となし、已に確定せられし基本協定の主旨に従い細目草案を編成し、協同委員の修正贊助を得、明治二十一年五月之を印刷に附し題して「日本基督聯合教会憲法、並細則、附録」と云う。其の間約一ケ年、委員に対し諸方よりの提議注文少なからず。就中アメリカン・ボールドのそれは最も多かりしが、委員は成るべくそれ等を採用して遺憾なからしめんとし、苦心慘憺たるものありき。

爰に於て一致教会は、前記大会の決議せし手續に従うて明治二十一年五月二十二日臨時大会を東京築地新栄教会堂に開き、以て右委員の報告を受け直ちに草案を各個教会に配布し、それより六ヶ月の後即ち同年十一月二十三日其の草案の採否を確定せんが為、再度の臨時大会を大阪青年会館に於て開きたり。又組合教会の方に於ても、一致教会と同じく明治二十一年五月總會を開きて委員の報告を受け、且つ又同總會の決議に従い六ヶ月の後之れが採否を議する為大阪に臨時總會を開けり。これ合同交渉の便宜を計りて予め打合せをなし両教会とも同時に同所に会合せしなり。両教会の議會は先ず互に使節を派して双方の安否を問ひ、且つ会期中の日曜日（二十五日）同所に集まりて晚餐礼を守りぬ。会するもの約千人前後未曾有の盛況なりき。斯くて大会は憲法草案を附議し質問、討議を重ねること三日に亘り、二、三の修正を施したる外は悉く原案を決議し、満場一致同草案を採用する事に決したり。然るに組合教会の方にあっては草案配布の当時より二、三の反対説ありしが、その説次第に勢力を得て合併反対の精神熾烈となり、同總會開会の当初よりして確定延期の説勢力を得、合同調査委員の苦心もその大勢を動かす能わずして、合同草案は今一層研究する必要ありとの理由の下に、終に満場一致を以て其の

決議を次回即ち翌年五月の總會迄延ばす事となれり。而して其の間、合同調査委員は組合内各教会の意見を聞き、それらを参照して修正を加え、更に一致教会の同委員と協議して、その修正案を次期の總會に提出すべきことも決議せり。因りて大会は更に二十一人の委員を挙げ、之に今期大会が決議採用せし草案の精神を失わざる以上は合併を成就するに適當せしむる為に之を修正し得る權を与え、且つ之に適宜の時と所に於て大会を招集する事を許し、以て彼等をして組合教会の委員と協議せしむる事として閉会せり。其の委員は吉岡弘毅、石原量、ナックス、瀬川浅、石本三十郎、イムブリ、井深樨之助、ミロル、三浦徹、アメルマン、押川方義、グリナン、熊野雄七、服部章蔵、山本秀焔、星野光多、和田秀豊、石原保太郎、奥野昌綱、稻垣信、木村熊二等なりき。

参考 組合教会の總會に於ては本文延期の決議をなしたる後、直ちに全会委員會を開き四日間に亘り、合同問題に付き各自胸襟を開きて自由に質問討論をなせしが、中にはアメリカン・ボールドの宣教々師に対し左の如き質問をなせし者ありしと云う。即ち長老教会と組合教会の歴史に於て、合衆國に於て此の二大教派の合同せざる理由、現世紀の始め兩教会の間に試みられし合同計画の失敗、アメリカン・ボールドの合衆國に於ける組合教会並びに日本に於ける組合教会との關係、合併の成就したる場合にもボールドは尚統いてミッションを維持するや否や等の問題なりき。

合同問題は組合教会總會の延期決議によりて一頓挫をなせり。其の前途如何、容易に樂觀しあたわざる事情ありて稍失望せしものありしも、日本を基督教化するには是非とも基督教会の勢力を集中して之に当たらざるべからずとの一大觀念に刺戟せられて感奮する所あり。如何なる難関をも突破して合同の議を進めざるべからずとは、一致教会大多數の意見にして、組合教会にも委員は勿論その他に於ても共鳴するもの數多なりしが如し。斯くて、一致、組合の兩教会の委員は翌明治二十二年三月東京に會合し、組合派委員の提出にかかる修正案を取捨、選択して憲法草案に數ヶ所の修正を加えたりしが、此の修正憲法草案は必ず組合教会の總會に受け容れらる

べきの自信ありとは同委員（日本人）の言明せる所にして、其の前途坦々たるの觀ありき。

斯くて、組合教会は明治二十二年五月二十二日その總會を神戸に開きしが、一致教会も亦一日後れて第五回定期大會を東京新栄會堂に開き、合併協議委員の報道を受けて其の修正を入れ、且つ尚植村正久、田村直臣、マカルピンの三人を同委員に加えて其の任務を継続せしめ、一時休会して以て組合教会總會の確答を待つこととなりぬ。然るに、總會の方であつては依然反對の精神盛んにして議論頗る喧囂、終に同年三月両會委員の修正したる草案に復々甚だしき修正を加えて之を可決し、且つ小崎弘道、金森通倫、湯浅治郎、宮川経輝、杉山重義の五人を委員とし、其の修正の精神に従うて一致教会と協議せしめ、若し一致教会にて之を受くれば、三ヶ月の後に双方より更に若干の代員を出して聯合會議を開き、合併式を舉行する事を決議し、以て其の可決したる修正個条を大會に郵送し來たり。

大會の合併協議委員等は大會より郵送し來たりし修正個条を審査せしに、前後通じて十二ヶ条、その修正頗る根本的なりしが為、之れが取捨に苦心せしが、その中、六ヶ条の修正を受け四ヶ条を否決し、残る二ヶ条に再修正を加へ以て大會に提出したり。大會は同じく審査の後、終に委員の決議せし儘を可納し、更に又イムブリー、植村正久、井深樞之助の三人を選んで委員となし、之をして其の可納したる修正案を携えて直ちに神戸に至らしめ以て組合教会の總會と協議せしむることに決し、且つ大會は来る三十日まで議事を中止して該委員の報道を待つ事となりたり。実に此れ五月二十七日の事なりき。然るに其の間に行違いありて、委員等の神戸に着せし時は總會の散じたる後にして何等為すに由なく、唯組合派委員の一人に會し總會の事情を聞きしのみにて空しく帰京するの止むを得ざるに至りぬ。委員の報告は這般の事情を審らかにするものあり。曰く、

水曜日(二十九日)午後六時神戸に着し総会議員の居る所に至りしに、已に総会は閉じたりとして議員等の散じて居らざるもの多し。勿論去る月曜日午後大会議場より帰宅せしとき、二十七日午後六時五分の時附を以て小崎氏より電報来たりおれり。其の文面は「两会の会議三ヶ月後に開くに決す、準備委員五名を挙ぐ」と見えたり。故に直ちに委員の行くを待てとの電報を發し、又其の夜九時半頃に閉会を待てとの電報を發し、翌日は彼地より何か返報あるべきやと思ししを以て午前十時まで待ちたれど通知なし。止むを得ず十時に新橋を出て横浜に至り、十二時出帆の汽船に乗り込めり。偕て神戸に到着の上イムブリー氏、アメルマン氏はアッキンソン氏を訪い、余輩は長田時行氏を訪い、彼の会の模様を尋ねしに、今般の総会は未嘗有の議論多きものにして、若き人々の中には頗る激論もあり、甚だしき修正等もありしが、漸く先きに松山氏より郵送し来たたりたるが如き修正案にてまとまりたり。五名の委員とは小崎、金森、松山、宮川、湯浅の五氏にして、其の修正したる所の精神を以て一致教会に談じ、一致教会が之を受くるならば三ヶ月の後に双方より十五名乃至三十名の代表を出し聯合會議を開きて合併式を挙ぐべし。又規則は憲法に合う様にして之を用い、附録は各教会又は部会に於て之を用ゆるは自由なれども、總會にて之を推挙する事を不可とす、故に議題となさざりしと云えり。余輩が立出の前夜、電報を發して閉会を待てと通知したるに、彼より翌日の午前十時まで返電のあらざりしは、総会議員等伝道會議の爲め須磨にありしが故、我より發したる電報を翌日の午前まで落手せざりしによると。已に是の如くなれば已を得ず帰路西京を経、組合教会の委員等に面会して尚精しく模様を聞きて陸路より帰京せんと決し、西京に電報を發し七条ステーションより大津まで同車を乞い、偕て立出して同ステーションに至りしに、他の委員は差支えありて杉山氏のみ来たりたれば、同氏と大津まで同車し精細の事を聴きたり。然れども、先に長田氏より聴きたるものを精しくしたるまでなりき。(井深堯之助報告第五回大会記録)

右委員の報告を聞きし後、大会は更に議長長稻垣信、書記山本秀焯をして總會の修正に対する大会の決議を組合派の委員に通知せしむる事を議決し、且つ組合教会にして其の修正案を受くる時は臨時大会を召集するの権を之に附与せり。斯くて同年七月稲垣、山本の二人は組合派の委員小崎、湯浅、杉山の三人と横浜に會し、大会の決議を通知し合併の事を協議したるに、組合派の委員等は一応總會に問うて後確答すべしとの事なりしが、終に翌明治二十三年四月に至り組合教会の總會は左の如き書翰を以て合併不調の旨を通じ來たり。

拜啓陳者先年来一致組合兩教会合併之件に付段々御協議に及び候処、種々止み難き事情有之本月二日より西京に開設致したる組合教会總會に於て、右合併は不得止暫時中止致し度き事に決議相成、何とも折角の希望今にして中止致すは甚だ遺憾に候得共、又々合併致すべき好時期の到来可仕は必ず聖意に違わぬ事と深く信じ居候得ば、一日も早く其の氣運に遭遇せんこと切望に不堪候。何卒不惡御了承の上各位に宜敷御披露の程奉願上候。願わくば以来兩会の上に恩寵益々加わらん事を祈願罷居候。

明治二十三年四月八日

頓首、再拜

日本組合基督教會總會議長

本 問 重 慶 ㊦

日本基督一致教会大会議長 井 深 梶之助殿（井深とあるは稲垣の誤りたるものなり）

此の如くして、最初多大の希望を以て開始せられたる兩教会の合同はあえなく不調に終われり。而して三たび合同の試むべき好時期の到来はそれはた何れの時ぞ。

参考 合同不調の原因。当時合併委員の一人としてその内情に通ぜる井深梶之助氏の説、（福音新報一二一八号）

第一、最初明治二十年東京に於て我が大会と組合教会の總會とが同時に開設せられたる当時は、合同の議極めて円滑に纏まりしのみならず、一致教会側に多少の反対ありしも、組合教会總會には殆んど一人の異論者も現われざりし為、合同は必然成就するものと輕信したる氣味があつたこと。

第二、教会組織の完全を期して最初より余りに細目に渉りたる規程を設けんと企てし為、組合教会側に種々の誤解を招き、隨つて教会員の自由を束縛するに非ずやとの危懼の念を生ぜしめたること。

第三、一致教会は議を進むるに当たり、慎重を期し、其の手續に於て一点の批難すべきものありしとも思われぬが、併し全教会の興廢に関する大問題を僅かに一、二ヶ年間に決定せんと企てたるは少しく早計に失したる嫌いがある。合同は一氣呵成になるものに非ず。全体に其の精神充實したる時期を見て決行すべきものである。

第四、以上孰れも不成功の原因であるが、其の他に尚有力な原因があると思う。即ち組合教会部内及びアメリカン・ボールド・ミッション部内の或る意外な方面から強烈なる反対の突発した事である。且つアメリカン・ボールド自らも最後に合同延



期勧告の電報を送ったのである。(編者云う、イムブリー氏の日本に於ける教会の合同と題する小冊子の中に、合衆国カリホルニア及びネブラスカの組合派は合同案に反対を表し、アメリカン・ボールドの委員は大阪会議の時、合同最後の決議を延期せよとの電報を送りしと云う。)

第五、当時組合教会に於ては会衆政治主義として總會に於て此の如き教会全体に関する事を議決実行する権能を有しなかつた。此も失敗の一原因であつた。爾來組合教会は此の点に就いて大いに考うる所ありしと見え、規則を改正し、現在に於ては立法権を有するものとなつた。云々。

組合教会牧師今泉真幸氏がその著「組合教会略史」に於ける記述は、以て同教会内の合併に関する事情を知るの便あり、記して参考に供す。

合併困難の要点は神学上にあらずして政治上にあつた。合併の草案が会衆主義の自由自治を没却するというのが合併反対論者の主張であつた。組合教会の先輩の多数は合併賛成で、新島先生及び先生に鼓吹された同志社教会の青年等が合併反対の急先鋒であつた。宣教師ではデビス師などは合併を憂慮した方であつた。兎に角合併の頓挫は新島先生の力であつたといつても過言でなからう。山口牧師の言によると、岡山の或る地方では、合併成就の為祈禱会を開いて居つたのが、その中に「合併はイカンのなそうな」という事で、祈禱会も中止した。それは合併賛成であつた岡山教会牧師安部磯雄氏が、京都に往つて新島先生の熱誠に動かされて、合併反対になつたからだとの事。

人或は新島先生が合併に反対したのは、利害から打算した為である、両教会合併の暁にはアメリカン・ボールドが果して是迄通り同志社を補助するかどうかを心配した為であると云う。之は全然間違ひである。余はその反対の事実を握つて居る。他でもない。先生は同志社教師の多数が合併賛成であるのを見て、若し愈々同志社教会が合併に賛成するとなれば、余は此の同志社を棄て北海道に赴いて第二の同志社を起こすべしと言われた。先生の合併反対には余一個としては賛成しないが、先生の反対は決して利害からでない主義から来たことと信ずる。云々。(山本秀焯「日本基督教会略史」)

## 結婚破談の理由

田村直臣

一致、組合両教会員の結婚遂に破談の悲劇に接した。其の理由は決して単純なものではない。私は最初から、反対の位置に立って居ったから、其の結婚破談の道行きに就いては、賛成者よりは遙かに能く知る事が出来た。組合教会も一致教会も、新島先生を無視したのが、其の理由の重なる一つである。新島先生は、組合教会に生まれ、組合教会の学校に教育せられ、組合教会に於て、按手礼を受け、教師となった人である。故に代議政治と会衆政治と一致する事の出来ない位は、誰よりも先に知って居られた。新島先生は、最初から反対の地位に立って居られた。第一結婚談の際も、デビス教師と共に委員となり、更に又破談の局に当たられた事は、よもや忘れはしまい。熊本バンドは、多数に依って、新島先生を棚に上げんとしたが、此の失敗を招いた大いなる理由である事は、今となって解らない筈はあるまい。熊本バンドは、憲法及び信条は、人物によって活用されるものであって、人物次第で如何ともなる。されば、憲法は、死物にして、教会の活動は、一に人物に依ると云うのが、彼等の主張である様に聞いて居った。此れに対して、一致教会の或る一派も、人物論を高調した。其の頃、私に一致教会と組合教会との人物の相撲番附を見せてくれた者があった。

海老名	植村	新島	押川
小崎	大儀見	宮川	田村
金森	井深	横井	木村

と、実に面白い組合せであった。

併し新島先生は、到底合併に対して首肯する事は出来なかつた。紐育に於て、長老教会と組合教会とが合併したが、合併後も、始めは会衆政治を使用して居ったが、後には長老政治に変わった。かくて、米國紐育州に於て、組合教会が、一、二を除く外は、長老主義の教会に呑込まれた。此の時から活例を目撃し、同じ結果を我が國に生む事を能く知って居られた。

新島先生は主義の人であった。此の点に於て、先生の心情を疑うは、実に怪しからぬ事である。結婚が成らんとして、右に傾き始めた第一は、同志社の教会であった。同志社の学生は、先生の至誠に動かされた。彼等は何処までも、会衆主義を主張し、

教会の自由及び自治を叫んだ。

第二に動き初めたのは、民友社の社員を中心とせる靈南坂教会であった。私は屢々人見一太郎、大西祝、竹越与三郎諸氏と互いに氣脈を通じて、私の二階の部屋で、集會を開いた事があつた。彼等を通じて、組合教会の内情を能く探る事が出来た。組合教会總會が、結婚將に成らんとする場合に於て、憲法に對して、根本的修正を加へた事を見ても、飽迄會衆主義を去る事は欲しなかつた。口には、信條は組合教会に譲り、憲法は一致教会に譲り、此れに依つて、互の一致合同を計るとは云うて居つたが、「さあ」と云う場合になると、美くは行かなかつた。

第二の大きい理由は、何処の國に於ける宗派の合同を見ても、一年や二年やでなつた例は一つもない。加奈陀に於ける各派合同の話も、二十年も耳にして居るが、未だに其の功を奏さない。其れを二年や三年やで物にしようとしたのは、事を急いで、為挫つた好き実例である。

第三の理由は、一致派の者は、若し一致、組合の兩教会さえ合同すれば、他の宗派は、自ら頭を下げて、不得已、我が合同に加わるに相違ないと云う淺薄な考えを有して居つた。此れは實に他の宗派を見下げた考えであつた。他の宗派の人々は、其の考えに對して、決して心地よき感を持つて居らなかつた。彼等は反對に一致、組合兩教会の合同が不調に終わらん事を祈つた。以上述べた三つは、結婚不成立の結果を來たせしめた重なる理由であるに違いない。(田村直臣「信仰五十年史」)

## 日基・組合合同憲法規則附録

### 菊田貞雄 井深先生關係資料第八冊

#### 「日基・組合合同憲法規則附録」

主降世一千八百八十七年五月東京ニ於テ開カレタル定期大会及ビ日本組合教会ニ於テ受ケラレタル合併草案ノ細条目ヲ

先方ノ委員ト商議ノ上編成セン為ニ我ガ大会ニ於テ立テラレタル委員ノ報告

日本基督一致教会ノ大会ハ一千八百八十七年五月東京ニ於テ開カレタル定期大会ニ於テ服部章蔵氏ノ動議ニ由リ左ノ決議ヲ為シタリ。

一致組合両会ノ合併ハ目下伝道上ト将来日本帝國基督教ノ大勢上ニ絶大ノ關係アル事ナレバ実ニ希望ニ堪ザル也故ニ今本大会ニ於テ五名ノ委員ヲ挙ゲ組合教会ノ委員ト商議シ合併ノ原案ヲ編成セシムルコト

右ノ決議ニ循ヒ大会ハ五名ノ委員ヲ撰定シ日本組合教会ニ於テモ又同様ノ委員ヲ撰定シタリ此両会ノ委員ハ協議ノ上一篇ノ合併草案ヲ編成シテ双方ノ議會ニ提出シタルニ「其大意ヲ是認スルヲ要スル耳」トノ教言ヲ追加シタル上双方ニ於テ之ヲ可決シタリ 我ガ大会ニ於テ為シタル処置ニ付テハ左ノ如ク記録ニ記載セリ

委員其草案ヲ讀ミ又意見ヲ述ブ 大会之ヲ受ケ逐条審議計究ノ後 藤生金六氏ノ動議ニ由リ右草案ノ全体ヲ受ルコトヲ可決ス

右草案ノ可決セラレタル後大会ハ ウキルリアム・イムブリー氏ノ動議ニ由リ左ノ決議ヲ為シタリ

合併草案ノ細条目ヲ作ランガ為ニ議長ノ指名ニ由リ此二十名ノ委員ヲ挙ル事、可決 右委員ハ細条目ヲ作りテ之ヲ出版シ臨時大会ニ之ヲ提出シ大会受認セシ上之ヲ各教会ニ配付シ後六ヶ月ヲ経テ再ビ臨時大会ニ於テ之ヲ決定スル事可決

右決議ニ循ヒ大会ハ十名ノ委員ヲ撰定シ組合教会ノ總會ニ於テモ又同様委員ヲ撰定シタリ 而シテ此兩委員相合シテ二十名細条目編成委員ナル者ヲ組織シタリ

便宜ノ為此二十名ノ委員ハ東京及ビ其近傍ニ住居スル者ヲ以テ副委員トナシ既ニ可決セラレタル所ノ合併草案ニ從ヒ教会政治及ビ教理ノ規條ヲ編成シ然シテ後二十名ノ委員會ニ提出スルコトヲ命ジタリ而シテ此副委員ト亦更ニ其中ヨリ四名ヲ挙ゲテ起草委員ト為シタリ起草委員ハ直ニ其業務ニ從事シ會合スルコト十日間其後亦更ニ會合スルコト二回且十數回ノ通信贈答ノ後殆ンド半ヶ年ヲ経テ漸ク其業ヲ成就シ起草委員一致之ヲ可決シタリ。

然シテ後此草案ヲ印刷ニ附シ各副委員ニ配達シ各自私カニ之ヲ熟考スルニ適當ナルノ時日ヲ与ヘタル後一千八百八十八年一月十三日ヲ以テ東京ニ副委員ノ會議ヲ開キタリ而シテ會合スルコト二日逐条審議遂ニ或修正ヲ加ヘタル後全会一致之ヲ可決シタリ。

此ノ如ク修正ヲ加ヘテ可決セラレタル草案ヲ又更ニ印刷ニ附シテ之ヲ二十名ノ委員ノ各員ニ配達シ而シテ一千八百八十八年二月九日ヲ以テ大阪府ニ委員會ヲ開キタリ、二十名ノ委員中會合セル者十七名始ヨリ終ニ至ル迄全ク一致和合ヲ以テ會合シタルコト五日間而シテ一条一句毎ニ此草案ヲ審議シ或修正ヲ加タル後終ニ全会一致之ヲ可決シタリ、然ル後ニ之ヲ出版委員ニ托シ文章ヲ修正シタル後印刷ニ附スル事ヲ委ネタリ。

終ニ委員等謹テ一言ヲ呈セント欲ス、今大会ニ提出セントスル報告ハ數多ノ日月ヲ費シ且本邦及ビ外國ニアル者ノ許多

ノ祈禱ニ由テ成レルモノナリ、是故ニ冀クハ日本基督一致教会ノ諸教師及ビ諸會員ハ向六ヶ月ノ間耐忍シ且神ニ祈禱シテ之ヲ熟察シ玉ハンコトヲ、是委員等ノ伏シテ願フ所ナリ細条目ハ則チ載セテ別冊ニアリ。敬白。

一千八百八十八年五月二十二日

一致組合両教会合併草案細条目編成委員長

ウキルリアム・イムブリー

日本基督一致教会大会議長貴下

附記

(い) 合併原案編成委員は一致教会大会よりは井深梶之助、押川方義、植村正久、吉岡弘毅、ウキルリアム・イムブリー、組合教会總會よりは宮川経輝、伊勢時雄、金森通倫、松山高吉、デー・シー・グリーンなり。

(ろ) 合併草案細条目編成委員に大会よりはウキルリアム・イムブリー、井深梶之助、植村正久、三浦徹、押川方義、瀬川浅、エー・ロゼー・ミロル、シー・エム・ヒンヤル、アル・ビー・グリナン、熊野雄七、總會よりは宮川経輝、金森通倫、小崎弘道、伊勢時雄、海老名弾正、松山高吉、ゼー・エル・アトキンソン、オウチス・ケリー、デー・シー・グリーン、湯浅治郎なりしがグリーン、ケリーの二氏は十二月に米國に帰省したるが故にジ・オルヂ・オルチン、デー・ダブリー・エー・ラルネッド其欠を補ひたり。

(は) 副委員は大会よりは井深梶之助、植村正久、三浦徹、

エー・ロゼー・ミロル、ウキルリアム・イムブリー、總會よりは小崎弘道、伊勢時雄、海老名弾正、湯浅治郎、デー・シー・グリーンなり。

(に) 起草案委員は大会よりは井深梶之助、ウキルリアム・イムブリー、總會よりは伊勢時雄、デー・シー・グリーンなり。

(ほ) グリナン、海老名、湯浅の三氏は不得止事故ありて大阪の委員会に会合することを得ざりき。

(へ) 出版委員は大会よりは井深梶之助、植村正久、ウキルリアム・イムブリー、總會よりは小崎弘道、デー・ダブリー・ラルネッドなり。

出版委員はゼー・シー・ヘボン、ジー・エフ・フルベッキ両博士の校閲を請ひたるに両氏共に之を承諾せられたり。

明治二十一年五月二十二日印刷

印刷者 東京麻布笹笥町三番地 井深梶之助

印刷所 東京都京橋区紺屋町二六七番地 秀英舎

〔これは佐波巨氏所有の写本より書取りたるものなり。〕

### 「日本基督教会憲法並細則附録」

#### 憲法 目次

第一章 教会、第二章 教理、第三章 礼拝、第四章 政治、第五章 諸教会、第六章 部会、第一条 議員、第二

第一篇

第一章 教会

条 権限、第三条 試補者の允可、第四条 監督の按手札  
 第五条 監督の退職、第六条 牧師の就職、第七条 牧師  
 の解職、第八条 教会の建設、第九条 教会の加入。  
 第七章 聯合、第一条 議員、第二条 権限。  
 第八章 總會、第一条 議員、第二条 権限。  
 第九章 戒規、第十章 上告、第十一章 憲法の改正。  
 細則目次  
 第一章 部会概則、第二章 教会建設の手續、第三章 聯合  
 概則、第四章 總會概則、第五章 審問、第一条 諸教  
 会審問、第二条 部会審問、第一節 審問の順序、第二節  
 審問概則、第三条 上告審判會議審問、第一節 審問の順  
 序、第二節 審問概則、第四条 再審問、第六章 細則の  
 改正。

附録目次  
 第一章 諸教会内治の組織、甲号、乙号  
 第二章 按手札式  
 第三章 牧師選挙の手續  
 第四章 牧師の就職式  
 第五章 牧師解職の手續  
 第六章 附録の改正  
 憲法

一、神は万国民の中より大衆を集め、之によりて今より後の世々、その恩恵と智慧の勝れて豊かなることを顕はし給はんとす。是れ即ち活ける神の教会、キリストの身、聖靈の殿、万の物を以て万の物に満たしむる者の満る所なり。此の數へ難き大衆は國々世々の聖徒等より成立つものなれば、之を名けて聖なる公同教会といふ。又此の教会に属するものを定かに識るものは、只だ人の心を知り給ふ神のみなれば、目に見えざる「一頁」教会とも称するなり。

二、目に見ゆる公同教会は父と子と聖靈、即ち永遠に頌むべき独一の神を礼拝し、之に事ふることを言ひ著す、全世界の民より成立つものなり。

三、一個の教会は目に見ゆる公同教会に属する人々の、神を拜し、潔き生活を為し、キリストの國を拓めんがために、或政体の下に結合したるものなり。

第二章 教理

旧新両約聖書に記されたる神の言は、信仰および行状に係る無二の誤りなき法則なり。(是故に教会は、往時より屢々、聖書に示されたる要理を陳述したることあり)

此の如く古への世より伝はりたるものの中には使徒信条およびニカヤ信条あり。日本基督教会は此の二個の信条と福音同盟会の條款とを以て信仰簡条となす。「次に使徒信条、ニカヤ信条、福音同盟会條款續く」〔三頁―八頁〕

稍近き世に至り、我等に伝はりたる信仰簡条の中にはウエス

トミニステル問答、ハイデルベルグ問答、プレマス告文あり。此等も日本基督教会の貴重する所、皆曾て高尚なる目的を成就したるものなり。今日においても信徒を教へ導きその徳を建しむるにおいて大に価値あるものなり。〔八頁〕

〔追加。憲法第二章末段（八丁）に「此等も日本基督教会の貴重する所」といふ言あり。或は之に代て「此等も日本基督教会の貴重する所にして其大意を是認するを要す」と為すことも亦此に組合教会の總會及び一致教会の大会に提出す。是れ合併草案の教理上の基礎中に此等の文字あればなり。然れども両教会の委員は之を推薦せざるなり〕〔九十九頁〕

#### 第四章 政治

使徒教会の職員は使徒（路加六の十三）監督即長老（前提三の一より七、同五の十七、提多一の五より九、行伝二十の十七より二十八）及び執事なり（行伝六の一より六、前提三の八より十三）

左れど新約聖書は教会を治る制裁に付ては特（九頁）に命令指定する所なし。只大体の事実を示し、その原則を推知せしむるのみ。日本基督教会は諸教会、部会、聯合、總會に由て政治を行ふは、此等の原則に適へるものなりと思惟す。

#### 第五章 諸教会

次の数章に於て諸教会は、或る事項を行ふの権を部会、聯合、總會に委託せり。此に委託せざる権は教会各自の保有するものとす。教会は各自の適宜と認むる所に循つて、其内治

の組織を立ることを得。（各教会に推薦せられたる内治の体裁は載せて附録第一章にあり）

左れど何れの場合に於ても、部会、聯合に代員を出すの予備を為すべし、又年報を部会に差出すべし。〔十頁〕

#### 第六章 部会

##### 第一条 議員

一、部会は其部内にある各教会の代員一名及び凡の監督より成立つ

二、部会は他の教会（「会へ派トナスベン」との鉛筆にて書入れあり）に属する監督をして入会せしむることを得。然れども入会せんと欲する監督は先づ日本基督教会の憲法に同意するを要す。又成るべくは転會書を差出すべし。

三、牧師に非ざる監督は試補者の允可、按手礼、戒規に限り投票するの権あり。

四、日本基督教会と協力する諸伝道会社に属〔十一頁〕する外国宣教師は其職柄により、部会の員外議員となることを得。又発論動議の権を有し、且正議員の如く、凡ての委員に選挙せらるることを得。

##### 第二条 権限

部会に委託せられたる権左の如し。

試補者を允可する事、監督の按手、就職、退職及び戒規を司る事。教会を新設し並に加入せしむる事。其部内にある教会に補助を与ふる事、總會に代員を出す事、教会の上告を判

決する事。但聯合の上告審判委員に其事を托せられたる時は此限に非ず（部会概則は細則第一章にあり）〔十二頁〕

## 第七章 聯合

### 第一条 議員

一、聯合は三個以上の部会を包含する一区域にある各教会の代員一名と凡ての監督より成立つ。〔二二頁〕

### 第二条 権限

聯合に委托せられたる権左の如し。

一、聯合は内国伝道局を設立することを得。

二、聯合は基督教主義の諸科の学校及び神学〔二三頁〕校を設立し、又は之と關係を起すことを得。

三、聯合は部会を設置し其区域を定め、其の記録を検閲し、又總會の上告審判委員に委任せる場合の外は部会の告を判決することを得。

四、聯合は上告審判委員を選定することを得。但此委員の事務は次に述る所に限る〔以下略〕〔二四頁〕

## 第八章

### 第一条 議員

總會は各部会に於て選挙したる同数の代員及び監督を以て組織す。各部会は三教会毎に代員〔二五頁〕一名並に監督一名を挙て惣代となすべし……

### 第二条 権限

總會に委托せられたる権左の如し。

一、總會は日本基督教会の事業に關して報告を受授し、且適當と認むる処置を勧告し、聯合、部会、諸教会を通して、真と義とを維持し、聯合を設立し、其の上告を判決することを得、又外国伝道局を設立することを得。〔二六頁〕

二、總會は上告審判委員を選挙することを得、但此の委員の事務は次に述る所に限る。〔以下略す〕〔二七頁〕

## 第九章 戒規

二、所管 凡そ監督は一教会の會員たると否らざるとを問はず、所屬部分の戒規を受くべし。監督たらざる者は皆その所屬教会の戒規を受くべきものとす（審問の手續は細則第五章にあり）〔以下略〕

## 附録

### 第一章 諸教会内治の組織 甲号

#### 第一条 職員

教会の職員は牧師一名執事若干名書記會計各一名並に安息日学校長一名とす。

#### 第一節 牧師

一 牧師は特に教会の靈魂上の事を負担す〔六五頁〕

#### 第二節 執事

一 執事は教会の貧者を顧み特別にその俗務を負担す。又教会の靈魂上の事に於て牧師を輔佐し教会に牧師なき時は説教及び聖礼典の執行に差支なき様準備を為すは其任なりとす。



〔六六頁〕

乙号

第一条 職員

教会の職員は牧師一名執事若干名及び代議長老若干名とす。

第一節 牧師

一 牧師は特に教会の靈魂上の事を負担す。

第二節 執事

一 執事は教会の貧者を顧み特別にその俗務を掌る事に於て教会を代表せん爲に選ばれたる職員なり〔七四頁〕

第三節 代議長老

一 代議長老は靈魂上の事を掌る事に於て教会を代表せんが爲に選ばれたる職員なり。而して此資格を以て部会、聯合、總

会の議員に選挙せられ又此資格を以て牧師とともに代員会を組織するなり。

二代議長老の選挙並に就職の法は執事になし。

第二条 代員会

第一節 職掌

一 代員会の職掌左の如し。部会、聯合に出づべき代議長老を選挙する事、教会に牧師なき時説教及び聖礼典の執行に差支ざるやう準備を爲す事、入会志願者を試験し且入会せしむる事、會員に転会を許す事、憲法及び細則に従つて會員の戒規を施行する事。又教会一般の靈魂上の事を顧る事。〔七六頁〕

明治二十一年組合教会臨時總會決議録

菊田貞雄 井深先生関係資料第八冊

合併確定延期の事

十一月二十三日午前。

二十四番杉山重義氏ノ勸議、組合一致両会合併ノ確定ヲ延期スルトノ説賛成者アリ、議長ハ先ツ今直ニ延期説ノ可否ヲ決スベキヤヲ問ヒシニ多数ヲ以テ可決シ次デ確定ヲ延期ノ可否ヲ問ヒシニ多数ヲ以テ確定延期ニ可決ス。

〔一頁〕

一致教会大会へ問安使を派遣

十一月二十三日午後。

本日後一致教会大会へ本会ヨリ二名ノ委員ヲ送り奥野昌綱、押川方義両氏ヲ使トシテ大会ヨリ問安セラレタル答礼ヲナサシムルニ決シ、議長ハ二番松山高吉十四番長田時行両氏ヲ指名ス。〔一頁〕

十一月二十五日晚餐礼の事

十一月二十四日午前。

一致教会大会ハ野辺、青木両氏ヲ委員トシテ明二十五日主  
日ニ於テ組合一致両会相共ニ晚餐礼ヲ守リ度旨申入レラレ  
タリ。議長ハ其諾否ヲ議場ニ問ヒシニ承諾スルコトニ決シ  
且ツ万事打合ノ為メ三名ノ委員ヲ指名スルニ決シタレバ議  
長ハ十二番亀山昇二十一番辻密太郎三十番堀貞一ノ諸氏ヲ  
指名ス。〔三頁〕

一致大会ハ延期申送る事

十一月二十八日午前。

三十五番村上俊吉氏ノ一致教会ハ昨日閉会シタル由ナレバ  
議長ヨリ手紙ヲ以テ確定延期ノ旨ヲ申送ラレタシトノ議滿  
場異見ナクシテ可決ス。并ニ其文面モスベテ議長ニ任スコ  
トニ決ス。〔四頁〕

合併委員撰挙の事

番外宮川経輝氏ハ二十三日〔十一月〕ノ決議中起草委員ハ  
其儘存シ置云々トアル起草委員ハ全ク合併委員ト同一ナル  
モノナルコトヲ述ベ是ニテ全ク起草委員ト合併委員トフ分  
タシハ間違ナリシコト判然シタルヲ以テ之ヲ取消スベキヤ  
又ハ起草委員ヲ合併委員ト書換ユベキヤヲ討議センカ 多  
數ヲ以テ前決議ヲ取消スコトニ決ス。

番外金森通倫氏ノ合併委員解職問題トナリテ全ク解職  
ニ決ス。番外海老名弾正氏ノ合併委員ヲ選定スルハ必要ナ  
リトノ説問題トナリ遂ニ左ノ権限ヲ定メテ七番花鳥健記氏

ノ十名ヲ選ビ内七名ハ日本人トシ此總會ニテ選挙シ他ノ三  
名ハ外国教師トシ日本委員ヨリ「ミッシュン」ニ依頼シテ  
定ムルコトニ決ス。

合併委員ノ権限 合併確定ヲ来年五月迄延期スルコトヲ  
各教会ヘ掛合又憲法ノ説明ヲ与ヘ某月某日迄ニ各教会ヨリ  
送り來ル意見ヲ参考シ確定會議ノ参考ニ供スルガタメ〔四  
頁〕憲法修正案ヲ作り又一一致教会ノ模様ヲ問合セ組合教会  
ノ事情ヲモ通ジ又「アメリカンボード」ヘ日本基督信者ハ  
斯ク々々ノ意見ヲ以テ合併セントスルノ意見ヲ通ジ「アメ  
リカンボード」ノ意見ヲ聞ク事。

前議決ニヨリ合併委員ヲ選挙ス。宮川経輝（三十一點）  
小崎弘道（三十一點）伊勢時雄（二十九點）海老名弾正（二  
十九點）金森通倫（二十五點）市原盛広（二十二點）松山  
高吉（十八點）ノ諸氏当選ス然ルニ市原氏ハ辞退セシニヨ  
リ次点本間重慶氏補欠ス。

一致大会への延期通報

議長ハ決議ノ次第二ヨリ左ノ書面ヲ一致大会議長ニ送リタ  
リ。

謹啓今般大阪ニ於テ我組合諸教会之臨時總會相開候ニ付  
テハ予期ノ如ク一致組合兩教会合併之儀ニ付終結之御談  
判ニモ可及候処無拋事情有之右事件ニ関スル〔五頁〕終  
結之決議ハ来年五月マデ延期致候事ニ確定仕候間昨遺憾  
此段拜報仕候何卒不惠御了承被下貴会員各位ヘ宜敷御披

露被成下度候也願クハ神ノ恩寵尚益々御会ノ上ニ加ラン  
事ヲ。頓首再拜。

明治二十一年十一月二十ノ一日

組合教会臨時總會議長

市 原 盛 宏 印

一致教会大会議長

井深梶之助殿

右回答書ハ左ノ如シ

本年十一月二十八日付之貴墨本月七日正ニ落手拜読仕候  
然ル処今般大坂ニ於テ開カレタル組合諸教会ノ臨時總會  
ニ於テ組合一致兩教会合併ノ儀ニ付終結ノ御談判可有之  
管ノ処無拋事情有之終結ノ議決ハ来年五月迄御延期ニ相  
成候趣正ニ承知仕候扱今般貴会ニ於テ右ノ事件ニ付終結  
ノ御決議ニ至ラザリシハ如何ニモ残念ニ存候得共畢竟ス  
ルニ或ハ其ガ為メ反テ相手方ノ事情モ相通シ又今後之利  
益モ一層明白ニ相成リ来年五月ニハ神ノ恩寵ニヨリ必ズ  
双方満足ノ合併出来可申ト〔六頁〕確信シ且ツ祈禱罷在  
候右御回答迄如此ニ御座候 敬白

明治二十一年十二月十日

日本基督一致教会大会議長

井 深 梶之助 印

組合教会臨時總會議長

市 原 盛 宏 殿 〔七頁〕

〔註・この臨時總會は明治二十一年十一月二十三日以降大  
阪市西区江戸堀北通一丁目大坂教会に於て開催せられた  
るものなり〕

一致組合教会合併延期の次第

明治二十一年十一月二十三日午前。

二十四番(杉山重義・前橋・原市)唯今事務員ノ説ニヨレ  
バ委員へ申出ナキニヨリ関東諸教会〔東京第一、番町、安  
中、北甘菜、前橋、原市、西群馬〕ノ延期願ハ取次レザル  
様ナリ是レ久シキ前ニ此事ヲ議決シ草案委員、各教会へハ  
通報センモ多忙中事務委員へ申出ルコトヲ忘レタルナラン  
予ハ其中ノ一教会ノ委員トシテ来リ今日ニ於テモヒ教会ノ  
輿論ハ依然トシテ動カザルナリ。嘗テ此度ハ終結ノ今ト思  
〔十二頁〕ヒシニ今日ノ如ク未ダ十分憲法ヲ調査セズシテ  
ハ到底満足ノ議決ト結果ヲ得ル能ハズト思ヒテ延期ヲ申出  
シナリ、故ニ終結スルコトハ止メラレタシ今更ニ之ヲ議場  
建議ス、〔七番、花島健記、同志社教会〕関東七教会及ビ  
関西十教会〔同志社、神戸、三田、天城、中條、今治、松  
山、小松、落合、福岡〕ハ延期説ヲ唱ヘテ中ニハ委員ヲ出  
サザル所モアリ、故ニ今日ハ完全ナル議會ヲ開クコト能ハ  
ズモシ此儘議事ニ進ムコトアリテハ我組合教会ノ精神ニ戾  
ルナリ、今二十四番ノ建議モアリタルコトナレバ初メニ會  
議ノ性質ヲ極メラレタシ其性質ニヨリテハ予ハ或ハ列席ス

ルコト能ハザルベシ。〔十三頁〕

〔二十六番、伊藤猛、大坂〕諸教会ノ精神ハ明カニシテ今日ノ模様ニテハ非一致ノ傾キアリト云フモ可ナラン徒ラニ無用ノ言ヲ止メ其精神ニ基キテ速カニ此事件ニ決セラレタシ。

〔議長、市原盛宏、宮城〕最早決ヲ取ルベシ此度ハ憲法中細条目ニ涉リ確定議ヲナス積リナリシモ準備ナキ故延期致シタシトノ二十四番〔杉山重義〕説ニ段々賛成アリテ議題トナレリ之ニ同意ノ方ハ手ヲ挙ゲラレヨ、多数(二十八名)ヲ以テ二十四番ノ確定延期説ニ可決ス尚ホ念ノ為メ確定会同意者ノ数ヲ問ヒシニ一名モ手ヲ挙ル者ナシ〔十八頁〕

明治二十二年五月迄延期

〔二十五番、吉東次武、大坂〕何時マデ延期シテモ別ニ良キ考ヘハ出デザルナレドモ中ニハ予ノ如キ愚昧ナル者アレバ少シハ是等ノタメヲモ考ヘテ賞ヒタシ、一体我々組合教会ハ頗ル自由主義ヲ重シ是迄自治政ノ下ニ在リシ者ナレバ以來此憲法ニヨリテ縛セララルトキハ不自由千万ナル様思フ、而シテ我大坂教会ノ如キハ憲法ヲ受取リテ順次ニ廻シタレドモ十分ニ取調ブルコト能ハザリキ又之ヲ見ルニ是レ神慮ニ合ヘル政治ナルカト疑フベキ者アリ、又此頃ギユリキ教師ノ手紙ヲ見テ大ニ感ズル所モアレバ旁十分研究ヲ加ヘザル可ラズ左モナクシテ無理ニ推シ付ケテ同意サスルコトハ不可ナリ〔二十九頁〕

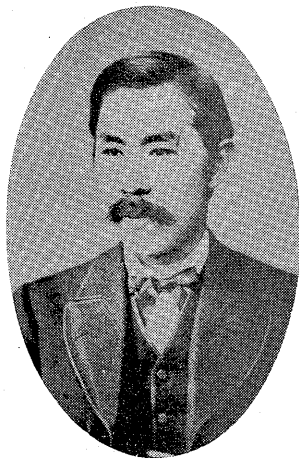
〔二十二番、松尾音次郎、西群馬〕真実憲法ヲ取調ブルトキハ来年五月マデニ十分ナル準備ヲナシ得ベシ。

〔三十五番、村上俊吉、兵庫〕サキニ一年ホド延期スベシト云ヒシモ改メテ来年五月迄ノ説ヲ賛成スベシ。二十六番〔伊藤猛、大坂〕本員モ改メテ来年五月迄ノ延期説ニ同意スベシ。

議長決ヲ取ル二十三年マデ延期スルトノ説ハ賛成者ヲ失ヒシニヨリ消滅シ多数(二十七名)ヲ以テ來ル二十二年五月總會マデ延期スルコトニ決ス〔三〇頁〕

合併とアメリカン・ボード

〔明治二十一年十一月二十四日午前九時十五分ヨリ議事ニ入ル〕番外、新島襄、奈良〕余ハ總會ニ向テ一ノ建議ヲ致シタキ事アリ即チアメリカンボードニ関スルコトナリ、今度我等ハカク合併ノ事件ヲ議セルニ猶ホ未ダ此事ニ就キ公ケニ



新島襄

彼社ニ通知セザル由ニテ謂ハバ彼社ヲ度外ニ置キテ我日本組合教会ガ勝手ニ合併ノ事ヲ議セ「三八頁」ルガ如シ前日公ケニセラレタルギユリキ氏ノ合併ニ関スル議論中ニモ亦此事ヲ載セタリ今我等ハ彼社ニ公ケニ通知シテ相謀ルノ義務ナキヤ否、夫レアメリカンボードガ昨年中外国伝道ノタメ費セル金額中殆ンド其四分ノ一ハ我國ノタメニセリト聞ク、我等ハ厚意ヲ受ケナガラ如何デ之ヲ等閑ニ付スベキゾ必ズ彼社ニ通知スベキ筈ナルベシ、其他西京同志社ガ今後彼社ニ於ケル關係ノ如キモ余ノマタ議ラントスル所ナレドモ是等ハ此臨時總會ニテ議定スベキ者ナルカ將タ来年五月通常總會ニテ議定スベキ者ナルカラ知ラズ、兎ニ角一応彼社ニ通知スルコトハ至当ノ事ナリト信ズ「三〇頁」

〔明治二十一年十一月二十四日午前十時四十五分。懇談會、議長金森通倫〕午後一時三十分開會。

會長ハ先ツ宣教師ニ向ヒ合併ニ関スル意見ヲ陳述セラレンコトヲ求ム。

### デフホレスト

「アメリカンボード」ト日本組合教会トノ關係ニ付テハ粗ボ諸君ノ知ラルル処ナルモ其關係ノ實際ニ付テハ或ハ委ク之ヲ知ラザル諸君モアルベケレバ茲ニ之ヲ陳述スベシ。第一「アメリカンボード」ガ宣教師ヲ諸方ニ送ルハ決シテ「コングリゲーション」派ノ人ノミヲ以テスルニアラズ。一致、監督、メソヂスト、其他諸宗派ノ人モ「五〇頁」ア

レバ我等ハ単ニ「コングリゲーション」派ノ主義ヲ以テ相談スルコト能ハズ又彼ノ同志社ノ如キモ十五年前新島氏ガロットランドニ於テ「アメリカンボード」年会ノ節日本ニ基督教主義ノ学校ヲ設立センコトヲ望マレシニ滿場其熱心ニ動サレ立ドコロニ五千余円ノ金ヲ寄附スルノ約束成リタリシガ其第一ニ寄附セシハ「プレスビテリアン」派ノドツチ氏ナリ又彼ノ二弗ヲ寄附セシ一老婆ノ如キモ恐ラク「バプテスト」或ハ其他ノ宗派ノ人ニシテ「コングリゲーション」派ノ人ニアラザリシヤモ知ルベカラズ。然ラバ一人モ宗派ヲ問フテ寄附シタル人ニアラズ。「アメリカンボード」ノ主義トスル処ノ寛キコト此ノ如シ、尚ホ此外ニ「ユニテリアン」派ノスエツト氏ノ如キハ該社ノ此寛キ精神ヲ愛デ其死期ニ臨ミ五十万円ヲ寄附セリ、因テ思フニ或人ハ合併ノ後同志社ノ事又ハ日本伝道ノ事ハ如何ニ成行カント心配スル者アレドモ是ハ従前ノ如クニテ合併後ト雖ドモ更ニ心配スル所ナカルベシ、反ツテ彼ノスエツト氏ノ如キ人アリテ其精神ノ寛キヲ賞シテ尚多クノ金員ヲ寄附スルヤモ計リ難シ、故ニ同志社及ビ伝道会社ノ事ヲ杞憂スルハ恰カモ出靈ヲ見ルガ如シ。出靈ハ五感ノ一ヲ以テ之ヲ見レバ有ルガ如ク見ユレドモ五感ノ總テヲ以テ見ルトキハ忽チ消失スル者ナリ。同志社及ビ伝道会社ノ事モヨク其全体ニ眼ヲ注メテ見レバマタ此ノ如クナラン。

サテ又此合併事件ニ付テ宣教師ヨリ「アメリカンボード」

ニ報ゼンヤ否ヲ問フ人アランはハ皆一々「ミッシン」ノ三人ノ委員ヨリ報ジタル事ナリ。

今年彼ノグリーブランド年会ノ節モ報告委員ヨリ之ヲ報ゼシニ一人ノ之ニ反対スル者ナク彼ノ有名ナルノール氏ノ如キハ日本伝道上ノ報告委員トナリテ左ノ如ク云ヘリ。曰ク日本〔五一頁〕ニテハ組合教会ガ一致教会ニ併合セラルルト云フガ如キ説アルヲ聞ケドモ、モシ果シテ然ラハ寄々彼ヨリ呑ルルコトアリトスルモ我ヨリハ毫モ此ノ如キコトナカランヲ望ム云々。又曰ク日本ニ在ル宣教師等ガ熟考ノ上賛成シタル合併ナレバ我等ハ決シテ之ニ対シテ反対スルノ意見ナシ。是レ我等ハ宣教師等ヲ信ズルノ厚クシテ其輕挙無謀ノ合併ヲ為サザルコトヲ認知スレバナリ云々。然ルニ二三日前後ノ事務委員ヨリ合併延期ヲ望ムノ電報アリシハ未ダ其理由ノ何タルヲ知ルニ由ナント雖ドモ、恐クハ多数ノ信徒ニハ狭隘ナル心ヲ持ツ人アリテ彼ノ併呑ノ如キ説アルヲ聞キ之ヲ憂フル人アレバ或ハ是等ノ人ヲ満足サセングタメ暫ク延期ヲ申送りシ者ナルカ不日其確カナルヲ知り得ベシ。

予ガ合併事件ニ関シ抱ケル意見此ノ如シ諸君ノ中ニハ昨日純粹ノ「コングリゲーション」主義ヲ主張セラレシ人アリシガ、モシ我等ニ対シテノ義理立ニセンコトナラバ我等ハ反ツテ有難ク思ハザルナリ云々〔五二頁〕

ゴルドン

……予ハ日本ニ在ルコト十六年其間「コングリゲーション」派ノ人々ト共ニ働キ居レドモ元来予ハ「カンベルラントブレスピテリアン」派ニ屬セル者ナリ……〔五六頁〕……予ハキリスト教会ノ歴史ヲ讀ム毎ニ最モ悲歎ニ堪ヘザルコトハ人心ヲ救フノ大目的ヲ第二トシテ々々タル儀式礼典衣服神學ノ差異ニ抱泥スルヲ第一ノ目的トセルコトナリ。

故ニ予ノ今諸君ニ向テ切ニ望ム所ハ他ナシ昨日ノ會議ニ於テ合併可否ノ決議ヲ鄭重ニスルガタメニ来年ニ延期セラレシコトハ固ヨリ満足ニ思フ所ナレドモ唯諸君ガ之ヨリ憲法ヲ取調ラルルニ当リ合併ニ妨害トナルベキ点ニノミ注目スルコトナク、マタ人心ヲ救フノ大目的ヲ忘レ給ハザルコトナリ、ソレキリスト教ノ目的ハ教会ノ政治ヲ第一トスルニハアラズ人ノ罪ヲ救フヲ以テ最大目的トセザルベカラズ而テ今此合併ハ人ノ罪ヨリ救フノ一方法タルニ過ギザルナリ。因テ予ハ思フ合併ニシテ反ツテ不都合ヲ醸シ此目的ヲ達スルコト能ハザレバ厭迄モ合併セザル方宜シカルベシ云々〔五七頁〕

シドニー・キユリキ

……此度一致組合併ノ如キモ能ク其目的ヲ達シ得ベキヤ否ヤヲ考フルハ頗ル大切ノ事ナルヲ信ズルナリ。之ヲ研究スルガタメニ今茲ニ四個ノ問題ヲ設クベシ。

第一 組織体ノ合同一致ハ望ムベキ者ナルヤ否ヤ。

第二 此ノ如キ相違セル制度ノ兩教会ノ合併ハ成就スベ

キ者ナルヤ否ヤ。

第三 一致組合両会ノ合併ハ望ムベキ者ナルヤ。

第四 此憲法ニヨリテ果シテ合一ニナルコトヲ得ベキヤ先ヅ(第一)組織体ノ合同一致ハ之ヲ望ムベヤ否ニ付キ其利益トスル所ト否ラザル点トヲ对照セバ……夫レ大ナル教会ハ政治上ニ於テ運動上ニ於テ〔六四頁〕不自由ヲ感ズルコト多クアリ。又腐敗ガ自然教会ノ中ニ入り易キコト共ニ歴史上ニ於テ判然セルコトナリ。モシ教会ガ分立セルトキハ運動ハ小ナルモ動クニ自由ヲ得且ツ腐敗ヲ防グニ容易ナリト云フベシ……

元來神ガ人ヲ造リ給フニ同一ノ者ヲ造リ給ハズ各自皆其性質ト意見ヲ異ニスルヲ以テ又其己ガ好ム所ノ性質ノ相違スル教会ニ附属スルヲ好ムハ理ノ当然ナレバ其人ノ性質ニ適シタル数多ノ宗派アルハ実ニ人間ニ取リテノ恩ミト云フベシ……〔六五頁〕

(第二) 此ノ如キ相違セル制度ノ兩教会ノ合併ハ成就シ得ベキモノナルヤ。是等ヲ論究スルニ当テハ先ヅ組合教会及ビ一致教会ノ性質ヲ説明スルヲ必要トス。元來組合政治ナル者ハ各教会ガ十分ニ権力ヲ有チモシ事アル時ハ近傍ノ諸教会ヨリタダ忠告ヲ受ルマデノ事ナルモ長老政治ハ然ラズ。其權ヲ委托セル中會大會等アリ是ハ教師代員等ヲ組織セル者ナリ、今此ニ教会ハ外形ノ相違ノミナルヤ内心ノ相違ハナキヤト云フニ予ハ内外共ニ相違セル者ト思フナリ、

モシ法庭ニ權アリカリスレバ則チ長老主義ナリ。法庭ニ權ナク忠告ノミニ止ルトセバ組合主義ナリ、先ヅ仮リニ此教会ヲ合併シ得ル者トスルモ其合併ハ恰カモ水ト油トノ合併ニ均シク動揺セル間ハ互ニ相合スルモ一度静止スル時ハ再ビ分離スベシ。故ニ予ハ思フ、此合併ハ自然或ハ部分ノ合併スルコトアルモ又或ル部分ハ異ナル有様ヲ持ツ者アリテ到底此合併ハ永続スベキ者ニアラザルベシト〔六六頁〕

(第四) 憲法法案ノ通ニテ合併ハ望ムベキ者ナルヤ否ヤ。

(第一) 予ハ此憲法ヲ調査スルニ当リ大ニ組合主義モ含有セルコトヲ認メタルモ先ヅ大体ニ長老主義ノ者ト云ハザル可ラス。故ニ長老派ノ人ハ此主義ヲ斯ク速ヤカニ贊成〔六七頁〕シタル訳ナラント考ルナリ。モシ此憲法ニ組合主義ヲ沢山含ミタルコトナレバ何ゾ斯ク速カニ此憲法ヲ贊成スルコトアラシヤ……〔六八頁〕

デピス

……初メ合併論ノ起ルヤ〔六九頁〕予ハ余程困難トハ思ヒシモ全ク出来ザルコトトハ思ハザリキ。然レドモ憲法草案ヲ見ルニ至リテ此ノ如キ外部ノ合併ハ宜シカラザルコトト思ヒモシ此方法ニ由ラズバ合併出来ズトセバ、タトヒ外部ノ合併出来ザルモ心靈上益ス堅固ナル合併ヲナスノ必要ヲ感ジタリ。則チ内部ノ合併トハ彼ノ日本基督教徒同盟ノ如キ者ニシテ互ニ其教会ハ異ルモ相共ニ親睦シ又共ニ晚餐

礼ヲ守ル等ノコトナリ。……予ハ「アメリカンボード」ヨリ遣ラレ日本ニ在ルコト既ニ十五年ニ及ベリ。サテ初メ此國ニ來ルヤ宗教政治ノ傳播ヲナスタメニアラズ。タダ福音ヲ伝ルヲ以テ先務トナセリ。而シテ今予ハ此憲法草案ヲ見ルニ大ニ在來ノ組合主義トハ變レル者ト思フナリ。然レドモ之ヲ以テ合併ヲ成就シ得ベシトセズ。一個上ヨリ予ハ毛頭之ヲ拒ミタキ精神ハアラザルナリ。サレドモ「アメリカンボード」ヘ予ノ關係ヲ持テル上ヨリスル時ハ此憲法ヲ以テ合併スルコトヲ奨メントハ思ハザルナリ。如何トナレバ「アメリカンボード」ノ主義タル甚ダ寛ク其傳教中ニ宗派心ハ少モ挾マザル管ナルモ三十年前ノ「アメリカンボード」ト今日ノ「アメリカンボード」トハ大ニ其体裁ヲ異ニセリ。即チ其會社ノ精神ハ今日ニ至テ尚ホ變ゼザルモ其三十年前ニ在リテ之ヲ組織シタリシ他ノ宗派ノ人々ハ各獨立シテ別ニ伝道會社ヲ組織スルニ至リシ故今「アメリカンボード」ヲ組織スル所ノ人ハ九分九厘強「コングリゲーション」ノ人々トナレリ。是レ予ガ此憲法ヲ以テ合併スルコトニ付キ今日迄黙シテ言ハザリシ所以ナリ。モシ又諸君ニシテ此憲法ヲ其僱用ヒテ合併セントセバ予ハタトヒ〔七〇頁〕「アメリカンボード」ヨリ棄テラルルモ予ハ永ク日本ニ留リテ諸君ト共ニ主ノ道ヲ伝フルヲ以テ畢生ノ目的トセリ。是レ予ガ諸君ニ向テ述ル赤心ナリ。

然レドモ一言ノ諸君ニ勸メタキハ(第一)ニ此合併事件

ニ付キ速カニ可否ヲ決セラレシコトナリ。タダ徒ラニ時日ヲ經過スルハ實ニ伝道上ノ利益ノ事ナルベシ(第二)此日本ノ憲法ハ日本人ニ適シタル者ヲ採用スルヲ專一トシ決シテ他國又ハ古代ノ物ヲ用フルノ必要ナキコトナリ。(第三)此度ノ合併ハ外部ノ合併ヨリモ心靈上ノ合併ノ必要ナルコトナリ。終ニ臨ンデ諸君ガ外ハ合併ヲ成就スルト否トニ拘ラズ基督ノ信徒ハ孰レノ派ヲ問ハズ信實親密ナル交際ヲ專ラトシ相互ニ力ヲ協セテ主ノ道ヲ傳ヘラレシコトヲ希望スルナリ云々〔七一頁〕

新島襄に使節を發す

(阿部政恒、神戸)我輩ノ信仰ノ父トモ云フベキ新島先生ハ病氣中ナレドモ之ニ付テ考ヘラルル所モアルベケレバ何カノ方法ヲ以テ其意見ヲ叩カレンコトヲ望ム。

(伊勢時雄)至極尤モナル事故三名ノ委員ヲ派シテ先生ノ意見ヲ聞カン。

(市原盛安)入費モ掛レバ三名ヲ二名トシテ可ナラン。

會長ハ決ヲ取りシニ委員ハ議員中ヨリ二名ヲ選舉シ旅費ハ事務委員ヨリ支弁スルコトニ決ス、而シテ安部磯雄(十三點) 杉山重義(十三點)ノ二氏委員ニ當選セリ。

十一月二十七日午前九時(七三頁)十七分ヨリ懇談會ヲ開ク。

(杉山重義)予ハ昨日西京ニ至リ新島氏ノ意見ヲ聞ケリ。氏ハ病氣ノタメ本會ニ臨ム能ハザルモ本會ヨリ殊ニ委員ヲ遣ハシタル厚意ヲ謝セラレタリ而シテ其意見ハ安部(磯



雄】氏ヨリ諸君ノ前ニ復命スベシ。

〔安部〕新島先生意見ノ大要ハ左ノ如シ。

〔第一〕此度ノ憲法ニテ合併スル甚ダ困難ナル事〔甲〕此憲法ニヨレバ是迄組合派ニ於テ行ハレタル自治政ノ外ニ權力ヲ有セル者アルガ如シ。サレバ此迄ノ共和主義ノ外ニ他ノ權力アル者ヲ存スル訳ナリ。之ヲ一憲法ノ下ニ置キテ十分ノ調和ヲ計ルハ至極困難ノ事ト云フベシ。モトヨリ聖人君子カ或ハ極々ノ愚人ナレバ其調和モ出来得ベント雖モ、現今ノ如キ中等人ノ多キ中ハ必ズ軋轢ヲ生ズルニ至ルベシ故ニ此憲法ヲ以テ合併スルコトハ十分ノ注意ヲナサザル可ラズ〔乙〕此度ノ憲法ニヨレバ孰レカノ主義ヲ削殺セザレバ合併スルコト能ハザルベシ。如何トナレバ兩教会ノ兩主義ヲ併立サスレバ遂ニ主義ノ争ヲ生ジテ後又分裂スルニ至ルベケレバナリ。〔丙〕日本ノ組合一致兩会合併スルニ至テハ外国ノ兩伝道会社モ亦合併スルノ必要ヲ見ルナリ。如何トナレバ各自自教会ノ擴張ヲ欲スルハ人間免レザルノ通患ナレバ其本ヲ別ニシテ末ヲ合一ニスルハ甚ダ難シ而シテ外国伝道会社ハ容易ニ其会社ノ合併ヲ承知スルコトナカルベシ。

〔第一〕上告裁判ノ事ニ付キテハ自分ハ何所マデモ反対セザルヲ得ズ、戒規ノ事ハ彼ノ馬太伝ニアル聖誠ヲ以テ十分ナリト信ズ、ソハ是迄我教会ニテ用キ来リシ勸告ト〔七四頁〕カ忠告トカラ以テ自分ハ満足セル者ナレバナリ。

〔第三〕此度ノ合併ニ就テハ教会中大部分ノ人ヨリモ全体ノ人ニ深ク考ヘヲ引起サシムルノ必要アルヲ感ズルナリ

〔第四〕是迄ニモ定メテ宣教師達ヨリ「アメリカンボード」ヘハ通知セシコトナラン然レドモ此事件ニ付キ明カニ日本信徒ヨリ該会社ニ向テ通知セラレシコトヲ望ム而シテ其通知ハ宣教師ノ手ヲ經テナスベキ必要アルヲ感ズルナリ

〔七五頁〕

#### 合同憲法立案の基礎

〔杉山重義〕此憲法ノ立案ハ如何ナル主意ヲ以テ起草セラシシ者ナルヤ。

〔宮川経輝〕基督ノ聖訓ニヨリ一致組合「メソヂスト」監督其他何派モ入り来ル様立案セシナリ〔七六頁〕

〔杉山〕然ラバ此憲法中ノ信仰簡条ハ之ヲ取除カザレバ此憲法ノ門戸ハ極メテ狭キ者ト考ヘラル如何。

〔宮川〕成ル程他ノ教会ノ入り来ルニハ門戸ノ狭キ感ナキニアラザレドモ右信仰簡条ハ多ク一致派ノ望ミニヨリテ掲ゲタル者ナリ。然レドモナホ之ヲ熟議セバ之ヲ取除キテ門戸ヲ広クスルコトヲ得ベント思フ〔七七頁〕

〔安部磯雄〕

予ガ最モ不安心トスルハ「アメリカンボード」ノ關係ナリ。果シテ「アメリカンボード」ハ此後モ十分我ヲ補助スル者ナリヤ。万一彼レ我ヲ補助セザルコトアルモ我輩ハナホ獨立シテ伝道事業ニ自治ヲ張り得ラルルヤ是レ大ニ思慮

スベキ所ナリ。

〔松山高吉〕

今安部氏ノ掛念セララル所ハ大ニ「アメリカンボード」ノ補助ニ依頼セルモノノ如シ〔七三頁〕元來此度ノ合併一致ハ米國ノ金ヲ受ルト否トニ拘カラズ全日本ヲ速カニ済度スルヲ目的トセザル可ラザル者ナリ。然ルニモシ此合併ノ成否ヲアメリカノ金銭ニ托シテ進退ヲ決スルコトアラバ所謂奴隸根性ト云フベキ者ニシテ斯様ナル根性アリテハ結局合併ノ事モ覺東ナカルベシ又モシ日本教会ガ金銭ノタメニ支

配セララルニ至ラバ日本教会ハハヤ腐敗シテ生命ナキノ教会トナルベキナリ。

〔安部磯雄〕

奴隸根性ハ固ヨリ予輩ヲ抱持スベキ者ニアラズ、然レドモ基督ノタメニハ十分腰ヲ屈メテ金銭ヲ集ムルコトモアラソ。ソレヲ人、目シテ奴隸根性ト云ハバ予ハ喜ンデ其根性ヲ持タンコトヲ願フナリ。予ハ実ニ今日我々ノ教会ノタメニハ米國トノ關係ハ輕々ニ看過スベキ者ニアラズト思フナリ云々。〔八四頁〕

### 一致組合合同問題關係日本基督一致教会大会記録抜粹

#### 日本基督一致教会第四回大会記録

日本基督一致教会大会議事録

第一条 一千八百八十七年明治二十年五月三日火曜午前九時

日本基督一致教会ノ大会ヲ東京府下厚生館ニ開場ス前會ノ議長(大義見元一郎)登場(稲垣信)カラテヤ書四章ヲ朗読シ(奥野昌綱)禱告讚美(議長)カラテヤ書四章四節ヲ題トシテ講義ス。

第七条 (服部) 動議 一致組合両會ノ合併ハ目下ノ伝道上ト将来日本帝國基督教ノ大勢上絶大ノ關係アルコトナレハ実

日本基督一致教会大会議事録	第一條 一千八百八十七年明治二十年五月三日火曜午前九時日本基督一致教会ノ大会ヲ東京府下厚生館ニ開場ス前會ノ議長(大義見元一郎)登場(稲垣信)カラテヤ書四章ヲ朗讀シ(奥野昌綱)禱告讚美(議長)カラテヤ書四章四節ヲ題トシテ講義ス
東京第一中會	須倉屋橋 田村五臣 加藤勝彌
神奈川縣 海洋教會	石原保太郎 熊野雄七
東京 新榮	南神洲吾 片山新
横濱 住吉町	加藤大内作太郎
東京 品川	陶野
同 須倉屋橋	

日本基督一致教会大会議事録

ニ希望ニ堪サル也故ニ今本会ニ於テ五名ノ委員ヲ拳ケ組合  
会ノ委員ト商議シ合併ノ原案ヲ編成セシムルコトヲ乞フ  
(押川) 讚成可決 (ミロル) 委員ヲ指名スルトキ議長ヲ加  
ヘラレンコトヲ乞フ (議長) 指名スル者左ノ如シ。インプ  
リ、押川方義、植村正久、吉岡弘毅、井深樞之助  
第九条 (田村) 動議、今ヤ大会ニ屬スル教会モ大ニ其教ヲ  
加ヘ伝道ノ事業頻リニ繁多。

第十三条 (ミロル) 動議、今組合会モ大会ヲ開議ノ際ナレハ  
当会ヨリ二名ノ代員ヲ送り安否ヲ問フコトハ如何代員ハ議  
長ノ指名ニ任カス指名シテ、ミロル、稲垣、ノ二氏ヲ上ク  
第十五条 組合会ノ大会ヨリ綱島村上ノ両氏ヲ送ラレ吾カ大  
会ノ安否ヲ問フ満場起立其答謝ヲナス吾カ会ヨリ送リシ処  
ロノミロル稲垣ノ両氏モ亦帰会復命ス。

第廿一条 議長 (服部氏) ノ動議ナル両会合併ノ事ニ付議事  
ヲ開クコトヲ陳述ス (委員インブリー) 其草案ヲ読ミ又意  
見ヲ述フ (バラ) 報道ヲ受クルヲ乞フ (戸田) 讚成可決  
(大義見) 動議逐条審議ヲ乞フ (加藤) 賛成可決。

逐条審議討究可決スルモノ左ノ如シ但シ (藤生) 動議名称  
ノ中聯合ノ二字ヲ削除セラレンコトヲ乞フ (服部) 脩正彼  
我ノ委員商議決定ノ上名称ヲ選ヒタシ故ニ今ハ其ママニ為  
シ置レンコトヲ乞フ (田村) 賛成可決。

#### 教会政治ノ事

一各教会ノ内治ハ其自由ニ任ズル事。

一部会 部会ハ其域内ニアル諸教会ノ牧師及ビ代人一名ヲ以  
テ組織セル会ニシテ新教会ノ建設教師ノ試験并ニ按手礼教  
会ヨリノ控訴ヲ審判スル事等ヲ掌ル。

一大會 大會ハ部会ヨリ一層区域ノ広キ者ニシテ其域内ノ伝  
道事務部会ヨリノ控訴ヲ審判スル事、控訴審判委員ヲ常置  
スル事等ヲ掌ル。

(但此控訴ハ部會議員三分一以上請求スルトキニ限ル)  
一總會 總會ハ全国ニアル聯合教会牧師及ビ代員ヲ以テ組織  
セル者ニシテ本教会ノ信仰簡条及ビ全体ノ利害ニ関スル事  
ヲ議定シ且伝道ノ總体ヲ監督スル所トス。

一名稱 日本〇〇基督教會ト稱ス。

基督教諸派ノ合一ハ最モ望マシキ事ナレバ此志望ヲ達センガ  
為ニ日本組合教会及ビ日本基督一致教会ハ相合シテ一ノ基督  
教会トナリ之レヲ日本・基督教會ト稱ス而シテ真理ハ敬虔  
ニ必要ナル事ヲ確信スルガ故ニ茲ニ左ノ者ヲ以テ合同一致ノ  
教理上ノ基礎ト定ム。

夫レ旧新兩約書ニ記載スル神ノ言ハ信仰及ビ行狀ノ惟一ノ誤  
謬ナキ法則ナリ然レドモ教会ノ歴史ニ於テ敬虔ナル人々ガ時  
勢ノ必要ニ由リ聖經中ニ記載スル所ノ重大ナル教理ヲ陳述シ  
タル者アリ即チ古ヘヨリ我等ニ伝ハレル者ノ中ニハウエスト  
ミニステル略問答及ビハイデルベルグ問答プレマス信仰簡条  
ト稱スル者アリ凡テ此等ノ信經及ビ問答ハ吾ガ教会ニ於テ貴  
重スベキ者トス我等ハ此等ノ信經及ビ問答ハ既往ノ教会歴史

ニ於テ大ニ有益ナリシ者ト信ズ又今モ尚信徒ヲ教育スルニ於テ甚ダ貴重ナル方法ノ一ナリト信ズ、殊ニ此教会ト歴史上關係ヲ有シ且教会ノ大ナル首ガ我等ニ委託シタマヘル事業ヲ共ニセント常ニ冀望スル所ノ諸教会ニ現出セル教法改革後ノ諸信仰箇条ニ對シテ負ヘル所アリトス此等ノ信仰箇条ハ皆我ガ教会ニ於テ貴重スベキモノトスト雖トモ此等ヲ以テ同様に教師ノ必ズシモ信ズベキ者トナスニ非ズ凡ソ役者タル者ハ使徒信經ニケヤ信經福音同盟会ノ九ヶ条ヲ承諾シテ之ヲ信ズト言著ハスヲ要スト雖ドモウエストミニステル略問答及ビハイデルベルグ問答ブレマス信仰箇条ハ其大意ヲ是認スルヲ要スル耳終ニ此兩教会ヲ相合シテ一ノ日本〇〇基督教會ト為シタル所ノ精神ヲ以テ此教会ハ使徒信經ニケヤ信經及ビ福音同盟会ノ九ヶ条ヲ承諾スル所ノ他ノ基督ノ教会トハ喜デ合同一致ノ商議ヲ為スベシ。

(藤生) 動議今右草案ノ全体ヲ受ンコトヲ乞フ(熊野) 讚成可決。

第廿二条 (アメルマン) 動議教会政治改正委員ト合併ヲ計ル委員ト共ニ事ヲ執ンテ請フ(田村) 賛成可決(アメルマン) ナックス氏ノ代リニ(田村) 氏ヲ加ヘンコトヲ請フ。

井深 大義見、インブリー、ミロル、植村、田村、吉岡  
第廿三条 (大義見) 右一致原案ノ可決ハ承認致シ難キニ付其理由ヲ記録ニ留メ置レンコトヲ請フ。

第廿四条 (田村、大義見) 吾等教会政治改正委員タリシモ

今ハ意見ノ合サル処アレハ右委員ヲ辭センコトヲ乞フ(植村) 動議(押川) 賛成可決。

第廿七条 (インブリー) 動議合併草案ノ細目ヲ作ラン為メココニ十名ノ委員ヲ上ケンコトヲ請フ(片山) 賛成可決シ議長ノ指名ニ任カス即チ左ノ如シ。

インブリー、植村、ミロル、押川、三浦、熊野、瀬川、グレナン、ヒエシヤル、井深

第廿八条 (インブリー) 動議(ミロル) 修正委員ハ細条目ヲ作リテ出版シ臨時大会ニ之ヲ提出シ大會受認セシ上之ヲ各教会ニ配付シ後六ヶ月ヲ経テ再ビ臨時大会ニ於テ之レヲ決定センコトヲ請フ(山本) 賛成可決

第廿九条 (インブリー) 動議當大會ハ十人ノ委員ノ提出スル考案ヲ取捨スル權アルハ言フヲ待タス然レドモ已ニ其大體ヲ承認可決セラレタルバ各教会ノ牧師教師信徒方ハ之等ノ事ニ付熟慮注意セラレンコトト又タハ心ヲ一ニシ教会ノ大牧者ナル吾々ノ主ニ双方教会ノ上ニ之ノ大切ナル場合ニ於テ格別ニ智慧ト恵ミノアランコトヲ祈ルヲススム(熊野) 賛成可決。

### 臨時大会記録

大會議長井深握之助氏ハ左ノ通知書ヲ諸教会及諸教師ニ発シタリ。

昨明治二十年定期大会ノ決議ニ循ヒ本年五月廿二日午前十

時東京築地新栄會堂ニ於テ臨時大会相開候条此段及御通知候。

今回ノ臨時大会ニ於テ処弁スベキ事件ハ既ニ大会及組合教會ノ總會ニ於テ受ケラレタル所ノ合併草案ノ細条目ヲ作ラシガ為ニ大会ニ於テ立ラレタル委員ノ報告ヲ受ルコトニ有之候也。

日本基督一致教會大会議長

明治廿一年四月廿五日

井深梶之助

右ノ報告ニヨリ明治廿一年五月廿二日午前十時ヨリ午後四時ニ至ルマデ新栄會堂ニ臨時大会ヲ開ク

議長ハ本日臨時大会ヲ開クノ理由即合併草案細目編成ノ為大会ニ於テ選定セラレタル委員ノ報道ヲ受ル為メニ開會シタル旨ヲ述ブ。

委員長イムブリー氏報道、委員等漸ク合併草案細条目ヲ編成シ英文ハ本会ニ於テ之ヲ朗読スルノ勞ヲ省カン為メニ外国議員ニ配布シタレバ今和文ヲ本会ニ提出ス井深氏(委員ノ一名)之ヲ朗読スルヲ承諾セラレタリ。

井深氏ハ仮ニミラー氏ヲ議長席ニ就ケ議長席ニ下リ其報告書ヲ朗読ス(報告書即チ経歴並ニ憲法細則附録玆ニ略ス)

第五十五番(服部章藏氏) 動議、第四十三番(フルベッキ氏) 賛成合併草案細目編成委員ノ提出シタル報告ヲ受ク。

第十二番(吉岡氏) 動議、第四十二番(大義見氏) 賛成午後二時マデ散ズ、議長祝福ス午後二時仮議長着席第六十五番

(稲垣氏) ニ祈禱ヲ為サシメ再ビ議員ノ姓名ヲ点檢ス。

議長ハ服部氏ノ動議ニ付論ズベキ旨ヲ述ベ討議ノ末之ヲ起立

ニ問フ一ニ對スル七十二ノ多数ニテ之ヲ受ク。

第三十七番(アメルマン氏) 動議、第七十四番(ハボン氏)

ノ賛成ニテ閉會。

議長ハ第六十七番(押川氏) ニ祈禱ヲ為サシメ讚美歌ヲ唱セ

シメ散會ス時ニ午後四時也キ。

### 臨時大会記録

議長ハ左ノ通知書ヲ發ス

昨明治二十年定期大会ノ決議ニ循ヒ本年十一月廿三日午前九時大阪府青年會館ニ於テ臨時大会相開候条此段御通知候也。

今回ノ臨時大会ニ於テ執行スベキ事件ハ本年五月廿二日東京ニ開カレタル臨時大会ニ於テ既ニ受ケラレタル所ノ合併草案細条目編成委員ノ報告ヲ採用スベキヤ否ヲ決定スルコト並ニ其報告ヲ採用スル事ニ關シテ大会ノ決議ヨリ起ル所ノ必要又ハ適宜ニ処置ヲ為ス事ニ有之候也。

日本基督一致教會大会議長

明治廿一年十月十一日

井深梶之助

右通知書ニヨリテ諸教師代員等來場議長ハ稲垣氏ヲシテ聖書ヲ朗読セシム同氏ハ哥林多前書第十三章ヲ讀ム。

議長ハ先ニ發シタル通知書ノ通り臨時會開設ノ旨ヲ述ブ

書記ハ田村直臣氏ヨリ出シタル書面ヲ讀ム其全文左ノ如シ。

### 届書

来ル廿三日大阪ニ於テ開カルル臨時大会ハ一致教会ノ憲法ニ背違スル者ト認定ス蓋シ議長ノ專断ニ由リ場所ヲ定メタレバ也依テ拙者ハ出席不致候間此段及御届候也。

明治廿一年十一月十七日 田村直臣印

### 一致教会大会議長

#### 井深梶之助殿

ナックス氏動議 押川氏賛成書記ヲシテ今回ノ臨時大会ハ規則ニ違背セザル旨ヲ田村直臣氏ニ回答セシムベキ事。

議長ハ此憲法草案ヲ議スルニ付キ分明ナラザル点モアラバ其

前ニ質問ヲ為スベキヤ否ヲ問ヒ。

服部氏動議 稲垣氏賛成審議ヲ為スノ前ニ諮問会ヲ開クニ決ス。

茲ニ於テ議長ハ稲垣氏ヲ議長席ニ着ケ自ラ議席ニ就キ説明者ノ位置ニ立ツテ夫ヨリ質問アリ。

服部氏動議 熊野氏賛成議長ノ指名ニヨリ二名ノ委員ヲ挙テ

組合教会ノ總會ヘ安否ヲ問ハシム。

議長ハ押川氏奥野氏ノ二名ヲ挙グ。

二氏ハ組合教会ノ總會ニ臨ミ安否ヲ問ヒタル旨ヲ復命ス。

議長ハ諮問会ヲ終リタルヲ以テ前ノ臨時会ノ記録ヲ讀マシム

石原(保)氏ノ動議 熊野氏ノ賛成午後二時マデ散会。

タムソン氏祈禱

午後二時議長着席第二十二番讚美歌ヲ唱セシメ木村氏ノ祈禱ニテ開会ス。

服部氏動議瀨川氏賛成憲法細則附録ヲ逐条討議ス。

服部氏動議 熊野氏賛成名称ヲ「日本基督教会」トス。

此時組合教会ノ總會ヨリ松山高吉氏長田時行氏來会我大会ノ安否ヲ問ヒ二氏共ニ懇切ナル挨拶アリ議長衆ニ代リテ答辭ヲ為ス二氏茲ニ於テ辭シ去ル。

廿四日午前九時議長着席第三十八番讚美歌ヲ唱ヘ手島氏ノ祈禱ニテ開会ス。

書記議員ノ氏名ヲ点檢ス。

フルベッキ氏ヨリ電報アリ。

大会議員ノ安否ヲ問フ廿八日昼頃其地ニ着ク積リ。

又東京有志者ノ祈禱会ヨリモ電報アリ。

集り会堂ニ滿ツ二会ノ結バルルコトヲ熱心ニ祈ル。

奥野氏動議 青木氏賛成明日組合教会ノ兄弟ト共ニ(若シ彼会ニ於テ不便ナラバ我会ノミ) 聖晩餐礼ヲ執行ス。

青木氏動議 太田氏賛成右ニ付準備ノ為メ委員二名ヲ挙ル事

議長ノ指名ニヨリ青木氏野辺氏ヲ挙ゲ且此二氏ニ説教者ヲ依

頼スルコトヲモ組合教会ト打合サシム。

瀨川氏動議 熊野氏賛成組合教会ノ宮川教師其他ラムパス氏

ヘル氏キツフワールド氏アツドレー氏議場ニ在リ議事ニ

参与セシム。

青木氏報道 聖晩餐執行ノ為メ組合教会ニ打合セ彼会ニテモ

三名ノ委員ヲ挙ゲ協議ノ上左ノ如ク決定セリ。

明廿五日午前十時ヨリ 青年会館

司会者

奥野昌綱氏

説教者

金森通倫氏

執行者

稲垣信氏  
杉田潮氏

祝 禱

イムブリー氏

但シ当日都合ニヨリ金森氏ハ伊勢時雄氏ニ代ル

稲垣氏動議 熊野氏賛成右ノ報道ヲ受ク

同廿七日午前九時議長着席第七十一番讚美歌ヲ唱セシメ青山

正光氏ノ祈禱ニテ開会ス

右ニテ確定議ヲ終リタルヲ以テ議長ハ議事ノ都合ヨク抄リタルヲ神ニ感謝スルノ意ヲ述べ議決シ来リン所ノ憲法細則附

録ヲ受ルヤ否満堂ノ意見ヲ問フ

熊野氏動議 奥野氏賛成イムブリー氏ノ修正大会ハ組合教会

ト合併ノ基礎トシテ今修正シタル憲法草案ト共ニ細則並ニ

附録ヲ可トス満場悉ク起立シテ同意ヲ表シタラバ議長ハ自

カラ立テ感謝シタリ

ワ―デル氏動議 稲垣氏賛成和田氏修正大会ヨリ憲法草案委

員ニ起立シテ今日マデノ勞ヲ謝ス

ナックス氏動議 熊野氏賛成押川氏修正議長ノ指名ニテ指名

委員六名ヲ挙ケ元ノ委員ヲ加ヘテ若干名ヲ指名シ其中ヨ

リ元ノ委員ヲ加ヘテ廿一名ヲ選挙シ組合教会ニ於テ選マレタル同様ノ委員ト協議セシメ今議決シタル憲法細則附録ノ精神ヲ失ハザル以上ハ此合併ヲ成就セシムルニ適當ト認ムル所ヲ修正スルノ權ヲ与ヘ其善トスル所ト時ニ於テ臨時大会ヲ招集スルコトヲ許シ且合併ヲ成就セン為メニ若シ必要トセバ定期大会ノ所ト時ヲ変更スルコトヲ許シ且又憲法細則附録ノ校閲ヲモ委托ス

議長ハ指名委員ヲ指名ス

押川方義氏

井深樞之助氏

イムブリー氏

熊野雄七氏

和田秀豊氏

ナックス氏動議熊野氏賛成右ヲ可トス

石原保氏動議 菅田氏賛成右ノ委員ヲモ候補者ノ中ニ加ル事

石本氏動議 服部氏賛成大会ヨリ大阪ノ二会ヘ謝スル事

加藤覚氏動議 石原保氏賛成議長ヘ大会ヨリ謝辞ヲ呈ス

指名委員候補者ヲ報道ス

小川義綏氏 青木仲英氏 阪野嘉一氏

○吉岡弘毅氏 ○石本三十郎氏 留川一路氏

○石原量氏 ○イムブリー氏 ○アメルマン氏

○ナックス氏 ○ミラル氏 ○グリナン氏

ポ―タ氏 ○井深樞之助氏 ○押川方義氏

第一篇

○瀬川 淺氏 ○三浦 徹氏 ○熊野雄七氏  
 ○服部章藏氏 ○和田秀豊氏 ○稻垣 信氏  
 ○山本秀焯氏 ○石原保太郎氏 青山昇三郎氏  
 ○星野光多氏 ○奥野昌綱氏 ○木村熊二氏  
 右ノ中ヨリ投票ヲ以テ選挙セシメ圈点ヲ附シタル方廿一名ヲ  
 挙グ  
 石原保氏動議 村田氏賛成本会ノ記録ハ今之ヲ読マザル事  
 ナックス氏動議 熊野氏賛成大会閉場  
 議長ハ二百六十五番ノ讚美歌ヲ唱セシメ奥野氏ノ祈禱ミラル  
 氏ノ祝禱ニテ散ズ  
 廿三日午前九時ヨリ本日午後マデ全五日ヲ以テ終結ス  
 開会ノ時ハ必ズ書記議員ノ氏名ヲ点検シタリ

日本基督一致教会大会議事録

明治廿二年五月廿三日午前九時ヨリ東京築地新築教堂ニ日本  
 基督一致教会ノ第五回大会ヲ開ク

新議長ヲ投票ス 稲垣 信  
 右多数 (三分二以上) ニヨリ当選ス

新議長稲垣氏着席書記ヲ挙ゲントシテ其旨ヲ告グ和田氏ノ動  
 議ニヨリ三浦氏ヲ指名シ少シク討議アリテ遂ニ多数ニヨリ三  
 浦氏ヲ挙グ、三浦氏ハ僅ニ本会限り承諾シ北山初太郎氏ヲ補  
 書記タラシメンコトヲ請ヒ大会ハ之ヲ承諾シ氏亦之ヲ承諾ス

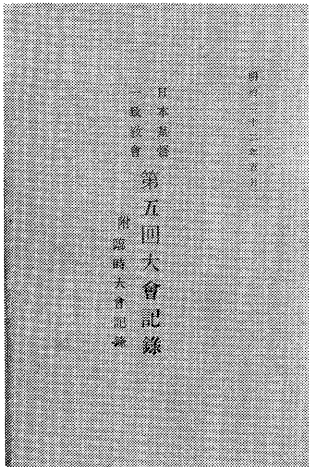
第二条 合併協議委員報告

井深氏イムブリー氏ニ代リ左ノ報告ヲ為ス教会合併ノ基礎  
 ニ関シテ組合教会ノ委員ト協議センガ為メ立ラレタル委員  
 等謹テ報告ス

本年三月十五日十六日東京ニ於テ委員協議会ヲ開キタリ此  
 會議ニ於テ組合教会ノ委員ハ我大会ガ合併ノ基礎トシテ採  
 用シタル所ノ憲法並ニ細則附録ニ付テ數個ノ修正案ヲ提出  
 シタリ而シテ熟議ノ末左ノ修正ノ採用ヲ推薦スルコトニ決  
 定シタリ

第一 日本基督教会ノ名称ヲ日本聯合基督教会ト改ム  
 第二 憲法第二章ニ左ノ註ヲ加フ

此章ハ合同ノ教理上ノ基礎トシテ採用シタル者ナレバ日本  
 聯合基督教会ハ更ニ完全ナル信仰簡条ヲ作ランコトヲ期ス  
 又各教会ハ日本聯合基督教会ノ信仰簡条ノ主旨ニ抵触セザ



第五回大会記録



ル限りハ各自ニ信仰簡条ヲ作ルコトヲ得

第三 監督ノ名称ヲ教師ト改メ教師ノ職ヲ解明セル一章ヲ加フ

第四 憲法第六章第一条ニ部会ハ其部内ニ在ル各教会ノ代員一名及ビ凡テノ監督ヨリ成立ストアリシヲ左ノ如ク改ム部会ハ其部内ニアル各教会ノ牧師及ビ代員一名ヨリ成立ツモノトス但会員三百名以上ノ教会ハ代員二名ヲ出ス事ヲ得第五 部会ノ権中ニ「或ハ其助ヲ為スコト」ノ八字ヲ加フ第六 細則ノ称ヲ規則ト改メ試補者ノ允可、教師ノ按手礼並ニ退職、牧師ノ就職解職及ビ教会建設ノ手續ヲ憲法ヨリ移シテ規則ニ編入ス

第七 聯合ヲ廢シテ總會ヲ毎年開設スル者トス而シテ聯合ノ事務ハ大抵總會ニ於テ執行スルモノトス只基督教主義ノ諸科ノ学校及ヒ神学校ヲ設立シ云々トアリシヲ単ニ神学校ヲ設置シ又ハ之ト關係ヲ起ス事ヲ得ト改ム

第八 上告ノ權ヲ只戒規ノ事件ニノミ限リ上告ノ文字ヲ改メテ申告トナス

第九 犯罪ノ下ニ原案ノ如ク或ハ其所屬教会ノ規則ニ背ケルコト也ノ教言ヲ加フ

第十 戒規並ニ申告ノ手續ヲ細則ヨリ附録ニ移ス是等ノ修正ヲ加ヘタルカ為メニ其他ニモ多少文字上ノ變更ヲ要シ且此草案ノ舛裁上ニ余程ノ變更ヲ生ジタリ故ニ委員ハ更ニ之ヲ印刷ニ附スルヲ善トセリ即チ其印刷ニ附シタル者ヲ玆ニ

提出ス

明治廿二年即一千八百八十九年五月廿三日

委員長 ウェルリアム・イムブリ

日本基督一致教会大会議長 貴下

第五條 議長ハ組合教会ヨリ來リシ電報ヲ朗誦ス

ツツシンデ、ダイクワイノ、ウエニ、カミノ、メグミ

ヲ、イノル

奥野氏動議 直ニ当大会ヨリ返信ヲ為シテ總會ノ安否ヲ問ハント即チ左ノ如キ返信ヲ為ス

ワレラモ、ツツシンデ、カミノメグミ、ソウ、クワイノ、ウヘニ、ユタカ、ナラン、コトラ、イノル

石原保氏動議 ルミス氏ヲ議事ニ参与セシム

五月廿七日午前九時讀美歌二百五十二番

服部氏祈禱

井深氏動議 合併取扱委員ノ中三名不在ニ付植村田村マカア

ピンノ三氏ヲ加ヘンコトヲ乞フ可決

田村氏動議 合併ノコトニ付大阪ヨリ確答ヲ得ルタメ午後二

時マデ延会ス

同廿七日午後二時第二十六番讚美

菅田氏祈禱

議長大阪ヨリ未ダ返信ノナキ旨ヲ告ゲ

木村氏質問 前ノ臨時大会ガ大阪ニ於テ立ラレタル委員ハ已

ニ其任ヲ終リタル者ナルヤ否

第一篇

井深氏ノ動議ニヨリ大会ハ之ヲ尚継続スルコトス

第七條 合併協議委員井深樞之助氏報道

今般神戸ニ於テ開カレタルハ組合教会總會ノ委員ノ一人ナル

松山氏ヨリ憲法草案ノ修正ヲ郵送シ來レリ其修正箇条左ノ

如シ

(第一) 第一章一条「今ヨリ後ノ」ノ五字ヲ刪除スルコト

(第二) 同章三条「一部」ヲ改メテ一派トスル事

(第三) 第二章ノ末文「稍近キ云々」以下ノ文ヲ全ク刪除

スル事

(第四) 第六章各教会ノ下ヘ「自治ノ主權ヲ有シ」ノ文字

ヲ加ヘ「此ニ委托セサル」以下ノ文字ヲ全ク刪除スル事

中略

植村氏動議 今修正ヲ加ヘタル憲法ノ全体ヲ受ルコト可決

井深氏動議 議長ノ指名ニヨリ三名ノ委員ヲ挙ゲ今修正シタ

ル憲法草案ヲ以テ神戸ノ組合教会ノ總會ヘ協議セシメン為

メ明日出立シテ彼會ヘ使者トシテ臨マシムルコト可決

議長ハ左ノ委員ヲ指名ス

イムブリー氏 井深氏 植村氏

石原保太郎氏動議 今立ラレタル使者ガ報知ヲ為スマデハ大

切ナル議事ヲ為スヲ得サルガ故ニ明日午前九時半ヨリ十二

時マデ使者ノ為メニ祈禱會ヲ開クコト又明後日ハ懇親會ヲ

開クコトトシ其場所ト時ト如キハ加藤覚氏ヲ委員トシテ

定メシムルコト而シテ大会ハ來ル卅日(木曜日)午前九時

半マデ休會トス

石原量氏祈禱ヲ為シテ散ス

五月三十日

午前九時半百六番ノ讚美歌ヲ唱シ留川氏祈禱開會ス

議長ハ神戸ヘ派出シタル委員ヨリ左ノ電報到達セリ之ヲ大會

ニ報告ス

クミアヒノソウクワイ、スデニトヂテ、サウダシノ、シ

ヤウナシ、タダシ五メイノ、ケフギ、イキンヲアゲタ

リ、ワレラ、ミヤウゴゴカヘル、ケンバフノギジハ、ナ

ルベクソレマデ、マテ

五月卅一日午後七時半開會石原保太郎氏祈禱

熊野雄七氏動議 神戸ヘ派出シタル委員諸氏婦京シテ今臨席

セラレタリ故ニ他ノ議事ヲ止メテ其報道ヲ聴カン

第十五條 組合教会ノ總會ヘ派出セラレタル委員井深氏報道

大意

水曜日午後六時神戸ニ着シ總會議員ノ居ル所ニ至リシニ已

ニ總會ハ閉タリトテ議員等ノ散シテ居ラザルモノ多シ勿論

去ル月曜日午後大會議場ヨリ帰宅セシ時廿七日午後六時五

分ノ時附ヲ以テ小崎氏ヨリ電報來リ居レリ其文面ハ

両會ノ會議三ヶ月後ニ開クニ決ス準備委員五名ヲ挙グト

見ヘタリ故ニ直ニ委員ノ行クヲ待テトノ電報ヲ發シ又其夜

九時半頃ニ閉會ヲ待テトノ電報ヲ為シ翌日ハ彼地ヨリ何カ

返報アルベキヤト思ヒシヲ以テ午前十時マデ待チタレド通

知ナシ止ヲ得ス十時ニ新橋ヨリ横浜ニ至リ十二時出帆ノ氣  
船ニ乘リ込メリ榑神戸ニ到着ノ上イムブリー氏アメルマン  
氏ハアツキンソン氏ヲ訪ヒ余輩ハ長田時行氏ヲ訪ヒ彼ノ會  
ノ模様ヲ尋ネシニ今般ノ總會ハ未嘗有ノ議論多キモノニシ  
テ若キ人々ノ中ニハ頗ル激論モアリ甚シキ修正等モアリシ  
ガ漸ク先ニ松山氏ヨリ郵送シ來リタル如キ修正案ニテマト  
マリタリ五名ノ委員トハ小崎金森杉山宮川湯淺ノ五氏ニシ  
テ其修正シタル所ノ精神ヲ以テ一致教會ニ談ジ一致教會ガ  
之ヲ受ルナラバ三ヶ月ノ後ニ双方ヨリ十五名乃至三十名ノ  
代員ヲ出シ聯合會議ヲ開キテ合併式ヲ挙グ可シ又規則ハ憲  
法ニ合フ様ニシテ之ヲ用ヒ附録ハ各教會又ハ部會ニ於テ之  
ヲ用ユルハ自由ナレドモ總會ニテ之ヲ推挙スルコトヲ不可  
トス故ニ議題トナサザリシト云ヘリ余輩ガ出立ノ前夜電報  
ヲナシテ閉會ヲ待テト通知シタルニ彼レヨリ翌日ノ午前十  
時マデ電報ノアラザリシハ總會議員等伝道會議ノ為メ須磨  
ニアリシガ故我ヨリ發シタル電報ヲ翌日ノ午前マデニ落手  
セザリシニ由ルト

已ニ是ノ如クナレバ已ヲ得ズ帰路西京ヲ經組委會ノ委員等  
ニ面會シテ尚精シク模様ヲ聞テ陸路ヨリ帰京セトシ決シ西  
京ニ電報ヲ發シテ七条ステーションヨリ大津マデ同車ヲ乞  
ヒ置キ格テ出立シテ同ステーションニ至リシニ他ノ委員ハ  
差支アリテ杉山氏ノミ來リタレバ同氏ト大津マテ同車シ精  
細ノ事ヲ聴キタリ然レドモ先ニ長田氏ヨリ聴タル者ヲ精シ

クシタルマデナリキ

右ニ付質問等アリシ後遂ニ

井深氏ノ動議ニテ議長書記ヲシテ大会ノ議決ヲ組委會ノ委員

ニ通知シ組合教會ガ之ヲ受ケ合併スルコトヲ同意セバ議長

ト書記ニ臨時大会ヲ召集スルノ權ヲ与フ可シト議決ス

議長ハ憲法ノ修正ハ濟ミタレドモ未ダ規則附録トモ其儘ニナ

リ居レリトテ大会ノ意見ヲ問フ

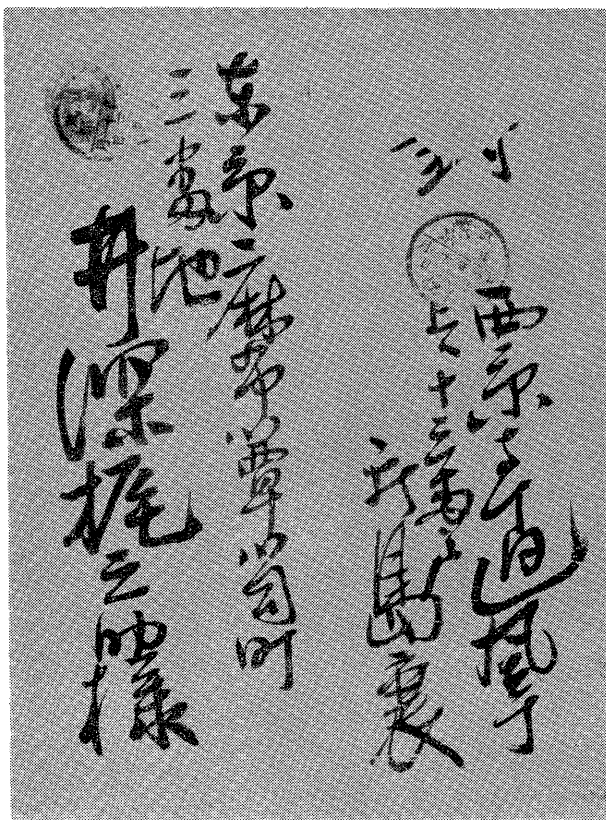
加藤寛氏動議 規則ノ大体ヲ受ケン可決

和田秀豊氏動議 附録ニ其儘之ヲ受ケン可決

田村氏動議 真木氏修正更ニ一致教會ノ憲法ヲ編成スルノ委

員ヲ挙テ之ヲ起草セシメ次ノ大会ノ少ナクモ六ヶ月前ニ諸

教會ニ送り而シテ次ノ大会ニ於テ審議スルコト可決



新島襄より井深宛書簡封筒

新島襄より井深梶之助宛書簡（明治二十一年十一月十二日）

貴書本日落掌慎テ拝読仕候 陳者貴論ニヨレハ関東ニ於テ何ニカ小生カ今回ノ聯合ニ対シ不賛成ヲ唱ヘシトノ  
 風説有之候事ニ付御尋有之候間左之通御答弁可仕候

兼テ貴兄ニハ御存ハ有之カ  
 ハ存シ不申候得共小生ハ元來  
 教会ノ政治上ニ関シテハ会衆  
 共和主義ヲ固取欣奉スルモノ  
 ニ有之候処ヨリ今ノ憲法草按  
 カ採用実施セラルルノ日ニハ  
 会衆共和主義ハ漸々其跡ヲ隱  
 クシ寡人政治ノ早晚我カ会中  
 ニ侵入シ來ルハ到底免カルベ  
 カラサルノ事実ト存シ心中大  
 ニ安カラサル所アリ已ニ去春  
 西京ニ於テ開カレタル関西組  
 合会役者会場ニ於テモ生ノ窃

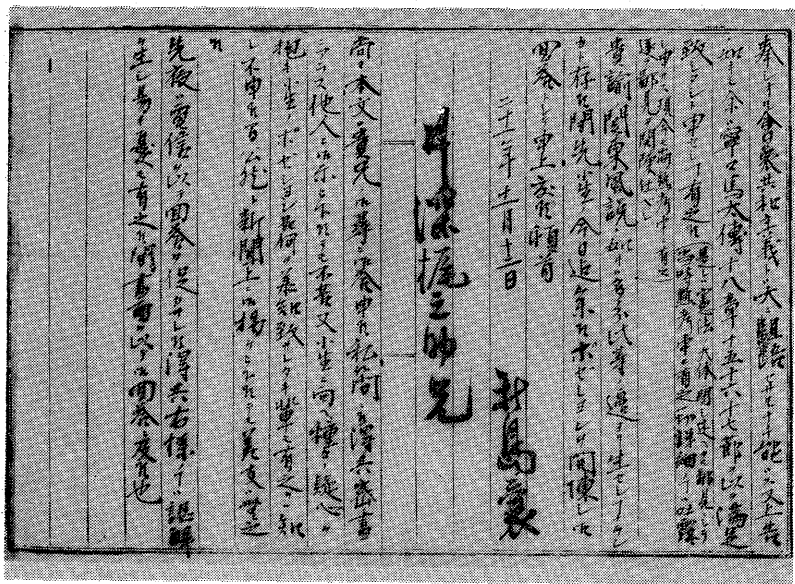
カニ杞憂スル所ヲ以テ牧師諸輩ニ陳シテ申セシニ兄等ニシテ若シ一致組合両会ノ聯合ヲ図ラントナラハ宜シク先ツ各教会員ヲシテ与ニインテレジェント オピニオンヲ呈出シ得ヘキ程ノ材料ヲ有セシメ而シテ后之ヲシテ憲法ヲ討論シ聯合ヲ可否セシメ双方ノ教会ヲシテ充分申分ナキ満足ナル合併ヲ結了スルニ至ラシメ賜ハ然ルヨ万一牧師諸君カ憲法ノ利害ヲ詳明セス又聯合ノ得失ヲモ商量セズ只聯合ハ宜シキモノナリ云々位ノ簡短ナル説明ヲ以テ徒ラニ教会員ヲ誘導シ強テ其説ニ服從セシメ以テ教会ノ意見ト假定シ全会ノ輿論ト誤認シ之ヲ總會ニ呈出シテ聯合ヲ結了セラルルノ挙アルニ於テハ大ニ我カ組合会ノ組織性質ニ違背シ會員ノ権理ヲモ蹂躪スルニ齊シケレハ小生ハ飽マデモ承伏致スマジ又右様重大ナル事件ハ輕々ニ決行シ賜フ勿レ云々」小生ノ右様陳セシハ敢テ聯合ヲ拒ミシニ非ラス区々老婆心ノ余リ痛ク輕卒未熟ノ聯合ヲ非トセシ次第ニ有之候其後ニ及ンテ両会ノ一致論ハ益其勢力ヲ呈スルニ似テ一時ハ誰一人モ公然ト克ク反抗スルモノサヘ見受ケサルノ有様ニ立至リタリ依テ小生ハ窃ニ思考ヲ廻ラシ万一両会カ甚タ快ク一致聯合ヲ計ラントスルニ当リテ小生一人丈ケ其間ニ兀立シ喋々之ヲ非トスルモノノ如クニナリテハ宜シカラサル事ト存シ稍寛大ノ心ヲ抱キ若シ双方ノ教会員カ充分納得満足ノ上 (Peacefully, intelligently, satisfactorily, and without a least grudge and complaint) 聯合ヲ結了セラルルナラハ小生ハ決シテ之ヲ妨ケサルベシ又両会カ相互ヒノ組織ヲ講究シ互ヒニ相識リ相信シ実ニ申分ノナキ結合カ出来将来更ニ分争ノ憂ヲモ生セサル事ナラハ至極ト申セシ事モ有之候 (此レハ他ニアラス小生ハ曾テ形而下ノ聯合ヨリモ寧ろ形以上ノ聯合ヲ望ミ又アルティフェイスェル ユニオンヨリモ寧ろナチュラル ユニオンヲ主張シ独リ我カ欣奉スル共和主義ナル会衆教会耳ヲ指テ真正ノ教会トハ見做サスプレシベリヤン派ノ諸教会ヨリ監督、メソヂイスト、浸礼、ノ諸教会ニ至ル迄各所長ノ存スル所アレハ小生ハ皆地上有益ナル教会ト確認シ之ヲ尊敬シ之ト交ハリ共ニ

主ノ聖旨ヲ地上ニ達セント存シ此ノ諸会ノ間ニ於テ至美ナルスピリチュアル ユニオンノ行レン事ヲ希図スル所ヨリ縦令形体上ノ合併ヲ為スニ於テモ成ルヘク丈ケナチュラル コールスニ任セ双方ノ切望満足スル所ヲ以テ聯合アレガシトノ意ナリ)

本年四月已來小生ハ大病ニ罹リ休養ノ傍私立大学ノ計画ニ從事致シ病人ニトリテハ中々多忙ニ有之充分憲法ノ講究スラ行キ届カサレドモ時々閑ヲ偷ミ閱覽致セシニ実ニ一モ二モナク欣奉スヘキモノニハアルマジト存候得共両会ノ交誼平和ヲ敗ラン事ヲ恐レ慎ンテ沈黙致居候ニ此ノ夏中ノ事ナリシカ一日關東ニ於テ或ル青年數輩カ盛ニ非憲法說ヲ唱ヘテ小生ニセマリシトキ小生ハ答ヲ申セシニ卿等ハ何ノ理由ヲ以テ此ノ憲法ヲ右様非駁シ賜フヤ卿等ハ已ニコングリゲーション教会ノ組織歴史等ヲ講究セシヤ又プレベテリヤン教会ノ規則等ヲ閱覽アリシヤ否ヤ若シ右様ノ手順ヲ經ス準備モ為ズシテ徒ニ之ヲ可否スルハ余ハ卿等ノ為メニ取ラザルナリ先ツ退テインテレジエントリーニ之ヲ可否スルノ御用意アレ云々

又關東ニ於テ延期說ノ起リシ比或ル兄弟カ今ノ憲法に關シ生ノ内意如何ヲ問ハレシトキ小生ハ答テ今ノ憲法ノ俚ナラハ随分満足シ能ハサル所アリ教会ノ上何ニカ別ニ一ノ政柄ヲ有スルモノヲ載クガ如キ感ナキ能ハス是レハ平素吾人ノ欣奉シオル会衆共和主義トハ大ニ齟齬セサルナキ能ハス又上告ノ如キモ余ハ寧ロ馬太伝十八章五十六十七節ヲ以テ満足致シタシト申セシ事有之候(是レハ憲法ノ大体ニ関シ述ヘタル鄙見ニシテ當時熟考中ニ有之一切詳細ノ事ハ吐露シ申サス現今モ尚熟考中ニ有之遂テ鄙見ヲ開陳仕ベシ)

貴論ノ關東風説ノ如キハ多分此等ノ辺ヨリ生セシ事ナランカト存候間先小生ノ今日迄參候ボゼシヨンヲ開陳シ御回答トシテ申上度候 頓首



新島襄より井深梶之助宛書簡

二十一年十一月十二日 新島 襄

井深梶之助兄

尚々本文ハ貴兄ノ御尋ニ御答申候私簡ニ候得共密書ニアラス他人ニ御示被下候テモ不苦又小生ニ向ヘ種々ノ疑心ヲ抱キ小生ノボゼシヨシ如何ヲ承知致サレタキ輩モ有之カハ知レ不申候間公然ト新聞上ニ御掲ケ被下候テモ差支ハ無之候

先夜ハ電信ヲ以テ回答ヲ促カサレ候得共右様ノ事ハ誤解ヲ生シ易キ憂モ有之候間書面ヲ以テ御回答ニ及候也

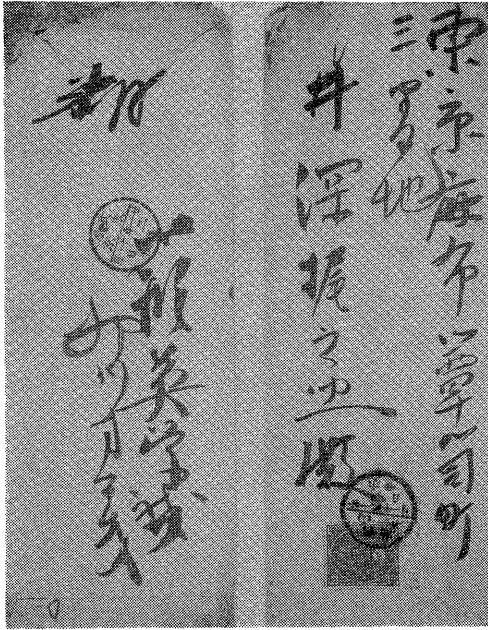
一致・組合教会合同問題関係書簡

- (1) 星野光多・(2) 押川方義・(3) 熊野雄
- 七・(4) 木村熊二

(一)

高寄宮元町 星野光多

拜啓兼テ御申越有之候趣旨ニ就キ一昨日六日臨時総



筒封宛書宛之助梶深井より義方川押

会ヲ相開キ相談致シ候所全会一人之反対ナク御書面之大体即我国ニアル諸教会ヲ聯結シテ一大教会ト為サントノ貴兄等ノ御発議ニ充分ノ賛成ヲ表スベキ事ニ議決致候因テ不取敢此段申上候尚ホ条款之内聊カ意見モ有之候得共御質問致シ候上ナラデハ不明了之点モ有之候故他日適當之機ヲ得テ可申述候又別ニ心付キ候廉等モ有之候節ハ再ビ可申上候也

明治十九年四月八日

群馬県上野国高寄宮元町

西群馬教会

東京

大儀見元一郎殿 安川亨殿 松山高吉殿 湯浅

治郎殿 井深梶之助殿 小崎弘道殿 植村正久殿

(二)

山形英学校 押川方義

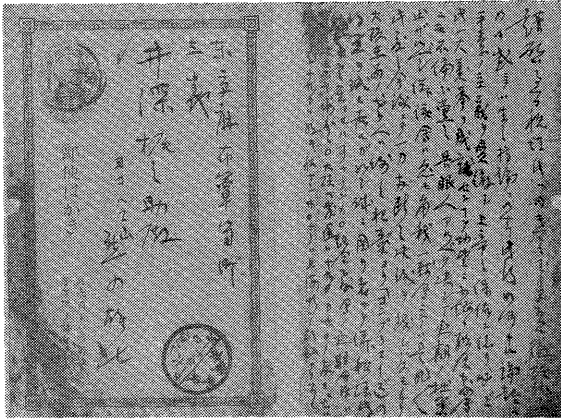
井深梶之助様

二十九日の惠書昨夕拜見仕候、過日來は非常なる御配慮の赴き奉推察候。

然るに目今は中々御安心に可成候との事尤も申し越の断行主義は我が教会の為には最も大切なる事と奉存候。







熊野雄七より井深梶之助宛葉書

来る十五日頃迄には上京の心得に御座候。若し御用御座候はゞ何時にても出京可仕候間御申し越被下度候。何れ不日拜眉万謝可仕候。

十一月一日

梶之助様

草々敬具  
方義

東京麻布笥町三番地 明治二十一年十一月六日

井深梶之助殿

ヨコハマ山

郵便はがき

熊野雄七

謹啓 過日稻垣氏へ御遣ノ玉章拜見徹頭徹尾御同感ニテ小生ノ持論ニ御座候。此後如何ナル論起ルモ平素ノ主義ヲ貫徹シ上帝ノ保佑ニ依リ必ズ此一大美挙ヲ成就センヲ切望ニ不堪候。組合教会ニモ不偏不党ノ具眼人アルベク決シテ延期ノ拙策ニ出ザルベシ。併該会ハ兎モ角我一致会ニテハ是非是非此度ノ会議ニテ一刀兩断ノ決議ヲ致シ度モノナリ 大阪在留ノ老人ハ例ノ杞憂ヨリ「コンプラマイズ」ノ得策ヲ試ミ居ルガ如シ誠ニ困リ者ナリ、併稻垣氏ヨリ態々言含マ

セハ可ナランカ〇組合教会ノ延期会議ハ如何ニ決センヤ承度候〇大阪へ発途ハ十九日カ廿日ノ兩日ニセハ如何ナ  
ラン十九日ハ好キ船ナシ廿日ナラハ上海行ノ郵船アリ

早々

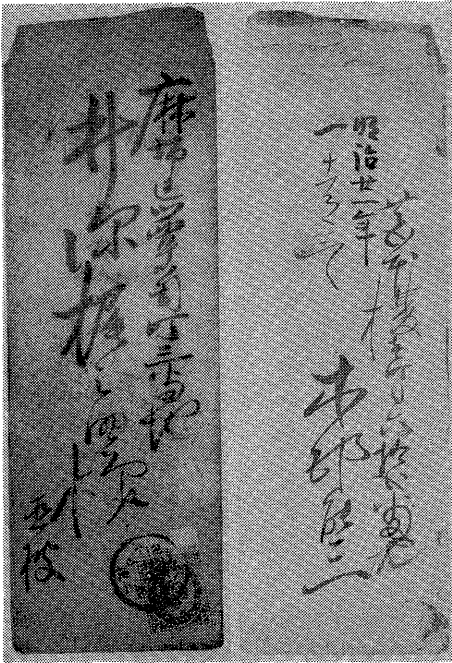
(四)

明治廿一年十一月三日

芝式本榎壺丁目六拾貳番地

木村熊二

冷気相催候処御清福奉賀候 陳ば小生義方今組合一致而教会合併の義に付尊兄へ面晤拜陳致し度件有之候得共通  
当なる時間を得ず今日まで黙々に付し居候。



木村熊二より井深堀之助宛書簡封筒

今や大会の時限も相迫り基督教新聞にも議論百  
出此合併に管し不満足を懐き候人々も衆多有之  
候様に存候間生は全局外に立候故を以て之を贊  
し之を否む人々の意見を探るに壻人も合併の成  
を拒絶するものは無之単に其方法を不可とし其  
処置に不満足を生じ或は憲法を可否するに過ぎ  
ずと存候。されど現時の姿を以て来る廿三日大  
坂に会合するも決して人をして満足せしむるに  
到らず、却て不都合なる議論百出し益を計画し  
て却て大害を生ずるやも難計或は無益に時間を



衆議を採り不満足を一洗して然る後登坂いたし度事と存候。恐らくは方今の姿にては参会の人員も甚稀少にして主基督の聖旨に称ふ集会は出来がたくと憂慮する所に御座候。生は其以前中会を放逐せられ先臨時大会の節も全く局外中立の姿にて利害得失を弁ずべき地位にあらざる事は実に不幸の極と申べし。尊兄幸に合併の成る時生をして安べき御意見御指示被下度生は決して合併を拒絶する者にはあらず、却て之を賛助せんと望むもの也、されど諸教会をして十分の満足を得せしめ然る後登坂して大会に公明正大の所置あらん事を主基督に祈禱して止ざるもの也

十一月三日

井深梶之助様

木村熊二

新聞に見た明治十九年から明治二十一年まで

菊田貞雄 井深先生関係資料第五冊

明治十九年

羅馬字会盛大に向う

〔明治十九年一月十五日、東京日日〕

羅馬字会の総会○同会は来る一月二十三日工部大学校に於て総会を開き、会員英国公使プランケット君、会員伯爵井上馨君の談話及び幹事矢田部良吉君、会計方高松豊吉君の報告等あるよしなり。又此会は日を逐て益隆盛に赴き現今会員の数は六千三百二十余名に達したるよし。〔「新聞集成明治編年史」第六卷二二七頁〕

## 基督教徒新聞を發行

〔明治十九年一月十五日、時事〕

太平新聞○今度大阪にては題名の如き日々新聞を發行する由にて、その社の組織は全く基督信徒より成立つものなるよし。〔同上書二二七頁〕

## 士族窮迫

〔明治十九年一月三十一日、朝野〕

近年士族の困難を極めたるは何方も同一なるが、頃日福井県よりの通信を見るに、目下同県士族の困難は殊に甚だしく、現に旧藩の比には随分重職を帯び、威権のありし者にてさへ乞食となりて哀を人の門前に乞ひ、其妻女たる者等は言ふ可からざるの醜業をなして僅かに露命を繋ぐあり、時勢の変遷とは云ひながら実に見るに忍びざる惨状なりと云へり。〔同上書二三四頁〕

## 鹿鳴館紳士メッキ

〔明治十九年二月二十八日、郵便報知〕

来月三日に渡辺東京府知事が内外の貴顕紳士を鹿鳴館に招待して盛んなる夜会を催ふざるに付ては、其案内を受けたる人は何れも夫人を同伴さるる由なるが、中には夫人の衣服の事に付同伴を躊躇する者もあるとか云へども、聞く所に拠れば、夫人は、袴を着用するは勿論なるべけれど、未だ女子正服の制の公然定まらざるがゆへ、其用意なき向もあらんに依り、今回の夜会には西洋服装又は絞服白襟ならば差支へなしとの事なり。是までは紳士と称せらるる人が燕尾服ならざる不都合の洋服を着けて来り、接待員の注意にて入口より帰るもあり、又

人の通行すべき廊下に佇立みおりて妨げをなし、大声に笑語して野鄙の態を極め、夜会行の準備とて態々晚餐を喫せず、食堂の開くを待つて我先きにと走せ入り飽くまで飲食するなど、頗る不礼の紳士もあって外国人の嘲笑を受けしが、日本紳士も追々宴会等の礼式に慣れたれば、今回は左様な不体裁はあるまじけれど、今年初めて招待を受け、未だ斯る席に臨みしことなき人々へ一通りは注意したきものなりと、其筋の或人が語られき。〔同上書二四五頁〕

#### 隅田川に西洋料理店

〔明治十九年四月七日、朝野〕

墨堤桜花の頃にあたり、西洋料理なきは遊客の太だ遺憾とする所なりしが、昨年新橋宗十郎の求友亭より花時を卜して支店を開き大に繁盛を為せしを以て今年も長命寺と白髪鬚の中間にあたる東堤の下に於て、盛大なる西洋料理店を設け、今日より開業することなれば、定めて銀鞍香輪の門外に輻輳するを見るならん。〔同上書四六五頁〕

#### 女子交際會

〔明治十九年四月二十七日、朝野〕

女子交際會○土地に東西の別あり人種に黄白の差ありと雖も人民ありて交際なきはなし。元來人の性質たる群居を喜ぶものにして決して孤立独歩を好まざるなり。否な孤立独歩するを得ず必ず広く人の交り一身の幸福を得る者なり。故に我邦にも古來男子には相応の交際ありて益を得ると雖も女子に至りては此等の事なし。近來我国も百事文明の風に移り、女子にして洋書を読み書きする者少からざるも哀れむべき哉まだ交際の何たるかを知ら

ざるを以て知識を弘むるの道なく遂に男子の使役玩弄に供し自主の精神を失ふに至るを憂ひ、吉田京佐氏發起人となり、女子交際会なるものを設け、麴町女学校に於て毎月二回づつ同志を会合して談話会を開き、互に交際を擬び知識を交換して我国の女子に独立自主の氣を養生せしめんとて、毎月一回づつ雑誌を發行して會員に頒たるといふ〔同上書二七四頁〕

### 条約改正のこと

〔明治十九年五月一日、東京日日〕

前にも記せし本日〔五月一日〕午後二時より開かるべしと云ふ条約改正會議は、其事弥々事実にて、既に四五日前我が外務大臣井上伯より、五月一日外務省に於て開議の旨の案内状を各国公使へ送られ、一同差支なき由の返答をも得られたりと云へり。又或る人の説に拠れば、本日は繪本議即ち第一誂会にして、第二次会は本月中旬に開かるべし。（此は本日の會議を終りて後、各公使にも夫れ夫れ取調の時日を要せらるるに依てなり。）夫より引続き會議ありて、早くば来六月上旬遅くとも同月下旬には議決に至るべき御都合なりと申す事なり。此回の事に就ては井上大臣、青木次官其他首立ちたる外務の方々の奔走周旋一方ならず、殊に大臣次官の二君は十分の熱心と、非常の尽力とに依て最美の成果を結ばしむべしと奮勵せらるる由に聞けり。嗚呼此や我国の志士論客が數年前より筆に口に痛論し激論し、慨歎大息これに次ぐに泣涕を以てしたる迄の条約改正、稅權恢復、治外法權漸次廢止の萌芽を、我が日本の国土上に開坼したるの初日なり。其秋実の如何は今より図り知る能はざれども、此の明治十九年五月一日といふ年月日は我国外交の歴史上に永く存在して忘るべからざるの日なるべし。〔同上書



## 小学生間に洋服流行

〔明治十九年六月二十七日、東京日日〕

近來小学生徒の洋服は漸次に行はるる事になりしが、就中横浜小学校の生徒は互に競争して洋服を調製し、既に悉く整頓したれば、明廿七日生徒を二列に立て、木製の小銃を携へ太鼓喇叭等にて赤白の旗を押立て、教員の指揮にて近郷を運動する由なり。〔同上書二九六頁〕

## 慶応生徒間に西洋料理流行

〔明治十九年七月十日、時事〕

日本衣食住改良の事は近時大に世人の注意する所なるが、就中食物の改良は急務中の急なりとて、世上に往々其実施を見る折柄、芝区三田二丁目慶応義塾にては、本月初めより賄所に西洋料理人を置き、学生の望みに応じて西洋風の肉食を与ふる事となしたるに、其価案外に廉にして日本流の米食と格別の相違なきにより、学生等は大に悦び断然米食の陋習を破るべしとて、此西洋食に改むる者日に増加するよしなり。〔同上書二九九頁〕

## 陸軍は洋食

〔明治十九年八月三日、時事〕

府下南葛飾郡八右衛門新田の麵包製造所は野村忍助（鹿兒島県人）、雨宮敬次郎（山梨県人）の両氏が主として設立したる処にして、目下陸海軍両省の御用をも達し、日々の製造高は余程多くして、一昼夜凡そ麵粉三十五六石を消費する由なるが、今度陸軍一般洋食と改まるに付ても、尚ほ同製造所が専ら其御用を引うくる事に為る趣にて、更に製造竈を増置し、又器械を据付くるの準備なりと。而して右等の用意全く整頓したる上は、日本麵包

製造会社と改称する筈なりと云へり。〔同上書三一頁〕

水交社にても舞踏

〔明治十九年八月十日、東京日日〕

水交社にては此度構内へ舞踏台を新築し、同社会員をして舞踏を演習せしめらるるといふ。〔同上書三一四頁〕

婦人あみもの会

〔明治十九年九月二十六日、毎日附録〕

婦人あみもの会にては昨日午後二時より日本橋区西替町教会堂にて発会式及び会員手製品の陳列会を執行したり。会主佐々木豊寿子の歓迎演説、本田芳子以下四氏の唱歌、音楽士納所弁次郎氏の風琴、北原義道、三浦徹両氏の演説等ありて随分盛んなりし。同会創立以来生徒の数は六十余名に上りたり。又た当日同会にて歌ひし紅網アミモノ会の歌は、豊寿子の撰にて左の如し。

(一) 友の交り厚ふせよ

編よ羊の毛より絲、座敷の飾り、身の飾、あみやまりときなほせ編過は解放、永く結ばん愛の友。

(二) 国の文明を飾れ

縦にたて紅くれないの緯よこ緑、柳も花も打うちま混まて、都の天そらを綾錦。編て飾らん絲の友。

(三) 知識を抔めよ

見や心の靈動はたらきを、唯一線の絲なれど、綾取る数ぞ限りなし、学べ励めよ文の友。〔同上書三三〇頁〕

地方にも男女交際会

〔明治十九年十月一日、出羽新聞〕

男女交際会○過日の新聞に、師範学校、中学校の諸先生方男女交際会を開設して、婦人方の知識品行を高むる策を建てられたりとありしが、小生も大賛成なれども、其出会毎に夫婦共莫大の費用金を上納せねばならぬ様の御規則もあるならば、貧乏の小生残念ながら入会仕り兼ねるなり。何卒御規則早速新聞紙上にて拝見致し度候頓首。〔同上書三三一頁〕

#### 明治学院創立

〔明治十九年十月二十三日、毎日〕

先頃一致神学校と一致英和学校とを合併して設けたる、明治学院にては、今度荏原郡白金台に良地を下して校舎を新築せんと昨今準備中なりと。〔同上書三四四頁〕

#### 洋服流行

〔明治十九年十月二十四日、郵便報知〕

近來洋服を着用する者多く、且つ冬季に際せるを以て新裁の注文多く、又陸軍軍人の服制改革に付、来月三日の天長節に着すべき正服の注文等輻輳し、士官の制服に使用する濃紺の羅紗は目下京浜間に品切となり、各裁縫店とも非常に繁忙なり。又昨今は官吏を始め商人に至るまで黒の綾羅紗仕立のフロックコートを好むに付同品も何程か価を引上げたり。即ち黒綾羅紗最上一組廿三円位、並十八円位、仕立代は最上等六円、並上等五円五十銭、其他、羅紗の地合にてスコッチの類も大に行はれ、服一組背広仕立にて、最上等十六円、中等十三円、上仕立代四円廿五銭、並上三元七十五銭位なり。……〔同上書三四五頁〕

## 文部省算盤廃止の訓令

〔明治十九年十月三十日、時事〕

今度文部省にては省中に訓令して、明治二十四年四月一日以後は合計上に十呂盤を廃して、一切西洋流の筆算を用ふる事に改めたるは、実に近頃の大英断なりと云はざるを得ず。従来日本人多数の説に、加算丈けは西洋流の筆算よりも従来日本流の十呂盤をパチパチ云はす方が便利なりと唱へて、何れの官衙、銀行、会社、商店にても甚だ十呂盤を珍重し、今日まで未だ曾てこれが非難を聞かざりしに、今度文部省にて十呂盤の欠点をあげてこれを筆算の長所に比照し、断然十呂盤の用を全廢したるは大英断と申すの外あるべからざるなり。……今日以後の全国の大勢は必ず洋算に左坦して和算を擯斥するに疑ひなく、詰り文部省の訓令が輿論の賛成を得て勝を社会に制するに相違なかるべし。〔同上書三四九頁〕

## 天長節の夜会

〔明治十九年十一月五日、東京日々〕

一昨日は、我が皇帝陛下の天長地久の吉辰を祝し奉らんが為め、朝の程は皇族諸大臣各国公使諸省の勅奏任官、華族の面々何れも晴れの礼帽盛服を着し、馬を走らせ車を軋らせ、皇宮に参朝して聖寿を祝し奉り、又市内にありては高貴歴々の門戸は申すに及ばず、賤が屋の軒端にまでも国旗をひるがへして、はるかに万歳を唱へ奉れるは実にめでたき事なりかし。左れば我外務大臣伯爵井上馨、同伯爵夫人の御両所にも、此吉辰を祝し奉らんとて、皇族大臣各国公使を初め、朝野の貴顕紳士凡そ千六七百人の方々へ招状を發せられ、いとも盛大なる夜会を鹿鳴館に催ほされたり。弊社へも按内の栄を辱くしたれば、乃ち午後九時参館したるに、先づ館の楼上なる正

面には、瓦斯燈にて鹿鳴館と云へる三字を額はし館の周囲及び庭園には瓦斯燈と球燈とを建て列ね懸け并べたれば、宛がら白昼の如し。館内玄関には外務省官吏接待係り左右に整列して來賓を迎へらる。……階を上れば当夜の御主人井上伯爵は大臣の盛服を着せられ、綬を帯び章を掲げ、伯爵夫人と併び立ちて一々來賓を迎へらる。御両所共にいつもながら笑みを含み、温顔もて普く來賓に接せらるれば、参られし方々も一入嬉しげに見受けられぬ。……追々に参着せらるる方々を見うくるに、皇族には伏見宮、北白川宮兩殿下及び御息所、大臣には三条、伊藤、山県、松方、榎本の諸公閣下、公使には英、米、独、仏、露等凡そ条約國諸公使閣下及び館員、英國水師副提督ハミルトン君及び同國海軍士官、御雇外國人、京浜外國領事、紳商其他が各省次官、元老院議官、在京府県知事、諸省奏任官、華族及び府下紳士紳商凡そ千余名、或は令夫人を伴はれ或は令嬢を携へられたり。夫人方の服装は概ね西洋服にて何れも美を競ひ、麗を争はれたるは暫く措き、長き裳を垂れたるは、從來のすそ長がよりも見栄あり、仏蘭西紋緞子の衣は、唐織錦の打ち掛けよりも粋なり。尤も打ちかけを着せられし夫人方は、一二を見うけ参らせるが、一と夜会々々に追々減少する姿なるは、弥々西洋ファッション（流行）の上等社会に染み込みたる一証にやあらん。さる流行なれば、縮緬紋付すそ長の奥方、令夫人は一人もなし（但し此前の夜会には屢々見うけたり。）扱て九時すぎから踏舞の台を開かれ、内外紳士貴夫人方の音楽に連れてまひをどらるる様は、いつもながら感心なり。但し新西洋下りの紳士の年々増加すると、貴夫人方の踏舞に身を入れらるる方々の月々増加することにより前回より今回が我日本紳士夫人の中にまひ手の増加せるも結構の事なり。かくて番数も、コードリル、ワルス、ランサーフ、ポルカ、コードリル、ワルスの六番を舞ひ了り、まひ手見手共に興に入りたる時、暫時休憩とて楼上楼下の食堂に案内せらる。紳士は夫人の手をとり扶けつつまづ食堂に入り、続いて

諸賓一同食堂に入らる。堂の欄間には弓門を設け、其上に径三尺許りの菊章を黄菊の花にて造り出せしは、最も手ぎわに見えたり。卓上には謂ゆる山海の珍味を堆きまで積み、世界中の果物と美酒とをも亦夥しく備へたり。休憩後音楽再び湧き、舞踏再び始まる。……舞踏も終へ諸賓の散ぜられしは、昨日午前の第一時頃なりき。総じて申さば此の日は祝日の上にも天気はよし、其上御主人は井上伯にありつれば、来集の人数も殊に夥しく、歡樂も亦た極りなき様にて、稀なる盛会好宴なりき。〔同上書三五四頁〕

#### 婦人洋食会

〔明治十九年十一月二十八日、毎日〕

高木海軍々医総監外数名は、我國の婦人中兎角洋食を嫌ふものありて、内外人交際の繁き今日に在りては不都合なりとて、今度海軍々医の妻女姉妹等有志の婦人を集めて、毎月三回づつ洋食会を催ふことに決したるよし。〔同上書三六六頁〕

#### 明治二十年

#### 神戸大阪に聖書の友の会

〔明治二十年一月四日、内外新報〕

大阪基督教会○同教会にては、昨年一月第一日曜日を下し、始めて当地に日曜学校と云へるを設立して、夫々信徒を教養せしが、本年一月よりは更に神戸教会と同一の課程を設けて教授する事となりたり。又西区土佐堀六丁目なる基督青年会堂にて近日聖書の友と云へる会を開く由なるが、元来同会の我國に起りしは明治十七年一月一日東京赤坂区水川町五番地に設けたるを以て嚆矢となす。爾来追々盛況に至り、現今にては全国の会員殆んど

四千二百余名に達せりと云ふ。尤も同会の目的とする所は會員相互に約束して予め日時を定め、一部の聖書を暗に誦読するものなりと云へり。又今度居留地二十四番地に寓せる米国宣教師ヨールチン、ギューリキの両氏が発起となり、青年會員の賛成を得て東区淡路町四丁目心齋橋筋東へ入る地へ一の校舎を築き、婦人勸業会と云へるを設立して、我國の婦女に裁縫、縫箔、毛糸編物、西洋料理、家政口授、英語會話、音樂の七科を教授する由なり。〔同上書三八一頁〕

### 女子教育奨励会

〔明治二十年一月十四日、東京日〕

一昨十二日の午後七時を以て、女子教育奨励會員及び其他の人々は、伊藤伯爵の邸に集會して、該會創立の事を議せられたり。來會の人々には渡辺洪基、富田鉄之助、末松謙澄、外山正一、穂積陳重、神田乃武、矢田部良吉及び大學にて教授の重任に在る諸君、并に陸奥宗光、渋沢栄一、岩崎弥之助、川田小一郎、福地源一郎の諸君にて、外国教師某氏等の三君も參られたり。蓋し同會の目的は、日本の貴婦人に欧米諸國の貴婦人と同等なる佳良の教育、世事の修練及び家事の訓練をうけしむるに在りて、先づ東京に女子高等教育の學館を設立し、外国女教師を聘して、此の學館にて欧米の生活及び教育をうけしめ普通教育、倫理、行狀、服裝、家政及び看保等の事項を修業せしめ又其の學館を貴婦人の俱樂部及び集會場にも用ひ、戸外遊戯に適當なる庭園を設る事として、寄宿生徒をもおき、通學生徒をも許し、要するに洋行して學び得べき程の事を居ながら日本にて學び得て、立派なる欧米の貴婦人に比しき成果を望むに在り……夫より學館設立の事、次に教師を聘する事に涉りて、種々説ありしが、其の資金六万円とありしを擴張して十万円に改め、之を五ヶ年に募集する事となし、岩崎、渋沢の諸君も其

の事に尽力あるべしと定まりぬ。……伯爵〔伊藤博文〕には其身国家の重に任じて、夙夜政務繁劇の衝に立たせながら猶その余暇を以て社会改良に其力を添へさせらるること、実に得がたき事なりと云ふべし。〔同上書三九六頁〕

### 電気燈流行

〔明治二十年二月七日、時事〕

近来電気燈の効用追々世人の知る所と為り、東京電燈会社は、各地の市街及び諸工場より点燈の相談を受くること頗る多く、士官学校へ電燈の据付は本月中に全く竣功する趣きなるが、四日市紡績所にも同社と約束して電燈を点火することに決し、此他大阪市街に電燈を照らす計企もありて続々各地より相談ある由なり。……〔同上書四一八頁〕

### 田舎にも子供洋服流行す

〔明治二十年三月八日、高知日報〕

此頃上町辺では小児の洋服が大流行。頻りに裁縫店に注文する由なれば、追々愛らしい体裁を見ることがならん。〔同上書四二九頁〕

### 井深先生マスター・オブ・アート

〔明治二十年四月七日、毎日〕

此程米田プリンス頓大学より、井深梶之助氏へマスター・オブ・アートの学位を贈りし由。〔同上書四五〇頁〕



## 大阪にて洋服大流行す

〔明治二十年四月十三日、郵便報知〕

大阪にては兩陛下行幸啓以後、婦人の洋服東髪大流行にて、洋服店俄かに五六十軒増加し、隨て仕立職の賃錢を非常に引下げたり。又た近来に至りて婦人改良会とか、婦人教育会とか、総て婦人に関する改良の企て大流行なりと、同地よりの通信に見ゆ。〔同上書四五二頁〕

## 首相官邸の仮装大夜会

〔明治二十年四月二十二日、やまと〕

一昨日の午後九時より永田町なる伊藤總理大臣の官邸にて、予定の如く夜会の催しありたるが、兼て記したる通り仮装会の事なれば、來賓は何れも異様の裝飾にて來会され……第一番の馬車に鞭うって到着されしは、日本武尊の長崎省吾氏。二番の到着は可愛らしい唐子にて岩倉具定氏。三番の到着は仏蘭西古代武者の谷森真男氏。四番に心哉々々喜びあれやと踊り込みしは山内書記官の三番叟。五番に一輛の箱馬車玄関に着するや否や、プウと一声馬車の内より法螺を響かせながら、静々と立出づるは高島嘉右衛門氏の山伏。六番は榎村議官と同令嬢の西京舞子。七番は鍋島君の旧神官。続いて二疋立の馬車に白鉢巻、緋緘の鎧に簀笠を背に負ひ、鎔物作りの大太刀佩いて、白地の羅紗へ金糸にて二行の文字を繡たる指物を挿したる暴雄と荒き風を厭ふと見ゆる優しき乙女二人と合乗したるは、桜の梢に勇める駒を繋ぎしも斯くやと見えし、是れなん三島警視總監の備後三郎と、二人の令嬢の汐酌女なり。……〔同上書四五六頁〕

## 紳士は巻煙草

〔明治二十年五月二十七日、高知日報〕

近来は紳士組には専ら捲煙草流行る所から、自然と煙管吸口では無く売口がわるくなつた中にも、鯨持の短かいラヲ無しの煙管などはサツパリ売れぬとか云ふ〔同上書四七一頁〕

### 矯風会の目的

〔明治二十年八月六日、朝野〕

明治十九年の十二月始めて東京婦人矯風会を設けてより、茲に未だ二歳をも経ざれど、会員は既に一百八十名を越へ、此間に成したる事業も亦尠からず。然れども吾等が予てより希図てたるものは、尚ほなかなか其の十の一をも遂ざれば、其大に勉むべき事は之より更に一層に多かるべしと覚えぬ。……因て熟おもんみるに、先づ一家の内に於て夫と妻との間に、完全したる清潔の交際なきにはあらずや。又妻と夫の父母兄弟との間に、尚ほ言ひ難きの関係数多あるにあらずや。又妻として一家を修め、母として子を教育するのの上に於て、女子たらんもの過甚だ多かるにあらずや……此等は皆な家族の間に行はるる所の弊風なり。次に世の人々の交際を見るに、……或は世に女流の地位を卑うすべきたわれ女の類尚ほ公に行はれ……姦淫の空氣四方に満ちて、道徳倫理の爲めに破るるもの数ふ可からず。或は酒、煙草を始めとし、種々の害毒世の中に行はれ、吾等が家族を害ひ、吾等が一身を傷け、小にしては家を破らせ、大にしては国を弱め、吾等女性の進歩に対して少なからざる妨害を爲すもの亦多くあり……又……衣服、服装、粧飾、礼儀などの上に就て、特に女風の改むべきもの甚だ多し……近く西洋より輸入より輸入したる女子改良の風俗中にも、尚ほ反て其悪しきを止めざるを得ざるものあり……

明治二十一年

天長節の大舞踏鹿鳴館にて

〔明治二十一年十一月六日、東京日日〕

去る三日は我叡聖文武なる天皇陛下の天長佳節に付き、外務大臣大隈伯爵には、例に依り各国公使を始め内外の貴賓を鹿鳴館に招待ありて、午後九時より盛大の夜会を催されたり。……各国公使、同夫人、令嬢を初め、代理公使、公使館員、領事館員、外国紳士の人数十名、我皇族、御息所、総理大臣、枢密院議長、大蔵大臣、逓信大臣、陸軍大臣（井上、森両大臣は旅行中、山県、山田の両大臣は見当らず）等を初めとして、枢密院、元老両院の方々より、海陸軍将校、学士、文人、銀行家、新聞記者、自称、他称の紳商、紳士、政事家等凡そ千余人、貴婦人、令嬢の方々も多く見うけられたり。殊に此主人公の大臣には、民間の御交際いと広くしておはせば例よりは多く民間紳士紳商達を多く見うけたるは、当夜の変りなるべし……〔新聞集成明治編年史〕 第七卷一六〇頁〇

第  
二  
篇





一致神学校設立当時の学生

## 明治学院の白金移転

教育、学校

山本秀煌

日本一致基督教会と特別な關係を有する教育事業は、日曜学校に於ける宗教々育、神学校に於ける教職者の養成、高等及び普通学校に於ける基督教主義の教育なりき。日曜学校なるものは明治の初年より宣教々師主宰の下に処々に設けられしが、一致教会成立の後、中会は（明治十一年）殊に委員を挙げて日曜学校を盛大ならしむるの方法を講じ、大人、児童の宗教々育を奨励したる結果、漸く各地に行なわるるに至り、各学校、教会その他に於ける日曜学校生徒の數、数千人に上りしが、次期に至りて稍盛大となれり。

教職者の養成は協力ミッションの設立にかかる神学校に於て必須の学科を修めしものにして、その学校は

東京明治学院、長崎東山学院、仙台東北学院の三学院とす。

明治学院 日本基督一致教会成立当時、教職者養成所として一致神学校なるものの設立せられしは既に前に述べたるが如し。(注、「井深梶之助とその時代」第一巻第七篇神学校及び教職者三九八頁参照)然るに明治十九年六月明治学院の(芝区白金に)設立せらるるや、一致神学校は合してその神学部となり、その面目を一新せり。我が日本基督教会の牧師、教師、伝道師には此の学校の出身者多数を占めぬ。以てその伝道界に貢献する所大なるを知るべし。其の普通学部は明治五、六年頃創立せられし横浜に於けるヘボンの家塾の進展してジョン・バラ主宰の下に一個の英学校となり、更に東京に移りて其の規模を拡張したる(明治十三年東京築地明石町七番地)築地大学校と、亜米利加リフォームド・ミッションのワイコフ博士主宰の下に設立されし(明治十四年)横浜先志学校とを合して一致英和学校と改称せしものを(明治十六年)、更に又明治学院に合したるものなり。而して又明治十七年東京、神田淡路町に創設せられたる東京英和豫備校なるものも亦合して明治学院の予科となれり。明治学院普通科はその初め稍高等なる特種の教育を施し来たりしが、政府の学制画一主義と私立学校撲滅主義とに圧せられて自由なる教育を施す能わざるの羽目に陥り、終にその普通部は中学程度の学科を授くる所となり、その程度大いに低下せり。而して之れが高等部を設置するに至りしは数年の後なりき。

東山学院 長崎の神学校は明治六年の頃亜米利加リフォームド派の宣教々師スタウトが、男女の学校を設くる傍ら自宅に青年を集めて聖書並びに神学を教えしに始まり、爾來之を継続して次第に其の歩を進め、明治十四年に至って神学校を設置し、西部中会の管下に入れり。明治二十一年スチール記念学校と称する男子普通英学校と合併してスチール学校神学部となれり。後ち東山学院と改む。

明治二十一年新設校	
私立東京諸學校(覽)	公立東京諸學校(覽)
私立女子學校	公立女子學校
私立男子學校	公立男子學校
私立幼稚學校	公立幼稚學校
私立職業學校	公立職業學校
私立師範學校	公立師範學校
私立醫藥學校	公立醫藥學校
私立農林學校	公立農林學校
私立商業學校	公立商業學校
私立法政學校	公立法政學校
私立文藝學校	公立文藝學校
私立音樂學校	公立音樂學校
私立美術學校	公立美術學校
私立體育學校	公立體育學校
私立宗教學校	公立宗教學校
私立社會學校	公立社會學校
私立職業訓練學校	公立職業訓練學校
私立短期大學	公立短期大學
私立高等專門學校	公立高等專門學校
私立大學	公立大學
私立女子大學	公立女子大學
私立男子大學	公立男子大學
私立女子專門學校	公立女子專門學校
私立男子專門學校	公立男子專門學校
私立女子高等學校	公立女子高等學校
私立男子高等學校	公立男子高等學校
私立女子中等學校	公立女子中等學校
私立男子中等學校	公立男子中等學校
私立女子初等學校	公立女子初等學校
私立男子初等學校	公立男子初等學校
私立女子小學校	公立女子小學校
私立男子小學校	公立男子小學校
私立女子幼稚園	公立女子幼稚園
私立男子幼稚園	公立男子幼稚園
私立女子保育院	公立女子保育院
私立男子保育院	公立男子保育院
私立女子職業訓練所	公立女子職業訓練所
私立男子職業訓練所	公立男子職業訓練所
私立女子職業訓練中心	公立女子職業訓練中心
私立男子職業訓練中心	公立男子職業訓練中心
私立女子職業訓練所附設幼稚園	公立女子職業訓練所附設幼稚園
私立男子職業訓練所附設幼稚園	公立男子職業訓練所附設幼稚園
私立女子職業訓練所附設小學校	公立女子職業訓練所附設小學校
私立男子職業訓練所附設小學校	公立男子職業訓練所附設小學校
私立女子職業訓練所附設幼稚園及小學校	公立女子職業訓練所附設幼稚園及小學校
私立男子職業訓練所附設幼稚園及小學校	公立男子職業訓練所附設幼稚園及小學校
私立女子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校	公立女子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校
私立男子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校	公立男子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校
私立女子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心	公立女子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心
私立男子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心	公立男子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心
私立女子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心及職業訓練中心	公立女子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心及職業訓練中心
私立男子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心及職業訓練中心	公立男子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心及職業訓練中心
私立女子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心及職業訓練中心及職業訓練中心	公立女子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心及職業訓練中心及職業訓練中心
私立男子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心及職業訓練中心及職業訓練中心	公立男子職業訓練所附設幼稚園、小學校及高等學校及職業訓練中心及職業訓練中心及職業訓練中心

東北学院 仙台神学校は合衆国リフォームド・ミッションの設立せる所なり。明治十九年同ミッションが、我が一致教会の協力ミッションに加入し、押川方義の賛成を得、仙台を本拠として専ら東北地方の伝道に当たるとや同ミッションは伝道者養成学校を仙台に設け、同派の宣教々師ホーイと一致教会の押川方義の二人専ら其の管理教導の任に当たり、以て伝道の志ある者を収容して神学の予備修学をなさしめたが、明治二十三年予備科最初の卒業生を得るに至り、始めて神学校を設置したり。之れが普通学部と合して東北学院と称するに至りしはその翌年のことなりき。

上記三神学部は明治二十三年十二月の一致教会最終の大会に於て、その認可を受くるに至りぬ。

女子教育は外国ミッションの最も意を用いたるものの一なりき。我が一致基督教会の協力ミッションが最初に設立したる女学校は横浜フェリス和英女学校（明治三年）、横浜共立女学校（明治四年）、東京グラハム女学校（明治七年一月、後の女子学院の一部）、長崎梅ヶ崎女学校（明治六年創設後一時中絶し、同じく八年再設し十年に至りて学校となる）、桜井女学校（明治九年最初桜井ちか子女史の経営したるものなりしが、後ちプレスビテリアン・ミッションに属せり）、等にして当時我が国女子教育の道未だ開けざる時に際し、此等女学校の教育は社会に貢献する所多く、ミッション女学校の出身にして



基督教会の内外に活躍し、女子向上の為に努力するもの少なからず。明治の初年カロゾルス夫人が創設せし女学校は、後ち銀座女学校と改称し、一時銀座教会の長老原胤昭の経営する所となりしが、明治十二年グラハム女学校と合して一となり、更に復グラハム女学校は桜井女学校と合して女子学院となり、其の面目を一新せり。其の外金沢の北陸女学校、広島の大塚女学校(明治二十三年山口に移され鴻城女学校となる)、仙台の宮城女学校、名古屋の金城女学校、札幌の北星女学校等あり。此の内長崎の女学校と山口の女学校とは後ち合して一となれり。下関梅光女学校此れなり。其の他小学校、幼稚園等の設備数多あり。その教育界に貢献する所尠少にあらざるなり。(山本秀煌編「日本基督教会略史前編」)

英和文学会記録に顕われたる明治学院風景(築地より白金へ)

菊田貞雄

井深先生関係資料

明治十七年

〔英和文学会緒言(「記録」巻号)〕

本会ハ明治十七年九月某日英和文章ノ組立并ニ討論演説ノ態姿ヲ研究センガ為メ設立セシモノナリ。而テ是レ勿濫鷁ヲ尋ヌルトキハ去ル明治十四年初メテ組織セシ講談会ナルモノニ起レリ。以来幾多ノ星霜ヲ経テ今日ニ至リタリト雖ドモ毫モ進歩ヲ見ザルノミナラズ却テ倦怠ノ色ナキニアラザルヲ以テ全員中夙ニ再興ノ説大ニ起レリ。是ニ於テ石本三十郎ヲ以テ會員總代トシ本校〔東京一致英和学校(Tokyo Union College)〕教師ト熟議シ

第二篇

白明法學院の庭



現今欧米各校ニ行ハル、法ヲ折衷シテ左ノ三大条目ヲ追加シ

第一 本会ヲ以テ一致英和学校ノ督責ニ帰センコト

第二 会員ヲ平分シテ左右ノ兩党トセンコト

第三 更ニ英和文章ノ一科ヲ増加センコト從來ノ名義ヲ廢シテ更ニ英和文学会ヲ起セリ。今ヤ本会記録ヲ編成スルニ当リ緒言ヲ述ブル如此。

明治十七年十月十日 「記録」老号」

〔註記・以下の二題は発会式当日のもの、発会式は十七年十月十日なるべし〕

英和文学会書記〔中山光五郎〕

丈夫ノ憂ハ国家ノ柱石 橋本好友

討論題

男女同權ノ可否 左党論 不同權

右党 男女同權

〔明治十七年十月廿四日〕

自由党ノ命運ヲ歎ズ 山中光五郎

〔明治十七年十一月十四日午後五時廿分開会〕

討論「青年洋行ノ利害」

批評者 石本三十郎氏

左党員 利ヲ主張ス

右党員 害ヲ主張ス

英語文章ノ発表

批評者 Macaulay (マコーレー)

〔明治十七年十一月廿八日午後五時廿分開会〕

治外治權之感

直井市輔

討論題「工商業上ニ保護政策ヲ用ユルノ可否」

可 左党  
否 右党

### 明治十八年

#### 左党右党を洋名に改む

明治十八年第一月十六日即ち第二学期ノ初メナルヲ以テ常会ヲ廢シ更ニ議會ヲ開キ役員ヲ改撰ス

第一動議 文学会ヨリ英文章 (Declaration) ノ一科ヲ除クコト

賛成者十五名 不賛成者十七名 多数ニヨリ従前ノ通りニ決ス

従来ノ党名ヲ廢シ左党ヲアデルフィック・パーティィ [Adelphic Party] 右党ヲワイロマセヲ [Philomat-

heo] トス

〔明治十八年二月十三日金曜日午後六時開会〕

海軍拡張ハ今日ノ急務也

三宅半次郎

社会ノ開明ヲ計ラレントスルニ教育ヲ以テセザル可カラズ 岡田福藏

〔明治十八年二月廿日〕

討論題「自由教育保護教育何レカ今日我国ニ必要ナルヤ」

保護  
友愛部

〔明治十八年二月廿七日 金曜日〕

和服論

文明之目的

自由ト压制ノ論

〔明治十八年三月廿日〕

討論題「内地雜居ノ利害」

愛学部  
友愛部  
利

明治十七年

「英和學術講談會記錄」明治十七年十月以降

〔明治十七年十一月廿九日午後五時半〕

一、社会ノ改良ヲ論ズ 岩本久吉

〔明治十七年十二月十五日第三金曜日午後五時半〕

一、東洋ノ大勢 大西彦巳

明治十八年

〔二月廿三日第四金曜日午後五時半〕

当日ハ討論会ニシテ我日本今日ニ於テ軍事学事孰レヲ尤トモ拡張ス可キカ 会員三十余名 討論中慷慨ノ論アリ。亦タ深ク日本ノ国勢ヲ慨論シ突ニ盛大ヲ極メタリ。討論ノ主決ヲ取り遂ニ軍事党ノ勝利ヲ得タリ……

〔二月二十日、第十三回學術演説会ヲ開ク〕

平等論

紀内土亀四郎

道徳ト宗教

手嶋 閻

〔三月十九日午後六時、第十六回〕

自由トハ何ゾ

手嶋 閻

〔四月十七日・討論会〕(第十九回)

英語を日本語となすの可否

本日ハ都合ニ依リ五時十分ヨリ始ム 題ハ英語ヲ以テ日本人ノ通語トナスノ利害ニテ加来(栄太郎)其発題者ナリ 本会モ中々盛会ナリシガ決ヲ取ルニ及ンデ双方同数ナリキ

〔五月一日、第廿一回〕

国権拡張論

加来 栄太郎

〔五月十五日、第廿三回〕

国ノ滅亡ハ兵ニアラズ

加藤 民雄

我國民ノ衣服住速ニ欧米ニ倣フベシ

橋本 和吉

婦人ニ対スル務

紀内土 亀四郎

〔明治十八年六月廿六日、第廿八回〕

討論会

論題「國ニ貴族アルハ其國ニ利カ不利カ」

利論勝ヲ占ム

〔十月廿三日、第卅二回〕

討論会「劍ト筆ノ優劣」

劍論者多数

〔十一月廿日、第卅五回〕

討論会「欧米文明ハ永続スベキカ」

永続論勝利

明治十八年

〔四月廿四日〕

出席者 二三

傍聴者 二

討論題

一、家屋ノ改造ト衣服ノ改良トハ何レカ今日ノ急務ナルヤ

家屋ノ改良ヲ急務トスルモノ拾壱名、衣服ヲ急務トスルモノ拾壱名

同数ニ付勝敗ナシ 例刻ニ至リ未ダ論尽キズ

〔九月廿五日、午後五時廿分〕

地球上ハ必ず一政府ノ下ニ歸ス可シ

加来 榮太郎

服制改良論

安東折枝

〔討論〕 兵制ノ拡張ハ今日ノ急務ナルヤ否ヤ

〔十月二日午後六時〕

教育ノ利益

植木万里

〔十月九日〕

家屋改良論

内山卯之松

洋学ノ必要

阿部虎之介

〔討論〕 上院ヲ置クノ可否

〔十月十六日、午後五時廿分〕

家屋改良ヲ望ム

正村正

今日ノ束髪ハ結髪ニ劣ル

門山代馬場銈作

〔討論〕 文明ト道德ト並行スルヤ否ヤ

〔十月卅日〕

〔討論〕 青年学生ニ政論ノ自由ヲ与フルノ可否

〔十一月六日〕

〔討論〕 軍ノ勝利ハ人ニ由ルカ將タ武器ニ由ル乎

第十一月十三日午後六時鈴木安三郎氏ノ祈禱ヲ以テ例会ヲ開ク。幹事服部氏学生中日課ニ出デテ文学会ニ欠

席スル者、文学会ニ出デテ日課ニ欠席スル者アリ。故ニ今夕ヨリ授業時間同様欠席或ハ出席ヲ知ラン為番号ヲ点検ス。

〔十一月廿日〕

族称廃スベシ

安東折枝

〔討論〕 死刑ヲ廃スルノ可否

〔十二月四日〕

〔討論〕 女子ニ参政權ヲ与フルノ可否

〔十二月十一日〕

服制改革ノ意見

加来栄太郎

一大帝国ノ組織將ニ成ル

遠藤惟巖

明治十九年

〔英和文学会「記録」参号、明治十九年一月以降〕

〔二月廿九日午後六時〕

〔討論〕 戦争ハ現社会ニ於テ利益アリヤ否ヤ

〔二月十九日〕

〔討論〕 輿論ハ果シテ信ズベキヤ否

〔二月廿六日〕



〔討論〕 海陸軍ノ費用ヲ節減シテ国内鉄道布設ノ可否

〔三月五日〕

言語一致ノ必要

長谷清吉

校舎移転地牛込高台と高輪台

〔三月十二日〕

閉会〔午後七時〕後司会者ヨリ先日幹事服部氏ヨリ本校位置移転ノコトニ付本校内学生諸君ノ意見ヲ聞カマホシク申越レシ故来会ハ総会員ニテ討論会ヲ開カンコトヲ相談セシニ異議ナク是ヲ決ス。而シテ散会ス。

〔註・兩候補地の下検分をなすべき委員を選ぶ。同委員は空氣、水、地勢等を調査して学生に報告し、学生はその報告を受けて討論会に入る。〕

明治十九年三月廿六日午後五時二十分より討論会を始め採決の結果、牛込を可とするもの廿三名、高輪を可とするもの廿二名。彼等の意見の代表的のものを掲ぐれば、

〔藤木〕我日本帝都ノ中ニ屈指ノ学校ハ概ネ牛込近傍ニアリ。人ノ形容見テ我ガフリ直セトヤラ我輩学生ノ交際ハ尤モ重ズベキコト且ツ我基督主義之学校ヲ彼ノ不神説ノ尤モ盛ナル帝国大学院ノ近傍ニ嚴然建設シテ大成ノ学士輩ヲシテ感嘆セシムルハ豪商田夫ノ愚眼ヲ驚カシムルヨリハ大ニ我輩ノ満足スル所也。

〔鈴木己之吉〕我輩ハ品川ニ移転スベキコトヲ主張スルモノナリ。仮令品川数年以内ニ開港スルモ高輪地ニ於テ衛生上ニ一ノ害ナシ。横浜ノ山手ニ於ケルガ如クナルベシ……且ツ我校タルヤ基督主義ヲ以テ我全国ヲ光サントスルモノナリト雖モ築地ノ浜辺ニ建築以來未ダ世ノ能ク知ル処トナラズ。實ニ我等ノ慨スル所也。故

ニ我等ハ此挙ニ参シ数年ヲ致サズシテ四民輻輳ノ中央トナルベキ高輪地方ニ建ツベキコトヲ主張スル者ナリ。

〔英和文学会「記録」四号、明治十九年四月以降〕

〔四月卅日午後六時〕

討論、国会開設ハ明治廿三年ヲ待ツベキヤ否

〔五月七日午後五時廿分〕

自由アル國ハ文明國ナリ

細谷 吉次

日本政府ノ堅固ナランコトヲ希望ス

塚田 福三

右畢リ而七時四十五分閉会ス

加来氏ノ發議ニテ立教大学校内ノ猶研會員ヲ招請シ共ニ來ル金曜日ニ於テ演説及ビデクラメイション等ヲ為シ共ニ文壇上ノ喫交ヲ結バント欲セシニ皆賛成終テ來ル金曜日（五月十四日）ニ開会スベキコトニ決ス

五月八日立教大学へ招待状ヲ遣ハス

同日返事來タリ承諾之趣

### 立教大学生を招待す

明治十九年五月十四日午後五時廿分

小 川氏〔豊吉〕ノ祈禱ヲ以テ開会ス。立教大学校生徒諸君

ヲ招請シ共ニ講談ノ会ヲ開ク。其順序左ノ如シ。

初メデクラメイション

Ye Mariners of England

Yasunura

Casablanca

Aikawa

Three Fishers

Shiomura

Curfew must not ring tonight

Y. Suzuki

終ニ邦語演説

我国ノ外交政略ヲ論ズ

遠藤惟龍

宗教ノ進歩ハ学文ノ進歩ニ後ルルコト(立教生)

社会進化説

加藤 弘 吉

英和文学会諸君ニ同ス(立教生)

伊藤 三 郎

右終リ一同ハ茶菓ヲ餐シ七時過散会セリ

〔五月廿一日午後六時〕

討論、家屋ハ石造或ハ木造孰レカ我国ニ適スルヤ

### 立教より招待

明治十九年六月十一日午後三時ヨリ立教大学校内ノ猶研会員ノ招ニ応シ本会員一同出張シタリキ。本会員ニシテ演説ヲ為セシ者三名即チ左ノ如シ。

政治思想ヲ完成スベシ

塚 田 福 三

文明ノ元氣

紀内土 亀四郎

強国ノ妙薬

手 島 闇

右終リ茶菓ノ饗応ヲ蒙リ退散スレバ正ニ午後五時ナリキ

閉期式・明治十九年

明治十九年七月二日午後七時ヨリ本期文学会ノ大会及本校閉期式ヲ執行ス。初メマツコレイ氏司会ハリス  
氏祈禱馬場氏〔銚作?〕奏樂。已ニ定メノ通り会員ハ演說文章「デクラメーション」等ヲ為セリ。初メニ

歡迎演說

橋本好友

終テマツコレイ師司会ヲ讓ル是ヨリ橋本氏司会セリ

祝詞(和文朗誦)

小川豊吉

口演(英語)

九鬼摩爾

卒業生ヲ送ル(和文朗誦)

宮地謙吉

我国ノ前途(英文朗誦)

遠藤維羆

對談(演說者ノ競争)(英語)

中田伝造・安村治義

唱歌(物移リ星変ルトキ)

演說ノ必要ヲ論シ併テ青年諸君ニ望ム(邦語演說)紀内土亀四郎

読史有感(英語口演)

白洲文平

讚美

マクネーア師ノ祝禱ヲ以テ閉会ス

是レヨリ來賓ニ茶菓ヲ饗ス。終リテ講堂ニ集会シ各學生諸君種々遊戲ヲ為セリ。其技タルヤ魏々タリ肅然タ

ル英雄豪傑ノ古風ヲ頤ハシ或ハ柔軟嬋妍揚妃ヲ欺ク様姿アリテ来賓為ニ頤ヲ解カザル者ナカリキ。午後十一時  
過ぎ全ク散会セリ。来賓ハ諸貴紳教師牧師学校生徒無慮二百余名。

〔十月廿二日、午後六時〕

衣服改良論

尾崎

人種優勝劣敗

神戸

兵權論

加来 栄太郎

〔十一月五日、午後五時二十分〕

改良論ニ付諸君ニ望ム

中島 安邦

演説改良

奥田 唯一

〔十一月廿六日午後六時〕

東洋文明進歩ノ度ニ從テ災害モ亦多シ

服部

ノルマントン号沈没ニ付感アリ

奥田 唯一

## 大学大会

〔明治十九年十二月廿六日午後六時〕

演説者 四名 十五分間

オレーション 二名 二十五分

デクラメーション 四人 三十分

英文章 四人

三十分

メテ十四名 七名宛兩部ヨリ撰定ス。メテ二時間二十五分間 臨時會費三錢宛ヲ募集スルコトニ定マリタリ  
此時当撰者等自ラ奮テ義捐シプログラムヲ作り之ヲ諸新聞記者及諸學校諸官員等ニ送リタリ。

此日ニ至リテ我々ハ朝早く起キ種々室内ノ裝飾ヲ為シ今ヲ遅シトテ賓客ヲ待チ設ケタリ。時已ニ五時半ニ近  
キケレバ門外馬車人力ノ音響頗ル騒シク内外ノ貴人貴女統々來臨セラレ 内ニハ大学教授神田乃武君等モアリ  
テ無慮百有余名 講場広シト雖モ將ニ客ヲ容ル、所ナカラントスルニ際シ六時ノ鐘声ト共ニ幹事服部氏ノ祈禱  
ヲ以テ開會シ 石本教師ノ奉迎英語演説ニ其端緒ヲ開カレテ続々出頭スル吾文學會辨士ハ得タリ賢シト平生貯  
藏ノ才束枯ヲ取去ルヤ否ヤ吹出ス所ノ高説ハ滿場ヲシテ齋然タラシメ滿場ヲシテ漫然タラシメ或ハ紳士ヲシテ  
慷慨握耽セシメ或ハ貴女ヲシテ笑喜ニ堪エザラシム 此時ニ当リ予書記ハ少シク立チ顧ミテ滿客ノ顔色ヲ熟察  
スルニ老成ノ学士博士等ハ其後継ヲ得タルヲ欣ブガ如ク 教師等ハ各其才學ノ子弟ヲ得タルヲ誇ルガ如ク 貴  
女ハ其男子ニ生レザルヲ歎ズルガ如ク 外来ノ書生等ハユニオンカレーヂノ生徒タラザルヲ羨ムニ似タリ 此  
時予ハ愉快ニ堪ヘズ心中高声ニ叫ブコト三回ナリシ 實ニ予輩ハ此度ノ會ノ進歩ヲ賀スルト同時ニ學校ノ為メ  
ニ賀シ且ツ日本ノ為メニ大賀シ 終リニ之ヲ神ニ感謝セザル可ラズ 時計已ニ八時半ニ及ビテ全ク其演説ヲ無  
事ニ終リ茶菓子ノ饗応ヲ為シテ以テ來賓ニ謝別シタリ

明治廿年

〔英和文學會「記録」第五号、明治二十年一月〕

〔一月廿八日、金曜日〕

文明開化論第一文明ノ漸進

遠藤維禰

〔二月四日、金曜日〕

討論 男女合教ノ可否

〔二月十一日金曜日午後六時〕

六時ヲ以テ開会シ遠藤維禰氏ノ祈禱ヲ以テ初ム。此日嘗テヨリ約シ、如ク立教大校内立教文学会ヲ招待ス  
同会ヨリ来レル者殆ンド参拾人満場雖ヲ容ル、処ナシ

英文朗読

Knowledge 友愛會員 K. Miyachi

“Advantage of Travelling” H. Maki

The War and Man of the World (立教) S. Noda

A suppered speech of John Adams in support of American Independence K. Kagiwara

邦語演説

貴族教育 友愛部員 加来 栄太郎

東洋ノ一癖 立教文学会員 小野田 鉄弥

革命党ヨ能ク考ヘヨ 愛学部員 白洲 文平

交通ノ幻象 立教文学会員 河本 泰

八時十五分立教文学会員某ノ祈禱ヲ以テ閉会ス

今日ノ競争ノ勝負如何ニ付テハ書記之ヲ云フヲ欲セスト雖モ立教文学會員モ余リ輕蔑ス可カラズ少シク競争スルノ相手トスルニ足ルトハ少シク自惚レ乎果テ実乎

明治学院ベ이스ボール・チーム青山チームを破る

明治二十一年

〔二月二十五日午後六時〕

〔加藤弘氏発議〕

明日青山学校ベ이스ボール全員ト本校会員トベイスボール競争スルハ若シ本校同会員勝利ヲ得バ当英和文学会ヨリ当日競争者九名ヲ饗応セント云フ皆賛成ス 固ヨリ小額ニテハ競争凱旋者諸子ノ意ヲ十分ニスル能ハスト雖モ此レハ唯当会ノ祝意ヲ表スル者ナレバ余ハ六拾錢ヲ以テ善シトス皆賛成ス 果セル乎期日ノ競争会大勝利ヲ得タレハ当会ヨリ決議ノ六十錢ヲベイスボール会九名ニ贈ル

白金へ移る

〔英和文学会記録〕第七号〔六号欠〕明治二十年十一月〕

明治二十年十一月十一日午後三時荏原郡白金村明治学院新築ナル「サンダム」館新「チャイペル」ニ於テ該期總會ヲ開ク 会長加来栄太郎氏着席感謝祈禱 次テ本会ノ斯克永續セラル、ノミナラズ且ツ再び會員諸君此ノ如キ壯麗ナル新講堂ニ相会セルヲ喜ビ本会ノ榮盛ヲ賀セラレ……

〔英和文学会記録〕第八号、明治二十一年一月〕〔一月の何日なるや不明〕

討論 男女学生交際ノ可否





〔二月十七日午後六時〕

パトリックヘンリーは無きか

小西 研三

東洋ノラフキツトナシ

紀内土 亀四郎

〔三月三日午後六時〕

政党内閣論

塚田 福三

同盟文学会〔明治廿二年二月廿二日〕

〔英和文学記録第十一号明治二十二年一月〕

此学期中ニ開クヘキ同盟文学会ハ本会其会主タルヘキ順序ナルヲ以テ其期日ヲ二月廿二日来ル金曜日ト定ム  
ヘキ計画アリ其趣四校〔註・東京一致英和学校、立教大学校、東京英和学校、東洋英和学校？〕ニ問合セシニ  
何レモ承諾シタル旨回答アリシヲ以テ此夜〔二月十五日〕文学会閉会後続テ常議員会ヲ開キ……協議シ……

二月廿日 東京英和学校（卅名）東洋英和学校（卅名）立教大学校（卅名）築地神学校（十五名）桜井女学  
校、横浜共立女学校、フェリス女学校、頌栄女学校、新栄女学校へ招待状ヲ発ス

廿二日風無ク黄昏ヨリ暗雲満空ヲ覆ヒシモ辛ニシテ雨降ラザリシ 倍当日ノ模様ヲ記サンニ門上ニハ旭旗ノ  
交叉シ旗竿ノ綱ニ球燈十数ヲ掲ゲ寄宿舎ノ四階ハ尽ク紗ヲ以テ張詰メ大燈籠トナシ前面ニポンチノ大人形ヲ画  
キ手ニウエルカムノ額ヲ掲ケテ来賓ヲ迎ヘタリ 玄關ニ日本ノ国旗ヲ交叉シ球燈廿余個ヲ掲ケタリ チャペル  
ノ入口ニハ梅花ヲ挿メル緑門ヲ設ケ演壇ニハ素梅、紅梅、木芙蓉ヲ挿メル大ナル花瓶ヲ置キ其正面ニハ旭旗ヲ  
交叉セル間ニ黄黍紫豆ニテ作レル共楽ノ二字ヲ現セル額ヲ掲ケ其他碧蘿華燈ヲ纏ソテ婆娑タル影燦爛タル光ニ

映ズルナド裝飾何レモ優美ナリシ 斯クテ午後六時ヨリ内外紳士令嬢四校及女学校生徒無慮三百五十名以上陸  
続参集シ会場立錫ノ地ヲ余サス 六時卅分爆發ノ響ト共ニ開会セリ  
其順序左ノ如シ

祈禱

杉森 此馬

歡迎

松茂土亀四郎 (旧紀内)

唱歌

明治学院生徒

A Midnight Meditation

M. Hashimoto [M. G.]

昔之強人

平田孝二郎 (青山)

音楽

新栄女学校生徒

A Study of the Nation and of Society

H. Hishinuma [Azabu]

政治家の取るべき今後之方針

神山只次郎 (立教)

音楽

新栄女学校

The Civilization of Nippon

Isaac S. Matsuki

文学之變遷

細谷吉次 (明治学院)

音楽

明治学院生徒

Influence of Hope

H. Obata (Aoyama)

尚富論

中丸一平 (麻布)

音楽

新栄女学校

祈禱

石本 三十郎

Doxology

Benediction

Prof. Harris

右数番ノ演説、音楽何レモ滔々河ヲ懸クルノ辯舌、曉々雲ヲ遏ムルノ音楽和シテ来賓ヲ慰メシ中ニモ明治学院生徒ノ音楽ハ武久氏オルガンヲ奏シ富安、依田、藤木、小西四氏カレージソングヲ唱ヘ其音囀朗其節婉転殆ンド来賓ヲ舞ハシメントセン程ニテ外国人ヨリ所望セラレ両度大喝采ヲ博セシハ愉快ナリシモ殆ンド新栄女学校生徒ヲ愧死セシメントス 氣ノ毒ナリシ……

菓子密柑ノ饗応アリテ歡呼喝采ノ中ニ会ヲ終リ来賓各戸外ニ出ヅレバ大燈籠ノ人形アデューノ額ヲ掲ケテ別辞ヲ告ケ且ツ数百ノ球燈ハ晴夜ノ星ノ如ク(右ハジュニオル生徒諸君ノ寄附ニ係ル)寄宿舎ヲ照シテ懸レル有様実ニ偉觀ナリシ 此会ハ未曾有ノ盛会ニテ来賓及會員一同満足愉快ヲ極メシモ皆是レ弁士並ニ役員諸君ノ尽力ノ致ス所。……

英語邦語演説は種々批評あれども本校生徒の演題の適當なる、文章趣旨の高尙なる、弁舌の流暢と云ひ、態度の優美と云ひ、オレートルとしては月桂冠本校生徒の手に帰する疑なしと雖も、實際的なる、熟練なる、快達なる点に到りては麻布東洋英和学校生徒に一着を輸せざるを得ざるが如し〔註記〕前夜同盟文学会に臨場せる大学院生徒法学士木内重四郎氏より会長に宛てたる書翰……

小生は貴校の同盟文学会に臨席して非常に愉快を感じ、帰路尚腦中愉快を以て充たされ候夫の高尙なる演説

流暢なる弁舌、優美なる体度等之を内にしては文学会の名に背かず之を外にしては慶応義塾、専門学校併せて我大学をも刺戟するものたれば小生は益々貴会の盛ならんことを祈り申候

明治二十二年

〔五月三日〕

討論 同盟罷工の利害

〔五月廿四日〕

一致組合両教会合併ノ会議アリテ学校休業セルヲ以テ例会ヲ開カズ

文学会大会

〔六月廿五日〕

前夜ヨリノ雨晴レタレドモ雲未ダ解散セス頗ル怪シキ天気ナリシモ幸ニ会ヲ終ユル迄雨降ラザリシ 偕当日ノ模様ヲ記サンニ前記同盟文学会ノ裝飾等諸事繁縟ヲ旨トセルニ引換ヘ清楚浴洒ノ趣ヲ趣ヒ、壇上ニハ大花瓶ニ榎栴ナル枝振りノ涼ナル枇杷ト赭色ノ楓葉ヲ点綴シテ正面ニハ日米国旗ヲ交叉セルノミナリシハ大ニ奥床シク覺ヘラレタリ 斯クテ午後六時半頃ヨリ内外紳士令嬢四校及ビ女学校生徒無慮三百五十名以上陸續參集シ会場充溢セリ

七時卅分鐸声ト共ニ開演セリ

〔十月廿五日〕

道徳を以て吾國家を治むべきの所以を論ず 野 口

## 同盟文学会

〔十一月四日〕

午後七時同盟文学会ヲ麻布東洋英和学校ニ開ク 本会ヨリハ木村鷹太郎氏正木貢氏チャンピオントシテ臨場  
シ木村氏ハ Flowers and Men 正木氏ハ精神ノ風波ト云フ題ヲ演シタリ 此会モ（衆評ニヨレバ）本校ノ勝利  
トナレリト雖モ一步ヲ進ンテ之ヲ云ヘバ本校ハ他校ニ比シテ上出来ナリシモ實際ハ他校ガ不出来ナリシニ因リ  
幸ニ月桂冠ヲ獲ルヲ得タリシガ如シ

明治二十三年・米国公使死亡

〔三月十三日〕

米国公使スウキフト氏突然鬼籍に入り該葬儀に当日は因て休校従て休会。（菊田貞雄 井深先生關係資料第  
六冊）

## 過去の文学会

宮地謙吉

第二篇  
我が同窓会過去の歴史をもし二分し得べしとせば、慥かに前半期は幾多の政治家、教育家、文学者を出せし文学会講壇全盛の時代にして、後半期は彼の野球界に河野、松田、細川等の名手を、庭球部に山住、山田、西山等の撰手を出せし運動部全盛の時代であると言うを得んか、今や時勢の変遷、学生気質の変化（年令、学力も其の一理ならん乎）とは云え、明治学院白金氣風涵養の唯一の機関たる我が文学会が最近四、五ヶ年特に衰微の狀態

を呈したるに際し、転た感慨に耐えざるあり、是を以て予は明治十七年頃より廿二、三年頃迄学生として名譽あるこの文学会に列したるを以て、当時の文学会記録を古き文庫より捜し出して以下号を追いて掲載することとしぬ、是れ実に一つは昔時の面白かりし盛んなりしことなど僥び出でて旧友と樂みを頒かち、一は目下此の部の長たる予の如何にせばこの不振の風を一掃し得んかとの老婆心より出づるの外あらざるなり。

### ● 第一、築地時代の文学会

明治十五年頃服部、石本君等に依りて初めて組織せられた会が抑もの元祖なのである、名称が面白い、英和文学講談会、主旨は猶更振って居る、「本会は論議を正格にし弁舌を流暢ならしむるを期す」、而して明治十七年九月一日不振の時代より起て發展せんとするや「是に於て石本三十郎を以て会員総代とし本校教師と熟議し現今欧米各校に行なわるる法を折衷云々」して会員を平分し左右の両党としたり、時の役員は会長中川愛咲氏、書記山中光五郎氏なり、連名記を見るに左黨員として今迄同窓会名簿に記載せぬ人々の内には白石連、平尾多吉、加児三隆、鈴木己之吉、直井市輔、三宅半三郎、杉文二、安東折枝氏等の名あり、右黨員の内には中原尚徳、松尾七三郎、内山卯之松、堀越充三、森脇信夫、横山安克氏等の名もある。

演説題の内に十七、八年頃には稻沢君の「豪傑の胆」増田貢米君の「自由党の運命を歎ず」、馬場銈作君の「地質論」、鈴木己之吉君の「過激乎、穩当乎」、松尾君の「送人序」、山中君の「支那討つべし」、堀越君の「米仏革命を比較し基督教の必要を論ず」、中川愛咲君の「順化論」、加来栄太郎君の「地球上は必らず一政府に帰すべし」、安東君の「族称廃すべし」、福岡延次郎君の「現政府の政策を難ず」、依田雄甫君の「弁の弁」等麗々しく書き残りておる、十九年頃には小倉修吉君の「嗚呼情ケナイ哉」、橋本好友君の「野蠻国の紀念碑」、長谷清吉君

「夢に十萬億土に遊ぶ」、紀内君の「書生の氣質を論じて男女交際に及ぶ」、遠藤維巖君の「我国の外交政略を論ず」、加藤弘吉君の「社会進化論」、小川豊吉君の「成敗の弁」等あり、是等多くは今や故人となりて在らず、殊更に之を抜粋して他に及ばざるは當時を偲びて亡友を思うの資とせんが為めなり、築地時代の英語演説の如きは更に愉快なるものありき、今当時盛んに行なわれし討論会の組織と其の問題の四、五を記載せん。

左党、右党時代も友愛部、愛学部時代も同じく全校生徒を二分し各部に部長、書記を選挙し置き、演説も討論も各部長及び書記協議の上選抜して（成る丈け各員に行き渡る様に毎度別人を選ぶ）開会当日の前遅くも三日には揭示す、友愛部先きに揭示するや愛学部は其の劣る処なきを苦心して選抜す（同一の人を出すは部の恥なれば大抵匹敵するの撰手を出す）而して開会当日となるや、両部共に部長の指揮の下各左右に分かれて着席す（欠席者多ければ勢力なし、故に勤めて出席其の部の撰手に応援す、各部に部員にして例会に欠席せんと欲する時は必ず部長に書面にて届出づべしとの内規ありき）殊に討論会となるや各自汗を握り手を打って其の部員を喝采奨励す、文学会衰えんと欲するも能わざるなりき。

今、討論題の奇抜なるものを見るに、

十七年頃には「男女同権の可否」、「青年洋行の利害」、「青年に言論の自由を与うるの可否」、「保護、自由政策孰れか優る」、「未来の有無」等あり。

又十八年頃には「家屋改良と衣服改良とは何れが急務なるや」、「貧民救助の可否」、「富者義を守ると貧者義を守ると孰れか難き」、「上院を置くの可否」、「死刑を廢するの可否」、「女子に参政の権を与うるの可否」、「社会党等破壊主義の党派を政府に於て圧抑するの可否」、「人力車を廢するの可否」、「今日我邦に於て青樓を廢するの利害」、



「国会開設は明治二十三年を待つ可き乎否」以て当時の時勢及び学校青年の抱負を知るに足るべし、明治二十年の記録中に左の如き文を見る。

○一月二十一日金曜日文学会の例会日なれども同日午後六時半より本校教授石本三十郎先生の結婚式あれば当日は休会する事に定めたり、我が会員は先生の大典を祝せんが為に余興として内閣大臣、知名の士等に扮して式後祝宴の興を助けたり。

○二月二十五日（金曜日）例会後臨時會議を開きて議決せし内に左の事あり。

加藤弘吉氏「明日青山東英和学校野球部員と本校会員とベースボールの競技あれば、本校会員にして勝利を得ば、当英和文学会は当日競技者九名を饗応せん」衆皆賛成す、然して其の費用に就きては甲論乙駁の後金六拾錢を支出するに決す、（期日の競技会に大勝利を得しかば大枚金六拾錢を出せし由見ゆ）一つは故石本先生を偲ぶべく、一つは当時の学生が如何に質素なりしかを卜するを得べし。

今築地時代文学会の状況を記し終るに際し当時在学せし諸氏の既に故人となりしもの或は今尚其の居所を知り得ざるものの名を記して當時を偲ばん乎（既に前に名を掲げしものは略す）

十七年後半に 成田元衛、白石熊三、西村謙、三隅元治郎、横山隆仙、平井七三郎、高木七三郎、増田秀雄、五味環、高瀬雄策、毛利元永、飯牟礼齋三、大西彦巳、斉藤清太郎、立花政樹、岩本久吉、清水久吉、石上達平等の諸氏。十八年頃には、遠山権太郎、岡崎福松、木原政治、染井一郎、篠崎定之助、石井房松、中島安邦、弓削重清、竹内太郎、上村熊次郎、出口音吉、神戸喜三郎、多羅尾浩三郎、手島闇、柳本録郎等の諸氏ありき。

● 第二、白金初代の文学会

白金初代の文学会は全盛の時代なりき、各校競技の時代なりき。

明治二十一年一月当時の会長は遠藤維麗氏、副会長紀内土亀四郎氏なり、今共に他界の人、而して其の書記も故人小川豊吉氏なるこそ不思議なれ。

記録の初頁に左の句あり。

「明治二十一年一月十三日午後六時より、荏原郡白金村明治学院礼拝堂に於て冬期総会を開く云々」とあり。

○明治二十一年三月九日午後六時十三分青山なる東京英和学校学習会及び築地なる立教大学校文学会員を招待し、連合文学会を開き、新栄女学校生徒の奏樂を以て始め本校よりは英文朗誦 *The Destiny of Man*. 富安保太郎氏、邦語演説不倒翁の御話、加来栄太郎氏英語演説 *Aristocracy of Wealth*. 真木平一郎氏を選出し、終りて吉永孝策氏の劍舞、矢島氏バトリック・ヘンリー氏の仮声は満堂の大喝采を博したり、「此夜降雨甚だしかりしにも関はらず集会するもの無慮二百八十余名、新栄女学校、桜井女学校、頌栄女学校等の教師学生等四十名余も参会ありて甚だ盛会なりし」とあり。

○明治二十二年当時の俊才故比佐直太郎氏書記として二月廿二日立教、麻布、青山、明治四校の文学競技会の有様を記し残されしを見るに実に左の如きあり。

『廿二日風なく黄昏より暗雲空を覆ひしも雨降らざりし、偕当日の模様を記さんに、門上高く旭旗を交叉し、旗竿の綱に球燈數十を掲げ寄宿舎の四階は尽く紗を以て張り詰め大燈籠となし前面にポンチの大人形を画き手に「ウエルカム」の額を掲げて來賓を迎へたり、玄関には日米の国旗を交叉し球燈二十余个を掲げチャペルの入口には梅花を挿める緑門を設け演壇には白梅、紅桃、木芙蓉を挿める大花瓶を置き、其正面には旭旗を交叉せる間

に黄黍紫豆にて「共楽」の二字を現せる額を掲げ其他碧羅華燈を纏ふて婆娑たる影燦爛たる光に映ずる等裝飾何れも優美なりし、斯くて午後六時より内外紳士令嬢、桜井、頌栄、新栄の三女学校及横浜共立女学校、フェリス女学校の教師生徒等無慮三百五十名以上陸続参集し会場立錫の地を余さず。六時三十分爆発の響と共に開会せり」と当夜の模様を記し本学院より英語演説に橋本和吉氏、邦語演説に細合吉次郎氏を選出し其の間新栄女学校生徒と本学院生徒の音楽唱歌ありしを記し最後に左の言を加えあり、曰く「右数番の演説音楽何れも、滔々河を懸くるの弁舌、唳々雲を遍むるの音楽に和して来賓を驚かしむ、中にも明治学院生徒の音楽は武久氏オルガンを奏し富安、依田義、藤木、小西四氏カーレージソングを唱へ其音囀朗其節婉転殆んど来賓を舞しめん程にて、外人より所望せられし事都合三度の大喝采を博せしは愉快なりしも殆んど新栄女学校生徒を愧死せしめしは氣の毒なりし、余興として和田珍顔君の邦語演説中島多嘉吉君の和文朗誦あり、最後に飢割の遊技ありて優美に繼ぐに壯快を以てし、文に次ぐに武を以てし、且つ菓子密柑の饗応ありて歡呼喝采の中に会を終り、来賓各戸外に出づれば大燈籠の人形アデューの額を掲げて別辞を告げ且つ數百の球燈は晴夜の星の如く（右はジュニオル生徒諸君の寄附に係る）寄宿舎を照して懸れる有様実に偉觀なりし」、云々と加えあり、比佐君の健筆能く其の状況を尽せりと云うべきである、当夜の競技が来賓に如何に影ぜしかは当夜同盟文学会に臨場せし大学院生徒法学士木内重四郎氏よりの書翰によりて知るを得べし、其の大意左の如し。

「小生は貴校の同盟文学会に臨席して非常に愉快を感じ帰路尚腦中愉快を以て充たされ候 夫の高尚なる演説流暢なる弁舌、優美なる態度等之を内にしては文学会の名に背かず、之を外にしては、慶応義塾、専門諸学校、併せて我大学をも刺激するものなれば小生は益貴会の盛大ならんことを祈り候……小生は貴会に向て何の

第二篇



二十四年同級会 (白金学報より)

中島多嘉吉君

松浦和平君

相田武治君

酒井清三郎君

中島久万吉君

岡本敏行君

戸川明三君 (秋骨)

赤田開太君

後列向って左より

馬場勝弥君 (孤蝶)

小島碩鳳君

友野茂樹君

子安千代松君

島崎春樹君 (藤村)

前列向って左より

求むる処もあらず、決して諛辞を述ぶるものに無之唯小生の感情を直叙するものに御座候」云々。  
其の他毎年二回の四校文学競技会の状況は略これに類す、思うて今日の我が会に及ばば涙を禁ずる能わざるの感あり。

今暫時この二、三年間の文学会上の人々と其の演説を列記し見んに、

二十一、二年の交には

阿部虎之助君の「社会党の必要」、桜井孝三君の「女権論」、島崎春樹君の「新青年最初の手段」、塚田福三君の「政党内閣論」、木村鷹太郎君の「自尊の価値」、中島久万吉君の「産業を盛んにすべし」、武藤健太郎君の「死は万事の終りなる乎」、田中達君の「妓楼存廢論」、富安保太郎君の「自然」、新美由太郎君の「信ず」、尾崎為三郎君の「日本男子の血涙」、戸川明三君の「二種の英雄」、笹尾条太郎君の「人物論」、岩野美衛君の「雜誌社会」、浜島福寿君の「恨なし」、馬場勝弥君の「自重せよ同胞」

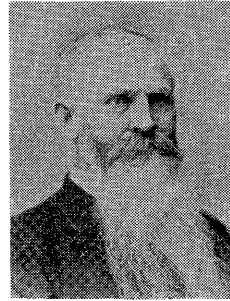
終りに臨んで記録中故人となりし人、又其の住所を明らかにせざる人の名を列記す、今此の文を読む旧友をして二十有余年前の白金台上の青年たらしめば予の幸甚何ぞ之に如くものあらん。

「吉村虎之助君、小島金次郎君、故橋本和吉君、故紀内土亀四郎君、故遠藤維繫君、故平田常彦君、小林助市君、吉永孝策君、故比佐道太郎君、松尾儀八君、故江原帯一君、故浜島福寿君、故正木貢君、小川豊吉君、肝付岩熊君、故宮本新三郎君、故弘松宣枝君、故奥野武之助君、故飯田賤雄君、故川田謙雄君、故古川勇君、田島雄次君、伊藤虎八君」。(白金学報第二十四号)

——緒言——

一、参考書類

- (1) 白金学報初号より最近発刊の四十二号まで
  - (2) 理事会決議録
  - (3) 「全国学校沿革史」中の熊野先生御執筆の明治学院沿革略
- 一、本稿各項の尾に（白八）（熊全）（2）等あるは白金学報第八号、熊野師御執筆の沿革略（全国学校沿革史掲載）、理事会決議録第二項の略にして材料の出所を示す
- 一、御校閲御加筆の便を図り態と罫なき白紙を原稿紙に用ひ候 ほんの粗笨なる草稿に過ぎず、厳密なる御校訂願上候
- 一、理事会決議録中の年月日は会議の催せられし時日を示したるもの如く、白金学報の記事と相違致候もの有之候 此の如き場合には白金学報記事に従ひ置候
- 一、右参考書類の中、理事会決議録は井深先生へ、白金学報及び全国学校沿革史は事務所へ返却仕置候
- 明治学院沿革史
- 一、明治学院は其起源を教派の源流に発す。即ち



ジョン・バラ

(イ) 明治四年、米国「ダッチ・リフォームド・ミッジョン」のゼームス・バラ氏及びエス・アール・ブラオン博士等各自の家塾の如きものを横浜に設け有為の青年を教育し居たるが、北米合衆国及び蘇国より派遣せられたるプレスビテリアン諸ミッジョンと合同の結果、明治十年九月東京築地明石町七番地に設立せる一致神学校と称したるもの。

(ロ) 明治六年、米国「プレスビテリアン・ミッジョン」の医師ヘボン博士夫人横浜に家塾を開き英語を教授し居たるが其門に來り学ぶ青年日を追て増加しなければ、其規模を拡張し明治六年横浜の高島学校に聘用せられ居たりしジョン・バラ氏を抜き居留地三十九番地のヘボン博士の治療所を用ひ英和学校を設立し、明治十三年東京築地明石町に移転し築地大学と称せしもの。

(ハ) 明治五年、來朝し彼の有名なる「皇國」(Milkado's Empire)の著者グリフィス博士の後任として元の福井藩英語学校、新潟県英語学校及び東京大学予備門等に久しく教鞭を執りし後辭して帰国し、其卒業せる母校大学に在りて理化学等の教授をなしつつありしワイコフ博士「ダッチ・リフォームド・ミッジョン」の招聘に依り再び來朝し明治十四年秋横浜山手四十八番地に先志学校なるものを設立し幾多の英才を薫育し、終に明治十六年築地大学と合併して一致英和学校と称したるもの、これ明治学院の濫觴なり。

(ニ) (備考) 白金學報第八号七十三頁にジョン・バラ氏明治六年横浜に学校を建設、後明治十五年東京築地に移りて、築地大学と稱し又東京一致英和学校と稱し……云々。

ワイコフ博士明治十四年に先志学校を設立、……明治十六年バラ氏の東京一致英和学校と合併して其校長の



N. ワイコフ

職をバラ氏に譲る……云々とあり。

本稿の前記(四)二項と照して年代の矛盾、名称の不明確の点あり。

蓋、当時我国未だ文運進まず正則に英語を教授する学校極めて尠きを慨し前記諸氏と来朝中の米国プレスビテリアン・ミッションのイムブリー、ノックス氏及びダッチ・リフォームド・ミッションのアメルマン、蘇国プレスビテリアンのマクラレン諸博士等の主唱と尽力とに依りて設立開校を見るに至りしなり。当初の総理にヘボン博士、副総理に井深梶之助博士を挙げ、教職員に内外人数名を聘し、来りて神学校及び英和学校に入学者二百十数名に及べり。

本学院の教授方針は基督教主義の下に欧米の教育制度に則り、英語を以て数学、物理、化学、地理、歴史、天文、地質、英文学、動植物、生理、図画、聖書、国漢文等を以てせり。

一、明治十七年九月東京市神田区淡路町に東京英和予備校を設立し以て一致英和学校に入るの階梯とせり。

一、同十九年六月一致神学校、一致英和学校及び英和予備校を合併して明治学院と改称し、一致神学校は神学部、一致英和学校を普通学部本科、英和予備校を同予科とす。

以上熊野部長執筆「私立明治学院」(全国学校沿革史所載)による。

#### △三学部の目的

神学部は神学及び之に関係ある学科を教授し基督教々師を養成するを以て目的とし、高等学部(当時の本科)は師範学校中学校卒業者又は之と同等以上の学力あるものに対して高等普通の教育を施すを以て目的とし、普通



学部（当時の予科）は中学校と同程度の教育を施す所とす。（白八附録、熊全）

(イ) 明治十一年六月東京一致神学校第一回卒業式を行ふ。

(ロ) 明治十九年明治学院神学部に改称。

一、明治学院高等学部普通学部

(イ) 明治十五年六月築地大学校第一回卒業式を行ふ。

(ロ) 明治十七年 月一致英和学校と改称す。

(ハ) 明治十九年九月明治学院と改称す。

一、明治十九年（西歴一八八六）五月廿四日明治学院理事会第一回理事会を築地一致神学校に於て開く。（1）

議長ヂー・ダブリュー・ノックス氏、書記エム・エヌ・ワイコフ氏

一、同年六月明治学院神学部第一回卒業式を行ふ。（白八、前頁）

一、同年九月二十八日理事会に於て両学部の教授及び職員選挙せらる。

神学部の教授にはアメルマン、イムブリー、ノックス、ワデル、井深の諸氏、普通学部の教授にはマッコレ  
ー、バラ、ワイコッフ、ハリス、マクネヤ、石本、服部の諸氏、神学部講師に大儀見、ミラルの二氏、普通学  
部の助教授に杉森、マッコレー夫人、バラ夫人、バラ嬢及び橋本好友の諸氏なり。

神学部々長アメルマン博士 書記ワイコッフ氏 神学部会計インブリー博士 普通学部会計ハリス氏 幹事  
兼予科長服部綾雄氏 塾監 (Proctor) 杉森此馬氏 学生監兼本科塾監内田氏 図書館係石本三十郎氏 (2)

一、同年九月二十九日 ノックス氏理事会議長を辞し後任として井深氏選挙せらる。



雄綾部 服

一、同年十月十二日 九千五百円を以て現地所（東京市芝区白金今里町四十二、三番地一万余坪）を購入す。

一、同二十年（一八八七）九月 築地明石町十七番地より現在の地に移転す。（熊全一七八頁下段）

但し当時移転したるは高等及び普通の二学部のみなり。（白八）

一、同二十一年（一八八八）二月廿四日 フルベッキ博士理事会議長に選ばれる。

一、同年三月二十二日 服部幹事辞任し、杉森氏その後任となり、マクネア氏主簿（Foreign Registrar）に任ぜらる。（六）

一、同廿一年（一八八八）十二月六日 講堂建築のためミラー氏所有の築地二十九番地邸宅を明治学院に寄附す

(8)

一、同廿二年（一八八九）一月卅日 アメルマン博士理事会議長に選ばれる。（七）

一、同二十二年九月 明治学院神学部築地明石町十七番地より芝区白金明治学院構内に移転し仮にハリス館を以て校舎に充つ。（白八神学部沿革略）

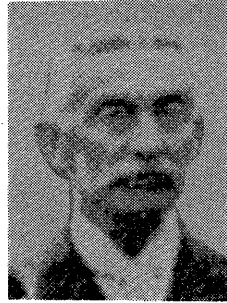
一、同年十月二十一日 ジェームス・カーチス・ヘボン博士満場一致を以て

明治学院総理に選ばれる。（10）

井深梶之助氏副総理に選ばれ訓育の全権を委任せらる。（9）

一、同年十二月予科を麴町区有楽町に移し明治英学校と称す。（熊全）

一、同廿三年（一八九〇）六月 神学部講舎落成し同月廿四日捧献式を執行す。（白八）



R. ミ ラ ー

一、同年 普通学部本科に選科第五年級を附す。(白八)  
一、同年三月廿七日 井深副総理十八ヶ月間の休暇を請求す。理事会は之を許容す。

一、同年七月七日 井深副総理洋行のために其職を辞す。(12)

一、同年九月 麴町区有楽町の明治英学校を同区中六番町に移転す。(白八)

一、同年十二月十九日 アメルマン博士神学部長に選ばれる。(13)

一、同廿四年(一八九一)三月 麴町区中六番町の明治英学校を芝白金の明治学院に移し予科とす。(白八)

一、同年九月 井深氏帰朝。

一、同年十月十三日 ヘボン博士総理を辞し、その後任として井深氏選ばれる。(14) ヘボン博士の名を前総理として規則書に存し置くこととす。

一、同年十一月二日 新総理就任式挙行。

一、同年十二月十七日 明治学院憲法を制定す。(15)

一、同二十五年(一八九二)二月九日 十万ドルの維持金寄附を米国両伝道局に請願する事としアメルマン博士をして之に当らしむ。(16)

一、同二十六年(一八九三)二月十八日 杉森氏幹事を辞し、熊野雄七氏その後任に選ばれ、且つ日本史支那史の教授に任せらる。(17)

一、同二十七年一月 従来の本科予科を改めて高等学部及び普通学部とす。(熊全)

- 一、同年六月廿六日 地大に震ひ神学部二階破損す。
- 一、同三十年（一八九七）三月十八日 井深総理渡米のため六月より九月まで休暇を与へらる。（19）
- 一、同三十一年（一八九八）六月十六日 普通学部を尋常中学校とす。（20、21）
- 一、同三十二年（一八九九）八月十七日 文部大臣官立学校及び中学校に於て宗教教育を施し又は宗教の儀式を行ふことを得ずとの訓令を發したり、此訓令の結果により尋常中学校を普通学部と改称す。（白八、熊全）
- 一、同三十三年七月 普通学部は徴兵猶予の特典を受く。（白八）
- 一、同卅四年（一九〇一）七月三日 南プレスビテリアン・ミッションを迎へて明治学院理事会に加ふ。但し神学部の教授としてフルトン氏選ばる。
- 一、同卅五年（一九〇二）二月六日 ミラー氏自身及び夫人の寄附資金を以て講堂を建設することを承諾す。
- (25)
- 一、同年四月 高等学部は普通学部と等しく徴兵猶予の特典を受く。（白八）
- 一、同卅六年（一九〇三）二月より総練瓦の講堂新築を始む（白一）建築費一万五千元（白二）
- 一、同年五月十八日 普通学部卒業生は官立高等学校及び各専門学校に入学試験を受くるの資格を得たり（白一）
- 一、同年十一月廿七日 高等学部神学部は文部省より専門学校令に依り専門学校の認定を受く。（全上）（26）
- 一、日本基督教会の信仰簡条を以て明治学院の教義の標準となす。（26）
- 一、同年普通学部の学科目は全然中学校程度に依る。（白八）
- 一、同三十七年（一九〇四）一月二十六日 本学院普通学部卒業生は文部省より官立高等諸学校入学試験検定の

資格を受く。(白八、白二)

一、同三十八年(一九〇五)三月廿四日 新講堂地震のため破損。(27)

同年三月四日 井深総理本年四月下旬仏国巴里に開催の万国青年基督教同盟大会に出席し尚五月和蘭ザイストに開催の万国青年基督教学生同盟会にも臨み、後明治学院資金募集のため渡米する目的を以て横浜出帆鵬程に上る。(27白五)

依て総理不在中、熊野氏総理を、オルトマンズ博士神学部長を、ワイコフ博士高等学部長を各代理せらる。

(白五)(27)

一、同年三月九日 文部大臣より本学院に対し財団法人の認可あり。(白六)

一、同年三月十三日 明治学院前総理へボン博士誕生九十年賀日に際し天皇陛下より博士が在日本当時の偉績を嘉し華盛頓駐劄の高平公使を通じて勲三等旭日章を賜る。(白六)

一、同年宿舍舎管理の都合上協議の結果、普通学部はへボン館、高等学部はハリス館となし神学部は芝区白金大神坂に家屋を設けたり。(全上)

一、同卅九年(一九〇六)二月十三日 井深総理帰朝。(白八)

一、同年夏季中 井深総理満洲地方へ旅行、九月九日帰朝。(白十)

一、同四十年(一九〇七)三月二日 井深梶之助、イムブリー、ジョン・バラ、ワイコフの四教授在職二十五年祝賀会を東京神田青年会館に催す。(白十一)

一、同年六月十日 南プレスビテリアン・ミッションは明治学院との共同教育を止むることとなれり。(28)

一、同年十月十九日 セベレンス館落成、全卅日捧献式举行、神学生及び神学予科に限り入舎を許す。(全上、29)

一、同四十二年(一九〇九)本学院神学部教授インブリー博士は天皇陛下より勲四等旭日小綬章を賜る。(白十七)

一、同年三月廿四日 築地十七番地、本学院の所有財産となる。(30)

一、同年 講堂再び地震のために破損す。(全上)

一、同年 井深総理にエヂンバラ会議より米国を経て明治学院のために資金を募集することを委任す。(31)

一、同四十三年(一九一〇)四月廿九日 高等学部に於て法学講義をなすこととなれり。(白二十一)

一、同年五月五日 井深総理渡欧の途に上る。

一、同年六月四日 熊野幹事及び宮地謙吉氏学院拡張費募集のため関西地方へ出張同月十日帰校。(全上)

一、同年九月二日 井深総理帰朝。(白二十二)

一、同四十四年一月十九日 理事会議に於て新校舎を運動場に建築すべきことを決議す。(白二十三)

一、同年一月二十七日 ワイコフ博士逝去。(全上)

一、同年四月廿六日 文部省令に依り本学院普通学部は中学校同様各高等学校へ優等卒業生は無試験入学の特典を得。(白二十四)

一、同年八月 去る四月以来工事中の普通学部新校舎落成。(白二十五) (34)

一、同年九月二十一日 ヘボン館及びハリス館焼失。(全上) (33)

- 一、同年九月二十一日　へボン博士故国アメリカに於て遠逝す。(全上)
- 一、同年九月二十八日　本学院講堂に於てへボン博士追悼会を挙行す。(全上)
- 一、同年十月初より芝区白金今里町男全氏家作を借りて仮寄宿舎を設置す。(全上)
- 一、同年十一月三日　天長節を下して普通学部新校舎落成式及び同祝賀会を催す。(全上)

——下略——

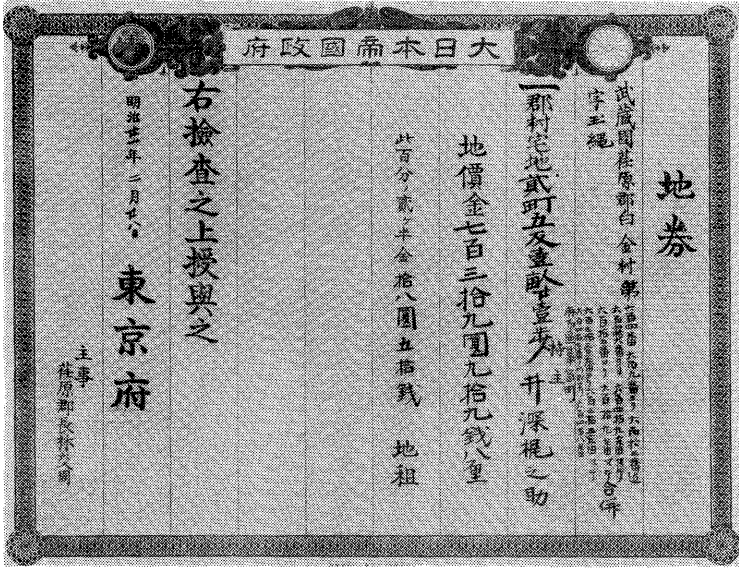
## 白金の地券

日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラズ此券状ヲ有スヘシ

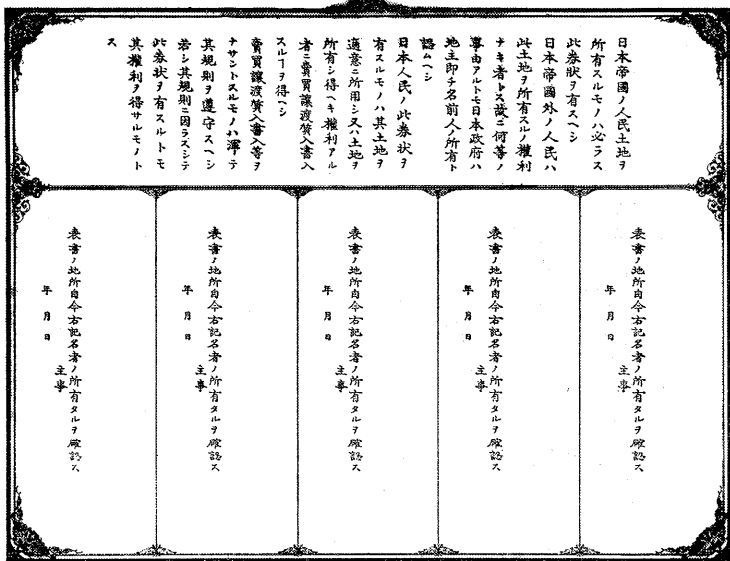
日本帝国外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ権利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルトモ日本政府ハ地主即チ名前人ノ所有ト認ムヘシ

日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質入書入等スルコトヲ得ヘシ

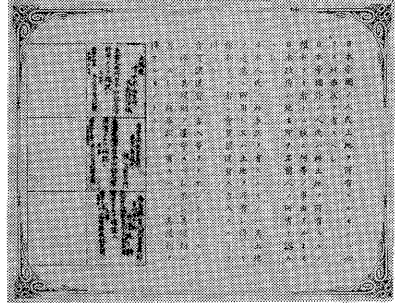
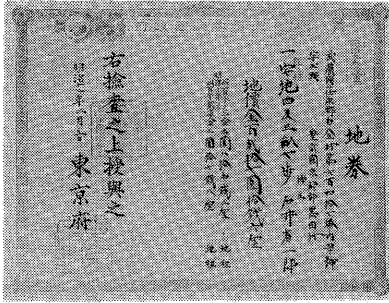
売買譲渡質入書入等ヲナサントスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スヘシ若シ其規則ニ因ラスシテ此券状ヲ有スルトモ其権利ヲ得サルモノトス



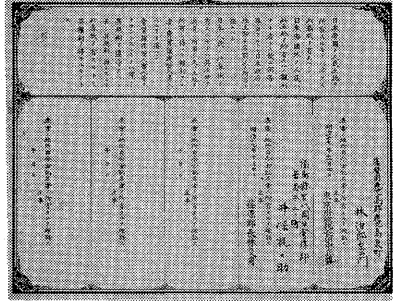
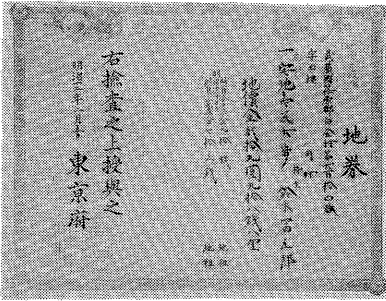
白金の地券(1) (表) (裏)



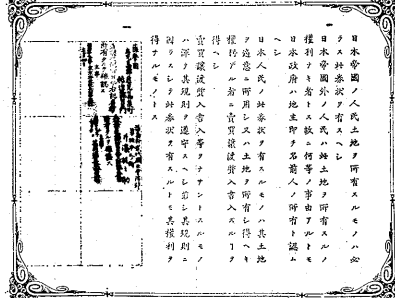
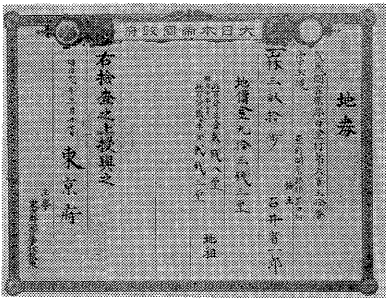




(表) 白金の地券 (2) (裏)



(表) 白金の地券 (3) (裏)



(表) 白金の地券 (4) (裏)



Also that for all the intents and purposes of this agreement a majority of the parties of the first part attending a meeting duly called or appointed shall constitute a quorum vested with the full power to execute the terms and conditions of this document, and to transact all other business contemplated and authorized herein. (5)

Also that if it should be desired that this agreement be executed in both the English and Japanese languages it is hereby provided that in case of any difference of opinion in regard to matters connected with this agreement reference shall be had to this document in the English language, and decision shall be made in accordance therewith.

In witness whereof we have hereunto set our hands and seals in the year of our Lord one thousand Eight hundred and Eighty Eight, being the twenty first year of Meiji in the month and on the day written opposite to our respective names.

Kajinosuke Ituka

February twenty fourth 1888.

Uyacu Kattoni

February twenty fifth 1888.

Signed and read Parties in the presence of

Thomas Lindsay

William Leubrie.

L. H. MacRae  
Theodore M. MacRae  
Mrs. C. Ballough

February twenty fourth 1888  
February twenty fourth 1888  
February twenty fourth 1888


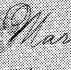
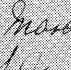

ミッションとの取り決めに關する同意書署名

signed in the manner and in the presence of  
 their respective names.  
 Kajinosuke Iwaka February twenty fourth 1888  
 Ujane Cotton February twenty fifth 1888  
 Signed and sealed in the presence of  
 Thomas Lindsay  
 William Scobie  
 G. C. Hoffmann  
 Theodore M. MacRae  
 February twenty fourth 1888  
 February twenty fifth 1888

(1)

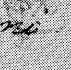

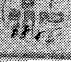
(2)

Robert Harris February twenty fourth 1888  
 John L. Amerman February twenty fourth 1888  
 Signed and sealed in the presence of  
 William Scobie  
 Thomas Lindsay  
 G. C. Hoffmann March 1st 1888  
 Signed and sealed in the presence of  
 David Lindsay  
 William Scobie  
 Masahisa Uemura March ninth 1888

Masahisa Nemura  March ninth 1888  
 Signed and sealed in the presence of  
 William Scobie  
 Hiromichi Kozaki  
 Sanjuro Ichimoto  March Twenty Second 1888  
 Signed and sealed in the presence of  
 M. N. Weyckoff  
 William Scobie  
 Yuzoichi Kumano  March Twenty Fourth 1888  
 Signed and sealed in the presence of  
 Yuzumitsu Kitohara  
 David Thompson  
 Wataru Chisima  Mar 24 1888

(3)

(4)

Signed and sealed in the presence of  
 Yuzumitsu Kitohara  
 David Thompson  
 Wataru Chisima  Mar 24 1888  
 Signed and sealed in the presence of  
 William Scobie  
 David Thompson  
 Hugh Badell  April 6<sup>th</sup> 1888  
 Signed and sealed in the presence of  
 David Thompson  
 Wataru Chisima  May 28 1888  
 William Scobie

Agreement between the Trustees of the Meiji Gakuin and the representatives of the Council of the United Missions.

This Agreement made and executed between the Trustees of the Meiji Gakuin, known also as the Meiji Gakuin Juraku In, consisting of the following persons, to wit : Rev. Kajinosuke Iwuka, Rev. Motoichiro Ogimi, Ayaō Hattori, Sanjirō Ishimoto, Rev. Masahisa Uemura, Yushichi Kumano and Nobuyuki Nakajima, hereafter in this document to be known as the parties of the first part.——

—And Dr. Guido F. Verbeck, Rev. Theodore M. MacNair, Rev. Hugh Waddell, Rev. Howard Harris, Dr. J. C. Hepburn, Dr. James L. Amernan and John C. Ballagh representing the Council of the United Missions, that is to say, the Japan Missions of the following Churches, to wit : the Presbyterian Church in the United States of North America, the Reformed Church in America, the United Presbyterian Church of Scotland, the Presbyterian Church of the United States, and the Reformed Church of the United States, hereafter

to be known in this document as the parties of the second part,——  
Witnesseth that the parties of the first part and the parties of the second part together constitute the Board of Directors of the Meiji Gakuin, an institution in or near the City of Tokyo founded for the purpose of affording a thorough Christian education and especially for training young men for the ministry of the gospel of Christ.——

Also  
Also that the parties of the first part have purchased on behalf of the Board of Directors of the Meiji Gakuin twenty three ~~9~~ lots of ground numbered as follows : six hundred and four (604) six hundred and nine (609) six hundred and ten (610) six hundred and eleven (611) six hundred and twelve (612) six hundred and thirteen (613) six hundred and fifteen (615) six hundred and sixteen (616) six hundred and seventeen (617) six hundred and eighteen (618) six hundred and nineteen (619) six hundred and fourteen (614) six hundred and thirty one (631) six hundred and thirty two (632) six hundred and thirty three (633)

six hundred and thirty four (634) six hundred and thirty five (635) six hundred and forty six (646) six hundred and forty seven, number two (647. (2)) six hundred and forty seven, number one (647. (1)) six hundred and forty eight (648) six hundred and forty nine (649) and six hundred and fifty (650) situate lying and being in the province of Muzashi, Ibara gun, Shirokane mura, as set forth in the Title Deeds of the said property. \_\_\_\_\_

Also that the said property is held by the parties of the first part at this present time in the name of Ibuka Kajinosuke, of Fukushima Ken, Iwashiro no Kuni, Kita Aizugun, Wakamatsu, Hon san no Cho. \_\_\_\_\_

Also that for the said property the sum of Nine thousand Five hundred En has been paid. (En 9500.00) Also that the said Nine thousand Five hundred En (En 9500. 00) was paid to the parties of the first part by the parties of the second part in order to enable them to effect the purchase of the said property, and the receipt of the said sum of Nine thousand Five hundred En (En 9500. 00) is hereby acknowledged by the parties of the first part. \_\_\_\_\_

Also that since the time of the purchase of the said property a recitation hall, a dormitory and other buildings have been erected thereon by the before-mentioned Board of Directors of the Meiji Gakuin, the cost of which has been defrayed by the parties of the second part. \_\_\_\_\_

This Agreement further witnesseth that the parties of the first part declare and promise to the parties of the second part that they will hold the aforesaid property and all other property in the form of land, buildings, money, or in any other form whatsoever, that may come into their possession or custody as the Trustees of the Meiji Gakuin, through the coöperating Missions before-mentioned on otherwise, as a sacred trust accepted in the interests of Christian education and in no case to be directed from that end, and further that they hereby bind themselves and their successors not to mortgage or sell the above mentioned property or convert it to any use or purpose in opposition to the wish of the Board of Directors of the Meiji Gakuin above mentioned or their successors, provided always however that of the said Board of Directors of the

Meiji Gakuin \_\_\_\_\_  
Gakuin or their successors should at any time wish to sell the aforesaid property the parties of the first part shall consent to each sale and shall execute all documents necessary to a legal transfer according to the laws and usages of the Country. Also that if any action of the before mentioned Board of Directors shall require ratification by the parties of the first part in order to its becoming effective, the parties of the first part shall ratify such action without delay. \_\_\_\_\_

Also that if the existing laws and regulations of the Japanese government be at any time changed so as to allow foreigners to hold landed property the parties of the first shall at once transfer and convey or cause to be transferred and conveyed all the property in its hands of whatsoever kind whether land, buildings, money, or other property together with all the privileges and appurtenances thereunto appertaining to the before mentioned Board of Directors of the Meiji Gakuin or to their successors. Also that in case of the death or disability of any one or more of the parties of the first part the

remaining parties of the first part shall represent and assume all the rights liabilities and duties which devoted upon them when their number was complete, that is to say before the occurrence of such death or disability, and shall continue so to do until the vacancy or vacancies so caused shall have been duly filled. \_\_\_\_\_

Also that for all the intents and purposes of this agreement a majority of the parties of the first part attending a meeting duly called or appointed shall constitute a quorum rested with the full power to execute the terms and conditions of this document, and to transact all other business contemplated and authorized herein, \_\_\_\_\_  
Also that if it should be desired that this agreement be executed in both the English and Japanese languages it is hereby provided that in case of any difference of opinion in regard to matters connected with this agreement reference shall be had to this document in the English language and decision shall be made in accordance therewith, \_\_\_\_\_  
In witness whereof we have hereunto set our hands and seals in the year of our Lord one thousand



eight hundred and eighty eight, being the twenty  
first year of Meiji, in the month and on the day  
written opposite to our respective names.-----

# 第三篇



## 井深梶之助の米國留学

さて、当時の心事を追懐して見るに、自分は、未だ判然と一生基督教の伝道に従事すると云う程の考えは無かったが、兎に角に、此の教は日本に宣布せねばならぬと云う考えはあった。而して自分は是非一度は渡米して、更に深く英学を修めたいと云う希望は強かったが、中々之を実現する途は開けなかった。先ず第一に、故郷には父上及び一家が生計困難で自分の援助を待つて居らるる。之を振り捨てて行く訳にはゆかぬ。自分の知人が海外留学するのを聞く度毎に残念でたまらず独り暗涙に咽んだのは、只一、二回では無かった。(井深梶之助とその時代第一巻八六頁第一篇回顧録ブラオン塾の創立より)

井深梶之助の渡米日記 (明治二十三年八月) 菊田貞雄 井深先生関係資料

〔一八九〇年八月九日、土曜日〕

サテ去ル九日 (明治二十三年八月九日) 午前五時三十分妻子ニ別レヲ告ゲ麻布我善坊町ノ宅ヲ出デテ、六時四十分双親、文雄、朋友ニ見送ラレテ新橋ノステイションヲ発シ、例ノ如ク横浜ニ着車スレバ勝治ハ同所ニテ待チ居リタリ。石本三十郎、近藤忠恕ノ二氏ハ東京ヨリ同車シテ送り来タレバ、荷物ハ石本氏等ニ托シ、自分ハ勝治ト共ニ鈴木氏ノ宅ニ往キ一同ニ別レヲ告ゲ、且ツ予テ約束ノ写真數十葉ヲ貰イ受ケ直チニ海岸会堂ノ裏手ナル牧師稲垣氏ノ宅ニ往ク。此処ニ熊野氏父子、山本秀焯氏、原沢氏、其ノ他数名待チ受ケ、或ハ追々会合シタリ。中川嘉<sup>脱字</sup>〇氏モ態々東京ヨリ送り来タレリ。乗船ニハマダ少シ早ケレバ暫時休息ス。其ノ間ニ石本氏ハ支那人ノ両替店

ニ往キテ、余ノ為ニ米國ノ銀貨ヲ兩替シ來タル。而シテ一同税関ニ至リ見レバ荷物ハ中ヲ改メズシテ許可ノ印アリ（白スミニテ）。因リテ直チニ小舟ヲ雇イテ本船ニ乗り込ミタリ。船中ハ乗客並ビニ見送りノ人ニテ頗ル雜踏ス……

頗ガテ解纜ノ時刻近ヅキタレバ、見送りノ人ニモ夫々別レテ告ゲテ小舟ニ送り、少シク離レテ本船ノ発スルヲ待ツ。其ノ間自分ハ甲板ニ立チ「ハンケチ」ヲ振り、彼等モ小舟ノ中ニ立チテ、或ハ帽ヲ振ルアリ、或ハ「ハンケチ」ヲ振ルアリ、言語不通ナレバ互ニ暗号ヲ以テ別レテ惜シミタリ。兎角スル中ニ、船ハ錨ヲ抜イテ汽笛一声ヲアイズニ徐ロニ進ミ始メタリ。而シテ遂ニ見送りノ人モ見エナクナリタリ。

本船ハ「オシアニック」ト号ス。長サ四百二十尺、四本柱ニ余程大船ナリ。附属ノ小舟十三隻アリ。船員ハ、船長ヨリ火夫、人足ニ至ルマデ凡テ一百六人ナリト、船長ハ云エリ。船長ハスミスト云ウ人ニテ年令四十余、如何ニモ温和親切ニテ、曾テ想像セル郵便船ノ船長トハ全ク反対ノ人物ナリ。其ノ他ノ役員モ皆ヨサソウナル人物ナリ。

今回ノ乗客ハ上等五十三、四名、其ノ中日本人自分共ニ四名アリ。即チ上野榮三郎、佐藤百太郎、塚本おふじ、吉田某ト自分ナリ。上野、佐藤ノ二氏ハ商用ニテニウヨルクニ往ク人ナリ。塚本氏ハペンシルバニア州ノ或ル女学校ニ往ク人ナリ。

此日天氣快晴ニシテ微風アリ。船ハ静カニ本牧ノ岬ヲ過ギ、次第二速力ヲ増シ横須賀港ヲ右ニ見、富津ノ砲台、上総、安房ノ諸山ヲ左ニ見ツツ、遂ニ東京灣ヲ出デテ、尚房州ノ海岸ニ沿ウテ北ニ向イ進ミ、銚子岬ニ至リ方向ヲ転ジ、愈々渺茫タル太平洋ニ乗出デタリ。而シテ午後五時迄ニハ日本ノ土ハ波浪ノ間ニ没シ、目ニ遮ルモ

ノハ只茫茫タル大洋、蒼穹、西天ノ波間ニ沐浴セント欲スル夕陽トノミ。

八月十三日（水曜日）

此ノ日極メテ快晴、東南ノ風徐ロニ来タリ海面砥ノ如シ。午前十時比ト覚ユ。甲板ニアリ塚本氏等ト海上ヲ眺メ居リタルニ、甲板ノ下ニテ何カ騒ガシキ物音ス。何事ナラント思イシニ「A man overboard!」ト呼ビタルモノアリ。欄干ニ倚リテ下ヲ見シニ、成程誰カ水中ニ泳ギツツ流レ往クヲ見タリ。夫レト聞クヨリ船中ノ騒動一方ナラズ。浮キヲ投ズルモノアリ。船長ハ直チニ船ノ進行ヲ止メシム。又直チニ小舟ヲ下ロシテ（其ノ間五分ヲ費ス）其ノ人ヲ求メシム。又、船ハ静カニ一転シ十丁余ノ輪ヲ為シテ後ニ歸リ探索スレドモ見エズ。船長ハ又一隻ノ小舟ヲ下ロサシメテ探索セシメタルモ、遂ニ知レズ。小舟ハ先ニ投ジタル浮キヲ拾イテ歸ル。而シテ復、船ハ進行ヲ始ム。サテ溺死セルモノハ火夫ノ一人ニテ支那人ナリ。此ノ者前日同輩ト喧嘩シタリト云ウ。或ハ酒ノ為又ハ火氣ノ為ニ発狂シテ入水シタルナリト云ウ。孰レヲ真トナスベキカ確定スベカラズト雖モ、精神錯乱スルカ若シクハ発狂ノ所為タルコト疑イナシ。何トナレバ、欄干ノ高サ四尺余アレバ苟モ誤リテ落チルコト能ワザレバナリ。此ノ出来事ニ付キテハ乗船一同如何ニモ不便ニ思イタルガ、支那人ノ無感覺ニモ驚キタリ。下等室ニ米國出稼ギノ支那〔人〕數百人アリ。同國人が入水シテ死生未ダ分カラズ、本船モ為ニ進行ヲ止メ人々皆心配シ居ルニ、彼等ハ平氣ニテ飯ヲ食スルアリ、或ハ依然トシテ博奕ヲ為シツツアルモノアリ、実ニアキレハテタル事共ナリ。下等ノ人夫等トハ申シナガラ余リ無心ナル事ナリ。

第三篇

下等室ニ日本人モ數名アリ。大抵書生風ノ人ナリ。増野氏モ其ノ一人ナリ。一日其ノ室ニ往キテ見ルニ、神戸行ノ船ノ下等室ノ尚一層窮屈ナルモノナリ。數百ノ支那人ト同居スル事ナレバ、其ノ臭氣ノ甚ダシキハ無理モナ

シ。食物ハ粥ノ如キモノナリ。日本人ハ別ニ金ヲ出シテ肉食ヲ為スト云ウ。

午後大凡一里ヲ隔テテ鯨ヲ見ル。憐レム可シ入水ノ火夫既ニ魚腹ニ葬ラレタルナラン。行程三百十二里、終日快晴、出帆以來第一等ノ日トス。

船上の生活

八月十六日（土曜日）

風雨尚止マズ。但シ少シク静カナリ。今夕、洋人中ニ「ファンシイボール」ノ催シアリ。其ノ三人ノ姉妹アリ、日本服ヲ着ス。孰レモ惣模様ナレドモ、着風固ヨリ拙ナリ。且ツ帯ハ甚ダ粗末ノ品ナリ。然レドモ、揚々トシテ得意ノ色アルハ可笑シ。行程三百二十六里。

八月十八日（月曜日）

曇天風寒シ。時ニ降雨、終日徒然ニ堪エズ。サカレ、デッケンズ等ノ小説ヲ船中備付ケノ文庫ヨリ取り出シテ光陰ヲ消ス……其ノ他今回ノ船客ハ英仏人相半バシ、米人割合ニ少数ナリ。仏人ハ皆中年以上ニシテ多クハ商人ノ如シ。英人ハ商人モアレドモ、五、六人ノ青年ノ一行アリ。世界漫遊ノ旅客ナリ。彼等最モ活潑ナリ。彼等ノ一人ト談話スルニ頻リニ日本ヲ称讚セリ。米国人ニテハ親子六人連レノ一行アリ。テキサス州ノ人ナリ。三年前ニ本国ヲ出テ欧州、東洋諸国ヲ漫遊シテ歸ルト云エリ。彼等モ頻リニ日本ノ風景、美術ヲ称シ、日本ニテ種々高金ノ画、彫刻物等ヲ求メタリト云エリ……先夜ノ舞踏会ニ日本服ヲ着用シタル三女ハ此ノ人ノ娘ナリ。

桑港上陸、服部氏と面晤

八月二十二日（土曜日）快晴

今日ハ上陸トテ船中何トナク勇マシ。午前十時半過ギ霞ノ中ニ遙カニ山ヲ見ル。即チ米国カリフォルニア州ノ海辺ノ山ナリ。日本ヲ去リテヨリ以來、陸地ヲ見シハ十四日目ナリ。始メ陸ヲ見シ時ハ日本ノ山ヲ見シ如キ心地セラレテ、何分米國ノ如キ心地セズ。午後一時三十一分ニゴールドデン・ゲートノ砲台ヲ過グ。船客皆甲板ニ上リテ見ル。頓ガテ煙ノ中ニサンフランシスコノ家屋ヲ見ル。一見シタル処、煙ニ掩ワレ、クスボレ、却リテ毫モ美觀ナルコトナシ。而シテ船ハ難ナク棧橋ニ着シ上陸ス。予テ桑港ノ税関ハ嚴密ナリト聞キ及ビタルガ、思イノ外寛ヤカニシテ自己ノ荷物丈ハ何ナク經過シタリ。只、友人ヨリ依托セラレタル衣服ノ為ニ五弗取ラレタリ。荷物ハ「エクスプレス」(運送会社)ニ渡シ、吉田某ト共ニ馬車ヲ雇イテ「オクシデンタルホテル」ニ往ク。上野、塚本氏等ニハ税関ニテ分別ス。彼ノ人々ハ翌日ノ汽車ニテ東行ノ筈ナリ。「オクシデンタル」ハ、モントゴモリー街ニ在リテ当港ニ、三ノ旅店ナリト云ウ。着シテ後直チニ服部綾雄氏ニ電信ヲ發ス。而シテ暫時氏來タル。同夜氏ト共ニ市中ヲ見物スルニ、夜ノ景色ハ昼ヨリモ遙カニ立派ナリ。マルケット街ノ如キハ電燈赫々殆ンド白昼ノ如シ……………

八月二十三日(土曜日)

服部氏ト共ニ郵便局ニ往キ夫レヨリ棧橋ニ往キテ、ミス・デビスノ日本ニ歸ルヲ送ル。其ノ他ニモ日本ニ往ク教師二人アリ。船ノ將ニ出デントスルニ當タリ、陸上ノ友人ト相對シテ讚美歌曲ヲ謳ウ。其ノ心中察セラレタリ。同所ニテドクトル・ビードル〔Dr. Veeder〕ニ面会ス。同氏ハ元東京大学ノ理学教授ナリキ。午後ヘイト街百二十一番ニ転居ス。即チ服部氏ノ居ル神学校ナリ。同氏ト笑談深更ニ到リテ寢ニ就ク。

第三篇  
八月二十五日(月曜日)



クリーブランドナルハテ・ブラオン（今ハミセス・ウキルリアムソン）ノ許ニ電報ヲ發シテ在宅ノ有無ヲ問  
ウ。

八月二十七日（水曜日）

……クリーヴランドノハテ・ブラオン氏ヨリ電信アリ。

ユニオン神学校に到着

九月十一日

去ル一日午前、桑港ヲ辞シテオー克蘭ドニ渉タル。服部、高木二氏送り來タリ夕刻ニ至ル迄共ニ散歩シテ同  
処ヲ見物シタレドモ、一モ記スベキモノナシ。只同処ハ桑港ヨリモ樹木多ク生長シ、閑静ニシテ住居ニ適ス。

午後八時汽車ニテ出發ス。シリヤネバダハ夜中ニ越エ、翌朝七時半過ギオグデンニ達ス。同所ニテデビス氏ニ  
会ス。氏ト同車ス。夜汽車ノ不快ナルコト甚ダシ。オグデンヨリデンバル迄ハ旅客寢車切手ナルモノヲ買イテ大イ  
ニ便宜ヲ得タリ。

ソオルト・レーキ府ニ半日滞在シテ、モルモン宗ノ寺院等ヲ見物ス。デンバルニテ一日滞在看物ス。同府ハ新  
開ノ町、頗ル盛大ナリ。シカゴ府ニテ二日滞在シ、去ル八日同所ヲ出發シ、途中ナイアガラノ瀑布ヲ見物シ、昨  
日午前十一時半当府〔New York〕大中央ステーションニ着ス。熊谷氏出迎エ、同氏ニ導カレテユニオン神学校  
ニ着ス。同校生徒舎ノ一室ニ居ヲトス。本日、教授ブラオン氏ニ面会シテ在学中ノ手續キヲ問ウ。（菊田貞雄

井深先生關係資料第八冊）

井深樞之助君（註・これは、明治二十三年第一回洋行の際の井深欽送の辞である）

未だ嘗て洋行せず、而して洋語を談ずること千百の洋行帰朝者よりも巧みなり。未だ嘗て大学に入らず、而して米国の大学は遙かに学士号を送呈し來たる。君が榮譽凡ならずと云うべし。今や君初めて洋行せられんとする也。思うに英米知名の士は皆君を歓迎すべし。

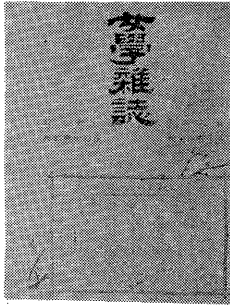
此の時に於て君に一の大責任あり。夫れ従來の洋行者は大抵彼地の神学者、伝道者等に縁うすく、信用を蒙むること濃なるを得ざりき。斯くて痛論す、其の用いらるること決して大ならざりし也。然れど君の如きは然らず。君一度口を開けば既に証例を挙げずして彼等早く之を信ぜんとす。故に吾人は君に熱望する所のものあり、君願わくは日本人の実情を正報し、日本人は最早十年前の伝道師を要せず、最早十年前の伝道法に適せず、其の正に要する所のものは、社会上、事業上、学理上に於ける新たなる伝道者を渴望するに在ることを痛論し、また日本人が実権を握れる基督教主義の学校を盛んにするは、最確最賢の伝道法なるがゆえに、之に向つて教師を送るは無上の良伝道なることを説法し、在日本宣教師の報告に抛らず、半日漫遊者の夢の如き演説に迷わず、直ちに君が言を信じて此の大策に従わんことを、熱心に勧告せられんこと也。一諾

千金よりも重きは君が秀所也。故に吾人は君が此の重諾を得んことを欲す。

（巖本善治の女学雑誌・第二二三号）「植村正久と其の時代」第三卷五〇六頁

収録。

女学雑誌



Chuka was conferred upon in February 1887 the honorary of "Master

of Arts” by College of New Jersey, together with “His Excellency Robert Stockton Green, class of 1850, Governor of New Jersey — LL.D. and William Baxter Owen, Professor in Lafayette College — Ph. D.” The announcement reads: “A. M. — Rev. Kajinosuke Ibuka, professor in Theological Seminary, Tokyo, Japan.” Refer to Ibuka’s Letter File.]

[Ibuka was conferred the honorary degree of Doctor of Divinity from Rutgers College in 1902. Letter of Secretary of the Board of Directors reads as follows:

“New Brunswick, N. Y.

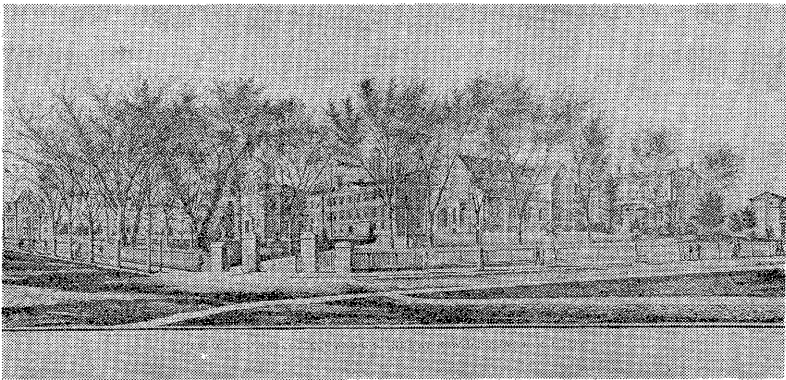
November 1, 1902

Rev. Kajinosuke Ibuka

Tokyo, Japan.

Dear Sir:

At the meeting of the Trustees of Rutgers College, held October 28, 1902, on the recommendation of the Standing Committee on Honorary Degrees, they unanimously voted to confer upon you the



ラトガース大学の風景 (1879年)

Honorary Degree of Doctor of Divinity. Trusting that this action of the Board of Trustees may be acceptable to you.

I am very sincerely yours

David Murray

Secretary of the Trustees." ]

"New York, Nov. 10, 1902

Dear Dr. Ibuka:

Dr. Murray has handed us this letter unsealed, to be forwarded to you. I trust there is no impriety in my slipping into the envelope a little note, nor in my saying that the action of the Trustees of Rutgers College gives me peculiar pleasure, and I hope it will be acceptable to you. Whatever honor the degree conveys is, I am sure, most worthily bestowed and will be most worthily worn. May you live long to wear it. It gives me peculiar gratification that it should have come to you from the College so closely identified with and representative of our Reformed Church, with whose Mission and Missionaries you have been so long in associated and cooperation.

Yours very sincerely

Henry N. Cobb" [Secretary of Reformed Church Missions]

井深梶之助書簡集（明治二十三年—同二十四年）

——米國留学中家族に宛てたるものの中より——

(1) 明治二十三年八月二十二日 大日本東京麻布我善坊町三十三番地 井深宅右衛門宛「オシヤニック」号上ニテ一簡呈上仕り候。陳者新橋ニテ御別レ申シ乗船ヨリ解纜迄ノ模様ハ、勝治、彦三郎ヨリ御聞キ及ビニ相成り候事ト推察仕り候ニ付キ此処ニハ申シ上ゲズ候。

扱彌横浜ヲ出発シテ船ハ静カニ東京灣ヲ乘リ出シ、夫レヨリ房州ノ海岸ニ沿ッテ北ニ向イテ進行致シ候。而シテ銚子向辺迄来タルカト思ウ比方向ヲ東北ニ転ジテ茫茫タル大洋ニ乘リ出シ、午後五時比ニハ最早日本国ハ水天髣髴ノ間ニ隠レ、只目ニ遮ルモノハ、渺々タル大洋ト蒼穹トノミニ相成リ申シ候。其ノ時ノ心中ハ何卒御想像下ダ被レ度ク候。此ノ日ハ晴天微風ニテ、船ハ別段動揺セザレドモ、大洋故カ自ラウネリ、何トナク心地悪シク、食事モ進マズ、日没早々寢床ニ就キ申シ候。

今回ノ郵船ハ「オシヤニック」ト申シ、長サ四百二十尺、四本柱ノ大船ニ、附属ノ「バツテイラ」モ十三個程之レ有リ候。行路ハ横浜ヨリサンフランシスコ迄四千五百三十一英里、一日ノ行程、平均三百二十二、三英里ニ御座候。乗客ハ上等五十三、四名、其ノ中日本人ハ私ノ外ニ三人之レ有リ、其ノ他ハ米人アリ、英人アリ、仏人



筒封て宛門衛右宅父

アリ、世界漫遊ノ旅客ニ非ザレバ商用ノ人ト見受ケラレ申シ候。下等室ニハ、日本人十余名ト支那人四百七十名程乗り込ミ申シ候。其ノ有様ハ随分見ルニ忍ビザル程ニ御座候。然シ乍ラ、支那人等ハ毫モ意トセズ、楽シミ亦其ノ中ニ有リト云ウ風ニテ、博奕ヲ為スモアリ、楽器ヲ鳴スモアリ、生辛ヲカシルモアリ、実ニ言語同断、彼等ガ西洋人ニ蔑視セラルルモ無理ナラ又事ニ御座候。此レノミナレバマダシモノレドモ、実ニアキレタルコト之レ有リ候。去ル十三日ノコトニ御座候。此ノ日ハ出帆以来ノ快晴ニテ、大海ナガラ海面豊ノ如シ。午前十時比甲板ニ出デテ四方ヲ眺メ居リタルニ、突然アラアラト呼ブ声ト共ニ水中ニザンプト飛ビ込ミタルモノアリ。夫レ大變ト申シテ乗客ハ周章ヲタメキ、浮キヲ投ズルモアリ、夫レ小舟ヲ下ロセト呼ブモアリ、船長ハ頓テ号令ヲ下シテ船ヲ止メ、小舟ヲ下ロシテ其ノ人ヲ求メシム。而シ

テ、本船ハ方向ヲ転ジテ静カニ輪ヲナシテ元ノ処ニ歸リ、又更ニ一隻ノ小舟ヲ下ロサシメテ之レヲ探レドモ知レズ。其ノ入水シタルハ何者ゾト問ウニ、火夫ノ一人(支那人)ガ火氣ノ為カ、若シクハ酒ノ為ニ癡狂シ、熱氣ニ堪エズシテ入水シタルナリト云ウ。種々探レドモ更ニ知レ申サズ、其ノ間船員始メ乗客モ一同色々ト心配シタルニ、彼ノ支那人ニハ、右ノ騒動中ニ博奕ヲ為スモアリ、或ハ平氣デ食事ヲ為シ居リタルモ見受ケ申シ候。実ニアキレ果テタル事ニ御座候。

扱、船中ノ生活ハ毎日同ジ事故、一日ノ暮ラシ方ヲ申上グレバ夫レニテ航海中ノ事ハ大抵御分ワカリニ相成リ申ス可ク候。朝ハ八時ニ起キヨノ鐘鳴リ、八時半ニ又朝飯ノ鐘鳴リ申シ候。然シ乍ラ、大抵七時比ニ起キ、朝飯前ニ風呂ニ入り、夫レヨリ晴夫ナレバ甲板ニ出デテ運動致シ申シ候。而シテ八時半ノ鐘鳴リテ食堂ニ出デテ一同共ニ食事ヲ為ス定メニ御座候。尤モ、八時半ノ鐘鳴リテモ、尚起キザル朝寝坊連モ之レ有リ候。食事終レバ男子ハ、大抵吸煙室ニ往キテ煙草ヲ吹カシ、又ハカルタヲ遊ブモアリ、或ハ甲板ニ出デテ歩行スルモアリ、読書スルモアリ、談話スルモアリ銘々勝手次第、婦人ハ、婦人室ニ往キテ婦人同志ノ談話又遊ビアリ。十時比ニ至レバ茶ヲ飲ム人アリ、酒ヲ飲ムモノモアリ、ヤガテ午後一時ニ至リテ又鐘鳴ル。即チ昼飯ノ鐘ニ御座候。午後ノ様子モ、午前ト大同小異、只午前ヨリモ一層運動ヲ致シ申シ候。午後六時ニ至リテ又鐘鳴ル。即チ晚飯ノ用意セヨトノ鐘ニ御座候。何故ニ晚ニハ用意ノ鐘ヲ鳴ラスカトナレバ、朝ト昼ニハ如何ナル略服ニテモ構ワザレドモ、晚飯ノ時ニハ、日本デ申セバ、羽織位ハ引懸ケテ出ネバナラヌト云ウ風習アル故ニ御座候。晚食後モ煙草連ハ、吸煙室ニ立籠リテ煙草ヲ吹カシナガラ雑談トカルタニ時ヲ消シ、婦人ト婦人取り持チ連ハ、食堂ニ留マリテ「ピヤノ」ヲ弾ジ歌ヲ唱イ、或ハ自慢ニ自分ノ楽器ヲ鳴シテ聞カセルモアリ申シ候。実ニ可笑シカリシハ、先夜西洋人中ニ

仮粧踏舞<sup>フンシイゴール</sup>ノ催シ之レ有リ候処、乗客中二年ノ比二十前後ノ三人姉妹アリ。孰レモ惣模様ノ日本服ヲ着セラレ申シ候。惣模様ハ宜敷ケレドモ、帯ハ皆甚ダ粗廉、(丁度先日依頼セラレタルモノノ如シ)且ツ其ノ着方固ヨリ拙ナク、殊ニ一人ハ左前ニ着申シ候。日本人ノ目ニハ傍ラ痛ク見エ候得共、彼等ハ如何ニモ得意ニテ深更ニ至ル迄踊リ居リ候様子ニ御座候。

扱、船中ノ食物ハ中々贅沢ナルモノニテ三度共ニ山海ノ珍味ヲ列ヌト申シテモ宜敷キ程ニ御座候。魚肉アリ、鳥肉アリ、牛肉アリ、豚肉アリ、羊肉アリ、菓子アリ、菓実アリ、中々給<sup>ズ</sup>キレ申サズ候。毎日三度々々献立ヲ出シ置キ、其ノ中孰レニテモ自分ノ好ムモノヲ食スル仕方ニテ、至極便利ニ御座候。御慰メノ為、晩ノ献立ヲ御覽ニ入レ申シ候。右ノ通り卓上ノ珍味山ノ如キモ、早初三、四日ノ間ハ何トナク心地悪シク食氣更ニナク、平生肉食好キノ私モ、牛肉ノ臭イガイヤニナリ窃カニ御茶漬ヲ慕イ申シ候。然シ乍ラ、四、五日立ツ中ニ漸ク船ニ慣レ、食ノ味モ覚ユルニ至リ申シ候。

去ル九日午前十時過ギ横浜ヲ出帆シ、十四日迄ハ晴天ニ之レ有リタレドモ、十四日ノ夜ヨリ雨降り西南ノ風起コリ、時候モ十一月頃ノ寒サトナリ、船ハ動キ、又々少シク困難致シ申シ候。夫レヨリ十五日、十六日、十七、十八日迄ハ兎角天気不定ナリシガ、去ル十九日ヨリ又晴天トナリ寒氣モ稍々ウスラギ、今日ハ(二十一日)寒暖計、六十七度ニ上リ申シ候。此ノ割合ニテ往ケバ、明日ノ午後四時比ニハ、桑港ニ到着ノ筈ノ由ニテ、皆ソロソロ上陸ノ用意ヲ為シ、或ハ書翰ヲ認メ居リ申シ候。私モ即チ其ノ一人ニ御座候。先ズ今日ハ此処ニ筆ヲ止メ、後ハ上陸ノ上認メ申ス可ク候。八月二十一日午後四時半「オシヤニック」号ニテ。



○昨日考エタルヨリハ早く、本日午後二時半着港。夫レヨリ税関ニテ荷物改メ等ニテ手間取り、四時少し過ぎニホテルニ着館申シ候。当港ノ様子ハ後便ニテ委敷ク申シ上グ可ク候。

扱、其の後東京は如何に御座候哉。定めて残暑も未だ除かれず、殊に流行病も之れ有り嘸御心配の事と推察奉り候。何卒御加養御専一遊ば被れ候様願ひ奉り候。親類へは別に手紙を差し出し兼ね候間、何卒然る可く御伝声下だ被れ度く願ひ奉り候。

当地には一週間許り滞在致し候積りに御座候。右船中の模様並びに安着の段取り敢えず申し度く斯くの如くに御座候。謹言。

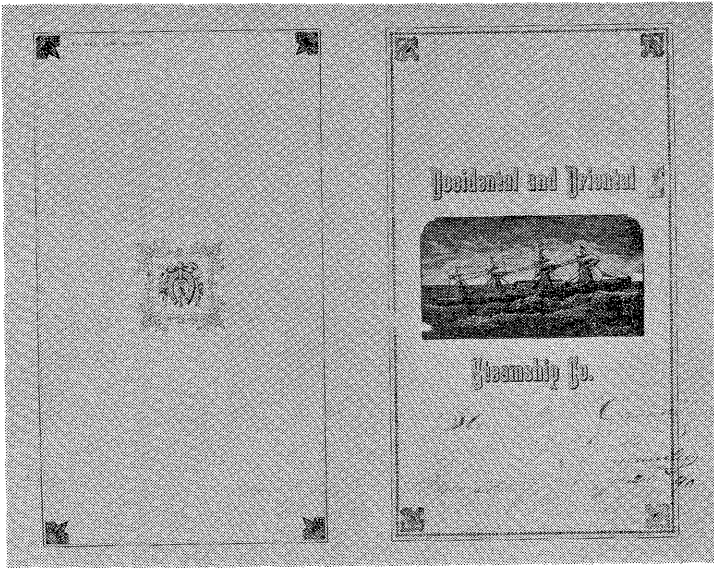
一千八百九十年八月二十二日午後十時 — 桑港ニテ — 梶之助

父 上 様

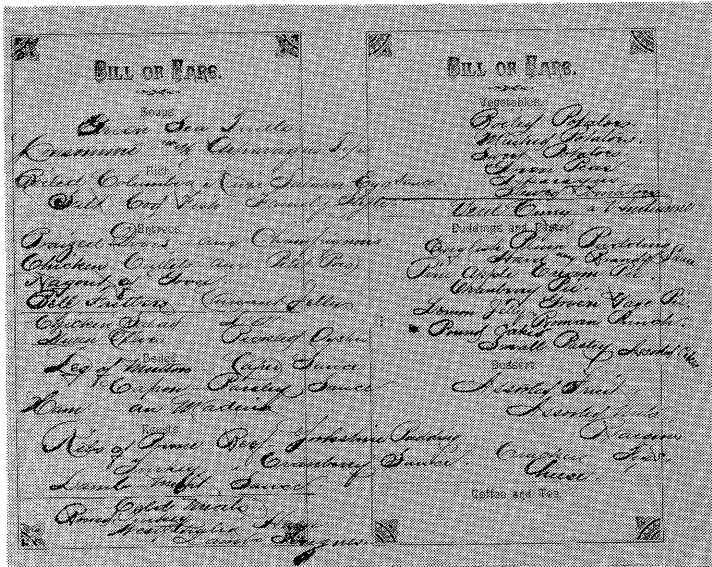
母 上 様

前略 海上恙無く本日午後二時半当港に到着致し申し候。船中は必ず困難ならんと覚悟致し居り候処、思いの外に弱り申さず候間、御安心下だ被れ度く候。船中の模様は父上様への書状にて御覽之れ有り度く候。扱、当地に着き候ても未だ誰にも会わず、直ちにホテルへ参り候故、更に様子も分かり申さず候得共、チョット見たる所にては、横浜の本町通りの今少し大なる位にて更に驚く程のことは之れ無く候。税関にて、自分の荷物は至極楽なりしが、たのまれ物はトウトウ五ドル取られ申し候。

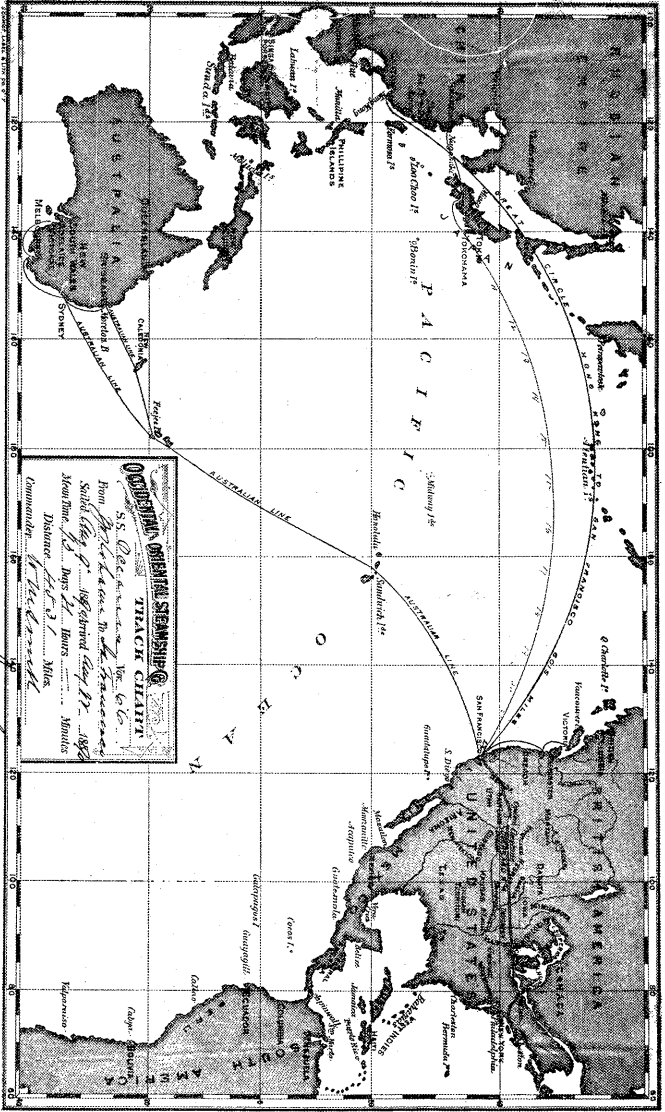
尚右認め候て後服部綾雄氏に面会し、同氏に携えられて夜市中を見物致し候処、中々の繁盛に御座候。ドウシ



オシヤニック号の献立表



○ 本線が太平洋中経(西経)航路、日航之

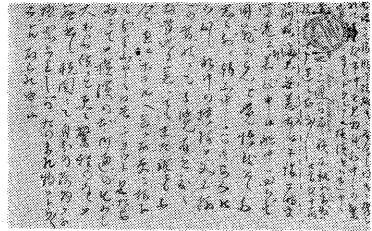
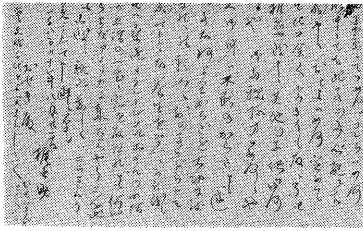


**ORIENTAL STEAMSHIP CO.**  
**SHAGO CLIPPER**  
 S.S. OCEANIC  
 From Yokohama to San Francisco  
 Sailed Aug. 17, 1922  
 About 14 days to leave  
 Discharge at San Francisco  
 Commanded by *W. G. ...*

*W. G. ...*

比國の信船とあり

船の航路図



テモ横浜とは違い申し候。当地には一週間留り候積り故、孰れ委敷くは後より申し送る可く候。

あら〜。

二十二日夜十一時。

扱、東京にては如何。コレラは如何。船中にては此の事のみ心配に相成り申し候。おとよは如何。定めて今比は全くホウタイも取れ候事と推察致し申し候。其の他の子供は如何にや。御両親方は如何にや。又御身は不断のからだとも違い候事故、何よりからだを大切に致され候様頼み入れ候。外の事はドウトモ成り申す可く候故、養生を專一に致被る可く候。

今は桑港オクシデンタル・ホテルの四階か五階の一室に宿を取りたれども、何やらまだアメリカに來たるような心地も致さず候。孰れ委しくはニウヨールク着の上申し述べる可く候。

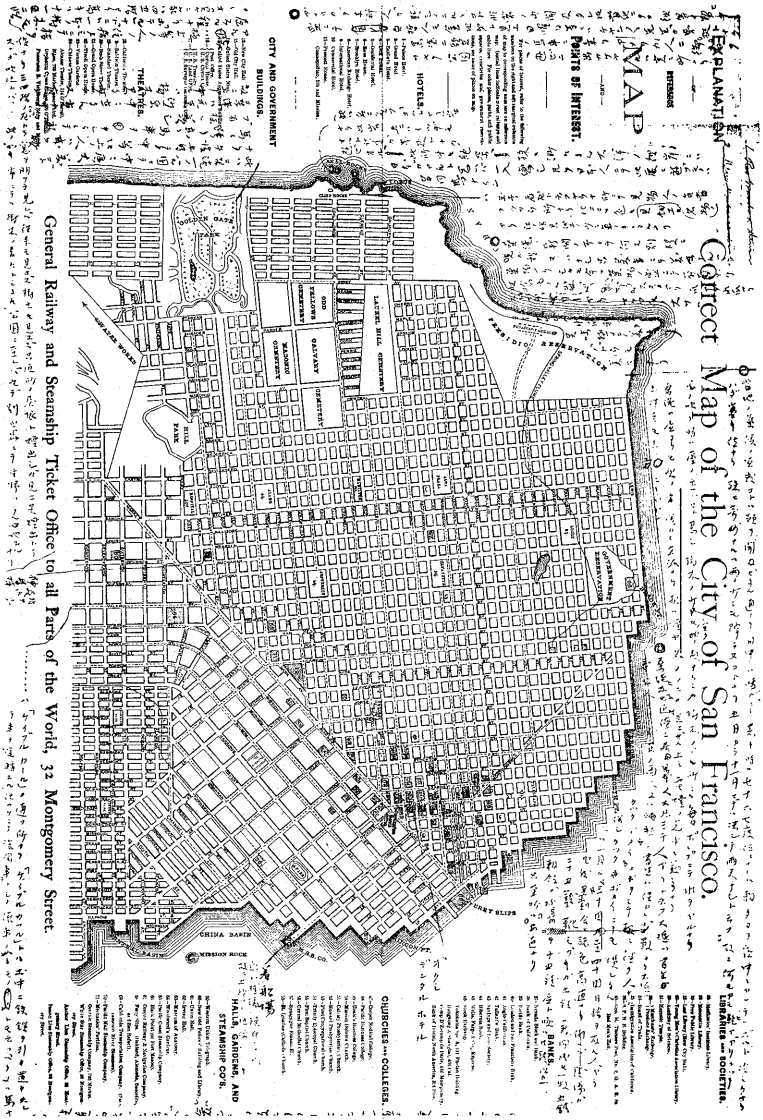
草々。

一千八百九十年八月二十二日

梶之助

おせき殿

尚、文雄、千代子、とよへはよろしく。おせいさんととくへも。



サンフランシスコ市街図

サンフランシスコ市街図に記された説明

SEAL ROCKS

此ハ名ニ負ウ「オットセイ」岩ナリ。此ノ岩ノ上ニハイツデモオットセイガ幾匹トナク遊ビオル、一此所中々絶景、一殊ニ渺々タル大洋ノ彼岸ニハ日本ガアルト思エバ一入恋シ。凡テノ日本人ニテ此処ニ遊ブモノハ皆同感ナラン。

CLIFF HOUSE

玉子ノ屋ト云ウヨウナ所ニテ、見物人ノ弁当ヲツカウ所ナリ。此コニハ色々ノ貝細工アリ。江ノ島貝細工ノ少々氣ノキキタルナリ。

○桑港ハ新開ノ市ニテ、何モ別段ニ見ル程ノモノハナシ。只美事ニテ美味ナルハ菓物ナリ。シカモ、今ハ菓物ノ盛りニテ葡萄アリ、林檎アリ、梨アリ、桃アリ、スモモアリ、瓜アリ、水瓜アリ、ストロウベリーアリ。マクワ瓜ノ大キサハ、ヨイカゲンノ水瓜程アリ。其ノ味極メテ美ナリ。ブドウモ又美味ナリ。

○アメリカカデ支那人ガ賤シメラルルコト非常ノ由聞キ及ビタレドモ、当地ニテハ彼等ノ勢イ中々盛ンニテ、白哲人モ金次第ト見ユ。日曜日等ニハチヤンチヤン先生ガ、幾挺トナク黒塗ニ頭立ノ馬車ニ乗り、アメリカ人ニ御者ヲサセテ公園へ遊ビニ出カケヤルハ実ニ妙ナリ。

GOLDEN GATE PARK

此ハ桑港一ノ公園ニテ、中々広大美ゴトナリ。午後五時ヨリ中等以上ノ人ハ、或ハ駿馬ニ跨リ、或ハ馬車ヲキシラシテ遊ブ有様ハ羨シ。桑港ハ元来、沙原ノ中ニ立チタル市ナリ。故ニ市中ニハ樹木甚ダ少ナク、又庭アルハ極ク上等ノ人ノ住居ノミニテ指ヲ屈スル程ナリ。「ホテル」ナドニハ一本ノ樹木モナシ。オ負ケニ家ハ四、五階ヨリ高キハ十一、二階作リナリ。三、四階ノ屋カラ窓ヲ明ケテ見レバ、往来モ見エズ、樹木モ見エズ、只近所ノ屋根ト煙出シガ見エ其ノ煙出シカラスガ吹キ込ムバカリ。此ノ如キ市ニテハ、樹木ノ青々トシタル公園ニ至レバ、丸デ別世界ニテ生キ帰リタル心地スルナリ。

服部氏ノ居ル神学校

……ハ「ケイブル・カール」ノ通ウ所ナリ。「ケイブル・カール」トハ、土中ニ鉄鎖ヲ引キ置キ、夫レデ車ヲ運転スル仕カケニテ「汽関車」ナシノ汽車ノ如キモノトモ云ウベク、又ハ馬ナキ鉄道馬車トモ云ウベク、嶮シキ山坂モ自由自在ニ上下シ、極めて便利ナルモノナリ。

70 P. M. S. S. CO.

着船場 船ハ棧橋へ横付ケニナル故ニ、上陸ハ至極便利ナリ。

オクシデンタル ホテル

○当地ノ氣候ノ宜敷キコトハ予テ聞キ及ビタル通りナリ。日中ハ暖カニテ、暑キ時ハ七十六、七度位ニナレドモ、朝夕ヨリ夜中ニカケテハズツト冷シクナリ、ハダ寒キ位ナリ。殊ニ奇妙ナルハ雨ノ少シモ降ラヌコトナリ。五月カラ十一月マデ、決シテ雨天ナシト云ウ。故ニ何モカモ乾アガリキツテ、風ノ吹ク時ハ塵ノ立ツコト甚ダシ。樹木ノ少ナキモ全ク此ノ故ナラン。樹木ノアル所ニハ、毎日ポンプニテ水ヲヤルナリ。桑港ハ昼ヨリモ夜ノ方遙カニ立派ナリ。夜ハ煙ヤ芥ノアラガ見エザル上ニ電燈ノ光中々美事ナリ。且ツ往來モ夜ノ方ニギヤカナリ。

○桑港及ビ近傍ニ居ル日本人、大凡ソ三千人アリト云ウ。大抵ハ書生、奉公人ナリ。本當ノ商人又ハ純粹ノ書生ハ僅カニ少数ナリ。大抵クック、ポオイナドヲラシテ夜ニ往ク人ナリ。併シ、クック、ポオイニテモ慣レタル人ハ、一月ニ、三十円乃至四十円、月給ヲ取ル人アリ。然シ乍ラ、其ノ割合モ諸色高値ナリ。例エバ、錢湯ガ二十五錢、靴ミガキガ五錢、新聞紙モ一枚五錢、朝飯ガ極ツテ十五錢、昼ト晩ハ二十錢以上。只菓物ハ安直ナリ。

(2) 明治二十三年八月三十一日 大日本東京麻布我善坊町三十三番地 井深関子殿 |サンフランシスコにて|

去る二十三日即ち書状を差し出し候日に、服部綾媛氏の居らるる神学校へ転居致し申し候。ホテルに居り候ては、一日三四内外の入費なれども、学校にては只今休暇中故、書生の寄宿室を借り受け、食事は町にて致し候えは、大抵一日五十錢位にて相済み申し候。扱、其の後服部氏の案内にて方々見物致し候処、当地は新開の町にて未だ

格別の見物も之れ無く候得共、建物其の他中々大仕掛にて、他日益盛大なることは明白に御座候。前の日曜日には、朝夕共にプレスビテリアンの会堂に往き説教を聞き候処、是れ又中々盛大に御座候。午前前に参りたる処は聴衆五、六百人、夜参りたる処は一千余名はありたらんと存じ候。音楽の立派なるには感心致し申し候。音楽はドウカしてみなにも聞かせたきものと思ひ申し候。パイプオルガンの高きは、二丈は髓に之れ有り申す可く候。其の音の靈妙壯嚴なること何とも申されず候。当地の会堂にてさえ此の如きに候故、ニウヨークに参り候えば又一層盛大ならんと存じ候。

当地には日本人も二千人余もあり、其の中には種々の会も之れ有り候由なるが、キリスト信者の会は二つ之れ有り候。其の一つは、福音会とてメソヂスト教会の持ちにて、曾て日本に来て居られたるハリスと申す人が世話を致し申し候。其の他の一つは、日本人キリスト教青年会と日本人の教会にて、服部氏の働き居らるる所に候。去る二十四日には、両会の人の依頼により福音会にて一席の演説を致し申し候。今夜も青年会に集まり説教を致し、且つ聖晚餐を守り申し候。当地に一週間余り滞在致し候中に、米国のことにつき、又日本のことにつきても、色々と感を惹起候事之れ有り候得共、何分筆紙には尽きかね候。但し当地の様子は地図の裏へあらまし書き付け候間、御笑覧之れ有り度く候。

クリウブランドなるハテ・ブラオンの許よりは書面も電報も相達し、是非々々参り候様との事故、必ず立ち寄る心得に候。

当地にはもはや一週間余り滞留致し候故、明日午後八時の汽車にて東へ向け出立致し候筈に御座候。今日までの処にては、何も不都合之れ無く、身体も至って壮健に候間、御安心之れ有り度く候。



国許の様子は如何にや。来る六日には郵便到着の筈なれども、ニウヨールクに達せざる中には書状は入手致しがたければ、国許の様子を聞くには、いまだ十日余りも間があり申し候。定めて、天恩の下、御両親様始めみな御無事の事と存じ候。只其の後コレは如何にや懸念致し候。呉々も御一同御自愛下だ被れ候様祈り居り候。後はまたニウヨールク着の上、委しく申し述べ可く候。此の度は御両親様へは別に書簡差し上げず候間、宜敷く御申し上げ下だ被れ度く候。

草々。

一千八百九十年八月三十一日夜 — 桑港にて — 梶之助

於 せ き 殿

(3) 明治二十三年十月二日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿 — ニウヨールク —

日本よりの書状未だ達せず何となく心配なれども、御両親様始め一同無事の事と推察致し申し候。東京も十月に入りては大分冷氣に相成り申す可く、随つてコレラもうすらぎ候乎と推察致し候。

扱、当地は残暑の甚だ敷き所と聞き及び居り候処、到着以来一日も暑きと思ひしことは之れ無く、却つて朝夕はヒヤヒヤし日本の十月末頃の氣候に候。且つ兎角急に変わりやすき時候に候。去り乍ら、幸いに何も障り之れ無く凌ぎ居り候間、御安心之れ有り度く候。学校も今週より始まり、日々講堂に出でて講義を聴聞致し申し候。且つ来週からはニウヨールク大学校へも講義を聴きに参る積りに候。

扱又、当分は演説、講義等は致さざる積りなりしが、頻りに頼まれ止むを得ず、先日はニウジオルシイのプレインヒールドと申す所にて一回話をし、昨夜は当府のセントラル・プレスピテリアン教会にて演説致し申し候。

昨夜は日本館にて演説致し申し候。当国の人はおせじが上手故、後にて頻りにウマイウマイとほめたてられて反つて赤面致し申し候。此の教会は、前大統領の夫人のミセス・クリブランドが往くとて、チヨット評判の教会、妙なことが評判になるが此の国の風、但し井深の演説も評判になるかならぬは未定。外国に居りては、日本より書状の来たるが何よりの楽しみ故、郵便の出るたびごとになるだけ書状を御遣わし下だ被れ度く、別に参り候故新聞は入り申さず候。

勿々。

一千八百九十年十月二日夜　―ニウヨルク― 井深梶之助

於　　せ　　き　　殿

追　伸

先夜日本人が三、四人集まって自炊して居る処へ往きて、日本食の御馳走に相成り申し候。何も之れと申すものなけれども、白い飯と醬油で煮たものをたべるが非常にめづらしき心地致し申し候。考えて見れば、自分ながらおかしき様にて、余り子供らしき話なれども正直の処なり。ハア！　ハア！　くくく。

ニウヨルクの盛大なることは見れば見るほど驚き入り申し候。とても筆紙には尽くされず。帰朝のときのお土産ばなしに致し申すべく候。

(4) 明治二十三年十月十五日　東京麻布区我善坊町三十三番地　井深宅右衛門殿

―ニウヨルク府ユニオン神学校―

九月十二日付けの書状去る六日相達し、日本より着後初めての書状実にめづらしく、うれしく繰り返して読み

申し候。然る処、コレラも次第にうすらぎ、御両親様始め一同無事の由、殊におとよの病氣も引き続き快方のよし、又御身も丈夫の由、大いに安心致し申し候。然し乍ら不漸のからだとは違い候故、無理なる事や無益の心配は無用と存じ候。扱又、文雄始め子供らも其の後大いにおとなしく相成り候由、何よりうれしく存じ候。

其の後自分の様子、又公園の様子等、父上様への書状に認め候間、御覽下だ被れ度く候。幸い公園は近処故、度々運動に往き申し候。毎日午後四時比になると、馬車を公園に走らするもの幾百輛というを知らず、実に盛大なるものなり。又往來の馬車の音はガラガラ処にてはなく、家の内にて聞けば大滝の音の如く、或は大雨の音の如し。然し、車の音にも追々慣れて、今は左のみ思い申さず候。当国にても追々木の葉が紅になるもあり、或は稠むもあり、日本にては紅葉や菊の好時節と存じ候。当国は菊はなけれども、ホドソン河辺の紅葉は見ものよし、折もあらば見物せんと存じ居り候。勿々不悉。

一千八百九十年十月十五日　—於ニウヨルク府ユニオン神学校— 梶之助

おせき殿

尚々父上其の他へよろしく。

九月十二日付けの御状、本月六日相達し、有り難く拝読仕り候。然る所、嚴敷き残暑並びに悪疫流行にも拘らず御一同御安康の由、欣喜に堪えず候。今年は福島県を始め処々水害も之れ有り候由なれども、全体豊作の由、是れ又実に欣然の至りに御座候。且つコレラ病も秋風とともに漸々うすらぎ候事と推察仕り候。おとよの病氣も益快方の由、是れ又大いに安心仕り候。

扱、私事当地に到着仕り候節は、兎角雨天勝ちにて何となく不愉快に覚え候得共、最早時候にも慣れ、学校の

稽古も始まり、日々勉強罷り在り候間、御安心下だ被れ度く候。当学校は、米国にて屈指の神学校にて、教授七人、助教三人、生徒百六十三人之れ有り候。私は特別生にて、三科程自分の望む科に出席し、其の他は随意に勉強致し居り申し候。夫れ故、時間も十分に之れ有り候に付き、一週に一回ずつニウヨルク大学校副総理マクラケンと申す人の宅へ哲学の輪講に参り候。是れは通常の稽古とは違い、孰れも大学校を卒業したる人のみにて、中には中学校の校長もあり、六十余の白髮蓬々たる神学博士もあり、中々面白敷く御座候。○日曜日には、当府にて有名なる説教家の説教を聴聞に参り申し候。当地の会堂の壮大なる、音楽の美妙なる、実に何とかして御目にかけて度き様に御座候。然し乍ら説教は思ひの外にて、是れがアノ大家の説教かと怪しむ事も之れ有り候。○先日はプリンストン神学校より招待せられ、日本伝道上の現況を演説に参り候。同校も、米国にて二とは下だらぬ有名なる神学校に御座候。且つ又、同所には有名の大学校之れ有り候。幸い大学校も見物致し候処、随分広大なるものに御座候。生徒の数は一千人計りと申す事に御座候。○私の居り候学校の近所に中央公園と申す広大なる公園之れ有り候。是れは市の中央に之れ有り候故、斯く名づけたるものと存じ候が、是れ又実に美観に御座候。園内に広大なる水道の水溜場あり（大きき不忍の池位）、小湖あり、小山あり、林あり、動物園あり、美術博物館あり、皆衆人に自在に見物を免じ申し候。博物館には数百の名画を列ね置き候が、中には価一万円以上の物も少なからず、孰れも皆数千乃至数百円のものに御座候。又館の一部にワシントンの画像、肖像等を集めたる所之れ有るが、其の中に日本人某の画きたるもの之れ有り候。其のワシントンは葵の紋付の羽織を着し、大髷を結ひ居り申し候。是れは画工が米国の風俗を知らざるより止むを得ずに画きたるものか、若しくは西洋人が戯れに故さらしに画かせしものか。兎に角、葵の紋付の羽織着たる、しかも、大たぶさの大統領ワシントン將軍とは奇妙に御座

候。又此の館内には、日本の陶器、象牙、細工等も陳列致し置き申し候。然し乍ら陳列品中にて最も奇妙なるは、エジプト人のミイラに御座候。其の數五、六個之れ有り候得共、孰れも近年エジプト国の古墳より掘り出せしものにて、二、三千年前のももの之れ有り候よし、二、三千年が一千年前のもものとしても、実に不思議なるものに御座候。其の棺の細工等、中々精巧なるものに御座候。先ず第一に、廣大なる石のからうど（唐櫃）あり、次に木製の棺あり、其の内外は生漆様のものにて塗り上げ、種々の模様を画き、或は金箔を置きたるものあり、又其の他に内棺あり、其の内に屍あり、屍はスッカリ白布の類にてつつみあり、其の布を取りのけたる部分を見るに、髪や齒は依然として存し、皮肉は真黒にて漆にて塗りたるが如く、目や鼻や口には金粉がつめてあり申し候。そのエジプト人等は、二千年の下、ニウヨルク府博物館内に屍を陳列せられ、万国民の見せ物にならんとは夢にも思わざりしならんが、人の運命は実に奇妙に御座候。其の他にも種々珍敷き物も之れ有り候得共、余り長話に相成り候故、他は後便に譲り申す可く候。

追々冷氣に赴き、コレラもうすらぎ候乎と存じ候得共、折角御自愛遊ば被れ候様偏に願ひ上げ奉り候。最早、今日は十月中旬、定めて御丹誠の菊は咲き申し候乎。日本にては菊見の時節、上野、芝の公園、所々の縁日等も賑わい候事と推察罷り在り候。（以下略）謹言。

一千八百九十年十月十五日　於ニウヨルク府　梶之助

父　上　様  
母　上　様

いつもながら親類へは別に書状を出し申さず候間、御序の節然る可く御伝声を乞い奉り候。

(5) 明治二十三年十月二十四日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿

—ニウヨルク府ユニオン神学校にて—

一筆申し入れ候。其の後内は如何に候哉。御両親様始め一同安康の事と推察致し候。自分も無事勉学罷り在り候間、御安心之れ有り度く候。

扱、去る十八日にニウヨルク育兒院長よりの招待により、同所を見物に参り候処、実に感服致し申し候。此の育兒院と申すは、貧乏にて親の養育しがたきものや、ワンパクにて親の手にあまるものや、コソコソ泥棒をしてつかまえられたるものや、詰る所、満六才より十六才迄の子供の厄介ものを集めてそのあしきくせを直し、又いろいろ有益の学問や職業を教えて、一人並みの人間になし、人となりて社会の邪魔ものにならざるように仕掛けたるものに候。夫れ故、仕込みたる上は、親元へ帰すもあり、又は相応の口を見付けて田舎奉公にやるもあり、いろいろなり。扱、当日は同所にて昼飯を馳走になり、それより院長の案内にて食堂、寢室、講堂等を見、終わりに礼拝堂に至り候処、其所に大約一千人許りの子供が、男子は男子、女子は女子と揃いの衣服にて居並び居り申し候。一千人の子供の一堂に集まりたるは、中々珍敷き見ものなりし。彼等も正面の講壇の上に、日本人の坐を占めたるを見て、物めずらしき様子にて頻りに彼れ是れとささやき居り申し候。夫れより音楽、唱歌暗誦等ありしが、殊に唱歌、音楽の出来には感心致し申し候。其の唱歌の中に「紅葉」と題せし歌ありしが、一千人許りの子供がごとく紅葉の枝をかざし、之を一同にふりたて落葉の真似をせしときには、忽然秋風室に満ちて紅葉を吹き散らせしかとあやしまれ申し候。其の有様、何となくあわれにて覚え落涙致し申し候。又終わりに、一千の子供が皆合掌して、異口同音に主の祈禱を唱えしときも、実に殊勝に見え申し候。扱、かくおおくの子供なれども、世

話よくゆきとどき順序よく立ち居り候故、少しも混雑せず、食堂、寢室等もよくゆき届き居り申し候。其の証拠には、千人近くの子供中に、当日病室に居るものは只一人と申すことなりき。又、かくおおくの子供故、世話もかかり、教員其の他掛りのもの凡て七十人程之れ有る由に候。

右は十六才以下のもののために設けたるものなれども、十六才以上十八才迄のもののためには、又別に感化院なるもの之れ有る由に候。是れも其の中見物致す積りに候。

日本を出る時は甚暑の節なりしが、はや秋風の身にしむとぎとなり申し候。当市にても、花屋の窓に大分菊の花を見うけ申し候。日本菊には相違なけれども、いかにもやせ菊にて見ばえなし。さりながら、価はさだめて高価の事なるべし。

嘉祝。

一千八百九十年十月二十四日　―於ニウヨルク府ユニオン神学校五層楼上―　梶之助

於せきどの

此の度は御両親様へは別に書簡呈上仕らず候故およろしく、又文雄始め子供等へよろしく。其の中、ニウヨルク府の名所画を見付けて郵送致し候積りに候。

(6) 明治二十三年十一月六日　東京麻布区我善坊町三十三番地　井深宅右衛門様　―ニウヨルク府―

十月五日付けの御書状、同月三十日相達し有り難く拝読仕り候。然る所、母上様には、大御憤発にて若松へ御出でに相成り候由、便利の世の中とは申し乍ら御一人旅行は随分御不自由の事ならんと察し奉り候。(中略)

扱、当地も近々寒気に向い候得共、私事は幸い恙無く日々勉強罷り在り候間、御安心下だ被れ度く候。今日、

市中を通り候所、花屋にて中々美事の花を見かけ申し候。又、若き婦人等が、胸元へヤミコモト菊の花をさし込みてあるきおるも見うけ申し候。日本にても、今頃は定めて菊の盛りならんと思ひ出し申し候。謹言。

十一月六日　―ニユウヨル府にて―　梶之助

父　上　様

十月六日付けの玉章、同月三十日相達し披読致し候処、おとよ事不快の由、其の後は如何にや。大病後故、案ぜられ申し候。且つ又、おん身事も少々不快の由、兼々申し候通り不断のからだとは違い候故、決して無理なる事は致さざる様頼み入れ候。（中略）

其の後は別段に記すべき事も之れ無く候得共、当市のパアク長老教会と申す処にて、前の日曜日と水曜の夜と二度程演説致し申し候。演説の後にて、あの大黒と恵比寿の像を見せ候所、皆々大いにめずらしがり申し候。余りめずらしがり候故、一つ遣わし候処、教会の牧師が内の宝物に致し申す可く候と申し候。此の教会の長老にて、バンレンサレルと申す人之れ有り候。此の人はドクトル・ヘボンの友人にて、同氏の書状を持参候所、色々親切に致し呉れ候。家族は夫婦に、娘三人、男二人之れ有り候。未だ漸く一、二度此の人の宅へ参り候のみにて、外には格別の友人もなく、婦人の様子等は分かり兼ね候得共、追々近付きも出来候て、婦人社会の様子も相分かり申す可きと存じ候。

第 三 篇

最早木の葉も半ば落ち、寒気も余程加わり候得共、幸い風も引かずに勉強罷り在り候間、御安心之れ有り度く候。尤も、用心して毎朝水にて惣身をふき居り申し候。風呂は一週に二度、学校にて立て候故、是れ又不自由は之れ無く候。入湯の節やからだをふく時は、日本の手拭が至極便利、今五、六枚も持参せばよかりしものと悔



み申し候。

時下一同折角御自愛專一に候。草々

一千八百九十年十一月六日 — ニウヨルク府 — 梶之助

於勢記どの

(7) 明治二十三年十一月十七日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深勢記子殿 — ニウヨルク府 —

十月十六日付けの書翰、本月七日到着披見致し候処、父上様始め一同無異の由、とよの病氣も深敷き事には至らず全快致し候由、御身も壮健の由、大いに安堵致し申し候。(中略)

扱又、先日はコレラ病流行最中に、車夫が内の前にて吐瀉致し候由、其の混雜思いやられ申し候。然し乍ら他人の車夫にては之れ無く医者の方夫といい、殊にコレラにては之れ無く大慶々々。

今日到着のキリスト教新聞にて見れば、新栄教会の鈴木始三郎氏はコレラ病にて死去せられたる由、氣の毒千萬に存じ候。母上様は如何成被れ候哉。今頃は御帰京に相成り候事と察し申し候。子供等も至っておとなしき由喜び申し候。文雄は最早手紙を書き候事出来申す可きと存じ候。よき手紙書き候えば、何か褒美を遣わし申す可く候。千代、と代にも、何か其の中に幸便次第、遣わし度きと心掛け居り申し候。○自分事は、其の後相変わらず達者に候間、御安心之れ有り度く、時候も此の節はインジャン・サンマルとか申し、丁度我が国の小春のごとき天気にて、先達て中よりは反ってあたたかに覚え申し候。昨日は日曜日故、午前にはジョン・ホールと申す人の会堂に参り申し候。此の人はニウヨルクにても有名なる説教家にして、会堂も広さといい、美観といい、

一、二を争う会堂に候。いつも会堂は一杯にて、聴衆は大抵二千人位と見受け申し候。説教者は最早六十前後と見え、頭は白髪なれども音声といい、弁舌といい、中々壮年のおよばぬ程に候。○昨夜はアグニウと申す人（ヘボン氏の友人）の内へ招かれ、同処にて晩食をなし、其れより同氏とともにドクトル・タルメージと申す有名の説教者をききに参り申し候。同氏の会堂は、先年類焼致し候由にて、只今普請中、芝居にて説教致し居り候。其の芝居は東京なれば新富座というようなる所にて、五千人は楽にはいると申せども、夫れは少しホラにて、正味三千人位は這入り申す可きかと存じ候。日曜日の晩には、いつも七時に開場致し候得共、一時間前位より門前は人の山を築き、押し合い押し合い門があくやいなやドット押し入る其の混雑は中々大変に候。しかして、三千人も這入る芝居小屋も、五分間位に一杯と相成り申し候。然し乍ら、内へ入りては皆ヒッソリとして聴聞致し居り候故、日本のせまき会堂よりも反って静かに覚え申し候。

扱、タルメージと申す人は、重に中以下の人のために説教する人にて、品格第一等の説教家とは申しがたけれども、三千人の聴衆を一言の下に笑わせ、或は怒らせ、或は泣かせ、或は数千年前の歴史や、数千里外の国土景色等を、目前見るが如くに説き出すその手際は中々凡には之れ無く候。容貌は立派には之れ無けれども身の丈六尺近き大の男、音声はさわやかに非ざれども雷の如く、兎に角に異常の人物には相違之れ無く候。只今の場所は芝居にて、大オルガンの設け之れ無き故か、讚美の時にはピアノとコルネット（喇叭の類）を用い申し候。三千余の人が異口同音に神を讚美するの声は、中々盛んに候。其の他の説教者又は会堂の様子は近日書き送り申す可く候。

勿々

一千八百九十年十一月十七日 — ニウヨルクに於て — 梶之助

(8) 明治二十三年十一月二十九日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿 ―ニウヨルク府―

此度は何故か郵便大いに延着、十一月四日認め書状漸く昨夕相達し、取り敢えず披読致し候処、先ず以て一同無異の赴き、大いに安心致し申し候。且つ又、母上様にも就産金御受取り成被れ恙無く御帰京遊ば被れ候由、恐悦に存じ候。自分へも御配分下だ被れ候赴き、自分の分は今度生まるる赤の分になし給い度く、夫れにて何かあたたかきフランネルの着物にても御きせ給わり度く候。最早臨月にも近き、おせいどのいとま取り候由、さぞさぞ困難ならんと察し入れ申し候。責めては、よき代わり出来候様致し度きものに存じ候。先日は文雄事、祖父様の御供にて能見物に参り候由、よく勉強したる後には時々は能や相撲位は見せて遣わし候方然る可きと存じ候。子供は余り窮屈にそだつれば、反って其の反動を来たすことまま之れ有り候故、程よく楽しませ候も亦教育の一部と存じ候。昨日は感謝節にて学校も休暇故、プリンストン大学とエル大学のフットボールの競争を見物に参り申し候。見物人の数は二万五、六千人と申すことにて、混雑大方ならず、殊に棧敷が落ちて怪我人も大分之内有り候得共、自分は幸いに何の事もなく見物して帰り申し候。夜はバンレンサレルと申す人の内へ招かれ例の感謝節の七面鳥を御馴走に相成り申し候。今日は昼よりパリセイドと申す所へ招かれて演説に出かけ申し候。其の様子は後便にて申し送り申す可く候。○雑誌及び新聞紙一枚郵送致し候間、御覽之れ有り度く候。当方の天気は至って宜敷いけれども寒気はなかなか強く、日本の寒中の如き心地致し申し候。雪は只一、二度ちらちらふりとけたるのみ。

阿ら阿ら 嘉祝。

一千八百九十年十一月二十九日 一ニウヨルク府一 梶之助

おせき殿

いつもながら親類へよろしく頼み入れ候。

十一月三日付けの御手紙昨日相達し有り難く拜見仕り候。然る処、御道中御滞りなく若松より御帰京相成り候赴き、且つ又、就産金も御受取りに相成り候由、目出度く存じ奉り候。若松の様子は如何に候哉。定めて四年前とはいくらか変わり候事と推察仕り候。又四郎殿はもはや全快致被れ候哉。御伯母様方は如何に候哉。久々にて御面会、さぞ御喜びの事と察し奉り候。福島へも御立寄り遊ば被れ候由、福島近辺は先達て洪水之れ有り候由、沼沢にては如何に之れ有り候哉。おせきよりの手紙にて承り候えば、就産金を私共へも御分配下だ被れ候由、誠に有り難く存じ奉り候。(中略)

扱、私事は相変わらず無事に勉強仕り居り候間、御安心下だ被れ度く候。寒気はなかなか強く相成り候得共、未だ雪はふらず、只一、二度ちらちらとふり候てやみたるのみに御座候。内にては、父上様始め子供等まで皆々丈夫の由、何よりも喜び居り申し候。今日は又近辺の田舎へ演説に参り候に付き是れにて摺筆仕り候。謹言。

明治二十三年十一月二十九日 梶之助

母上様

尚々父上様へは今度は別に書状呈上仕らず候間、宜敷く願ひ上げ奉り候。文雄事毎日復読を相願ひ居り候よし、有り難く御礼申し上げ候。

(9) 明治二十三年十二月十一日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿 — ニウヨルク府 —

千万御勤めには差支え之れ無く候哉。水上の老人も近々老衰の由、年には不足之れ無く候得共、主人の留守中殊に生計不如意の処、困難察し入れ申し候。母上様、子供一同御連れ下だ被れ候赴き、嘸老人も喜び候事と推察仕り候。(中略)

只今頃は国会も開設最中と存じ候。定めて初回の事故、不慣れの向きも之れ有る可く、随って無用の論議等も之れ有る可く候得共、満足の結果を致し、上下の信用を保ち候様祈り申し候。

当国に於ても、政治世界には種々の弊害之れ有り候故、高潔の士は退いて自らを全うするの風習之れ有り、其れがため愈々弊習を増し候。依って近来は、高潔の士等憤起して改良に従事致し候得共、年来の余弊容易に治し難き様子に御座候。

当所は降雪既に兩三回之れ有り寒さも中々強く、東京に比しては余程寒き様に覚え申し候。

御両親様には、時下折角御加養遊ば被れ候様願ひ奉り候。

恐々謹言。

一千八百九十年十二月十一日 — 於ニウヨルク府 —

梶之助

父 上 様

母 上 様

十一月十日付けの鳳翰、本月一日到来拜読仕り候処、御両親様共に益御勇健の由敬賀奉り候。扱、私事依然無異勉強仕り候間、御安心下だ被れ度く候。

近来は勉強に打ち掛かり見物は致し申さず候得共、一週間許り前に当府より十里許り隔たりたる田舎へ演説に

参り申し候。田舎とは申し乍ら、私を招き候人は、当国にてはアタリマエなれども、日本なれば先ず金満家の仲間  
間に御座候。先ず五、六町四方の地面を所有し、眺望よき小山の上に三階造りの家を建てて住み居り候。家族は夫  
婦二人なれども肥太りたる駿馬四頭を畜い、馬車も二輪之れ有り、家婢も二人使い、其の外に植木師一人雇い  
りに雇い居り候。

扱、此の家の主人は日本の菊花が大好きにて、凡そ七十種程集め申事に見事な作り申し候。少々時節は晩れたれ  
ども、まだ咲き居り候分を私に見せ大自慢の様子、私も意外故存分にほめ置き申し候。米国にては、毎年花の時  
節には共進会を開き、新らしき花を出すものあれば、其の人の名を其の花に付け候極まり故、人々争いて新しき  
種を取りたがり申し候。扱、此の人も頻りに新種をほしがり候間、何卒辰巳の菊の種御座候いて少々にても御郵  
送下だ被れ度候。此の人の今持ち居り候花は、いづれもありふれたる縁日菊にて、辰巳の花の種類は更に之れ  
無く候。同人の雇い置き候植木屋は至って老手の由にて、是れ迄種生を仕立てたる事も之れ有る赴き申し候。(以  
下欠)

十一月十日付けの書状、本月一日到着、取り敢えず披読致し候処、一同無異の赴き、大慶至極と存じ候。(中  
略)

○扱、先日はバリセイドと申す処へ演説に参り候。此処は田舎なれども、有名なるホドソン河の辺りにて、景  
色はよろしき所に候。自分を招きたるは、ミセス・マリガンとてヘボン氏の親友、至って日本びいきの人なり。  
身代も相応之れ有り候人と見え立派に暮らし居り候。同所の会堂にて、日曜日の朝夕とも日本伝道の事話し致し  
申し候。翌日は牧師の案内にて近所を見物致し申し候。田舎は矢張りドコモ同様とみえ、随分あばら屋も見受け

申し候。又、前の日曜日の夜は、ミストル・ゼセプと申す人の内へ招かれ申し候。此の人もヘボン氏の友人にて、住吉町教会の会堂を一人にて建てたる人に候。此の人はニウヨルクにても屈指の人にて、内の様子も頗る立派に致し居り候。其の他、時々演説を頼まれ候位にて格別の事も之れ無く、日夜勉強致し居り申し候。学校も今二週間にて休業に相成り申す可く候。第一期はいつの間にか過ぎ去り申し候。数うれば日本を出でてよりもはや五ヶ月に相成り申し候。されば、此の学校に留まるは僅かに今五ヶ月に相成り申し候。先の事は固よりたしかには分かり兼ね候得共、只今の都合にては、来年暮れ迄には帰朝致し候様相成り申す可く候と存じ候。今一年の間、御苦勞乍ら内の事何分頼み入れ申し候。来意の通り今年は種々の災厄之れ有り候得共、病院より帰るときにはとても六ヶ敷からんと覚悟したるおとよの大病も不思議になおり、数千の人コレラにて倒れたるに我ら一同無異に暮らし居り候事を思えば、感謝に堪えざる事と存じ候。願わくは、御身にもはやく安産致被れ男子にても生まれ候えは此の上もなき喜びに候。兎に角に、産の前後には格別用心致被れ、何事も心配せず、又気を静かに持たれ候事肝要と存じ候。(中略)

○一週前にフルベッキ氏日本へ帰被れ候に付き、幸い子供在所へ少々オモチャを遣わし候間、到着の上は四人へ御分け下だ被れ度く候。同氏はサンフランシスコに暫時滞在の由故、日本着は一月の末か二月の初旬に相成り申す可く候。当地も最早クリスマス前にて、オモチャ屋の見せ、花やかにかざりたて始め申し候。雪も二、三度降り、中々寒けれども何も障りなく勉強致し居り候故、御安心之れ有り度く候。

一千八百九十年十二月十一日 — 於ニウヨルク府 —

梶之助

父 上 様  
母 上 様

(10) 明治二十三年十二月二十三日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿 — ニウヨルク府 —

十一月二十日付けの宝墨、本月十五日相達し拝誦仕り候。然る所、水上隠居殿養生相叶わず病死の赴き、年の上とは申し乍ら気の毒の至りに御座候。其の節は態々御見拜下だ被れ候由、於せきも妊身中にて留守中別段御厄介に相成り候事と感謝奉り候。

扱、初期の国会も只今は開会最中にて、種々の議論も之れ有り候事と遙察仕り、次便の新聞紙の到着を待ち兼ね候。私事は依然無異、勉強罷り在り候。且つ近頃は、市中の教会又は青年会等にて度々演説を致し申し候。学校は明日より二週間冬期休業に相成り、近所より参り居り候書生は各々帰省致し候故、学校も暫時さびしく相成り申す可く候。光陰矢の如く今年も最早一句を残す耳みみに相成り申し候。此の短紙の御膝下に達し候頃は、最早明治二十四年の春と相成り申す可く候。願わくは、御両親様御機嫌克く新年を御迎え遊ば被れ候様願ひ奉り候。

先便に菊種御送り下だ被れ候様願ひ上げ奉り候処、今年は至って不出来の由、然らば明年に致し候ても苦敷からず候間、決して御心配之れ無く候様願ひ奉り候。昔日は我が国の菊やさくらを異国に出すことを惜みしに、今日は反つて之を誇るよう相成り候は又おもしろき世の中と存じ候。しかも、米国にては当時菊を以て第一等の花と致し申し候由に御座候。

恐々謹言。

一千八百九十年十二月二十三日 — ニウヨルク府 —

梶之助



追伸

此の頃当市の皮商某死去致し候処、其の遺書を聞きみれば、二十余の大学校及び病院へ或は五万ドル、或は十万ドル、或は三十万ドル、凡て二百万ドル寄附致す可きの赴き認め之れ有り申し候由に御座候。此の人が当地へ参り候時は、僅かの身代にて靴屋を初め候由、一代の中に六百万ドル乃至千万ドルの身代と相成り候由、己は貧乏にて学問も出来ざりし故、後世の貧乏書生を助けたしとの志の由に御座候。斯くのごときは能く積みて能く散ずる人と申す可きか、米国人の気風は一寸是れにて知れ申し候。

(11) 明治二十四年一月三日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿 — ニウヨルク府 —

明治二十三年も過ぎ去り愈々二十四年の暁と相成り申し候。定めて日本にては、芽出度き新年を御迎え遊ば被れ候乎と遙かに祝賀奉り候。私事も無異新年を迎え候間、御安心下だ被れ度く願ひ奉り候。只、当地にては新年と申し候ても、日本とは違い格別平生に変わらず、殊に旅客の身故か新年のごとき心地仕らず候。

当府にても昔日は、年頭に迎え候風習之れ有り候由なれども、今日は其の慣習も廃り候由に御座候。学校も今日迄休業にて、明後日より第二期の稽古相始まり申し候。

扱、国会も愈々開かれ候由、御郵送下だ被れ候新聞紙にて開院式の様子も委細分かり申し候。其の後、實際の議事如何に候哉。無益の争論場とならざるよう是れ祈り候。(以下略)

時下折角御厭い遊ば被れ候様祈り奉り候。

謹言。

明治二十四年一月三日

梶之助

父 上 様

母 上 様

新年の吉慶千里同風と申し度く候得共、米国の新年はいかにも殺風景、殊に自分は旅人の身故か一向新年の様な心持致し申さず候。然し乍ら、日本にては一同相変わらず目出度き年を迎えられ候事と遙かに祝い申し候。

扱又、御身も今頃は定めて安産致被れ候事と推察致し、其の便り待ち兼ね候。おとよ事近頃は大丈夫に相成り候由、大安心致し申し候。

人々の待ち兼ねたる国会もいよいよ開かれ候由、御送り下だ被れ候新聞紙にて其の模様も委敷く分かり申し候。其の後の様子は如何に候哉。

其の後当方に於ては何も変わりたる事之れ無く候。旧冬二十四日の夜には、日本人七、八名打寄り日本料理を自炊致し、クリスマスの真似致し申し候。休業は今日きりにて明後日から再び稽古始まり申し候。兎角するうちに、第二期の学期も終わり今に帰国の支度するようなる事ならんと存じ候。何卒、一同自愛壮健に帰国を待た被られ候様是れ祈り候。勿々嘉祝。

一千八百九十一年一月三日 | 於ニウヨルク府 |

梶之助

於 せ き 殿

毎度乍ら親類へはよろしく

爾來御疎闊に罷り過ぎ申し訳之れ無く候得共、定めて愈々御勇健御奉職の事と存じ候。小生事も依然恙無く勉強



同封のアメリカ合衆国の地図

致し候間、御安心下だ被れ度く候。当国の事情未だ悉知する訳には参らず候得共、兎に角に、一目して驚愕に堪えざるは国民の繁栄、農工商業の盛大なる事に御座候。鉄道の如き実に驚き入り候。其の他万事万端、器械を利する処感服の至り、日本人も早く何事も手の先にてヒネラルる事を休めて、適宜に器械を用いることを学ばずばなる間敷きと存じ候。

日本にては、定めて御両堂芽出度く新年を御迎え成被れ候事と遙賀致し候。御存知の通り当国の新年は実に殺風景に候。然し乍ら生は幸いに恙無く、新年を迎え候間、御安心下だ被れ度く候。 勿々。

一千八百九十一年一月三日 一於ニウヨルク府一

梶之助

勝 治 殿

彦三郎 殿

(12) 明治二十四年一月十六日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿 一ニウヨルク府一

十二月十五日付けの御手紙、本月五日相達し有り難く拝見仕り候。然る処、御両親様御無事の由、目出度く存じ奉り候。私事其の後元気に勉強仕り候間、御安心下だ被れ度く候。扱、おせき事只今頃はとうに出産致し候事と察し申し候。就いては又一人子供ふえ、別して御世話様に相成りし事と存じ奉り候。おとよはもはや大丈夫に相成り候よし大安心仕り候。今年はヨオロッパ、アメリカ共に寒気きびしく、北国にてはここえ死にたる人も之れ有る由に御座候。日本は如何に候哉。時下折角御養生遊ば被れ候様願ひ奉り候。

当地は二週間前には随分きびしき寒気にて、氷の厚さは六、七寸に相成り申し候得共、其の後大いにゆるみ昨

今は春さきの様なる天氣に御座候。私がすべりを学び候話は、おせきへの書中にて御覽下だ被れ度候。めで度嘉祝。

一千八百九十一年一月十六日 — ニウヨルク府 —

梶之助

母 上 様

沼沢、和田、其の他へ御序の節よろしく願ひ奉り候。

二十三年十二月十五日付けの書翰、本月五日相達し何よりの年玉と取り敢えず披見致し候処、御両親様始め一同無事の由、喜悅の至りに候。

扱、御身も今頃はとうに安産致被れ女子か男子か出生致し、二人共にすこやかに肥立てられ候事と察し候。然し乍ら、極寒の時節に之れ有り候故、養生專一に致被れる可く候。自分事は其の後何も変わる事之れ無く候。

二週間許り前は天氣至って寒く、公園の湖水に氷張り、学校の生徒スケイティングに参り候故、自分も一所に参り候。こちらのスケイティングは日本流のすべりとは丸で工合が違い申し候。日本流のすべりなれば、若松にて子供の方に覚え候故、ナンノソノとヤツテ見候処、ツラツラシテ立つことも出来ず、二人の生徒に手を引かれて湖水の真中へオッパナサレ大難渡、五、六辺もすべりころんで漸く少し工合が分かり申し候。二日目には手を引かれずとも、ドオヤラコオヤラすべられるように相成り申し候。併し、数多の子供等がめずらしがり日本人がすべつて居る、みよ、アノ下手な<sup>へた</sup>ことみよ、とはやしたてるには大閉口。然し乍ら、神学校の生徒は上出来上出来君のように早く覚えたものは見たことはないとはめられ申し候。こちらの氷すべりは実にさかんなるものに候。二

日目には大人、小児、男女打ちまじり三千人余之れ有り候。其の後は天氣あたたかにてすべり出来申さず、明日は明日はと人々待ち居り候。日本へ帰朝の上は、すべりの祕伝御伝授申す可く候。

昨夜は教授ブリッグス先生五十年の誕生日に付き、先生の宅へ招かれ先生の家族並びに他の教授達の細君等にも面会致し申し候。先生達は皆親切に致し呉れ幸いに候。只種々の人に紹介せらるる時に、一々是れは東京にて教会歴史の教授、明治学院の副総理云々と披露せられ候には実に閉口、白髪びやくしの碩学等の中に立ち教授云々と称せらるるは、面目よりは却つて面目なきこ地致し申し候。本校の教会歴史教授ドクトル・シヤーフと申す人は、もはや七十近くの老人、欧米に有名なる学者なるが、昨夜自分を細君其の他の人に紹介する時に「此の人は日本にて教会歴史の教授ですが、私に就いて尚深く教会歴史を研究する為にはるばる此の国に來られました。是れは私の面目です。もし私が日本へ参れずば私は此の人に就いて勉強致さねばなりません。」と申され申し候。此の一言にても此の国の学者の氣風を御察し之れ有る可く候。阿ら阿ら嘉祝

一千八百九十一年一月十六日 — ニウヨルク府 —

梶之助

おせき 殿

尚々子供へよろしく。此の書状のとどき候時分には、フルベッキ氏へ頼み候品物相達し候乎と察し申し候。

(13) 明治二十四年二月二十日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子 — ニウヨルク府 —

本年一月三十日付けの書状、昨夕相達し申し候。此の前の便にては、新聞紙ばかりにて書状は参らざりし故、何故にや、もしや流行のインフライインザの為には非ざるか、産後如何と、朝夕懸念致し居り候処、昨夕の書翰に

て先ず以て大安、心致し候。然し乍ら、御身又文雄は流行病にかかられ候由、輕くて仕合せ、尚産後用心專一と存じ候。石本、杉森の不幸氣の毒千万。又、新聞にて見れば、新榮教会の中村正亮氏夫婦は引き続いて病死せられたる由、氣の毒の至り。夫れに引き替え伊勢にては男子出生、田村にては女子出生の由、嘸大喜びの事と察し入れ申し候。(中略)

去月二十八日に出したる為替入りの書状は丁度今頃達したる筈、何なり氣に入りたるもの御求め之れ有り度く候。子供と御身の写真は成る可く早く御送り之れ有り度く候。○当方にては何も変わり之れ無く候。昨日はシヨルマン將軍の葬式にて学校も休業致し候故、自分も見物に出かけ申し候。天氣も晴天なりし故、実におびただ敷き群集なり候。自分は五条通りなるバンデルビルトと申す米國第一の金満家の邸前にて見物致し申し候。見送りの人は大統領を始め、諸大臣、海陸士官、兵士等凡そ二万人、見物人は十万人以上と申す事に候。當國の人も此の如き行列は、グラント將軍の葬式の時の外に見たることなしと申し居り候。シヨルマン將軍は、南北戦争のときグラント、シヨルマン、セリデン三大將と呼ばれたる人なり。○先書に申し入れ候通り來週にはクリーブランドへ参り候都合、往復一週間の見込みに候。其の模様は尚後便に申し入れる可く候。何事も神の御摂理にまかせ斯くの如くに候。

一千八百九十一年二月二十日 | 於ニウヨルク府 |

梶之助

おせき 殿

本年一月三十日付けの御書状、昨夜相達し拝読仕り候。然る処、御両親様益御壯健為被れ在り候由、敬賀奉り

候。さて、インフリウインザ大流行、死亡者も之れ有り候由、別段御自愛遊ば被れ候様願ひ奉り候。幸い当地には目下流行病は之れ無く候。時候も思いの外ゆるやかにて、新年以来は格別の降雪も之れ無く、一、二週間前より春さきのどけき心地致し候所、昨夜来又雪ふり寒気も増し申し候。然し乍ら身体は幸い壮健に罷り在り候間、御安心下だ被れ度く候。

さて国会議場焼失の儀不幸千万。電燈線のためには当国にても間々出火之れ有り、ツイ数日前にも郵便本局の穴蔵がやけ申し候。其の穴蔵には郵書二百万通之れ有り候得共、一通も残さず取り出し候由、中々の手際と存じ候。又、当地の火事は妙にて家屋建築法の完全と消防の行き届き候為、穴蔵はやけても外は無事、或は某館の五階目がやけ四階目は水びたり、其の他は無事坏と申す事、間々之れ有り申し候。(中略)○昨日はシヨルマンと申す当国にてグラント死去以来、第一の將軍の葬式之れ有り見物に参り候所、おびただ敷き群衆に之れ有り申し候。特に送りの人のみ二万人と申す事に御座候。時下折角御自愛遊ば被れ候様祈り奉り候。謹言。

明治二十四年二月二十日 | 於ニウヨルク府 |

梶之助

父 上 様  
母 上 様

(14) 明治二十四年三月二十七日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿 | ニウヨルク府 |

二月二十三日付けの書状、本月十六日相達し取り敢えず開封致し候処、御両親様一同壮健の赴き恐悦至極に存じ候。此度の流行病は烈症にて死亡も少なからざるに、内にては皆々無異の赴き天父の御祐護と感謝に堪えず



候。近々好時節に向い候故、流行病も次第にうすらぐ乎と推察致し候。当国に於ても又タインフリウインザ流行し、シカゴ府に於ては死人も夥敷きよし。併し、幸いに当府に於ては格別の事之れ無く候故、御心配には及び申さず候。(中略)

子供への贈物も無事に着き致し候赴き安心致し申し候。先便にも申し入れ候通り、子供と御身の写真成る可く早く御送り之れ有り度く候。自分事は其の後何も変わり之れ無く候。目下学校へ差し出すべき論文編成申にて、朝夕忙敷く暮らし居り候。

今日はグウド・フライ・デイにて学校は休暇、明後日はエーステル・サンデイ、天主教会や監督教会にて種々の儀式之れ有り候由、エーステルはキリスト復活の日柄なり。昨夜は主の晩餐を立てられたる日柄とて、府下の或る教会へ招かれ晩餐式に預かり申し候。○当地も一週間以來漸く春めき、木の芽も少し出かけ申し候。東京にては、定めて彼岸桜は咲き初めたる頃と存じ候。○昨夜は日本より郵便の到着する日故、待ち居りたれども、今朝になりても到着せず、聞けば西の方大雪にて汽車の通行止めに相成り候よし、それ故、延着候事と察し候。孰れ明日中には書状も到着候乎、楽しみ居り申し候。今日は日本へ郵便の出る日にて正午までに投函せねばならぬ故此れにて擱筆。匆々。

一千八百九十一年三月二十七日　グウド・フライデイ　―於ニウヨルク府―

梶之助

おせき　殿

(15) 明治二十四年四月七日 東京麻布区我善坊町三十三番地 井深せき子殿 — ニウヨルク府 —

春暖の節、皆々様益御機嫌克く為さばられ候乎賀し奉り候。扱、此の前のメールにも内より音信之れ無く大いに失望致し申し候。何卒、メールの出る時ははがきにも宜敷く候間、御通信之れ有り度く候。私事は其の後悔も変わり之れ無く候。

先日はエリザベスと申す所へ参り申し候。此所は明治学院の教師ピヤソン氏の郷里にて、同氏の母堂の家に宿泊致し申し候。親戚、朋友打ち寄り日本のこと頻りに尋ね、至って懇切にもてなし呉れ申し候。日曜日には同所の教会にて朝夕共に演説致し申し候。○当国にて有名の教師ドクトル・クロスビー氏事先日病死致され候。同氏は横浜のミス・クロスビーの伯父なり。同氏はまことに惜しき人物にて、一国の人々頻りに其の徳を慕い居り申し候。私事も同氏存命中に面会致し、日本伝道の事杯相談し候事も之れ有り候故、葬式の日には参り候処、如何にも万事嚴肅にて感服致し申し候。○本学校は来月十九日に閉校の由、されど最早僅かに一月余りに相成り申し候。(中略)

○当地に日本人青年会あり、さる三日は開設以来一年になると祝会を開き、日本料理を食べ申し候。其の献立は豆腐の味噌汁、鯛の刺身、口取、鯛の照焼、いんげんのきんとん、大根の酢づけ、飯等にて、先ず本式の日本料理に御座候。ドウシテそんなことが出来ましたか、ほんとうですか、との御詰問もあらんが慥かに本当でござります。当地に日本人のクラブ之れ有り、領事館や正金銀行の出店や森村組等商社の人々が集会して、日本めしを食し雑談致し候処之れ有り候。当日は此のクラブを借り受け候次第にて、決して虚言には御座無く候。然し乍ら、一度の日本食が一弗より一弗半、中々貧生の度々行くべき所には御座無く候。○今日は又オレンジと申す

所へ演説に出かけ申し候。其の模様は後便に譲り申し候。○日本のインフリウインザは如何。最早寒気とともに消滅致し候乎と察し入れ申し候。当地にも大分流行の様子なれども、さしたる事もなき由なれば御安心之れ有り度く候。匆々不一。

一千八百九十一年四月七日　―於ニウヨルク府―

梶之助

おせき　殿

尚々此の度は御両親様へ別に書面差し上げず候間、よろしく御申し上げ下だ被れ度く候。子供らへもよろしく。

(16) 明治二十四年四月十四日　東京麻布我善坊町三十三番地　井深せき子殿　―ニウヨルク府―

先日アレゲニー府より差し出したる手紙は、定めて御入手の事と推察致し候。翌日同所を立ち、終日汽車に乗り詰めにて同夜十一時過ぎニウヨウクに到着致し候。其の後も相変わらず無事に消光罷り在り候間、御安心之れ有り度く候。

扱、此の前の郵便にては新聞紙のみにて内より書状参らず、インフリウインザ流行の今日如何と心配致し候。もしや内に病人にてもあるゆえには之れ無き哉。新聞紙上にて見れば、大分死人も之れ有り候由、御両親様始め内にては一同如何に候哉。大いに心配致し候。又、新聞にて見れば飯倉に火事之れ有り候由、もしや内の近辺にては之れ無く候や。何事もかけ離れ居り候ては急に分からず、分からざるだけ心配も致し候故、面倒にても郵便船の出る度に一封御送り之れ有り度く候。もしサンフランシスコ行き船の間に合わざる時はカナダ行き船にて

も同様に参り申し候。外国に居り候ては、内より手紙の着するが何よりの樂しみ、明後日は手紙の来る日、明日も手紙の来る、今日は、と待ちて居るに、其の日に成りて一本も手紙の来たらぬ時は大失望致し申し候。内にても子供も大勢、其の他いろいろさまさま用事之れ有る可く、多忙の段は察し入れ申し候得共、海外万里外国に居るものの心中も御察し之れ有り度く候。其の後赤の肥立ちは如何。やがて三月になれば余程肉づき候乎。はるも余程ぞだち候乎。とよは引き続きて丈夫に候哉。千代と文雄は相変わらず元氣にて学校へ通い候乎。人形と樂器は子供の氣に入り候や否や。何か帰れみやげの注文は之れ有り候哉。高金のものは叶い申さず候得共、応分のものなれば求めて帰り申す可く候。望みあらば手紙にて申し遣わし候様御申しふくめ之れ有り度く候。数日前幸便之れ有り候故、グリスリン入りのシャボン二箱遣わし申し候間、よきように御分配成被れる可く候。右品を依頼したる人は横浜の商人にて村松某と申す人に候。右仁は多分来る四月中には帰朝致す可く、且つ品物は横浜より通運にて届け呉れ候様頼み置き申し候。一寸遣わし度きものも之れ有り候得共、幸便之れ無き故、如何とも致し方之れ無く候。もはや三月ならば、日本にては梅花も散りたる頃定めて好時節と察し申し候。当地はいかにも氣候不順、余寒嚴敷き今日も夕刻より雪がちらちら降り申し候。然し乍ら、もはや当地の風土にもなれ、すこやかに暮らし居り候故、決して御心配は無用に候。何卒、御両親様始めみなみな無事壯健に帰朝の日を御待ち成被れ候様是れ祈り候。不宣。

一千八百九十一年四月十四日 一於ニウヨルク府一

梶之助

おせき殿

尚、此の度は御両親様へは別に書面差し上げず候間、よろしく御申し上げ下だ被れ度く候。且ついつもながら親類方へもよろしく。

(17) 明治二十四年四月十七日 東京麻布我善坊三十三番地 井深せき子殿 — ニウヨルク府 —

本年三月十九日付けの御手紙並びに封入の写真、正に到着披見致し候。然る処、一同無事の由大慶の至りに候。但し、写真はいかにも不出来、人には少し見せかね候間、今一度取り直すか、又は先年鈴木にて取り候のを四、五枚やいて貰い候ては如何。兎に角に、鈴木にて二人一所に取り候のを三、四枚やいてもらつて御遣わし下だ被れ度く候。又、赤坊は一人別に取らなくては到底六ヶ敷からんと存じ候。又、写真を送る時は封せず端を少しあけて送れば安く参り申し候。(中略)

○ハテ・ブラオンと二子の写真を貰い候故、今度郵送致し申し候。外に自分のむすこ之れ有り候得共、写真は丁度持ち合せなき故、追つて送り呉れ候筈に候。○先日一寸申し入れ候通り、来週よりいよいよヒラデルヒヤ、ワシントンへ出掛け候積りに候。都合によりては二、三週間滞在の見込み。付いては此の次は手紙を出すのが少し常よりもおくれ候やも知れ申さず候。孰れ同地の模様は近く報知致す可く候。呉々も時下一同自愛致被れ候様是れ祈り候。不尽。

一千八百九十一年四月十七日 — ニウヨルク府に於て —

おせき 殿

梶之助

三月十六日付けの宝翰、本月十三日相達し拜誦仕り候。本年は日本に於て悪症の感冒流行、死亡もあまた之れ

有り候由、然るに、内にては御両親様始め一家御無異の赴き恐悦至極に存じ奉り候。当地に於ても近来同病流行致し候得共、私は壯健に御座候。且つ最早春暖の節に相成り候故、格別の事も之れ有る間敷く候間、御休神下だ被れ度く候。

扱、初期の国会も先に無事に閉会相成り候由、恐悦に存じ奉り候。○仰せの通りおとよの容貌の変わり候には驚き申し候。病氣して却って後より丈夫に相成り候にや。いかにもでぶでぶして目付きの辺りは彦三郎に似候様に御座候。赤の写真はあまり不出来、いかにぶきりようにてても能く取ればも少しかわいげがありそうなものに御座候。○勝治、彦三郎無事の由大慶に存じ奉り候。(中略)○私事学校にて学び候事は大抵終わり候故、来週よりヒラデルヒヤ府並びにワシントン府へ見物かまがた旁演説に出掛け候積りに御座候。其の模様は又近くして御報知申し上げる可く候。東京にては定めて只今頃は桜花も盛りと推察仕り候。当地も両三日来大分春暖相催し、草木ともに花咲き初め申し候。謹言。

父 上 様  
梶 之 助  
母 上 様

尚新聞紙正に落手拜見仕り候。

三 篇  
三月十六日付けの手紙正に受取り申し候。二人とも兄弟むつま敷くよく勉強致し候わば、自分帰朝の節又何かめずらしき物遣わし申す可く候。

第 三  
四月十七日

父より

以 上

(18) 明治二十四年五月十一日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿 — ニウヨルク府 —

四月十日付け父上様の御状並びに四月十五日付け母上様の御状、共に相達し有り難く拝見仕り候。然る處、時下皆々様御壯健の由恐悦の至りに存じ奉り候。私事先便申し上げ候通りヒラデルヒヤ、ワシントン両府を見物仕り、本月四日無事当市に帰着仕り候。ワシントンは流石首府だけあり規模廣大、諸官庁の建物等盛大に御座候。別冊ワシントン府案内の図にて御覽成被れ候えば相分かり申す可く候が、政庁の円塔と申すは実に盛大なるものに御座候。此の円塔の左右に元老院、衆議院の議場之れ有り候。議会は閉会中にて只議場のみ見物仕り候。又、円塔の頂上へも登り四方を見廻し申し候處、ワシントンの市街は眼下にあり、遠近の山川、景色頗る美觀に御座候。塔の頂上までたしかに登りたる節に、小さき砂時計を求め候。是れは帰朝の上、御覽に入れ申す可く候。夫れよりワシントン將軍記念碑を見物仕り候。此れも案内の図に御座候。是れは白色の大理石にて積み上げたる廣大なる記念碑にて、其の高さ五百五十五尺に御座候。是れも塔の中に段階あり、又「エレベートル」と申し、器械にて真直ぐに人を二十人、三十人位ずつ升の中へ入れて上下することが出来る様に成り居り申し候。私も例のエレベートルにて釣り上げられ頂上迄登り、四方を見物仕り候。図の上の方に一寸と黒く見えるは、窓にて夫れから見るのに御座候。其の景色は円塔上と同様に御座候。夫れから大統領の官宅を見物仕り候。大統領は當時旅行中にて只宅のみ見物仕り候。其れより外務省、海・陸軍省、大蔵省等見物仕り候いしが、孰れも自由に

て、物を問えば役人が叮嚀に知らせて呉れ申し候。印刷局杯にては、態々政府にて見物人のために案内を設け置き呉れ申し候。日本の御役所、御役人杯とは天地の差別に御座候。アメリカは人民が王と申す主義故、万事夫れにつれ人民に権あることは著しく目立ち申し候。其の他博物館、美術館等見物仕り候処、孰れも盛んに御座候。委敷くは帰朝の上御話申し上げ可く候。

ヒラデルヒヤは当国にて古き市にて自ら古風之れ有り候。ニウヨルクは万事華美、綺羅を極め、且つ熱鬧繁劇、天下無比と申し、府民も自ら誇り居り候が、ヒラデルヒヤは、稍々質撲、人情も沈着の風之れ有り候。申さば、江戸と京都の違いに御座候。ヒラデルヒヤにて誰も見物するは、有名なる独立閣に御座候。是れは百有余年前、米国が英政府の虐政を脱して独立を布告したる所にて、申さば、独立の記念碑に御座候。当時にては定めて当国第一の建物なりしならんが、今日見ては尋常一般の練瓦屋に御座候。但し其の中に当時の歴史に關係ある色々の古物を陳列致し置き候。扱又、ヒラデルヒヤにて有名なるはワナメイカルの店に御座候。此れは一軒の見世にて殆んど一個の市の如く、此処へ往けば何でも用の足らぬことは無いと申す位に御座候。私も一通り見物仕り候いしが実に広大なる物に御座候。其の一斑を申せば、雇人の数は節により三千五百人より五千人、売品配達用の馬車六十輛、馬疋百二十頭、一日平均配達品の数二万個、食店の客毎日三千人、其の他右に準じ申し候。持主のワナメイカルと申す人は当時通駅大臣を勤め居り申し候。身代は何百万円か分かり申さず候得共、全く一代身代と申す事に御座候。又、先達て当国にて有名なるバーナムの曲馬を見物仕り候。(日本へ渡りたるチャリネの類)是れ又、実に広大なるものに御座候。色々のめずらしき獸類之れ有り候いしが、就中、大象のみ十二頭あり、之れに調練を致させ進退自由自在、其の他猿の馬かけやら、駱駝の競争やら、文雄に見せたき様なるもの沢



山之れ有り候。其の大きなる事は、資本金三百五十万円、日々の入費七千三百円、雇人一千二百人、猛獸一千疋、馬疋四百頭、其の価一万三千円云々……。少しは法螺もあるべく候得共、何しろ盛んなるものに御座候。アメリカ人は何事も他国にまけず、何でもかでも世界第一でなくてはすまぬという主義に御座候。

学校は愈々今週にて閉校に相成り申し候。私は明々後日日出立、南部アラバマ州迄罷り越し申し候。距離は一千英里之れ有り候。往復二千マイルの旅に御座候。然し乍ら当国にては何処彼処も鉄道故、旅行は自由自在に御座候。孰れ南部の様子は近くして御報知申し上げる可く候。謹言。

一千八百九十一年五月十一日

梶之助

父 上 様

母 上 様

尚々堀江氏より「国会」へ寄稿候様依頼之れ有り候得共、是れよりは東西南北奔走任り候故、執筆の余暇之れ無く候間、御断わり下だ被れ度く候。

四月九日付け、同十五日付け、同二十二日付けの玉章三通共に正に落手、急ぎ披読致し候処、御両親様始め子供らに至る迄一家無事の由、珍重の至りに存じ候。

扱、とよ事は大丈夫になり先達てから小学校へ往きはじめ候赴き、写真の様子にてはなかなか人に負けそうもなし、学校へ往きはじめたるは至極よろし。文雄は病後兎角勝れざるの由、今の中稽古の少々晩れ候位は、後に取り返し出来申す可く候故、養生專一に致被れる可く候。今は身体の発達が大切なり。赤坊は嘸日々にかわゆ

げ付き候乎。手に抱きて見る日を樂しみ居り候。千代は昇級候よし上出来なり。はるも定めておとなになり候乎。自分の帰る迄には五人共余程成長致し候事ならんと樂しみ居り候。

扱、当国にて人の内へ招かれ食事の時などに、アナタは御家族がありますかとよく問われ申し候。其の時は、ハイ妻子がありますが幾人子供があるかアテテ御覽なさいと答える。既に此の頃もヒラデルヒヤの或る牧師の家へ招かれたるとき、例の通りアナタは御家内扱がありますかと問う故、コチラモ例の通りハイアリマスが幾人の子供があるかあててごらんじと答う。そうすると牧師の子息は一人ならんという。イイエ。一人の娘は二人ならんという。イイエ。姉の娘は三人ならんという。イーエ。娘の友人は四人ならんという。イーエ。牧師の妻君は六人ならんという。イーエ。牧師は十人ならんという。イーエ、皆なアタリマセン。ソレデハ幾人ですか。アナタガタ皆な一度ズツ云って当たらなかつたからイケマセンと答う。スルト、子息曰く、先生ソレデハ五人ニ違イナイ。おっかさんは四人の次に五人といえはいいのに、一つ飛んで六人といったからイケナカッタ。ハア……………：。然し、アナタが五人のおとっさんとドウシテモ思われぬ。日本にては、一つにても若く見られるが得のようになり居り候得共、アメリカにては、反つて若く見られて捐なることあり。是れも先日のことなりしが、或る田舎の長老に面会致し候処、初めは此のヨンゲマン扱と至つて見下げたるあいさつなりしが、翌日私の説教をききてからはプロヘッソルプロヘッソルと頻りに尊敬し、前日とは天地の差別、独り抱腹に堪えかね申し候。

扱、ミセス・ツルウは既にアメリカに到着の由なれども、ニウヨルクへは到着之れ無く未だ面会致し申さず候。然し乍ら、南部より帰り次第面会致し候積りに候。先便にも一寸申し入れ候通り弥々明後日出立、南部アラバマ州迄旅行致し申し候。夫れより都合によりては処々へ巡り、本月下旬当府へ戻り、夫れより又当ニウヨルク

州の西北の方へ巡廻致し候積りに候。孰れ委敷くは近くして報道致す可く候。此の便にて写真二枚差し出し申し候。又序にワシントン府案内、並びに独立国案内記郵送致し候間、暇のとき御覽成被れ御両親様(子供らへも)絵ときして御上げ給わり度く候。天父の御恩惠常に一家の上にあらんこと朝暮祈願致し候。匆々不一。

一千八百九十一年五月十二日夜 — ニウヨルク府に於て —

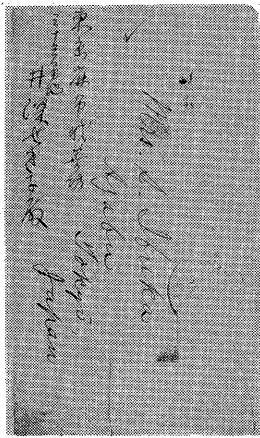
おせき 殿

梶之助

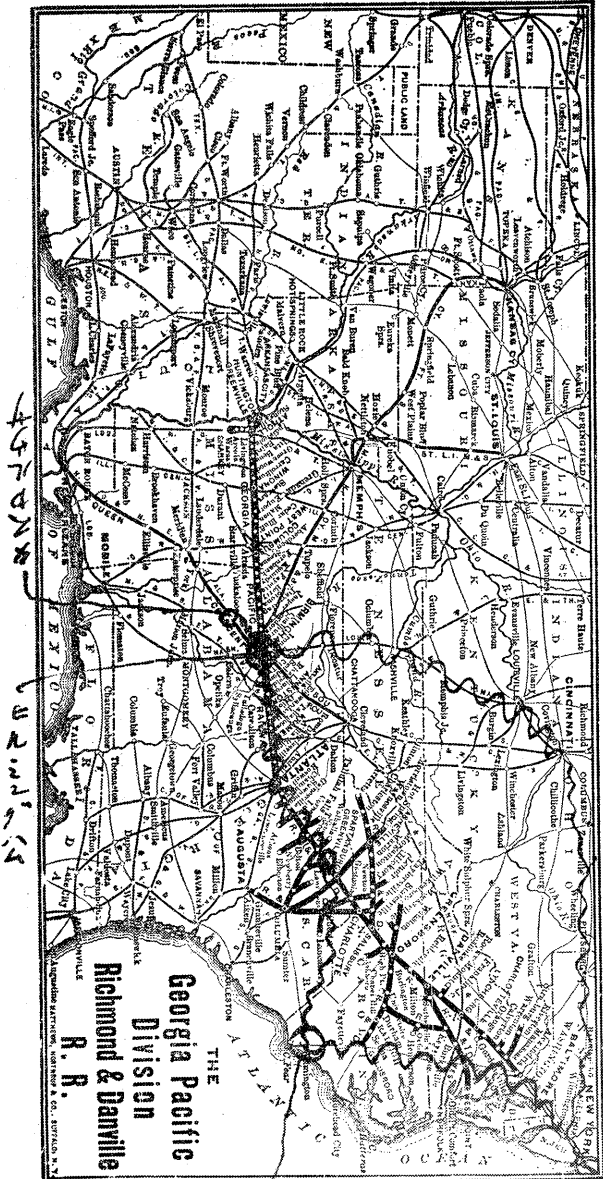
尚、別紙大石氏宛書状御郵送之れ有り度く候。

(19) 明治二十四年五月二十七日 東京麻布我善坊三十三番地 井深せき子殿 — アラバマ州ビルシングハム市 — 前略去る十四日ニウヨルク府出発、テネシー州ナシビル府に数日滞在所にて演説致し、去る二十日当ビルシングハムに到着致し候。今般当地に参りたるは、南派プレスビテリアン教会伝道会社の招待にて参り候事故、万事至って叮嚀好都合に候。ナシビルと申すは南部の一大都会、人口八、九万、中々繁栄の土地なり。同地にては

二回程演説致し候処、二回共大勢の聴衆之れ有り候。当地に於ても、去る二十四日、二十五日の夜二回演説致し候所、孰れも満堂の聴衆、日本伝道の嘶にはよく耳を傾け申し候。演説が終われば数百の人群がり来たり、私は某と申すものなり、私は誰、私は何と、手を握りて礼を述べ申し候。中には田舎の老婆めきたる人杯は待ち兼ねて、衣服をグイグイ引張る人もあり、時に独り抱腹に堪えざるこ



ピルソングラハム附近地図



と之れ有り候。然し乍ら、孰れも皆親切にて、伝道に熱心なるには感服致し候。大会は未だ開会中なれども、伝道の議事、演説は昨日にて終わり候故、自分は今朝ニウヨルク府へ向け出発致し候積りなりしが、南北カロライナ州よりは是非とも演説に参り呉れ候様依頼之れ有り候故、或は今一両日当地に留まり、夫れよりカロライナ、ビルジニヤを経て来月十日比、ニウヨルク府へ着き候様相成り候哉も計り難く候。明朝迄には孰れにか決定致し候都合に候。○扱、当ビルシングハムと申すは十四、五年來開けたる町の由にて、未だ万事不整頓なれども、人口四万、鉄道は四方に往来し中々繁華の土地なり。氣候は昨今八十五、六度、四、五日前は九十度以上、中々あつし。日本にては如何にや。最早入梅の時節、ソロソロコレラの始まる時節、何卒悪疫の流行之れ無き様祈り候。

(中略)

扱、先日は京都近辺にて魯国皇子を攻撃したるもの之れ有り候由、翌日伝報にて承知、実に驚き入り申し候。狂人の所為とは申し乍ら言語同断、其の後両政府の談判は如何にや心痛に堪えず候。

ニウヨルク府へ歸る比にはミセス・ツルウにも面会出来申す可く候。同夫人へ御依托の品物も受け取り候事申す可きと楽しみ居り申し候。其の後子供は如何、皆々壯健の事と希望致し候。とくは至つて親切にはたらき候由、よろしく伝声之れ有り度し。いろいろおかしき話もあり、腹の立つ話あれども、今認め候時間之れ無く候故、後日に譲り申し候。御両親様始め時下一同、折角加養專一に致被れ候様是れ祈り候。匆々。

一千八百九十一年五月二十七日　—アラバマ州ビルシングハム市にて—

梶之助

おせき 殿

(20) 明治二十四年七月十日 東京麻布我善坊町三十三番地 井深せき子殿 — ニウヨルク府 —  
 六月七日癸十九日付けの宝墨正に相達し有り難く拝誦仕り候。然る所、御両方様共益御清榮為被れ在り候赴き  
 恐悦に存じ奉り候。

扱、私事先書申し上げ候通り、去月二十五日当府出立、ノルスヒールドと申す所へ参り、有名なる説教家ムウ  
 デー氏、其の他諸学士の説教、演説等聴聞致し大いに益を受け、本月七日同地を離れ帰途ボストン府に巡り、同  
 所並びにハバルド大学校を見物致し昨夕当府に帰着仕り候。然して又々、明朝三百英里余離れたるダンスビルと  
 申す所へ出かけ申し候。近来は日夜奔走、真の旅人に御座候。  
 扱、兼ねて望み居り候欧州行きは、入用の旅費意の如くならず且下の処にては先ず断念仕り候。(中略)

日ナシビル市にては長々しき報告をのせ、ドクトル・キブカの演説杯と標題をかかげ申し候。

FOREIGN MISSIONS  
 will be the special business of this evening's session of the Assembly. Dr. A. W. Fitzner, of Washington, D. C., will preside for the Moderator. Addresses will be made on the important subject by several gentlemen from foreign lands.  
 REV. K. IBUKA.  
 Among the other speakers it is probable that Rev. K. Ibuka, the Japanese divine, will fall of the work in his country. He was particularly interesting in his sermon at the First Presbyterian Church last night. He told of the immense advance made in civilization by his country in the past half century. These advances are ascribed to the introduction of Christianity, and he argued that Japan was now ready to receive the Gospel as a nation if only it was preached more. Rev. Ibuka spoke in a clear and correct English, and disclosed his nationality in his physical appearance alone. Only in extremely long words did he seem to have any difficulty in speech. With many native missionaries like Rev. Ibuka, Japan will early become Christian. He is now taking a post-graduate course in New York.  
 The minutes of Saturday's morning

Rev. K. Ibuka, the Japanese preacher, will be heard again to-night at the session devoted to Foreign Missions. He is an extremely interesting talker. His sermon at the First Presbyterian Church last night was enjoyed by a large audience.

同封の英文

尚々此の度は御両親様へ別に書状差し上げ申さず候間、よろしく御申し上げ下だ被れ度く候。親類方へも同様頼み入れ候。  
 当ビルシングハムはニウヨルク府を去ること一千三百二十  
 一マイル、新聞紙の報告には間々間違ひあり、当てにはなり  
 申さず候得共、御笑草のため二、三個御覧に入れ申し候。先

愈当国より直ちに帰朝致し候節は、本年九月上旬か中旬頃当府出発、十月上旬頃帰朝の見込みに御座候。孰れ委敷くは確定次第御報知申し上げる可く候。さすれば、御丹誠の菊花愈拜見任り候様相成り申す可く候。

扱、彦三郎縁談の儀、真に意外に御座候。去りながら意外の吉報、大慶の外之れ無く何卒首尾能く結婚に至り候様祈り候。母上様には先日風邪にて御難渋遊ば被れ候由、早速御全快の程万賀奉り候。おさく事不快の由、深しき事に之れ有る間敷く何卒同人の幸福を得候様祈り居り候。今年は何卒コレラ病の流行之れ無き様祈り居り候。健次は名にそむかず至って健やかに、おいおい成長致し候由、面会の日を楽しみ居り候。

○ボストン府の写真絵差し上げ候間、御一覽下だ被れ度く候。委敷くは帰朝の上御断申し上げる可く候。學術といい、商業といい、工といい、農といい、当国の盛大なるには見ればみる程感服仕り、我が邦の事を思うごとに慨然と致し申し候。其の他種々御話し度き事も之れ有り候得共、筆紙に尽し難く候故、帰朝拜顔の時に譲り申し候。謹言。

明治二十四年七月十日夜　—於ニウヨルク府—

梶之助　拜

父　上　様

母　上　様

先日ノルスヒールドより出したる書簡は定めて御入手相成り候乎と存じ候。扱、自分事去る七日ノルスヒールドを去り同日ボストン府へ着き、同所並びに有名なるハバルド大学を見物致し、昨日夕刻ニウヨルク府に到着致し申し候。往きにはニウヘブンより市原氏と同道致し、帰りには至って都合宜敷く見たき所も十分に見申し候。

ボストンは米國にて昔より最も學問の盛んなる所、又獨立戰爭のとき開戦の場所にて名所旧跡も沢山之れ有り候得共、手紙に一々認めかね候故、写真絵一冊郵送致し候間御覽之れ有り度く候。委敷くは帰朝の上、絵とき致し申す可く候。今一冊の写真絵は先日参りたるウキルシングトンの絵なり。ノルスヒールド滞在中の事に付きてもさぞさぞ話之れ有り候得共、是れ又他日にゆずり申し候。ただムウデー氏のはたらきと熱心には実に感服致し申し候。又、同所にて不図フェリス女学校の先生ミス・ウキンに面会致し申し候。同氏は来月二十二日頃サンフランシスコ出帆の由故、九月中旬には日本へ到着致される可きと存じ候。

扱、昨夕帰府致し候所、六月七日付け並びに二十日付けの書状二通相達し居りうれしく披読致し申し候。然る所、御両親様始め子供までみなみな壯健の赴き珍重の至りに存じ候。然し乍ら、是れよりは盛夏の節故、一層加養致被れ候様希望致し候。子供らもよく勉強致し候よし感心致し候。付いては何ぞよきみやげ遣わし申す可く候間左様御晰おき下だ被れ度く候。とくも至つてよく深切に勤め候よし是れ又仕合せに候。先日遣わし候金子も少し々余り候わば何か心あて致し給わり度く候。○留守中思いの外、人出入り之れ有り候由、子供おの所嘸々困難ならんと察し入れ申し候。○築地啓蒙小学校の事に関して申し来たり候わばミス・ヨンゲマン又は石本氏へ御廻し之れ有り度く候。同校の儀に付きては、一切關係之れ無き約束にて、只持主の名義のみ貸し置き候事に候。○彦三郎縁談の儀は実に寝耳に水、去り乍らめで度き新聞大慶々々。何卒首尾能く結婚相成り候様希望致し候。○欧州巡廻の儀は殆んど絶念致し申し候。(中略)○永々の留守居其の困難山々思ひ遣り申し候。今少しの所何卒辛<sup>しんぼう</sup>捧の程頼み入れ申し候。全能なる神の御恵みにより恙無く帰朝、一同面会の日を楽しみ居り申し候。付けても暑中折角皆々養生致被れ候様是れ祈り候。草々不尽。



一千八百九十一年七月十日夜 | 於ニウヨルク府 |

梶之助

おせき 殿

尚毎度ながら親類方へよろしく頼み入れ申し候。

ハリス氏へ御依托の日本紙一包本日たしかに落手致し候。日本より携え来たり候紙丁度今日にてつかいきらし候所へ到着致し、一入重ほう致し厚く御礼申し入れ候。御両親様への手紙は早速其れにしたため申し候。

○ミセス・ツルウにも此の度の巡廻にて面会致し候積り。

福島縣奏井深振之助長男

井深振之助

三十五年

右ハ學術研究ノ為米國

赴クニ付道路故障ナク旅行セシメ且必要ノ保護

扶助ヲ與ヘラレテ事ヲ其筋ノ諸官ニ希望ス

明治三十五年七月五日 日本皇帝陛下外務大臣陸奥子青木富藏

可持人 井深振之助

明治二十三年米國留學旅行券

No. 18831 TRANSLATION

Иностранца, чьего паспорт не имеет действительности, выдать ему действительный паспорт в соответствии с условиями, установленными в законе.

Иностранца, чьего паспорт не имеет действительности, выдать ему действительный паспорт в соответствии с условиями, установленными в законе.

No. 18831 TRANSLATION

The undersigned requires and requests the person named herein to submit the above named person having *admission* for his residence *privately* to pass freely without hindrance and to give him such protection and assistance as he may be in need of.

*Under the signature of the Minister of Foreign Affairs, His Imperial Japanese Majesty's Minister for Foreign Affairs*

The Bearer: 井深振之助

Возвещая, что паспорт иностранца, чьего паспорт не имеет действительности, выдать ему действительный паспорт в соответствии с условиями, установленными в законе.

No. 18831 TRANSLATION

Иностранца, чьего паспорт не имеет действительности, выдать ему действительный паспорт в соответствии с условиями, установленными в законе.

井深振之助

Yokohama Feb. 21, '91

Dear Mr. Ihuka,

Since your arrival in the U. S. A. I have recd. two letters from you. I am ashamed to say that they have lain by me unanswered until now, though I have all along been intending to write to you. The fact is I am working so diligently on my dictionary of the Bible for the Japanese, that I have grudged the time necessary for writing letters. I hope to finish this work this year, if my health remains good. I have a very good assistant in Mr. Yamamoto. He works with me two hours daily.

I am glad to know that you have visited the friends to whom I gave you letters of introduction and found them pleasant people. I trust you may find your visit to U. S. A. and your studies in the Theo. Sem. to be all you have anticipated. I am only sorry that for purposes of study and theological instruction you should have chosen Union Theo.

Sem. which in the conservative part of the Presby. church has not a reputation for sound orthodoxy. Though for seeing christian work, in all its forms, and variety of christian character, as well as to see western life, and civilization perhaps New York is one of the best places.

I hope you will make a visit to Princeton and see what I regard as a much truer manifestation of Presbyterianism and of modern literary culture than you can find in New York.

I scarcely know what to tell you about Meiji-gaku In. I have indeed, owing partly to sickness and the infirmities of age, not been punctual in attending the meetings of the Faculty and Directors. The institution is suffering from the general antforeign reaction that pervades the country, especially in Tokyo.

I would gladly resign my position in the college, if any one could be found to take my place.

I am hoping that when you return you may do this.

You have no doubt been informed by others of the action of the last Synod that met in Tokyo. I, on the whole, approve of their action, though it was in some respects quite radical; but for the present stage of Christianity in this country, I think it was best. The time will come, however, when the church in Japan, like the church in its early times, will have to meet the various heterodoxies that are sure to arise (sic), and formulate a more full confession and creed.

We are all much interested in the reports of

the meetings of the National Diet. The conclusion in my mind is that there is sure to be collision between it and the Government.

The church I am building is going up nicely, now to the top of the windows will be finished, I hope, by July 1st.

I am, dear Sir,

sincerely yours,

J. C. Hepburn

ハリエット・ブラウンより井深梶之助宛て書簡 菊田貞雄・井深先生関係資料

### 第八冊

Harriet Brown Williamson's letter to Ibuka

Spring bank

Glenville, Ohio, Oct. 16th 1890

My dear Ibuka [We move into the city on the 1st of Nov. to stay till May]

I was exceedingly glad to receive your letter yesterday & I thank you for the pretty picture of

your children. I should have written to you with-

out waiting for you to do so had I known your address, for I have been very anxious to hear from you. I was greatly disappointed not to see you. If I had only known your address in Chicago I should have sent you a telegram, so that you might have been with us at dear mother's funeral, & have add-

ed a few words of tribute to her lovely character. Our pastor know her just well enough to say the right things & the service was altogether very comforting & satisfactory. Dear mother was very much pleased at the idea of seeing you again, but she would not have been able to talk much to you & it would have been painful to you to see how she had changed & how she would have struggled to talk with you for she would have been full of thoughts. She was ill in bed only four days. I do not think she was conscious of her condition & the end came with very little struggle. She has gone where there is no more pain or weariness & I can but be thankful that she is at rest & probably enjoying a sweet communion with those gone before.

The memory of my good, noble, parents is a very precious thing to me & I love to hear how their beautiful characters impressed others. Also, I seem to have stepped forward into the place they have left (in a measure) by my increased interest in those they loved & tried to serve. I feel sure the good they did will live after them & grow in a way we cannot measure. I am glad you have the

opportunity of study that is Jesus' word. Do you know that Dr. Brown studied in the same seminary? I have lately been reading some of his letters in which he speaks about Union.

I am glad to hear you spoke in Mr. Smith's Church. I wish you should speak in our church or for some of our missionary societies here. Please remember, dear Ibuka, that as my father's daughter I take a warm interest in you & yours & that I cannot forget, I had a small share in your education & that you were one of our family for four years. Therefore I shall hope to see you in the spring at least. In the meantime should anything take me to New York I shall certainly look you up. Please remember me most kindly to your wife when you write & with warmest regards for yourself. Believe me.

Your very sincere friend,  
Harriet B. Willmanson

明治二十三年米國留學關係紹介狀、授業科目表その他 菊田ノート第九冊

- (1) A. G. Nesmlige
- (2) John Trumbell Swift
- (3) E. Rothesay Miller
- (4) J. G. Swift
- (5) D. B. McCartee
- (6) Mary N. Agnen
- (7) M. H. Henston
- (8) M. H. Henston
- (9) Chas. K. Imbrie
- (10) D. L. Moody
- (11) Harriet B. Williamson
- (12) Harriet B. Williamson
- (13) Harriet B. Williamson
- (14) James McCosh
- (15) 井深樞之助教授科目表
- (16) Henry M. Mac Cracken
- (17) Jas L. Amerman

(1)

Englewood, N. Jersey, December 20, 1890.

Rev. Mr. Ibuka

Dear Sir

Yours enclosing introduction of Dr. McCartee, was received last evening. As I live 14 miles out of town, it will be more convenient for you, if I meet in the city.....

I am glad to hear once again from my friend of years ago, Dr. McCartee; & when I find what your wishes are, write if I can be of service to you. I know Dr. Brown very well, as well as others connected with Japan.

Very truly yours

A. G. Nesmlige

(2)

Irimachi, Nikko, Japan, August 4th, 1890.

Rev. K. Ibuka, #33 Gazenbo, Azabu, Tokyo.

Dear Mr. Ibuka:

.....You notice that I enclose in this letter a copy of the circular letter of introduction. Will you please read it through, affix to it your seal and signature as it calls for, enclose it in the envelope addressed to Mr. Wieting and mail it at once so that it may go on the same steamer with you.

.....I earnestly hope that you will use every opportunity to make yourself thoroughly conversant with the workings of the [Y. M. C.] Association and familiar with the men who are its leaders in America. You will be the first man who, having had some experimental knowledge of the difficulties which the Association is to meet in Japan, will also have the time and opportunity for studying the Association at the center of its development and familiaring yourself with its methods, thereby enabling yourself to render peculiarly efficient aid to the young men of Japan. It would be difficult for me to exaggerate the importance in my eyes of this visit of yours.

.....To the personal friendship of Mr. [Robert C.] Morse and Mr. McBurney I cannot too highly commend you. It will probably be difficult for you to

find any other two men with so large an acquaintance with prominent men, such fitness for wisely advising you concerning almost anything and with such hearty readiness to be of service to you in any particular, whether it be of a public or private nature. Do not feel that you can be a burden to them for I assume you it will be a joy to them to be service to you.....

Very sincerely yours,  
J. T. [Trumbell] Swift  
[John]

(3)

Morioka, July 15th. 1890

To the Rev. J. M. Ferris, D. D.  
26 Reade St. New York City.

Dear Brothers—

I have great pleasure in introducing to you the Rev. Mr. K. Inuka, vice-president and professor in the Meiji Gakuin, you know him already by reputation and will, I am sure, be happy to meet him.

He expects to study for a while in the city of New York and you can be of great use to him in introducing him to ministers of our church. I can

not recommend him too strongly to your kind offices, for he takes with him our warmest hopes and prayers.

Hoping that you will enjoy his stay with you as much as we shall miss him.

Most sincerely,

E. Rothersey Miller

(4)

#18—13 Foreign Concession, Tokyo, Japan  
August 5th 1890.

To/Any Secretary of the Young Men's Christian Association in America.

My dear friend:

I take this means of introducing to you my friend Rev. K. Ibuka, M. A., Vice President of the Meiji Gakuin (The Presbyterian College) in which I taught during the first year of my residence in this city.

Mr. Ibuka will spend some time in America and I trust that the earnest interest which he has shown in Association work during more than a year of service on the Central Committee of the Tokyo Association, will be heightened by his acquaintance

with you and your Association.

If at any time, through the exigencies of travel or otherwise, he should be in need of your help, I know it will be given him as readily as to myself, but for purposes of identification I have asked him to give below, his signature and seal, a copy of which and of his letter I have also sent to the office of the International Committee.

Commending him to your care, I am,  
In this our Master's work

Signature &

Seal of

Mr. Ibuka { K. Ibuka (勘提印之) とあり } Your

brother. J. G. Swift.

(5)

No. 7 Tsukiji, Tokyo, 23rd July 1890  
Dear Friend/Reverend Doctor/Parson

I wish to introduce to your kind courtesy the Rev. Kajinosuke Ibuka, M. A., an ordained minister of the "United Church of Christ in Japan" and for some time Vice President of the Meiji Gakuin, which office he had recently resigned in view of his approaching visit to the U. S. A.. You will find



Mr. Ibuka quite a different person from some visitors from Japan, whom we have known in times past, and I believe him to be worthy of all confidence and of any attention you may feel dispersed or able to show him. He can give you the most recent and reliable information on every subject connected with the progress and present state of education and Christianity in this Empire..... being moreover desirous of giving myself more exclusively to literary and evangelical work in connection with the Mission, I resigned last December [of 1889] my position and gave up all official connection with the College [of Meiji Gakuin].....

Yours very sincerely

D. B. McCartee

(6)

Honorable Seth Low  
President of Columbia College, New York City.

Dear Sir:

Allow me to introduce to you, Reverend Mr. Ibuka, Vice President of the Protestant College of Tokyo, Japan.

Mr. Ibuka visits our country to study our in-

stitutions, in the interest of his own college. Will you kindly give him the opportunity to visit the various departments of Columbia College.

Doctor Hepburn, a life long friend of Doctor Agnen, is President of the College of which Mr. Ibuka is second in honor and authority. Dr. Hepburn and his wife were the first missionaries to enter Japan, after the treaty made with that country by Commodore Perry. I hope that my request will not too far lose your valuable and much occupied time. Allow me to subscribe myself.

Sincerely yours

Mary N. Agnen

"Hill-Crest"

Palisades N. Y. November 30, 1890.

(7)

Office of Foreign Missions,  
Presbyterian Church U. S.  
Nashville, Tenn., April 14, 1891.

Rev. Kajinosuke Ibuka,

Dear Brother:

I learned a few days ago from the Rev. E. W. McCorkle, of Virginia, that you are now in New

York, and that you would be willing to visit the General Assembly of the Presbyterian Church, South, which will meet in Birmingham, Ala. on the 21st of May. At the meeting of our Executive Committee of Foreign Missions yesterday, I stated the information I had from Mr. McCorkle, and the Committee unanimously authorized me to extend to you a cordial invitation to visit us in this city, and also to attend our General Assembly. Nashville is on your direct route to Birmingham, and we would be glad if you could spend with us the Sabbath immediately preceding the meeting of the General Assembly, and accompany these of us who go from this city to the Assembly.

Hoping that you will be able to favor us with your presence at that time, I am,

Yours in Christ,

M. H. Henston

Secretary of F. Missions.

(8)

Nashville, Tenn., June 15, 1891.

My dear Bros. Ibuka,

I now received today your kind letter, with the

photograph. The likeness of yourself is admirable, and I shall prize it very much. All of us who had the opportunity of meeting you in the South, will remember your visit among us with pleasure. Apart from the enjoyment we had in meeting you socially, your presence and your addresses did much, I am sure, for the cause of missions, and I feel grateful to God that He sent you to us. I trust that He will bless you during all your sojourn in the United States, and in due time give you a safe return to your own beautiful land.

My family joins me in affectionate remembrance to you, and I am ever,

Yours in Christ

M. H. Henston

(9)

Jersey city, May 27, 1891.

My dear Mr. Ibuka,

You were kind enough to say, at our last interview, that, on your return north, you would write & let me know, if you could do so, when you would be willing to make an address for us in the 1st Pres. Church here. Last evening we had a

large meeting of our Sabbath School Teachers with others to arrange for certain services etc. They are very desirous if possible to secure your services for an address before the School on the evening of the second Sab. both in June—or what we call Children's Day. There will be doubtless a large attendance of adults as well as children & we shall all be greatly pleased to have you come. The Rev.

(?) Mr. Herr (the Pastor of the church) sends to you, through me, his respects & his cordial desire that you would favor us with such an address if you can possibly do so. The second Sabbath of June will be the 14th day of the month. Will you be so kind as to drop me a line to say whether you will be able to do us the service. I shall address this to the place of meeting of the Gen. Assembly in the hope that you may still be in Birmingham & that will reach you, as the Teachers are naturally desirous to know, as soon as possible, whether they may rely on having the pleasure of hearing you. I hope you have been enjoying a very pleasant & profitable time during your southern tour. With kindest regards, I am

Very truly yours  
Chas. K. Imbrie

(10)

"Northfield."

D. L. Moody, President Executive Committee  
Summer Conference John. R. Mort.  
for College Students J. C. White  
at Northfield Mass.

June 27th to July 8th, 1891.

Dear Mr. Ibuka:—

The inclosed pamphlet will convey to you some idea of the nature of the student gathering at Northfield.

For the last two or three years we have been favored by the presence of students of various countries beside our own. Last year seven leading universities of Europe were thus represented and nineteen Japanese students in American universities and colleges represented their land.

It is desired by a committee of the students of leading American universities, to invite this year the European and Japanese as before and also the Chinese and South American students now in this coun-

try preparing for greater usefulness in their homeland. I cordially unite with this committee in writing you to be present as our guest during the conference, and earnestly hope you can accept. If so, please notify me soon, in order that accommodations may be reserved (without expense to you for board, room or registration fee). Please do not think that your acceptance of this invitation will place you under any obligation to me or to the American students. On the contrary we shall consider it an honor and a privilege to receive you as our guest.

Sincerely yours,

Mr. Ibuka [Signed] D. L. Moody  
New York City

(11)

930 Euclid Avenue. Friday Morning [No date]

My dear Ibuka

I wrote you yesterday saying I could not entertain you, but since that I find that we can do so, & it will give Mrs. Williamson [mother in law] much pleasure to have you come here while you are in the city. [New York?] She is very much

櫻  
川  
鑑

interested in Mission work & I am sure she will enjoy meeting you. She has been quite miserable with a cold but is better now & though far from strong yet, I think it will do her good to see & talk with a real live (?) Japanese gentleman & minister. I have told her so much about you that she is very much interested in you & your work. There seem to be such a large number of delegates coming that we much do our part toward entertaining them & I am sure it will be much pleasanter to have you with us than a perfect stranger. So we shall hope to see you on the 26th & I can assume you of a warm welcome, at least your sincere friend.

Harriet B. Williamson.

(12)

My dear Ibuka

I have just received your note & the accompanying photo, which I am very glad to have & it is so good. It is possible I have been so ruddy as not to acknowledge the photo of your wife & yourself? I beg a thousand pardons if so. I send you a photo of my boy. We expect to move out to our county place this week. Are you not coming West in this

Fall? I want you very much in September to address our missionary society, for I have to prepare the (一語脱々) for Japan at that time. Will you not think about it or let me know if there is any proposal of your doing so. This city is seeing a great revival & the hearts of God's people are very much encouraged through the labors of Rev. Mr. Mills. This is his last day here & I am going down to his meeting this p. m.. With many thanks for the photos.

Your very sincerely

Harriet B. Williamson.

(13)

Monday May 11th [1891]

930 Euclid Ave.

I wish you could go to Owasco Lake & preach in Father's little church while you are in Western N. Y.. I am sure they would be delighted to have you come to Sand Beach Church. If I know when you expected to be there I would write to my friend Mrs. Martin who would be so glad to see you & hear from her dear pastor's and friend's pupil. It was from this church that father went to Japan

you know.

(Harriet B. Williamson)

(14)

Princeton, N. J. October 15, 1890.

Dear Brother,

I regret very much that I was not at home when you were so kind as visit Princeton.

I had gone to a conference at Mohonk to consider the means to be adopted to evangelize and civilize the Indians who are the remainder of the original inhabitants of this county.

I should have liked to show you Princeton College. Can you not come once more to this place and live in my house.

I expect to be at home for some time, but you had better write a short note saying when we may expect you and then I will be sure to be at home. I should like much to hear of your work in Japan.

I am yours truly

James McCosh

(15)

Ibuka's lecture card at Union Theological  
Seminary, New York.

Graduate Student's Lecture Card.

Date:— Oct. 8, 1890 First Term

Student's Name:— Kajinosuke Ibuka

Professor Subject Day and hour no. per week  
 Dr. Schuff Ch. Hist. Monday, 3 p. m. 2

Thursday, 11 a. m. 2

Dr. Hastings Homiletics Wednesday. 3 p. m. 1

Dr. Briggs Bib. Theol. Wednesday, 4 p. m. 1

Friday, 3 p. m. 3

Total No. per week:— 6

Subject for Special Research:—

Some topic in the History of Christian Doctrine.

Approved:—

[signed] Francis Brown.

Secretary of Faculty.

(16)

University of the City of New York

Incorporated 1831.

[Medicine (一語脱ス) Arts & Science, Law]

Vice Chancellor's Office, Washington

Square,

April 22, 1891.

Dr. Alexander Mitchell

St. Andrews University

Permit me to introduce to your favorable regard

Mr. Kajinosuke Ibuka (M. A. of Princeton) for some time Vice President of the Presbyterian College in Japan and for the last year a graduate student in the University of the City of New York.

He is a man of high intellectual and Christian character. Any favor shown to him will especially oblige.

Yours faithfully

Henry M. MacCracken

(17)

No. 19, Foreign Concession, Tokyo.

October 15, 1890.

My dear Mr. Ibuka,

Yours from San Francisco and New York reached me by due course of mail. I need not assure you that we are glad to hear of your safe arrival and your introduction to life in New York City. You will no doubt make many friends and find your time slip by very rapidly. The year will be gone "before you know it." How easy it would be for me to preach you a practical sermon just here,

but I forbear. Your own good sense would doubtless anticipate all that I could say.

Among all the friends you make in New York I commend to you most heartily my dear friend Dr. Cobb. You tell me you have called on him. You have some idea then what sort of a man he is. If you come to know him well you will find more ready to assist you in any way in his power, more able to sympathize more thoroughly with any of your difficulties. You may confide in him absolutely and always be sure that his advice is well worthy of consideration.

You will be glad to hear, as you may have heard already, that the Meiji Gakuin has opened well this Fall. The new Vernacular Theological Department has over 20 students in its Junior Class which is a goodly number and clearly indicates the need of such a Department. It must be remembered however that several of these may retire because they cannot be supported. The general character of the students as shown in their examinations is unusually good. The new Junior Class in the English Theological Department is small as was expected.

We occupy the new Hall. Dr. Knox has the S. W. room on the 2nd floor, using the room back of it also when all the students are to gather as in the Homiletical classes. I have the S. W. room on the first floor & Mr. Uemura & Mr. Ishimoto the S. E. room next to mine. The larger room upstairs is the Library & the room below it formerly designed for a library is arranged for a study & reading room for the students of the Theol. Depts. & supplied with tables, chairs & a bookcase. The books & pamphlets have all been moved from the old building at No. 17 and together with the gifts of Dr. Imbrie's father (some 700 vols. or more) and some of the books from the Acad Dept Library, are on the shelves & nearly all arranged. At my suggestion Mr. MacNair has been made Librarian and he takes a great deal of interest in his work. The Preparatory Dept, it has been resolved to move back to Shirokane but whether one, two or three classes will be maintained there is not yet settled. As to other matters I suppose you are posted by means of your correspondence and perhaps also a regular newspaper or two. The cholera is abate-

ing in Tokyo. There being now only 30 or 40 cases today. The disease broke out a few days ago in the Romish girls school in Tsukiji and there have been 16 cases there I understand. Many physicians fear that the disease will break out with some violence next year. I hope they may be wrong.

A new treaty between Japan and England is supposed to be nearly settled but nothing is known definitely by those who are outside of official circles. Of this you probably know more than I do if you

take a Japanese paper. The Kokumin no tomo has been suspended but probably for only a little while. .... We think of you often & miss you continually. We commend you to the care of our Heavenly Father & trust that he may bring you back again to Japan in due time for new and larger usefulness.

Sincerely yours  
Jas. L. Amerman.

第三篇 井深梶之助総理就職式についてシヤン・ガゼット再版

THE CHURCH OF CHRIST

(Reprinted from the "Japan Gazette" of Monday, 9th November, 1891.)

The second and third days's sessions of the Daikai of the Church of Christ in Japan were occupied with several important questions. One has been the adoption of Rules of Procedure or of Parliamentary Usage for the transaction of the business of the

Synod. A committee appointed at the last Synod brought in the rules of the National Diet with some amendments which were adopted. Thus the first strictly representative Church body in Japan is brought into closer relation with the National Diet or the beginnings of Representative Constitutional Government in Japan by the adoption of the latter's rules of procedure. Another important action was the adoption of resolutions looking towards admis-



sion into the Alliance of Reformed Churches holding the Presbyterian System, whose next session is to be held in the city of Toronto, in 1892. This alliance has no binding power upon the Reformed or Presbyterian Churches represented in it, but is only an alliance for mutual help and encouragement, especially for union in missionary work. The Church of Christ in Japan, already enlisting six or seven Missionary bodies, representing nearly as many different bodies of Christians, is an eminent illustration of the happy effects of such union efforts in foreign missionary work.

A committee was appointed to consider the bounds of the several Chiu-Kai. A division also was made of the Chinzei Chiu-Kai into two, one division to comprise the Churches in Kiushiu, to retain the old name; and the other, the Churches in the South and West of the Hondo or Island of Nippon, to be called after the name of that section of country, the Sanyo Chiu-Kai. The Report of the Board of Missions, the statistics of the Churches' progress, &c., were to be given later on in the session. The chief event of the 3rd day's p. m.

session was the attendance of the Daikai in the chapel of the Sandham Hall to witness the inauguration of Rev. Kajinosuke Ibuka, A. M., as President of the Meiji Gakuin, in place of J. C. Hepburn M. D., LL. D., President of the institution, recently resigned.

#### ORDER OF EXERCISES

HYMN.

Prayer.

#### READING OF SCRIPTURES.

Address—

J. C. Hepburn, M. D., LL. D. .... Ex-President.

Rev. Kajinosuke Ibuka, A. M. .... President.

HYMN.

Address—

Rev. G. F. Verbeck, D. D. .... Representing

A. P. and R. C. A. Missions.

Rev. Akira Inagaki. .... Representing

Nihon Kiristo Kyokai.

Prof. M. N. Wyckoff, A. M. .... Representing

Academic Department.

Rev. Masahisa Uemura. .... Representing

Theological Department.

Prayer.

DOXOLOGY

Benediction.

The platform was decorated with two national ensigns, and a large crayon sketch of Mr. Sandham, in memory of whom this Hall was erected by funds supplied by that gentleman for the purpose. Large vases of flowers, conspicuous among which were the Imperial Kiku, stood on the sides of the platform. A large copy of the Bible in Japanese text lay on the table. The platform was occupied by Dr. Hepburn, Rev. Ibuta, Dr. Cochran, Dr. Verbeck, Prof. Wyckoff, and Revs. Ogawa, Segawa, Inagaki and Uemura. Foreign ladies and gentlemen, native pastors, professors, students, and Presidents of similar Colleges were in the audience. Principals Honda, Hiraiwa, Iwamoto, and Booth were present as representatives of their respective institutions. The organ was presided over by Mrs. Jno. C. Ballagh, and a strong choir of the Academic and Theological faculties assisted. The tunes with their respective hymns in Japanese such as Coronation, Ward and

Old Hundred were sung with great spirit and volume of sound by the well-filled hall of male and female voices. Prayer was offered by the Rev. A. Segawa. It was a fervent expression of thanks for the great goodness of God to their nation and to themselves for the Gospel and its blessed fruits of Christian education. Rev. Mr. Ogawa, the oldest Tokyo Pastor, read from the Japanese Psalter the 48th Psalm. He was followed by Dr. Hepburn's address which was as follows:—

"As the Meiji Gaku-in has needed a younger and more active man than myself, one more at home and in touch with the students, I took occasion at a recent meeting of the Board of Directors to hand in my resignation. This was kindly accepted, and the Rev. Ibuta Kajinosuke was elected to succeed me as its President. It is to inaugurate Mr. Ibuta to this office that we are now assembled.

"In taking this step we are aware that it is one of peculiar interest in the history of this Institution, as well as a radical departure from old lines. From a very small beginning as an elementary day school for teaching English only in Yokohama, it has

passed through various changes, and stages of progress, in accordance with the need of more enlarged work, until it has grown to its present proportions of a well equipped High School or College. It has been, from the first and until recently necessarily, and for the most part, under foreign management and instruction. But it is now thought that the time has come when the Institution may, to a greater extent, be placed under the management and instruction of educated and competent Japanese.

"This, it is believed, is a step in the right direction, one that will enhance its influence among the Japanese people, and promote its usefulness. It is also a step towards the goal which foreign teachers have ever aimed at, and hoped to reach in their work—that of preparing the Japanese Christians to take over, and carry on the great work of evangelizing the nation, for which we foreigners have come to this country, to the time, indeed, when there will be no further need of foreign aid of any kind. This, from the present outlook, and judging from the past history of Christian work in this country, to its success, and from the disposition of the Japa-

nese people we have every reason to expect, at no distant day.

"It gives me much pleasure to welcome Mr. Ibuka Kajinosuke as my successor, and to introduce him to this assembly; may we not regard his name as auspicious as a presage of future good to the College, that as Ibuka a well deep with pure and living water, he may diffuse a refreshing and healthful influence all around, and as Kajinosuke, my successor at the helm of this noble Institution the Meiji Gaku-in, he may always steer it in a safe and prosperous course, avoiding all the dangerous rocks and shoals that may be in his way.

At the conclusion of Dr. Hepburn's address, which was delivered with his usual modesty of manner, and at his allusion to Mr. Ibuka's name, there was warm applause.

President Ibuka then most modestly but manly gave his inaugural address in Japanese. He commenced by saying he felt humbled at the Director's choice of himself as the successor of so honoured a predecessor as Dr. Hepburn. He then reviewed the Doctor's honourable course of labour from his ar-

rival over 30 years ago at Kanagawa. His medical services in the beginning of Foreign Medical practice in Japan. His lexicographical labour resulting in a dictionary of vast service to all students of the language as well as to the Missionary body. Then his labours on the Japanese version of the Scriptures, confessions and other literary labours. His aid to schools, and Churches, and to his Institution in gifts and services. He regretted that advancing years had necessitated his retirement from the Presidency of the Institution, and expressed his fervent prayer for God's blessing upon his future labours. How, he asked, can I hope successfully to follow such a predecessor? However yielding to the choice and persuasions of the directors and friends of the Institution he had given his consent, and to the best of his ability would endeavour to make his selection contribute to the best interests of the Institution. He then addressed himself for few moments to a review of the course of Education hitherto in Japan. He spoke of the great material changes everywhere visible in Tokyo, from the time of the Nagayas of the Dainyos to the brick and palatial buildings now

everywhere to be met with. He asked if it were only in material appliances these advances had taken place; was there not equal advance in Government, laws, and education? There had been frequent changes in all the Government Schools and many difficulties to be overcome. If so in the Government Schools surely they could not be less in Private Schools. He then reviewed the objects of the Meiji Gaku-in, and reviewed its history from its first graduation of pupils only 3 years ago. It was too soon to expect a marked influence of its pupils upon society. But if the standard of those who have entered the University and attained prominence be considered, we need not be ashamed nor discouraged. It was of little value to discuss plans for a grand Institution of the future. What we need to consider is what is immediately necessary, and seek advancement of that as our first duty. He dwelt on one or two points of importance.

1. Not merely to seek utility or material results as the object of education, but to form a love of learning for its own sake, to attain a true educational standard and become lovers of all knowledge.
2. Attention to details was not to be lost sight

of in aiming at great results. Thoroughness in everything needful. Patience and perseverance were prime factors in education.

3. Moral Aims of education. He feared there was a lowering of the high moral aims of Christian education and limiting it to its effects on benevolence, patriotism or the like its humanizing influence, and leaving the two great fundamental principles of Christian teaching out of view viz.: To love the Lord thy God with all thy heart and strength, and thy neighbour as thyself. Christianity yields to none in love of country, but it does not require hatred of other countries, to constitute love to one's own. Righteousness and love were the two principles of the Old and New Testaments and in Christ they both had their highest exemplification. He prayed God that this end might be accomplished by this Institution and all its pupils exhibit these principles in their highest degree.

This address, earnestly delivered in terse Japanese diction of which our translation gives a very imperfect idea, elicited the prolonged applause of all present. He was followed by a spirited and

striking address in Japanese by Rev. Dr. Verbeck on what was Christianity? The eloquent Dr. as usual captivated his audience by his fluent and logical discourse, seasoned with many a sparkling and witty thrust at errorists and smatterest in Theology and Christian science as in other departments of life. He showed what constituted the source of Christianity. It was the doctrine or the teachings of Christ. He showed the need of systematized teaching, as much so as maps and charts to the navigator. Creeds and Confessions were needful for preventing errors as well as for building up a strong and perfectly formed Christian man. As water never rose higher than its source, so no man higher than his creed. Fortunately creeds do not make nor alter the truths of Christianity any more than the systems of Astronomy the laws of the heavenly bodies. Still, systems of astronomy and of all the sciences are indispensable to advancement. Broad confessions end in no confession at all. The stricter the confession is the stronger and more progressive the Church. In conclusion he congratulated the Institution and all its friends on the

choice of its new President, in his tried character, and his well founded and well grounded secular and theological education. This, we may remark, is the more important since Rev. Dr. Ibuka has been elected not only to be the President of the Institution, but is also to be the Dean of the Theological Faculty.

Dr. Verveck was followed by a Japanese address of congratulation delivered by Rev. Inagaki Akira, the oldest pastor from Yokohama. He reviewed Mr. Ibuka's early history, having known him for nearly 20 years, and the account was highly creditable to Mr. Ibuka's perseverance and its happy culmination to-day. Creditable mention was made of his fellow students now nearly all leaders in education and Christian labours, such as Messrs. Uemura, Oshikawa, Honda and others. Professor M.N. Wyckoff made a brief but very impressive speech in English in which his address to the new President, and allusions to his first teacher, Rev. Dr. S. R. Brown, and to his predecessor, the ex-President Dr. Hepburn, were very touching.

Prof. Wyckoff spoke as follows:—"I feel highly honoured in being chosen to speak on this occasion

for the Faculty and students of the Academic Department. That our welcome is a hearty and unanimous one, you know already, but it is an appropriate act, as well as a pleasant privilege, to greet you in the presence of these friendly witnesses. One of the pleasant things connected with my appointment to missionary work in Japan, was the fact that I was invited to take up work which had been begun by your old teacher, Dr. S. R. Brown. It is an inspiration to walk in the footsteps of such a man. Such an inspiration is yours, for your position not only links you to your early instructor, Dr. Brown, but also brings you into immediate touch with our beloved and honoured Ex-President, Dr. Hepburn. It is an honour to be mentioned in connection with such a man, and doubly honorable, to be his successor. We are proud to have had Dr. Hepburn as our President; we hope and expect to be equally proud of you.

"At the present time, there seems to be a feeling in some quarters that the kind of work being done in our Department, is from a missionary point of view all wrong. I do not think this is a burn-

ing question, but there is considerable smoke, and part of it has been somewhat ostentatiously blown in our direction. I shall not try to discuss the matter in the few minutes now at my disposal, nor do I find fault with the enthusiasm for Evangelistic work, shown by the opposers of many Educational works. We may be prepared to grant that Evangelistic work is the most important of all kinds of mission work, but we do not grant that it includes all proper mission work, nor that it is the most important work for all missionaries. When purely evangelistic work has had its fullest opportunity, there remain some things, which not only may be done by missionaries, but which ought to be done by them. The Apostle Paul says, 1 Cor. 2, 18. 'God hath set some in the church, first apostles, secondly prophets, thirdly teachers, &c.' He thus shows, at least this, that in establishing Christ's kingdom, there must be diversity of work, suited to diverse workers.

"In the 12th chap. of Romans, he speaks more fully on the same subject; and again, 1 Cor. 9, 22, he says, 'I am become all things to all men, that I

may by all means save some.' I do not claim perfection for our methods, as teachers; none realize our shortcomings more fully than ourselves; but I am quite ready to submit the question whether the majority of missionary teachers do not approach the above Pauline standard as closely as the majority of those whose work is wholly evangelistic.

"Those who feel that evangelistic work only, is true mission work, should not engage in teaching, for they cannot 'do it heartily, as unto the Lord.' But there is work to do, for those who feel that they are called of God to teach, as well as for those who are called to preach. Nor is the teacher without opportunities for evangelistic work. If allowed to use myself as a type, I may say that it is my privilege to explain the Bible regularly, seven times a week; and some of my colleagues make use of more frequent opportunities. We are not yet ready to give up the school, Mr. President, and we shall endeavour to stand by you faithfully."

The final address was given by the Rev. Massah Uemura, Professor in the Theological Department, and Editor of the "Evangelist." He spoke of

the object of the Theological Department being to raise up active and earnest evangelists. He expected a great advance under the presidency of Mr. Ibuka, particularly as he had been so thoroughly trained in work with his respected theological professors, Drs. Amerman, Imbrie and Knox. He would need much patience and perseverance in the face of difficulties. As he had been a life-long friend of Mr. Ibuka as a student at Yokohama, a teacher with him at Tsukiji, Tokyo, and now at Shirokane, he found it difficult to say all that was in his heart to say in the way of congratulation and best wishes that day.

Prayer was offered by the Rev. Shozo Hattori of Hiroshima. He prayed earnestly "that Christ's spirit should be Mr. Ibuka's spirit, and that Mr. Ibuka's spirit should not be his own."

Announcement was made of refreshments awaiting in an adjoining room; the Doxology, was sung; after which the Benediction was pronounced in English by the Rev. Dr. Cochran of the Methodist Canadian College of Azabu. Thus was brought to a close the most enjoyable exercises.

The Communion of the Lord's Supper was participated on Sunday last, at 10 a. m. at the Sukiyabashi Church, Tokyo, and the Sessions of the Daiikai brought to a close. The Fifteenth Annual Meeting of the Council of Co-operating Missions was held at 7 p. m. at the Theological Hall of the Meiji Gakuin, Shirokane.

A resolution expressive of sympathy with the sufferers in the late calamity by earthquake, it is understood, will be introduced into the Synod and placed on the minutes, the more especially as Mr. Oishi, who with his wife was among the killed at Nagoya, was a member of the Synod, held in Tokyo a year ago. His earnest and zealous advocacy of self-support and aggressive evangelism receive a new seal by his sudden removal from this sphere of labour.



The INAUGURATION

of

Rev. KAJINOSUKE IBUKA, A.M., as the PRESIDENT of the MEIJI GAKUIN will take place on Friday November Sixth at two o'clock P.M. in the Chapel of SANDHAM HALL, MEIJI GAKUIN, Shirokane, Shiba, TOKYO.

You are cordially invited to attend.

拜啓陳着十一月六日金曜日午後二時より芝區白金今里町明治學院サンダム館禮拜堂に於て總理井深樗之助氏の就職式執行仕候間御來臨被成下度此段御案内申上候也

明治三十四年十一月一日

(上) 井深樗之助總理就職式案内状

THE CHURCH OF CHRIST.

(Published for the "Church Quarterly" of Meikyo, No. December, 1891.)

The record and chief facts connected with the history of the Church of Christ in Japan, from its origin to the present time, are here presented in a concise and readable form. The author, Rev. J. H. Johnson, is a native of the United States, and has spent many years in Japan, where he has been instrumental in the establishment of the Church of Christ in that country.

A translation was published in Meikyo, No. 1, of the year 1887, and is now being reissued in a new and improved form. The author has revised the text, and has added many new facts and details, which will be found of great interest to all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan.

Author: J. H. Johnson, M. D., U. S. Surgeon-General, San Francisco, Cal., U. S. A.

Translator: Rev. J. H. Johnson, M. D., U. S. Surgeon-General, San Francisco, Cal., U. S. A.

The publication of this book is a great blessing to the Church of Christ in Japan, and to all who are interested in its history. It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan.

It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan. It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan.

This is a translation of the original text, and is intended to be a faithful and accurate representation of the original. It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan.

proposing the Japanese Christian to be the pastor, for the first time, in the history of the Church of Christ in Japan. This was a great step, and one which was well received by the Japanese people.

The author has also written a number of other works, which are of great value to the Church of Christ in Japan. These works are well known, and are read by many of the members of the Church.

It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan. It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan.

The author has also written a number of other works, which are of great value to the Church of Christ in Japan. These works are well known, and are read by many of the members of the Church.

It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan. It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan.

The author has also written a number of other works, which are of great value to the Church of Christ in Japan. These works are well known, and are read by many of the members of the Church.

This is a translation of the original text, and is intended to be a faithful and accurate representation of the original. It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan.

Dr. Johnson was born in the State of New York, and spent his early years in that State. He was educated in the common schools, and in the State University at Albany. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar.

He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar.

He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar.

He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar.

He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar.

He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar. He then spent some years in the study of law, and was admitted to the bar.

This is a translation of the original text, and is intended to be a faithful and accurate representation of the original. It is a work of great value, and one which should be read by all who are interested in the history of the Church of Christ in Japan.

(下) 井深樗之助總理就職式の模様を記せる英文ジャパン・ガゼット再版の全文写真

第  
四  
篇



# インブリー事件と夏期学校

## 野球の創始時代とインブリー事件

わが国野球の発生について体育辞典（不昧堂）の「野球」の項によれば、次のように記されている。

「我が国で始められたのは明治六年、東京大学の前身神田の開成校で、同校の米人教授ウイルソン及び同校予備門のマジェット教師の二人が学生に教えたのが始めといわれる。併しこの起源は決して一つではなかったよう  
で、明治十年前後米人教授、宣教師、留学帰国者等に依って当時米国の新興スポーツとして盛んになりつつあったベースボールが、時を同じうして東京、九州、仙台等で始められた。東京の第一高等学校は早くからこれを行い、野球部を創設し熱心に研究し、遂に立派なベースボールに仕上げる事ができ、所謂「一高時代」を創った。ベースボールを「野球」というようになったのは明治二十七年のことで、一高の学生の作である。次いで「早慶時代」に入り云々」

また、「明治学院沿革史」によると次のように記されている。

「明治十七年九月、東京神田淡路町に、東京英和予備校を設立し、之を以て、一致英和学校に入るの階梯とし、体育を重んじて兵式教練を教授し、又早くベースボールをはじめたり。当時学生等は其の要領を平岩愼保氏よりきき、イムブリー氏、ナックス氏等より指南をうけたるものにして、之れ我国に於ける最初のチームなりし

ならん」(注・平岩愼保は後のメソヂスト教会監督)

明治二十年ごろ明治学院に在学した中島久万吉(男爵 齊藤内閣商工大臣)は、その自叙伝「政界財界五十年」に当時の野球のもようを次のように記している。

『明治学院生活に於て右以外に憶ひ起さるることは、当時米人の一教員にマクネアと云ふ人が居て、一日一度は必ず運動場に出てボールバッティングをやる。最初其のボール拾ひを勤めて居った我々共は、次第にマクネア教授からバッティングを学ぶやうに成り、相当の進境に至った者が忽ち十数人も出来、進んで同志の間に野球チームを造ることになると、何時かは青山学院とか、東洋英和学校とか、築地の立教学校など、同じ体系の宗教学校にも大小の球団が出来て、ささやかな校際競技を始めた。然るに我が明治学院には、白洲長平と云ふ斯道の天才が在って、此の白洲君を投手に立てて戦ふと、百戦百勝疑が無く、優然斯界に雄飛したものだ。此の白洲といふ人は当時神戸で貿易事業を営んで居った白洲商会の持主で、明治学院の前身であった一致英和学校時代から、兄弟三人打揃うて在学し、校中頗る異彩を放って居った。

東都に学生野球団が出来たと伝へらるるや、当時横浜外国商館に勤務して居た米人達も亦同志を糾合して野球団を組織し、根岸の競馬場を利用して盛んに練習を始め、やがて後吾等に向つて仕合を申込んで来た。吾等は奮然起て右の申込に応じ、四校協議の上各々選手を挙げ、更に選手銘々の持場を定め、白洲君は衆望を負うて投手の重きに任じ、当時、「日本人と大入る可からず」の札が在った横浜公園を特に此の仕合の為に開かしめ、多数の観衆を前にして初手合をやった。

実は迎も勝算覚束無しと初から稍や勝敗を度外して掛かった我が学生団は、意外にも第一回から頗る好調で、



ア　ネ　ク　マ

殊に白洲投手の威力有る投球は着々米人選手の打棒を封じ、終始第二塁以上を許さず、到頭五対〇の成績を以て、学生団に凱歌が揚がった。商館組も固よりこんなことで競技を断念はせず、其後引続き数回の仕合を試み互に勝負が有った。想ふにこれが、如今洪水の如く全国に盛んに成った我国野球競技の濫觴であると謂ふも必ずしも過言では無からうか。

而かも右野球競技を契機として、横浜外国商館勤務の外人と吾等宗教学校生徒との交際が始まり、互に呼んだり呼ばれたりする間に、外人等も必ずや日本に就て学ぶものも多く有ったことであらうし、殊に学生連に取りては端無くも之に依りて英語実修の好機会が出来、結局互に裨益する所が少くなかったのみならず、また隠約の裏に国の為めにも成ったことは疑が無い。殊に白洲君は、これ等のことから有名なアメリカのスポーツ雑誌に其の肖像が掲出され、後年同君の話であったがアメリカから今以て僕を便よって神戸に来る者が有る。商売上にも亦都合の多いことが多くて仕合せして居るとのことであった。』

明治学院と第一高等学校との野球試合が明治二十三年の春、本郷向ヶ丘の一高校庭で行われたとき、はからずも「インブリー事件」なるものが発生し、国際問題にまで発展するおそれがあったて当時の新聞紙上を賑わした。

「明治世相編年辞典」(東京堂)によればこの事件を次のように記している。

「五月十七日、本郷向ヶ丘の第一高等中学校の運動場で、明治学院の挑戦を受けて一高との間に野球試合が行なわれた。一高の選手の服装は青黒い小倉服に裸足であったのに対し、明治学院は白いシャツに胸にはMのマークをつけ、白いフランネルのパンツには赤い桜花の刺繡しじゆがしてあった。明治学院強く、六回には既に六点のリー



一高校庭における野球試合（スポーツ80年史より撮る）

ドをとっていた。この時、明治学院の教師インブリーが土手の垣をまたいで入ってきた。稽古着姿で声援を送っていた一高の柔道部員がこれを見て「無礼者」と連呼して、打擲して負傷させた。明治学院のチャンピオンにも負傷があったので試合は中止となった。このとき見物していた一高生中に野球好きの正岡子規がいた。」

#### インブリー事件

〔明治二十三年五月二十九日、朝野新聞〕

第一高等中学校の生徒が明治学院の生徒と聯合し、同校南手の運動場に於てベースボール戯を演ぜし真最中、明治学院の教員なるインブリー氏が土手を越えて演戯場に闖入せしより、演戯中の生徒一人が之を詰問せる折、何れよりか瓦片を擲ちたるものありて、インブリー氏の面部を傷けしかば、何か混雑を惹起さんとするやの風聞ありしが、同校にては加害者の何者なるかを知るに由なく、被害者も八ヶ間敷掛合を試みざりしかば至極無事に落着し、二兩日前木下同校長はベースボール会員中の関係者一同を招集して落着の旨を報道せしと云へり。

「新聞集成明治編年史」第七卷四四一頁（菊田貞雄、井深先生関係資料第五冊）  
また『日本野球史』横井春野著（日東書院）には、次のように記されている。



一高野球チーム

「新興の一高軍は、斯界の先輩波羅大学（注・築地のバラ学校）を破り（二十一年）翌年商業校を三十点の差で破って意気天をついでいる。二十二年の春に一高の校舎は一ツ橋から本郷の向陵に移り六千坪のグラウンドも出き、其勢ひ当るべからざるものがあつた。この年明治学院は農学校に破れ、その復讐戦の前に「先づ戦さの血祭り」と云ふ意気で一高へ戦ひを挑んだ。一高快諾し、ここに両軍は向陵の野で相会したのであつた。

技倆は、明治学院がまさっていたので一高勢振はず六回に於ける形勢は、一高六点の負け越しと云ふありさま、敗勢は換回の見込みがない。一高の応援隊はしきりに悲憤の涙を流している。丁度此日柔道大会があつたので、一高名うての猛者は柔道の稽古着のまま球場へ集つて熱烈な声援をしてゐた。

丁度此時、明治学院の教師インブリー博士が「入場口が分らないので」校垣をのりこえて球場に入ってきた。敗戦に気を荒くしたる一高の荒武者達が之を見のがすはずがない。猛者連はスワ一大事とばかりかけつけて博士を捕えて詰問したが、言語が通じないので更らに要領を得ない。事面倒なりとて、気早やの連中は石を投げつけ夫れがために博士は顔に負傷をした。この騒ぎで試合は目茶苦茶になつてしまつた。相手が外人であつたので、国際問題に迄ならうとしたが、其後一高の猛者が白金へ出かけて謝罪したので万事は解決した。この日の試合は中止になつたが、ナンと云ふても一高の敗北は免るることは出来なかつた」（菊田貞雄・井深先生関係資料第五



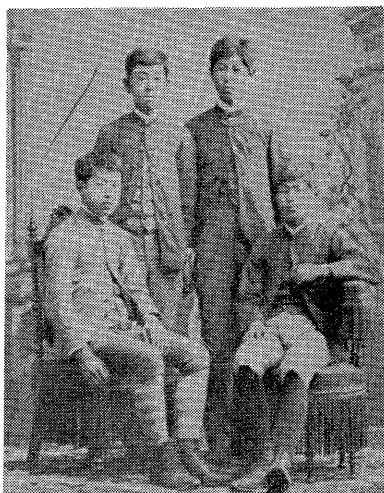


明治 27, 8 年頃の明治学院野球チーム。里見純吉・森田金之助等

「スポーツ八十年史」（日本体育会）はこの事件を次のように記している。

「明治二十三年五月十七日、一高は向カ丘グラウンドに明治学院をむかえて試合を行なった。明治学院はもとエールズの選手をしたというマクネア教師がコーチし、白洲文平という名捕手を中心にしたこの年四月農大と優勝を争い、マスクがないたため白洲が顔面にファウルを当てて右翼に交代したため惜敗したが、再度の挑戦の前に、まず一高を撃破しようと本郷に乗りこんだものであった。試合は六回をむかえ、明治学院は六点をリードし、一高敗色ようやく濃くなってきたとき、明治学院の教師インブリーが観戦にかけた。しかし、どうしたことか入門をことわられたため、氏はやむなくへいを

この事が一高時代を築くために大きな役割を果たしている。というの、世間をさわがすような事件を起したことも、野球技術が未熟のため、当日の試合に勝味の少なかったことに原因があるということで、一高生が以後名譽回復のため発奮練習にはげんだからであった。』



明治23年の明治学院生徒前列左端島崎藤村

乗り越えて入った。時機がわるかった。味方の不振で殺氣立っていた一高応援団の連中がこれを見のがすはずはなく、たちまちインブリー教師をとりまいて、なぐってしまえと、不穏な形勢となり試合は中断された。この間に石は飛び、かわらが投げられてインブリー教師がけがをしたことが、この事件を予想外に大きくした。結局外務大臣青木周一、(注・青木周蔵の誤り)一高校長木下広次、明治学院校長押川方義(注・井深梶之助の誤り)などのほんそうで、国際問題に進展する一歩前で無事落着した。

The Spirit of Old Japanese Students and the Personality  
and Achievements of William Imbrie with Reference to

## WHAT IS CALLED THE IMBRIE AFFAIR

By TATSUMARO TEZUKA

When I wrote for this journal "Some Occidentals who Introduced Modern Sports into Japan" in five series starting from the December, 1963, issue, I first took up Frederick W. Strange, Englishman. His *Outdoor Games* is a guiding and explanatory book on Western popular outdoor games. The book has nothing particular to explain the baseball game in detail, but as it gives a few pages to it unprejudicedly, it is highly prized today as the oldest baseball literature in Japan. Strange, after coming to Japan, taught English at Tokyo English School at first. The school was later renamed the First Higher Middle School (predecessor of the First Higher School on the former system). In *The History of The Baseball Club* published in February, 1903, by

the Alumni Association of the First Higher School, Strange was pedestaled for the founder of the baseball club of that School. It was two Americans, Horace Wilson and E. H. Mudgett, however, that came to Japan earlier than Strange and initiated Japanese students into the baseball game, as clearly explained in the historical baseball records in Japan.

The national school at which Wilson and Mudgett taught later became the First Higher School. So the School was the pioneer in Japanese baseball and the starter to the development of student baseball.

Anyone who traces the baseball history in Japan may understand that the First Higher School ball team held the highest place in the inchoate

baseball world in Japan and, accordingly, was quite arrogant. Such a state of things may graphically be pictured by looking back upon what is called the Imbrie Affair that occurred in 1890, 75 years ago.

Before professional baseball came into the limelight, there had been once a florescent age of the Waseda-Keio baseball game, known as "sokei sen." The ball teams of both the universities formed two big forces. They met for their first game at the Waseda ground in the autumn of 1903. Prior to that year, the First Higher School was in the forefront of the baseball world in Tokyo, followed by Tokyo Commercial School (later Tokyo Higher Commercial School and now Hirotsubashi University) and Meiji Gakuin on the parallel level. The ball teams of these schools were strong, assuredly in the headlong and overbearing attack on the opposing nine, but not in the playing of skill and tactics.

The First Higher School was located at Hitotsubashi at first and was moved into a new building at Hongo-Mukogaoka in the spring of 1889. The campus of the School in those days was overgrown with thorns, not suited for a baseball ground.

Only a small flat garden was found in front of the clock tower. In the autumn of 1889 the School had a spacious baseball ground that was convenient for the knock but not for the games, as its surface was uneven. In April of 1890 the First Higher School nine challenged the Tokyo Commercial School team to a game at that ground and defeated it, scoring 30 runs. At this exultant moment the nine was challenged by the Meiji Gakuin team and met it to strive for mastery. Nobody would have expected the Imbrie Affair, the greatest contingency since the introduction of baseball into Japan, that took place in the midst of the game played at the Mukogaoka home ground of the First Higher School nine. That affair is now so old for the present-day citizens as I take it up here and talk of its truth.

The baseball history gives a small account of the affair, which, I fear, might be cut off from it at some time. I do not think the affair was so disgraceful as was reported. So I look back upon it, as I think that it well reflected the phasic behavior of students in those days, not from my brutal taste as to open up old wounds.



イノブチリ一

up to the sixth inning. Around the ground dense crowds of husky young men wearing white quilted coats were shouting vexedly and angrily. They were the members of the First Higher School *judo* club and rushed to the scene at the close of their tournament held on the same day, being informed of the signs of defeat of their schoolfellow team and to cheer it victory.

At such a moment of ferment, a red-haired and blue-eyed tall man entered the ground, stepping over the bamboo palisade. The intruder stirred up a nest of hornets. The First Higher School

students who were thoroughly disgusted at the game that was against to their team drew close to the Westerner, headed by stalwarts of the *judo* club. They tried to reproach him or his rudeness, but the excitement kept them from neither speaking well nor understanding what he explained. The hot-blooded students gave up the conversation and threw stones at him, by which he was wounded in the face. The Westerner was a Meiji Gakuin professor and holder of the D. D. degree — William Imbrie (1845-1928). Student committeemen of the First Higher School feared that the trouble might give rise to an international dispute, because Japan in those days was suffering from the disadvantage of treaties with the Western Powers. So they took Imbrie in haste out of the ground and pacified him, saying they would settle the matter in after days.

Aggravation of the trouble was thus prevented, but both the teams already lost enthusiasm for replaying the game that was suspended for half an hour owing to confusion on the ground. In *The History of the First Higher School Baseball Club* is written; "Both of the teams seemed to have missed

the winning chance. The Shirogane players (means the Meiji Gakuin nine) were discouraged by a blunder committed by a instructor of their school and a vigorous attack of our team. Furthermore, Mr. Murakami, one of the Shirogane players, had his palm gashed badly. So the Shirogane made a suggestion that the game might be drawn. Then, our team gave our consent to it and withdrew from the ground."

Such a bluff that seemed to be a tradition of the First Higher School baseball club was subjected to criticism in a newspaper. When the club members met in the evening after the game, however, they admitted that their team was on the verge of defeat, though not beaten hollow, and reflected on their unskilled playing. Since then, they struggled to drill their art and built up their team's golden age that lasted for thirteen years since 1891. In 1904 the First Higher School baseball team was dethroned the premier position when it was defeated by both the Waseda and Keio teams.

It seems that *The History of the First Higher School Baseball Club* does not lay bare the truth of the Imbrie Affair. Another data says that Imbrie

was refused to enter the baseball ground, but it is unbelievable. There was an eyewitness of the affair. He was the late Einosuke Yamauchi, D. Sc., physicist, then a professor at the First Higher School. According to him, Imbrie appeared outside the bamboo palisade, without knowing or possibly knowing the entrance to the ground. Anyway, he came where there were clamorous shouts. The low bamboo palisade that enclosed the ground was worn out and broken in places, the ropes that was fastened to the palisade being in tatters. The ball game could be seen from there. So Imbrie unintentionally stepped over the broken part of the palisade and entered the ground, not by the entrance. Seeing this, the First Higher School students, who were irritated at their team's unfavorable situation, became excited and four or five of them rushed at Imbrie, shouting all in a breath, "You trespasser!" Imbrie fled toward the entrance. Some picked up stones and threw them at him. He had only his forehead bleeding a little. No more bodily harm was done to him and he left the ground. It was neither a beating and kicking outrage nor a sanguine

nary outbreak as was exaggeratedly reported by newspapers, especially by foreign language ones.

In those days, the First Higher School was on the boarding system and the students were rigorously educated. The boarding house exacted obedience to closing-time from the students. Those students who climbed over the wall of the boarding house as they failed to return by closing time, were subjected to their fellows' fist-law. The school was generally regarded as the place that made another world just like, or more rigorous than barracks. The students pretended to be uncouth. There was once an event in which one of the students flung down a French instructor of Tokyo College for Foreign Languages. They wore shabby uniforms, threadbare school caps and Bohemian clogs in unison, and swaggered along the streets, perking up their shoulders and loudly singing the boarding students' song. Such a manner as showing off their Bohemianism was something of amiable childishness and was the typical spirit of the First Higher School students in those days. As they went on to the national universities, however, uncouthness disap-

peared from them miraculously.

Private schools were different in traditions from national schools like the First Higher School. The foregoing Meiji Gakuin, the ball team of which was a good match for that of the First Higher School, was founded as a mission school by the American Presbyterian Church and the Reformed Church in America in January, 1887, at Shiragane Village, Ehara County of the then Prefecture of Tokyo. The origin of the school may be traced back to Hepburn School and Brown School founded in Yokohama in the declining days of the Shogunate Government. These schools were united and had their new school-house in the Tsukiji Settlement, Tokyo, being renamed Ballagh School, or Tsukiji College, after John C. Ballagh who was responsible for the management of the new school. The school already had a baseball club before it was removed to Shiragane under the new name of Meiji Gakuin. So the baseball history of Meiji Gakuin is longest of that of all private schools in Tokyo. The Meiji Gakuin ball team, from the Ballagh School age, had training under an American coach.

The coach of Meiji Gakuin ball team was Theodore M. MacNair (1858-1915). He visited Japan after graduation from Princeton University and Princeton Theological Seminary, taught political economy and psychology from the Tsukiji age and took part in the creation of the Meiji Gakuin baseball club. While writing about Mac Nair, I give below a fuller description of Imbrie's career. (中略)

He (Imbrie) was not certain to be interested in baseball, but I feel like understanding his intention to have visited the ball ground at Mukogaoka to see the coaching of Mac Nair who was his junior in the same studies.

The esprit de corps of Meiji Gakuin in those days was modish and progressive. Among the students were those who later won fame as a writer, Toson Shimazaki, or as a translator and instructor at Keio Gijuku University, Kocho Baba and Shukotsu Togawa. They entered Meiji Gakuin in 1887 when it was inaugurated at Shirogane and completed the general course in 1891, the year following the Imbrie Affair. Togawa touched on the Imbrie

affair in his essay, *The Student Spirit, Past and Present*, taking an interesting and unprejudiced view of it. He wrote; "Imbrie was the first to write an English-Japanese conversation book, for which he deserved the merit. Originally, he was a courteous and respectable gentleman, but an American light-hearted manner easily led him to the ball ground beyond the broken palisade. The First Higher School students in those days harbored much indignation against foreigners, looking upon them as impudent and cunning men, and Imbrie's deed happened to vent their ill feeling on Imbrie."

The Imbrie Affair may be explained clearly when it is considered in relation to the sharp spirit of the First Higher School in those days. Such a spirit, however, was found in Meiji Gakuin, too. It is said that when the students of Meiji Gakuin assembled at the school auditorium after the Imbrie Affair a man concerned with school vehemently and excitedly rebuked the students who were on the scene of the affair, saying that why they came back alive. Even in Meiji Gakuin, known for its smart and progressive spirit, such a scene of expos-



ing rival consciousness was found. Rival consciousness is good so far as it brings about friendship between the two matches. In reality, however, there were many instances in which it rather intensified antagonism between the two. Even in these days, such an instance is never nil.

The Imbrie Affair was settled without entanglement. The two or three students who threw stones at Imbrie called at his house with their teacher in English and apologized to him. Imbrie, too, expressed his regret, saying that he was deeply ashamed of having trespassed in the ground and quarreled with the students, though he was an educator and missionary.

(Tokyo Municipal News No. 4 October 1966)

(以下略)

The Imbrie Case and Minister Swift  
in 1890. (菊田ノ一卜 III p. 128)

The Imbrie Case and Minister Swift in 1890  
On May 17, [1890], Rev. Dr. J. [sic] Imbrie,  
of the American Presbyterian Mission, was

assaulted by a body of students. The facts disclosed that a baseball match was being played between two schools, in (Feat's p.355) one of which he was a teacher, and arriving late, he started to enter the field without going to the admission gate. A group of students of the school, not knowing him, started to drive him back, and a fracas arose in which he was kicked in the body and cut with a knife in the face. The cry "Kill him" was alleged to have been raised. Both the Rev. Dr. Kuon, who was present, and Dr. Imbrie, believed no protest should be made, but Mr. Swift decided that something should be done to allay the fears of the foreign community, so he called upon Viscount Aoki and urged him to take some action. The latter assured him that steps had been agreed upon and that Swift's protest would aid him in urging the Cabinet to take active measures. Of course, in this dispatch, Mr. Swift developed his views that such crimes were the deeds of the people of the higher of educated classes.

〈 No. 121, May 20, 1890 〉  
The Imbrie Case was settled by an apology



拜啓 陳者予て御計画之福音週報愈不日御発行之運びに至り候越き敬賀奉り候。扱近来社会之事益複雑ならんとするに従い宗教上の問題も自然多端なるべく、就中基督教と国家及び社会改良の關係は将来の大問題たるべしと

福音週報の発刊を祝す

井深 梶之助

on behalf of the offending students, which was not entirely to Swift's liking.  
We can not imagine anyone of Mr. Swift's predecessors making a diplomatic question out of the

rough handling of an American who tried to enter an athletic field without paying his admission.

< Feat's p. 356 >

(菊田貞雄、井深先生關係資料Ⅲ)

存じ候。且つ又教会内に於ても神学上其の他之事に関して重要なる問題起らんとするは明白に御座候。然らば此の時に際し内能く信徒の智を開き徳を建て、外能く世人の惑いを解き妄りを弁するに足れる純然なる福音主義の週報あること最も肝要と存じ候。蓋し福音週報御発行之趣意も亦正に此にあるべしと存じ欣喜に堪えず蕪詞を呈すること斯くの如くに候。

敬 具

明治二十三年三月三十日

(福音週報第一号 明治二十三年三月十四日)

王政維新以來信教自由の進歩

井深 梶之助

詩篇百十八の廿三に曰く是れエホバの成し給ふる事にして我等の目に奇しとする所なり。

我が今上皇帝陛下は本日をして御即位後廿二回の誕辰を祝し給ひ、又、明宮殿下は皇太子に立たせ給う。日本臣民たる者誰か之を祝賀せざるものあらん。我等も亦全国民と共に此の嘉辰を祝せんと欲する者なり。

然らば、如何にして之を祝せんか。其の方法蓋し種々あるべしと雖も、我等は特に今上皇帝即位以來今日に至るまで、日本政府の取りたる信教自由の政略の進歩沿革を考え、以て我が皇帝の仁徳を覚え、又、神の恩恵を感じせんと欲するなり。

本文に曰く、是れエホバの成し給う所にして我らの目に奇しとする所なりと。蓋し王政維新の革命及び其の後の改革は、万国の歴史に於ても未曾有の大変革にして、実に我儕の目に奇しとする所なり。

政治上に於ても、軍制上に於ても、教育上に於ても、商工業上に於ても、我が国は過ぐる廿二年間に於て世界に比類なき程の大変革を経過したり。然れども、此等の事は衆人の既に許す所なれば、今更に之を喋々するの必要なし。故に、我等は敢えて之を重んぜざるには非ざれども、此に之を反復するを休め、特に維新以來信教自由の進歩を考察せんと欲するなり。世人は左程に思わぬか知らざれども、我儕の目には此の事こそ最も奇しとする所なり。

試みに思え。慶応、明治の間に於て、王政維新、王政復古と呼びたる勤王家の精神と、本年二月十一日をして

天下に発布せられたる帝国憲法第二十八条「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ゲズ及ビ臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」との明文との距離を量り見よ。其の間千里の差あるを覚知すべし。慶応三年、慶喜將軍大政を奉還し、朝廷、維新の政を施さるるや、先ず神祇官なる者を設けて太政官の上に位せしめ、祭政一致の方針を示されたり。且つ維新後第一の布告の中に、切支丹邪宗門の儀は従前の通り嚴禁たる事、との箇条ありしのみならず、長崎浦上近辺の天主教徒は捕縛せられて、獄に投ぜられたり。王政復古の精神推して知るべきなり。今より僅か廿年前の日本國に於ては、キリスト教は嚴禁にして、敢えて之を信する者あれば、忽ち嚴刑に処せられたるなり。

初代のキリスト信徒は、三百年間ロマ政府の迫害を被り、コンスタンチン大帝の時に至りて始めて信教の自由を得たり。然るに、我が國に於ては、廿年間に於て此の変更を見たり。是れ豈我らの目に奇しとせざるを得んや。然り而して、此の変更は今上皇帝の御宇に於て起こりたるものなり。請う、是れより其の沿革を略述せん。

王政維新の始めに当たりて、キリスト教の嚴禁たりし事、即ち信教の自由なかりしことは、既に略述したる如くなりしが、漸く其の嚴禁は緩みたり。而して其の端緒と云うべきは、是れ実に明治六年二月廿四日の太政官布達を以て、切支丹邪宗門教禁制の制札を全國の高札所より取り除かれたるなり。

當時有司の云う所を聞くに、此の制札を取り除きたるは、決して切支丹宗門の禁制を解きたるに非ず。只、數百年來揭示して既に人心に貫徹したるが故なりと。然れども、同年三、四月に至りて數年前に捕われたる天主教徒は悉く放免せられ、又同年三月、横浜に於て公然、日本基督公會なる者を建設したるに、政府は更に之を禁ぜ

ざりき。此等の事を参考すれば、政府が切支丹宗禁制の制札を撤去したる精神は自ら明白なるべし。則ち、此の時より維新の初めに於て嚴禁たりしキリスト教は、公然たる黙許の姿となれり。是れ即ち、維新以来信教自由の第一進歩なりとす。キリスト教の伝道は此の時より一面目を改めたり。実に明治六年即ち主降世一千八百七十三年は、我が国伝道史上の一紀元となすべき年なり。

其の次に我等の注目すべきは、一六の休日を改めて日曜日と定められたる事なり。其の時の布告に曰く、  
従前一六日休暇ノ所來ル四月ヨリ日曜日ヲ以テ休暇ト定メ候条此旨相達スル事

と、是れ実に明治九年三月十二日の布告なりと覺ゆ。此の改正たるや、固より政府の意に於ては全く事務上、或は經濟上の都合に起因せる者にして、宗教上には毫も關係なきこと疑いなし。然れども、此の些少なる休日の改正は、キリスト教伝道上に非常の影響を及ぼせり。試みに思え、今日に至るまで政府の休日は一六日たらば如何。其の不便果して如何ぞや。しかのみならず、当時日曜日は、耶蘇教の休日なるが故に之を採用すべからずとの議論あるにも拘らず、政府が之を断行したるは、即ち宗教と政治の關係に就いて我が政府の意見の大いに進歩したる徴候と認めざるを得ず。故に我等は之を以て信教自由の第二進歩と爲す。是れ邪宗門制札撤去の後、正に三年なり。

其の次に注目すべきは、新約全書の日本語の成就したる事なり。翻訳委員エス・アル・ブラオン、ゼ・シイ・ヘボン、デイ・シイ・グリーン氏等は、明治七年六月に其の業を起こし、五年六か月を経過し、明治十二年十一月三日を以て其の業を終わたり。是れ固より政府に於て毫も關係したる事に非ず。然れども、新約全書が始めて日本語に翻訳せられたるは、即ち今上皇帝の御宇中の事件にして、永く我が国の歴史上に記せらるべく、又我

#### 第四篇

が政府は日本語に翻訳したる新約全書の刊行及び頒布を禁制せざりしなり。然らば、是れ又信教自由の一進歩と見做して可なるべく、我等は之を以て第三の進歩となすなり。

其の他、埋葬の自由、及びキリスト教説教会、演説会の許可等、信教自由進歩の徴候と認むべきもの一つにして足らずと雖も、此等の事は、姑く置き、我等の最後に注目すべきは、即ち本年二月十一日を以て発布せられたる帝国憲法第二十八条信教自由の明文なりとす。是れに至りて多年黙許の姿にありしキリスト教は全く自由となれり。

嗚呼、明治の初年に当たり王政復古を唱えたる勤王家、攘夷家の精神と、憲法第二十八条の明文と比較せば如何。其の間、天地霄壤しやうじやうの差ありと云わざるを得ざるべし。又其の間、我が国に於けるキリスト教の進歩は如何。日本にプロテスタントキリスト教宣教師の始めて着したるは千八百五十九年なるが、当時は徳川氏の時代に於て、キリスト教は極めて嚴禁にして、敢えて之を聞くものなく、其の後十二年の星霜を経て一人の信者起り、漸く十三年目に至りて始めて一人の信者を得たりと云う。是れ即ち日本国伝道の初穂なりき。(其の人は矢野某と云い、ゼームス・バラ氏の日本語の師匠なり)

然れども、之を初穂として漸く数名の信徒起り、明治六年三月横浜に於いて、一つのキリスト教会を建設したり。即ち今の横浜海岸教会是れなり。其の時の会員は凡て十一名なりき。今日の会員は六百余名なるべし。又当時、日本全国にキリスト教会と云うべき者は此を外にしては一もあるなし。然れども、今日に至りては五畿八道、南は長崎より北は根室に至るまで、至る処としてキリスト教会、或は信徒あらざるなし。単に我が一致教会のみにしても、昨年度の統計表を見るに、教会の数六十一、会員八千七百人、教師三十六人、集金二万三百円な

り。他の教会に於ても亦相当の進歩あるべし。廿年前の日本の有様と、今日の有様とを比較し来たれば、我儕は実に「是れエホバの成し給える事にして我等の目に奇しとする可きなり」と呼ばざるを得ざるなり。然れども、人或は問わん、何故に特に之をエホバの所為となすやと。答えて曰く、何となれば、此の結果たるや人の予想、計画の外に出でたればなりと。不信者は之を以て自然の大勢の然らしむる所となすならん。然れども、我等は之を以てエホバの所為となすなり。何となれば、我等は天下の事は偶然に成れるに非ず、又自然に起る者に非ず、又単に人智人力の左右すべき所に非ず、全智全能なる神の摂理の中にある事を信すればなり。

然れども、我等は亦此の上帝の摂理を認むると同時に、今上皇帝が其の摂理の中に在りて、此の仁政を施し給える事を感謝せずんばならず。又此の洪恩を感謝すると同時に、尚「神よ願わくは汝の法の審判を王に与え、汝の義を王の子に与え玉え。彼は義を以て汝の民を判き、公平を以て苦しむ者を鞠き、罪の世に義しき者は榮え、汝の義を月のうするまで豊かに、国のうち五穀はゆたかにして、其の実はレバノンのごとく山の頂にそよぎ、邑の人は地の草の如く榮えんことを願うなり。願わくは、エホバの恩恵益々我が王室の中に豊かにして、義しき者は榮え、平和は永遠に続かん事を。」

我儕既に二十年間の歴史上に於て、エホバの不思議なる業と恩恵とを実験したり。然らば、将来に於ても、益々其の大能と恩恵とを信じ、「エホバ我が方に在せば我に恐れなし人我に何をか為しえんや」との勇氣を鼓して進むべし。然らば、他日又斯くの如く「是れエホバの成したまえる事にして我等の目に奇しとする所なり」と呼ぶ時来たらん。

明治二十二年十一月三日天長節に当たり、立太子式を行なわせられたる時に説教す。（井深梶之助講義録其

万国基督青年会同盟及び夏期学校の起源に就いて

井深梶之助

万国基督青年会同盟の事。

西曆一千九百五年即ち明治三十八年の春〔四月〕パリイ市に於て万国基督青年会同盟創立第五十年記念大会開かれたり。恰かも日露戦争の最中にして日本より此の同盟大会に代表者を出す事は頗る困難の事なりしが、本部委員に於て日本の代表者の出席を希望して止まず。又我が国に於ても或る有力なる後援ありて、遂に故本多庸一氏と余とが其の代表者となりて出席することとなれり。

記念大会の光景、代員数無慮六百名、日本人の人氣、大会中の出来事、露国一牧師が握手を求めたる事、余の演説の事、翌日露国陸軍大佐が大会に挨拶をせんとして余の退席を求めたる事、之を拒絶したる事、大会を終りて後本多氏と共に欧州各国を巡回して演説を為したる事、ロンドンに於てウキルリアムスを訪問しその祈禱室を見たる事。

Origin of City Y. M. C. A.

第四篇  
西曆一千八百四十四年六月、ジョルジ・ウキルリアムス氏がロンドンに於て基督青年会を創立してより滿十年を経過し、一千八百五十四年六月、北米ニウオルク州バッフハロー市に於て第一回の基督青年会国際会議なるもの開かれ、而して翌年（即ち一千八百五十五年）八月、パリイに於て万国基督青年会同盟なるもの創立せ



られたり。此に大会の創立に与りて最も力ありたるは、ワシントン府青年会の主事ウヰルリアム・シー・ラングトンと云う青年なりき。

当時の報告によれば、万国に於ける Y・M・C・A の数は約二百五十個、之を国別にすれば、独一百、和四、仏三十九、瑞西二十一、濠洲三、トルコ二、大英国四十二、カナダ四、合衆国五十三、當時は尙微々たるものなりしが、爾來六十年の發展は実に世界の一大偉觀と云うも過言に非らざるべし。

#### Origin of Student Y. M. C. A. Union

学生青年会の起源は何時と定むべきか。類似の企図が殆んど同時に、諸大学の学生中に起こりたるが故に之を確定するは困難なり。但し一千八百七十一年ワイデルサルと云う人が学生を集めて青年会を組織したるは事実なり。然れども、米國に在りて学生青年会の創立の爲に最も尽力したるは、エル・デー・ウイシャルドと云う人なり。此の人は明治二十一、二年比日本に渡來して諸學校に青年会を設立することを奨励し、又夏期學校を起すことを奨励したり。明治二十二年京都同志社に第一回の夏期學校の開かれたるは、主として同氏の奨励に因れりと云うべし。當時のノルスヒールドに於けるムーデー氏の指導に因る夏期學校は実に有名なるものなりき。余も明治二十四年に此の夏期學校に出席して大いに益を得たり。

#### Origin of World Student Y. M. C. A. Federation

万国学生基督教青年會同盟の創立は、西曆一千八百九十五年の一月、処は瑞典ソドステナの古城なり。此に北米合衆國及びカナダの学生青年會、並びに大英國、獨逸、スカデネビヤ（スウヰーデン、ノルウェー及びデンマルクを含む）及び伝道地に於ける学生青年會の代表者相會して万国同盟を組織したり。然れども、我が学生

青年会同盟が万国同盟に加入したるは一千八百九十七年（明治三十年）の事なり。其の前年（二十九年の春）ジョン・アル・モット氏初めて来朝して大いに学生青年会の発展に勤勞し、遂に日本学生基督教青年会同盟を創立し、然して万国同盟に加入するに至れり。我が加入して後初めて開設せられたる万国同盟会は、翌年一千八百九十七年にして会場は米國マサチウセツ州ウヰルリアムスタウンなりき。其の時余は我が同盟の代表者として出席し、此の会の議長に當選したり。

余が学生万国同盟会に出席したるは前後四回なり。第一回は前述のウヰルリアムスタウン会、第二回は明治三十八年オランダ國ザイスト会、第三回、明治四十年日光会、第四回は一昨年〔大正二年〕米國プリンストン大學及びモーホンクに開かれたる同盟委員会及び学生大会なり。

〔大正四年六月六日、東京基督教青年会創立三十七年記念演説会、井深先生「万国基督教青年会同盟の起源に就て」の一節〕菊田貞雄 井深先生關係資料第八冊

## 第一回夏期学校

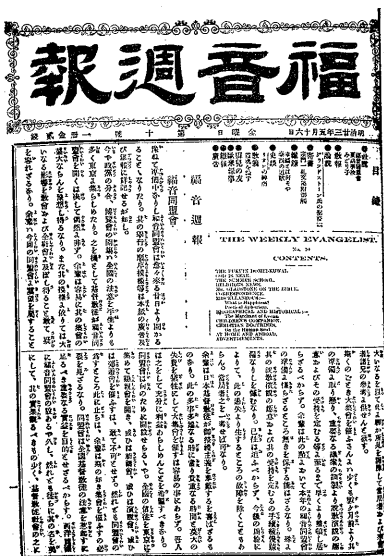
田村直臣

## 第四篇

明治二十二年の四、五月頃、米國基督教學生同盟の幹事であつたウイシャルド君は、日本にやつて来て、盛んに學生間に活動を始めた。スイフト君は、歸米中で、東京には居らなかつた。当時、我が教会は、學生の教会と云はるる程多數の學生を有して居つたから、ウイシャルド君は、我が教会を中心として、學生間に働き、特に我が教会堂を學生の集會所として居つた。氏は東京ばかりではなく、全國に其の働きの手を拵げた。私（田村）を伴

ひ、通訳の勤を尽きせんとせしが、当時通訳は、石本三十郎君が専門家であり、氏以上の通訳者はなかった。今日と雖も通訳の点に於て、恐らく氏以上の人はないと思ふて居る。通訳は一つの技術で誰れでも出来るものではないから、氏を紹介した。

ウイシャルド君が、日本に置土産として残したものは、夏期学校である。今日、夏期学校は、珍しくもなく、又何でもないが、当時は非常に珍らしいものであった。ウイシャルド君が、明治二十二年の八月、西京同志社の講堂に於て、第一回夏期学校を開いたのが、日本に於ける其の最初であったかも知れない。私は(田村)ウイシャルド君とは非常に懇意にして居ったから、氏の招きを受け、夏期学校の講師として西京に出馬した。(中略)同志社学校は、校長新島襄先生の熱心と人格とを慕ひ、学生は全国より集合して来て、日の出の勢であった。其れに、リヴァイヴァルは屢々起り、宗教的活気は、学生間に充満して居った。第一回夏期学校を開くには、同志社学校は、実に適当な場所であった。全国の教職者達は、基督者学生達は、心一つにして講堂に集り、新島先生の力ある血ある涙ある開校の辞を耳にした。其の先生の開校の辞を聴くだけでも、百里の道を遠しとせずして、西京に來た価値は確にあった。夏期学校の中心人物は、新島先生であった。夏期学校に於て、先生の声を聴いたのは、是れが初めて又終であった。先生と私(田村)とは遠隔の地に居ったから、屢交る機会はなかったが、先生が病氣保養の為、再び米国に渡られた際、クリフトン、スプリングの養生院に、病を養って居られた。当地は私の居った学校から遠くもなかったから、一日枕を携へ、オーボン学校寄宿舎のソフワーに臥しながら、終日私の部屋に於て、共に語り、共に話し非常に懇意になって居ったから、私は此の第一回夏期学校会場に來り、再び先生と交りを温めるには、最も好い機会であった。其れに組合、一致両教会の結婚談の最中であつて、



先生と私とは、地位も違ふが、組合、一致の両教会の結婚には、二人乍ら正反対の意見を持して居った。故に東西に於に、反対の意見の一つにして居った者が、共に意見を交換するので、其の談話に、非常な興味があった。第一回夏期学校以来基督教会の思想は一変し、又私は日本基督教会から首を切られたから、首なしの者は夏期学校には何の用もない。昨年（注・大正十二年）東山荘で、三十年祝賀会が開かれた時、古顔なるの故を以って招かれて客となったが、誠に今昔の感に堪へなかつた。（田村直臣「信仰五十年史」一七七頁）

夏期学校 福音週報第十号明治二十三年五月十六日

夏期学校

光陰一瞥白駒の隙を過ぐるが如し。九旬の春色は已に去り  
 尽くして池塘の芳草影正に暗く、杜鵑夢を破つて炎帝漸く到  
 らんとす。学生諸君は日ならずして茲に首尾能く一学年を終  
 り、西に東に北に南に各分れ去らんとす。或は郷里に帰りて  
 倚閭の情を慰せらるる人もあらん。或は閑地に暑を避けて、  
 一年苦学の労を遣らるる人もあらん。この時に当りて彼の夏  
 期学校は特に諸君の為に開かれんとするなり。  
 学生諸君の夏期学校に遊びて、親しく、先輩諸氏の風采に

接し其薫陶を蒙り、其心靈上に偉大の感化を受け、尚去りて、之を山水幽邃の境に養うに於ては、諸君の品性及び信仰の上に、必ずや一段の光彩を添ゆるならん。或は其利益する処を携え帰りて、之を父母親戚故旧の間に分つに於ては、神の栄光を顕わすの誠に大なるものあるを知るなり。学生諸君は幸に此校を以て、徒に高尚なる学理を究め、至難なる神学の疑問を解くの大学なりと、思惟する事なく、其心靈上に偉大の感化を受け、己れの信仰上及び伝道上に必要なる實際的の智識を得ん事を目的とすべきなり。

予輩は我国に於て、深く律法おきてに通じ聖書に明かにして、滔々懸河たらの弁もて福音を宣伝するアポロ其の人誠に少からざるを知る。されど「生るにも死るにも身にありて基督を尊めしむる」のパウロ其の人の如き献身的の人物に乏しきを憂うる者なり。

蓋し世其人あらん。而して予輩の愚未だ多く如此の人物を見る能わざるを悲しむ。予輩は此度夏期学校教授の任に当るべき内外の先輩諸士を信ずるや深し。諸士が熱心なる信仰は吾人を奮起せしむるに足るべく、高潔なる品性は後進を感化せしむるに足るあらん。予輩は夏期学校の効力実まことに此点にありと存ぞんずるを信ずるが故に、切に此事を願うものなり。又諸士の説く所の如きも、徒に空理空談いりごとに馳することなく其之に学ぶものをして、務めて信仰上及び伝道上に必要なる實際的の知識を得せしむべきなり。

米国に於ける夏期学校が非常の利益を与うるものなることは、吾人の夙つとに聞く所なり。固より其組織の能く整頓し、其教授の熟練なる、是が原因の一たるべしと雖も、彼のムーデー其人の如き人物ありて、其燃ゆるが如き信仰は以て後進の士をして奮起せしむるに足り。其高潔なる品性は、其之に就くものをして感化せしむるに足るあるに依らずんばあらず。今や伝道師養成問題は將に基督教社会の問題とならんとす。予輩は実に先輩諸士が自

から以て有力なる伝道者の模範となり以て後進の士を奨励鼓舞するあらん事を切望するなり。而して彼の夏期学校の如き実にこれが好機会を与うるものと云うべし。先輩諸氏よ願くはこの僅々十有餘日の間に於て、其之を学ぶものをして、<sup>せんきやう</sup>弾鋏の嘆を発せしむるなく、学生諸氏の為めに慮を構うるの感を抱かしめよ。

### 基督教夏期学校三十年一覽表

#### □第一回夏期学校

一、期間 自明治二十二年六月二十九日

至同 年七月十日

二、場所 京都同志社

三、人数 四百六十七名

四、講師及題目

夏期学校に就ての所感

聖霊をして憂へしむる勿れ

聖霊を受けよ

三位一体の説

生命の説

復活

基督之一個人に対する伝道

教育ある人を導く法

支那伝道の実況

基督教青年の覚悟

基督之教育主義及青年の特質

信仰の進路

信仰之祈

最高之目的

献身之勢力

花岡山献身之願末

聖書の骨髄

個人伝道に於ける聖書の応用

□第二回夏期学校

一、期間 自明治廿三年七月五日

至同 十五日

二、場所 東京明治学院

ビーチ ユ氏

小崎 弘道氏

浮田 和民氏

山鹿 旗之進氏

同 氏

ウイシャルド氏

ゴールドン氏

金森 通倫氏

星野 光多氏

ウイシャルド氏

**第二回夏期学校廣告**

北光 福音週報 日本評論 發行所 北光社

大塚書店

**明治学院**

一、期間 自明治二十四年七月十七日 至同 年 廿七日

二、場所 箱根芦ノ湖畔

三、校長 小崎弘道氏

四、人数 百二十三人

五、講師及題目

基督論  
福音書之基礎  
我は福音を恥とせず  
基督教義中生命に代へて固執すべきものありや  
吾人経験之範圍  
クリスチャンとは何ぞ  
基督教と実業時代  
基督教と經濟  
信仰と懷疑  
約翰伝之著者  
我に對する基督の價值  
ウエスレー之事業  
神學之進歩

海老名 彈 正氏  
島田 三郎氏  
植村 正久氏  
海老名 彈 正氏  
ノック ス氏  
伴直之助氏  
デビィス氏  
ノック ス氏

海老名 彈 正氏  
小崎 弘道氏  
岩本 善治氏  
平岩 愼保氏  
元良 勇次郎氏  
平岩 愼保氏  
スベンサー氏  
和田 垣博士  
横井 時雄氏  
ノック ス氏  
横井 時雄氏  
イビィス氏

三、校長 押川方義氏  
四、人数 百八十名  
五、講師及題目

耶蘇基督之本旨  
名声非于立志之標準  
聖徒之交  
耶蘇基督之意識  
贖罪論  
科学と有神論  
靈能及其生長  
現今之神學

海老名 彈 正氏  
島田 三郎氏  
植村 正久氏  
海老名 彈 正氏  
ノック ス氏  
伴直之助氏  
デビィス氏  
ノック ス氏

一、期間 自明治二十四年七月十七日 至同 年 廿七日

二、場所 箱根芦ノ湖畔

三、校長 小崎弘道氏

四、人数 百二十三人

五、講師及題目

基督論  
福音書之基礎  
我は福音を恥とせず  
基督教義中生命に代へて固執すべきものありや  
吾人経験之範圍  
クリスチャンとは何ぞ  
基督教と実業時代  
基督教と經濟  
信仰と懷疑  
約翰伝之著者  
我に對する基督の價值  
ウエスレー之事業  
神學之進歩

海老名 彈 正氏  
小崎 弘道氏  
岩本 善治氏  
平岩 愼保氏  
元良 勇次郎氏  
平岩 愼保氏  
スベンサー氏  
和田 垣博士  
横井 時雄氏  
ノック ス氏  
横井 時雄氏  
イビィス氏

第四篇

心之宗教	宮川 經 輝氏	聖書に顯されたる神に就ける思想之	宮川 經 輝氏
基督教は廢物に非ず	フルベッキ氏	發達	フルベッキ氏
□第四回夏期學校		日本初代の基督教史	
一、期間 自明治二十五年七月十六日		□第五回夏期學校	
至同 七月二十七日		一、期間 自明治廿六年七月八日	
二、場所 箱根		至同 年七月二十日	
三、校長 本多庸一氏		二、場所 須磨	
四、人数 百五名		三、校長 宮川經輝君	
五、講師及演題		四、人数 六百三十名	
夏期學校所感	井 深 梶之助氏	五、講師及題目	
雅歌論	湯 浅 吉 郎氏	基督教徒生涯の連鎖	坂 本 直 寬氏
聖書之黙示	ラ ッ ド氏	天地開闢論	ニウ トン 氏
理性と聖書	同 氏	我邦の改革と基督教	坂 本 直 寬氏
神の子等と人の女子	湯 浅 吉 郎氏	基督教と社会問題	市 原 盛 宏氏
聖書之奇蹟	ラ ッ ド氏	預言者	海 老 名 弾 正氏
靈性的基督教	平 岩 愼 保氏	宗教哲学独断説と經驗説の比較並批評	森 田 久 万 人 氏
聖書の「インスピレーション」	ラ ッ ド氏	旧約ホクマ文学	湯 浅 吉 郎氏
日本国民と基督教	海 老 名 弾 正氏	約伯記總論	右 同
聖書之權威	ラ ッ ド氏	新約聖書編纂歴史	アル プ レ ク ト 氏
宗教と基督教と日本の国家	横 井 時 雄氏	偽経福音書	アル プ レ ク ト 氏
実験的証拠	カ ッ ク ラ ン 氏	聖靈	川 本 政 之 助 氏
基督教と教会	宮 川 經 輝 氏	神之撰み	横 井 時 雄 氏
聖書の実用	ラ ッ ド 氏	雜感	本 多 庸 一 氏



更生の話

□第六回夏期学校

一、期間 自明治廿七年七月十四日  
至同 年七月廿六日

二、場所 箱根

三、校長 海老名弾正氏

四、人数 百三十名

五、講師 題目

雜感

基督教徒の幸福

牧師と教会

立証的伝道及び世界観の必要

後世への最大遺物

自得の宗教

善悪の種類

基督の宗教と基督に関する宗教

天賦の徳

トルストイ氏の世界観

露西亜所見

聖書論

力の顯現

個人と国家

□第七回夏期学校

一、期間 自明治二十八年七月四日  
至同 年七月十五日

本多 庸 一氏

二、場所 京都同志社

三、校長 小崎弘道氏

四、人数 二百八十名

五、講師及題目

現今英米に於ける新神学之批評

新約に於ける旧約の引照

カントの思想

少数之者

神の王国に関するイエスの思想

教育雑話

宗教の進化

從軍所感

言語之研究

詩篇第二十九文学的評論

國家と宗教

新神学之建設

基督教の实学

馬可伝論

ソクラテスの事業

美を見るの心的情態

我心に於ける基督の位置

債金論

坂本 直 寛氏

同 人

大島 正 健氏

本多 庸 一氏

内村 鑑 三氏

村井 知 至氏

元良 勇次郎氏

同 人

同 人

小西 増太郎氏

同 人

浅田 栄 次君

海老名 弾 正氏

松村 介 石氏

増野 悦 藏氏

浅野 栄 治氏

森田 久万人氏

小崎 弘 道氏

アルブレクト氏

藤生 金 六氏

浮田 和 民氏

田川 大吉郎氏

大島 正 健氏

湯浅 吉 郎氏

海老名 弾 正氏

増野 悦 与氏

宮川 経 輝氏

安部 磯 雄氏

大西 祝 氏

同 氏

宮川 経 輝氏

同 氏

小野 英二郎氏

同 氏

同 氏

同 氏

第四篇

□第八回夏期学校

一、期間 自明治二十九年七月七日  
至同 同十七日

二、場所 與津亀島楼

三、人数 百二十名

四、校長 平岩慎保氏

五、講師及演題

カーライルを学ぶの法

信仰と経験

信仰と學術

信仰と所世

カーライルの伝

日本基督教歴史

近時欧州思想界之潮流

宗教と美術

カーライルの福音

野の百合花の成長を考へよ

近時之所惑

犯罪人とは何ぞや

カーライルの宗教

伝道論

米国に於ける監獄経歴談

カーライルの事業

日本武士之家庭

西洋文明と基督教

現今青年の狀態

□第九回夏期学校

一、期間 自明治三十年八月廿五日  
至同 年

二、場所 明石

三、校長 本多庸一氏

四、人数 百五十人

五、講師及題目

青年之誘惑

基督の宗教観念

基督の倫理

修養の標準

基督之三大誘惑

天国を臨らせ給へ

現今宗教界潮流

信仰

高等批評の一結果

心霊上の生命

ポヴロ之修養

女傑論

□第十回夏期学校

一、期間 自明治三十一年七月八日  
至同 年七月十六日

内村鑑三氏  
江原素六氏

元田作之進氏

平岩慎保氏

元田作之進氏

宮川経輝氏

平岩恒保氏

グリーンナン氏

小崎弘道氏

本多庸一氏

湯浅吉郎氏

デビス博士

宮川経輝氏

松浦政泰氏

- 二、場所 葉山
- 三、校長 本多庸一氏
- 四、牧師 宮川經輝氏
- 五、人数 一三九
- 六、講師及題目

我は寧ろ古人に与せん

宗教の浅瀬

人生観

聖靈の役務

今日の困難

今日に処する道

欧米大学生の生涯

道徳之欠乏より生ずる政界の困難

□第十一回夏期学校

- 一、期間 自明治三十三年七月十八日  
至同 年七月二十八日

二、場所 神戸関西学院

三、校長 本多庸一氏

四、牧師 小崎弘道氏

五、来校者数 百七人

六、講師及題目

破壊と建設

聖書研究之必要

- 押川 方義氏
- 植村 正久氏
- 宮川 経輝氏
- ニ ー タ ム 氏
- 内村 鑑三氏
- 同 氏
- 元田 作之進氏
- 松村 介石氏

- 海老名 弾正氏
- フヒシャー 氏

- 生涯の事業撰択法
- 教役者の境遇
- 初代教会の倫理
- 学生伝道
- 聖書の研究に關して
- 感化事業と青年
- 基督信徒処世問題

□第十二回夏期学校

- 一、期間 自明治三十三年七月十八日  
至 七月二十七日

二、場所 函嶺湖畔

三、校長 元田作之進氏

四、牧師 平岩愷保氏

五、来校者数 百十一名

六、講師及題目

聖書講義

基督教と近世科学

罪之赦

心靈的飲食物

社会学一般

日本兵制改革史談

恩寵之証

宗教之意志感情知覚に現れたる意識的方面

- 井深 梶之助氏
- 小崎 弘道氏
- 多田 素氏
- 本多 庸一氏
- アルブレクト氏
- 留岡 幸助氏
- 高木 正義氏

- オルト マンス氏
- 千葉 勇五郎氏
- 植村 正久氏
- グレ ー 氏
- 元田 作之進氏
- 江原 素六氏
- デ ビ ス 氏
- 和田 琳熊氏

第 四 篇

予言者イザヤの生涯教育性格  
宗教的実意識の方面  
修養と基督教

落合 吉之助氏  
和田 琳 熊氏  
松村 介 石氏

□第十三回夏期学校

一、期間 自明治三十四年七月十八日  
至同 年七月二十七日

- 二、場所 京都同志社
- 三、校長 本多庸一氏
- 四、牧師 平岩愼保氏
- 五、来校者数 百三十三名
- 六、講師及題目

化身

奇蹟論

ヘブライ詩歌之精神

基督教歴史

基督教的思想と基督教的生涯

聖霊に関する聖書之教

基督之昇天

旧約聖書に於ける基督

セントフランシス伝

基督教倫理思想

現今之日本に於ける基督教徒

□第十四回夏期学校

一、期間 自明治三十五年七月十八日  
至同 年七月廿七日

二、場所 函嶺湖畔

三、校長 井深梶之助氏

四、牧師 貴山幸次郎氏

五、来校者数 百余人

六、講師及題目

基督教講義

ニカヤ大会議始末

信仰の意義を論じ基督教信仰に及ぶ

信仰上の難問題

実験上の宗教

エゼキエルに就て

基督の自覚

人生問題

日本に於ける慈善事業

□第十五回夏期学校

一、期間 自明治三十六年七月十七日  
至同 年七月二十五日

- 二、場所 有馬
- 三、校長 宮川経輝氏
- 四、牧師 平岩愼保氏
- 五、来校者数 百八十二名

柏井 園氏  
井深 梶之助氏  
笹尾 糸太郎氏  
和田 琳 熊氏  
宮川 経 輝氏  
青木 澄十郎氏  
アルブレクト氏  
原田 助氏  
元田 作之進氏

六、講師及題目

保羅伝

進化論と基督教

高等批評家の見たる旧約書

ブラウニングの詩

保守派の見たる旧約聖書

個人伝道

フランスの宗教劇

インカーネーションと人生觀

フランス現代青年の木枿

基督之高潔

日本に於ける神国の発達

凡神教と近世科学

実在と価値

基督教と超自然

○第十六回夏期学校

一、期間 自明治三十七年九月一日  
至同年九月七日

二、場所 函嶺芦の湖

三、校長 井深梶之助氏

四、牧師 小崎弘道氏

五、来校者数 百三名

六、講師及題目

柏井 園氏

ギョーリック氏

青木 澄十郎氏

植村 正久氏

青木 澄十郎氏

丹羽 清次郎氏

五来 欣造氏

笹尾 桑太郎氏

原田 助氏

笹森 宇一郎氏

松本 彦吉氏

出村 悌三郎氏

同 氏

小崎 弘道氏

馬可伝之研究

生命論

ダンテ神曲の研究

宗教論

○第十七回夏期学校

一、期間 自明治三十八年七月二十日  
至同年七月二十六日

二、場所 神戸関西学院

三、校長 宮川経輝氏

四、牧師 平岩愷保氏

五、来校者数 三百十二名

六、講師及題目

日清教育上之關係

ジョンバンヤン之生涯

加拉太書に現れたるポーロ

聖書之靈的趣味

改心問題之聖書的研究

品性論

イエス之婦省

進化論と基督教

馬可伝に現れたるイエスの人格

宗教之勢力

吉崎 彦一氏

中瀬 古六郎氏

内ヶ崎 作三郎氏

デフォレスト氏

原田 助氏

内ヶ崎 作三郎氏

海老名 弾正氏

宮川 校長

平岩 牧師

ウエンライト氏

植村 正久氏

元田 作之進氏

原田 助氏

植村 正久氏

第四篇

□第十八回夏期学校

一、期間 自明治三十九年七月二十六日  
至同年八月二日

二、場所 仙台市東北学院

三、校長 元田作之進氏

四、牧師 落合吉之助氏

五、人数 五百五十

六、講師及題目

印度之國運と宗教

商人之道德

普通教育

靈的戦争

印度旅行談一

歴史上、心理上より見たる祈禱

聖書研究に於ける分析・総合

印度旅行談二

加拉太書に就いて

エルサレム旅行談

神影之發揮

水之啓示

ボロ伝道の精神

□第十九回夏期学校(東部)

一、期間 自明治四十一年八月三日  
至同年八月七日

二、場所 沼津商業学校講堂

三、校長 江原素六氏

四、牧師 小畑久五郎氏

五、人数 百余名

六、講師及題目

日本青年に対する最大の要求

健全なる社会の教育

基督教とは何ぞや

日本之迷信に付て

基督教真理之本源及標準

旧約之宗教

約翰伝に付て

維新前事情一斑

欧米現今の宗教道德

文学に顯れたる神

□第二十回夏期学校(西部)

一、期間 自明治四十一年八月二十五日  
至同年八月三十一日

二、場所 唐津小学校講堂

三、校長 井深堀之助氏

四、牧師 釘宮辰生氏

五、人数 九十名

六、講師及題目

元 田 校長  
宮川 経 輝氏  
江原 素 六氏  
笹 森 宇一郎氏  
元 田 作之進氏  
宮川 経 輝氏  
柏 井 園 氏  
元 田 氏  
海老名 弾 正氏  
山 田 寅之助氏  
平 岩 愼 保氏  
内ヶ崎 作三郎氏  
同 氏

丹羽 清次郎氏  
服部 綾 雄氏  
小崎 弘 道氏  
山中 笑 氏  
柏 井 園 氏  
落合 吉之助氏  
植村 正 久氏  
江原 素 六氏  
笹 尾 象太郎氏  
柏 井 園 氏

基督教神観

イエス之時代

欧米現今之宗教道德

基督教神秘主義

富に関するエスの教訓

健全なる信仰

基督之要求

□第二十一回夏期学校

一、期間 自明治四十二年七月二十一日  
至同 年七月二十八日

二、場所 東京青山学院

三、校長 井深梶之助氏

四、牧師 鶯崎庚午郎氏

五、人数 二百十人

六、講師及題目

モーセに就て

ポーロ之書翰

予言者ホゼヤ

エスと日本国民の思想一斑

独逸神学史之概要

理想郷  
約翰伝十章に関する感想

□第二十二回夏期学校

一、期間 自明治四十三年七月二十二日  
至同 年七月二十九日

二、場所 岡山孤児院

三、校長 元田作之進氏

四、牧師 安部清蔵氏

五、人数 二百名

六、講師及題目

人格論

我國の社会問題と基督教

欺かざるの自覚

社会改良主義

最近独逸宗教上之危機を論じて吾人の

信仰問題に及ぶ

ポーデン・シュウイング氏と其の事業

哥林多前書に現れたるポーロ之思想

出世間的的世界観と基督教世界観の比較

軍人ヨツニア之性格及事業

祈禱と応驗

修養と応驗

基督教と家族制度

教育の根本義  
□第二十三回夏期学校

千葉 勇五郎氏

芦田 慶治氏

笹尾 条太郎氏

今岡 信一良氏

井深 梶之助氏

釘宮 辰生氏

丹羽 清次郎氏

元田 作之進氏

米田 庄太郎氏

田川 大吉郎氏

同 氏

笹尾 条太郎氏

同 氏

日野 真澄氏

同 氏

今井 寿道氏

同 氏

笹森 宇一郎氏

同 氏

江原 素六氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

第四篇

- 一、期間 自明治四十四年七月二十日  
至同 年七月二十七日
- 二、場所 鎌倉大町福音館
- 三、校長 井深梶之助氏
- 四、牧師 安部清藏氏
- 五、人数
- 六、講師及題目

- 土耳其雜感
- 基督教起源論
- 東西宗教之接近及其の将来
- インカーネーション信仰之一面
- 背景論
- 聖書天啓之進化
- 聖書研究に付き
- 印度宗教界之現状
- 鎌倉史蹟

第二十四回夏期学校

- 一、期間 自大正元年七月二十三日  
至同 年七月二十六日
- 二、場所 京都同志社神学部神学館
- 三、校長 原田助氏
- 四、牧師
- 五、人数 百三十五名
- 六、講師及題目

- 千葉 勇五郎氏
- 海老名 弾 正氏
- 原田 助氏
- 今井 寿 道氏
- 栗原 基氏
- 左近 義 彌氏
- ホワイ ト氏
- ヒューム氏
- 佐藤 善之助氏

- 聖書に於ける深奥なる思想
- 宗教音楽に付て
- トルストイ之臨終
- 文芸批評之標準
- 救拯及持統法
- 神之召

第二十四回夏期学校

- 一、期間 自大正三年七月二十九日  
至同 年八月五日
- 二、場所 浦賀町大津勝男館
- 三、校長 笹尾余太郎氏
- 四、牧師 小野善太郎氏
- 五、人数 百五十九名
- 六、講師及題目

- ヨハネ伝之基督觀
- 青年期と生理問題
- 我と青年会
- 過去二十年
- 基督教とは何ぞや
- 我と教会
- 男性的基督教
- 約翰伝は何を教ふるや
- 宗教的知識の性質

- 宮川 經 輝氏
- 和田 琳 熊氏
- 小西 増太郎氏
- 深田 康 算氏
- 山室 軍 平氏
- 同 氏

- 吉崎 彦 一氏
- 栗原 基氏
- 山本 邦之助氏
- 内村 鑑 三氏
- 同 氏
- フエルプス氏
- 丹羽 清次郎氏
- 内村 鑑 三氏
- 日野 真 澄氏



基督教の将来

基督教の神

彼れとは誰ぞ

我と我使命

ブラウニング之理想詩

我と我社会

基督に対する信仰

拯極の真意

基督教徒の生活

□第二十五回夏季学校

一、期間 自大正四年七月二十一日至同年七月二十四日

二、場所 御殿場東山夏季学校

三、校長 井深梶之助氏

四、副校長 元田作之進氏

同 原田助氏

五、牧師 安部清藏氏

六、人数 百六十四名

七、講師及題目

永世之要道

信徒之第一要道

東洋の将来と基督教の使命

政治と宗教

日野 真澄氏

笹尾 校長

小野 牧師

吉田 悦藏氏

斎藤 勇氏

斎藤 勇氏

柏井 園氏

同 氏

笹尾 桑太郎氏

清教主義と英文学

希臘神学の二大中心点

活ける力としての基督教

再来之基督

□第二十六回夏季学校

一、期間 自大正五年七月二十五日至同年同月卅一日

二、場所 東山荘

三、校長 丹羽清次郎氏

四、牧師 阿部義宗氏

五、人数 百九十八名

六、講師及題目

労働問題と基督教

信仰の基礎と内容

吾等は何なる意義にてイエスを信ずるや

予言者エリヤ

ポーロを囲繞する人々

イスラエルの建国者モーゼ

基督模倣論の宗教

我国基督教青年会の使命

□第二十七回夏季学校

斎藤 勇氏

日野 真澄氏

同 氏

安部 清藏氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

同 氏

阿部 義宗氏

佐藤 繁彦氏

同 氏

芦田 慶治氏

今井 寿道氏

山室 軍平氏

都留 仙次氏

高木 壬太郎氏

中津 親義氏

第四篇

- 一、期間 自大正六年七月廿二日 至同年七月廿八日
- 二、場所 東山荘
- 三、校長 笹尾糸太郎氏
- 四、牧師 赤石義明氏
- 五、人数 二百十四名
- 六、講師及題目  
真理と自由  
ダニエル書之教訓  
宗教改革者ルーターと其の精神  
時の聖別  
現代日本に於ける基督教青年の使命  
羅馬書第八章三五節以下  
知識の聖別  
信仰生涯の根柢  
英文学と基督教  
最近英詩の宗教思想  
基督教と現代經濟生活

□第二十八回夏季学校

- 一、期間 自大正七年七月二十三日 至同年七月三十日
- 二、場所 東山荘
- 三、校長 鵜崎庚午郎氏
- 四、牧師 小野太郎氏

井深 梶之助氏  
今井 寿道氏  
石原 謙氏  
赤石 義明氏  
笹尾 糸太郎氏  
植村 正久氏  
木村 重治氏  
笹尾 糸太郎氏  
石川 林四郎氏  
齋藤 勇氏  
森戸 辰男氏

- 五、人数 百四十二
- 六、講師及題目

- アッシリヤの旧都に遊びて
  - 階級斗争史論
  - 世界的考へに比して
  - 宗教上政治上より見たる戦後の世界
  - 物体の本質と電気
  - 世界の教化と日本人の血
  - 基督教生活之理想
  - 求道者に勸む
  - 世界的覚醒と国民的覚醒
- 第二十九回夏季学校
- 一、期間 自大正八年七月二十三日 至同年七月三十日
  - 二、場所 御殿場東山荘
  - 三、校長 栗原基氏
  - 四、牧師 島津岬氏
  - 五、人数 二百廿五名
  - 六、講師及題目  
ポイントオブビュー  
優生学  
悪の問題と其の論理の権威  
三大学説の基督に対する挑戦

平山 治久氏  
賀川 豊彦氏  
マクドナルド氏  
海老名 弾正氏  
荒川 文六氏  
小野 牧師  
山室 軍平氏  
山室 軍平氏  
吉野 作造氏

栗原 基氏  
谷津 直秀氏  
小島 茂雄氏  
大石 泰蔵氏

国防第一の謬想と二頭政府

自己改造より社会改造へ

神及人に関する思想の一面

□第三十回夏季学校

一、期間 自大正九年七月二十二日  
至同 年七月二十九日

二、場所 東山荘

三、校長 荒川文六氏

四、牧師 小平国雄氏

五、人数 二百八十五名

六、講師及題目

吉野 造氏

宮川 輝氏

柏井 園氏

主と偕に

希伯文学に表れたる社会苦と人間苦

貧民は如何にして救済すべきか

社会問題と基督教

玻璃湖上の争斗

フエリックス・アドラーの思想

社会事業に於ける實際問題

吾人はもはや基督の救を要せざるか

生の冒険

宿命的芸術観

荒川 文六氏

渡辺 善太氏

杉浦 義道氏

吉野 作造氏

小平 国雄氏

岡田 哲蔵氏

松本 圭一氏

富永 徳磨氏

栗原 基氏

沖野 岩三郎氏

### 夏期学校所感

井深 梶之助

(明治二十五年七月十六日—二十七日第四回夏期学校が箱根で催された。その講師として招かれた井深先生はこの題目のもとに、その前年の体験を語られたものである。鷺山注記)

昨年の今日頃私はノースフィールド、ムーデー氏の夏期学校へ招かれて参りました。十日ばかり彼地に淹留えんりゅう致しましたが、其の間余程愉快に思い又色々益を得たことがありましたので、其の景況は多少御参考になるであらうかと思えますれば、先ず之を一言して而る後に此度の夏期学校に関する私の希望を述べたいと思えます。

大体は諸君も已に御聴きになったことであらうと思えますから精細には申しませぬ。例に依って、ムーデー氏

は書を裁して在米国日本留学生に寄せ、是非夏期学校に来るようにと最も深切に勧誘されました。私も其の一人でありましたが、方々からして集まった所の日本留学生は都合十九名殆んど二十名程でございました。其の方面を申しますれば、ボストンより来たりし者、ニューヨークより来たりし者、フィラデルフィアより来たりし者、又ずっと西の方より来たりし者あり、カナダの学校より来たりし者もありました。其の土地柄は丁度此の箱根みたような尤も夏に適した処であります。尤も高さは左程高くありません。又斯の如き湖水も湛えませぬ。山も是れ程秀でてはありませぬが、何しろコンネクテカット河の流れに傍うたる処でありますから、随分眺望の善き景色に富みたる処であります。元とミスター・ムーデーの住まれた故郷だそうでございます。今でも先生の住居が在り、可なりの人家もございます。其の村から少し離れた所にノースフィールド女学校があり、ムーデー先生が監督して居られます、校堂、寄宿舎、書籍館の外、教師の住居もございますし、可なりの学校でございます。其れを夏期学校に用いるのでございますが、日本人の外には来校者は大抵各大学の生徒でございます。例えば、エールより来たる者あり、ハーバードより来たる者あり、プリンストンより来たる者あり、其の他其の地方の大学校若しくはペンシルヴァニア一帯の地方より来たる者もありまして、彼れ是れ集まった者が四、五百名はございましたらうか。少なくとも、四百名はあつたらうと思ひます。して、方々から招かれて来られました有名なる諸講師の演説或は説教を聞くのでございますから、どうも其の愉快は十分に述べ尽すことが出来ませぬ程であります。就中彼の青年諸氏と交わりまして胸中相感ずる所を語り、共に聖書の研究を為しますなど云うものは殊に愉快に覚えます。私は彼国に於て種々の集まりに臨みましたが、どうも彼の夏期学校に参りましたこと程愉快に覺えたることはございませぬ。

其の夏期学校にてはムーデー氏自らが一番大事な人で在ることは勿論でございますけれど、併し先生が毎日毎日一人て話をする訳ではなく、講師には、ドクトル・ゴールデンの如き、又ドクトル・ピアソンの如き、随分有名な人々来たりて援けます。ドクトル・ピアソン氏は則ち有名なる「ミッシヨナリー、レヴュー」と云う雑誌の主筆で、スパージョン氏病氣の時に其の代りをやった人でございます。又、ペンシルヴァニア大学の教授タムソン氏も其の來講者の一人でありました。経済学では随分有名な人でございますが、其の講話は実に經驗的、實際的で且つ其の極く單純なる信仰を有して居らるるのには殊に欽仰いたします。其の他尚お一々挙げますのも煩しいようにございますが、別にスコットランドからスミスと云う人が参りました。此の人は福音を宣べるに尤も熱心なる人でございました。

そこで、講演の時間は午前と午後とに分ち、矢張り此方の如く午前一人か二人演説を為し、晩にも亦之れを為し、其の間に特別なる聖書研究会が在ります。而して昼過ぎは大抵遊戯に充ててありまして、或は「ベースボール」あり、「クリケット」あり、「テニス」あり、水練の巧技を誇る勇者もあれば、更に百雉原頭疾足を競う青年もあります。且つ今日はエル大学の学生とプリンストン大学の学生と「ベースボール」の「マッチ」をやるとか、翌日は北方大学青年と南方大学の青年と「マッチ」をやると云うように始終広告をして、互に相勇み励むと云うような訳で実に愉快壯絶であります。此の如く唯だ演説を聞き勉強をすると云う風でなく、別に興趣を添ゆるの仕組が幾何もあるのでありますから、是れも実に夏期学校に取りて適當なる一つの遣り方であると思ひます。何にせよ、「サンマー、スクール」の開校の時是最も暑い時候のことでございますから、余り精神を費すことのないように十分に身体を養つて精神を爽快に保つような仕掛が余程大切なことでございます。

晩方には何日でも定まった演説のある前に、ノースフィールドの稍小高きラウンド・トップの樹木鬱茂たる所に行きて特別伝道の為に……重もに外国伝道の為にする所の集会を開きます。それには方々から休暇中皈かえつて来た伝道師、宣教師、例えば印度より皈かえつた者もあり、日本より皈かえつた者もあり、支那より皈かえつた者もあり、アフリカより皈かえつたものもあり、其れ等の人々が専ら集まって自己の目撃した所、遭遇した所を語り聞かするのであります。又、将来伝道師と為り外国へ至らんとする者が色々希望を述べ感懐を述べることあります。又、我々の如き外国から往いたものも、或は日本の話を為し、或は支那の話を為し、又アメリカンジャン人の話をすると云うように、曾て見もし聞きもせざる地方、国々の光景が雜然一場の上に写し出さる有様でございます。其の聴衆は或は芝原へ腰打ち掛け、或は周くり廻りへ横になつたりして居るような、そう云う風な有様でございますけれども少しも乱れる所はなく、如何にも嚴肅にして人を感動すること極めて深き至って有益な集まりでございます。又、中には青年会の集まりをすることもあり色々種類を分かちて集まりをして、人が倦まないように百万手段を尽して居ります。此のノースフィールドに居る中に最も私の感じましたことは、一日斯う云うことがあったのです。御存じの通りに、北米利加でも南部諸州は戦争の余弊を受けましたのか文化の発達に北方に比ぶれば余程後れて居ります。ところが、其の来会者の中に南の方の大学校を代表する一人の書生があらまして、其の人が南方諸大学の景況を述べましたる其の言に「南方諸大学の青年は今や手を挙げて青年伝道の為に來たり働く者あるを待てり、どうか此の機を失わず何人か来て「コレッチ・スチューデント」の為に伝道するものあらば幸いなり。」と真摯にその希望を述べ終わりまするや否や、時に司会をして居りましたムーデー氏が自ら起立して慨然感発する所ある者の如く「何故貴君行きませんか」と言いました。そうすると、其の人答えて「私

はもう一年勉強せぬと身体が自由になりませぬ。又其の他に自分の事情がありまして実にやりたくもやることが出来ませぬ」と言いました。先生は、先生を助けて尤も力ある先生の四天王とまで許さるる夏期学校の委員を顧みて「一人南方大学校へ送って働かしむるに一年何程の金子が入りましょうか」と尋ねました。「左様一千ドル掛りましょう」、「夫れでは若し此処に百ドル宛出す人が十人あれば其の人を送ってやる事が出来ましょう。私も其の一人になりますが、此の聴衆の中に私と一緒に出す人はありますまいか、どうか同志の人は其の志を告げて下さい」と申されました。見渡す所満堂五百乃至六百の聴衆でありましたろうか、廳での中に「私も其の二人になりましょう」と応ずる者がありました。すると又此方の方で「百どるでなくても出して構いますまいか」、「宜しい」、「夫れじゃ私は五十どる出しましょう」と云う。そうすると此方のエールから来たる書生が九十ドル出しましょうと云うとプリンストンから来た書生は百ドル出しましょうと云う。どこの「コレツヂ・スチューデント」は幾ら出すと云う工合で、時計を見まわしませなんだが十五分と経過しませぬ僅か十分ばかりの中に、千ドルの金が忽ちにして出来て仕舞いました。そうして又ムーデ先生が言うに我々は今此の若い人に手を按いて此の人を送ってやりましょうと、乃ち其の人の上に手を按いて祈りを致しました……「どうぞ此の青年を用いて今此の人の学び居れる南方諸大学の中に働かせて下さい。願わくは此の人の信仰を助け此の人に天より智慧を与えて働かせて下さい」……祈り終って、「サー君是れより行き玉え」と申しますと、其の人は実に首を挙げる事が出来ぬ程に感じたようでありました。夫れからして其の人は南方へ行って働くことになりましたが、実に羨むべき愉しき光景でありました。

先ず右の如き有様でありますから、私共行きて米国の教会を見、殊に大都會の教会を見ました時には、日曜日

の集会の如き随分失望に堪えないことがありますけれども、此の如く青年の間に、教育ある大学青年の間に基督教が活きて居ることを見ます時分には、誠に洵まこととに苟且かりそめにも失望するに及ばぬと確信することでございます。

今のノースフィールドの夏期学校のようなものはほんの其の一例です。古えと今と段々働きの仕方には違いがありますが、信仰の形と云うものもいくらか違つて参りました。けれども兎に角に、基督の教が今日米国の青年の中に……若き男女の中に活きて居ると云う事だけは之れを見るならば確かに疑うことは出来ぬと思ひます。

又、今一つの御話申したいことがございます。昨年こぞの春クリーブランドと云う所で学校に在る生徒で外国伝道師になる志願者の集まりが開かれました。是れにも私は招かれて行きて様子を見ましたが、凡そ五、六百人の青年が集まつて居りました。其の生徒の代表した大学校、専門学校の数は五十有余であつたと思ひます。是れは合衆国と加奈多と両方からでありますが、皆卒業の後は外国伝道に従事したいと云う志願者の集まりでありました。色々有益なる話もあり珍しいこともございましたが、私の余程意想外に感じましたことは、其の報告中、学がく就しゆるの後は身を以て外国伝道に従事したしと「プレツヂ」した青年が、合衆国と加奈多とに男児と女兒とを合して六千人あるとありましたことです。中には本統に夫れ丈け熱心でなくて誓を立てた者もございましょう。又中途で志を変える者もありましょう。又實際に志はあつても之れを為すことの出来ない人もあるに違ひありません。そこで、其の六千人を半分にして三千人と見積りましても、又更に之れを減少して千人と致しましても多とするに足ります。基督教の為に身を犠牲にして、アフリカの内地なり、印度なり、寒い所でも、暑い所でも構わず、真正に基督教の為に身を献ぐると云う青年の元気が此れ丈けあると云うことは随分頼母しい景況です。是れが即ち基督教が今日青年輩の中に全く死んで居らぬと云うことの一の明らかなる証拠であらうと思ひま



す。

日本の夏期学校は、既に今年で四回目になりました。初めに同志社に開き、次に明治学院に開き、昨年は私は居りませなかつたが此の処（箱根を指す）に開き、又今年も続いて此処に開かれたことは実に賀すべきことと思います。二百の学生は余り多くはございませぬ。けれども今日我が国信者の数に較べますれば私は少数でないと思ひます。青年の信者の数と較べて御覽なさい。幾人あるか知りませぬけれども、二百の青年が此の夏期学校に集まって真正に神の言葉の研究し神の聖靈に満たさると云うことは決して小事でないと思ひます。

二、三年此の方基督教の進歩の鈍い所から大いに望みを失つて居る人があると思ひます。落胆して居る人があると思ひます。其の事に就いてちよつと一言致しますが、成程五、六年前の有様に較べて見るならば今日の進歩は鈍いに違ひございませぬ。又二、三年此の方「ユニテリアン」の説や何かが這入つて来た為に迷うて信仰を失つた人もあるに違ひございませぬ。或は伝道の方法も働きが鈍くなつたことがありましよう。けれども、一時斯う云うことがあつたと云つて之れが為に望みを失つてはならぬと思ひます。望みを失つては逆も働かせぬ。且つ決して望みを失うべき道理がありません。現に夏期学校の如きは其の失望落胆すべからざる一つの適例であると思ひます。是れまで三十年のことを考えて見ても、又夫れまで昔へ返らずとも、二十年前初めて基督教會が横浜に起こつた時分のことを考えたならば今日の困難は何です。実に論ずるに足らない程の者でございませう。彼の時分のことを考え又夫れより十年も立ち返つて始めて「プロテスタント」の宣教師達が日本へ参つた時分のことを考え、王政維新前の有様を考えて見ますならばどうです。フルベッキ氏や何かが道を伝え始めた時分の困難を考えて見たならば如何です。実に恥づべきことが多いと思ひます。第五世紀の頃に方たつてレオ第一

世と云われた人がございました。其の頃の羅馬帝国は次第々々に衰頽して来まして北方の野蛮人は大浪の寄するが如く打寄せて参りまするし、羅馬の都は殆んど其の野蛮人の為に蹂躪し尽されまして昔時の羅馬帝国の文明と云うものは全く消えて仕舞い、所謂燈火が段々に消えて真の闇に歸したるようでありました。大抵の人はもう是れでは行かぬ世の終りが近づいたと嘆息しましたが、独りレオ一世のみ非常なる望みを以て立ち、北方の野蛮人が羅馬に入り来たるのは、是れ彼等野蛮人を基督教に導く神の聖意なり、恩恵なりと確信致しまして、羅馬皇帝は、其の都を捨てて逃れた時にも臆せず、虎の如き勢威を以て打ち寄せ来たる野蛮人の陣頭に向い、彼等を説得して返らしめたことがございます。即ち遂に彼等北方の野蛮人を教誡して今日の歐羅巴基督教国の基を建設しました。夫れ程までの望みを保ち得ましたのは、畢竟するに、実に信仰の力であつたろうと思ひます。夫れ程の時できえも、彼はそう云う望みを持つて居りました。然るを今日、聊かの困難があり、聊かの不利益なことがあつたとて忽ち望みを失うようでは、我が先達の人士に対しては実に相済まざることと思ひます……もともと此の世の為に神の力を頼んで立たんとする我々クリスチャンであるからは、決して望みを失うことなく十分の望みを以て働きたいものです。

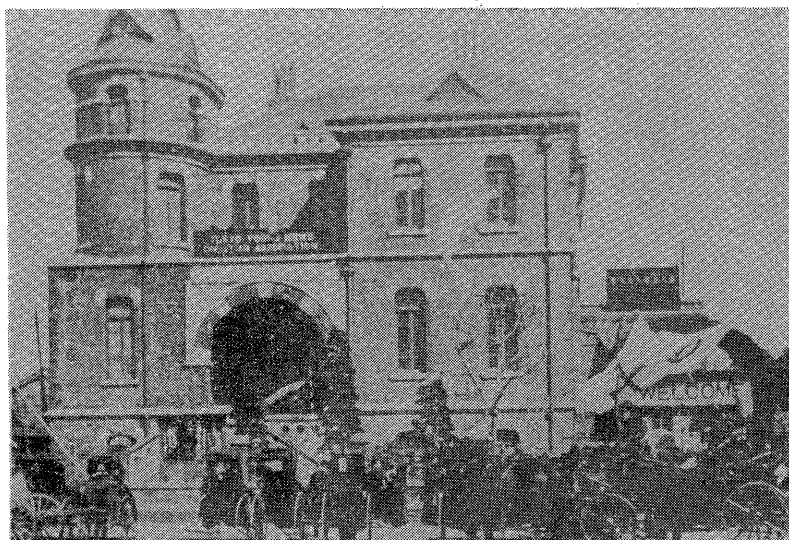
今一つ直接に当夏期学校のことについて申したいことは、兎角人は一方に偏し易い者で、智識に偏すれば信仰を疎かにし、信仰を重んずれば智識を軽んずると云うような弊がございます。今度の夏期学校に就いて希望いたしますることはどうか其の偏倚することのなきことです。信仰と道理、或は智識とは決して矛盾するものでなく、又反対するものではありません。信仰の反対は疑いである道理であります。又、道理の反対は無道理である信仰であります。又智識の反対は無智識である。夫れ故に信仰と智識とは確かに併行することが出来るもの

であります。併しながら、人の性情に於ても智識に重きを置くの人は自然と理窟に陥って信仰を軽んずるようになり、信仰に重きを置くの人は自然と学問や道理を疎んずるようになるものです。或は是れは免かれぬ弊害かも知れませぬけれども、信仰、聖靈の働きと云うことばかり言って居りますると此の宗教と云うものは、基督教と云うものは、唯だ感情ばかりから成り立って居るように思い偏するに至ります。道理から云えばそう云う筈はなけれども、自然と然う云う考えに陥ることがあります。勿論、基督教の中には感情と云うものは大事なものでございます。火のようなものであって是れがなければ働きませぬ。けれども、既に今朝も御話のありました通りに、どうしても真理に基づいて行かなければなりません。真理は道理です。我々は神の教と云うものは、どうしても動かない道理に基づいて居ると云うことを見出さなければなりません。併しながら、又一方に於て唯だ道理ばかりに偏しては決して神の教を得られる訳ではないからして聖靈の助を受くると云うことは勿論のことです。そうして今度の夏期学校に於ては、一方に偏することなく信仰上に於ても十分に得る所あり、靈性に於ても十分の發達を得、智識上に於ても十分の真理を味わい得て何うしても動かない所の希望を保ち実に言うべからざるの悦びを以て相散ずるに至らむことを切望いたします。第四回夏期学校編「函嶺講話全」

## 東京青年会館開館式

—— 福音新報第百六十五号 明治廿七年 ——

青年会館の成るは、必ずしも今日に於てするにあらず、其の源遠く百年以前にも溯るべしとは、スウィフト氏



最 初 の 青 年 会 館

が演説中の主眼なりし。祈りの結果能く青年会館をして今日あらしめたりとは、同氏も之をいい、本多庸一氏の献堂演説も亦これをいえり。祈りは寔に青年会館の基礎なり。此の基礎の上に立てられし青年会は、五月五日をトして盛んなる献堂式を挙げぬ。会館は棟を三に分かち、最も高きもの四階、講堂は後部にありて二階となり、優に千人を容るべしという。式は午後二時より初まり、江原素六氏之を司どる。原田助氏献堂祈禱をなし、井深梶之助氏聖書を朗読し、本多庸一氏、スウィフト氏、市原盛宏氏、フルベッキ氏、押川方義氏相次で演説し、奥野昌綱氏祝禱す。本多氏の演説中に云く、人は親の膝下において教育を受くるを以て最も安全なるものとす。而して多くの青年は不安全の地位に立てるものなり。青年願わくは精神的の父の許に在りて其の教育を受けんことを、決して此の会をして精神的孤兒院たらしむること勿れ云々、是の日来会者無慮八百余名、式後茶菓の饗応ありたり。

又六日午後二時より同館に於て市原、押川両氏の演説あり、会衆六百余名頗る盛会なりしという。又開館式のために戸川安宅氏のものせられし歌

あさひかげ

一、とよさかのぼる

十字の旗に

われらが友の

御門のまもり

二、かすみに舞へる

あらしに翔ける

東のきわみ

洋海ひろく

三、国内をけがす

いまはた日々に

をしへの利鎌

まごころせめて

四、皇国の旗の

十字の色は

あさひかげ

にをふなり

ますらをは

国のたて

鶴のごと

鷺のごと

西のはて

あそぶべし

ふとく不義

しげるなり

右手にもち

はらふべし

日のかげに

かがやきぬ

愛てふ歌を

うたひつつ

すすむに敵は

あらざらめ

新聞に見た明治二十二年から明治二十四年まで 菊田貞雄 井深先生関係資料

#### 第五冊

明治二十二年

ヘンリー・ノルマン氏の見た日本

〔明治二十二年一月十日、東京日日〕

嚮に倫敦ペルメル・ガゼット其他二三新聞の特別通信員となりて渡來せしヘンリー・ノルマン氏は、暫く我邦に在留して朝野の事情を探索し、一々右の諸新聞に報道したりしが、同氏が条約改正事件に係る報道は善く其情を詳にして参考とすべき廉無きに非れば、茲に其全文を訳出して読者の参考に供せん。

現今日本に住する外国人は凡そ二千五百名にして、日本人は凡そ三千七百万人あり。世界の諸大国は一千八百五十八年以来、此の小数の外国人の為を謀りて、実に日本人を羈絆の下に置きたり。人或は羈絆とは酷に失すと謂ふもの有らん。否々此れを疑はば請ふ現時の実勢に付て考一考せよ。現今日本の地位は果して如何。日本は自国の関税につき一個の権力を有せざるなり。是を以て歳出を支弁せん為に農業社会に過度の租税を賦課せり。日本は一個の外人に対して裁判権を有せざるなり。外人は総て各々自国の法律に従ひ、自国の領事庁にて裁判を受く可きものとす。何となれば諸大国は毫も日本の法律に服従することを承認せざればなり。尤も合衆国のみは

此限りに非ず。去れば日本人にて外国人に対し不平を有し、訟を起さんと欲する者は、其外国人の法律に従ひ、其の外国人の領事に於てせざる可らず。而して其庁の裁判官なる者を見るに、十六の領事法廷中十二までは、其の裁判官たるものは、法律の教育と謂ふ可きは只会計室にて受けし教育のみ。之が裁判を受くる者亦た悲しからずや。且つ外国人は毫も租税を出すに及ばず。条約上許せる居留地に在ては何等の法律にも服従せずして可なるやう成り居れり。日本は海岸に燈台を設け、浮標を置きたる為めに五百万弗を費し、且つ之を保存せん為に年々二十万弗を支弁せり。然れども外国船の日本の港湾に出入するもの一も之に向て其費用を払ふこと無し。日本は神聖なる条約に依て總て此等の廉々を改正すべき権利を有せり。是を以て嚮に十六の締盟諸国に向て条約改正案を提出し、其の同意を求めむるために、其結果は余が前便に報道したるが如く、不正当なる、不得策なる、不必要なる、憐れむ可き条件を彼等より提出せられて事休みたり。此等の事情は永く継続せしむ可きものに非ず。然らば如何にして之を改正す可きか。余は之を述ぶるに先だち、読者をして締盟諸国は何々なるか、其国々の条約改正に付ての利害は如何なるかを知らしめん。此等は次の表を見て之を知る可し。

締盟国	輸出入総額 (一八七七年)	居留人員
大英国	二九、五〇二、〇五三弗	一、一二四
合衆国	二四、八一二、三六三弗	四七五
仏蘭西	一一、八四一、七四三弗	二〇九
独逸	四、九三二、六三八弗	二八一
瑞西	七四五、二八九弗	三二

第四篇

伊 太 利	七一八、七五〇弗	三〇
白 耳 義	三四六、〇一〇弗	八
奧 匈 牙 利	三一五、八〇九弗	三四
露 西 亞	二二一、二三三弗	三二
西 班 牙	一七三、二四三弗	三
丁 抹	七四、三七五弗	四一
荷 蘭	七二、三二六弗	五〇
布 哇	一〇、六五五弗	〇
瑞 典 及 那 威	一〇、〇八六弗	二四
葡 萄 牙	一、八四六弗	四五
白 露	一、一八四弗	一
合 計	七三、七七九、六〇六弗	二、三八九

此等の十六国は日本が其条約を改正すべき正当の権利を利用するに先だち、一々其の承諾を受く可きものとす。尤も白露国は嚮に外務省に開きたる条約改正会議には其の委員を列せしめざりき。嗚呼日本の自治権は白耳義、丁抹、若くは布哇、白露の如き小列国の承認を受けずんば成立することを得ずと謂ふは、豈に亦た憫笑す可きに非ずや〔未完〕〔新聞集成明治編年史〕第七卷 一九八頁



## 政府外交の強腰

〔明治二十二年一月十九日、朝野〕

外交の強硬政略は、居留地外に在る外国人に向て現行条約を嚴重に履行せしむる事となりしより、是れまで居留地外に家屋を構へ住居したる宣教師又は学校教師等は何れも居留地内に引取らざる可らざるを以て、種々苦情も多き由に聞けるが、元來此の宣教師学校教師等は、直接日本政府には關係なく、大抵本邦人の雇人となり居るを以て、外務省よりは其の雇主たる本邦人に、被雇人なる外人を居留地内に立去らしむべき旨達する故、其の苦情も只内部に在るのみにて公然と申出るものなく、又条理上より申出づべき筋もなければ、陰でこそグズグズと云ふものの、皆泣寝入りの姿なりとは尤至極の事どもなり。〔同上書二〇八頁〕

## 憲法発布と洋服屋繁昌

〔明治二十二年二月二日、東京日日〕

それ鹿鳴館やれ鹿鳴館と、無生に舞踏会や夜会の盛なりし頃は、男女洋服の注文日一日より甚しく、一時は裁縫機械の繕ひ直しに忙はしかりし程なりしに、風潮次第に変遷して今は洋服衣る人は役所向きに必要なる人より外は無き有様となり果てければ、洋服店は頓に手暇となりぬと聞けり。然るに此度憲法発布に付、各地方官、裁判所長、上席検事、府県会議長等が、此盛式に召さるべしとの事よりして、昨今は又俄に洋服店、帽子屋、靴舗等の繁昌を來し、中にも上等向の諸店は非常の注文にて、彼是手廻り兼ねる有様なるよし。扱も有為転変の世の中なる哉。〔同上書二一六頁〕

## 福井に仏教擁護基督教排斥

〔明治二十二年二月六日、朝野〕

福井県にては此程来宗教社会につき競争起れり。今其の起因を聞くに、同県下は是迄仏教隆盛の地なりしに、近来基督新教の勢力漸次隆旺に赴き、或は教会堂を設け、定日講筵を開く等着々其の歩を進むるを以て、仏教派の連中はヤッキとなり、此迄互に敵視せし日蓮宗も念仏宗も共同一致して防禦に尽力せざるべからずとして、有名の僧を聘し各郡村を巡錫せしめ、又信徒中にも巨額の金員を義捐し、以て基督教の防禦の資に供する等中々大騒ぎなるが、有志者は将来一大衝突を生ずる事あらんかと憂慮し居れり。又真宗本願寺の僧侶中には禁酒説を主張し、酒不許入寺門と自ら其嗜慾を謹み居るもの多しと云ふ。〔同上書二一八頁〕

## 会津人の心境

〔明治二十二年〕

東北が不利益の地位に立つ事は何んとも歎息する処ろなるが、福島県下会津に去る廿六日独立党の懇親会を開きたる節、山川浩氏（高等師範学校長陸軍少将）が席上にて述べられたる演説趣旨を聞くに、二十年來天下の事独り関西人の知る処にして関東人の知らざる処なり。内閣総理大臣は誰ぞ、薩長人士なり。改進黨の首領は誰ぞ、肥前の大隈なり。自治党は長州の井上なり。大同団結は土州の後藤なり。郵便会社も関西人の掌裡にあり。三菱会社も同じく関西人の所有なり。誠に吾吾東北人は世にあれどもなきが如し。此分にて過ぎ行きなば遺憾の極なり。是非会津魂を振興して関西人の奴隸たらず、関西人の支配を受けず、即ち独立党を立てんこと余が諸君に熱望する所なり。慶三戊辰以來、関西人に屈服したる恥辱を雪がんこと余が諸君に熱望する所たり云々とあり

し趣き同地よりの通信に見ゆ。〔同上書二五五頁〕

### 基督敎勢

〔明治二十二年五月十四日、大毎〕

日本全国にて、目下基督教会の総數二百八十二ヶ所にて、信徒は二万四千百八十五人、内洗礼を受けしもの六千五百四十五人なりといふ。〔同上書二七一頁〕

### 鹿鳴館払下

〔明治二十二年六月廿七日、東京日日〕

鹿鳴館の建築費用は、八万円内外なれば、地所を併せて十二万円に府下の紳商が払下ぐべし。或は其筋にては十五万円ならでは払下げ難しなど主張し居るとの噂取々なりし同館も、此程某伯爵の媒介により、愈よ地所共九万円にて第十五国立銀行に払下ぐることに口約整ひたりと風聞す。尤も同銀行が斯く廉価に払下げたる原因は、一万坪内外なる同地所の五千坪以上は東京ホテルに貸与あり目下使用もならず、且つ之を払下げたる後も是迄設けありし同館内の倶楽部は、依然として同館内に置き其入用次第何時なりとも貸渡さざるべかずとの制限あるに依ると云ふ。又同館の器具中には鹿鳴館附のものあり、或は倶楽部の所有なるものありて、其錯雜混交云はん方なければ表向き之を払下ぐることとなる上は之等も取調べ、一々其所有権を明かにするならんとの事なり。但し政府が同行に払下たるは、妄に人民に払下る時は、其保存の出来難きと自由に使用すること困難なりとの議に依てなりと云ふ。〔同上書二八六頁〕

## 条約改正に反対論起る

〔明治二十二年七月十八日、東京日日〕

法制局長官井上毅氏は、条約改正に關して熱心の反対を試み、意余って五六日前遂に辞表を呈出せられたる由其聞えあり。神經過敏なる輩は即ち云ふ。此事、よも氏一人の反対にはあらで、議長伯も必ず同意にてこそ在はずらむと。事の信偽は記者保証せずと雖も、読者は宜しく一大警報と見られよ。

○内にありては右の如き風説さへあるに此に又流言あり。条約改正に關して内閣には別に反対ありとも見えぬに、却て元老院枢密院等に数多の反対論者あるぞかし。元田永孚氏、西村茂樹氏、佐野常民氏等を初めとし、鳥尾小弥太氏の如きは其の尤も甚しきものなり。常に曰く予は身を以て之に献せんと。特に怪しきは河野敏鎌氏之も反対の一人なりと。アナ騒がし。

○外にありてはかかる風説によりて見れば、谷子爵の如きは勿論反対の一人なりと知らるるなり。（板垣伯の反対は今更ら言はずもあれ）佐々、古荘氏等の如きは定めて反対の議を抱き居るならんが、思うに九州一円は概ね此論に同ずべし。奥羽の大衆亦東京の大同派に一味せば、滔々たる天下……。〔同上書二九一頁〕

明治二十三年

## 東京女学館と女子教育

〔明治二十三年一月九日、朝野〕

土方子爵委員長となり洪沢栄一、外山正一、増島六一郎、其他内外の紳士淑女数名が創立委員となりて、二十年中に設立したる女子教育奨励会は、東京女学館を設立して生徒教育に従事したるが、教師たる外国婦人は何れ

も十数年の経験ある人々にて女子の教養上にも裨益多く、昨今校舍并に書籍器機等充分整頓し、漸次隆盛に赴く由なるが、同館は当分何時にても入学を許し、且つ是れまでは英学の素習あるもののみ入学を許せしも、自今は初学にても入学せしむると云ふ。〔同上書三六三頁〕

時勢に伴ふ書籍の売行

〔明治二十三年一月十二日、朝野〕

時勢の帰向を下すべき標準にはいろいろあれども、書籍の売口如何によりても亦其一編を窺ひ得べしと云ふは、三四年前或る社会に於て、仮装舞踏会等頻りに流行せし折には、世の人心靡然として之に趨き、随て小説稗史の類に限りしが、時機一転して国会の開設も愈々近づきたるに及びては、実地応用上の新知識を求むるの急なるより、昨年の春頃に至り、漸く小説等の売口を減じ、東京を始め各地方の注文向き全く一変すべき景況を現はせし中に、条約改正問題の囂々たりしたため、一時其の勢を減じたり。然るに条約問題の紛擾も片付きたれば、再び以前の趨勢を現はし、昨年来より専ら実地応用に関する書籍即ち経済書より各科政書の類著しく其の売口を増来り、小説類や空理一片に過ぎざる政論の小冊子などは、其の売口殆んど絶無の姿なりと。亦た以て当今人心の傾向を窺ふに足るべし。〔同上書三六七頁〕

治外法権と不敬記事

〔明治二十三年四月十三日、朝野〕

横字新聞の不敬、日本政府の処置 ○両陛下京都御着輦の御模様は過日の本紙に掲載せる我社特派員の記事に詳かなるが、神戸ヘラルド、横浜ヘラルド両新聞特派通信員の報道に係る右二新聞の記する所によれば、其の記

事中我々臣民の黙視し難き一節こそあれ〔以下略並に削除〕……左れば外務省にては昨土曜日にも拘らず、大臣次官を始め重なる官吏、午後三時過ぎまで秘密會議を開き其処分方を議したる由なれども、何分にも治外法権の行はるる今日なれば、内国新聞の如く発行停止を命ずる訳にはいかず、止むなく右の不敬記事を記載せる当日の新聞紙に限り、居留地外に発売するを禁ずるより外なかるべしと云ふ。〔同上書四二二頁〕

#### インブリー事件

〔明治二十三年五月二十九日、朝野〕本文（二二二）頁参照

#### 不景氣の大因は条約改正の中止

〔明治二十三年七月十五日、国民新聞〕

〔大阪通信〕拜啓事業不振金融必迫等の嘆声は此に大坂商法會議所をして其挽回の策を講せしめし処今回委員は其原因を以て条約改正の中止にありと議決仕候。其の仔細といふを聞くに第一、大隈伯条約改正の件歩々進み行くや、天下の人皆外人は必らず其優等なる金力と智力とを持ち來つて事業を起すべし。宜しく彼等の來らざるに先つて本邦人の手を以て之を起すべしとて此の百般事業を勃起せしめて流通資本をして固定の資本となし一部は海外に流出せしめたり。

第二、条約改正せられ内地雜居の事行はるるや、三府五港は勿論其他外人に便なるの地は悉く其の買上る所とならんと競つて高利の大金を投じて之を買占めたるに、一朝談判の已むや以上の金は他に入つてまた出でず、之が為めに全く他の金融世界を必迫せしむるに至れり。

第三、条約改正は手に取るが如く今にも行はれんとしたれば、其の行はるるの曉には関稅の權我にあつて、之

が為め輸入品の価格を高くせんことを心配して、早くも莫大なる外品を注文したるに、一朝談判のやむや是れまた無用の品となり、石油、洋反物の如きもの市場にあふるるに至れり。

以上の三原因こそ今日の不景気を助成するの大原因なりと云ふべし云々に御座候。〔同上書四六五頁〕

第  
五  
篇





## 日本基督教会の設立

中会の分割、大会の創設

山本秀煌

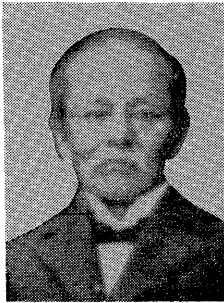
大会設立の事は始めより「教会政治」(憲法)の中に規定しありと雖も、最初の三、四年間は毎年春秋二度開会せる一個中会にて全体を管理したり。然るに一致教会建設以來教会の数次第に増加したるのみならず、其の分布は東海、北陸より九州、中国に及び最早一個の中会にて全体を管理すること頗る不便となれり。爰に於て明治十四年の春期(四月)中会は西南地方の教会及び教職者の建議に基づき、全教会を地方により三分して三中会を設け其の上に大会を設置することを決議し、且つ明治十四年十一月を以て東京新栄教会堂に第一回大会を開く事を議定したり。而して此の議決によりて分設せられたる中会は左の如し。

### 一、北部中会(東京日本橋以北)

日本橋教会 牛込教会 本郷教会 下谷教会 浅草教会 両国教会 上田教会 桐生教会 和戸教会 大森教会 法典教会 佐倉教会(但し法典、大森の二教会は第一回大会後東部中会に入れり)

二、東部中会(東京日本橋より横浜以北)

海岸教会 新栄教会 葺手町教会 住吉町教会 京橋教会 品川教会 露



山本秀煌

月町教会 麴町教会

三、西部中会（中国及び九州）

赤間ヶ関教会 長崎教会 柳川教会 鹿児島教会 金沢教会（大会の記録には此の一教会を欠く）

かくて第一回大会は上記議定の如く、明治十四年十一月第一火曜日（二日）東京新栄教会堂に開かれしが、其の際に於ける教会の数は二十五個にして、出席議員は教会の代表者たる長老十八名、牧師八名、教師二名、外国宣教々師十四名、計四十二名、奥野昌綱選ばれて議長となり、安川亨書記となる。議事は憲法の改正、議事規則の確定、教会の転籍問題、支那廈門大会の通信、内外伝道委員の改選等にして、何ら著しき決議なく、畢竟大会設立を挙げたるに過ぎざるの観ありき。憲法即ち教会政治の改正とは第十章大会の部に、「海外諸教師も大会の議場に参するの明文を置く」こと、同章五に「大会は少なきも一年に一次集合すべし」とあるを、隔年に開場することに改めたる等なりき。而して次の大会は明治十六年十一月第三火曜日（十三日）九時半、新栄教会堂に集まることを議決したり。会期三日、その中日は天長節に当たりければ、殊に決議を以て議事を中止し、天皇陛下の万歳を祈れり。（内国教師二名外国教師十四名）

決議、明三日は天長節にして全国人民の深く祝賀すべき所、且つ今上皇帝公明を好みて自由の政を布かせらるるに由り、基督教は駭々乎として日々に進歩し終に今日の大会あるに至れり。故に明日は議事を休止して皇帝を保佑し玉える  
神恩を感謝し、且つ皇祖及び政府の安全永久ならんことを祈るべし。田村勳議、植村養成、可決。（第一回大会記録）

其の後明治十八年に至り宮城県下仙台、岩沼、石巻、古川等の諸教会が教師押川方義等と共に一致教会に加入するに及び、同年十一月東京厚生館（京橋木挽町）に於て開かれし第三回定期大会は、此の四教会を以て更に仙

台中会なる者を組織することを許可し、又西部中会より地方の便宜により同中会の一部即ち金沢、大阪（北）、高知の三教会を割きて中部中会なる者を設立せんとの請願を許可し、更にまた各中会の名称を変更し、一、二教会の所屬を指定せり。即ち、

西部中会を、鎮西中会と改め、

中部中会を、浪花中会と改め、

仙台中会を、宮城中会と改め、

東部中会を、第一東京中会と改め、

北部中会を、第二東京中会と改め、

従来東部中会に属したりし名古屋教会を浪花中会に転籍せしめ、北部中会所属たりし函館教会を宮城中会に転属せしめたり。而して此等の中会は大概毎年二回若しくは一回其の地方に会合して規定の事務を執行し、大会は第五回迄は二年毎に開会せられたり。（山本秀煌編 日本基督教会略史前編）

### 一致教会の発展

山本秀煌

第五篇 西南の乱平らぎし以来、欧化主義次第に勢力を得、明治十八年伊藤博文がその第一次内閣を組織したる前後は殆んどその頂点に達し、時の外務大臣井上馨が条約改正の關係上頻りに欧化主義を鼓吹するや、宗教も亦基督教を採用せざるべからずと主張するもの多く、学者福沢諭吉の如きはその機関紙時事新報に於て、基督教を以て我

が国の国教とすべしと迄論ずるに至り、基督教は一時上下を通じて大いにもてはやさるることとなり、その進歩  
驟々として宛ら旭日の東天に昇るが如き勢いあり、我が一致教会も亦その影響を蒙りて大いに膨脹したり。今爰に  
明治二十年第四回大会の報告及び統計に基づきて教勢の一斑を記述し、その前後の大勢を推知するの便に供せん。

第一東京中会の所属教会は海岸、新栄、住吉町、法典、数寄屋橋、品川、麴町、佐倉、中橋、台町、三島、九  
十九里、芝、新橋、西芝、赤坂、元大工町、村上、横須賀、新瀉の二十個にして、中橋以下の諸教会は明治十四  
年第一回大会以後新たに建設、合併、転入したるものにして、中橋教会は明治十五年三月五日、台町教会は同年  
十一月十一日に、静岡県三島教会は明治十六年一月四日に、千葉県九十九里教会は同年十月三十日に建設せら  
れ、芝教会は明治十七年九月十日、東京虎之門教会及び露月町教会と合併したるものなり。又新橋教会は明治十  
八年四月十一日に、赤坂教会は同年十月に、横須賀教会は明治十九年七月十五日に建設せられ、西芝教会は前年  
八月二十八日芝教会員六十四名が母教会より分離して設立したるものなり。而して元大工町以下の三教会は他よ  
り一致教会に加わりしものなり。即ち東京元大工町教会は明治十七年五月の建設にして、合衆国リフォームド教  
会、(元ゼルマン・リフォームド)に属したりしが、明治十九年六月該ミッションが協力ミッションに加わると  
共に加入し来たれり。新瀉教会及び村上教会は元とエジンバラ・メヂカル・ミッションの宣教々師パームと押川  
方義の尽力によって成れる者にて、前者は明治九年二月に、後者は明治十七年八月に建設せられ、明治十九年十  
二月一致教会に加入せり。新瀉教会は当時二派に分かれ、その一派は即ち一致教会に來たれる者にして、他の一  
派は組合教会に加われり。会員総数二千五百五十四人にして前大会の時より増加すること六百五十人(一ヶ年半  
に)、献金六千六百十五円四十四銭二厘、バプテスマを受けしもの七百〇八人、(一ヶ年半に)牧師ある教会は二

十個教会の中只六教会のみなりき。

第二東京中会所属教会は上田、大森、浅草、牛込、両国、本郷、和戸、桐生、下谷、日本橋、足立、本所、宇都宮、明星、番町、春日、彦間の十七個にして、其の中足立以下の諸教会は明治十四年大会設立後に建設せられしものなり。即ち武州足立教会は明治十五年十月十五日十八名の会員を以て組織せられ、本所教会は明治十六年一月建設せらる。最初の会員十四名。宇都宮教会は明治十八年十二月同地のハリスト正公会より一致教会に転入したる六十二名の信徒を以て組織す。明星教会は明治二十年二月浅草教会より分離したる百二十三名の信徒を以て新たに下谷に建設したるものなり。而して東京一番町教会は同年三月六日に、春日（長野県）、彦間（栃木県）の両教会は四月二十四日に開設せらる。一番町教会は即ち後の富士見町教会にして当初の会員六十九名なりき。会員総数は千七百九十人にして前会より三百七十二人を増加し（二割六分二厘）、献金は八千九百七十七円余にして二千余円を増加したり。而してバプテスマを受けしもの四百二十六人（一ヶ年半に）、教師の数十三人、（内外人共）中牧師七人なりき。

その報告の一節に曰く、統計表中より計算すれば一見して我が中会は進歩の様様著明なれども、我が中会は地勢の不便より何分にも一致連合の運動を為し得ざるは前会に報告したると異なる事なし。地方教会の如きは二十里乃至五十余里の懸隔したる者あるを以て気脈を通じて事を為さんとするに頗る困難なり。然れども亦一方より觀察すれば大いに望みを属すべきものなきにしもあらず。第二中会は固北部と称したる程ありて我が国の北部にあるを以て、其の道の進歩するに従いて教会を増加するは自然の勢いなり。今上州伊勢崎、野州足利、武州行田、浦和、志木宿、上州館林、磐城白坂等已に信徒の四十余人に達したるもあれば遠からずして皆新教会設立の運びに至るべし。其の伝道すべき地は頗る多きを以て、より忍耐して布教に力を尽すあらば必ず一大有力の中会たるべきは明かなり。然れども地方教会には困難なるもの少なからず、衰微の色ある者あり、中会に於て已に困難なる者を挽回せんが為に委員を挙げたるもあれば、早晚回復の期あるべしと信す。一般に信徒の情況を察すれ

ば、伝道の精神を發揮したる者もあり、独立自治の精神も大いに盛んなるあり。此度新設に係かる彦間、春日の如きは、若し我が中会に於て建設を承諾せざれば、独立して建設せんとするの勢いあり。又前には十三会中独立の者僅かに四個なりしが、今は十七個中十三個は独立の者なり、以て其の精神を知るべし。未信者の来聴者前には百六十一人なりしが、今は二百二十六人に増加し、信徒は二割六分二厘の増加にして、未信者は四割の増加とす、以て社会の大いに我が教えに傾けるを知るに足らんか。唯憾む所は伝道者の少なきと、伝道金の未だ十分ならざる事なり。主に在る我が兄弟よ、祈禱毎に我が中会を記憶せられよ。(第四回大会記録) (三浦徹報告)

第三、鎮西中会所属の教会は七個にして長崎、柳川、赤間ケ関、鹿兒島、山口、広島、豊橋等の教会これなり。其の中山口以下三個の教会は、第一回大会開会后に(明治十四年以降)創設されしものにして、山口教会は明治十五年六月十四日に、広島教会は同十六年十一月二十八日に、山口県豊浦教会は同十二月三日に建設せらる。当初の会員山口教会は十七人、広島教会は十九人、豊浦教会は十八人なりき。又会員総数は五百〇八人にして前大会の時(明治十八年)より百十一人を増加し、献金数千円(未詳)、バプテスマを受けしもの百四十六人、牧師一人、教師数名なりき。「受洗者の数の多きは長崎、広島等の諸教会なり。集金の額は前大会に比すれば非常に増加したり。是れ伝道局設立以来諸信徒自ら伝道の為金を投じ、又信徒の増加するに従い教会維持の金額増加したるに根ざす。又会堂を既に建設し若しくは設立せんとする為出金あるに由れり。但し伝道局には二教会を除くの外約東以上の送金をなすものあり。又教会外の景況を述べんに、当中会部内は西海道と山陽道を包括する者なれば、所により少しは其の趣を異にすれども、之を概言すれば好都合と云わざるを得ず云々。」(鎮西中会瀬川浅氏報告)

第四、浪花中会は前大会の期即ち明治十八年十一月新設せられたる者にして、当時教会の数四個即ち旧西部中会より転せしもの三個、石川県金沢教会、大阪北教会、高知県高知教会、旧東京中会より転せしもの一個、愛知

県名古屋教会にして信徒総数二百八十名、牧師一人、献金百十七円〇八錢三厘なりしが、其の後本年三月三十一日に至る一ケ年四ヶ月間に、大阪南、石川県殿町、愛媛県大洲の三教会を加えて七個教会となり、信徒総数七百二十五名にして四百四十五人を増し、前大会期の総数二百八十名に比して二倍半以上の増加なり。献金の額は千五百〇四円九十七錢六厘にして、千三百〇七円八十九錢三厘を増加せり。又牧師二人、教師一人、外国宣教々師五人、教師試補者八人、七教会中、自給独立の者五個、半独立のもの一個、牧師なき教会と雖も皆（大洲教会以外）主任伝道者を聘して教会伝道のことを担任せしめ居りぬ。又会堂の数一個、仮会堂六個、講義所十個なり。以上は浪花中会の統計概略なるが、その教情も亦好景況なり。その布教の進歩稍著しきものあり。本年一月以来（明治二十年）僅々三ヶ月間の受洗人総数は、昨一ケ年間の数と殆んど匹敵するに至れり。又未信者の聴衆大いに増加し、金沢、大阪、高知何れも会堂の狭きを覚え、増築又は新築の計画をなしつつあり。云々。（浪花中会山本秀燐報告摘要）

浪花中会所属の教会は何れも第一回大会開会後に建設せられしものなり。即ち金沢教会は明治十四年五月會員十三名を以て、名古屋教会は同十七年五月三日會員二十八名を以て、大阪北教会は明治十八年五月六日會員三十一名を以て、高知教会は同十八年五月十五日會員二十二名を以て建設せられ、明治十八年十一月に開かれし第三回大会の決議により新設の浪花中会所属に移されしものなり。而して其の他の三個教会即ち大阪南教会は明治十八年十二月十八日に、加州殿町教会は同十九年十月九日に、予州大洲教会は同二十年三月二十六日に建設せらる。当初の會員、南教会は二十名、殿町教会は十三名、大洲教会は六十六名なりき。

高知教会 高知及び其の近郷諸村に我が一致基督教の伝わりしは明治十七年十一月板垣氏の依頼に応じ安川牧師（亨）の讚成



勸奨する所に由り、(植木枝盛、片岡健吉の二氏もその間に立ちて斡旋する所ありき)フルベッキ、タムソンの両教師、吉岡長老(弘毅)等始めて高知に來たり伝道せしを以て当初とす。爾來ノックス、ミロル、植村(正久)の諸教師及び桜井(照惠)伝道使等大いに其の伝道に熱心せし好結果を以て、明治十八年五月十五日に男女二十二名の信徒を以て初めて教会を創設し高知教会と稱するに至る。抑も右諸教師の伝道を試みらるるや、或は劇場に演説会を開きて真理の妙奥を説き、或は寓居に質問会を設けて普ねく有志者の質問に応じ、以て該地人士の宗教心を喚起し、漸くにして我がキリスト教真理の光輝を認め、天父の恩寵により僅々七ヶ月にして教会設立の運びあるに至れり。且つ又本年(明治十八年)七月熊野長老(雄七)、フルベッキ氏等伝道をなし、尋いで、山本秀焯氏來高、該会の仮教師となりし後、追々好景を現わし信徒益々加わり、現今に至りては(明治十八年十一月)教会に属するもの男女八十二名、講義所二ヶ所、聴衆の数は位地により差異ありと雖も平均七、八十名を下ならず。其の他集金等の詳細は別紙に掲げあれば之を略す。(片岡長老報告)

片岡健吉、武市安哉、細川義昌、坂本直寛の名士が、バプテスマを受けしは創立当時のことにして、最初の長老は原房太郎、西森拙三の二人なりき。爾來此の地方の伝道は長足の進歩をなし、高知を中心として東は御免、安芸、安田村に至り、西は高岡、秋山、佐川等の地に至るまで、行く所として基督教の伝わらざる所なく、明治二十年五月の大会期には信徒の數二百二十一人となり(但し統計は同年三月まで)、明治二十三年十二月の大会即ち一致教会最後の時に於ては信徒の數六百十八人となり、全国中屈指の大教会となれり。

第五、宮城中会は明治十八年第三回大会の時一致教会に合同したる東北地方の教会を以て組織したるものにして、その所属教会は仙台、函館、岩沼、石巻、古川の五個なり。仙台教会は明治十四年五月一日に、函館教会は同十六年十二月七日に、岩沼教会は同十八年十月に、石巻教会は同十八年十一月九日に、古川教会は同十九年一月十一日に建設せられたるものなり。その中函館教会は旧東部中会より転籍し來たりしも、他は皆押川教師の布教により起こりし教会にして、明治十八年我が一致教会に合同したるものなり。合同當時の報告によれば、「仙台

キリスト教会現員は百六十四名にして、増田、角田、梅ノ木の三ヶ所は仙台教会の支会とも云うべき有様をなし、其の他所々に於て信徒の安息日に集まるもの六、七乃至十二、三名、伝道の景況は概して好時機と云うべきなり。元来当地方は説教後質問者などは絶えてなき程なりしが、近頃は往々説教後質問者あり、且つ平常謹聴する者多き方に傾けり。岩沼教会は現員二十二名、石巻教会は現員二十五名、古川教会は現員十二名、皆何れも独立なり。其中、岩沼地方の如きは随分鞏固の風習なりしが、先きに仏教の演説会ありてより大いに我が聖教に耳を傾くる者多く、小学教員の如きは過半教会に入るの決心をなせり。」云々（押川方義報告）。爾来当大会期に至るまで（明治二十年五月）約一ヶ年半教会の進歩、布教の拡張大いに見るべきものあり、その間バプテスマを受けしもの二百八十九人、総会員五百六十九人となれり。

「宮城中会域内の伝道は概して好景況と云うべし。昨年（十九年）仙台に於て「リバイブル」ありしより仙台地方に於て伝道の精神復興して著しく入会者を増し、就中書生の間に起こりたる働きは非常の好結果を現わせり。諸教会に於ては岩沼、古川、函館等皆其の進歩の模様を呈し、岩沼の如きは昨年新たに働き人を得てより非常に人数を加えたり。」

「福島県下の伝道は日未だ浅きを以て信徒の数も僅少なれども前途甚だ望みあり。又仙台の伝道地なる相馬は山地の伝道地中にて尤も望みあるものなり。北海道の伝道は稀有の好景況にして、押川氏が兩回彼地に巡回せられて九十余名の信徒を得、室蘭、紋麗の如きは已に教会設立の願書を提出するに至れり。札幌及び空知の地方に於ても我が伝道者は好意を以て迎えられ、空知にある十数名の信徒は我が教会に加入せんことを出願せり。又山形には英学校を設立するの約あり。其の校長には押川氏推挙せられたれば山形地方の伝道を開くの便宜を得たり。」（藤生金六報告）

以上五中会を総合したる教情報告によれば、明治十八年十一月一日より同二十年三月三十一日まで受洗せし者、男千〇四十四人、女六百八十六人、小兒二百八十八人にして、現員合計五千九百三十四人なり。之に本年四

月中加入、又は新設したる（番町、春日、大洲、彦間）の四教会の現員百六十人を加うれば、都合六千〇九十四人となり、前大会期の人員に比すれば二千二百八十四人を増加す。前期は二ケ年を一期となしたれども、三割五分強の増加なりしが、今期は一年六ヶ月を一期としたるより六ヶ月間短縮せりと雖も三割七分強増加の割合に当たれり。又金額は一万七千八百三十一円二十六銭にして新入四教会の金額二百八十九円十一銭二厘を加算すれば、一万八千二百二十円三十七銭二厘となり、之を前期の金額に比すれば三千円四十一銭二厘の増加なれども、割合を以て論ぜんには前期は四割、今期は一割六分の増加なり。此れ前期は会堂建築の為に多額の出金をなせる教会の此期よりも多きと、又時の長さによれるならん。

教会は五十六にして、前回は十個を増し、今回は十三個を増す。然れども、前期には有牧教会二十なりしが、今回は十五となれり。尤も仮牧師或は伝道者のあるもの十六教会ありと雖も、二十二は無牧教会なりき。（第四回大会記録）（統計と報告との間に数字に於て多少の差あり）

更に第四回大会期より第六回大会期、即ち明治二十三年一致教会が改めて日本基督教会となるまでに至る期間の個々教会の興廢、増減を列挙すれば、第一東京中会管内に於ては明治二十一年一月西芝、新橋の両教会合併して東京桜田教会を建設せしが、明治二十三年四月に至り更に芝教会と合併して芝区教会となり、後再び芝教会と改称す（明治二十六年）。新たに建設せられしものは、千葉県房州保田教会（明治二十年一月二十四日建設、同年五月第一東京中会に入る）、東京明治学院教会（同二十二年五月一日）、神奈川県阿久和教会（同二十三年九月十七日）の三教会にして、脱出したるものは新潟、法典の二教会なり。即ち法典教会は其の頃独逸より派遣されし宣教師によりて設立せられし普及福音教会に加入し、後ち更に宇宙神教に転じ、新潟教会は一致、組合両教

会の合併不調の結果、その進退に迷い終に組合教会に加入したるが、其の一部分は之と分離して一致教会に属し一個の講義所を設立せり。差引き所属教会一個を減じて十九個となり、会員総計三千七百人となれり。

第二東京中会管内に於ては伊勢崎、高田、足利、北佐久の四個教会建設せられ、深川の一個教会加入す。即ち群馬県伊勢崎教会は明治二十一年七月二十四日会員九十七名を以て、新潟県高田教会は明治二十三年四月十三日会員五十六名を以て、群馬県足利教会は同年同月十七日会員四十一名を以て、長野県北佐久教会は同年九月八日会員十一名を以て建設せられ、東京深川教会は明治二十三年四月、カンバランド・プレスビテリアン・ミッシュヨンより転入し来たりしものなり。所属教会五個を増して二十二個となり、会員総数二千五百四十二人となれり。(北佐久の会員数を除く)。

浪花中会管内に於ては永泉、四日市の二個教会建設せられ、大阪市、和歌山県及び愛知県の八個教会加入して十七教会となれり。即ち愛知県永泉教会(瀬戸村)は明治二十一年十月二日会員四十四名を以て、三重県四日市教会は同二十三年(月日不明)会員二十九名を以て建設せられ、大阪西教会、同東教会二個、和歌山県新宮、愛隣、和歌山、田辺、那賀の五教会並びに愛知県愛知教会の一個、計八個教会は明治二十二年を以て一致教会に転入し浪花中会の所属となれり。是等の八個教会はカムバランド・プレスビテリアン・ミッシュヨンの努力により建設せられしものなるが、同年同ミッシュヨンが協力ミッシュヨンに加入したるを以て、その所属教会九個は一致教会に加入せり(内一個深川教会は第二東京中会に入れり)。爰に於て該中会所属の信徒総数二千二百四十人となれり。

## 第五篇

鎮西中会管内に於ては僅かに一個教会を増したるのみなりき。即ち佐賀県松浦教会は明治二十二年五月会員二

十二人を以て建設せらる。該中会所属の教会計八個會員總數八百六十六人となれり。

宮城中会管内に於ても亦漸く一個教会を加えたるのみなりき。これ即ち明治二十年九月十一日會員八十三人を以て組織せられし紋籠教会なり。該中会所属の信徒計千百三十七名となれり。

以上を総合すれば、我が一致教会が日本基督教会と改称せし時に当たり、其の所属教会は七十二個、會員一万〇四百九十五人、牧師十八人、長老百六十八人、執事百九十五人なりき。(山本秀煌編、日本基督教会略史前編)

## 日本基督教会時代

熊野 雄七他編

日本基督教会時代は明治二十三年十二月大会閉会后、即ち新憲法実施の時より始まり明治三十年七月に至る者にして其の著しき特色は教会内部に於ける組織の成熟となす。而して教会の外形的膨脹の如きは前期(日本基督一致教会時代自明治十年十月至同二十三年十二月)に比すべくもあらず。該期の伝道は画策と尽力に於ては或は一層活潑なる者ありしと雖も、實際の結果に至りては前期に及ばざる甚だ遠し。是れ一は一般の時勢と親密なる關係を有せる者にして、唯り「日本基督教会」のみにあらず、教勢不振は凡ての教会の悲嘆にてありしなり。

之を要するに前期(日本基督一致教会時代)は形骸膨脹の少年時代にして、日本基督教会時代は即ち内質發育の青年時代に比すべきものなり。されば従来外部に向いたりし進歩が、該期に至りて内部に転向したり。而して其の転向の機会を作せる者は前期に於ける組合一致合併相談の失敗にてありき。然るに該合併相談の失敗が不思議にも此の教会の趨勢をして此の方針を取らしめし者、前期の形骸膨脹に伴える内質堅実の必要ありしが故な

致教会憲法案を編成する為め、イムブリ、井深樞之助、植村正久、田村直臣、ノックス、熊野雄七、星野光多等七名を挙げて委員となせり。是れ教会の発達するに従い従来用い來たりし「教会政治」にては甚だ不十分なるを以て、若し其の合併にして成らざらん時は一致教会自身に新憲法を編制するの必要ありしによりてなり。而して兩教会合併の基礎として編成されし憲法草案は大いに委員の参考となれり。此の他同大会は右委員をして次の大会の少なくとも六ヶ月前新憲法草案を各教会に送附せしめ、又議長書記と商議の上、何時にても次回大会を召集し得るの権を与えたり。

かくて右委員は信条、憲法、規則、附録の四部より成れる改正草案を編成し、右議定の手続を経たるより、明治二十三年十二月三日、第六回大会は東京教寄屋橋教会堂に於て開設せられ、大会は同草案を受けて審議討究し



り。故に第三期（日本基督教會時代）の劈頭第一に生じたる問題は信条及び憲法の改正にてありき。此れ実に合併運動に連関接続せる者にしてその余力に成りし觀あるなり。此の他該期に於ける教育の事及び教会の儀式、礼典は前期末の状体に比して著しき変化を見ず。

#### 信条並びに憲法の改正

明治二十三年五月東京に開かれし第五回定期大会の組合一致兩教会の合併成功すべからざるを看破するや、別に一

幾多修正を加えて終に之を採用する事となり、同時に本教会の名称を改めて、日本基督教会とせり。斯くて修正の上採用せられたる新憲法は「日本基督教会信仰の告白、憲法、規則及附録」と題して直ちに印行せられ、明治二十三年十二月十六日即ち同大会閉会後、直ちに実施され、規則は翌年一月一日より実施せられたり。

#### 日本基督教会信仰の告白

我等が神と崇むる主耶蘇基督は神の独子にして人類のためその罪の救ひのために人となりて苦を受け我等が罪のために完全き犠牲をさゝげ給へり凡そ信仰に由りて之と一躰となれるものは赦されて義とせらるる基督に於ける信仰は愛に由り作用はたらきて人の心を清むまた父と子とともに崇められ礼拝せらるる聖靈は我等が魂に耶蘇基督を顯示すその恩によるに非ざれば罪に死したる人神の国に入ることを得ず古の預言者使徒および聖人は聖靈に啓迪せられたり新旧両約の聖書のうちに語りたまふ聖靈は宗教上のことにつき誤謬なき最上の審判者なり往時の教会は聖書に拠りて左の告白文を作れり我等もまた聖徒が曾て伝へられたる信仰の道を奉じ讚美と感謝を以てその告白に同意を表す

我は天地の造成者全能の父なる神を信ず我はその独子我等の主耶蘇基督を信ず即ち聖靈によりて胎られ処女マリヤより生れ。ポントオ・ピラトの下に苦を受け十字架につけられ死して葬られ（陰府に下り）第三日に死者のうちより復活よみがり天に昇りて全能の父なる神の右に座し給へり彼所より来りて生けるものと死ねるものとを審判さばたまはん

我は聖靈を信ず聖なる公同教会すなはち聖徒の交通罪の赦身軀の復活永遠の生命を信ずアーメン

## 憲法

### 第一条 目に見えざる教会

神は万国民の中より大衆を集め之に由て世々其恩恵と智慧の勝れて豊なることを顕はし給ふ是れ即ち活ける神の教会キリストの身聖礼の殿万の物を以て万の物に満たしむる者の満てる所なり此数へ難き大衆は国々世々の聖徒等より成立つものなれば之を名けて聖なる公同教会と云ふ又此教会に属する者を定かに識れる者は只人の心を知り給ふ神のみなれば之を目に見へざる公同教会とも称す。

### 第二条 目に見ゆる教会

目に見ゆる教会は父と子と聖霊即ち永遠かぎりなくは頌むべき唯一の神を認むる世界に在るキリスト教徒と称する全躰より成立つものなり。

### 第三条 一部の教会

一部の教会は目に見ゆる公同教会に属するもの、神を拝し潔き生活を為しキリストの国を拓めんが為に或政躰の下に結合したるものなり。

### 第四条 一個の教会

一個の教会は一部の教会に属する人々規則に循ひて設立せられ定められたる時に神を礼拝せん為めに集合する所のものなり。

## 第五篇

### 第五条 礼拝

主の目には教会員皆共に集りて全能の神我等の天父を拝すべし。



礼拝の式は祈禱讚美聖書の朗読説教聖礼典の施行献金及び祝禱とす。

## 第六条 教師

教師とはキリストの福音を宣伝へ聖礼典を執行せん爲めに規則に循ひ任職式を以て其職に任ぜられたるものなり而して一個若くは數個の教会を牧することに任ぜられたる教師を牧師と稱し特別に中会の命に依りて無牧の教会又は伝道の事を監督することに任ぜられたる教師を宣教師と稱し大会に於て認可せられたる神学校の教授たる教師を神学教師と稱す。

## 第七条 伝道者

伝道者とは福音を宣伝へん爲めに規則に循ひて中会の準允を受たる者なり伝道者は中会又は中会が命ずる所の教師の指揮に循ひて伝道に従事すべきものとす。

## 第八条 長老

長老は牧師を輔佐して教会の事を掌らんが爲め規則に循ひて撰定せられたるときは中会大会の議員たらん爲に一個の教会に依て撰定せられたる代表者なり長老は男子たる會員にして聖餐に陪する所のものたるべし。

## 第九条 執事

執事は牧師を輔佐して貧者を恤み會計を掌らんが爲に一個の教会に依て撰定せられたる代表者なり執事は其教會員にして聖餐に陪する所のものたるべし執事を置かざる教会にては小会をして執事の事務を兼ねしむることを得

## 第十条 代議會

日本基督教会は其政治の執行を小会中会大会に委任す憲法及び規則に於て是等の代表者或は執事に与へられざる

権は教会自ら之を実施するものとす。

#### 第十一条 小 会

小会は一個の教会の牧師（又は牧師等）及び長老を以て組織し教会の事を掌る所なり是故に小会は教会に加入せんと欲する者を試験し又加入せしめ転会書退会書を受授し憲法規則及び信仰の告白に循ひて会員を懲戒し教会に牧師なき時は説教及び聖礼典の執行に差支へざる様準備を為し日曜学校并に凡て教会に於て負担する所の伝道の事を監督し中会に代員たるべき長老を撰定す。

#### 第十二条 中 会

中会は一部内にある凡の教師及び各教会より出したる長老一名づゝを以て組織す但聖餐に陪する会員三百名以上を有する教会の小会は長老二名を出すことを得又教師は牧師宣教師神学教師の外は投票の権を有せざるものとす中会は其部内にある凡の小会教会教師伝道者及び未だ教会に組織せられざる信徒の集会の事を掌る所とす是故に中会は教会の建設転籍合併加入退籍解散教師の任職就職退職転会入会退会懲戒牧師の就職解職及び伝道者の准允退職転会入会退会懲戒の事を掌り又小会の記録を検閲することを得小会教会未だ教会組織せられざる信徒の集會に助言幫助を与へ規則に循ひて提出せられたる照會に応じ上告を判決し秩序を維持し伝道の事業を執行し大会に出づべき代員を撰定す。

#### 第十三条 大 会

大会は各中会に依て撰挙せられたる代員を以て組織す各中会は其部内にある三教会毎に教師一名宛を撰挙すべし大会は日本基督教会の代表者又顧問府にして凡て其事業及び利害に関する事を掌る処とす大会は中会を建設合併

解散し其区域を定め其記録を檢閲し規則に循ひて提出せられたる照会に応し上告を判決し憲法規則及び信仰の告白を解釈し各中会及び諸教会中に秩序を維持す大会は内外伝道局を設立することを得又神学校並に其他のキリスト教主義の普通及び高等学校の管理を負担することを得。

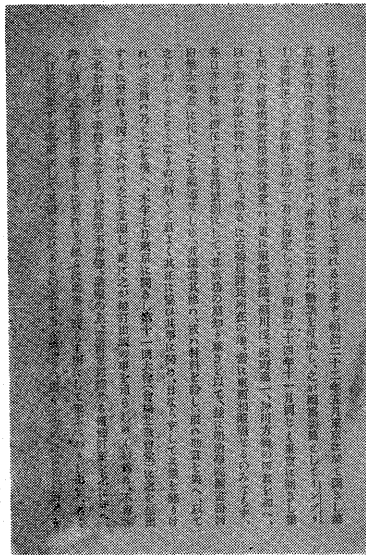
#### 第十四条 憲法及び信仰の告白の改正

憲法及び信仰の告白を改正せんと欲する時は必ず先づ一個の中会より大会に其改正案を提出すべし大会は改正案を提出したる中会に改正案を戻し或はこれを其儘又はこれに修正を加へ各中会に伝達して其可否を議決せしむべし各中会の議決は単に可若くは否たるべし各中会に於て之が可否を議決するは其大会より少くも六ヶ月後に開きたる會議に於てすべし各中会の記者は可否投票の数を大会に通知すべし若し其改正を可とする投票全数の三分二ある時は大会の記者は書面を以て之を諸中会の記者に通知し可否投票の数をも合せ通知すべし然る時は其改正は即ち憲法又は信仰の告白の一部となるものとす。(熊野雄七他編 日本基督教会歴史)

#### 大会編纂委員編纂「日本基督教会歴史」出版始末

日本基督教会史編纂の事、一朝にして成れるに非ず。明治二十二年五月東京に於て開きし第五回大会(会場新栄教会堂)は、井深梶之助君の動議を可決し、之が編纂委員としてインブリー、植村正久、井深梶之助の三君を指定し、次て明治二十四年十一月同じく東京に開きし第七回大会(会場教寄屋橋教会堂)は、更に服部章蔵、瀨川浅、阪野嘉一、押川方義の四君を加へ、以て編纂の事に従はせたり。然るに右委員諸氏所在の地、啻に東西相離隔せるのみならず、各自亦直接に担任する専務繁劇にして、其成功の期知り難きを以て、茲に明治学院図書掛河

田繁太郎君に托し、之を編述せしめ、井深君其他は、或は材料を給し、或は助言を与へ、以て之を助くることゝなりぬ。斯くて君よく其任に協ひ其事に努め、日ならずして其業を終りければ、委員は乃ち之を携へ、本年七月東京に開きし第十一回大会（会場芝教会堂）に之を呈出するに至れり。因て大会は之を受領し、更に之が校訂出版の事を司らしめんが為め、不肖等三名を挙げて委員となせり、於此乎不肖等、熟読の上、至当と思惟せる脩飾訂正を之に加へ、漸く以て之を印刷に附するに至れり。思ふに此書の洩らす所にして加ふべかりし事実、若くは



訂正を要する事項にして其儘になせるもの之あらん歟、そは広く大方の評言と忠告とを辱ふし、更に第二版を發するに至り、之を大成せん事を欲す。而して此書尚ほよく今日にして成れるもの、其功其労実ニ井深河田両君に於て最も多く存すと云爾。

明治三十年即日本基督教会創立後二十五年十月二十五日

出版委員 熊野 雄 七

湯 谷 礎一郎

星 野 光 多

## 外国教会及びミッションとの交渉

熊野雄七 他編

明治二十三年万国長老主義同盟会 (Pan Presbyterian Alliance) の書記、書を寄せて「日本基督教会」の加入を促がし来たる事二回、是を以て同年十一月の大会は此の事を議し、終に委員を挙げて事情を調査せしめし上、翌年の大会は之に加入する事を可決し、委員をして其の手續を執行せしめ、且つ明治二十五年九月加奈太トロント府に開かれし該同盟会に出席すべき代表者を撰定せしめしが、アメルマン、ミロル、当撰せり。

明治二十八年協力ミッション会議は、本局よりの命により、同年二月十四日米國ニューヨーク府に開きし合衆国及び加奈太の諸外国伝道局及び同会社の役員及び代表者の集会の議決に従うて送り来たる全世界の諸教会に宛てたる「ミッション教会独立問題に関する書翰」(ミッションの補助せる教会の独立を勧むるもの)を大会に呈し、且つ大会が審議の上、此の主意を諸教会並びに各信徒に通知して其の注意を促がす事、及び統計表を製する事、又此の目的を遂ぐる為に必要なる他の方法を案出する事等に協力あらん事を請求する旨を通じ来たる。因りて同大会は左の返書を協力ミッション会議に与えたり。

拝啓御申し越しの趣き謹んで了承仕り候、乃ち審議を尽し左に御返事申し上げ候。

日本教会に属する教会にして未だ自給独立の運びに至らざる者あるは御同様遺憾とする処に候、去り乍ら我が大会は既に積年之を奨励致し居り候事なれば今改めて此の主意を通知するを要せずと存じ候、勿論御申し越しの御精神には深く同情を表し候、尚此の上共各個教会に普く自給独立の実挙がり候様益々心を用い申す可く

候。

就いては各ミッションに於ても、教会を補助せらるる方法及び程度に關しては、各其の中会と協議を尽して実行せらるる様致し度く候。右は自給独立の目的を達するに於て最も必要なる条件と存じ候間此の儀御勧め申し上げ度く候。將又御申し越しの統計表等の如きは可及丈力を致し相互の便益を図り申す可く候。 敬 具

伝道局の改革以來、ミッションとの協力なる者伝道上の処置に於ては實際僅少にして且つ曖昧なる者ありしより、明治二十八年大会は又左の動議を可決するに至りたり。曰く「諸ミッションは日本基督教会と協力すとの條件に由り權利をも有し其の發達に影響を及ぼす事大なり、大会は各中会より一名宛の委員を撰挙し、此の協力の性質、其の實際の有様を調査し、相互の關係につきて方針を確定するの案を作らしめん」。かくて井深梶之助、植村正久、大儀見元一郎、押川方義、吉岡弘毅、和知牧太等其の委員に当撰す。而して委員は之れが為に各中会をして左記の項目につき精確なる調査をなし、次の大会に報告せしめんとの案を提出し大会之を可決せり。

一各ミッションは中会の部内に伝道地を撰み其の使用する教師伝道者の資格及び報酬額を定め之を任命進退するに付き中会（若しくは其の当局委員）と協議する乎。

一而して此の協議なる者實際如何なる効力を有する者なる乎。

一中会管轄内にあるミッションスクールの組織如何。

斯くて明治三十年七月東京に開かれし大会に於て、之れが為別に挙げられたる委員は、前記委員より差出したる調査を検して左の如き報告併びに決議案を呈出したり。

委員等は各中会より出したるミッションとの協議の件につき調査したるに、協力の実あるもの一つも無き事を

認むるが故に左の決議案を提出す。

### 決議案

協同ミッションとは日本基督教会の各中会部内に働く所のミッション及び中会の撰定したる同数の委員の間に於て伝道上一切の事業を商議実行する者を言う。

同大会は直ちに之を決可したりしが、次いで又左の決議案を提出するものあり。

### 決議案

協同ミッションの定義確定の上は大会は七名の委員を挙げ、従前より協同上關係を有したる各ミッションと慎重に商議せしむべし、而して委員に於て必要と認むる時は臨時大会を招集するの件を委任す。

此の決議案亦可決せられ、押川方義、植村正久、服部章蔵、石原保太郎、熊野雄七、細川瀧、星野光多の七人  
之れが委員に挙げられたり。(熊野雄七他編 日会基督教会歴史)

第  
六  
篇





# 新神学と井深梶之助

神学上の意見の相違

小崎弘道

二十二年（注・明治）の夏米国派遣員なるウィッシャード氏指導の下に、同志社に於て全国青年学生の爲始めて夏期学校を開いた時、私（小崎）の講演は聖書論であつた。当時はユニテリアンや独逸普及福音教会の宣教師等が頻りに新神学や聖書の高等批評論を主張しはじめた頃で、聖書に対する吾人の態度を明らかにするは必要なことであつたから、私は従来インスピレーション説の誤謬を弁じ、高等批評の結果を大体容認すると共に聖書の史的事実を承認し、聖書の記者は孰れも聖霊を受け高尚なる精神を以て書いたものであることを高調し、所謂倫理的インスピレーション説を主張した。然るに同志社の系統神学教授デビス博士の教説は之と全く反対で、聖書は神の啓示に由るものであれば一点一面も誤謬なしと唱えた。爰に於て私の意見は過激危険思想であるとせられ、後夏期学校の講演集を出版するに当たりても私の講演文は掲載を見合わされた。

其の頃金森君はデビス教授等と略同意見を保持し、私の説を以て信仰の基礎を崩すものと爲した。横井君も稍々相似た意見であつたが、独り海老名君は私に賛成であつた。

第六篇  
併せて私の聖書論は私独特の物ではなく、大体はエール大学のラッド教授の「聖書とは何ぞや」と、ハーバード大学のサイアー教授の「聖書に対する態度の変遷」なる二書の趣意に基づいたのである。（小崎弘道「七十年の

神学上新思想と旧思想との衝突

田村直臣

明治二十一、二年頃から明治二十六、七年頃迄、五、六年間は、基督教界に於ける新旧思想の衝突は、実に猛烈であった。數年来、宣教師達より教えられて居った基督神学は、保守的であつた。其処へ、新思想を懐いて居るユニテリアン、ユニボルシャリスト、独逸普及福音の如き宗派が、東京に乗込み、雑誌を發行し、又は神学校を設立し、旧思想に対して、非常な反対の鋒を向けたから堪まらない。教会の幼稚なる信徒は、其の説を聴き、単に驚いたばかりでなく、其の新思想の為、手傷を負うた者は何の位あつたか知れない。聖書には誤りが多く、其の記事は信を置くに足らない。基督は、単に人間にして神ではない。基督の復活は精神的にして肉体的ではない。基督の救いは、倫理的にして贖罪的ではない。何から何迄、今まで教えられて居った教理とは、殆んど反対の教理であつた。未だ聖書に就いて充分の修養を受けて居らない信徒には、何が何やら訳らず、恰も宙に迷うた様な有様であつた。宗派の内、最も急激な襲撃を受け、其の思想の宣伝者になつたのは、組合教会が第一に位する者である。明治二十四年、番町教会の牧師たりし金森通倫教師は、「日本現今並びに将来の基督教」と題する書を公にし、新説の開拓者となり、遂に牧師の大職を投捨てて、蠣殻町の相場師の一人と化した。明治二十七年、本郷教会の牧師たりし横井時雄君は、「我が国の基督敎問題」と題する書を著わし、新思想の本来本元となり、其の結果、教職を見放し、政治界に身を投じた。両氏の跡を継ぎ、青年牧師にして、教職を去つた者は、

組合教会に於ては、其の数は極めて少なくなかつた。我が派教会も、此の新思想の大嵐に襲われ、吹き飛ばされたる者は、少教ではなかつた。(中略)

此処に一言云うて置きたい事は、当時、東京に於て、ユニテリアン思想の外、日本基督教会信徒の信仰の動揺したのは、在東京のブランド氏を指導者と仰ぐ、ブリマウス・ブレザレン派であつた。此の派の人々は信仰に熱心で、何処までも原始的で福音的であつたが、教会の組織を毀し、教会に有給の牧師あるに反対した、遂に日本基督教会を去つた者は、其の数少なくなかつた。(田村直臣「信仰五十年」一八六頁)

神学思想変遷の時に当たりキリスト教徒の義務

井深梶之助

前帖撒五の二十一に曰く、凡の事察かんがえて其の善きものを守るべし。

思うに此の語は当今キリスト信徒の為に極めて適切の教えなり。吾人若し此の語を解し、自ら戒むる所あらば、時弊を免るるに庶あまからん。

当今は神学思想変遷の時代なり。或は当今の時勢を以て、教法改革前の時勢に比するものあり。第十五世紀に至り欧羅巴に文学再興の事あり、人智大いに開発し、遂に第十六世紀に至りて教法改革の起こりたるが如く、当世紀に於ても學術大いに進歩したるが故に、遠からず神学界に一大改革を見るべしと断言するものあり。そは兎も角も、当今西洋神学世界の情況を觀るに、正に変遷の時代たること疑いを容れず。何となれば、単に教会外に在りて異端新説を唱うるものあるのみならず、教会内にあり博識篤信の士にして新説を唱うるもの少なからざれ

ばなり。例えば、スコットランドに於てはマルカス・ドッドの如き人あり。米國に在りてはブリグス氏の如き人あり。此等の人は、プレスビテリアン教会に在りては一、二を争う学士にして、其の品行に於ても間然すべき所なき人物なれども、近頃長老会に於て異端の訴えを受けたり。夫れ變遷の時は、即ち思想活潑の時なり。故に、諸説百出し神学海上波瀾を生ずるは予期すべきなり。然れども、此の如き變遷の時に当たりては、キリスト信徒に二つの危険あり。

第一は諸説紛みだに黑白を弁ずるの識なく、遂に全く信仰を失う事、然らざれば、最も極端なる消極的新説に走る事はれなり。独り宗教上の事のみならず、凡て變革の時に当たりて人心極端に走り易き事は、本邦近來の歴史を察しても明白ならん。四、五年前、所謂欧化主義の行なわるる時は、一も西洋、二も西洋と狂いたる人は、今となりては西洋の事物とあれば利害得失を論ぜず之を厭うの傾きあり。又、教法改革の歴史を省みよ。マルテン・ルウテルのプロテスタント主義を唱うるや、カアル・スチッドの如き、トマス・ムウンゼンの如き過激の論者あり。大いに改革の事業を妨害したるに非ずや。是れ即ち、變革の時に当たり吾人の注意すべき第一の危険なり。第二の危険は第一とは全く反対なり。偶々改革論者中、極端の異説を唱うるものあるを見て、凡て新説を唱うるものは此の如しと臆断し、苟くも古義旧説に反するものは一切之を排斥し、頑固なる保守家となること是れなり。其の弊や、蓋し真正の進歩を妨害する事に於て第一に譲らざるべし。例えば、教法改革後の神学者等が極端に狼狽して純然たる機械的のインスピレーション説を維持し、大いに神学の進歩を妨げたるが如し。變遷の時に当たり吾人の弊此の如し。然らば如何にせば可ならんか。他なし、本文の教えを奉ずべきのみ。曰く、凡の事察かんがえて善きものを守るべしと。

さて、此の翻訳は原文の意を尽さず。此に「かんがえて」と訳したる語は「試みる」の意義なり。例えば、火を以て金銀を煉るが如し。前彼得ペテロ一の七には、汝等の信仰を試みらるるは壤と金の火に試みらるるよりも貴し。云々。又後哥林十三の五に、汝等信仰に居るや否や自ら省み自ら試むべし、とあるは即ち同じ原語なり。されば、「かんがえる」と云うよりも寧ろ試むるの意に解すべきか。又、守ると訳したる語も堅く取りて放たざるの意あり。

Prove all things; hold fast that which is good.

本文に此の如く云うを見れば、当時テサロニケ教会に於ても稍々当今と等しき事情ありしものと思わる。其の事は前二節を見れば分かるなり。曰く「聖靈を熄す勿れ。予言を藐視する勿れ」と。予言と云えば、未来の出来事を予言するの意に聞ゆれども必ずしも其の意に非ず。聖靈に感じて神の命を告げ、人を教ゆるにあり。前哥林十四の一、三に曰く「靈の様々の賜を慕うべし。殊に慕うべきは予言することなり。……予言する者は人に語りて其の徳を建て勧めをなし安慰を予うるなり」と。此の語に囚りて予言の性質を知るべし。

蓋し、テサロニケ教会内に自らを予言者となし聖靈に感じて語ると主張したるものの中に、言行一致せざるものありしならん。此に於て、他の信徒は之を見て疑念を生じ、凡て予言を信するに足らずとし、聖靈の感動を妨げんとするの傾向ありしならん。是の故にパウロは一、二偽予言者の為に真正の予言を藐視せず。若し自ら予言者なりと唱うるものあらば能く之を試み、而して神の教えに合わずば之を斥け、若し合わば之を取り凡て善きものを維持して動くべからず、と勧めたるなり。

使徒ヨハネも曰く「愛するものよ。凡ての靈を信する勿れ。其の靈神より出づるや否やを試むべし。多くの偽

予言者出でて世に入れり」と。蓋し同じ精神なり。

知らず今日我が邦に偽予言者あるや無きや。然れども、近来神学上諸説紛々たることは言を待たず。然らば此の時に当たり、或は漫りに極端の説に走り、或は反動に由りて無や三に保守説を主張するものなきを保せず。是れ固より皆非なり。吾人は宜しく使徒パウロの教えに従い、凡ての事之を試み、而して其の善なるもの即ち神より出づる所の真理は飽くまでも之を維持すべき也。

然れども、人或は曰わん、其の論や善し。然れども誰か能く之を行わんと。対えて曰く、吾等固より其の難きを知る。凡て極端に走るは易く、中庸を得るは難し。然れども、此の如き事は難易を以て論ずべきに非ず。曲直の論なり。故に、吾等は須らく耐忍と勇氣とを以て紛々たる諸説を試練し、其の純潔無垢なるものを得、之を得ば死を以ても之を維持すべし。夫れ純金は試練を恐れず。真理は探究を憚らず。キリスト教果して真理ならば、何ぞ学者の批評研究を恐れん。或は世人のキリスト教と称するものの中には純金に非ざるものもあらん。其等の異分子は火を以て試みる時は滅し去らん。然れども、純金は唯に依然として存するのみならず、反つて之に由りて光輝を発すべし。且つ飢渴真理を慕う者あらば天父争でか之を示し賜わざらんや。明治二十四年十月十日（井深梶之助説教講話草稿集其の五）

## 宗教上の前途

井深梶之助

目下衆議院議員惣撰挙の前に臨み、寄ると触ると其の話ばかりあり、新聞紙面の過半は議員候補者の沙汰を

以て填めらるる時に、宗教上の前途に就いて説くは或は迂遠の語りあらん。若し迂遠なりと云う人あらば、余輩は其の語りを甘受すべし。唯余輩は此の問題の一日も忽がせにすべからざる事を信ずるなり。余輩は一個人としても、一国民としても、此の問題を免がるべからざる事を信じて疑わざる也。

今我が国民の最も知らんと欲する所のは、此の度の惣選挙の結果ならん。余輩も之を知らんと欲する也。然れども、請う、暫次政治界の動揺は余所に措き、我が國宗教上の前途を考え見よ。是れ儘に余輩の講究すべき問題なるを信ず。且つ早晚此の問題の大いに我が国民の注意を惹起すべき時あるを信じて疑わざる也。

其の前途果して如何。本邦従来の宗教は、是れより益す盛んに成り行くべきか、將た枯木の如く漸々衰えて地に墮ちんとするか。若し従来の宗教にして次第衰頽せば、我が國は無宗教國となるべきか。若し無宗教國となるとせば、国民の生命道徳上に如何なる影響あるべきか。近年我が國に伝わりたるキリスト教の前途は如何。其の伝道は果して成功の見込みありや。キリスト教は神道、儒教の如く仏教と併せ行なわるべきや。或は水火相容れず優勝劣敗の天則に漏れず、其の中孰れか勝を占めて遂に全く皇國の宗教となるべきか。

開港以来我が国民の注意を惹きたる所のものを見るに、第一に武器、大砲、軍艦の類、次に電信鐵道の類、次に學術、次に法律、次に文學、哲學と云う如き順序あるが如し。即ち有形的より無形的に進み、實際的より理想的に遷りたる痕跡明白なり。既に泰西の文學及び哲學が人の注意を惹くに至り、其の宗教及び神學に注意するの日遠きに非ざるを信ずるなり。否、既に神學上の議論の稍々活潑ならんとするの徴候あるに非ずや。余輩、予言者に非ざるが故に、敢えて宗教上の前途を予言する能わず。但し、歴史は自ら反覆すと云い、既往は將來の予言なりと云うが如く、世の歴史を読み皇國の事情を考えて大いに思い当たる所あるが故に、聊か之を吐露して諸君



の清聴を煩わさんと欲するなり。

退いて一千八百有余年前キリスト教の起こりたる頃ロマ帝国の情態を考察するに、我が国開港以来の道德上及び宗教上の情態と、不思議なるほど相似たる所あるを發見す。第一人智の開けたる事、次に其の道德上の有様に就いて言へば、ロマ帝国となり、以来人民の道德は大いに衰頹したり。ロマ人は元來剛毅質樸の氣象に富みたりしが、政治上の組織と緻密の關係を有したる彼等の道德は、政治上の変遷と共に變更し、且つ太平の世となるに隨いて漸々祖先の氣象を失ひ全く遊惰淫逸の民となれり。其の風俗の大いに壞乱したる事は婦徳の壞れたる事に由りて其の他を推知すべし。當時ロマの婦人が貞操の神に獻げたる祭壇の前を過ぎる時にはあざ咲いて通り越したりと云う。又歴々の家に生まれたる婦人にて芸娼妓となるものあり。又其の頃の婦人は年を数うるに生まれ越りよりの年月を以てせずして、良人を取り更えたる数を以てせりと云う事あり。其の他は想像すべし。固より余輩は我が国の道德は此の如しと云うに非ず。決して然か思わざるなり。然れども、如何にひいきして考えて國民一般の道德は最早此の上一寸も進歩するの余地なしと云う事能わざるべし。又、維新以來著しく進歩したりとも云う事能わざるべし。其の実は全く反對なるべし。次には從來の諸宗教の全く信用を失いたる事。

未だロマ一統の天下とならざるや、諸国に於て其の国限り崇尊せられたる所の神々ありき。例えば、ロマにはロマ固有の神々あり。エジプトにはエジプト人の神、ギリシヤにはギリシヤ人の神と云うが如し。然るに、ロマ人が天下を征服するに及びて凡て其の国々の神々をも生け取りにし、ロマの帝都に携え来たりて之をパンテオンと云う大社の中に集めたり。申さば、万国の神々悉くロマに集会したる訳なり。さて其の結果如何と云うに、其の神々は本国にありてこそあらたかの神なれ。夥多の他の神々とを比べられては、最早唯我独尊と云うべから

ず。其の威光は頓に地に墮ち、孰れも似たり寄つたりの偶像と変化し去りたり。而して羅馬従来の神々も又同じ運命に出逢いたり。如何となれば、只彼等ばかりの時は古来の遺伝に由りて尊くも思いたれども、他国の神とに比較するに大同小異にして他国の神の馬鹿らしき事を知りては、本国従来の神々も同類たるに気付かざるを得ざりき。故に、ローマに於けるパンテオンの大社に万国の神々の集合したる結果は共死と云う事なりき。故に其の頃世話に大御神は死に玉えりと云う事ありき。此の如き勢いなるを以てアウグスタス帝の如きは、熱心以て宗教恢復を謀り、財を惜まずして神社を修復又は新築し、或は新たに盛大なる祭典を起し、後には祝日にはローマ皇帝の靈を拜せしむることとなりたれども、其の主意たるや素と政治上の器械として奨励したることなれば、寸功を奏せざりき。又、其の神として拜せらるる所の人は如何なる人物かと云うに、カユギラ帝、ヒロー帝の如き残忍無道の人なれば、邪神として畏るるものはいざ知らず、人民が真に神として拜せざりしは怪しむに足らざるなり。而して従来の宗教は益す衰え、無知無学なる者は野鄙荒誕なる迷信に陥り、少しく学識ある者は大抵純粹の懷疑者、無神論者となれり。方伯ピラトが問いたる真とは如何なるものぞやとは能く其の精神を示す也。

我が国維新以来宗教上の傾向果して如何。幾分か之に類する所なきか。従来の諸宗者は、維新以来大いに世人の信用を失いたるに非ずや。固より未だ全く死せず。然れども、旧幕時代の勢力に比して如何。其の大きい衰頹したる事に於ては異論あらざるべし。然らば、従来の宗教は漸々衰微して我が国は遂に無宗教国にならんか。否、決して此の事あるべからず。天下に其の例なし。宗教は人の天性に基づく。

然らば、何の宗教か此の国の宗教とならん。神道なるか。否、余輩は然か思う事能わず。固より宮中の儀式としては存せらるるならん。然れども、適當なる意味にて宗教として行なわる事は思いも寄らざるなり。儒道は如

何。支那に於ては一個の宗教と認むべきものならん。然れども、我が国に於ては宗教に非ず、道徳上に於て尚勢力を有すべし。何と云うても、今日の徳育の主義は儒教主義と云うべし。然れども、宗教に非ず。仏教は如何。仏法印度の北方に起こり其の後南北二派に分かれ、一つは南方シロン嶋に渡り其れよりビルマ、サイアム等に伝わり、一つは北の方ヒマラヤ山を越え西藏国に入り東漸して支那、朝鮮に入り、遂に本朝に伝わりたるは、欽明天皇十三年の御宇にして今を去ること千三百五十有余年の昔日なり。而して、仏法の東漸は此に其の進歩を止めたり。維新前迄は独り勢力を専らにせり。然るに、開港以来我が国の宗教界に一つの新たなる原素を輸入したり。是れ即ちキリスト教の傳來なり。

キリスト教は仏法に後ること大約五百年、亜細大陸西南の一隅に起こり西漸してギリシヤに伝わり羅馬に入り、歐羅巴、亜夫利加に普及し、而して中古コロンブスが新世界を発見するに及びて米国に移り、時満ちて遂に本朝に伝わりたり。而して、仏教の東漸とキリスト教の西漸と此に衝突したるが如し。尤も、キリスト教は、早く既に支那、印度、ペルシヤ等にも伝わりたれども、先ず我が国こそキリスト教と仏教の勝敗の定まるべき場所の如し。

然らば、其の中孰れか勝を獲て永く此の国の宗教となるべきか、是れ目下の大問題なり。仏法と雖も一大宗教なり。且つ數百年來の経歴を有するが故に容易には全く倒れざるべし。然れども、若し我が国は益す開明の方針を取りて進歩するものとせば、到底第十九世紀の時勢と併行する事能わざるを信ず。其の故如何。

第一、仏教は厭世教なり。生を悪と為すものなり。故に遁世を以て主義とす。(仏法と和歌の関係、月、日、音楽、鉦鐘の事、諸行無常、盛者必衰、無為寂滅)此の如き主義の宗教は開明進歩の時勢に適せず。

第二、仏教は個人的の自由に反する教えなり。仏教にも諸宗派ありて各其の主義を異にする事を知る。然れども、仏法たる以上此の範圍を脱する事能わざるべし。仏教は彼我の差別を滅せんとするものなり。既に我と云う觀念が妄想なりとすれば、何ぞ個人の自由、權利を論ずるの必要あらんや。慈悲を説けども公道正義を唱えず。道徳の觀念うすき事、女人を寄附する事。然れども、自由、權利を貴重するの時勢は、決して此の如き宗教の下に屈服せざるべし。既に仏法は我が国の宗教たるにたらずとせば、之に更わる所のものは、勿論キリスト教に非ずして何ぞや。キリスト教は此の世に天国を建てん事を望む、自由を重んずるの宗教なり。人は神に象りて造られたる事を教え、人の靈魂は永遠無朽なる事を教ゆ。人の靈魂を救わんが為に神子自ら生命を捐てたり。人の良心を重んずべき事を教ゆ。此等は皆人の自由に至大の關係あり。又、キリスト教は進歩的の宗教なり。此の事は論より証拠、泰西のキリスト教国の歴史と支那、印度等の歴史を比較せば論を俟たずして明白ならん。

此等の故を以て余輩は、我が国は遂にキリスト教となる事を確信して疑わざるものなり。昔日盛大を極めたるエジプト、ギリシヤ、ロマ諸大国の偶像教は、早く既に消滅して僅かに歴史上に其の跡を留むるのみ。而して、当時愚婦愚夫の宗教と賤められたる十字架の教えが反って天下の宗教となれり。歴史は自ら反復す。我が国に於ても亦此の如くならんとするを信ずる也。明治二十五年一月二十四日起稿

版 權 登 録 之 証

版權登錄之證

歷史上之基督 壹冊

翻譯者 井深梶之助

右第四〇五三號ヲ以テ版權

登錄簿ニ登錄ス

明治二十二年十月廿四日

内務省

ヨング著 井深梶之助訳

版權登錄之證

加拉太書註解 一冊

著作者 井深梶之助

右第一三四一二號ヲ以テ版權

登錄簿ニ登錄ス

明治二十五年七月廿一日

内務省

インブリー著 井深梶之助訳

助けて見れば我子なり（トラクトの中より）

井深梶之助

日本の諺に捕て見れば我子なりといふことあれど夫れとは事かはり此に助けて見れば我子なりといふ実話あり処はアメリカ合衆国ニウヨルク州にロッチェストルと名くる一小都会あり、其市街の中央にゲネシー川といふ川ありて兩岸甚だ峻しく処々に洞穴あり、又二三の大滝ありて水勢も頗る急激なり、さて此邑に一人の紳士あり、一日旅路より帰り寸刻も早く宅に帰り妻や子供こどもの恙なき顔を見んものと思ひ側目もふらず家路を指して急往く途中川の傍に大勢集りて何か頻りにアレ〜と叫居たり、因て不審の余り何事ぞやと問ふに少年が川に落ちたるなりと答ふ、然らば何故に助けざるかと言ひも果さず携たる「カバン」を投棄外衣を脱棄ザンブと水中に躍込み今將に沈んとする少年をシカト抱止め辛じて岸に泳付き水を拭ひその面に掛れる髪を払ひて見れば豈計らんや我子なりしとぞ

さて此紳士は我子とは夢にも知らず他人の子を助けんために水中に飛入り計らずも我子の一命を助けたり、蓋キリスト信徒が道の為めに諸の艱難辛苦を甘じ尚罪惡の淵に沈める同胞の兄弟を助けんために危険の水に飛入り而して己の靈魂に如何なる報酬を受けることをも思はざるは亦斯くのごとし、我侪キリスト信徒は他人を救はんことを欲して我身と我最も愛する者までも救ひキリストを信ぜざる人は他人のために努力することを厭ひて反つて我身を失ふことあり、キリスト曰生命を全うせんとする者は之を失ひ我ために其生命を失ふ者は之を得べしと。

明治廿一年四月廿五日印刷 翻訳者兼発行者 井深梶之助 東京麻布区篁筒町三番地寄留 福島県士族 明治廿一年四月卅日出版 印刷者 広瀬安七 東京日本橋区兜町一番地製紙分社

新聞に見た明治二十四年から明治二十六年まで 菊田貞雄 井深先生関係資料

明治二十四年

日本基督教會合同問題

〔明治二十四年一月三十一日、時事新報〕

基督教伝道の一派なる一致教會にては、昨年末大会を開きたる節教會名義の事に付余程の議論もありて、一國には一國特有の氣風あるものなれば、何処までも國風の基督教たらざるべからず。殊に今日は已に本邦人のみにて十分に伝教し得るの時期に達したれば、最早外国人の容喙を受くるの必要なしとの説多數を占め終に日本基督教會と改稱する事に決議したる趣にて、今度各所の一致教會は何れも其決議の如くに改稱したりといふ。〔新聞集成明治編年史〕第八卷二五頁〕

内村鑑三不敬事件

〔明治二十四年二月九日、能仁新報〕

内村教授の不敬事件○第一高等中学校教授内村鑑三氏は、此程同校に於て勅語奉誦式を行ひたる節敬礼を行なはざりしより、同校中に大紛紜はんうんを生じ、遂に此程教授の任を解かれたり。今其礼拝をなさざりし所以を聞くに、

××××××××××と云へる教理を固信したるよりの事なりとぞ。右に付き宗教家は去る四日東京本郷壹岐坂教会（スピネル派）に会し弁護の演説会を開き、三並、丸山等両氏演壇に登り開演せしに、丸山氏の演説中、聴衆頗る激昂し、中々の騒動なりしと。〔同上書二八頁〕

基督教徒に墓地を貸さぬ決議

〔明治二十四年四月二十四日、東京日日〕

去る廿日、廿一日、廿二日の三日間、愛知県名古屋の大谷派別院に於て、全国仏教者大懇話会を開きし節、各県より有志統々來会する者百三十余名にして、東京芝光明寺任職石上北天氏を議長に推し、提出の議案十六号、三十九条を議せり。而して就中同会が緊急事件として可決したるは、仏事禁酒を實行する事、全国仏教者の会合上は必ず禁酒すべき事、寺院境内并に附屬の墓地は必ず外教者に貸与せざる事、……各宗管長は其宗々制管法に従ひ、政府の干渉を受けざる事、皇室の葬祭を仏葬祭式に復活せられん事を請願する事、……内地雜居の問題に就き反対の同盟運動を為す事……其他、肉食妻帯禁止の宗規を廢する事、尊皇奉仏大同団へ各教会を聯合する事、……僧侶兵役免除請願の事……〔同上書七六頁〕

井上哲次郎の「内地雜居論」

〔明治二十四年四月二日、朝野〕

頃日或人井上哲次郎氏を訪ひ談合の末内地雜居の事に及びたるに、同氏は歐米古今の例を引証し、鎖國攘夷的の筆法を以て其尙我国に早きことを痛論したりと。其論旨の概要は左の如し。

一、外人の我国に雜居するに當り、我国に於て之を我國風に感化する能はざるときは遂に外人なる一階級を現



出し、国民の統合一致を破砕し、国体上に大なる変化を来すに至るべし。

二、我民族は前途発達の前途なきにあらざれども奈何せん開国猶浅く、文化の度未だ外人と対峙する能はざれば、今日外人と人種競争を開くに至らば、勝利を制すること覚束なし。

一、欧米諸国は其人種、風俗、言語、宗教等多少の差異なきにはあらざれども我国と外国との如く霄壤の差異あるにあらず。故に縦令雑居することあるも激変を生ずることなきも、我国に於て一朝雑居を許すことあらば、言語、風俗、宗教、道徳等に一大革命を惹起すること疑なし。

一、外人は我国の法令に暗ければ行政及司法上に種々の紛乱を醸すべし。

一、我国の幼稚なる商工業は低利なる外資の為に圧倒せらるべし。

一、外人雑居し外資流入するときは、労力の賃銀一時は騰貴すべきも、是と共に物価の騰貴と奢侈心の増長とを来し、邦人は結局救ふべからざるの惨境に陥るべし。是れ実に社会民政党を萌芽するの基なり。〔同上書六三頁〕

### 露国皇太子御遭難のこと

〔明治二十四年五月十二日、東京日日〕

露国皇太子殿下の御一行は一昨日の電報欄内に記せし如く去る九日神戸港へ御着盤あらせられたり。同殿下の御乗艦マゾヴァは予期（当日午後二時）の時間変更し、正午十二時を以て御着港あらせらるる旨其筋へ電報達したるを以て、御先発として、此程より同港に碇泊し居たる露国軍艦マンシユル、コレーチ、ポープル、ジビット及び我が軍艦武蔵（八日午後五時入港）高雄（九日午前八時入港）の六艘は朝来何れも満艦飾をなし、又近接の

面々も午前十時より予定の場所に出て待ち受け居りしに、正午を過ぐるも御着港なく、漸く午後零時二十分に至り有栖川威仁親王殿下の御乗艦なる八重山入港あり、此時碇泊の各軍艦は二十一発宛の祝砲を発ち、続々登桁式を行ひ、八重山号よりは答砲を発せり。……又露国皇太子殿下御一行の御乗艦マゾヴァは、午後一時四十五分随従艦モノマスナヒモフと共に徐々入港せり。此時碇泊の各軍艦礼砲二十一発を發ちて登桁式を行ひ、マゾヴァ答砲を發てり。此の際林兵庫具知事、水上警察署の小汽船にて而殿下を御案内の爲出張せり。夫より露国皇太子殿下及び希臘ジョージ殿下は予ねて差し廻したる小蒸気船に乗りかへられ、皇太子旗を立てて棧橋に御到着あらせられる。同所には有栖川宮を始め前記の高等官御出迎へ申し上げ、直ちに御上陸御用邸へ入らせられたり。……

〔同上書八四頁〕

〔明治二十四年五月十二日、東京日日〕

露国皇太子殿下御容態（十二日午前一時京都発）

宮内大臣宛

川上中將

露国皇太子殿下本日午前八時京都を人力車にて御発、大津所々巡覽の末滋賀県庁にて御昼餐、午後二時前県庁御発し、僅に六七丁なる大津京町御通行の際、右側にある途上警衛の巡查津田三藏なるもの、突然抜刀皇太子殿へ斬り掛り帽子を通し、右の御鬢の上部を後より前へ掛けて二ヶ所の疵なり。察するに一太刀に斬れしものなり。暫く路傍の小店にて出血だけを止め繃帯を纏ひたる上、県庁へ御引戻り暫く御休憩、京都、大坂等の医者へ電報を發したり。夫れより馬場停車場より汽車にて京都へ御着、五時十五分頃御旅館へ御帰り相成り直ちに御治療に取掛りたるに、御負傷は頭蓋骨までには達せず、疵口一ヶ所は長さ九センチメートルとの診察なり。只今御

治療済みにて御気分は確かなり。狼藉者は希臘親王殿下杖にて撃ち倒されたる所へ何者か狼藉者へ重傷を負はせたり。是は只今取調中なり。右上申す〔同上書八五頁〕

### 有栖川宮を露国へ御差遣

〔明治二十四年五月十五日、東京日日〕

社説に論ずる如く露国皇太子殿下御遭難に付ては速に特派全権大使を露廷へ遣はされて、露国皇帝、皇后両陛下へ御見舞申上げさせたと吾曹は望み参らせたる処、我が朝廷に於かせられても已に御評議ありし事と見え、左の如く御内定ありし由に承はる。

特派全権大使 有栖川熾仁親王殿下

副使 子爵 榎本武揚氏

右に依て見れば榎本子が昨朝御召にて西上ありしは、右副使を命じ玉ふが為めにありしと見えたり。又熾仁親王殿下には露国皇太子殿下御遭難の現場に居合せて実地の有様を詳にし玉へば露廷へ陳述の為め或は御同行あらせらるべしとも申す。〔同上書八七頁〕

### 露帝御差遣方を御辞退

〔明治二十四年五月二十一日、東京日日〕

威仁親王殿下露国御出発御見合（十九日午前十時四十分京都発電報警保局宛大浦次長より）

○威仁親王殿下廿四日御出発の筈なりし処、露国両陛下は我陛下の御厚遇の段非常に御満足にて、此上態々皇族をして御慰問を煩はす等の事は、堅く御辞退の旨を電報ありたる由にて、御執り止め（御見合の意味）にな

りし趣なり。(同上書八九頁)

大津事件の責任者処分

〔明治二十四年五月十六日、日本新聞〕

叙任辞令

免本官

滋賀県知事

沖 守 固

免本官

滋賀県警部長

斉 藤 秋 夫

位記返上致すべし

従七位

斉 藤 秋 夫

行政裁判所評定官従四位勲四等

任滋賀県知事

渡 辺 千 秋

岡山県警察部長正八位勲七等

任滋賀県警部長

竜 岡 信 熊

外務大臣交迭

〔明治二十四年五月廿九日、官報〕

叙任及辞令 ○明治二十四年五月二十九日

枢密顧問官海軍中将従二位勲一等

任外務大臣

子爵

榎 本 武 揚

第 六 篇

〔同上書八七頁〕

外務大臣子爵

青木周藏

依願免本官

〔同上書九三頁〕

緊急勅令 新聞原稿検閲

〔明治二十四年五月十六日、官報〕

勅令○朕、茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ新聞雜誌又ハ文書<sub>一</sub>画<sub>一</sub>ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年五月十六日

内閣総理大臣兼大蔵大臣伯爵 松方正義

〔各大臣副署〕

勅令第四十六号

内務大臣ハ特ニ命令ヲ發シテ新聞雜誌又ハ文書<sub>一</sub>画<sub>一</sub>ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載スル者ヲシテ予メ其草案ヲ提出セシメテ其記載ヲ禁ズルコトヲ得。之ヲ犯ストキハ發行人編輯者又ハ發行者著作者ヲ一月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ二十円以下ノ罰金ニ処ス。

内務大臣ノ檢閲ヲ經タル事項ヲ転載スルハ前項ノ限ニアラズ。

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス。

〔五月十七日、官報〕 内務省令第四号

○新聞紙雜誌又ハ文書図画ニ外交上ニ係ル事件ヲ記載セントスル者ハ本年勅令第四十六号ニ依リ予メ其草案ヲ東京府下ハ内務省へ其他ノ地方ハ其管轄庁へ提出シ檢閲ヲ受クベシ。

本令ハ発布ノ日ヨリ施行ス

明治二十四年五月十七日

内務大臣伯爵

西郷 從道

〔同上書八八頁〕

### 内閣変更す

〔明治二十四年六月二日、東京日日〕

内閣の雲行き荒くして一と驟雨必らず来るべしとは前号来頻々報道せしが、青木子電光一閃先づ其椅子を退きたるより昨日に至り霹靂一声風雨と共に落し来りて本日の叙任欄内に記すが如く、内務、司法、文部、枢密院に変更を現はしたり。右に就ての本社の意見は本号の日日新聞にあり。又新内閣（松方、伊藤内閣）の顔触れを示せば

内閣総理大臣

〔留任〕

松方正義伯

兼 大蔵大臣

枢密院議長〔前大木喬任〕

伊藤博文伯

外務大臣〔前青木周蔵〕

榎本武揚子

内務大臣〔前西郷従道〕

陸軍大臣〔前大山巖〕

海軍大臣〔留任〕

司法大臣〔前山田顯義〕

文部大臣〔元芳川顯正〕

通信大臣〔留任〕

農商務大臣〔留任〕

○内閣の新分子

此度の更迭に依り、新分子を加ふるもの三、高島氏、品川子、田中子はなり。返り咲を為したるもの二、大木伯、榎本子はなり。黒幕の中より面を出したるもの一、伊藤伯是なり……〔同上書九五頁〕

外務省内閣變動を特に露国駐劄全權公使へ知らす

特別の電報○外務省にては在外公使館へ官吏の任免を電報するに付一の内規あり。総理大臣、外務大臣、同次官及び其国在勤公使の任免のみに限ると定めあれ共、今度西郷伯等の辞職及び品川子等の就職は、露国皇太子殿下の御遭難事件と密接の關係ある為め、去る一日特に同国在勤の全權公使西徳二郎氏へ電報を發したりと云ふ。

〔同上書九五頁〕

原稿検閲解除

やれ〜嬉しや○日本全国幾百千の新聞記者を大泣せに泣かせたる原稿検閲の事も、緊急の場合既に過去り最

早其必要を見ざるに至りたれば、内務省は昨日より原稿検閲を廃せられたり。去れば此程来夜の目を寝ずに勉強せられたる内務次官、警保局長、県治局長、参事官、試補、属官等八九名の菩薩連を始め奉り我々下界無数の記者共に至るまで稍く平常の勤めに復するを得べく誠に双方両よしの大吉事と云ふべし。やれ／＼うれしや。〔同上書九四頁〕

明治二十五年

女学校衰へる〔明治廿五年〕

〔明治二十五年一月二十二日、国民〕

一昨年来多数の女学校は、生徒の数日に月に減じ行き其の維持法に困難を極めしが、昨年如きは殊に甚だしく本国に無尽蔵の金庫を有する宣教師の設立に係る宗教的女学校さへ頗る難地に陥り居る由にて孰れも多少の負債を担はざるはなく、今其の利子さへ払い難く教員杯は幾んど無報酬同様只徳義上の義務として教授に従事し居る者尠なからざる由なるが、或女学校の如きは折角大金を抛て新築せし校舎も今は之を売却して他に移転せんと協議をなし居れるありと。〔同上書一九九頁〕

「神道は祭天の古俗」と田口卯吉の立場

〔明治二十五年三月十二日、東京日日〕

久米邦武氏の神道論に油を灌いで遂に久米氏の運命を決せしめし田口卯吉氏は、神道者諸氏に告ぐと題する左の一篇を本社に寄せられたり。

篇 六 第

○神道者諸氏に告ぐ

田 口 卯 吉



久米邦武氏が「神道は祭天の古俗」と題してものせられたる一文は実に古人未発の意見にして余の最も敬服せし所なりき。是を以て余は之を我史海に掲載し、世人をして成るべく之を一読せしめんことを欲し、特に神道者諸氏をして熟読の上之に對して其意見を表白せしめんことを望めり。

然る所以のものは何ぞ、余は我邦神代の諸事は尚ほ学士に向ひて十分に研究の余地を存するありと認められたるなり。余は我邦に於て神代の諸事を最も綿密に研究せるものは神道者に多しと推定したればなり。余は我邦の神道者は必ず喜びて久米氏を迎へ、共に真正の事実を世に顯はすことを勉むるなるべしと信じたればなり。

此点に於て余は先づ弁明せざる可からざる一事あり。余は耶蘇教信者にあらざることは是なり。余は嘗て信者の一人たりしことあり。然れども數年前に於て既に退会したり。故に余は異宗の故を以て神道を敵視し之を破壊せんと欲するものなりとの邪推は切に御免を蒙らざるべからず。然るを況んや皇室の尊嚴を打破し奉らんとするの邪推に於てをや。余と雖も憚りながら日本国の一民なり。国家万一の場合に於て瘠腕たりとも国家の干城たるに於て未だ必ずしも神道者諸氏の後にあらざることを期するものなり。憚りながら余輩凡夫は斯る場合に於ては往時の神道者流が天神地祇を祭りて怨敵退散を祈りしが如き方法を以て忠義の極意とは認めざるものなり。余は久米氏も必ず此点に於ては余と同一の人なることを保証するものなり。余は久米氏の文に於て一点も神道を敵視したるの意志を發見せず。又た久米氏の地位と従來の履歴とに徴するに、氏は断じて皇室に對し不敬の文字を陳列する意志ある者にあらざるを知るなり。嗚呼豈に久米氏のみならんや。此の如き愚見は、今日に當りて日本国内第一等の癡狂者を語ひ來るも、之を口にし、之を筆にするものあらんや。〔下略〕〔同上書二二二頁〕

## 耶蘇教撲滅団体成る

〔明治二十五年三月二十九日、東京日日〕

教友会興る〇目的は耶蘇教撲滅、發起人は井上、島田、西田の諸氏、事務所は牛込新小川町三丁目十八番地に設く。遠からず機関雜誌を發行し、又た地方遊説員も派出すると云ふ。〔同上書二二八頁〕

## 帝大学生の制服普及せず

〔明治二十五年五月五日〕

先年欧化主義の流行に連れ各官立学校生徒の制服を定むることとなりしが、近頃は大学生などにも制服を着用するもの尠く、思ひ思ひの衣服を着用する様になりたれば、学士会の人人は斯くては制服を定めし趣旨にも反するゆえ必らず制服を着せしむべしとの議を提出せしより、掛員は一兩日前其の可否を学生一同に諮問したるに、学生は各年級毎に評議を遂げ、今日の如き儀式立たる場合にのみ制服を着すべきこととなすは差支なけれども、若し平常是非共着用すべしとありては寧ろ制服を廃止する方然らんとの旨を答申したる趣にて、近日大学評議會に於て何れにか決する筈なりと云ふ。〔同上書二四〇頁〕

## 基督教と文部大臣

〔明治二十五年九月二十九日、東京日日〕

基督教排斥に就て宗教家の頻に運動するは無理ならざるも、實際不法排斥の事あるや否や。將た文部当局者の意見は如何なる乎は先づ知らざるべからず。本社之聞く所に依れば文部大臣は官公立

学校内、德育の標準を以て一に廿三年十月の勅語に拠らしめ、其学校内に於ては基督教に限らず一切の宗教的

説法教授は悉く之を排除し、以て国民的修身教育の基礎を堅くし、且つ

御尊影及勅語に對して不敬に渉るの言談行為は、宗教学校に於ても断じて許さず、嚴に其取締をなすべし。然れども官立学校教員生徒が校外に於ける信徒の自由に付ては、一に

其良心の使命に一任し、学校も文部省も決して干渉せざる方針なりといへり。去れば熊本県下にありと聞く基督教排斥事件の果して校内修身教授に干繋なきに起りたるものならんには、

文部省は、勿論黙過せざるべし。知らず基督教の挙げたる事實は果して毫末の懸念なきものなるや否や。將た其事實信教の自由を楯に、勅語の修身教訓を無にするものならば、制裁を受くるが寧ろ当然。〔同上書三〇五頁〕

熊本県下の信教不自由の問題

〔明治二十五年九月三十日、朝野〕

熊本県下の教育社会は何故にや往々宗教問題に湧出す。曩に熊本英学校の教員某が学問の前には国家なしと云へる意味にて一場の演説をなし、其の演説中我が国体を傷付る様の語気もありしとて県知事より解任を命ぜられ、ために物論を生じたる事ありしが、又類似の問題を生じて耶蘇教社会の物論喧びすしき如し。過日植村正久、本多庸一、井深梶之助、竹越与三郎の諸氏此問題に關して一片の公開状を本社に寄せたり。其書に曰く、井深梶之助、植村正久、本多庸一等の公開状。

公開状

其等此処に基督教有志を代表して我帝国憲法第二十八条に明示せる信教自由を擁護せんがために此書を我立法と有志とに呈し併せて我公衆に訴ふ。

本年六月中旬熊本県飽田郡横手村長国寺に於て、熊本県知事松平正直氏は町村長村会長を集めて演説して曰く、小学校教員に禁止すべき者二、一は政党社に關することなり、二は耶蘇教を信ずる事なり。耶蘇教は外國の教なり、決して信ずべきものに非ず。小学校教員宜しく去年頒布し玉へる勅語に殉ずべし、若し耶蘇教を信ずるものあらば猶予なく処分すべしと。

本年七月廿五日熊本県山鹿郡山鹿高等小学校校長赤星某は、警察官の密告に因りて、同校生徒佐久間敏彦、高木秀雄、今井義亮、高木友次郎が基督聖經研究する事を知り、四人を譴責して其研究を已めずんば退校を命ずべきが故に三日間に返答すべしと云ひ、佐久間敏彦が之を肯んぜざりしを以て校長の命に背く者なりとし終に退校を命じたり。

第二項に掲げし熊本県知事がなしたる演説は九日前自由新聞に掲載せられて既に公衆の知る所となりしのみならず、右の席には熊本県會議員粟津在りて慥かに之を聞き取り証憑の歴然たる者ありとす。以上の事実に因りて之を見るに熊本県知事及び赤星某なる高等小学校長の処置たる我憲法の明文に背戻せし事明瞭なるのみならず、此事実たる独り一県の弊害に止まらずして各地方亦之に類するの事多く、且つ輦轂の下教育新聞記者たるものすら詭怪の論弁を逞ふして之を弁護する者ある也。若し基督教を信する者は小学校生徒たるべからずとせば、基督教信者及び基督教信者の子弟は小学校教員生徒たるの資格を奪はれたる者にして国民教育を受る能はず。従つて國民たる完全の資格を備ふるの機会を失へる者なり。事情斯くの如く其我信教自由の大権を侵害し、国民教育の旨趣に悖りたる者たること疑ふべからず。某等は我立法者が常に其憲法を維持し、我有司殊に文部省が其監督する教育部内の過誤を正し、而して聰慧なる我公衆が必らず某等の言の正理たるを認識すべきを信ず。此れ書を裁

して天下の公議に質す所以也。〔同上書三〇五頁〕

### 熊本県下の信教問題

〔明治二十五年十月十四日、東京日日〕

熊本県民党の代表者嘉悦氏房、後藤基徳、水足友敬の三氏は、昨日午前河野文相を官邸に訪問し、先頃松平岡県知事が基督教を信じたりとの故を以て小学生徒の退校を命じたるは信教自由の権利を侵犯したる処置なれば相当の処分ありたし云々の趣意を以て陳情ありしが、大臣は過日松平知事上京の砌り親しく面接して当時の事情を尋しも、知事は斯くの如き処置をなしたる覚なければ留守中に類似の事ありしやも知らざれば、帰県の上篤と取調べて上申すべしと答えし次第なれば、其上申を待って処分す可き廉あれば処分すべしと語りしに、委員の三氏は尚ほ生徒処分の不当を論じ、選挙干渉の行爲をも陳述して引取りたりと云ふ。〔同上書三一〇頁〕

明治二十六年

### 井上哲次郎の「教育と宗教」

〔明治二十六年五月四日、毎日〕

東洋の哲学大家を以て自ら任ずる文学博士井上哲次郎氏、一度び教育と宗教の關係を論評し、基督教徒を目して不忠不義の臣民なりと称せしより、基督教界の雄豪勃然色を正して赫怒し爾來論戰數番に涉りしが、遂に聞識治博の学者高橋五郎氏の物したる俗哲学者の大僻論なる雄篇の爲め、博士頓に顔色を失し、旗を巻き筆を投じて休戦の公開状を高橋氏に与ふるに至れり。此般の事世間に伝播するや、人皆な文学界近者の一大騒珍となし、博士其後の答論を聴かんと欲して未だ其声なきの時、高橋氏は再び悔悟の哲学者なる一篇を国民の友に投じ、如何

にも博士の意気地なきを冷笑、評論、訓誨、罵倒したり。高橋氏の篇中に曰く、

井上哲次郎氏の議論には少なくとも三期あるを見る。即ち過激の期、温和の期、必死の期是れなり……。其第一期に在りては宛がら野猪の突出して土を蹴り氣を吐くが如く、人之を猪武者と言はば云へ、亦小勇の觀る可き者なきには非ざりき。其第二期に至りては逡巡躊躇首鼠兩端進退曖昧、模稜を事とせり。其第三期に至りては即ち恰も手負猪の如く、当るを幸ひに人を嚙んとし、必死の苦戰奮闘實に甚だ努むと雖ども早く既に孤城落日の光景を呈して四面楚歌の悲境に至らんとす。(中略)是の如く井上哲次郎氏が立論の基礎と頼みたる者は両ながら非なり。是れ實に自家の脚を以て歩く能はず。自家の眼を以て見る能はず。自家の心を以て思ふ能はず。徒らに猿猴然と模倣を雜れ事としたるの過に坐す。流石に彼も斯の如き蜚氣樓をば、堅城鉄壁と頼む能はざりしと見るべし。単に演繹的ならず又帰納的に議論する所あらんと試みたり。即ち彼は既に哲學者たる目も無く、心も無きを以て、仏教者より授けられたる若干の所謂「不敬事件」或は「不幸事件」をいと重々しげに提出し、耶蘇教徒が其の教理と主義の然らしむる所として、不忠不幸の大罪人たる事を証驗せんと務めたり。

(中略) 請ふ試みに彼が精神を問へ。汝が如き無主義、無節操なる心の鏡に照して正人君子の心腸を邪推する勿れ云々。

其他縷々の言悉く是れ風霜の痛絶快絶の文字、談去て恰も熱湯を身に灑がるるの感なくんばならず。井上博士にして學者たるの面目を知らば、何ぞ手を拱いて黙止する事を得ん哉。〔同上書四一〇頁〕

基督教婦人の請願、男子姦通罪

曩に耶蘇教を奉ずる婦人より刑法を改正して、男子も有婦のものは姦通罪に処せらるることを婦人の如くすべしとの請願をなせしに、衆議院請願委員は之を院議に付するの価値なしと決定せしかば、是れは不当なりとて今度左の要求現はれたり。

夫れ天賦人權の重んずべき、誰か之を非議せん。而して我刑法第三百五十三條の如きは実に女子の人權を蹂躪したるものと云はざるを得ず、是れ横井タマ外三百卅八人が本院に向つて此請願書を呈出したる所謂なり。抑我衆議院は人民權利の擁護者を以て自任するものなれば事苟も民人の權利に関するものあれば宜しく審議熟議をなし、以て其分を尽すべきなり。然るに請願委員は本件を以て院議に付すべきの価値なきものと認定し、同委員長は其の決議を議會に報告せられたり。然れども本員等は敢て其議に服従する能はず。因て議院法第六十四條に依り本件を院議に付すべきを要求す。

要求者

野口襲、千葉禎太郎、小西甚之助、津田真道、瀬戸岡為一郎、安部井磐根、立石寛司、加藤淳造、河島醇、関戸覚藏、原善三郎、石坂昌孝、永井松右衛門、浮田桂造、古荘嘉門、高梨正助、波多野伝三郎、青山朗、愛沢寧堅、小笠原貞信、喜悅信之、鈴木重遠、金井貢、吉岡倭文磨、武市安哉、齊藤勘七、佐野助作、丹後直平、森東一郎、打村寛正、横井善三郎。

衆議院議長 星 亨 殿

〔同上書三五四頁〕

大日本協会（内地雜居尚早）

〔明治二十六年九月十六日、東京日日〕

阿部井馨根、神鞭知常、坂本則美、大井憲太郎等諸氏を始め、凡そ二百名近き人員を以て團結せる内地雜居講究会は、予て記せる如く今度其の組織を變更し、従来の講究的運動を実動的に改め、名称を大日本協會と唱へて一大非政社を設立し、来月一日を以て先づ之れが創立委員会を開設する筈なるが、同会に於て大体の議を定めたる上は引続き阿部井馨根、神鞭知常、佐々友房、古莊嘉門、和田彦次郎、飯村丈三郎、香月恕経、川原茂輔、大井憲太郎の諸氏を始め、重立たる会員数名は全国を六区に分ち、凡そ一ヶ月間の見積を以て遊説に出掛け、第五議會開会前凡そ二十日頃に総て引上げ、此れにて発会式を挙行する筈なりとか。尚ほ同会々員の数は未だ発会せざるを以て其の實数は知り得ざるも、発会の暁には無慮四千名の上に出づべく、現に九州に於ける同盟者の如き既に千名の上に出で、同地は党派の如何を論ぜず、一般に同会の目的を賛成し、九州は殆んど内地雜居尚早論者を以て満たされたるが如き觀ありと云ふ。此他大阪に於ける同派の団体、雜居尚早同盟会、晃南俱樂部、國權振興会の如き、総て氣脈を同会に通し、全国一斉に大運動を為す筈なりとか、又来月一日創立委員会の翌日若くは其の翌日を以て、府下に於ても一大演説会を開く計画なりと云ふ。〔同上書四五五頁〕

### 「日本の花嫁」問題となる

〔明治二十六年〕

横井時雄なり植村正久なり基督教徒中の錚々たる者卅人が未だ田村退治の旗を揚げざる前に、彼等是有志の教徒数十名と共に此程京橋日吉町の協議俱樂部に集會を催し、首を鳩めて協議せり。田村何たる失礼ぞ、基督信徒なりとて此の土の粟を喰ふ。本来内外の輕重、廉恥徳操の何物たる聊か弁せざるべからず。已みなん已みなん。



彼の「日本の花嫁」なる著書ありて吾徒の面目を害ふと。議稍々興に入る。座に巖本善治なるものあり。左の動議を提出す。曰く、

田村君の著書は、世上の物議を惹起し、為めに基督教社会の事業を害せること少なからず。且つ其著書記載の事項は、牧師の記述しまじき者と認むるに付、其職を辞せらるるの宜しきを忠告す。

上議にや及ぶ。満座賛同直ちに可決す。而して本多庸一、巖本善治其勧告委員の選に当る。若し田村にして之を容れずんば、更に進んで詰問する筈なりと云ふ。〔同上書四五九頁〕

〔九月二十三日郵便報知〕

「日本の花嫁」を著はし、醜を海外に暴したる牧師田村某に対する攻撃運動は、端なく其蕭牆より起り、今は之れを背腹二面より攻め立つる事となれり。其一は協議倶楽部即ち巖本善治氏等一派にして他は田村が属する日本基督教会中の有志一派なり。前者は田村をして其の教職を辞せしめんとし、後者は其著書の絶版を為さしめ進で其の誤謬を海外著名の新聞に広告せしめ、併せて本邦主要の新聞紙上其罪を謝せしめんとするに在り。然れども此は是れ教会法則の上に於ては私の方法に属し、其従ふと従はざるとは田村の心如何に在り、未だ必ずしも強制の力ある公の手段と謂ふべからず。故を以て自然田村にして以上の方法に従ふなくんば、直に全国基督教会の臨時中会を開き、以て其罪を鳴らして之が裁断を求めん。猶又剛腹之に服せずんば、愈よ大会を開て之に訴え、飽くまで強制の力を加へ大に攻撃の効を挙げんと決せり。絶版、誤謬謝罪の広告と教職辞職とは、畢竟是れ形式的の一制裁、其著を為すに至れる精神の陋と思想の卑とは、彼等の所謂ゴッドなるもの豈に知らざらん哉、幾番猛省して痛く夫れ悔ひ改めよ。〔同上書四六二頁〕

築地居留地ガラアキ

〔十月二十二日、国民〕

築地居留地は近来空地頗る多きに至りしを以て、頃日来東京府庁の係員同地へ出張し、内外人を問はず貸地の入札を執行したる由なるか、斯く空地の漸次増加せしは、居留外人の市内に出、本邦人名義を借り雑居なし得るにより、追々増加せしものならんと云へり。〔同上書四七二頁〕



第七篇



# 日本の花嫁事件

「日本の花嫁」日本を騒がす

田村直臣

一「米国婦人」と「日本の花嫁」と

私が明治十九年十二月上旬、四年半の海外生活を終わり、故郷の土を再び踏んだ時は、欧化主義の絶頂に達して居った時代で、一も欧米、二も欧米、何んでも彼でも欧米のものでなくては、夜も明けない有様であった。婦人の頭は束髪になり、衣服は洋服になり、猫も杓子も洋服を着なくては、ハイカラの仲間入は出来なかつた。私は洋行帰りのほやほやで、もてた事此の上もなく、彼方からも此方からも、引張り紙鳶だての様に歓迎されたものであった。此の時に当たって、私は「米国婦人」と題する書物を発行した。此の書に於て、日本と米国との婦人の地位の相違を論じ、私の持論なる男女同権論を主張し、日本の風俗習慣を破壊し、新日本に於て、新ホームを作るの必要を高調し、基督教の力でなくては、男女の貞潔を守る事も出来ず、婦人の地位を高める事の出来ない事も極論した。当時、此の「米国婦人」に対して、非難の声を放った者は、一人もなかつた計りでなく、世は非常な歓迎を以て此の書を受入れた。我が一致教会の教職者と雖も、此の書に対して一矢を放った者はなく、私の人格に就いて、一言も口にした者はなく、私を教会の枢要なる地位に置いて居った。

明治二十二年頃から、欧化主義非難の声が漸次四方に起こつて来た。今迄欧米のものでなくては、夜が明けな

ったものが一変し、日本のものでなくては、夜が明けなくなつた。非常な反動の時期が来た。時勢は逆転して来た。女子教育も無用、女子は男子の奴隷。仏教は良い。孔子の道も良い。併し基督教は駄目になって来た。井上哲次郎博士は口ずから、基督教は、日本の国体に一致しない。其れを信ずる者は、国賊であると云わぬ計りの言を弄し、世の歡心を買つた。今迄外人を神の如く尊んで居つた日本人は、其の態度一変し、彼等を獸の如く輕視するが如き感を懷いて来た。此の時代に、インブリー教師も、高等学校の運動場に於て、危く学生の刃に斃れんとする様な苦難に遭遇した。基督教会内にも、日本主義の風が吹いて来た。当時、教会の獨立論は、非常に盛んにして、従つて宣教師排斥の声は、誰の口にも登り、打つて變つた世態になった。基督教も此の時病に罹り、教会の数は減ずるとも決して増加はなく、信徒の増加も、前年に比較すれば雲泥の差があつた。

明治二十五年、私が再度の渡米に際し、「米國婦人」の材料を、其の儘用い「日本の花嫁」と改題して、英文を以て、米國ハーバード社から出版した。此の書物が、当時日本に於て物議を醸し、我國を騒がしたのである。

「日本の花嫁、日本を騒がす」と云うが如き題目を見ると、世人は早合点して、これは何か婦人に関して田村が一大事件を起こしたと思う人があるかも知れんが其んな小説的分子は葉にしたくもなく、米國に於て出版したる「日本の花嫁」と題する書物が、日本を騒がしたのである。

## 二 「日本の花嫁」と日本主義と衝突す

世が私の著わした「日本の花嫁」に対して非難の声を放つたのは、外に何の理由があつたのではない。英文に

て、日本の内幕を、露骨に外人の目前に曝露したと云うのが、世人の気色に触ったのである。「日本の花嫁」は百頁にも足りない小冊子にして、

等一章 何故に我等は結婚する乎

第二章 妻探し

第三章 媒介者

第四章 結婚の仕度

第五章 結婚式

第六章 結婚旅行

第七章 家庭に於ける花婿と花嫁と

第八章 母と祖母と

の八章からなつて居った。私は序文に於て、明白に「日本の徳は、外面的にして心底から出ない。パリサイ的な……」

事を痛論した。又

「基督教に依るに非ざれば、真正の愛を味うる事の出来ない……」事も論じた。

第一篇 私は飽迄も基督教の立場から、此の書を著述したのである。当時、日本主義に気触かぶれて居る人々に応戦を試みたのである。日本主義一点張りの人々が、私の書に対して、非難の声を放つは、覚悟の上であつた。此の書を米  
第七篇 国にて出版する事を耳にせられたタムソン教師は、私の家を訪い「今日の場合、日本の事を、露骨に英文で書く



は、非常に危険であるばかりでなく、伶俐の処置でないと思う。寧ろ思止った方が身のお為である」と、親切に諫めてくれた事があった。併し私はタムソン教師の親切に対して感謝すると同時に、私が此の書を著述する目的を語り、私の性質として世と戦う事を愉快に感じて居るから、仮令此の書に対して、世は挙って私に反抗しても、真理を語り、日本人の短所を指摘するは、真理を愛する者の義務であると主張し、氏の親切に反して、此の書を外国に於て公にしたのである。時は反動的で、基督教に對しても、反対をして居る時代であったから、基督者の著わしたものを、分けても、日本の風俗習慣を破らんと欲し、著述したる書物に、反対の声を放つは当然の事であった。日本に於て、第一番に、此の書に對して、反対の声を放つた新聞は「日本」であった。其の次に、雷同した新聞は「万朝報」であった。一人流言を伝うれば、万人之に和するが如く、此の種類の騒ぎは、心理的にして伝染的性質を帯びて居る。日本全国中の新聞紙は、二百以上も我も我もと転載し騒ぎ始めた。政府も、余りの騒ぎを恐れ「日本の花嫁」翻訳の発行禁止を命じた。併し人の騒ぎも七十五日で、わいわい云うて騒いで居る時は、野次馬的であるが、静かになれば直ぐ消えてしまうのは、世の常である。「日本の花嫁」も其の例に洩れなかつた。世は幾等騒いでも私を法廷に訴える者もなく、又制裁を加える者もなく、ただわいわい騒いで、何んの効果も挙げる事なく、事静まると、半年後には「日本の花嫁」を噫にも出さなくなつた。一時は、何日何処で殺すから用意せよと云う葉書が、屢々私の宅に舞込んで来たが、誰も私を殺した者は一人もなかつた。奥野翁の如きは、私の身を危ぶんで、米國に逃れよと、人力車を飛ばせて諫めに來られた事があつたが、私は依然として、神の御保護のもとに今日まで命を長らえて居る。(之を大正時代に至り、大学助教授森戸辰男氏が共產主義的論文に對して、大学は教職を奪いしのみにて、世間一般同情を表せしに比すれば、隔世の感がある。)

### 三、「日本の花嫁」基督教界の一問題となる

基督教界に於て、真先に日本の花嫁に猛烈なる攻撃を初めたのは、云う迄もなく、「福音新報」であつた。私は同紙上に於て、私に対する攻撃文を読むや否や、直ぐ論文を認め、福音新報社に送り、是非次回発行の紙上に、其の弁解書の記載を乞うたが、美事に没書されて、其の目的を達する事が出来なかつた。初めから故意を以てやって居る仕事である故、私の乞を入れ、次回の紙上に、其の論文を載せなかつた事に何んの不思議はなかつた。私は、其の時、染々感じた事は、人若し戦わんと欲せば、先ず武器の用意がなくてはならぬ。武器の用意がなくて戦わば、必ずや敗北するは解かり切つた事である。茲に於て、私は月刊たりし「いのち」を、週刊に改め、戦争の用意を備え、愈々文筆に依つて、「いのち」と「福音新報」とが戦争を始めた。当時、基督教者の団体が、壮士の脅迫的手段を用いて、私に迫害を加えた事が、私をして死を以つて、此の事に当たる決心を起こさしめたのである。基督教者社会に於ても、弱者は強者より圧迫を加えられ、見す見す死地に陥るを見て、異様な感に打たれた事があつた。然るに、今私が其の境遇に遭遇し、強者の憎むべきを知つた。パリサイ対基督教の心理関係も味読した。基督教団体は、一種の病魔の犯す処となつた。当時基督教同志会と称する会があつたが、此の会が、会員中、高野重三君の如き反対者のあるにも関わらず、外国の新聞に謝罪状を出せと迫つた。其の使者には、本多監督及び巖本善治君の二人が、白金の私の宅に来られたが、監督本多君の如きは、能く私の性質を知つて居られたから、少しも脅迫的の処はなく、和顔で私に接し、私の「日本の花嫁」に対する強硬なる決心を聞き、快く私の宅を去られた事があつた。婦人矯風会の如きは、黒幕に煽動られ、私に「日本の花嫁」の絶版を迫られた。当時、矢島梅子女史の如きは、書状を送り、自分は、其の点には何んの関係もなき事を申し来られた。

併し創立以來、私は婦人矯風会に同情があったが、其れ以來、私も私の妻も婦人矯風会に近づく事の出来ない様にされてしまった。青年会に於ては、田川大吉郎氏一派の青年達は、青年会を本陣として、田村を殺す迄は食事をしなないと云う偉い見幕であった。其れが為か何うかは知らないが、私が青年会の為尽力した功を水泡となし、理事の重任を荷って居った私を、青年会から放逐してしまった。基督教会も時勢には勝つ能わず、日本主義の為に遣り込められてしまった。明治二十六年の秋、芝教会堂に於て、東京第一中会の定期会が開かれた。此の中会に於て、「日本の花嫁」に対して調査委員会が挙げられた。其の結果、中会は原告人を撰びて、私を被告人となし、中会自ら裁判官となつて、愈々「日本の花嫁」を法廷に引出された。其の原告人に撰ばれた人は、井深梶之助、熊野雄七、山本秀煌の三氏であった。三人とも横浜党の歴々であった。私が有罪となるか又は無罪となるか。又は如何なる罪名を以て訴えらるるか。世人の注目は、私の身に注がれた。

#### 四、「日本の花嫁」法廷に引出され、同胞譏誣罪に処せらる

原告人、井深、熊野、山本の三氏は、私の罪状を挙げ、法廷に立った。其の告訴状の全部を掲ぐれば、左の如くである。

#### 告訴状

被告 教師 田村直臣

右被告教師田村直臣氏ハ西曆一千八百九十三年米國ニュー、ヨルク府ハーパル、エンド、プロザルス出版会社ノ手ヲ經テ、『ジャパニーズ、ブライド』（日本ノ花嫁）ト題スル英文ノ一書ヲ著ハシタリ。本書記述ノ体裁輕

佻浮薄ニシテ虚実ヲ混淆シ妄リニ日本人民ノ恥辱トナルベキ事ヲ記載シタリ、是則チ同胞ヲ讒誣シタルモノニシテ、日本基督教會ノ職ヲ汚シタルモノトス（規則第七條第四款ヲ見ヨ）

其証拠ハ本書序文四ページニ、「然レドモ日本人ノ徳義ハ甚ダパリサイ的ナリ。即チ形ニ存シテ心ニ存セザル也ト云ヒ、本文三ページニ「吾人（日本人ハ）未ダ曾テ純粹ノ夫婦間ノ愛ヲ味ヒタルコトナシト云ヒ、九ページニ「父タル者ガ其女ヲ嫁セシムル時ニハ彼等ノ将来ノ幸福又ハ繁榮ヲ願ルコトナシト云ヒ、六十六ページニ「多クノ日本人ハ父ヲ養フコトヲ好マズ、唯吾人ノ習慣、寧ロ道德ニ迫ラレテ止ムラ得ズ之ヲ行フ、斯ノ如ク吾人（日本人）ハ心ヨリ、好ンデ為サザレドモ一片ノ義務トシテ父母ヲ養フト云ヒ、七十四ページニ「故ニ彼女（娘）ガ嫁スル時ニハ恰カモ寢台ヤ食卓ノ如ク与ヘル」ト断言シタル等ノ明文ヲ以テ充分ナリトス、依テ中會ハ教師田村直臣氏ヲ譴責シ、将来ヲ戒メ且速ニ本邦及ビ米國ノ重立タル新聞紙五種以上ニ適當ナル正誤文ヲ掲グルコトヲ命ズベキモノナリトス。

明治二十六年十月五日

告訴委員

井 深 梶之助

山 本 秀 煌

熊 野 雄 七

第一東京中會議長

戸 川 安 宅 殿

私は此の告訴状を見て、非常に驚いた。同胞讒誣罪とは、実に奇なる罪状ならずやと叫ばざるを得なかった。「日本の花嫁」の罪状は、姦淫罪でも、詐欺罪でも、又国事犯でもなく、同胞讒誣罪であった。勿論政府や又は基督教会やに對しての罪ではなく、我同胞即ち三千万万人に對しての罪であつた。若し斯の如き罪が世に在るものとせば、恐らくは人間に對する罪として此れよりも大なる罪はない。私は個人に對してでなく、日本国民全体に對する罪人として法廷に訴えられたのである。人が筆を以て書を著わし、正々堂々と、己が眞理なりと信ずる處を、世界に發表するは、例え其の記事に於て、非難の点はあるにせよ、実に公明正大なる処置ではないか。若し万一にも其の書に於て、日本国民の恥辱となるべき記事ある時は、文筆を以て其れに對し、正々堂々と、其の誤謬を解けば可いではないか、何にも、裁判沙汰にすべき必要はないではないか。若し私が信仰上日本基督教会の條例に對して、異端を称えるとか、又は教師としてあるべからざる罪を犯す時は、中会は日本基督教会の規則第七條第四款に照らして制裁を加うるの義務ありと雖も、基督教に反する日本の風俗習慣に關して、己れの意見を發表したからと云うて、其れが同胞讒誣罪とは、実に訳のわからぬ事である。日本人の道徳は、パリサイ的と云うが、同胞讒誣罪なる乎。日本人夫婦は、基督に根ざしたる眞正の愛なしと叫ぶは、同胞讒誣罪なる乎。日本人の或る者が、己れの娘を嫁する時に、道具を呉れる如くなし、夫婦間に存する深遠なる愛なしと云うを以て同胞讒誣と云うのか。果して日本にパリサイ的道德行為者はなきか、若し其の内一人にてもありとすれば、其の人は、私を讒誣罪を以て訴うる権利はない。果して三氏は、日本全体の道徳を代表すべき権能があるか、考うれば考うる程同胞讒誣罪とは実に奇怪なる罪状である。三氏も「日本の花嫁」を読み、罪状を附するに、非常に苦心せられた事は、此の罪状に依つて知る事が出来る。其れに、三氏は、英語には堪能なる人々なるに關わらず、

田村直臣著

信仰五十年史

警醒社書店

大正十三年十月二十五日印刷  
大正十三年十月二十八日發行  
定價室二圓

不許複製

著者 田村直臣  
東京市京橋區尾張町二丁目十五番地  
發行所 福永文之助  
東京市京橋區日吉町十番地  
印刷者 渡邊爲藏

發行所 警醒社書店  
東京市京橋區尾張町二丁目十五番地

振替東京五五三番

書中或る人曰くと云う英語に対して、田村が断言せりと云うに至っては、彼等は英語を理解する点に於て、明治学院の総理又は幹事たる資格なしと云うと雖も、決して暴言とは思わない。かくて判決は、裁判官の権利に属するに係わらず、未だ罪の黒白の定まらない前に、原告人が、早や自分の主張が勝を得たるものの如く、告訴状の中に判決文を掲げしは、蓋し法理を知らざるの甚だしきである。三氏が、如何に中会に於て弁論を振うと雖も、恐らくは中会の裁判官を動かす力のなかつた事は、其の判決に於て、明白に知る事が出来る。愈々裁判官が、其の罪状に対して、判決を下すに当たり、其の投票の結果、同数であつた。是れ正しく私の勝利ではないか。

世の裁判所に於て、十人の裁判官が、其の数に於て五と五と相分かるる時は、勿論罪を軽きに問うは、法理の示す処である。諺に「罪は軽きに失するとも重きに失する勿れ」況んや基督者を以て組織する中会なる裁判所に於ておやである。然るに、法理に於て、私は無罪なりと

認められたのにも係わらず、議長（石原保太郎氏）がカスチングボトを以て、私を同胞譏誣罪と定めたのである。例え議長にカスチングボトの権あるにせよ、広き世界に於て、議長が一人、斯の如き処置に出たる例はない。誰か其の不当を叫ばざる者あらんや。私は中会に於て、同胞譏誣罪に処せられたるを不服として、大会に上告するに決した。茲に於て、「日本の花嫁」も一ヶ年間、翌年大会の開かるる迄、我が家に安眠することが出来た。（田村直臣「信仰五十年史」）

## 日本の花嫁

植村正久

かく題するものは、田村直臣氏が米国にて出版せられたる英文の小冊子なり。属文やや穩当を欠くものなきに  
あらずと言えども、こは末節の事に属す。余輩は本書の文体につきて論ずるの閑日月を有せざるなり。

前日ジャパンメール新聞この書を批評せり。府下の或る日刊新聞はその文を転載して、本書の国に忠ならざるを揚言せり。余輩はここにおいてこれを一読せんとの意を起こしたり。何となれば著者は、キリスト教徒しかもその宣教師なりと称して、世に知らるるの人にして、その言論或は日本キリスト教徒の面目に係わるべきをもつてなり。

余輩便りを得てこれを一読するに、著者が日本の習慣を写せるの結果、実を得たるもの少なからざるを知れり。しこうしてその実なるところ多くはわが中以下の野卑なる社会に的中するのみ。これをもつてわが習慣の全体を代表せらるるに至りては、国民のために迷惑せざるを得ず。もし日本国民の現状を憂え、その罪惡を悲しみ、

これを矯正せんと欲するの赤心止む能わざるより、かくのごとき著述をなせしものとすれば、記事の過誤或は恕すべきに似たり。しかれども田村直臣氏の「日本の花嫁」を讀みて憂国の言をなせるものなるを保証すること能わず。読者多くはこれを一場の戲談笑柄のために物せしに相違なしとするならん。余輩は国の恥辱を売りて、外人の笑柄に供するもの往々にしてこれ有るを悲しむ。もし眞実なる記事ならんには恥辱もいささか忍ぶべしといへども虚実相半ばするものに至りては、余輩また痛嘆に堪えざるなり。

「日本の花嫁」は記して曰く、我らは（日本人）愛と禽獸的情欲とを同一視す。曰く、わが人民は清潔なる愛を味わい知らず。曰く、日本にては、父親は無限独裁の君主なり。万権これに属す。彼は制法者、裁判官また王なり。曰く、十八才にして結婚し、もつて父の業を継ぐは嚴重なる規則なり。かくて医者の子は医者と揚言の子は門番たらざるべからず。曰く、日本にては人の父たるものは常にその女の年令を二十才以下なりと揚言す。たとい三十年なるも。曰く、親は兒女の婚嫁のみに熱心して、その将来の幸福繁榮を慮ることなし云々。この類枚挙するに遑あらざるなり。これ眞実に日本の社会を写し出だせるものに非ざるなり。博士ノックス新井白石の伝を著わさんとす。その目的は武士の教育を写して、日本の美を（批評とともに）外国に彰わさんと欲するなり。今田村氏は上文のごとき奇怪なる文字を弄して、同胞を外国に誹れり。余輩は氏のために深くこれを愧じ、またこれを悲しまずんばあらざるなり。よし眞実なることにもせよ、自国の事は一々これを外国に告ぐるの必要なし。或はこれを隱蔽するの義務あり。況んや虚妄の記事を列ねて自国の恥辱を海外に風聽するおや。余輩はこの種類に属する著書の輕薄を爪弾きす。「福音新報」第二百二十七号、明治二十六年八月十八日



## 「日本の花嫁」についての評

同じ頃（明治二十六年）日本基督教会牧師田村直臣はその英文著書「日本の花嫁」が日本の女性を侮辱するものなりとして教の内外より非難を受けた。本多（庸一）は之を評して『これは日本婦人の貞淑なる美德を感ずべき経歴を欠きし為の著であるとせば作者は気の毒なものである』といった。（岡田哲蔵著「本多庸一伝」一〇二頁）

### 一神学生の傍聴した大会議場の光景

川添万寿得

当時一神学生であった自分は、友人等と共に非常な興味と憤慨とを以て其の大会を傍聴に出掛けた。議場に当てられたのは愛右下の芝教会であった。（まだ富士見町教会も、信濃町教会も無い頃、芝教会と築地の新栄教会とが一番大きな会堂であったと思う）

当日の議場は興奮そのもの、緊張そのものであった。議長は藤生金六氏であったかと記憶する。当時日本基督教会教職の数は僅少なものであったが、一神学生である自分の眼には議長席の藤生氏は余程落ちついた、堂々たる人物の様に見えた。

議事は中会で委員（原告）に挙げられた井深梶之助先生（まだ若かった）の告訴理由の論述だか陳述だか若し

くは論告だから始まった。之に対して被告たる田村氏の弁明若しくは反駁もあつたと記憶する。それから議員各自の意見を述べる事になつたが混雑を避け、時間の長引くを防ぐ為であつたか、各委員をして五分間宛意見を述べしめる事になつた。日本全国から有名無名の牧師たち、長老たちが出席しておられた。自分等は二階の傍聴席から、議場を見おろして、あれが誰あれが某だなど、余程好奇心を以て眺めていた。(自分なども学校を出て牧師になつたらあのように議席に着くことができるかナアなど未来を夢みつつ目を議員の一人一人に注いで見た。雄名の轟いていた押川先生のストライキングな風貌と弁舌とが議場の一異彩であつた事は言う迄もない。

大阪北教会の若き牧師大石保氏(大石正巳氏の甥で、後に両国教会に転任し、東京府会議長となり、帝国実業銀行頭取などになつた人)が一番前の腰掛に着席しながら、鼎沸の状態にある議場の興奮を余所に、心地好く居眠りしているのを見た自分共は、此の人も亦只の人ではあるまいなどと思うたりした。(後には親しく交わるようにもなつたが)

井深先生の弁論は見事なものであつた。一世一代の雄弁とも思われた。その弁論は満場に非常な衝動と感激とを与え、それが議場の大勢を制するに足るものであつた事は勿論である。一方被告の地位に在る田村氏は又非常な熱弁を揮うて弁明是れ勗めた。其の態度は兎ても興奮的であつた。随つて劇的でもあつた。眼を張り、臂を伸べ、屢々胸を叩き、足を踏み鳴らした。自分は其の時、心の中に「此の人はウォームスの会議に喚び出されたマルチン・ルーテルの積りででもないはしないか」と思うた。田村氏の此の弁明振りは同氏を支持する人々に対しては多少の感動を与えたが、一方には氏の反対者は言うに及ばず、公平なる批判者に対しては少なからず不快の念を催さしめた。自分達傍聴席にいた学生がそれによつて好印象を受けなかつたことは勿論である。

議員の意見は議席の順で述べられた。被告を弁護する者よりも、非難する者が多かった事は言うまでもない。段々順番が進んで来た。我等の眼は議場の稍後方に着席していた植村先生の上に注がれた。先生が反対者側の人である事は判り切っていたけれども、何んな風に其の意見を述べるであろうかという事は、特に年若き我々の好奇心を非常に唆ったのである。愈々其の順番が来た時、不機嫌な面持で無造作に立ち上った先生の意見は極めて簡単であった。其の趣意は「此の問題に就いては最早多言するを要しない。先刻以来彼が自己を弁護する其の態度を見れば分かる。此の如き人を我が日本基督教会の教職と認むべきか何うか、是れ亦自ずから分明である」というのであった。これは誠に先生らしい言い方であった。我々学生は互に興奮の顔を見合わして黙っていた。それは「流石だナア」との意をあらわすものであった。

井深先生の理路整然たる大論弁によって既に定まっていた議場の氣勢は、今植村先生の寸鉄殺人底の警句によって止めを刺されたように見えた。最早何人も蛇足を添えるにひとしい無用の意見を吐く者はなかった。採決の結果は知るべきのみであった。

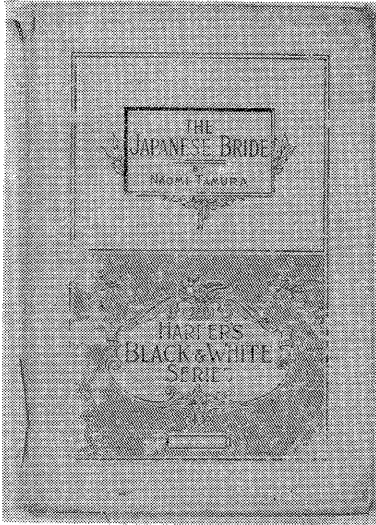
参考 中会の時は賛否同数であったが、議長石原保太郎氏が一票を投じたため、僅かに一票で田村氏の敗訴となった。それから上告した大会では、圧倒的多数で敗れた訳である。これで見ると、東京中会の中には田村氏の支持者が多かったに違いない。米国宣教師は、大抵田村氏の支持者であったからミッションの関係上、行動を共にした人があったかも知れない。(植村正久と其の時代「第五卷七六二頁」)

## THE JAPANESE BRIDE

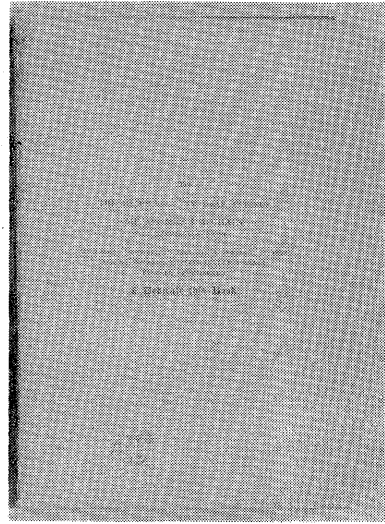
### Preface

This is the age of danger and the age of confusion with Japan. Old Japan is passing away, and new Japan is coming to the threshold. The Old man's opinion is no longer respected, and the young man's word has no weight. Buddhism, Shintoism, and Confucianism have lost their power of control, and Christianity has not yet taken hold of the mass of our people. Old and new customs are mingled together, and they do not work well. Old men are content to marry in accordance with the old customs, but young men wish to marry in the foreign way, making their own choice of a wife, yet without any moral restraint, although they breathe the air of new thought imported from Christian countries. Young men are dissatisfied with old customs of marriage, but they cannot easily adopt a new mode. (Naomi Tamura "The Japanese Bride," New York 1893, Harper's & Bros. p. iii)

This is a hard period for young men to marry in. This is a very hard period to control young people according to the wishes of the old folks. Just come and see our streets! There is a residence: Japanese gate, mixed house, half foreign, half Japanese. See a man: Japanese dress, foreign hat on his head, and foreign shoes on his feet. See a lady: She is walking proudly, like a man, with a man's shoes and a foreign bonnet with the wrong side in front. This shows something of the result of



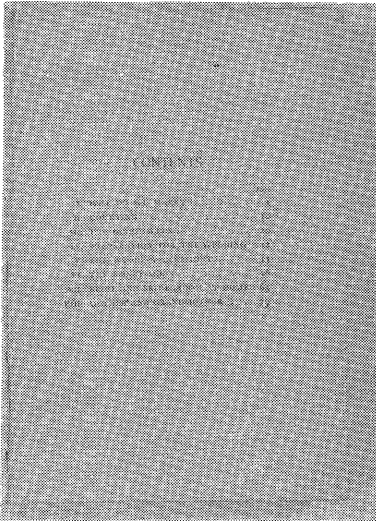
(1)



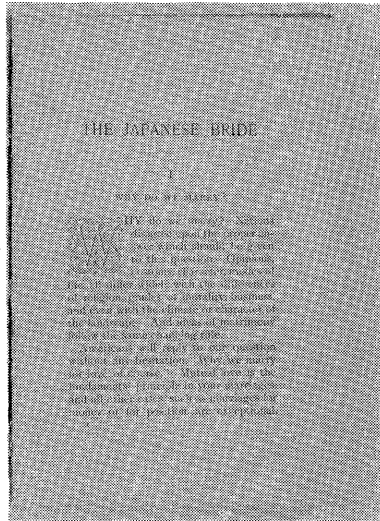
(2)

日本の花嫁 (英書)

(3)



(4)



the confusion of old and new, and the danger to our inner life in this transition period.

You might ask, on reading my book on "The Japanese Bride," Is not there a noble virtue in woman's obedience, in such a solemnity at the wedding ceremony, and in such warm devotion of young men towards their old parents? Yes, indeed!

But Japanese virtue is very pharisaical in form, not in heart. Nine out of ten ladies in Japan obey their husbands not joyfully, but unwillingly, just like the people of an absolute monarchy. Our wedding solemnity does not indicate the purity of our hearts, or the sacredness of the marriage institution. I have frankly (p. iv) painted our home life which foreigners never penetrate, and which most Japanese hesitate to reveal, feeling it to be a shame to open the dark side of our home life in public, and especially before the gaze of foreigners. I have tried to write with sincerity, in the spirit of loving truth, without any fear.

My sincere thanks are due to Mr. C. H. Phillips, my classmate in Auburn Theological Seminary and my intimate friend, who helped me in a great measure to publish this book in this shape before the American public. If any one who reads this book is able to catch a glimpse of our home life, and is thus led to compare the homes under Buddhist influence with the homes under the influence of Christianity, I shall be greatly rewarded. (p. v.)

Contents	I. Why Do We Marry?	1
		(page)

II. Courting	1 0
III. The Go-Between	2 0
IV. Preparation for the Wedding	3 2
V. The Wedding Ceremony	4 3
VI. The Honey-Moon	5 6
VII. Bride and Bridegroom at Home	6 5
VIII. Mother and Grandmother	7 9

Why do we marry? ..... Americans will reply to our question without any hesitation, "Why, we marry for love, of course." Mutual love is the fundamental principle in your marriages, and all other cases, such as marriages for money or for position, are exceptional. (p. 1.) You think that without love, real marriage is impossible. .... It is very clear that we do not marry for love. If a man is known to have broken this rule, we look upon him as a mean fellow, and sadly lacking in morality. .... Public sentiment places love for a woman very low in the scale of morals. Probably this is the outcome of the teaching of the Buddhist religion, which says that "Woman is impure, and a scape-goat." This false doc- (p. 2.) trine has had a very harmful influence in moulding our opinions.

We place love and brutal attachment on the same plane.... The Japanese word "horeru" (love), as applied to a woman, signifies a very corrupt character. It is a deplorable fact that our people do

not understand the distinction between love and passion. They have never tasted the sweetness of pure, conjugal love, and with such a lack in our hearts, and such a sentiment prevalent in our minds, it is easy to see why love is left out of our marriages. We regard the marriage service as an important ceremony, but by no means sacred. ....

Perhaps no other nation attaches so much importance to ancestral lines. Human life is not so important as one's lineal descent. Under the feudal system, (p. 3.) the most terrible punishment for crime that could be administered was the extinction of a family line which had lasted for hundreds, or even thousands of years. And to-day all educated Japanese feel that the cutting off of his family is the direst calamity that could befall a human being. ....

We examine genealogies very carefully before contracting marriages, and the young lady who cannot show proof of "blue blood" has little chance of ever becoming an honorable bride. (p. 4)

A man may be as poor as a beggar, and yet very proud of his blood. To belong to a good family is a higher honor than money or education could secure. Thieves cannot steal, death cannot destroy, the high honor conferred by noble blood, The best legacy a father can leave his children is good family.

For this reason we respect a father as the head, the benefactor, the preserver, through whom comes to us the honor of generation after generation. To him is accorded the place in the family



of absolute monarch. All power is intrusted to him. He is a law-giver and judge and king.

You think the family is a sacred institution when you see the husband and wife reflecting the divine love in their sweet and happy life together, we think the family an indispensable institution, that the father may hand down his name and place and family to his son, through whom it may be continued to coming generations. A father's throne is the most inviting position a man can have in (p. 5.) Japan. Our young men are as ambitious to be fathers as yours are to be presidents.

With this understanding of our feelings it will be easy to see the object of marriage in Japan—the perpetuation of the family line. All other considerations are subordinate to this.

Many of our family customs are the outgrowth of this Sentiment..... (p. 6.)

In some cases our wives show a great self-denial in pleasing their husbands, and some wives are willing to do so blindly and ignorantly; for our young women are educated from childhood to believe that it is a noble virtue for any wife to obey whatever her husband commands. She thinks that it is a duty and an obligation to obey her husband, no matter whether it be right or wrong. (p. 73.)

Some have an idea that when the husband commands the wife to do anything like stealing or selling her *virtue* through the action may be wrong in its nature, when she does wrong for her husband's sake such action becomes morally good. Some have the very low idea that when a woman is married she is given to her husband by her father.

There are seven causes for divorce in Japan. They are impressed upon our women from childhood.

1st. Disobedience to the father and mother in law; 2nd. No child; 3rd. Adultery; 4th. Jealousy; 5th. Loathsome disease (p. 75); 6th. Talking too much; 7th. Stealing.

There is another cause for divorce stronger than these seven rules: that is, if a husband dislikes his wife, at any time he can divorce her. No court appears to divorce a wife in Japan. It depends upon the will of the man absolutely, and the wife has no right to divorce her husband. If a husband wishes to divorce his wife, he may call the Go-between and state the case to him, and let him communicate the matter to the wife's father, and then he returns her to her father's house and to her old family name. That ends all divorce cases. It is far easier than to marry, though Japanese marriage is easily managed, as you have already seen. (p. 76.)

When a wife is unfortunately left alone by her husband's death, whether after a few days or several years of married life, (p. 77.) it is considered virtuous and honorable to remain a widow all the rest of her life; ..... As a general rule, they marry a second or a third time, if their husbands die. Most of the Japanese women could not support themselves by their own hands or heads, and must always depend upon their husbands. This is one of the reasons why Japanese wives are treated so tyrannically by their husbands. (p. 78) (chap. VIII)

When, unfortunately, a woman is divorced, after she is the mother of many children, none of the children belong to her, but to the father. We say that a child is the fathers own property and (p. 90.) not the mother's .....

There is no free-and-easy life for woman in Japan until she reaches very old age. Then we call her "Go-Inkio-Sama," and treat her kindly, and provide her (p. 91.) with a room, and sometimes with a separate house .....

We respect old age. It seems to be a very proper compensation that after the wife and mother has passed such hard and troublesome and stormy and sorrowful years in her home life, she should receive kind and respectful treatment from her son. Mothers look forward with great anticipation to that time when they will be treated kindly as "Go-Inkio-Sama." Japanese homes are very defective when we take the standard of loving American homes, yet you can see some divine virtue in our kindly treatment of old age. (p. 92.) [菊田貞雄「井梁先生関係資料」第三冊]

「日本の花嫁」事件を日本基督教会大会議事録に見る

#### 日本基督教会大会議事録

明治廿七年七月三日午前九時東京々橋区築地新栄教会堂ニ於テ日本基督教会ノ第九回大会ヲ開ク前会ノ議長大儀

見元一郎君着席讚美歌第八十六番ヲ唱シ留川一路君腓立比書第一章十三節以下朗誦細川瀾君祈禱大儀見元一郎君腓立比書第一章廿七、廿八ノ兩節ヲ題トシテ説教ス

議長大儀見元一郎君書記山本秀煌君ヲシテ議員ノ姓名ヲ点檢セシム

第一東京中会撰出之議員

教師

井深樞之助君

石原保太郎君、貴山幸次郎君、山本秀煌君、マク子ヤ君、和田秀豊君、木村熊二君

長老

熊野雄七君、北島剛三君、村岡平吉君、青木金太郎君、吉田里美君、鈴鹿義道君、里見富三郎君

第二東京中会撰出之議員

教師 藤生金六君、植村正久君、北山 巖君、アレキサンドル君、高木信吉君

長老 湯谷礎一郎君、大石城築君、齊藤宇一郎君、南 泰作君、

吉田孝治君

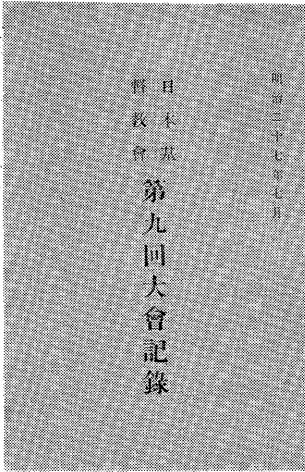
浪華中会撰出之議員

教師 大石 保君、細川 瀾君、ポートル君、青木仲英君

長老 坂本直寛君、水登勇太郎君、阿波松之助君、鈴木寿一君

鎮西中会撰出之議員

教師 大儀見元一郎君



長老 齊藤実徳君

山陽中会撰出之議員

教師 留川一路君、太田留助君

長老 石川六三郎君、松田基祐君

宮城中会撰出之議員

教師 押川方義君、齊藤壬生雄君

長老 林竹太郎君 島貫兵太夫君

員外議員 ゼームスバラ君、ヴェルベッキ君、ゼ・ビ・ヘール君、プライス君、ウードホール君、ミラー君

欠席之議員

浪華中会之議員 吉岡弘毅君、片岡健吉君、鎮西中会之議員 平山武知君、宗像慶次郎君

議長規則ニ遵ヒ新議長ヲ撰挙スル旨ヲ宣告シ議員ヲシテ投票セシム其結果左ノ如シ

十四点 井深梶之助君 八点 藤生金六君 三点 押川方義君 二点 大儀見元一郎君 二点 和田秀豊君

以上過半数ノ投票ヲ得タルモノナシ是ニ於テ議長高点者三名ノ中ニテ決撰投票ヲナサシム其結果左ノ如シ

当撰議長 十七点 藤生金六君

新議長藤生金六君着席

(中略)

井深君動議 上告者田村君ハ差支アリテ十一時ニ出頭スル能ハザル赴ニ付更ニ本日午後二時ヨリ審問ヲナスト

セン賛成者アリ可決

大儀見君午後二時マデ散会ノ動議ヲ起シ賛成可決祈禱ヲ以テ散会ス

七月五日午後二時木村君ノ祈禱ヲ以テ開会ス書記委員ノ姓名ヲ点檢ス出席者四十二人

議長藤生君是ヨリ田村直臣君ノ上告事件審問ニ取掛ル旨ヲ宣告ス

議長書記ヲシテ附録第十三式第三ニ從テ書記ヲシテ書類ヲ朗誦セシム朗誦シタル書類ノ順序左ノ如シ

第一 第一東京中会ノ記録

第二 田村氏上告ノ通知及び其理由書

第三 田村氏ノ論弁書

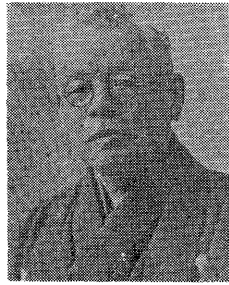
第四 井深氏ノ論弁書

第五 熊野氏ノ論弁書

第一東京中会記録抄略

告 訴 状

被 告 教 師 田 村 直 臣



田 村 直 臣

右被告教師田村直臣氏ハ西曆一千八百九十三年米國ニウオルク府ハーバル、エ  
ンド、ブロゾルス出版会社ノ手ヲ經テ「ジャパニースブライト」(日本ノ花嫁)  
ト題スル英文ノ一書ヲ著ハシタリ。

本書記述ノ体裁輕佻浮薄ニシテ虚実ヲ混淆シ妄リニ日本人民ノ恥辱トナルベキ  
事ヲ記載シタリ是則チ同胞ヲ譏誣シタルモノニシテ日本基督教會教師ノ職ヲ汚  
シタルモノトス(規則第七條第四款ヲ見ヨ)其証拠ハ本書序文四ページニ「然  
レドモ日本人ノ德義ハ甚ダパリサイ的ナリ即チ形ニ存シテ心ニ存セザル也」ト云ヒ本文三ページニ「吾人(日本  
人)ハ愛ト禽獸的ノ情慾トヲ區別セズ彼等(日本人)ハ未ダ曾テ純粹ノ夫婦間ノ愛ヲ味ヒタルコトナシ」ト云ヒ  
九ページニ「父タル者が其女ヲ嫁セシムル時ニハ彼等ノ将来ノ幸福又ハ繁榮ヲ願ルコトナシ」ト云ヒ六十六ペー  
ジニ「多くノ日本人ハ父ヲ養フ」ヲ好マズ惟吾人ノ習慣寧ロ道德ニ迫ラレテ止ムヲ得ズ之ヲ行フ斯ノ如ク吾人  
(日本人)ハ心ヨリ好ンデ為サザレドモ一片ノ義務トシテ父母ヲ養フ」ト云ヒ七十四ページニ「故ニ彼女(娘)  
ガ嫁スル時ニハ恰モ寢台ヤ食卓ノ如クニ与ヘラル」ト斷言シタル等ノ明文ヲ以テ充分ナリトス

明治二十六年十月五日

告訴委員

議長判決ニ取掛ル旨ヲ述ブ

北島五郎右衛門君動議 謹責スル

貴山君修正 田村直臣氏ヲ譴責シテ深ク将来ヲ戒メ且ツ譴責ヲ受ケタルニ適當ナル正誤文ノ委員ノ手ニ成リタルモノヲ内外ノ重ナル新聞ニ廣告スル様勸ムル可決

議長田村直臣君ニ向テ判決ヲ宣告ス

田村君中会ノ判決ニ不服ナルニ由リ大会ニ上告スル旨ヲ陳述ス茲ニ於テ審問終結ス

第二田村直臣君提出ノ上告理由書

### 上 告 書

明治廿六年十月開会セシ第一東京中会ニ於テ小生著「日本ノ花嫁」ハ日本臣民ヲ譏誣シタルモノトシテ左ノ如キ判決ヲ下シタリ

田村直臣氏ヲ譴責シテ深ク将来ヲ戒メ且ツ譴責ヲ受クルニ適當ナル正誤文ノ委員ノ手ニ成リタルモノヲ内外ノ重ナル新聞ニ廣告スル様勸ムル事

右判決ニ不服ナル理由左ノ如シ

(第一) 社会ノ風俗及ビ習慣ニ関シ其是非等ヲ弁論シタル著書又ハ新聞等ノ記事ハ其國ノ風俗如何ニ就キ記者ガ自己ノ批評ヲ下シ惡風習ヲ攻撃シ良風ヲ賞讃シタルモノナレバ人々各個ニ於テ其ノ觀察ヲ異ニセルハ勿論ナリ、然ルニ此ノ如キモノニ向フテ中会ガ議決又ハ判決ヲ下サントスルハ甚ダ理由ナキニシテ、後來一々著書又ハ新聞ニ對シ、社会ニ関セル各個人ノ意見ヲ束縛スルモノナリト思考ス是レ憲法第十二条ニ規定セラレタル中会ノ權限以外ノ執行トス、即チ社会ノ風俗習慣等ヲ弁論セル著書雜誌等ニ関シテハ中会ニ於テ論ズベキモノニ非ル也是不服ノ理由ノ第一也



(第二) 他人ヲ讒誣スルニハ利害上其人ヲ害セントスルノ目的及ビ惡心アラザル可ラズ著者ガ決テ日本人ヲ害セントスル目的モ有セズ又一点ノ惡心アリテ著シタルモノニ非ズト弁ズルニモ拘ラズ此二要素ヲ無視放棄シテ讒誣ノ罪ト決セリ之不服ノ理由第二也

(第三) 一個ノ著書ニ對シ告訴シタルモノアル時ハ原告ヨリ証拠及ビ証人ヲ出スベキ是普通ノ法ナリ然ルニ中會ハ其告訴ニ對シテ原告ヨリノ証拠及ビ証人ヲ出サシメザリシハ反則ニシテ又中會ガ下シタル判決中ニ著書ノ如何ナル点ガ犯罪ニ當レルヤ又証拠何々ニ依テ此判決ヲ下シタルヤヲ弁ゼズ、是不服ノ理由第三也

(第四) 被告ハ証人ノ召喚及ビ証拠書籍ノ取寄セテ請求シタリシニ悉皆之ヲ許サザリシハ甚ダ不情不当ノ所置トス是不服ノ理由第四也

(第五) 讒誣ナルヤ否ヤヲ定ムルニ當リ可否同數ノ投票ヲ得タリ議長石原保太郎ハ自己ノ意見ヲ以テ讒誣ナリト決定セリ是不服ノ理由第五也

(第六) 右議決ニ參與セシ議員ノ多數ガ原告ヨリ出シタル「日本ノ花嫁」ヲ一読セシコトモナクシテ單ニ原告ノ言ノミヲ信ジテ決定セシ也、蓋シ此ノ告訴ノ起リシ原因ハ英文ノ解釈上ノ異同ナルニ英文ヲ十分熟知セザル人何ニ依テ判定ヲ下スヲ得ン是レ不服ノ理由第六也

(第七) 該中會ハ原告ニ不都合アル時ハ中會其責任ヲ負フト決議セリ然レドモ憲法第十二條ノ規定セル中會ノ職務上此ノ如キ義務ナキモノニシテ中會ナルモノニ向フテハ決シテ戒規ヲ加フベキニアラザル也即チ同第十三條ニ於ル大會ノ職權及ビ規則第廿條第二款ニ明示セル上告ニ對スル大會ノ執行ノ權限、規則第十八條第二款ニ於ル戒規ヲ執行シ得ル所ノ制限等ニ依テ之ヲ考フルモ到底中會其自身ガ大會ヨリ戒規ヲ加ヘラルベキ義務モナク大會モ

亦戒規ヲ加フ可キ權利アラザル也是不服ノ理由第七也

(第八) 被告ヲシテ正誤文ヲ内外新聞ニ掲ケシメントスルハ我基督教會戒規ノ目的ニ反スルモノ即チ戒規ハ犯者ヲシテ悔改セシメントスルキリストノ聖訓ヨリ出來リタルモノナレバ犯者ニシテ悔改セバ既ニ戒規ノ目的ハ十分ニ達セシモノ其原告ヲ新聞ニ掲ゲシメントスルハ殊ニ難キヲ人ニ求ムルモノト謂ハザルヲ得ズ而シテ之等ハ全ク地方裁判所民事訴訟法ニ属スルモノニシテ中會ニ於テ下ス可キ判決ニ非ルナリ是不服ナル理由第八也

明治廿七年六月廿九日

上告人 田村直臣(印)

大會書記山本秀煌 殿

第三田村直臣氏之論弁

「日本の花嫁」は同胞を讒誣したる者に非ず

第一間接の証

(著者の一身は其証なり)

著者田村直臣はキリストの信徒なり現今の身分は聖職を奉ずる教師なり

基督教が我國に來て未だ伝播の道を講ずる能はざる時に際し進て此教に従ひ道を奉ずる事十有九年間十八歳にして長老に挙げられ二十歳にして牧師の職に列し爾後専心一意基督教の宣伝に従事せり余や不肖なりと雖も主に事ふるの一点に至ては敢て原告者井深熊野山本の三氏に譲らざるを信ず言少しく傲ぶるに似たりと雖ども余を知るものは同胞を海外に讒誣するが如き者なりと信せざるべし之を間接の第一証とす

(著者の目的は其証なり)

日本の花嫁は何が為に書したりしか何の目的を以て書したりしか著者は金を欲する營利的の者に非ず唯だ其序文に書したる如く真理を愛するの精神を以て何人をも恐れず真実に書かん事を欲したり又此書仏教が今日に至るまで及ぼしたる感化と基督教が及す感化の力を少したりとも読者の知る所とならば著者の満足なりと書せるを見ても知らるるならん余は基督教の牧師たり仏教が家庭に及ぼすの結果を以て満足するものに非ざるなり其感化は日本の家庭に害あるべきを述べたり此書の目的とする所は高尚なり明なり余敢て同胞を外国に讒誣せんや之を間接の第二証となす

(書を著はすに至るまでの歴史は其証なり)

本書を著はしたるは一朝一夕の事に非ず注意の上に注意を加へ屢々余の妻と謀り脱稿して後は現今東北学院教授文学士唐沢造酒君外人としては長く本邦に伝道の為に在留せられたる博士タムソン博士インブリー米國に在ては組合教会牧師たるヒリプス君に校閲を請へり如是本書は嘗て数年前世に公にせる「米國の婦人」中に書したる材料の三分の二を掲載するものにして殊に余はアーノルド氏の言が日本伝道を妨ぐるの甚しきを見て遂に之に及びり唐沢君と云ひ其他インブリー、タムソンの二博士ヒリプスにして若し此書が真に同胞を讒誣するの書たらしめば彼五氏豈黙して傍觀せらるる人ならんや之を間接の第三証となす

(ハーパル社は其証なり)

ハーパル社は米國中一二を争ふ出版会社なり書を出版するに際しては先づ其書を検するなり彼等若し此書にして斯く賤むべき物ならば敢て出版の勞を執らざるへし殊に法律家の手に成りたる条約書を交換して出版したるなり

ハーバル社より出版する事は米人と雖も尚難事なりとすハーバル社は売国の書同胞を讒誣するが如き書を敢て出版せざるべしハ社本書を出版したるを見ても以て其一証となして可ならん乎

(著者が原稿料を何事に使用したるかは其証なり)

本書を著はすに当て幾多の日月を要したるにせよ幾多の労力を費したるにせよ余は本書を著はしたるが為に一錢一厘たりとも己が為に金を獲たる事なし本書より来る利金は悉く自営館に寄附せり其事業の為に出せり而して自営館とは何ぞや曰く有為の青年を集めて勉学を得せしむる所売国の徒は敢て斯る事業を為さざるべし同胞を讒誣するが如き者は敢て斯る愛国の事業を為さざるべし以て間接の第五証となして可ならんか

(本書に日本の美風を書したるは其証なり)

若し公平なる無私なる眼を以て本書を通觀せばよし不公平なる眼光以て本書を閲読する者ありとするも本書中には確かに日本国の美風を揚げ之を称揚したるを見ん若し著者の心情は一に国悪を発き同胞を讒誣するより外なしとせば著者は決して自国の美風を称せざるべきなり美風を蔽ふて書せざるべきなり而して本書は我國の美風を挙げたり若し之を知らば以て間接の第六証として可ならん

(原告が讒誣者なるは其証なり)

原告三名は称して本書を以て同胞を讒誣せりと云ふ然も若し著書にして心底より自国を誹り同胞を讒誣するものたらしめば云ふべき事は幾何にても有るなり弊風醜風勝て数ふべからざる程あるへし去ど著者は敢て之を発し書したる事なし之以て間接の第七証となすに足る

以上述べたる間接の証を見ても余が同胞を讒誣せざるは明なり本書を目して同胞を讒誣せりとは誣ひたるも亦甚

しと云ふべし

特に余は之より直接の証を挙げん

### 直接の証

第一 序文四ページに「然ども日本人の徳義は甚だパリサイ的なり即ち形に存して心に存せざるなり」

余は必ずしも日本の道徳は全くパリサイ的なりと断言せず此一句の真味を解せんには宜しく此句の前後其關係の有る所を熟読せよ原告が言はるる如き意は秋毫末程もなし余は言へり「日本の花嫁を読まるる人は必ず言はん妻たる者の夫に事ふるの従順なる結婚式の敵にして且つ重なる加之子たる者の親に奉ずるの篤き事実は美はしきに非ずや」と実に然り余は少しも以上の説を拒まず余が用ひたる然れどもとは以上の文を受くる言葉なり日本人の徳義とは以上の事を受く又以下の文章を一読して其意明々白々なるに非ずや予は決して日本の恥を曝らさず要するに余が論ずる根拠は若し一國にして基督教の感化なくんば外見の美何如に美なるものありと雖も其美は心情より溢れたる者に非ずと云ふのみ基督教の教師として此言を為す何の怪むべき事かある之をしも讒誣と称すべきか

第二 本文三ページに「吾人（日本人）は禽獸の情と愛とを區別せず未だ嘗て純粹の夫婦間の愛を味ひたる事なし云々」

余が用ひし愛なる字は其句の下に説明せし如く Love を惚ると云う意にて用ひしなり本章は日本人の結婚の目的は系統の継続にあり必ずしも男女相愛して婚せんやと云ふに過ぎず思うに日本にてほれるなる語は禽獸的の意に用ひ来りしなり敢て皓潔清潔の愛に非ずと云ふのみ之をしも猶讒誣と称するか又余は日本人は夫婦間の愛の美味を味はずと云へり然るに原告は Sweetness なる字句を漏遺せしは如何甚だ以て其意を得ず余は敢て断言す基

督を信ぜざる者にして如何なれば Pure の愛あらんやと余は堅く信ず基督信徒夫婦間の外決して純粹なる愛を知るものなしと余は常に之を公言す敢て譏誣と信ぜず

第三 九ページに「父たるもの其女を嫁せしむる時は彼等の将来の幸福繁栄を顧ることなし」

余は決して少しも思はずと言わず予は日本の父母が其子女の結婚に全力を尽すに比して其後を顧みるもの甚だ乏しと云ふなり何に因て爾か云ふ下文に言へり女にして二三度他人に嫁するも父母は甚しく憂へずと思ふに日本の結婚にて斯の如き者の大数を占むるは実事なり何を以て譏誣と云ふか

第四 六十六ページに「多くの日本人は父を養ふ事を好まず惟吾人の習慣寧ろ道徳に迫られて止むを得ず之を行ふ斯の如く吾人（日本人）は心より好んで為さざれども一片の義務として父母を養ふ云々」

予は本章に於て隠居の弊害を痛論せり然も明かに父母にして若し年老て労働に堪へず或は疾病に罹りたる如き事あらば子たるものの親を養ふは喜んで為す所ならん唯余の論点は親なれば一にも二にも其親にして活潑々の労働を為し能ふに拘らず之を養ふを好まずと云ふのみ敢て吾人は父を養ふを好まずと言葉を用ひし事なし又言ふべき事は feel unwilling を直ちに不好と訳せらるるは決して穩当の訳語に非ず何を以て譏誣と云ふか

第五 七十四ページに「故に彼女（娘）が嫁する時は恰も寢台や食卓の如くに与へらるると」

予は決して斯る事を妄言せず之実に虚なり人を罪に陥んとする悪むべき事ならずや原告は英文を解する能はざるか或は亦知りつつ斯る挙に出でんとするか余は決して以上の言を発せず余は何が故に妻が夫に対し従順なるべきや一二の意見を陳述せり其中高尚なる人士の説を述べ次に下等なる人士の中には或は娘を嫁するに之を寢台や食卓を選る如く思考する者もありと言へり此る事を以て余を譏誣の罪に陥れんとする豈驚き入たる次第に非ずや

余は以上の直接の証を列挙し余が讒誣の罪なしと断言す余は人間なり書中豈に一点の誤謬なしと言わんや唯余は信徒としキリストの僕として敢て主の前に讒誣の罪を犯せし事なしと云ふ

田村直臣

#### 第四告訴委員長井深梶之助氏之論弁

##### 被告の反証に対する弁駁の大意

議長及び議員諸君余は今告訴委員長の資格を以て述べんとする所あり

(第二) 昨日田村氏の言中に原告は私を倒さう倒さうとして云々と云ふことを一回ならず言はれたるが是は奇怪千万なる申条なり抑も我輩は何の為に告訴したるか何か私怨あるが故なるか否我輩は中会の命に依り告訴委員として職務上告訴に及びたるものなり一個人としては我等は田村氏に対し何等の遺趣遺恨もあらざるなり試みに思へ中会は既に調査の上此事件は被告の教職に影響を及ぼすものと認て告訴を起すに至りしに非ずや且つ此事に關して世上の物議は如何又之が為に目下伝道の衝に当る人々の迷惑困難は幾許ぞや然るに尚之を以て何か告訴の私怨に出でたるかの如くに言做さるるは実に奇怪の至なり且夫兄弟に過失あるときは之を正すはキリストの教訓にあらざるや教会成規の目的は教会の清潔を保ち犯者の利益を図るに在り其人を悪んで之を罰せんとするに非ず我等が此事を告訴に及びたるも又此精神に外ならざるなり単に一個人の關係より言へば此の如き役目は迷惑千万なり然れども此事件たるや一家の私事にあらずして教会の面目に關する公事なれば縦令情に於ては忍び難きも義に於て之を傍觀すること能はず我輩は友誼の為に教会の清潔を犠牲にすること能はざるなり

(第二) 昨日某議員は此は社会問題にして中会の問題に非ずと云いたるが蓋「日本の花嫁」の記事は日本国民一



井深 梶之助

般の有様を記述せるものにして特別に一個人の敗徳を攻撃せるものにあらず何人も之が爲めに特別に名誉を傷けられたるものなし故に中会は之を問ふに及ばずとの意なるべし成程此書中何の誰と名指して其人の名誉を傷けたる所はなからん我輩とても何も此書の爲めに他の日本人よりも多く名誉を害せられたりと云ふには非ず実に其一家の私事に非ざることは前段に縷述したるが如し然れども人を名指して讒誣するは罪なれども一國民而かも同国民全体の名誉を傷るは罪に非ずと云ふべき耶豈に此の如きの理あらんや今此に第一東京中会の議員は偽善者なりと公言するものありと仮定せよ中会は之を如何に処置すへきか誰とも其人を名指ざるが故に其言の虚実を問ふの必要なし好しや其言は全く虚偽なるも其罪を糺すに及ばずと云はんとするや天下豈に此の如き理あらんや縦令其人を名指さすとも当中会議員は偽善者なりと言はれたる以上は凡て其議員たる者は名誉を傷けられたるに非ずや実に其事たるや単に一個人の名誉を傷害したるよりも更に重大の事件なりとす。

(第三) 又或る議員の説に曰く此事件は教義に關係なし故に中会は之を審問するに及ばずとは是亦実に奇怪千万の説なりと云はざるを得ず教義の大切なることは今更に喋々するまでもなし我教会は主イエスキリストを基礎として建設せられたるものなり此教義を維持することに於ては我等も決して他人に譲らざるべし然れども直接に教義に關係せざることには中会の問題となすべからざるか中会は道徳上の問題を不問に付すべき乎豈夫れ然らんやキリスト教に於ては行は信仰と共に必要なりヤコブ曰はずや信仰若し行を兼ねざれば乃ち死るなり悪鬼も亦信じて戦慄せりと然らば即ち直接に教義に關係せずと雖とも中会は決して此徳義問題を不問に付すること能はざるなり



之より反証の弁駁に移らんに田村氏は自個の無罪なる間接の証拠として七ヶ条を挙げたり

第一自己の来歴及び地位即ち己は多年キリスト教の教師たること

第二該書著述の精神及び目的即ち其精神は真理を愛する精神にして其目的は仏教が日本国の家庭に及ぼす所の感化を示すに在りと云ふこと

第三該書は軽忽に著述したるものに非ず多くの友人にも原稿を見せ多年を費して著したるもなりと云ふこと

第四出版元の性質即ち本書は米國ハアパル会社の出版に係ること

第五該書は私利を営まん爲に非ず売上の利益は自営館に寄附せん爲めなること

第六若し国辱を願はさんと欲せば尚他に夥多の材料ありと云ふこと

第七該書中日本人の習慣の善きことも記述せりと云ふこと

今より順序を追ふて此七ヶ条の間接証拠なるものの一も取るに足らざることを論弁すべし

第一花嫁著者の来歴及び地位に就て

花嫁著者田村氏曰く我は十八歳にして長老となり二十歳にして牧師となり今日に至るまでキリストの忠義なる教師なり故に我に於て其罪なしと田村氏の来歴は我輩の熟知する所なり其青年にして銀座教会の牧師となり今も尚牧師たることは我等の熟知する所なり然れども我は教師なるが故に無罪なりとの議論に至りては驚入るの外なし若し凡てキリスト教師たる者は過失なきものならば実に幸福の至りなれどもキリストの十二使徒さへも過失あるを免れざりき況んや尋常の教役者をや豈能く我は多年教職に在るか故に無罪なりと云ふへけんや

第二著述の精神及目的に就て

花嫁著者は此書は眞理を愛するの精神を以て日本人の道德風俗を有体に書著はしたるものなりと云へり然れども眞理を愛するの精神を以て著はしたる書物には決して誤謬なしと云ふべきか縦令仮に其精神は眞理を愛するにありとも實際誤謬の有無は自ら別題なり決して其精神正しきが故に事實誤謬なしとは断定すべき理なし加之ならず如何に有体に物を書くが目的なりと云ふとも人の名譽に關する事柄を世に公にする時には随分顧慮すべきことに非ずや譬へば此に一人の大酒家ありと仮定せよ然るときには其子たるもの身として猥りに我父は大酒呑なり斯々の不都合ありとて其過失を世間に吹聴せば如何此は實に眞理を愛するの人なりと云ふべきか之を以てキリストの愛心と云ふべき乎物には内外の別あるもの也然れども花嫁著者は日本國民の恥辱となるべき事を外國語を以て外國に於て著述したり此の如き所為は縦令其書に記載する所のことを一点の誤謬なしとするも大に議すべきものとす況んや其記述する所虚実混淆甚しき誤謬あるに於てをや花嫁著者は仏教が日本の家庭に及す所の悪感化を顯さんが爲に不得止其瑕瑾を發きたるかの如くに言做せり果して著述の目的をして此に在りとせば米國の事情に明通する著者にして何故に此の如き方法を撰みたるか我輩は實に奇怪の思に堪へざるなり若しも眞實に我國の家庭を愛へ広く米國の有志者をして之をキリスト教化するの必要を感じしめんとならば何故に此の如き輕佻なる軀裁の著述とはなしたるぞ何故に今一層眞面目なる方法を取らざりしや若しも其目的にして眞に著者か公言するか如くんば今一層適當に之を著すの方法一にして足らざることは著者自らも熟知する所ならん如何に考ふるも其目的と手段と一致せざるなり

第三「日本の花嫁」は数人の朋友とも謀り数年熟慮の上に著述したるものなりと云ふことに就いて花嫁著者は此事実を以て己れの無罪なる間接の証拠の一に數ふれども我輩に於ては之を以て反て其罪を見逃にし

難き一の理由と認むるなり此事をして単に一座の談話ならしめんか我輩は強て之を咎めざるべし然れども数年熟考の上世に公にしたる者なるが故に之を見逃しにすること能はず何となれば然る以上は此書中に記載する所に対して著者は飽迄も責任を負ふべき筈なり

然れども花嫁著者は此は友人ヒリップと云ふ人及び宣教師タムソン氏インブリー氏等にも校閲を乞ふて後に出版したるものなり故に誤謬ある筈なしと云ふ著者か諸友人の校閲を乞ふて後に出版したることは事実ならん成程程序を閲するに同窓の友ヒリップ氏は此の書を米国公衆の前に此形に於て出版する事に於て大に我を助けたりとあり蓋英文を校正したるの意味なるべし其他には扉にも序にもタムソン氏インブリー氏等の名は更に顯れず然らば内実之を校閲したりとするも右の二氏は世上に對し日本の花嫁に就て毫も責任を負ふべきに非ず若しも右二氏にして著者と責任を分担せんとならば公然と其名を本書に顯すべき筈なり然れども仮に一步を譲り右二氏に其責任ありとするも二氏が校閲したりとて決して誤謬なしとは保証し難かるへし成程二氏は多年本邦に在留して日本の風俗に通ずるの人なり然れども如何に能く日本の風俗人情に通ずればとて日本人よりも尚明かに通ずるの筈なし現に花嫁著者自ら序文に於て我は外国人の未だ曾て看破せざるところ本邦人の敢て言はざるところを明言せんとすと立派に断言したるに非ずや然るに今に至り責任を他人に分たんとする乎

#### 第四出版元の性質及び信用と云ふことに就て

成程ハアパル会社は米国の一大出版会社なるに相違なし斯る米国の大会社をして自家の著述を出版せしめたるは流石田村氏にして其御手際は感服の外なし実にハアパルは一大出版会社なり然れども矢張一ケの營業的会社なり此点に於ては他の書肆と異なるなし勿論營業上万事に注意を要すべければ原稿調査委員もあらん顧問代官人も

あらん迂濶に国法を犯し信用を害し損失を招く如きことは万々せざるべしさればとて此会社が出版するところの書籍には決して誤謬なしとは実に不思議なる議論にあらざるやハアパル会社の原稿調査委員とは何人なるか分明ならざれども彼等一次目を通したるが故に「日本の花嫁」に記述する所誤謬なしとは実に奇怪千万と云はざるを得ず昨日田村氏はエドウキンアルノルドが著したる「ジャポニカ」は日本婦人の美德を賞美し過ぎて甚だ不都合なることを云ひたり此「ジャポニカ」なる者は先年余が在米中「スクリブノル」雜誌に記載せられたるものにして余も一読したることあれども之を出版したるスクリブノル会社と云ふは米国に於てハアパル会社と一二を争う程の有名なる大会社なり然れども此会社は田村氏が不都合と認むる所のエドウキンアルノルドの「ジャポニカ」を出版したるに非ずや然らば何ぞ独りハアパル会社の出版物に限り誤謬なしと云ふべけんや

又花嫁著者はハアパル会社の出版に係るが故に猥褻の書に非すと云へり我輩委員に於ても敢て此書を以て猥褻の書とはなさず故に此事を弁ずるの必要なし

(第五) 日本の花嫁は私利の為に著述せずと云ふことに就て

日本の花嫁は自己の利益の為に著したるものにあらず之に由てまうけたる金は悉く自営館に寄附する目的なりと云ふ此目的に対しては我輩告訴委員は少しも異論なし然れども其目的善なるが故に此書に誤謬なしとは認め難し世には目的正しければ手段の正不正は問ふに及ばずと思ふ者もあれども真逆花嫁著者は此の如き主義を取るものにはあらざるべし

第六国辱を顕さんと欲せば他に多の材料ありと云ふことに就て

花嫁著者曰く若し余にして国辱を外国に顕はさんと欲せば他に沢山の材料ありと我輩は此語を聞て驚愕するの外

なし如何に花嫁著者と雖も此の如き惡むべき目的を以て此書を著したりとは思はず我輩告訴委員は被告に於て此の如き惡逆なる心ありとは認めざるなり唯該書記載する所多年熟考の結果なりと明言するにも拘はらず往々虚実相混じ大に日本人の名誉を害する所の点あるを如何にせん

第七該書中日本の善き習慣も記載せりと云ふことに就て

其所謂善き習慣とは如何なることを指すか明白ならざれども恐らくは日本の婚礼には仲人と稱するものあること又は三々九度の礼式ありと云ふが如きことならん固より我輩に於ても日本の花嫁は一から十迄日本人の瑕瑾惡風を並べたる者とは認めざるなり然れども縱令此書中に善きことを記載したりと云て決して惡事を記載せずとは断定すべからず加之に著者自らも此書は仏教が日本の家庭に及す所の惡感化を示さんが爲めに著したりと云ふに非ずや然らば日本人の風俗道德の瑕瑾を顯はすは自然の理なり然るに此書には日本の善き習慣風俗をも記述したる故に決して不都合なしとは抑も何等の議論ぞや実に自家撞着の議論と云はざるを得ず

此の如く吟味し来れば被告が挙げたる所の間接の証拠七ヶ条なる者は一も取るに足らず全く無効の者なりとす  
いざ是より直接の証拠に関する反証の弁駁に取懸らん（中略）

終に臨んで猶一言せん「日本の花嫁」は著者の自白する如く咄嗟の間に成れる者に非ずして多年熟慮の上世に公にしたる者なりとす然らば該書に記載せる所に就て著者たる者は飽まで責任を負はざる可らず決して今日に至り不注意の廉を以て其責を推諉す可らず然るに該書に記載する所単に事実を誤るのみならず大に日本人民の名誉を毀損する所の者一にして足らざることは前に列挙したる例証により明白なりとす然らば何故に之を以て讒誣の罪に當つべきか是次に起る所の緊要なる問題なれども此は弁論に属するが故に今之を論せず只被告の反証を弁駁す



熊野雄七

ること此の如し

明治二十七年六月

第一東京中会告訴委員長

井深梶之助

第五告訴委員熊野雄七氏之論弁

田村直臣氏著書「日本の花嫁」に対する論弁

被告田村氏は原告井深氏が弁駁の後必ず多少価値ある論弁をせらるるならんと予想し其の論旨に随ふて十分の弁論を試むべしと之を待ちつつありしに意外にも数千里の遠き米國より三人の証拠人を召喚せよとの請求此の中会の容るる所とならずとて其の反証弁論を棄擲せられたり予は大に之を遺憾とし且つ甚だ失望せり斯く被告がその反証弁論をなさざるに之が弁論をなすは恰も空を撃つが如く矢を放つに似たり且つ井深氏の弁駁周到緻

密殆んど蘊余なく駁了せりと思はる故に予は詳細の論を止めて只田村氏の此の「日本の花嫁」なる著書は四千万の同胞を譏誣して我帝國の名誉と体面とを万國民の間に毀傷汚濁したるものなることを確むるに過ぎざるべし

凡そ人の事をなすに其目的は如何に善きにもせよ其結果人を害し社会を毒するに至らば吾人は其人を以て罪なしと謂ふを得ざるなり被告田村氏は此「日本の花嫁」を著はせるは善良なる目的に出たりと曰はれたれども予は今その

目的の如何を問わず又其内心に立入て論ずるに非ず只此「日本の花嫁」なる著者は其結果四千万の同胞を讒誣し我帝国の体面を海外に汚したるものなりと確言するなり予は田村氏に對して毫も恩怨あるものにあらず又好んで弁をなすものにあざれども中会の撰定に由り又実に我基督教会の清潔と安寧とを思ふの切なるより甚だ悲むべき事ながら止を得ず此場合に至りしなり是より今暫く論弁に取懸るべし

被告田村氏が序文四ページに「然れども日本人の徳義は甚だパリサイ的なり即ち形に存して心に存せざるなり」云々と曰へるは予も亦日本国民を侮辱讒誣したるものなることを確め置くなり或は四千万の多き日本人中には田村氏の所謂パリサイ的の偽善者もあらん又外形と内心とを大に異にする人もあらん然れども我日本帝国人民全体は決して然らざるなり否寧ろ徳に敦く義に勇さむ純良質樸の国民とこそ曰ふべけれ然るに被告田村氏は何を以て我純良質樸なる国民の徳義を一般に「甚だパリサイ的」なりと断言するや是明かに我同胞全体を讒誣毀傷したるものなり苟も常識ある日本人にして又国民の名譽と体面とを重んずる人士にして此言を聞かば誰か之を憤らざるものあらんや之を一個人の事にして言はば如何例令ば茲に一紳士ありて衆人公座中或る一個の人に對し君は誠に善良忠実の君子なり然ども其善良忠実は甚だパリサイ的にして只外形のみに存し内心は全く之と反対なりと曰ふと仮定せよ是明かに其人を侮辱讒誣したるものなり若し斯の如き妄言が世に白痴を以て目せられ瘋癲を以て称せらるる者の口より出るとせば猶恕すべきも否寧ろ齒牙に懸るに足らずと雖ども苟も稍学識ある紳士と呼ばるる人の口より之を聞く時は苟も自己の名譽と体面とを重んずる人士にして斯る侮辱を受けながら争かて憤怒せざるものあらんや嗚憤怒するのみならずその衆人公座中にて毀捐傷害されたる名譽の回復を勉めざるものあらんや実に一個人の場合にして尚且つ然り況んや一国民全体の名譽と体面とを広く海外に毀捐傷害せられたるに於てをや被

告田村氏は自ら謂はるる如く我日本基督教会の名譽責任ある立派なる教師にして世界中最も普通に行はるる文字を以て日本人の徳義は甚だパリサイ的なり形に存して心に存せずと万国に吹聴せるは其目的の如何に拘はらず其結果は即ち我帝国四千万の純良率直なる同胞を譏誣して其名譽と体面とを毀損傷害したるものに非ずして何ぞや苟も籍を我日本帝国に列する人士にしてその名譽と体面とを維持せんとするものなりせば誰か之を黙過するものあらんや（中略）

之を要するに田村氏の此著書は其結果我四千万の同胞を譏誣し我日本帝国の体面と名譽とを万国に毀損し重大の責任を帯べる日本基督教々師たるの身を以て国家に対する義務と徳義とに背き施ひて累を我日本基督教の上に及ぼし我教会の安寧と清潔とを害したるものなり即ち日本基督教教師の聖職を汚したるものなりとの証拠十分なりとす仍而中会の議員諸君は公平なる判断を下して適當の処分あらんことを切望す

明治二十六年十月

第一東京中会告訴委員

熊 野 雄 七

第一篇 第七節  
議長藤生君先ツ上告者田村直臣君ヲシテ上告ノ理由ヲ陳述セシム次ニ被上告中会委員ヲシテ答弁セシム  
第一上告者田村直臣君上告理由書ノ主意ヲ弁明シ且ツ米国人ピリップ氏及イムブリー氏ノ書簡ヲ朗読シ第一東京中会ノ判決ニ不服ナル理由ヲ弁明ス  
第二被上告中会委員井深樞之助君田村君ノ上告ノ理由ヲ弁駁シ且ツ証拠ハ其著書「日本ノ花嫁」其レ自ナルヲ弁



明シ中会ノ判決ノ正当ナル理由ヲ述フ

時既ニ五時ヲ過ク茲ニ於テ議長本日ハ是ニテ閉会シ明六日午前八時ヨリ再ビ開会ノ旨ヲ宣告シ貴山君ノ祈禱ヲ以テ散会ス

七月六日午前第八時讚美歌第三十四番ヲ唱シ大石城築君ノ祈禱ヲ以テ開会ス

書記山本君議員ノ姓名ヲ点検ス正議員欠席者左ノ如シ

マク子ヤ君、北島剛三君、里見君、青木仲英君、水登君

議長藤生君昨日ニ続キ此ヨリ田村君上告事件ニ付キ開議スル旨ヲ宣告ス

第三被上告中会委員熊野雄七君田村君ノ上告理由書并ニ其論旨ヲ弁駁シ中会判決ノ正当ナル理由ヲ述フ

第四田村直臣君再ビ起立シテ井深熊野両委員ノ所論ヲ弁駁ス

第五井深梶之助君再ビ田村君ノ論弁ヲ弁駁ス

第六田村直臣君三たび起立シテ最後ノ陳述ヲナス

此レニテ上告者ノ陳述終レリ茲ニ於テ議長ハ上告者及ビ被上告中会委員ヲ退場セシム

書記議員ノ姓名ヲ点検ス欠席者左ノ如シ

水登勇太郎君、井深梶之助君、熊野雄七君、マク子ヤ君ハ此ノ件ニ付棄権スル旨ヲ述ブ

石原君動議、青木仲英君里見君北島君ノ三氏ハ今朝出席遅カリシモ昨日以來出席シ居ラレタルヲ以テ投票権ヲ与フルトスベシ賛成者アリ可決

大儀見君緊急動議、トシテ議員ノ資格ヲ検査スルノ必要ナルヲヲ發議ス賛成者アリ議事ノ順序ヲ変更スルヲニ決

ス

和田君動議 宮城中会撰出ノ議員林竹太郎君ハ教師ニシテ長老ヲ兼ネ其資格ヲ以テ議員ニ撰挙セラレタルモノナリ規則上斯ルヽハ不都合ナリト思惟ス

押川君弁明 教師ニシテ長老ヲ兼ネルモ別ニ規則上不都合ナシト思惟ス林竹太郎君ハ教師ナルモ現今ハ紋鼈教会ノ長老ニシテ教師ハ別ニアリ云々

細川君動議 教師ニシテ長老トナルヽヲ得ルハ勿論ナリ何ノ差支ナシト思フ故ニ今検査スルノ必要ナシ賛成者アリ可決

大儀見君散会ノ動議可決バラ君ノ祈禱ヲ以テ閉会ス時二十一時五十分

七月六日午後二時齊藤実徳君ノ祈禱ヲ以テ開会ス

書記議員ノ姓名ヲ点検ス 出席者三十九人 欠席者三人

水登君請求 本員ハ事故アリテ午前ノ会議ニ欠席セルモ投票権ヲ与ヘラレンヽヲ乞

細川君動議 水登君ノ請求ヲ許スルヽ賛成者アリ

議長採決少数否決則チ水登君ヘ投票権ヲ与ヘザルヽト決ス

坂本君動議 是ヨリ規則ニ從ヒ議員各五分間ヅツ上告事件ニ対シ意見ヲ述ブルヽ満場異議ナシ可決

議長書記ヲシテ議員ノ番号ヲ点呼シ一番議員ヨリ以下員外議員ニ至ルマデ各其意見ト理由ヲ開陳セシム（各議員ノ意見ハ略ス）終テ後議長書記ヲシテ附録第十三式第一条第七項及ビ第二条第八項ヲ朗読セシム

議長左ノ順序ニ從テ採決ス（投票三十八人）

第一 大会自ラ此事件ヲ処分スベキカ大多数可決反對者二名

第二 大会ハ第一中会ノ判決ヲ確定スベキヤ起立二名少数否決

第三 第一東京中会ノ判決ヲ破毀スベキヤ起立四名少数否決

第四 其判決又ハ其決議ヲ變更スベキヤ起立三十六名反對者二名大多数可決

書記變更ノ動機ヲ朗読ス

第一東京中会ガ田村直臣氏ニ対スル判決變更ノ動議

一第一東京中会ガ田村直臣氏ニ対シテ下シタル判決ヲ變更シ其教職ヲ免ズベシ

右理由

一第一東京中会ノ判決ニ於テハ田村氏ノ著書中無実ノ事ヲ記述シ誤謬ヲ海外ニ伝ヘテ国民ノ名誉ヲ毀損シタルモノアルニヨリ仮令悪意ニ出デズトスルモ其行跡ハ讒誣ノ罪ヲ犯シタルモノト認定シタリ

右事実ノ認定ニ於テハ第一東京中会ノ所見當ヲ得タリト雖ドモ只其附加シタル罪名ニ至リテハ不適當ニシテ寧ロ日本国民ヲ侮辱シタルモノトナスヲ正当ト認ム

二且ツ既ニ教師ニ有ルマジキ輕佻浮薄ナル著述ヲナシテ同胞ヲ侮辱シ其名誉ヲ毀損シ日本基督教会ノ面白ヲ汚シ伝道上大ナル妨害ヲ与ヘナガラ而カモ尚之ヲ自覺セズ反省セズ悔悟セザルハ教師ノ職ニ適セザルモノト認定ス故ニ大会ハ宜ク第一東京中会ノ判決ヲ變更シテ田村直臣氏ノ教職ヲ免ズベシ

明治廿七年七月六日

提出者 押川方義 贊成者 坂本直寛、北山 巖

議長是變更ノ動議ヲ討論スベキヤト問フ大多数ニテ討論スル「ニ決ス是ニ於テ押川君變更ノ動議ヲ説明シテ曰ク議長及ビ議員諸君今般我大会ニ於テ斯ル事件ヲ審判セザル可ラザル」トナリシハ誠ニ悲ム可キ「ナリ我日本基督教會ノ氣風高尚ナラバ教師伝道者タルモノガ斯ル場合ニ遭遇セバ大会中會ヲ煩ハサズシテ自ラ責任ヲ負フベキ筈ナリ然ルニ憲法ニ罪名ナシナド強弁シテ道德ノ制裁ヲ拒ミ公德ヲ蔑ミスルガ如キハ実ニ恥ベキノ至ナリ教師タルモノハ信徒ノ模範タルベキモノニシテ往昔ハ血ヲ流シテ道ノ為ニ殉ジタルモノサヘアルニカカハラズ金錢ヲ得ルノ目的ヲ以テ書ヲ著シ我祖先ガ遺シタル高潔ナル親子間ノ道德ヲ誣テ海外ニ辱シムルガ如キコト基督教會ノ教師ニアリ且ツ斯クマテ基督教會ノ教師ノ道德墮落シタリトスレバ寧ロ基督教ノ日本ニ在ラザルヲ勝レリトス田村氏ノ自ラ信セラルル如ク基督教ノ広リタル國ニ於テハ「レベレンド」ナル名ヲ有スル者ノ言ハ如何ニ信用厚キモノナルカ時ニヨレバ大臣若クハ有名ナル学者ノ言ヨリモ一般ニ信用厚キモノナリ斯ク信用ヲ得ベキ「レベレンド」ガ米國ノ情況ヲ知悉シ能ク売レルヲ目的トナシテ書ヲ著シ我等ノ祖先ガ血ヲ流シテ得タル親子ノ關係ヲ無視シ侮辱シタルハ輕佻ト云ハズシテ何ゾヤ浮薄ト云ハズシテ何ゾヤ

先輩諸氏ノ組織シタル協議俱樂部員モ忠告シ婦人會青年會モ勸告シタレドモ受ケズ西洋人ノ檢閲ヲ受タリ東北學院ノ唐沢氏ニ見セタリト弁ジテ其書ノ不善ナラザルヲ主張スルハ実ニ僻事ナリ

此書物ニ対シテハ多人數ガ異議ヲ容ルルニカカハラズ惡意アリテ書キシニアラズト云テ之ヲ拒ム然レドモ實ハ人惡意アリト思フモ之ヲ明言セザルナリ又田村氏ハ第一東京中會ノ判決ヲ受タルトキ公衆ニ向テ演說シ自ラ己ノ基督教會ノ為ニ尽シタル功勞ヲ列挙シ其著書ニ就テ世ノ非難ヲ蒙ルヲ以テ古ノ聖賢ガ基督ノ為ニ蒙リシ「ボルセキユーチヨン」ニ比シタリト妄モ亦甚シト云フベシ

基督教會ノ先輩諸氏ガ田村氏ニ向テ其著書ノ誤謬ヲ示摘シテ忠告セシモノヲ受ズ輿論之ヲ非難スルモ改メズ中會戒規ヲ加フルモ謹マズ身基督教ノ教師デアリナガラ之ヲ自覺セズ反省セズ悔悟セズ却テ己ノ教師タリ長老タリシヲ述ベテ忠告ヲ拒ミ戒規ヲ拒ムガ如キ実ニ道德腐敗ノ甚シキモノナリ

吾輩ノ其教職ヲ免ズベシト云ヘルハ豈惟「花嫁」ニノミ就テ云ハンヤ実ニ平素ノ行為教師タルモノニ適セズト思惟スレバナリ大会議員諸君願クハ是ノ動議ヲ賛成シ田村氏ノ教職ヲ免ゼラレン」ヲ切ニ希望ス是実ニ止ヲ得ザレバナリ

青木(仲)君修正 壹ヶ年停職トスル」斉藤(実徳)君賛成

留川君修正 花嫁ヲ絶版セシムル」賛成者ナシ

鈴鹿君大儀見君反對和田君質問細川君植村君大石(城)君賛成

北山君討論終決ノ動議ヲ提出ス賛成者アリ大多数可決

書記再ビ押川君ノ動議ヲ朗読ス(投票者三十七人)

議長採決押川君ノ動議ニ賛成者ヲ起立セシム起立者二十三名大多数可決

細川君動議 議長ト書記トニ乞フテ大会決議ノ精神ニ基キ宣告文ヲ作ラシムル」賛成者アリ可決

阿波君動議 本夜ハ議事ヲ停止シ来ル月曜日午前八時マデ散会スル」賛成者アリ可決

押川君北海道千島伝道者高橋伝五郎氏死去シタリトノ電報ニ接シタル旨ヲ報告ス議場肅然為ニ流涕スルモノアリ

藤生君祈禱閉會時二午後六時

七月九日(月曜日)午前第八時半讚美歌第一百二十二番ヲ唱シ山本君ノ祈禱ヲ以テ開會ス

書記議員ノ姓名ヲ点検ス（出席者三十一人）

書記報告ミシヨコンシユルニ於テハ左ノ委員撰挙セラレタリトノ旨通知アリタリ

日曜学校教課書編纂委員ニ

ミラル君、ポートル君

伝道奨励委員ニ

ヘンリー・スタウト君、エ・デ・ヘール君、デ・シ・ウキン君

書記、田村君ニ対スル宣告文ノ成リタル旨ヲ報告シ之ヲ朗読ス則チ左ノ如シ

数寄屋橋教会牧師田村直臣氏ノ上告ニ対スル日本基督教大会ノ判決書

上告者田村直臣氏ハ明治廿六年即チ西曆千八百九十三年米國ニ於テ「日本の花嫁」ト題スル英文ノ小冊子ヲ著述出版シタリ第一東京中会ハ該書中無実誤謬ノ記事多ク文辞モ亦頗ル輕佻浮薄ニシテ本邦基督教教師ノ体面ヲ汚シ同胞兄弟ヲ海外ニ侮辱シタルモノアルヲ認定シ之ヲ不問ニ置クアタハズトナシ明治廿六年十月右著書ヲ召喚シ審問ヲ逐ゲタル末同著者ハ日本國民ヲ讒誣シタルモノナリトノ判決ヲ下シテ譴責ヲ加ヘ且ツ内外三四ノ新聞紙ニ正誤文ヲ掲載スルコトヲ勸メタリ然ルニ著者ハ此判決ヲ不当トナシ当大会ニ上告シタルナリ

右上告ニ対スル当大会ノ判決左ノ如シ

第七篇

一上告者田村直臣氏ノ著書ニ対シ第一東京中会ノ認定シタル事實ハ正当ニシテ同書ハ實ニ基督教教師ニ有ルマジキ鄙陋ノ著述ナリ然レドモ之ヲ以テ讒誣罪トナシタルハ未ダ當ヲ得ザルモノトス抑モ此ノ著書ハ國民ノ面目ヲ穢牲トナシテ金錢ヲ博シタルモノニシテ即チ同胞ヲ海外ニ侮辱シ叨リニ本邦人ノ名譽ヲ毀損セル者ナリ故ニ田村氏

ハ教師ノ職ニ在ルモノノ為スマジキ行為ヲナシテ誓約ヲ破リタルモノトスルヲ至当トス

一上告者ハ既ニ斯ノ如ク同胞ヲ海外ニ侮辱シ叨リニ本邦人ノ名譽ヲ毀損シ教師ノ職ニ在ル者ノ為スマジキ行為ヲナシ且ツ日本伝道上ニモ容易ナラザル障害ヲ与ヘ再三忠告ヲ与フルモノアルニモ拘ハラズ少シモ之ヲ自覚セズ反省セズ悔悟セズ却テ自己ヲ弁護センガ為ニ卑劣ナル手段ヲモ用フルニ至レルガ如キハ実ニ道德宗教ノ事ヲ以テ自ラ任トスルモノノ職ヲ辱シメタル者ナリ然ルニ第一東京中会ハ僅ニ著者ヲ譴責シテ新聞紙ニ正誤文ヲ掲載セシメントスルニ止リタルハ処罰其当ヲ失シタルモノト認定ス

右証拠ハ上告者ノ著書第一東京中会ノ記録当大会議場ニ於ル原被両者ノ論弁米国人ヒリプス氏ノ書翰其他ノ事実ニ徴シテ充分ナリ

以上陳述シタル如クナルニヨリ当大会ハ第一東京中会ノ判決ヲ変更シ田村直臣氏ヲ以テ教師ノ職ニ堪ヘザルモノト認定シ其教職ヲ免ズ

明治廿七年七月六日

日本基督教會大會

議長 藤生金六  
書記 山本秀煌

議員異議ナシ則チ書記ヲシテ直ニ田村君ヘ送附セシム

第  
八  
篇





# 日清戦争の頃

社会改良の前途に就いて

井深梶之助

今日は岩本君の御依頼により一場の講話を試むることとなれり。而して講話の主意は本邦社会改良の前途と申すことなり。

さて、自ら吾人日本人は二個の重大事件の真中に立ちつつあり。其の二大事件とは固より日清戦争と条約改正是れなり。

## 第一日清戦争

二師団即ち五万内外の帝国軍隊は既に朝鮮に出陣し、四十余艘の帝国軍艦は日・清・韓三国の間に出没しつつあり。近日平壤附近に於てあらんとする戦争の模様によりては、尚五千の軍勢を繰り出さんとの風説あり。然る時に、帝国十万の兵は支那国に侵入し、北京城を指して進撃しつつあり。海軍も亦再び威海衛、旅順口を衝き、直ちに天津を指して進行するならん。

## 第八篇

此の如き戦争は、日本建国以来未曾有の重大事件にして、百般の事に付き其の影響の非常に広大なるべきこと亦論を俟たず。我が陸海軍兵機の精鋭なる、兵士の勇武なる、当局者の熟練なる、此の戦争や必ず我が国の勝利に帰せんこと毫も疑いを容れず。然らば則ち、果して此の大戦争の我が勝利に帰したる暁には、之れより生ずる所

の影響は如何あらん。

先ず我が帝国の武力を世界に發揮するは勿論、外交上に於ても、貿易上に於ても、工業上に於ても、大なる影響あるは明白なりと雖も、我が国民の精神上に於ても亦一大変更を來たすや疑いを容れず。先ず第一に国民的精神の發達なりとす。夫れ人は他あるを知りて始めて己あるを知るが如く、国民も亦他国あるを知りて始めて自國あるを知るなり。試みに王政維新前のことを想い見よ。非凡の学者は格別、通常の人己の生國又は藩あるを知りて、日本國又は日本國民なるものあるを知らざりき。現に余輩の學校に在る時に日本國民と云う詞を聞きたる覚えなし。只常に耳にしたる所のものは、江戸將軍家、薩摩、長州、土佐、鍋島、尾州、紀州、水戸、越前等と云う名称なりき。成る程偶には、日本、唐土、天竺等の語を耳にせざるに非ざれども、実に茫茫漠々として雲をつかむ如き考えなりき。実に余は会津藩士たる我なるを知りたれども、日本國民たる我あるを知らざりしと云いて可なり。実に不都合千万なる事にして、今日より想えば殆んど想像に困しむ程の事なれども、事実此の如くなりし事は、維新前に生長したる人に聞きて知るべし。然るに、今回清國の開戦に關する日本國民の感情は如何。貴賤の差別なく、東西の別なく、四千万人の感情全く一人の如く然り。今にして尚且つ然り。況んや愈々今回の戦争にして我が帝国の大勝利に歸するに於ては、此の國民的精神即ち愛國心の大發達を見るや疑いなし。

然れども、此の愛國力の發達と共に、近來大いに時めきたる所の彼の狹隘頑固なる保守主義は勢力を失うべし。思うに、彼の國粹保存と云い、國家主義と云い、自主的外交と云うが如き主義の中には、健全なる分子と甚だ不健全なる分子を包有せり。即ち前に掲げたる國民的精神の如き、又、我が國民には特異の美質美風あり歴史あるを自覺して自重の念を増したるが如き、又、對等改正を主張したるが如き、固より健全なる分子なりと雖も、

然れども又、国粹保存と云う中には、或は漫りに旧きを尚び新しきを嫌う退歩的の意味を含み、自主的外交と云う広き名称の中には、或は排外的即ち攘夷鎖国的の意味を含むことなきに非ず。然り而して、此の不健全なる分子は何の処より来たるかとなれば、余は漢学者流の余波より来たると断言するを憚らざるべし。人若し、本邦近代に於ける攘夷説又は保守説と漢学の流行とを比較せば、思い半ばに過ぐるものあらん。蓋し、漢学者は堯舜の世を以て黄金の時代となし、前に進むよりも寧ろ古に帰らんとする傾向あるものなり。支那国の進歩せざる大原因は実に此に存せりと思わる。

然り而して、今回の戦争に於て首尾能く支那人の傲慢亡状を懲らしむる事を得ば、我が国に於ける漢学主義と其の源より流れ出づる所の種々の狹隘頑固なる退歩的の傾向は自ら勢力を失わざるを得ず。換言すれば、支那国に加えられたる打撃は、即ち本邦に於ける不健全なる漢学即ち支那主義に加えられたる打撃なり。是れ即ち自然の勢いなり。而して是れは本邦社会改良の前途に大いに關係を有するなり。

## 第二条約改正

吾人は頃日、日清韓事件に余念なかりし時に一大快報に接したり。即ち日英条約改正の成就是れなり。条約改正の漸々歩を進めつつありし事は近来吾人の耳にせし所なりしが、よもや斯く神速に、又斯くも我に取りて利益ある改正の成就せんとは思わざりき。我が帝国は清国と戦いて陸上に海面に大勝利を得つつあると同時に、外交上に於ても亦一大勝利を得たり。而して、其の關係の遠く且つ広き上より云えば、此の外交上の勝利たるや蓋し豊嶋、成歆の勝利の比に非ざるべし。其の種類こそ異なれども、其の戦争の困難なりし事も亦、豊嶋、成歆の戦いの比に非ざるなり。

然れども、兎にも角にも勝利は我に帰したり。従来我が外交家の至難としたる英国にして既に此の如くならば、予て我が国に最も好意を表する米国は勿論、仏・独・露・伊等其の他の列国も亦同様の改正を承諾すべきや疑いを容れず。然らば、是れ又我が国の歴史に特書せらるべき大事件にして、是れより生ずる所の影響の遠大なる事も亦恐らくは日清戦争に譲らざるべし。是れより五、六年の後条約改正の実施せらるる暁には、我が全国は外国人に解放せられ、外国人は日本国中自由自在に來往居住する事本邦人と異なるなく、之と同時に二府五港の居留地制度即ち治外法権なるものは全く廢せられて、国内に住居する外国人は全く日本の法律に服従する事となるなり。是れより生ずる所の變動も亦種々にして広大なるべしと雖も、他の事は姑く措き、余輩は単に我が国民の精神上に及ぼす所の影響に就いて一言せんと欲す。

今回の条約改正中、内地開放即ち内地雜居の件は、鎖国主義に對する開国主義の勝利、保守主義に對する進歩主義の勝利たる事は衆人の許容する所ならん。一言にして云えば、今回の条約改正は開国主義の勝利にして、開明の途に一大長足の進歩を為したるなり。固より國粹保存と云う善美なる名の中に、甚だ不健全なる分子を包含するが如く、開国進取と云う語中にも亦、甚だ忌むべく嫌うべき分子を包含する事あらん。譬えば、彼の明治十六、七年の交に流行したる欧化主義の如きは其の著明なるものなりとす。当然此の不完全なる世界に於ては何事と雖も弊なきものなからん。又幾分の長所なきものなからん。文明に弊害あれば野蠻に長所あり。然れども、其の弊害あるにも拘らず野蠻を棄てて文明を取るが如く、吾人は鎖国よりは寧ろ開国、保守よりは寧ろ進歩の主義を取り、且つ此の主義の天下に広まるを喜ぶものなり。然り而して、今後の条約改正は此の開国進取主義の擴張にして、之れより起こる所の影響は実に偉大なるべしと信ず。

窃かに思うに、今回の日清戦争と条約改正とは、吾人を駆りて第二の維新の地に立たしめんとしつゝあるなり。吾人は本邦第一の維新の時に生まれたるを以て実に千歳の一遇と為せり。然るに、今又第二の維新の時に遭遇せんとす。嗚呼、是れ何等の幸福ぞや。近年我が国は井上伯、欧化主義の失敗以来反動の勢力鋭く為に保守の精神を惹起し、万事に付け保守保存の呼び声のみ高くして、維新大業の精神たりし進歩改良は殆んど死灰の如き有様にて、此等の語を口に称するものさえ稀なるに至れり。実に日本の万物、保守保存の堅氷に封鎖せられて頗るに其の開發を止めたるが如くなり。然れども幸いなる哉、神は我が国民をして永く保守保存の堅氷中に封鎖せらるることを許し玉わず、更に第二の維新に進行するの機会を与え玉えり。

## 第二の維新社会改良

然らば則ち、此の第二の維新に於て為すべき事業は如何。其の箇条を掲げ来たれば政治上に、法律上に、軍事上に、教育上に、商業上に、工業上に百を以て数うべしと雖も、就中最も緊要なるは社会的又は道德的の改良なりと思ふ。有形的の事は維新以来改良に改良を加え、其の成績實に觀るべきもの尠なからずと雖も、独り無形上の事即ち道德上の事に至りては未だ改良其の緒に就かざるに非ずや。来たらんとする第二の維新に於て、吾人の最も留意し尽力すべきは即ち道德的改良に非ずして何ぞや。

固より我が邦固有の道德あり、慣習あり、容易に改むべからざるものあり。又我が邦の道德にして外国に勝れる所のものもあらん。然りと雖も余は確信す。此の国民をして真に開明の民たらしめんには、倫理上の主義に於て根底的の改良を要す。其の最も著明なる一例を挙げれば、人倫の大本たる所の夫婦の關係の如し。倫理上に於て、又法律上に於て、現今我が国一般の夫婦の關係を以て完全と云うべきか、如何。又今日公然と行なわれる所

の畜妾の慣習は如何。又之れより生ずる所の諸種の結果如何。又一般の家庭教育は如何。此等は即ち大いに改良を要する事に非ずや。然り而して、此の大改良を為すの機會は將に來たらんとす。且つ思うに、此等の改良は我が邦の女子自らに由りて為さざるべからず。何となれば、此は彼等の當に為すべきの職なればなり。青年女子諸君よ、果して然らば諸君の幸福と責任は亦大ならずや。將來に於ける社会改良の綱目並びに方針等に付きては、聊か愚按なきに非ずと雖も、今之を詳説するの時を有せず。或は諸君に於ても既に定見の存するものあらん。今は只社会改良に就いて前途甚だ多望なる所以を述べて以て諸君の注意を促がさんと欲するのみ。(明治二十七年九月初六 横浜女子夏期学校に於いて 井深梶之助講義録其の一)

日本基督教徒同志会總代として広島、呉を慰問(福音新報宛井深梶之助書簡)

明治二十七年十二月七日

拜啓、陳者小生過日原田助君と共に日本基督教徒同志会總代として大本營所在地へ罷り越し兩三日以前歸京仕り候。別段之れと申す程の事も之れ無く候え共、同地に於ての事夷二、三左に申し上げ候。

一 広島市の景況 予て東京に於て諸新聞紙を読みたる所に由り広島は目下非常の雜踏ならんと想像を致し候処、實際は予想外に静肅に之れ有り候。成程臨戦地の事故、旅客の出入の検査も嚴重にせられ、且つ市中は至る處兵隊を以て充満致し居り候得共、軍規能く行なわれ数日間滞在中始終市街を奔走致し候得共、兵士にて有り勝ちの粗暴ケ間敷き挙動は一回も見出だし申さず候。大本營所在地とは申しながら此の如く規律の能く行なわれ候は、

感服の外無く御座候。且つ市民も概して至つて落ち付き居り候様見受け申し候。但し旅店は孰れも皆一杯にて旅客は随分困難致し候。幸いに小生等は或る兄弟の周旋に由り、目下広島に於て容易に得難き一室を借り受け申し候。此の一室は大本営附きの或る陸軍将官の休泊所に当てしものなるが、同将官は暫時朝鮮へ渡航せられたるに付き其の明巢を借用したる次第に御座候。唐紙一重隔てたる隣室も或る他の陸軍将官が宿泊し居られ候。将官の宿所と申せば随分立派なる様に聞え申し候得共其の突然らず。此の旅店と申しても広島にて漸く中等旅店の由、而して其の上等室と申すは僅かに八畳敷か六畳敷の極く普通の間に候。将官の宿所にして此の如くに候得ば其の他は御推察之れ有る可く候。

一大本営 は旧広島城の本丸に之れ有り候。建物は普通の西洋造りの二階建にて元第五師団司令部に用いらし者の由に候。建物は右の次第にて更に觀るべきも之れ無く候得共、其の位置は流石一大名城の跡にて城郭の規模と云い、城門の警固と云い、京都旧御所抔よりは遙かに大本営には適當なる様に感ぜられ候。殊に大本営の直前には日比谷原よりは少しく狹隘なる位の広場之れ有り、其の片隅には幾十棟の厩舎を仮設して幾千頭の軍馬繋ぎあれば、其の嘶く声、其の足搔きの音絶えず、其の光景は勇ましなど申すも愚かに御座候。小生等は去月二十九日午前大本営に出頭し、日本基督教徒同志会總代として首尾克く天機を伺い奉り候。小生等に応接せられたるは宮内省内事課次長齋藤と申さるる人にて、小生等が日本基督教徒同志会の組織、目的等に付きて開陳したる所をも町寧に聞き取られ申し候。

一陸軍予備病院 は本院一ヶ所と分院三ヶ所之れ有り候。本院には陸軍将卒負傷患者、数百名、負傷捕虜、数十名入院致し居り候。小生等は基督教徒同志会總代として入院患者を慰問致し度き申し入れ候処、直ちに許可



され掛役員の案内により患者一同に一々其の病床に就きて慰問することを得申し候。孰れも皆慰問を受けて満足の様に見受けられ候。取り分け将校達は、大抵懇ろに病床の上起きて小生等の名刺を熟視したる後に叮嚀に返礼を申し述べられ候。唯残念に思いたるは時間に限りありて今少しく緩々話の出来難き事に之れ有り候。

数十名の捕虜患者中に一人の基督信徒之れ有り候。其の姓名を孫志忠と申し年令は三十余に見受け候。同人は九連城の戦いにて負傷し、遂に生け擒られたる由に候。看護人等は彼が基督信徒たることは少しも知らず、只彼は他に異なりて能く規律を守り命令に従うなど何となく他に異なる所あるを感じ訪問する人々に向いても、あれは一番善い奴ですと申し居り候処、後にて不凶したることより彼が基督信徒たること相知れ、成程その訳かと人々點頭致し候由に候。些細の事なれども一寸面白き話と存じ候。其の後彼は或る人より支那訳の聖書を恵まれ大いに喜び居り候由に候。但し彼は病院の都合により既に小生滞広中に伊予松山の営所へ移されたる由に候。

予備本院の外に第一、第二、第三の分院設置せられ候得共、孰れも皆既に患者を以て充滿し、小生が本月二日の夜広島を出立致し候頃には患者の総数五千人以上と申す事に候。其の中多数は赤痢病、次は脚氣、瘻扶斯等の由に候。陸軍の看護夫の外に赤十字社、其の他より数多の看護婦等も来たりて助勢致し居り候得共、何に致せ五千人以上の患者なれば医員、看護人の骨折りは一方ならず殆んど手廻り兼ねる有様に候。是れぞ実に特志家、慈善家の大いに研究すべき一問題と存じ候。赤十字社、其の他の特志看護人中にて数多の基督信徒も之れ有り大奮発の様子に候。

一基督教徒軍人慰勞会 とは、在広島の諸教派が今回の日清事件に付き成る可く一致の運動を成さん為に起こしたる所の団体に之れ有り候。目下之れが為に専ら尽力せらるるは、組合教会の山中氏、南メソヂスト教会の堀

氏、聖公会の寺沢氏、日本基督教会の田中氏等に候。其の外目下は神戸より青木仲英氏、仙台よりは萱田勇太郎氏等広島に来たりて、或は病院に聖書を配布し、或は軍人若しくは其の遺族を訪問して教えを説く事に尽力致し居られ候。其の他関西学院よりは神学生兩名来たりて一人は病院の内に入り、他の一人は其の外に在りて働き居り候。夫れにても中々手廻り兼ね是非共今一兩人働手が欲しいと申し居り候。実に尤もと存じ候。

右慰勞会の発起にて去月二十九日の夜、南メソヂスト教会堂に於て日清事件に付き基督教演説会を催し候。生憎雨天にて聴衆は多からざりしが有益の演説会に之れ有りと存じ候。又、同会の発起にて本月二日の日曜日には、特に基督教徒たる軍人並びに看護婦の為に中ノ町なる日本基督教会等に於て慰勞会を開き申し候。現今広島に滞在する軍人中に基督教徒百四、五十名之れ有る由に候。小生の考えには少し多過ぎる様に思い候得共、調査の結果然りと候。且つ平生、信仰上の事に関しては甚だ冷淡に成りたる人々も広島に来たりて以来は大いに警醒せらるもの如く、折を窺いて教会の集会にも出席するもの少なからざる由に候。去り乍ら軍隊に於ては規律厳重に候得ば外出不自由なるは勿論の事にて、当日出席の軍人は四、五十名に過ぎざる可きと存じ候。然し乍ら、其の他に赤十字社看護婦、諸教会の会員等出席之れ有り候故中々盛會に之れ有り候。席上或は所感を述ぶる人あり、或は軍人に対して壮快なる送別の辞を述ぶる人あり、或は軍人中に立ちて自己の覚悟を吐露するもあり、来広以後の経験を語るもあり、茶菓の饗応あり、余興には奏樂等もあり、真に愉快なる集會に之れ有り候。但し此の慰勞会の此の如く好都合に運びたるは軍人慰勞会委員諸氏の尽力と存じ候。且つ今回小生等が同志會總代として彼地に出張したるに付きても、右諸氏の厚意に預りたること尠ならず深謝する所に候。

一 呉鎮守府海軍病院 原田氏は都合により去月三十日広島を立ち途次尾道に於て演説せらるる事と相成り、小生

は尚二日間滯広致し候事と相成り候に付き呉鎮守府海軍病院を慰問致し候。萱田、青木の両氏を誘い二人同伴、本月一日早朝宇品港より小蒸気船にて呉に参り候。宇品に参り八、九年以前に中国巡廻の節愛兄と御同船にて宇品に着したる時の事を思い出し候。当時の宇品と今日の宇品とは全く別物に之れ有り候。実に安全堅固なる一良港と相成り申し候。現に日本第一の運送船と呼ばるる彼の土佐丸は、棧橋より近距離の所に乘に碇泊致し居り申し候。其の他数隻の巨船ゆるゆると碇泊致し居り候。今日に至り広島県民は大いに前非を悔悟し、同県会は前の県知事千田氏に謝状を送るの決議を為したる赴きに候。実に尤もなる事に候。人工に於ては右の如くに候得ども、天然の風景は依然として旧宇品呉間の絶景は何とも形容の致し様も之れ無く候。幸いに終日天気晴朗、小蒸汽船の甲板上より四方を眺め居るに、船の進行するに従いて左右前後の風景千変万化、夢中と申す可き乎、仙境に遊ぶとても申す可き乎、何とも譬えよう之れ無く候所、所詮此の絶景は鈍筆の描写すべき所に之れ無く候故に敢えて試み申す間敷く候。唯海軍病院の模様を記して摺筆仕る可く候。呉に於いては先ず在呉日本基督教会の長老たる池田大軍医に面会を乞い、同氏の紹介により病院を慰問致し候処、極めて丁寧なる待遇を受け申し候。病院は海岸より七、八丁隔たりたる山手に位し北は背に山を負い、南は前に一海面を見下ろし眺望頗る佳にして病院には屈竟の場所に候。建物は正面に西洋造り二階家の事務所一棟、其の奥に左右に分かれて二階家の煉瓦造り二棟之れ有り是れ即ち病室に候。小生等は中川軍医の丁寧なる案内により一々負傷患者を慰問致し申し候。其の数凡て二十四名、比叡、赤城の乗込員多数を占め、其の他は松島、巖島、扶桑等の乗込員に之れ有り候。大抵は稍快方に赴き一通りの談話も出来得ん位に成り候得共、中川軍医の説明を聞き當時の有様を想像し、親しく其の負傷者に接して覺えず落涙仕り候。或は全く片腕を失いたるあり、或は片足を失いたるあり、或は弾片の為に双肩

の肉を搔き浚われたるもあり、或は鼓膜破れて聾となれるもあり、或は明を失して青盲あまぐろとなれるもあり、或は全身火焼して尚皮膚の下にソバカスの如くに火薬の跡の残れるものあり、実に無慘至極に御座候。然し乍ら、彼等は未だ瘡口の平癒せざる中より早く再び軍艦に帰らんことを懇請致し候赴きに候。病院の様子は陸軍病院と大同小異なれども、患者の小數なるが為か諸事一層行き届き候様見受け候。且つ又感心なるは、右吳港の海軍職員高等官より判任官に至るまでの令閩、令嬢達百四、五十名程特志看護婦となり、予て軍医等より看護術を伝習して目下數名宛交代して実地看護に従事致し居らるる赴きに候。

小生等の病院の慰問を了りて後、戦地に出張中なる或る軍人の留守宅を訪問し、頓て出船の時刻の近づきたるを以て同所を辞し、再び小蒸汽船に乗り込み四方の絶景を賞して時刻の移るを覚えざる間に、何時か船は再び宇品に着したる頃は最早黄昏にて之れ有り候。大略此の如くに候。敬白。

二十七年十二月七日

井 深 梶之助

福音新報記者机下

故石本三十郎氏追悼会に臨みて

井 深 梶 之 助

明治二十八年十一月二十九日 明治学院講堂に於て

約百ヨブキ記第十九章廿五、廿六に曰く我知る我を贖ふ者は活く、後の日に彼必らず地の上に立ん。我が此皮此身朽果てん後我肉を離れて神を見ん。

是れ古の義人ヨブの言なり。ヨブの時は今を去ること数千年前にありと雖も人之を誦読し来たりて今尚活氣あるを覺ゆ。ヨブは人と爲り善良方正にして神を畏れ惡に遠ざかりたる義人なり。且つ彼は當時の一大豪家にして数人の子女と数多の財産を有したり。然るに、突然諸の厄難其の身辺に蝟集し来たりて三人の男は其の家族と共に横死したるのみならず、自らも大病に罹り其の足の跣むより頂に至るまで悪しき腫物を生ず。ヨブ土瓦の碎片を取り其れを以て身を搔き灰の中に坐りぬ。時に其の妻彼に曰いけるは、汝は尚も己を完うして自ら堅くするや。神を詛いて死するに如かずと。

彼が危難の如何に甚だしかりしかは彼自ら最も好く言い著わしたり。即ち曰く、我虐げらるると呼べども對えなく、呼ばわり求めしも審判なし。云々（約百十九の七より二十一迄朗誦）。

此に於て神を畏れ義を愛するヨブも耐え兼ねて、遂に口を啓き自己の生まれたる日を詛いたり。曰く、我が生まれし日失せよ。其の日は暗くなれ、光之を照す勿れ、年の日の中に加わらざれ、月の数に入らざれ、……何とて我は胎より死して出でざりしや、何とて胎より出でし時に氣息絶えざりしや、……如何なれば艱難に居る者に光を賜い、心苦しむ者に生命を賜いしやとまで絶叫したり。ヨブは悲歎苦痛の余り一旦は斯く迄絶叫したり。然れども、尚己に立帰りたる時、大いに悔悟する所あり断言して曰く、我知る、我を贖う者は活く。後の日彼必ず地の上に立たん。是れ即ち望む所を疑わず未だ見ざる所を真とする所の信仰なり。

請う此の確信に関して尚一言せん。第一、此の確信は人の生命は此の世限りなりとの觀念に反對す。仮令神を信するものと雖も時として此の觀念に屈服せんとする事なきにしも非ず。況んや未だ神を確信せざる人に於てをや。然れども、ヨブは能く此の誤謬を排して神を確信したり。身を離れて後に神を見んとの確信、靈魂不滅の信

仰。

第二、此の確信は人間万事偶然に出づとの観念に反対す。是れ普通の観念なり。人の幸不幸が唯其の人の廻り合わせ、又は運と云う観念、之に反して此の言は神は死せる神に非ず活ける神なる事、且つ他日必ず神は其の大権を以て地上に顕われ善悪を審判し玉わん事を告白す。是れ数千年前のヨブの信仰なるが、キリストの教えによりて此の真理は更に明瞭確實となれり。実にキリストは其の福音を以て生命と朽ちざる事とを明らかにし玉えり。キリストは唯に天に神ありて万事を統治し玉うのみならず、神は吾人の父なる事を顕わし玉えり。一羽の雀も神の許しなしには地に落ちず、汝等の首の髪亦皆数えらると教え玉えり。汝ら心に憂える勿れ。神を信じ又我を信すべし。我が父の家には住居多し。我汝らの為に所を備えて往くと教え玉えり。

僅かに数月前に吾等は此の場所に於て米国宣教師ウートホール氏葬式を営み、今又石本教授の追悼会を開くの不幸に遇う。ウ氏は米国よりキリスト教を我が国に宣伝せん為に來たりて我が邦に斃れ、石本氏は神学を研究せんが為に米国に往き彼の地に歿したり。



石本三郎

石本氏は明治学院とは浅からざる縁故ある人なり。最初には其の学生にして第一回の卒業生の一人たり。続いて助教となり教授となり、遂に去る明治二十六年の秋二ヶ年の休暇を得神学研究の為に渡米し、プリンストン神学校に入学し諸科の神学を修め、今秋は帰朝して再び我が学院に於て教授の任を負う筈なりき。然るに尚修学の不足を感じ更に尚一ヶ年の休暇を請求せられたれば理

事員会は直ちに之を許容したり。本年の夏期中はムウデー氏の夏期並びにボストン府に於て開かれたる少年共勵会の大会に臨席して数回演説等をも為し、其の頃迄は至って健全なりしが九月下旬よりは兎角不快なりしと見ゆ。石本氏と共にプリンストン大学にある陶山斌二郎氏よりの来状によれば、九月二十日に同氏が帰校したる頃既に血色甚だ悪敷く自分も工合悪し抔申し、保養の爲暫時ジヨルマンタウンに行きたれども宜しからず、愈重病の体にてプリンストンに帰り十月十一日同地病院に入り、其の病の腸窒扶斯なる事知れ種々治療を加えたれども其の効なく、遂に本月二日午前八時二十分永眠に就かれたり。嗚呼、男兒志を立て万里海外に渡り業將に成らんとするに当たり溘然として去る。人生の恨事何か之に過ぎん。氏享年三十三。十一月三日を以て生まれ十一月二日を以て死す。満三十三年なり。前途尚多望の人なり。異日帰朝の後には我が学院の爲、又日本に於けるキリスト教の爲に大いに尽す所あらんと自らも任じ人も望みを属したる人なり。然るに今、溘然として不歸の人となり吾人哀悼に耐えず。又天父の聖旨何処にあるやを知る事能わず。然れども亦、神は無限の知慧と力と愛とを以て万事を統治し玉うを疑う事能わず。願わくは吾人はヨブと共に我知る我を贖う者は活くとの確信を以て立たん。願わくは吾人も主キリストの如く父よ我が心のままを成さんとするに非ず。聖旨に任せ玉え、と祈らんと欲するなり。アーメン。

故石本教授追悼会執行順序

十一月二十日午後二時サンダム館に於いて

一、祈禱

ドクトル・マコーレー

明治二十九年

一、讚美

一、聖書朗読

ドクトル・ワイコツフ

一、追悼演説

井深氏

一、故石本氏小伝

熊野氏

一、所感

ジョン・バラ氏

植村氏

水芦氏

神学部生徒

普通学部生徒

石原氏

一、祈禱

一、讚美

一、祝禱

ドクトル・アレキサンドル

井深梶之助説教講話草稿集其の五

明治二十九年より同三十一年までの井深先生日記抜粹



〔十一月二十五日、水曜日〕

改正条約実施準備ノコトニ付キ教育上ノ方針ヲ語ル。

〔十二月二日、水曜日〕

改正条約実施準備ト教育ノ前途ニ就キ講話ス。

〔十二月二十二日、火曜日〕

ミッシヨン・スクールト文部省特別認可学校トノ關係ニ付キ福音新報ヘ寄スル書翰ヲ草ス。

明治三十年

宅右衛門死去

〔二月十九日、金曜日〕

宅ヨリ使アリ父上ノ御容体悪シキ故ニ直チニ帰レト云ウ。依リテ直チニ馳セ付ケタルニ誠ニ危篤ノ御容態ナリ。母上、勝治、おせき、おくに、おさく御枕辺ニ在リテ哭キナガラ御看護申ス。御呼吸迫リ御目付キ變ワリ、幽カニ苦敷ゲナル声ヲ出シ玉ウ。依リテ葡萄酒ヲサジニテ進メタルニ之ヲ舌飲ミシ玉ウ。頓つひテ文雄モ帰り、醫師長谷川モ来タリ、おちよ、おとよ、おはる、健次モ皆帰り来タル。子供等モ皆一々サジニテ葡萄酒ヲ進メタルニ皆之ヲ飲ミ玉ウ。然ルニ次第々々ニ御呼吸モ御脈搏モ幽カニナリキ。安然永眠ニ就キ玉ウ。時ニ午前十時四十五分ナリ。諸方ヘ電報ヲ発ス。

〔三月十一日、木曜日〕

午後四時、神田青年会館ニ於テ日本学生青年会同盟中央事務委員会ヲ開ク。出席者、本多庸一、押川方義、伊

藤俊介、スキフト、余ノ五人ナリ。熟議ノ末、遂ニ来ル七月上旬、米國ノルスフィールドニ於テ開カルベキ万国学生キリスト教同盟會議ヘハ余ガ出席スルコトニ定マル。

### 明治学院基金募集

〔三月十八日、木曜日〕

午後二時理事員会ヲ開キ卒業証書授与ノ件、並ビニ余米國行キノ為メ来ル六、七、八、九、四ヶ月間休暇請求ノ件等ニ付キ議決ス……余ノ米國行キ並ビニ明治学院基本金募集ノ件ハ全会一致ノ賛成ヲ得タリ。

### 貨物船へ乗船

〔五月十七日、月曜日〕

午前十一時頃早昼ヲ喫シテ宅ヲ出発ス。母上、おちよ、おとよ、おはる、健次等ハ泉岳寺ノ門前マデ見送ル。おせぎ、文雄ハ横浜マデ同行ス。品川停車場ヘハ明治学院教員、生徒、植村、押川、石原、貴山氏、其ノ他ノ友人、見送人群衆ス。熊野、本多、伊藤俊介氏等ハ同車シテ横浜ニ来タル。横浜ニテハ勝治、誠男、ステイションニ出迎ウ。相携エテ鈴木伊三郎氏方ニ至リ、一室ヲ借りテ休息ス。文雄後ヨリ懷中ヲ持チテ来タル。暫時休息シテ後ニ鰻飯ヲ喫シ、記念ノ為撮影シ午後五時半、端舟ヲ雇イテ「パサン」号ニ乗り込ム。おせぎ、文雄、勝治、熊野、本多、伊藤諸氏船マデ送り来タル。六時ニ至リ別レヲ告ゲテ帰ル。スキフト氏モ品川ヨリ同車シテ横浜ニ来タリ周旋ノ勞ヲ取ル。鈴木氏モ頗ル親切ニ待遇シタルガ為ニ大イニ便利ヲ得タリ。殊ニ勝治ハ始終附キ添ツテ一切ノ事ヲ斡旋シタリ。

〔五月十八日、火曜日〕

払歸出帆ノ筈ノ所出帆セズ。ゼームス・バラ氏來タル。暫時談話シテ去ル。熊野氏ノ書状ヲ托ス。乗客ハ余共ニ七人ナリ。商人体ノ英國人二人、婦人一人、仏国人一人、米國南バプテスト派宣教師夫婦トス。

[Thursday, June 17, 1897]

Came to N. Y. with Dr. A. (merman), called on Mr. R. C. Morse, 139 East 18th st. He invited me to be his guest till I go to Northfield. After lunch called at the Presby. House and met Drs. Ellingwood, Gillespee and Brown.

[Friday, June 18]

Came over with Dr. A. to N. Y. and became for the time being a guest of Mr. R. C. Morse, 139 East 18th st. Took the packages from Mr. Swift to 114 Fulton st. ....After lunch I went over to the Presby. Building. Mr. Gauct showed me through the building, a very fine building. Had a very pleasant talk with the Secretaries Gillespee and Brown about the general conditions of things and especially about the Meiji Gakuin. They seemed to be favorably impressed by the talk. At last they asked me to write an article on the educational work in Japan for the September number of the "Church at home and abroad."

[Wednesday, June 23]

Took the four o'clock train from N. Y. and arrived at Northfield 10 p. m. Mr. Mott was on

the same train, had a very good talk with him.

[Friday, June 25]

Dr. M. N. Wyckoff called this morning. He and his wife are on their way home from Mount Holyoke where their oldest daughter graduated.

The Conference was opened tonight in the auditorium with singing and prayers. Mr. Moody presided and read a psalm. After that Dr. Van Dyke spoke on the Christian calling as a witness and service.

[Monday, June 28]

I spoke on the "Round Top" of the present need and opportunity of the Christian work among the students in Japan. Three other Japanese students also spoke for a few minutes.

600 delegates, 60 foreign delegates, 136 university or colleges, 36 denominations, 25 states, 27 nations or races. \$ 3, 000 subscribed.

[Tuesday, July 6]

Informal meeting of the Federation...About thirty of us left Northfield 3.30 and arrived here at the Greylock hotel in Williamstown.

[Wednesday, July 7]

Conference of the Federation met in the dining room. After devotional exercises, I was called

to the chair. Reports of the credential committee and program committee read and approved. Then followed reports of Delegates from different countries.

Election of officers—Karl Fries re-elected, chairman—I was elected vice-chairman. Mr. Mott general secretary. Mr. Wright treasurer.

[Sunday, July. 11.]

Spoke in the Central Presby. Church. My subject was the present need and opportunity of the Christian work in Japan. The church was fairly full—Met Mrs. Hepburn in the church. In the afternoon Mr. Newman took me to the Hepburns. He has a nice home—Enjoyed a talk with them and took supper with them. They are a lovely old couple. A beautiful sunset.

[Wednesday, July 14.]

Went to see young Okuno's grave in the Orange cemetery. He is buried in Dr's own lot. His death in this country was one of the saddest things I had ever known.

[Tuesday, August 3.]

Called at the Union Theological Seminary and saw Broad-house and then went to the Blooming dales and bought a few things to take home with me.

After dinner took a train to New Brunswick. Dr. Wyckoff came out to the station to meet me. Met at his house Mrs. Wyckoff, his daughters & a son. Went with him to the prayer meeting in

the church.

[Wednesday, September 1.]

At five o'clock in the morning we saw the land. The day was fine and it was very warm.

The boat arrived in the harbor a little after noon. .... I took the 3.35 train for Tokyo and was at the Shinagawa station by wife, Fumio, Kenji and Mr. Kumano.

普通学部を尋常中学となす

〔十月二十五日、月曜日〕

午後七時ハリス氏宅ニ於テ普通学部臨時会ヲ開キ、尋常中学認可出願一条調査ヲ為ス。

〔十月一日、金曜日〕

午後七時イムブリー氏方ニ両学部教授相会シテ、普通学部ヲ尋常中学ト為ス利害ニ付キ相談ス。ハリス氏独リ少シク疑惑ノ模様ナリシカドモ、他ハ皆熱心ニ賛成シタリ。

〔十月二十一日、木曜日〕

午後六時ヨリ熊野、水芹氏二氏来タリ、尋常中学認可出願ノ件ニ付キ共ニ調査スル所アリ。

〔十二月十六日、木曜日〕

午後二時理事員会ヲ開キ、普通学部ニ尋常中学部設置ノ件ニ付キ協議ス。只タムソン教師ノミ反対セシノミニテ、其ノ他ハ内外人共ニ賛成可決ス。



明治三十一年教師生徒

明治三十一年

尋常中学設置のこと

〔二月十二日、水曜日〕

来ル四月ヨリ尋常中学部設置ノ目的ヲ生徒ニ告示ス。

〔三月八日、火曜日〕

午前八東京府庁ニ出頭、尋常中学設備ノ件ニ付キ照会ス。

せき子夫人実家に帰る

〔三月十四日、月曜日〕

水上おいく殿迎エニ来タリ、午後三時比コおせき同車シテ飯田町水上家へ往ク。但シ、高田耕安氏ノ治療ヲ受ケンガ為ナリ。

井深夫人の死

〔三月二十日、日曜日〕

朝ノ中ハ気分宜敷キ方ナレドモ十一時比ニ至リテ又々発熱、三十九度七分トナル。昨日ノ十一時比ヨリ胸ノ中腹ノ中ガ焼ケルヨウナリト云イテ、氷ヲ求ムルコト頻リナリ。又、林檎ガタベテ見タシト云ウ。故ニ之ヲ求メ来タリテ食セシム。

午後四時比、高田〔耕安〕氏来タリ、診察ノ上入院ヲ要スト云ウ。直チニ其ノ準備ヲナス。然ルニ、六時前ニ至リテハ最早入院セシムルコト能ワズ。此熱ハドウシテモ心臟内膜炎ナリ。今晚中ニ危シ。若シ知ラシムベキモノアラバ、直チニ電報ヲ発シテ然ルベシト云ウ。此ノ一言実ニ青天ノ霹靂、一同狼狽ヲ極ワム。直チニ宅ニ子供ヲミナスグ来タレトノ電報ヲ発ス。本人ハ未ダ病院ニ至ラザルカヲ問ウ。依リテ入院ハ明日ノ模様ニナスカタ然ラントノ旨ヲ告グ。但シ此レヨリ先、愈入院ト定ムルヤ、姪およし、姉おいく殿、おまさ殿、御殿ノ叔母様ヲ一人一人枕辺ニ呼ンデ永別ヲ告グ。およしニ告ゲテ曰ク、おまえハ信者故、此ノ如キ時ニハヨホドシツカリシナサイ。信者ハ行イヲ以テ信仰ヲ顯ワサザルベカラズ。決シテヤタラニ泣イタリナドシテハナラヌゾト。おいく殿ニ向イテハ多年ノ恩ヲ謝シ、且ツ曰ク、縦令万一ノコトアリトモ私ハキリストノ救イヲ信ズルモノ故ニ、決シテ私ノ為ニ御泣キ下ダサルナト。又、叔母様ニ向イテハ、婚姻ノ時ノ恩ヲ謝シ、且ツ自分ハ実ニ幸福ノ生涯ヲ送リタリ。サレバ、今日ハ此ノ如ク笑ミヲ含ミツツアリト云エリ。但シ私ハ心臟ガ悪シキ故ニ長キ御話ハセズト云エリ。夫レヨリ余ニ向イテ、自分が近年多病ナリシコトヲ氣ノ毒ニ思イ又余ノ愛ヲ謝シ、且ツ葬式ノ時ニ奥野老人ニ何か頼ムベキコト、敢エテ履歴ナドハ謊ムベカラザルコト、旧友、会員ヘ通知ヲ為スベキコト、婦人懇話会々計ノコト、生命保険金ヲ以テ葬式ノ費用トナシ、尚余分アラバ幾分ヲ教会ニ出シ、又幾分ヲおまさ殿ニ与ウベキコトヲ遺言ス。且ツ曰ク、おさくさんモアル故ニ決シテ過分ノコトニハ及ビマセシ。私ガ義理ヲ知ラヌヨウデハワルイカラト。待テドモ、子供来タラズ。其ノ間ニ高田氏ニ向イテ叮嚀ニ礼ヲ述べ、九時半比ニ至リテ漸ク母上、五人ノ子女来タル。高田氏暫時別室ニ往ク。先ツ母上ニ向イ御礼ヲ述べ、子供ノ世話ヲ托ス。夫レヨリ文雄ニ向イ、御前ハ父上ノ後ヲ継グベキモノ故ニシツカリシテ善イ人ニナラ



ネバナラス。決シテ不道德ノコトナドシテハナラスゾト。私ノ云ウコトハソレキリナリト。又、文雄ハラハラト落涙シ始メケレバ、「何ノコトゾ、男ガ涙ナド流スト云ウコトガアルモノカ。」ト戒ム。おちよニ云イテ曰ク、おまえハ一番姉サンダカラ妹ノおとよ、おはるヲヨクイタワツテオクレヨ。又、おとよ、おはるハ姉サンノ云ウコトヲ聞ケヨ。終ワリニ健次ノ手ヲ取りテ曰ク、御前ハエライ人ニナレヨト。然シテ曰ク、小サイ子供等ガ私ノ臨終ヲ見ルコトハ余リヨクアリマスマイト。依リテ凡人ヲ退ケテ余ト文雄ノミニテ看護ス。其ノ時文雄ニ指ヲ示シテ曰ク、此ノ爪ノ色ヲ見ヨト。(其ノ色既ニウス黒シ)且ツ曰ク、私ハ此ノ腕ニ四本注射ヲシタリ。今夜ノ退潮ハ何時ナルカト。文雄存ジマセヌト答ウ。大凡一時比ニテモアランカト云ウ。其ノ時自ら指輪ヲ脱シテ之ヲ余ニ渡ス。余之ヲ指ニハメテ見セケレバ点頭シタリ。此ノ時余ハ神ニ感謝シ且ツ祈禱ス。祈禱終ワル時ニおせきモアーメント云ウ。

ヤガテ高田氏入り来タリテ文雄ニ代リテ側ニ座ス。氏明言シテ曰ク、病症ハ儂麻質斯ノ急性心臓内膜炎ナリト。答エテ曰ク、神ノ旨ナレバ何デモ致シ方ナシ。私ハ此ノ如ク一同ニ心静カニ告別シテ世ヲ去ルハ真ニ幸イナリ。何卒此ノ上ハ少シモ早く御国ニ往カルルヨウニ願イマスト。高田氏曰ク、貴君ハ此ノ如キ覚悟ヲ持タルルトハ実ニ最高等ノ人物ナリト。答エテ曰ク、否ヨト。我ニ非ズ、只私ハキリストヲ信ズルニヨリテ之レアルノミト。其ノ頃余ニ向イテ曰ク、私ハ最早心臓ガ働イテ居リマセヌト。而シテヤガテ苦痛愈々甚ダシク、只早く御国ニ入ラセテ下ダサレト云ウ。時ニ石原、熊野両氏来タリ、石原氏祈禱ヲナス。呼吸漸ク迫リ胸上波ヲ打ツガ如シ。早く左様ナラト云イ、終ニ主ヨ早く我ヲ取り玉エト祈リテ後数分ニシテ安息ニ入ル。悲鳴動哭名状スベク不能。

せき子の葬儀

〔三月二十三日、水曜日〕

二十三日、午後一時出棺、稲垣〔信〕氏ノ祈禱、子供等最後ノ別レヲ告グ。会堂ニ於テハ内外ノ会葬者、満堂立錫ノ地ナシ。石原氏司会、奥野氏祈禱、植村氏説教、熊野氏履歴ヲ述ベ、ゼームス・バラ氏英語ニテ説教、インブリー氏英語ニテ祈禱ス。明治学院教授会及生徒ヨリ美観ナル花冠及ビ十字架ヲ送ラル。其ノ他マクネヤ、スウキフト、フレンド女学校等ヨリ花ノ贈物アリ。墓地ニ於テモ会葬者多シ。殆ンド二百名余ト思ワル。

〔三月二十四日、木曜日〕

独リ茫然トシテ何ノ為スベキ乎ヲ知ラズ。

〔三月二十五日、金曜日〕

嘸子<sup>ウツ</sup>女等ノ悲哀ハ甚ダシカラント想像シタルニ思イノ外ナリ。一時不思議ニ感ジタレドモ、是レゾ神ノ慈愛ノ致ス所タルヲ發明シタリ。神ハ幼キ心ヲシテ甚ダシク憂エシメ玉ワザルナリ。

高田耕安氏ヲ訪イ、謝意ヲ表シ金拾円ヲ贈ル。氏曰ク、余ハ是レマデ人ノ臨終ニ逢イタルコト幾百回ナルヲ知ラズ。然レドモ未ダ曾テ、此ノ如キ美シキ臨終ヲ見シコトナシ。実ニ感服ノ至リナリト。実ニ令閨ノ如キハ人間最高ノ性格ヲ顯ワサレタル方ナリト。高田氏ヨリ帰途、水上氏ニ寄リテ礼ヲ述ベテ帰ル。

〔十二月三十一日、土曜日〕

朝来家ヲ掃除シテ新年ノ用意ヲ為サントスレドモ、何事モ兎角張り合イナシ……除夜ニ際シ一年ノ往事ヲ追懐シ来タレバ漠然トシテ夢ノ如シ。本年三月ノ事追懐シ来タレバ断腸ニ堪エズ。

謹啓 隨者今有 復令聞様為  
 氣は倍力にたしめられ 法  
 邊に奏功せむとすれ 永藏  
 遊々水才実之遺憾とす  
 此等々々 惟復令聞様は其  
 心始終に於て愈深しとす 信  
 用を蒙りて 誠之厚く 感謝  
 甚矣 復令聞様は 在る人  
 最上之性格に 其心倍々 隆  
 隆と明確に 知得たり 彼之高  
 純愛し 光景に 永く 活世に  
 任り 無教の人 教訓  
 尤も 希世に 至る 貴人  
 終に 貴宗に あり  
 自美し 此祝福に あり

(1)

高田耕安の井深梶之助宛書翰

三月二十七日  
 高田耕安  
 井深梶之助様  
 謹言

甚高翰辭可く 甚  
 井深梶之助様

此向駿河台  
 高田耕安

(2)

(3)

謹啓 陳者今度御令闈様御病氣ニ付微力ヲ尽シ候得共、医法遂ニ奏効セズシテ御永眠被遊候次第実ニ遺憾之至ニ御座候。乍併、御令闈様ニハ其御臨終ニ於テ愈深ク小生ヲ御信用被下候事、誠ニ深く感謝悲哀仕候。御令闈様ニ在ル人間最上之性格ハ、其御臨終ニ際シ殊ニ明確ニ知得仕候。彼ノ高尚純愛之光景永ク後世ニ伝ハリ、無数ノ人ニ教訓候様希望之至ニ御座候。終ニ貴家ノ為、皇天之御祝福ヲ祈り候。謹言

(明治三十一年三月廿二日) 高田 耕安

井深梶之助 様足下

井深せき子氏死去に際し、梶之助宛て弔慰の英文書簡五通

(1)

New York, April 23, 1898.

Rev. K. Ibuka,

Tokyo, Japan.

My dear Brother:

I was very glad to get your note of Oct. 17, 1898. I did not think that I should find no opportunity for reply till now. And now I have only time to thank you for your remembrance, and to express to you my warm and tender sympathy with

you in the loss of your dear wife, of which we have recently heard from Mr. Ballagh. Knowing what a good wife is, how much of strength and comfort and inspiration there is in such companionship, I can appreciate in some measure what the loss must be, though the Lord has graciously preserved me from it. That He has not so preserved you gives you a new claim on my sympathy and my prayers, while it is no evidence, as I am sure you believe, that He loves you any less.

I mentioned the fact of your loss at the last meeting of our Executive Committee. The Committee desired me to express to you on its behalf, the assurance of tender remembrance and sympathy in your bereavement, which it gives me pleasure to do. May the Lord make up to you, by His gift of grace, the loss He caused you to sustain. With ever kind regard.

Yours very sincerely

Henry N. Cobb.

[Corresponding Secretary of the Board of Foreign Missions of the Reformed Church in America.]

(2)

Bloomfield N. J.

August 3, 1898.

My dear Mr. Iputka:

Your welcome letter of June 16 was forwarded to me while I was away on a short vacation, and also the two photos which you so kindly sent to me. Your dear wife's picture is very life-like, and is very like her as she was when I last saw her. Mrs. Amerman too is much pleased with it. Accepted our cordial thanks for this and for the picture

of the Theological School also. I am glad to see just how it looks in its renewed state. Mrs. Amerman has taken the liberty of expressing her sympathy with you in your great loss by a letter which I enclose here with. The delay in sending her letter has been unavoidable but possibly if it had been sent as soon as written it would have failed to reach the last mail to Japan .....

Your sincere friend

Jms. L. Amerman

(3)

President Iputka, New York, May 9th. 1898.

Meiji Gakuin

Tokyo, Japan.

Dear Brother:

When I heard of the great sorrow which had come to you in the death of your beloved wife. I resolved that I would write to you at once tending to you my heartfelt sympathy. I have waited in vain, however, for an opportunity to do this with my own hand, and now beg you to accept this as a token of my affectionate interest in and sympathy for you in your great bereavement. I

had the great pleasure of learning through brother Amerman, and in confidence, something of the loved one who has gone before, and I can enter most appreciatively into the situation. It is to your friends here, however, a great joy to know that there was so much in the life and death of your dear wife and the mother of your children to comfort and strengthen you, and that in her death there was such testimony to the sustaining power of Divine grace. Please to assure your children from me of my deep sympathy with them as well as with their father in this hour of sorrow. What a joy to think that your dear one has entered into the presence of her Savior to go no more out for ever!

That you may be richly sustained in the double responsibility now thrown upon you in your family, and abundantly blessed in the work to which God has called you, is my earnest prayer.

Yours sincerely

(signed) Jns. Gillespie

[Secretary Board of Foreign Missions of the Presbyterian Church in the United States of America.]

(4)

250 Redmond St.,

New Brunswick N. J. U. S. A.

April 23rd 1898.

Rev. K. Ibuka,

Meiji, Gakuin, Tokyo, Japan,

My dear Brother,

My wife and I were much shocked and saddened to learn, by the last mail, of the departure of your dear wife. We sympathize with you deeply in this affliction, and to some extent are able to realize the sense of loss that will constantly be with you and your children. But you are not as those "without hope," and you can think of the beloved wife and mother as happy in that land where there is no sickness nor pain, and into which we may also enter, when called to lay down our earthly work.

Mrs. Wyckoff had been looking forward with pleasant anticipations to meeting Mrs. Ibuka again in the autumn, and renewing the friendly intercourse of former years. She was better acquainted with Mrs. Ibuka than with any other Japanese lady,

and feels that it will be a personal loss not to find her there on her return to Japan. We are expecting to start from here about the middle of August, so that we may be in Japan by the time of opening the Fall Term at the Meiji Gakuin. It is probable that our eldest daughter will come with us, though it is not yet definitely settled.

Just now we are in the midst of war rumors and "Know not what a day or an hour may bring forth." We have hoped that war might be entirely averted, but that has not been possible and now it only remains for us to do our best, believing that our Cause is right and just.

It does seem, however, that nations professing to be Christian, ought to have been able to find a Christian way of settling their differences.

Now that war has actually begun, we can only hope and pray that it may be brief and accompanied by a minimum of suffering. Hoping to see you soon, and with sympathy and good wishes, I am as ever,

Your friend

M. N. Wyckoff

(5)  
Yokohama

April 14/98

Dear Mr. Ibuka,

Please find inclosed the little tribute of respect and love to your dear, departed wife. It falls far short of the reality, and that I wish it were eloquent and adequate, as the representation of facts. But my pen cannot do her justice, although my heart is full of love for her. God is drawing you very near to Himself, though this great affliction, and you already know the blessed consolations of the Holy Spirit. May the abiding presence of our Lord be with you always, is the prayer of  
Your sincere friend

L. A. Pierson

Brief Tribute to my dear scholar, Ibuka Oseki San.  
Ibuka O seki San was a beloved and honored member of our school for several years. Conscientious, diligent, kind, faithful and true, her presence was a benediction, and her example a pure and shining light to all, with whom she was associated. The beauty and vivacity of her countenance and

manner expressed the strength and sweetness of her remarkable Christian character. She was eminently fitted to occupy the important and useful position, to which, she was called in the family, church and social circle. Her beautiful life was crowned with a triumphant setting, whose radiance still lingers in the hearts of those, who loved her, where her sweet memory blossoms perennially, like the fadeless spring.

"Calm on the bosom of thy God,

Fair spirit rest thee now,

Even while with us, the footsteps trod

His seal was on thy brow!"

We loved thee well, and still will love,

Till Hope is crowned with joy above!

L. A. Pierson

明治三十年米國よりせき子宛て井深梶之助書簡集

(1) 明治三十年六月八日 東京芝区車町五十四番地 井深せき子殿 北米タコマ港

去月十七日の夕刻、ボタン号の甲板上に於て別れを告げて翌朝直ちに出発の筈の処、又々延引致し、漸く翌日十二時三十分頃に出発致し候。

扱、出帆の日は格別の事もなかりしが、其の翌日よりは兎角天気あしく、浪風荒くして船大いに動き、乗客一同困難致し候のみならず、出発後十日目に至り蒸気機関に破損を生じ六時間程風にまかせて漂流致し候。然し乍ら、其の中に破損したる処を修覆し再び進行を初め候処、一日間は何も差支えなく一同大いに喜び居り候処、二日目に至り再び機関に大破損を生じ、(エヤー・バンプ微塵となる)今度は大破壊にて中々一寸の事には直らず、機関師は勿論船員一同必死となりて修覆に取り掛りたれども厚さ六、七寸もある綱鉄板に、二百以上の周囲



毫寸五分位の穴を錐イソギにて掘り抜かねばならぬ事故中々工事ははかどらず、彼れ是れするうちに暴風雨となりて船は是非に動揺すれば如何とも為ること能わず、ただ風にまかせて流さるのみ。帆柱二本あれども桁なく大帆なき故に船を運転する丈の力なし。只木の葉のごとくに大洋に漂泊するのみ。タコマへは尚一千六百哩あり、他の汽船の航跡よりは次第に遠くなり他の船に出逢う当てはなし、万々一機関の修復出来ざるときは如何すべき。とうに運を天にまかせて他の船の通るを待つか、又は何処かの嶋へ漂着するを待つより外に致し方なし。其の中に食物は尽き果つべし。然るときは、幸に積荷の中に数百俵の南京米あるが故に、之を食うべし。飲水は石炭のある中は機械を以て製造することを得べし。何号という船は何十日間漂流して終に何嶋に漂着したり、何号はドウなれり杯と船員の話を聞くも却つて船客の為には心配の種となり申し候。殊に氣の毒に思いたるは、支那より病氣のために帰国する宣教師と其の妻と尚一人の英國婦人に之れ有り候。右の宣教師は支那にて痢病を患ひ、日本にて軽快に赴きたるが故に出帆致し候処、海上不穩にて船に酔い且つ食物の不適當なるが為に、病氣再発の氣味なれども固より船中に医者はなし、又船は何時タコマへ到着すべきや分からず、妻君の頻りに心配致し候は無理もなき事に御座候。又、今一人の婦人は妊身中、而も臨月の様子にてタコマへ到着早々分娩の積りにて、支那にて良人に分かれ一人此の船に乗り込み候処、不意の出来事にあい万々一余り長引き船中にて出産致し候時は如何に致すべきか、医者はなし、産婆はなし、如何にせんと心配致し候有様、真に傍觀するに忍び兼ね候。自分事は、今回の旅行は私用に非ず、主の御用を帯びて旅行致し候事故、海陸共に必ず主の御保護あるべきことを確信して疑わず、よしや神の測るべからざる御摂理によりて之れが為に死することありとて更に遺憾なき覚悟にて罷り在り候得共、海上万里はるかに西の方を望みては覚えす涙下だり申し候。此の如く船は三日三夜の間大洋の真中に

漂流し、三日目に至りて漸く当座間に合わせの修覆出来たり。再び進行を初め候処、少し行きては又破損し、破損しては止り、漸く今朝ヴクトリヤに到着し、同所より他の船に乗り更え本日午後五時三十分当タコマ港に到着致し候。

右の次第にて、今回の航海は只風浪あらしのみならず、誠に危険なる航海に之れ有り候得共、天父の御裕助により先ず以て生命に別条なく、横浜出發後二十四日目にて上陸致し候間、御安心下だ被れ度く、且つ又天父へ御感謝下だ被れ度く候。

今晚は当所に一泊致し、明日夕刻ニウヨルクへ向け北太平洋鉄道にて出發候積りに御座候。是れより先の模様はニウヨルク着の上申し入れる可く候。扱、其の後内にては何も変わる可く候。母上様にも何も御変わり之れ無き事と存じ候。御身のリウマチスは如何に候哉。今年はドウカ、余り起こらぬように致し度きものに候。文雄、千代、と代、はる、健次孰れも皆無事学校へ通い居り候事と存じ候。健次は如何に候哉。其の後弱り候事は之れ無く候哉。下女共は如何、居続け候哉。

一凡て留守中に参り候書状は御開封下だ被れ成り度く候。もし至急の返事を要し候もの之れ有り候わば、然る可く御返答下だ被れ度く候。凡て学校の事に関する書状は熊の(熊野)氏へ御送り下だ被れ度く候。

一帝國生命保險会社へは自分が三ヶ月往復の見込みにて渡米致し候赴き御通知下だ被れ度く候。出發前に通知致す可き筈の所失念致し候。

此れよりは追々暑氣に向い流行病等の之れ有り候節に候間、一同能く々々御注意成被れる可く候。又、親類方其の他へよろしく御伝言下だ被れ度く候。船中にては一、二回雪降り当地も中々寒く三月上旬位の時候と思被れ

候。まだ書きたらぬ心地致し候得共、外にも数通書状を認めねばならぬ故、残念乍ら此に筆をとどめ候。

嘉 祝

一千八百九十七年六月八日夜

北米国タコマ港 チルベルグ旅館にて

梶 之 助

おせきどの

尚々母上様へは別に書状差し出さず候間、此の書状御覧に入れ下だ被れ度く候。

自分事不幸にして未だ嘗て和歌を草し候事なし。然るに、此の度の航海にて苦敷マギレに俄かに歌読みとなり候間、二、三首御覧に入れ候。

○海上不穩

なか／＼に浪風あらしき大うみを

誰か太平とよびそめにけん

○蒸気機関やぶれて三日三夜大洋の真中にさまよえるとき

さなぎだにうきはたびぢの常なるを

ゆく恵もしらでまよふ船かな

○又

青海原あまのなほいづこに船はまよふとも

あまつみ親のみ手ははなれじ

(2) 明治三十年六月十三日 井深せき子宛

一八九七年六月 セントポールより

これは封筒はありませんが一千八百九十七年（明治三十年）に認めしもの

先便申し入れ候通り去る十日午後九時タコマ港より汽車に乗り、途中無異、昨日午後五時当地迄参り申し候。タコマ着以来暑気俄かに加わり土用中の如き暑気となり、汽車の旅行も中々太儀に相成り候に付き、中休みの為めに当地に一泊致し候。当地は米国にて第三等位の都会なれども、中々盛大なる所に御座候。夜食後、納涼の為め鉄橋上に立つて四方を眺め候処、恰も満月にて空に一点の雲なく真に奇麗に見え申し候。然し乍ら、当地の人は月杯には更に頓着致さざる様に見受け申し候。但し男も女も老人も童子も、バイシクルにて無や三と馳せ廻り居り候。処変われば品変わるとやは此の事と存じ候。日本人には清風明月は何処へ往きても奇麗にて惜しけれども、何時迄も橋の上にポカンとして立つても居られざれば九時半頃に宿に帰り寝に就かんとしたるに、誰か戸をたたきて面会を求むるものあり。誰かと思えば当地の「グローブ」と云う新聞社の編輯掛りなりと云う。日本より遠来の客故、定めて何か珍敷き話もあらんとて来たれるなりとて種々の事を尋ね始めたり。依りて心好く問いに応じて返答を与えられたれば、一礼して去りたるは夜十時過ぎに候。然るに、今朝起きて其の新聞を見ればチャンと昨夜の話が出て居り申し候。実に米国人のすばやきには驚き入り候。但し、云いもせぬ事を云った様に書き立て、而して云いし事を省きて書き立てられる文は甚だ迷惑に候。御笑草に別紙御覧に入れ候。

今一つ驚きたるは、今日は日曜日故何処かプレスビテリアンの教会へ参りて礼拝せんと思ひ、宿の帳場にて問い合わせ候処、House of Hope Presbyterian Churchと申す教会よりチャンと自分へ宛てたる招待状が参り居り候。何もかも実に抜目のなき国に御座候。又、其の招待状には当市の略図と教会の所在地、町名、番号等迄細かに記載之れ有り候故直ちに分かり申し候。尚、今暫時休息して今夕八時より汽車に乗り込み、明後日午後三時比にはニウヨルクへ到着の積りに候。ニウヨルクへ参れば必ず内よりの書状も参り居り、内の様子も委細分かり候事と楽しみ居り候。ニウヨルク着迄は書状は差し出さざる積りに之れ有り候処、暫時の閑暇を得候故此の如く状袋へ認め申し候。ニウヨルク着の上、又委敷く書状差し出し申す可く候。

自分事も出立後至つて壮健に候間、決して御案事下だ被れ間敷く候。何卒内にては皆々様一同大切に致され候様又常々に天父の御保護之れ有り候様、朝夕祈願致し候。草々不尽。

一千八百九十七年六月十三日

セントポール市客舎にて

梶之助

おせき殿

(3) 明治三十年六月十七日 東京芝区車町五十四番地 井深せき子殿

先便申し入れ候通り去る十三日午後五時、セント・ポール府を出発し途中無異、一昨夜当ニウヨルク府に到着致し候。一昨夜は旅店に一泊致し、昨朝ドクトル・アメルマン氏に面会し、同氏の招きにより昨夜は同氏方に一泊致し、ミセス・アメルマン及び子供にも面会致し候。ドクトル・アメルマンは至つて壮健の様子なれども、ミ

セスは今に不健全の様子に見え候。去り乍ら、日本に居りし時よりは大いに快き方なりと申し居り候。ア氏夫婦は自分に面会したる事を真に喜び候様子、顔色に見え申し候。去月二十一日認め御状正に落手致し、出立後宅の様子分かり大いに安心致し候。健次は其の後も障りなく通学致し候由、大いに安心致し候。

モット氏は不在にて未だ面会致さず候得共、他の委員に面会致し候処、ノルスヒールドの大会は来る二十五日より始まり候由故、夫れ迄は当地に滞在して旧知己を訪問致し候積りに御座候。当地の盛大は数年前に数倍し、其の情況は所詮筆紙に尽くし難く候。孰れ委敷くは帰朝の上、御話し申す可く候。途中は九十一、二度の暑氣にて随分当惑致し候得共、当地へ着後は思いの外にて八十度位と存じ候。東京にては最早分かり候事と存じ候得共、当地へ着して驚き入りたるは、奥野老人の子息の病死に候。老人の失望落胆、実に々々察し入れ候。病氣は肺病と熱病の由、孰れ委敷くは近日へボン氏に面会の上聞き取り、其の上にて老人へも悔状差し出し候積りに候。さきには石本氏の不幸あり、今又奥野武之助の病死あり、サンフランシスコより直ちに帰朝致し候わば或は尚存命なりしならんも、不知に人の勧告を用いず、ニウヨルクに來たりしは呉々も残念なる事に候。然し乍ら、今は何と申しても益なき事と相成り候。只々老人の心中察し入れ候。

其の後宅にては何も變わり之れ無き候哉。横浜にては最早出産之れ有り候哉。台湾、彦三郎方より近頃文通之れ有り候哉。是れ又、近々出産之れ有り候期と存じ候。何卒御序での節、親類方及び熊野氏、石原氏等へも宜敷く御伝声下だ被れ度く候。此の書状の達し候頃には、丁度大会にて定めて皆々忙敷き事と推察致し候。委細は後便に譲り安着の御報迄。草々不備。

一千八百九十七年六月十七日

ニウヨルク府にて

おせきどの

梶之助

写真は今夕ミセス・アメルマンへ渡し候積りに候。

此の後も書状は矢張りアメルマン氏方へ宛て御差し出し成被れる可く候。

(4) 明治三十年六月二十三日 大日本東京芝車町五十番地 井深せき子殿 — ニウヨルク府 —

其の後内にては皆々如何致被れ候哉。最早六月下旬に相成り候故、定めて暑氣も相増し候乎と察し候。

扱、自分事は当地着の後、アメルマン氏に招かれ二晩程同氏方に世話に相成り色々昔話致し候処、一同大喜びに之れ有り候。内より持参致し候写真とハンケチ差し出し候処、是れ又大喜びに御座候。二日目にはネレ（ミセス・スタヘン）も参り面会致し候。未だ子供はなきよしなれども、サッカーミセスに相成り申し、二番娘のベセが丁度ネレが日本に居りたる時と同様に御座候。

去る二十日の日曜日には、エール大学の青年会より招かれて同地に参り、演説致し申し候。翌日は帰り掛けにドクトル・ナックスの所に立ち寄り久々にて面会致し、色々今昔の物語致し互いに喜び申し候。同氏一家も何も変わり之れ無く同氏は今ライと申す田舎町の教会の牧師を致し居り候。併し、田舎とは申し乍ら、処の人は大抵ニウヨルクに商店を持ち居る商人共にて、孰れも金満家の様子、会堂も中々立派なる会堂にて、同氏は大得意の様子に見え申し候。

昨日同所より帰り、今日は午後四時の汽車にてモット氏と共にノルスヒールドへ出向き候積りに御座候。同所には大約二週間程滞在上再び当市へ帰り、それより処々へ出掛けて演説致し候積りに御座候。然し乍ら、来月

より十月始め迄は都会の教会は休み同様にて、演説は六ヶ敷き様子に御座候。ノルスヒールド大会の様子は、同地より孰れ委敷く申し述べ可く候。

一、英国女皇即位六十年期祝会の新聞紙二枚郵送致し候間御覽成被れる可く候。

一、封入の枝折はミセス・アメルマンよりおくり物に御座候。

一、ニウヨルクに着後は案外に凌ぎやすき方にて至つて壮健に候間、決して御案事下だ被る間敷く候。但し夜昼の別なく電気鉄道やら、高架鉄道やら、馬車や荷車やら、ガラ／＼ゴウ／＼ガラ／＼ゴウ／＼寸刻も止むことなきにはチト閉口致し候。ニウヨルク繁昌の様子は、帰朝の上委敷く御話申す可く候。何卒母上様始め子供等一同並びに親類方へよろしく御伝言下だ被れ度く候。書状は矢張りアメルマン氏方宛てにて御遣わし下だ被れ度く候。草々。

一千八百九十七年六月二十三日

ニウヨルク府にて

梶之助

おせき殿

(5) 明治三十年七月五日 東京芝区車町五十四番地 井深せき子殿 | 米国ノルスヒールド |

六月九日付けの御状一昨日相達し、取り敢えず開封致し候処、先ず以て母上様始め一同無事の赴き、喜悅感謝に堪えず候。但し母上様には横浜へ御出で成被れ、且つ下女つる事暇取り候赴き、嘸々さびしき事と察し入れ候。奥野武之助病死の事は、実に気の毒にて何とも申し様之れ無く、老人には嘸落胆致し候乎と氣遣い候処、思いの外気丈夫の由流石信仰の力と感心致し候。遠からずへボン氏を訪い委敷き事情尋ね候積り故、其の上にて書



状遣わし申す可く候。

扱、自分事先便申し入れ候通り、去る二十三日夜モット氏同道にて当地に参り候処、万国学生大会は二十五日の夜より始まり一昨夜にて終わり申し候。大体に於ては、六年前に参り候時と変わり之れ無く候得共、万事大いに発達成長致し、誠に盛大なる事共御座候。委敷くはトメモ記載致し兼ね候得共、一通り申せば、諸方より集まりたる学生の数は六百人以上、其の中外国人六十人、大学又は其の他の学校の数百三十六、国民又は人種の数二十七、教派三十六、安息日集金高三千弗以上に御座候。六百人と申すは学生丈にて、其の外に男女の傍聴人は始終三、四百人ずつは之れ有り候故、オーデトリウム（大会堂）の聴衆は何時も一千人内外に御座候。讚美歌を詠う時は、コワヤーばかりにても百人以上に御座候。ムデー氏は当年六十歳の由なれども、精神身体共益壯健の様子にて、数回大説教をなして大いに聴衆を感激せしめ申し候。同氏の神学上學説に於ては、時々受け取り難き事も之れ有り候得共、氏の精神と信仰に至つては感服の外之れ無く候。自分事は、一回はラウンド・トップ、一回はオーデトリウム（大会堂）にて、前後二回演説致し申し候。自分で申すは所謂手前味噌の様なれども、二回共かなり成功の考えに御座候。独逸人、和蘭人、仏国人、ノルウエー人、スウェーデン人、メキシコ人、チリ人、印度人、支那人、其の他諸国の代表者等孰れも英語の演説を致し候得共、孰れも余り上出来には之れ無く候。去る二日の晩には、米國獨立の祝会之れ有り非常の盛会なりしが、其の時の演説は殊に大喝采を博し申し候。其れよりして、手帳又は聖書に、ドウゾ貴君の姓名を書して呉れ〜と迫られてホト〜困り入り候位に御座候。先ず〜是れ迄は余り不首尾は之れ無き方に御座候間、御安心下だ被れ度く候。委敷くは其の中福音新報及び国民新聞へ通信致し候人之れ有り候筈に御座候間、尚他人の評判を御覽成被れる可く候。

扱、学生大会は一昨夜にて終わり申し候得共、万国同盟会の会議は明日より始まり候筈にて、其の準備のため当地に於て昨日より委員会を開き居り申し候。当地は人出入り多く混雑致し候故、今日午後当地を去りウキルリアムスタウンと申す処へ参り、其所にて三日間会議を開き、夫れよりニウヨルクへ帰り候積りに御座候。

六年前に参り候節は、当地は至つて涼しき処の様に覚え候所、当年は中々九十度以上の暑氣にて、昨夜などは夜半迄室内蒸すが如く、焼くが如く寝に就き兼ね候。洋服も冬服のみにて夏服の用意なく、大困難致し候。

東京に於ても只今頃は極暑の節にて、嘸々一同難儀の事と察し入れ候。何卒一同折角自愛致され候様是れ祈り候。此の度は忙敷く誰へも外に書状差し出し兼ね候間、熊野氏、石原氏、又諸親類方へもよろしく御伝言下だ被れ度く候。草々嘉祝。

一千八百九十七年七月五日

米國ノルスヒールドにて

梶之助

おせき殿

尚、文雄始め子供等へよろしく御申し聞かせ下だ被れ度く候。帰朝の節は、銘々へ何かしら土産遣わし申す可く候。ノルスヒールドの写真四枚差し出し候間、御覽成被れる可く候。

(6) 明治三十年七月十五日 東京芝区車町五十四番地 井深せき子殿 | ニウヨルク府 |

六月十八日付けの御手紙、昨日入手恭しく披読致し候。然る処、先ず以て皆々無事暮らし居られ候よし大慶の至りに存じ候。

扱、自分事先便申し入れ候通り、ノルスヒールドよりウキルリアムスタウンと申す処へ参り三日間会議を開

き、去る十日当地へ帰り、夫れより又直ちにエーストオレンジと申す処へ参り、前の日曜日朝にはセントラル・プレスビテリアン教会にて説教致し、一昨夜は同処の教会にて演説致し申し候。同所にはドクトル・ヘボン氏夫婦居られ候に付き、同氏方を尋ね一昨夜は同氏方に一泊致し、いろ／＼の話致し奥野武之助病中の模様等委敷く聞き取り申し候。且つ昨朝は同人の墓所に参り候処、ヘボン氏の墓地の片隅にて誠に閑静なる処に御座候。暫時墓辺に立ち、同人の薄命、老人の心中等を推察し独り涙にむせび申し候。人間到る処青山在りとは申しながら、有為の少年にて異郷の土となる、誠に気の毒の至りに御座候。

扱、会議は先ず以て都合よく済み、且つ暑中は諸教会皆々明菓の姿にてドウスルコトモ出来兼ね候故、此辺にグヅ／＼致し居り候ても只入費が掛かるのみにて如何とも致し方之れ無く候故、次の汽船にて帰朝せんと決心致し候処、又々ノルスヒールドへ往きて婦人青年学生会のために一演説を致し呉れ候様との依頼を受け申し候。実は再びノルスヒールドへ参り候は余り好ましからざれども、折角の依頼にも之れ有り候故承諾致し、今日午後四時発の汽車にて再び同地へ向い申し候。何日比当地へ帰り候様相成り候哉未だ判然致さず候故、尚近日申し入れるべく候。東京も今頃は極暑中にて、嘸困難ならんと推察致し候。当方も日中は九十度以上にて随分かなりの大暑に御座候。然し乍ら、自分事は至つて壮健に候間、御安心成される可く候。

横浜にては子供等ハンカ致し候由、嘸混雑の事と察し入れ候。母上様には時節柄、御自愛成被れ候様此れ申し上げ下だ被れ度く候。御身も梅雨にてリウマチスの由、折角御加養成される可く候。子供等は一同無事通学致し候よし、今頃は暑中休みに相成り内も相応に賑かに相成り候乎と察し候。色々申し入れ度き事共之れ有り候得共、只今出立前にて心忙敷く候故、此れに筆をこども尚ノルスヒールドより委敷く申し入れる可く候。呉々も暑

中一同身体大切に致被れる可く候。草々。

一千八百九十七年七月十五日

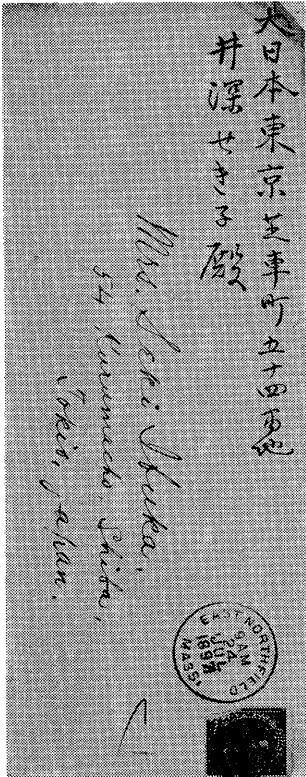
ニウヨルク府にて

井深 梶之助

おせき殿

(7) 明治三十年七月二十三日 大日本東京芝車町五十四番地 井深せき子殿 ーノルスヒールドー

先便申し入れ候通り、去る十三日午後四時ニウヨルク府出發致し、同夜十一比当ノルスヒールドへ到着致し申候。夫れより四日間女学生大会に出席致し種々の演説を傍聴致し、且つ一回は自分も日本婦人と申す題にて演説致し申し候。女学生の数は三百人以上と申す事にて中々盛んに候得共、男子の学生大会に比較しては、何となく諸事引き立たざるように感ぜられ申し候。然し乍ら、一日はヒールドデーとやら申し運動会之れ有り、諸学校の女学生或は十人或は二十人と組をなし、夫々学校の旗を押し立て或は揃いの着物を着て、各々カレッジ・ソングを唱えて運動場に繰り込み来たり



井深せき子宛筒封

て陣取りたるはよけれども、夫れより男子の真似してカレッジ・エルと申し、ラーラー何とかカンとかバザーとかスミスとか、各々学校の名をドナリ始めたるには殆んど閉口致し申し候。夫れから運動はドウ云

う事をするのかと思えば、第一が百ヤード競争、第二は高飛び、第三はベースボールの投げくら、第四はポテ  
ートレース、第五はバスケットレースという工合にて、イヤハヤ何とも批評の致し様も之れ無く、如何に活潑  
が可きとて女学生のハイジャンプは余りドツと致し申さず候。加之、しんがみならず衛生上にも有害ならんと察被られ候。然し  
乍ら、是れは詰り入らざる御世話に御座候。只日本の女学生には望ましからぬ事共に御座候。

女学生大会も去る十九日にて千秋楽と相成り、此頃迄唱歌や笑声を以て鳴り渡りたるノルスヒールドも大風の  
後の如く、誠にヒソソリとして淋しく相成り申し候。実は当地に居るは退屈にてイヤに成り候得共、ニウヨルク  
は暑気烈敷く、且つ物価高故、今暫時当地に留まり夫れよりニウヨルクへ出でて帰朝の用意を為し、八月十四日頃  
タコマ出帆、九月一日頃横浜着船の目算に御座候。然し乍ら、汽船出発の期日も未だシカと相分ならず、随つて  
到着の日も相分ならず候間、決して前以て横浜へ迎えに御出で成被れるには及ばず候。又、他の人々へも同様御  
断わり成被れる可く候。尤も横浜到着の上は、電報を以て直ちに御報申す可く候。

最早大切の用向きは一通り済み候故か、昨今は頻りにホームシックを起こし、一日も早く帰朝して一同に面会  
致し度き心地致し申し候。九月始めには必らず面晤出来候わんと存じ候得共、夫れ迄が甚だ待ち遠に感ぜられ申  
し候。

扱、内にては其の後如何致被れ候哉。御身のリウマチスは如何に候哉。今夏は格別の流行病も之れ無く候哉。  
今頃は極暑中にて、嘸一同困り居り候乎と推察致し候。横浜にても、台北にても、最早出産之れ有り候頃と察し  
候。産後は如何に候哉。母上様には未だ横浜に御留まり成被れ候事と察し申し候。此度は母上様へ別段に書状差  
し上げず候間、然る可く御申し上げ成被れる可く候。自分事は天父の御保護により今日に至るまで、無事罷り

在り候間御安心成被れる可く候。何卒諸親類方、且つ石原、熊野氏等へもよろしく御伝声下だ被れ度く候。返すくも大暑中一同御厭い成被れる可く候。草々不一。

一千八百九十七年七月二十三日

ノルスヒールド、クレーン・コツテージにて

梶之助

おせき殿

(8) 明治三十年(月日不詳)東京芝区車町五十四番地 井深せき子殿 | ニウヨルク |

先便申し入れ候通り愈明後日当地出発、来る十四日タコマ港よりオリンピヤ号にて帰朝致し候積りに御座候順当に往けば九月一日横浜着の筈なれども、多分一日二日は延引致し候事と今より覚悟致し居り候。一昨日は暇乞いながらワイコッフ氏方を訪い、ミセス其の他の家族にも久々に面会し一泊して緩々話し致し申し候。又昨日はドクトル・コップ氏方へ招かれ昨夜は一泊致し候。今日序で乍らへボン氏夫婦に今一回面会致し申し候。今日は寄宿舎に帰り、少し許り土産物等調べ荷作りに半日を費し申し候。色々話は之れ有り候得共近日面会を。草々申し残し候。不備。

一千八百九十七年

ニウヨルク客舎

梶之助

おせき殿

福音新報記者足下、貴新報紙上に於て所謂ミッシオン・スクール問題或は基督教主義教育問題に就て卑見を開陳せよとの來論正に承了御厚情拝謝仕り候。併し乍ら、不肖十數年來基督教主義教育に従事し、其の間多少の經驗を積み又前途幾多の希望をも抱き候。元來所謂ミッシオン・スクール問題は、一方に於ては國民教育との關係あり、他の一方に於ては内外教会との關係もあり随分複雑せる問題にて凡ての方面より仔細に之を論ずるには頗る長大の文章を要し申す可く候。然るに刻下期末試験に際し小生に於ては其の余暇なきが故に、今回は單にミッシオン・スクールの立脚地とも申す可き文部省の特別認可を求むるの可否得失如何に就いて聊か卑見を開陳し、以て大方の教えを仰ぎ度き考えに御座候。

青山学院総理事本多庸一君は、先頃の護教に於いて同学院の予備学科を變じて尋常中学科と為したる件に付きて縷々數千言、丁寧親切に其の処置の至當なる理由を開陳致され候。小生は本多君の意見に対し大いに同情を表すべき所多々之れ有り候得共、然れども又、未だ全く心服致し難き点も少なからず候。愚考するに、此の問題に付き論者中に全く二個の別問題、即ち尋常中学科設置と申す事と、文部省特別認可と申す事とを混同し居る人もあるかの如くに察せられ候。然れども、此の二者は全然別問題にして、此の區別を判然と記憶すること緊要に御座候。

本多君の意見書を閲読するに、今回青山学院に於て為したる変更は、只從來の予備学部を改めて尋常中学科と為したる迄の事にて決して文部省の特別認可を受けたる訳には之れ無く、随つて特別認可に伴う所の徴兵令及び



文官登用試験等に関する法律上の特権を得たる訳には之れ無く候。単に此れだけの変更であれば、何も根底的の改革と申す程の事にも之れ有る間敷く、又特別異論のあるべき筈も之れ無き様に覚え申し候。何となれば、中学科設置と申し候得共、其の実予備科なる者は従来尋常中学科と殆んど同種類、同程度の教育を施したるものにて、申さば名義上の変更に過ぎず候。且つ又学校全体の組織上より申せば、ミッション・スクールなる者は、未だ本邦の教育制度の一定せざる時に際し外国宣教師の計画創立に係る者多きが故に、其の学科程度の如きも自然に外国の「ハイスクール」又は「カレッジ」に倣いたるは無理ならぬ次第と存じ候。然して、日本の教育制度の漸く確定し來たるに隨いて、之れに当て箴まらざる所の生じたるも又自然の結果に候。固より基督教主義の教育と申し候えども、宗教及び倫理を除くの外は一般普通の教育と違ふべき筈之れ無く、其の学科程度の如きも成る

可く一般の教育制度に準拠すべきは勿論の事に候。我が明治学院に於ては、既に三、四年前に於て此の必要を認め従前の予科二年、本科四年の制度を変更して尋常普通科五年、高等普通科二年と為し候。而して尋常普通科と申すは即ち尋常中学科と同程度の者に候。只未だ中学校と称せざるのみに候。

右の次第なれば、単に予備科を改めて中学科と称し東京府庁よりその許可を得たる丈にては、本多君の申さるる如く別段「福音的教育の機関上損失する所」なく、又「我が



大主義を犠牲とする」必要もなかるべく、其の点に就いては深く心配致すに及び申す間敷く候。然し乍らそれ又また学校の資格とか、卒業生の肩書とか申す方面からの効能は薄き事に候。否、従前と何も差したる別は之れ有る間敷くと存じ候。何となれば、元來耶穌教嫌いの連中は、縦令中学校と名づけて見ても矢張り耶穌中学校とて之れを嫌い申すべく、又特別認可若しくは官立学校との連絡の利益を当てに入学を願う学生は、それらの特権なき以上は名称を変更したるのみにては容易に來学せざるべしと推察致し候。

然し乍ら本多君の精神は、単に尋常中学科を以て満足せず若し出來得べくんば文部省の特別認可をも受けて十分法律上の便利を得んと欲するもの如く察せられ申し候。是れ又もしも「我が大主義を犠牲とせずして」得らるべき特権ならば誰も異論のあるべき筈なく論ずるまでもなき事に候。然し乍ら事實果して如何、是れ即ち問題に御座候。我が文部省は明白に基督主義の教育を施す学校に対して（若しも他の必要なる條款備わる時は）特別認可を与え法律上の特権を附与すべきか。若しも此の事あらば実に幸福というべし。然れども、小生の今日迄取り調べたる所にては文部省は之れを与え申さず候。左れば将来に於てはイザ知らず今日の場合に於ては、判然たる基督主義の教育と文部省の特別認可とを天秤に掛けて其の輕重を量るべき筈に御座候。而して小生は断然後者よりも前者を重しと為す者に御座候。其の他世の風潮に誘われて容易に教育の方針を変更するの不可なること、及び基督主義の学校は世間の学校と異なりて一種犯すべからざる特色を有すべき事等に付きては、既に貴社の卓説も之れ有り候に付き敢えて蛇足を附し申さず候。敬具。

明治二十九年十二月二十二日 明治学院に於いて 井深梶之助

（福音新報第七十九号 明治三十年一月一日）

## 熊野雄七氏と語る

熊野氏は我が国基督信徒の先輩にして好個の基督教的紳士なり。氏は直接伝道に従事せられざるも、日本伝道に浅からざる関係あり。近頃氏を明治学院に訪ひ聴き得たる所を記す。

### 紋章の逸事

予が洗礼を受けたるは明治五年三月なり。当時の事情を明らかにせんがため、少しく古いにしへに遡らざるを得ず。郷里大村は元龜、天正の頃より耶蘇教に深き縁故を有せり。一時は大村純忠氏の如き、藩主にして熱心なる信者たりしため教勢盛んなりしが、貞享三年五代將軍綱吉公の時代に至り形勢頓に變じたり。將軍は全国に耶蘇教嚴禁の令を下だしたる外、特に大村藩に向つて邪教取締りの不行届きを以て藩の領地を没収すべき旨、使いを以て達したり。当時の藩主大村因幡守純長、大いに憂慮し殆んど為す所を知らず。時に予が先祖福田十郎左衛門長紹、(知行所福田にあるを以て姓とす。熊野姓と併用したり) 儒臣たり。藩の存廢、君公の浮沈に関する大事となし、自ら卓おぼんで藩主に謂つて曰く、我れ能く上使と折衝して君公の安きを計らん。若し帰途時津より海上鉦鼓を鳴らし樂を奏して来たらば、安心を玉え。斯くて、彼は死を決して上使と論談する所あり。自ら藩の邪教を尽く鎮圧すべきを誓ひ、遂に望みを得て城に歸る。

城中に於ては、藩主以下事の成り行き如何と苦心最中、鉦鼓の音楽最いと愉快げに聞えたり。純長公座に耐えずして、洗足すいじくの儘海岸に至り手を執つて十郎左衛門の上陸を助け、手ずから小松を根引きして扇に載せ、功勞の紀

念として之を十郎左衛門に与えたり。予が家、世々扇に根引きの松の定紋とするは此の故なり。此の時以後大村藩に於ける福田家の勢力蔑視すべからざるものありしが如し。

### 思想の回轉機

予は明治三年、藩の俊才に撰ばれ中尾と共に漢学研究の爲め上京を命ぜられたり。父は嘗て安井息軒の塾頭たりし事あるより、上京後は安井氏に就きて学ぶ予定なりき。然るに、實際の見聞は国に在りし時に想像せし所と大いに異なり、時勢の変遷は到底漢学を以て指導し得べきものにあらずとなし、英学を学ばんと野心を起こせり。之れ入塾後間もなきことなり。中尾に謀り共に慶応義塾に学ばんとす。藩命にて漢学を修め将来藩校を教うべき信任を受け、加之、父よりは特に安井氏に依頼しあれば、彼れ是れ恩義に絆さるる所なきにあらず。之を藩に謀り家敵に訴え、師に告ぐるも到底我が望みの容れらるべきにあらず。遂に偽って藩命なりと告げ、安井氏の塾を出で慶応義塾に入る。即ち明治三年の暮なり。

斯くて一ヶ月の後ち藩の大参事之を知り、我等を召び付け譴責すること甚だし。若し志を齟さずば断然学資を断つべし。父又此の事を聞き大いに怒り、藩命に背き父の志を無にするものは勘当すとの来書あり。今や学資に窮し、止むを得ず藩邸の物置小屋にありて雨露を凌ぎたることあり。之れも僅かの間にて、明治四年三月には藩の恩命を蒙って再び学資を得、公然英学を学ぶことを許されたり。此れ予が基督教を知るに至りし発端なり。

当時英国史を学び新教、旧教の衝突よりプロテスタントの事明らかになれり。我が先祖の極力鎮庄に勉めたる旧教は弊害多かりしにもせよ、此の新教は其れと大いに異なるものなり。斯かる宗教を信する英国が大いに進歩するは、該教の道德が人心の根本たるにありとなし、予が思想稍基督教に傾き始めたり。又同級に瀬屋某と云え

る人あり時々聖書を読み居りたり。素行如何にも感ずべきものありたり。今より考うれば此等も予が信仰を起すに多少の關係ありしならん。

### 決心して洗礼を受く

都合により明治四年の暮、慶応義塾を退きて横浜に至りピヤソン女史の許に通い専ら英語を研修す。女史の許には毎日曜夜集会あり。一夜試みに出席せり。時にバラ氏馬太伝の講義をなすに当たり祈りし所大いに我が心を刺戟せり。其れは善きサマリヤ人の話にて、敵の罪をも赦し給え、若し此所に基督を信ぜざるものあらば其の罪を赦し給えと云える所如何にも我が心に徹して聴こえたり。

然し藩の持論より見るも、予が家柄より考うるも、予は容易に信者たるを得ざる境遇にあり。殊に行く行くは然るべき役人になる内約束もありしこと故、信者となる曉には非常なる不利益と苦しき地位に立たざるべからず。彼れ是れ思い回らせば勇氣も信仰も頓に鈍る事なきにあらざりき。然るに、ピヤソン女史の親切なる指導に依り漸次信仰に進み、遂に明治五年三月バラ氏より洗礼を受くるに至れり。

### 弾正台の糾問を受く

予と同藩の渡辺昇氏は予の年長者なりしも親しき交りあり。予が受洗当時氏は弾正台忠たり。窃かに探偵を横浜に遣わし基督教徒の内情を探らしむ。彼は予が受洗せし事を探知するや、今は故人となれる楠本正隆氏等と相談の上予を糾問せんため召喚せり。予は事情を知らず、何事ならんかと疑いながら永田町なる今の楠本氏邸に至る。藩の歴々威儀を正して居流ながれたり。予は只事ならざるを知り静かに着座するや先ず渡辺昇氏口を開いて曰く「君は邪教を信ずるとの事なるが信否如何」と。予答えて曰く「然り予は基督教を信ず」と。茲に於いて論難の

声重立つものの口を衝いて出づ。日本の国体より論じては乱臣賊子となし、外交上より説いて国を売るものなり、藩の持論より帰納して不忠不義を責め、家柄より論ずるに得策にあらざるを以てす。若し君の両親之を聞かば、或は事の意外に打ち驚き氣絶するやも知るべからず。宜しく悔悟して藩命を全うせよ。君は前途大いに望みを属せられたるもの、若し邪教を棄てなば一廉の地位に就くを得ん、と嚇すに威を以てし、喰わずに利を以てするの有様なりき。当時予は、信仰日尚浅きため充分基督教を説くことを得ざりしも、自ら信ずる所を明らかに述べ毫も屈せず。却って信仰を増したる心地せり。

茲に一つの面白き事あり。信者となりし予が祖先が耶蘇教を迫害したる反対に、幾多の天主教徒を浦上に於て殺害したる渡辺氏の祖先が熱心なる信者たりし事是れなり。永録年間と覚ゆ。君公邪教を信ずるため大村藩に一揆ありたり。佐賀の竜造寺も之に加わり君公を攻むること甚だし。君公は味方するもの七騎と共に山城に立籠り僅かに敵に対するを得たる事あり。渡辺氏の祖先は実に其の一人にて信者たりしこと後に至りて明らかになり。

### ブラオン氏の訓戒

明治五年の事なりと覚ゆ。一日ブラオン氏予等青年の集会せる席上に於て、政府或は諸君を捕うるに至るやも知れず。須らく用意あれと告げられたり。當時に於て斯かる言を聞く固より意外にあらず。心算かに期する所ありしにブラオン氏の言は、実に予が信仰をして愈々堅固ならしめしものあり。

氏曰く、諸君は如何に考うるやを知らず。我は諸君が神妙に縛られん事を望む。国法に依りて諸君を罰せんとならば、宜しく之を受くべきにあらずや。縦え死刑に処せらるるとも、之を受くるこそ眞の基督教徒たる名

に恥じざるものなり。我若し米国公使に依頼せば、諸君を公使館に引き取り無事ならしむるを得るは容易なり。然れども、難を避けて安全を図ること必ずしも賢き方法にあらず。国法を執行するに当たっては、宜しく之に従うこそ臣子の本分なれ。我は諸君が雄々しく紳士らしき行動に出でん事を望む。と予は此の言を聞き始めて基督教道徳の高潔にして勇健なるを悟れり。日本の武士道にも優りて立派なるものあるを知り得たり。苦心慘怛の末洗礼を授けたる初代の信者が、今は捕われんとするに際しては出来る限り、之を擁護し、伝道の便を謀るが師たるものの情にはあらざるか。殊に公使の手を借りて容易に為し得らるる救済法あるに於いておや。然るにブラオン氏は断乎として愛するものに「捕に就け」「死刑に処せられよ」と訓戒す。実に古武士の風ありと云うべし。形勢危きに迫りたる頃、英国公使パークス氏等の抗議に依り信教の自由となり無事なるを得たり。

予が両親の受洗

予が父は既に述べたる如く儒教に凝りたる人なり。殊に天主教の弊害を見て基督教は国家に害ありと思える人なり。予が洗礼を受けしを知り勘当せしが如き、激怒の情の溢れたるものなり。然れども、予は屢々音信して基督教の真髓を発揮せんと勉めたり。「天道溯源」、支那訳の天路歷程などを送りたることあり。

或る時バラ氏、プライン、ピヤソンの二女史と共に長崎に赴かれたることあり。予書を裁して、父母と姉と共に向つて三氏を長崎に訪問せんことを勧む。彼等長崎に至りしに不幸にも三氏出発後にて面会の機なかりしも、長崎に在留せるスタウト博士に会い種々問答せりと云う。明治六年頃予帰国せし時話す所ありしも毫も聞き入れず、書籍類として手にも取らざる風あり。勿論、信仰などは思いも寄らざる次第なりしも、予の行為に就いては多少意外に感じ居りたるが如し。

明治八年に一家を挙げて横浜に住まう事になれり。其の時より奥野氏に依頼して父の話相手として時々宗教談を請いしも其の甲斐なかりき。時に支那に在るウイリヤムソン氏よりデニング氏に宛て其の著「格物探源」を送り越せり。デニング氏の依頼に応じ原胤昭氏出版元となり、奥野氏と予が父と其の訓点を附せり。之れ父の思想を変化せしめたる一大動機たりしが如し。此の時より又基督教を厭惡せず。漸次其の教えを聴くに至れり。明治十八年予が土佐に伝道中、横浜の教友等が予が為に熱心祈禱するを見て父の感喜甚だしきものあり。遂に祈禱会の席上に立って自己の信仰を告白し、洗礼を志願するに至れり。予は土佐に在りて此の通知に接し、長き間絶えず祈りし願いの聞かれたるを感謝せざるを得ざりしなり。

父が洗礼を受けし前に母は既に受洗し居りたり。母は元と熱心なる日蓮宗教にして知行所の人々にも知られ居りたり。其の關係にて俄に改宗するに困難なる事情なきにしもあらざりし。然るに、病氣に罹りし際ピヤソン女史より懇切なる手紙あり。予之を読み聞かせしに涙を流して喜び感ずる所あり。遂に洗礼を受けたり。

#### プライン、クロスビー、ピヤソン

ピヤソン女史が、予等の信教に大切なる関係あることは言うを俟たず。読者は多分女史の死なれし時予が読みたる其の履歴を本紙上に於て承知し居らるるならん。又プライン女史は極めて信仰厚き聖徒らしき人と見受けたり。女史の言語、行為に依りて察するに、女史は未だ嘗て心に咎めらるる事をなせし様子なかりき。クロスビー女史は他の如く其の名顯われざるも、隠れたる所にありて大いなる働きをなされたるを見る。一概に言えば、クロスビーは事務の才に長じ、ピヤソンは学に秀で、プラインは其の上に立って万事を統一する技能を有したる人物なるが如し。

## 長老としての苦楽

予は受洗後、横浜海岸教会に於て教務を分担する所あり。明治八年楠本正隆氏東京府知事たる際、止むを得ざる事情にて東京府学務課に務め学制の改革に従事することとなり、一旦横浜を引き払い東京に在りて、今の印刷局長得能氏及び住友会社の神戸支店長かを務め居る田辺氏等と共に企つる所ありしも、交際上面白からざる事あり、遂に辞して再び横浜に至る。是れ明治十年なりと思ふ。以後二十六年四月明治学院に關係する迄海岸教会の長老たり。其の間の苦心尚忘れ難きものなきにあらず。青年と老成株との思想の不一致より牧師招聘や、教会維持などに就き紛擾を極めし事あり。明治十年神学校東京に開かるるに就き井深、植村の諸氏横浜を去り、青年の信徒は予一人となるに至れり。予は夙に教会の自給独立を主張するも、老成株の信者は出来るだけ外人の補助を仰ぎ無事に進まんとす。予は全く孤立の姿にて持論を主張し、兎も角望みを達するを得たり。其の間幾度か長老を辞せんかと思わざりしにあらざるも、何も教会の爲になさざるは、長老として困難を感じるよりも一層苦しき様に感ぜらるるを以て、紛擾の間も喜び感謝して其の任務に当たりたり。二十六年以後は台町教会の長老として今日に至れるが苦楽とする所は矢張り同様なり。此等は尚語るべき事多きも短時間に之を尽すを得ず。

## 青年の信仰難

今日の学生が決心して基督を信ずるに至らざるは、二つの理由あるが如し。一つは社会の境遇上基督教は立身出世の妨げとなる事なり。利益や地位の得難きにあり。他は学生其のものの品性低きため基督教道徳を極めて窮屈に思うにあり。我等の青年時代に於ける難題は国家問題にてありき。基督教は国体に合せざれば之を信ずべからずとは有力なる妨害なりき。斯かる妨害は如何に有力なりとも其の反証を得ば容易に信仰するを得るなり。今



日は然らず。信仰すべきものと知りながらも、利害損得如何と打算するが故に容易に信ずるに至らざるなり。此れ今日の青年に取って信仰上大なる困難なりと信ず。斯かる事情あるを以て只講壇の上より述ぶる説教者の説教のみにては彼等青年の心を改むるに足らず。

宜しく親み交わりて出来る丈け共に食し、共に運動して之を感化するに勉めざるべからず。学校教師の如き教場に於ける授業のみにては毫も感化を与うる事なしと云って可なり。予は不遜にも此の考えを實行して良果を得んことを望み居れり。(福音新報第三百九十一号 明治三十五年十二月二十五日)

### 井深花子夫人略歴

菊田 貞雄

井深花子夫人は旧姓大島、協悠五女として元治二年〔改元慶応元年〕二月四日、岡山藩〔池田氏〕の分藩たる備前小島郡天城に生まる。父協悠は岡山分藩の藩士たり。母笹は備中新見藩の儒者丸川松隱の孫なり。松隱は同地方に於ける有名なる儒者にして昭和三年御大典に際し従五位を贈らる。

大島家は所謂「奉還」士族にして禄高百五十石か二百石の知行取り、家計裕かならざるも子弟の教育に意を用い、花子夫人は幼にして天城小学校に学び、卒業後は家事を助く。兄一雄は明治四年十月岡山県常備兵として東京詰を命ぜられ、同八年六月東京師範学校に入学、同十年三月小学師範科を卒業、滋賀県へ赴任するに当り、同四月西南事変討伐軍に召集せられ、凱戦後は一時東京鎮台に勤務せしが、同年十月除隊、滋賀県訓導として滋賀郡開立学校在勤、一家を営む。

家兄東京師範学校在学中、花子氏を携えて東京女子師範学校に入学せしめんとしたるが、偶々母病魔の侵すと



井 深 花 子

ころとなり、遂に其の機を得ざりき。

花子夫人が初めて基督教に接したるは令姉の配偶者津田氏の弟寿の養子先なる加藤家（特に養母）が一家こりて基督教信者にして、如何にも幸福なる家庭なるを知り、又彼等の生活に満足せる様子に接したることなり。夫人の求道者となりたるは加藤家の主婦の導きによるものなり。加藤家は岡山本藩の藩士、禄高三百石。その頃既に組合教会の伝道師川越義雄氏加藤家に入しあり、同氏を通し恐らく花子夫人は、明治十七年二十歳にして神戸英和女学校に入学するを得たるものなるべし。神戸英和女学校はのちの神戸女学院にして、明治八年 American Board of Commissions for Foreign Missions の Miss Eliza Talcott and Miss Julia E. Dudley の創設に依るものなり。明治二十二年卒業、同年九月、American Board の経営に成る鳥取英和女学校の英語教師として赴任す。鳥取へ赴任希望者無きため、特に Miss Talcott の推めにより他人の欲せざる所へ行くことを使命と感じられた由である。

これより曩き夫人は明治十九年〔？〕神戸組合教会に於て牧師松山高吉氏より受洗す。ちなみに松山師は明治五年九月の横浜宣教師会の結果、新約聖書訳委員が挙げられた時、American Board missionary D. C. Green を助けたる助手なり。

鳥取在任中 American Board's woman medical missionary Dr. Holbrook 宣教師及び医療事業に従事せり。同医師問いて曰く、「貴女、渡米勉学の意志なきや」と。同氏は米國マサチューセツツ州マウント・ホリヨーク・カレッジの卒業生なり。花子夫人は明治二十四年マウント・ホリヨークに入学す。渡米に際し

Dr. Holbrook は自ら活潑なる婦人にも拘らず、花子氏に助言を与えて曰く、「貴女渡米するも亜米利加人となる勿れ。日本婦人の優美を失わずして帰るべし」と。マウント・ホリヨークは一八三七年十月八日 Mary Lyon の創設に成る女子大学なり。花子夫人在学中 Scientific Course を専攻し、明治二十八年六月全科を修了してバチラー・オブ・サイエンスの学位を授与せらる。従来日本より米国諸大学に学びたる多くの女学生は文学又は教育学等を専攻したりし中に、独り花子夫人が科学を選びたるは誠に異例となすべし。これ夫人は幼少の時より数学及び自然科学に尤も興味と関心とを持ちたる為にて、マウント・ホリヨークの創設者 Mary Lyon 女史が科学を専攻せる事実によく暗合するは寧ろ不可思議の如く思わる。夫人はマウント・ホリヨークに於いて、後年 Reformed Church in America の宣教師として渡来する同教会派遣の Dr. Martin Nevius Wycckoff の長女 Harriet Wycckoff を知らぬ。

明治二十八年九月母校神戸女学院理化学部の専任（主任）教授に任ぜられ、明治三十二年十二月迄奉職す。

明治三十三年一月井深家に嫁す。

明治三十三年三月より家事の傍ら一週三回、東京女子学院に於て数学、物理化学の教鞭を取り昭和六年二月に至る。この間三十有一年たり。女子学院に奉職中、乞われる儘は東洋英和女学校に物理化学を教えて十有四年に及び、下田歌子女史の実践女学校が渋谷に移転する迄四、五年間物理、化学、英語を教う。また大正十二年の関東大震災前頃、一時大妻高等女学校にて教鞭をとられしことあり。

実践女学校に奉職中校長下田歌子女子の推めにより女子学習院の物理化学の専任担任教師として招聘せられしことありしが、女子学院の勤めを絶つは良心の許さざる所、由りて之が招聘を謝絶せり。かくの如く花子夫人は

東京市中の諸女学校より数学、物理化学の教師として招聘せられたるは、当時科学を好くする人格の高き婦人の極めて稀なるを物語るものに非ずや。夫人は単に若き女子の科学を教うるのみならず、実践女学校に於ては聖書の組を組織し、数名の求道者を出したることあり。

台町教会〔今の高輪教会〕にて日曜学校の教師。大正七年東京女子大学設立より同十四年迄理事に選任せらる。

Chairman of National Committee of Y. W. C. A. for 17 years.

婦人矯風会の支部長、理事等を長く勤む。神戸女学院理事たること理事創設以来昭和十八年三月迄。

〔昭和十八年十月二日（土曜日）午後鷺山第三郎氏と逗子に赴きし際井深花子夫人の口述せしものなり。〕（菊田貞雄 井深先生関係資料第十冊）

#### 井深花子夫人長兄大島一雄氏につき

幼名新次郎、のち一雄と改む。備前国児島郡天城藩士大島協悠の長子。母は丸川氏。安政元年寅閏七月二十七日天城に生まる。はじめ藩校に於て、支那学を星島良平に、書道を宮崎有終に、珠算を平賀敦次郎に、剣術を木村茂雄に、弓術を田中軍治に、馬術を岸繁太郎に、鎗術を谷川進吾に学び、また岡山に従学す。明治四年十月岡山県常備兵として東京詰を命ぜられ、東京鎮台歩兵第一大隊に入り、のち近衛歩兵第二聯隊に転ず。同八年六月官立東京師範学校に入学、同十年三月小学師範科を卒え、直ちに滋賀県へ赴任するに方たり、同四月偶々西南事変討伐軍に召集せられ、別働第二旅団に編入、肥・薩・隅・日の野に転戦し、同年十月除隊の後、滋賀県訓導として、滋賀郡開達学校に在勤せり。珠算教授書、作文初歩、地理初歩字解、小学読本字解、農業初歩字解、続作

文初歩、小学生徒心得、実物問題、手まり歌等教授用の編著あり。同十六年九月開達学校長を、同十九年四月大津学校長を命ぜらる。同年十一月蒲生郡第一区八幡小学校長に転じて八幡町に移住す。爾来その職に在ること二十年、明治四十年六月退職して近江帆布会社教育部に入り、昭和五年十月に至る。昭和六年二月十三日病をもつて歿す。享年七十八。〔野間庄次郎「大島一雄翁家集」昭和七年二月。〕（菊田貞雄 井深先生關係資料第十冊）

第  
九  
篇



# 明治三十二年文部省訓令関係

井深梶之助先生「日記」(明治三十二年から三十三年)

——文部省訓令第十二号に関するものを中心として——

明治三十二年

〔二月二十四日、金曜日〕

上海ルイス氏ヨリ清国学生青年会總會へ出席ノ招待状来タル。

〔二月二十七日、月曜日〕

在上海、ルイス氏ノ「日本教育」ノ原稿ニ批評ト簡單ノ序文ヲ

添エテ還附ス。

私立学校令

〔四月二十一日、金曜日〕

毎日新聞社ニ往キ電話ヲ以テ嶋田三郎氏ニ私立学校令案ニ付キ  
依頼ス。

内地雑居の件か？



江原素六



〔四月十八日、火曜日〕

午後、帝國ホテルニ於テ内外人懇談会ニ出席ス。来会者内外人百余名。但シ、未信者ハ甚ダ少数ナリキ。本多氏司会。イムブリ、小崎二氏演説シ、其レヨリ三宅雄次郎、江原素六、宮川、海老名等ノ感話アリ。本日ノ会合ハ成功トハ云イ難シ。予察ノ如シ。

### 私立学校令

〔四月二十二日、土曜日〕

慶応義塾長鎌田氏ヲ訪問シ、私立学校令案中宗教上ノ教育云々ノ箇条ニ付キ意見ヲ述べ、且ツ尽力ヲ依頼シテ歸ル。

### 上海にてなす演説原稿

〔四月二十四日、月曜日〕

来月上海ニ於テ為スベキ英語演説ノ草按ヲ作ル。主意ハ日本官立学校ニ於ケルキリスト教学生青年会〔ノ〕事ナリ。即チ其ノ歴史、困難、方法、結果、将来等ナリ。

〔四月二十六日、水曜日〕

上海ニ於ケル教育ニ於テ為スベキ教育演説ノ草稿ヲ起コス。題ハ日本ニ於ケル国家教育ナリ。

### 送別会

〔四月二十九日、土曜日〕

午後二時、余ガ清国行ヲ送ランガ為ニ府下諸青年会ノ代表者等、青年会館ニ於テ送別会ヲ開ク。

旅行券下附

〔五月一日、月曜日〕

学校ヲ休ミ、芝区役所ヨリ東京府庁ニ至リテ海外旅行免状ヲ出願ス。

英文原稿成る

〔五月三日、水曜日〕

上海ニ於テ為スベキ日本教育ニ関スル英語演説ノ草稿ヲ浄書ス。英文ハドクトル・イムブリーノ閲覽ヲ乞イタリ。

〔五月六日、土曜日〕

午前、東京府ニ往キ海外旅券ヲ受取ル。

品川出 発

〔五月十日、水曜日〕

午前五時半、母上及ビ子女等ニ暇ヲ告ゲ出發。品川停車場ニテ明治学院ノ教員、外ニ生徒等ニ送ラレ六時三十分發車、途中無事午後十時四十分三宮着。

〔五月十一日〕

海岸六番ニ往キ上海行往復切符ヲ求ム。代価六十三円也。……仏国郵便船インダス母に乗込ム。汽船ハ一見山ノ如ク、内部ヲ裝飾ス。頗ル美麗且ツ清潔ナリ。「カビン」ノ如キモイムプレスヨリ手広シ。

〔五月十四日〕

午前ヨリ海水ノ色変ジテ黄色トナル。是レ即チ黄海ナリ。

午後二時半、ウースン碇泊、暫時ニシテ小汽船ニ転乗シ、揚子江ヲ溯リ仏租界ノ波止場ニ着シタルハ、午後六時過ギナリキ。人力車ヲ雇イルイス氏方ニ達シタルハ日暮後ナリキ。

〔五月十五日、月曜日〕

午後五時ヨリ「ユニオン・チャーチ」ニ於テ祈禱会アリ、ルイス氏ト共ニ出席。ドクトル・エドキンス、パール・セッフィールド、デライアン、ヒッチ等ニ紹介セラル。支那教育会前会議ノ記事ヲ一読ス。

Y・M・C・Aの必要を説く

〔五月十六日、火曜日〕

雨休ム。演説ノ原稿ヲルイス氏ニ示ス。在天津ノ書記ライオン氏ニ面会ス。ルイス氏夫婦ハ今夕余ノ為ニ特別リセプションヲ為シ、上海ノ居留日本人ヲ招待ス。招キニ応ジテ来タル者、日本領事館員、郵便会社、三井物産会社員等四、五十名。又、支那人二十名許リ。余基督教青年会ノコトニ付キ一場ノ話ヲ為シ、上海ニ於テモ又基督教青年会ノ設立セラルルコトヲ希望スルヲ述ブ。音楽アリ、茶菓アリ、一同大満足ヲ表シテ去ル。ルイス氏ノ厚情真ニ謝スベキナリ。

〔Wednesday, May 17, 1899〕

Attended the meeting of the Educational Society. Dr. Sheffield opened the meeting with an

able address on Christian Education. I was introduced to the audience as a visitor from Japan and spoke a word of thanks. The forenoon session was largely taken up with the organization. In the afternoon Dr. Parker read a paper on some educational problems of China. Dr. Matteer read a short but very good paper on self-support. There were several other short addresses and discussions on the general questions. I do not know yet when I am to read my paper.

[Thursday, May 18, 1899]

Attended the meeting of the Educational Society—Papers and addresses on the aim of a Christian school in China—very interesting and good. I was invited by Mr. & Mrs. Fitch to dinner, and dined with Dr. Sheffield and Matteer. In the afternoon I read my paper on the Government Education in Japan. It was listened with marked attention and well received.

Dr. Sheffield showed his chinese typewriter or printing wheel—very ingenious piece of invention. It has 4000 characters.

[Friday, May 19, 1899]

Attended the morning session. The subject was scientific and theological training. Discussions very interesting. I spoke a few words on the importance of strong well educated ministry and also that of teaching elocution.

In the evening the National Convention of the student Y. M. C. A. was opened. Dr. Sheffield

presided. After organization I was introduced and delivered my address of greeting. Dr. Sheffield interpreted for me. President Ferguson wanted my *Ms.* to publish in the Chinese Recorder. I gave it to him as I did my paper on Government Education.

[Saturday, May 20, 1899]

In the evening I did not go to the meeting but called on Mr. Komura, manager of Mitsui Bussan Co. He was out but saw his wife. Then I called with Mr. N. Ikeda on Mr. Nishimaki, manager of the Yokohama Specie Bank but he too was out.

[Sunday, May 21, 1899]

At 10. 30 a. m. twenty-one Japanese young men came here and Mr. Lewis and I talked to them about the nature and aims of Y. M. C. A. They expressed their desire to have one for themselves and appointed a committee of six to canvass the community to see how many men will join and how much money could be raised &c. We are to meet them again after our trip to Nanking.

[Monday, May 22, 1899]

In the morning Dr. Sheffield gave an address on training Leaders for the Y. M. C. A. work and discussed plans for the future. At noon Mr. Taisuno called on me representing the committee and told me that fifty youngmen will join the association and they will be responsible for 40 yen a

month—a result hardly expected.

In the afternoon I read my paper on the student work in the government institution in Japan. Mr. Barrel of the China Inland Mission interpreted for me. Mr. Gailey followed me with his address on work in the Chinese Gov. institutions.

In the evening they have a farewell meeting. Mr. Lyon presided and called on the delegates to give testimonies of their impressions &c.

[Tuesday, May 23]

In the afternoon called on Mr. Nishimaki, manager of the Y. S. Bank and had a very good talk with him about organizing J. Y. M. C. A. in Shanghai. He takes a real interest in the matter and promises to help it along the best he can.

[Tuesday, May 30]

Spent the morning with Mr. Lewis in going over the proposed constitution for Jap. Y. M. C. A. In the afternoon I called on Messers. Hanaoka & Akeda to see whether the christians were willing to take the leading part in the movement or not but as a result of my inquiry I found out that there only two christians among them. That was enough to satisfy me that they were not ready to form a true Y. M. C. A. I called on Mr. Tatsuno of Murai and Brothers Co.

In the evening went to Mr. Nishimaki's to dine with him and Mr. Komura, Mr. Nagai could

not come. I had a good talk with them about the association work. They are really interested in the movement and promised to aid it.

[Wednesday, May 31, 1899]

Left the English Bund a little after noon. Mr. & Mrs. Lewis came to see me off. So did 辰野、花岡、池田 and 田巻. The tender *Victoria* took us to *Rio de Janeiro* about 2 o'clock and the ship left Worsung by 2. 30. There are a good many passengers on board. Cloudy but calm.

[June 2, Friday]

Reached the mouth of Nagasaki harbor about 2 o'clock this morning and waited until daylight when the health doctors came on board to inspect the crew and passengers. Fortunately no case of sickness.

[六月四日、日曜日]

昨夜十二時半比和田岬ニ着船、碇船シテ夜明ケヲ待ツ……

[六月六日、火曜日]

午前六時、急行ニテ神戸出発、途中恙無ク午後十一時帰宅ス。

### 私立学校令

[六月九日、金曜日]

午後、本多庸一氏ヲ訪問シ清国出張ノ情况ヲ語り……夫レヨリ相携エテ学制研究会ニ出席ス。重ナル議事ハ



明治三十二年教師生徒

私立学校令修正案ニシテ、第十七条ニ付キテハ大議論アリ。無条件削除賛成者ハ、嶋田三郎、江原素六、鎌田栄吉、本多庸一、余等ナリ。反対者ハ、三浦安、工藤行幹、伊沢修二、湯本武比古等ナリ。出席者十五名中九名ノ賛成ニヨリ削除ニ決ス。

〔六月十七日、土曜日〕

午前九時、正則、錦城、麻布、郁文館等ノ校長ト共ニ文部省ニ出頭シテ、専門学務局及ビ岡田参与官ニ面会シテ私立学校認可条例並ビニ私立学校令等ニ付キ質問ス。両令共ニ遠カラズ発布セラレベシトノ返答ナリキ。但シ、宗教教育云々ハ変更ノ筈ナリト云エリ。

〔七月十日、月曜日〕

午後二時、教文館ニ於テ新基督教問答ノ件ニ付キ、イムブリー、ソーバル、本多庸一氏等ト会合ス。

夫レヨリ本多氏ト同行シテ学制研究会例会ニ出席ス。本日第三議会ヲ経ベカリシ私立学校令ハ、不完全ノ点アルヲ以テ延期セラレシコトヲ建議スルコトニ決シテ閉会ス。

〔八月五日、土曜日〕



午前六時半、静岡出発、午後一時過ぎ帰宅〔基督教青年会夏期学校の為め関西学院に赴きたるは七月十七日〕

〔八月七日、月曜日〕

午前十時、青年会館ニ於テ本多氏ト会合、宗教上教育ニ関スル文相ノ訓令ニ付キ協議ス。午餐ヲ共ニシ分カレテ帰途植村氏ヲ訪イ、西原氏、小崎氏ヲ訪問シテ帰ル。

〔八月八日、火曜日〕

午前、イムブリー、ワイコフ氏等ヲ訪問、訓令事件ニ付キ相談ス。二氏ハ最モ強硬主義ナリ。

〔八月九日、水曜日〕

午前八時、麻布学校江原素六氏方ニ会ス。会スル者、江原、本多、西原、松村、余ノ五人ナリ。文相ノ訓令ニ付キ相談シタレドモ、別ニ帰着スル所ナシ。只来ル十六日ヲ期シ、再ビ各学校ノ内外代表者ノ協議会ヲ開クコトヲ約シテ散会ス。

〔八月十一日、金曜日〕

イムブリー、ワイコフ二氏来訪。文相訓令ノ件ニ付キ談話ス。私立学校令ヲ英訳ス。暑気甚ダシク西南ノ風強ク沙塵ヲ飛バス。

〔八月十六日、水曜日〕

同志社、青山、麻布、立教、名古屋英和、明治六学校ノ代表者、外国人十四名、日本人六名、麻布学校ニ於テ集会シテ文部省ノ訓令ニ付キ協議ノ末、此ノ不当ナル訓令ノ為基督教主義ヲ曲グベカラズトノ宣言ヲ決シ、且ツ右訓令排除ノ為運動委員十二名ヲ挙グ。

〔八月十七日、木曜日〕

午前九時、臨時理事員〔会〕ヲ開ク。即チ教育ト宗教ニ関スル文部大臣ノ訓令ニ付キ熟議ノ末、終ニ該訓令トキリスト教主義教育トハ両立シ難キモノト認メ、本學期ヨリ中學校ヲ改メテ普通學部トナシ、且ツ高等學部ニ英語師範科ヲ設置スルコトヲ可決ス。

〔八月二十五日、金曜日〕

熊野氏ヲ訪問シ且ツイムブリー氏ヲ問ウテ、訓令問題ニ付キドクトル・グリーンントノ談話ヲ聞ク。同氏並ビニドクトル・デビスモ中學認可放棄説ノ由ナリ。

〔八月二十八日、月曜日〕

ドクトル・イムブリー來訪。訓令問題ニ付キ再ビ話アリ。

〔八月三十日、水曜日〕

イムブリー氏ヲ訪問シ、同志社及ビ青山理事員會決議ノ模様ヲ問イ合ワセタレドモ、未ダ何ノ報知ニモ接セズトノ談ナリ。其ノ結果如何、甚ダ氣遣ワシ。立教ハ遂ニ節ヲ屈シテ中學校ハ全然「セキラル エジウケーション」トナセリ。文部省ヲ動かスト否ヤトハ、我等一致ノ態度ヲ取ルニアリ。

〔九月一日、金曜日〕

熊野氏及ビ水戸氏ヲ訪問シテ學校ノコトニ付キ協議ス。

〔九月五日〕

イムブリー氏同道、東京府庁ニ出頭シ、先ズ參事官ニ面會シ其ノ後書記官ニ面會シ、視學官立會イノ上今般ノ

宗教々育ニ関スル訓令ヨリ生ズル困難ノ事情ヲ開陳シ、而シテ本学年度ノ終ワリ迄即チ来年四月迄、該訓令ノ実施ヲ猶予セラレンコトヲ歎願シタリ。参事官、書記官共ニ大イニ同情ヲ表シ、文部省ト交渉ノ上精々我等ノ便利ヲ謀ラント云エリ。

〔九月六日、水曜日〕

六学校委員会ヲ開ク。但シ、立教学校ノ代表者ハ出席ナシ。名古屋ヨリ大儀見氏來タル。同志社ノ訓令ヲ遵奉シテ中学部ヲ繼續スルニ決シ、青山ハ本学年限り繼續スルニ決シタリトノ報告アリ。余ハ明治学院ノ決議ト昨日東京府庁ニ於テ書記官ニ面晤シタルコトヲモ報告ス。

種々相談ノ末本多、井深、イムブリー三人ヲ以テ陳情書起草委員トナシテ散会ス。

〔九月七日、木曜日〕

本多氏ト共ニイムブリー氏方ニ会シテ、陳情書草按ニ付キ相談ス。イムブリー按ト本多按トヲ折衷シテ、更ニ本多氏ニ於テ起稿スルコトニ定メテ分カル。

〔九月八日、金曜日〕

早朝、本多氏ヨリ草按ヲ送り來タル。即チイムブリー氏ト共ニ之ヲ閱覽シ、イム氏ノ手ニ於テ更ニ簡明ナル草按ヲ起コシ、之ニ基キテ余ハ邦文ノ草按ヲ作ル。

〔九月九日、土曜日〕

麻布学校ニ於テ再ビ委員会ヲ開ク。英和兩文ノ陳情書草按ヲ朗読シ協議ノ末大要ヲ可トシ、起稿委員ニ於テ辭句ヲ修正シテ後ニ浄書ヲ作り夫々署名調印ノ上、文部大臣へ提出ノ手順ヲ為スコトニ決シテ散会ス。日本人丈

居残りテ文章ニ付キ評議ス。

〔九月十一日、月曜日〕

草按ニ尚不穩当ノ辞句アルヲ以テ更ニ修正シテ本多氏へ送り其ノ同意ヲ得、普通学部入学試験ヲ執行ス。

〔九月十二日、火曜日〕

普通学部始業式ヲ行ナイ、今回ノ変更ト其ノ理由トヲ説明ス。

〔九月十五日、金曜日〕

内蔵頭渡辺千秋氏執事、倉沢豊太郎ヲ以テ令嬢二人ノ為ニ英語教授ヲ依頼ス。

〔九月十八日、月曜日〕

渡辺千秋氏ノ執事、倉沢氏来タリ令嬢等ノ為英語教授ヲ依頼ス。当分ノ中、一週ニ二回往クベキコトヲ承諾ス。

〔九月十九日、火曜日〕

文部大臣へ差出スベキ陳情書浄書出来ニ付キ、イムブリー氏ト共ニ署名ノ上本多氏方へ携エ往ク。

芝公園内ナル松井安三郎氏ヲ訪問シテ、高等部ノコトニ付キ意見ヲ聞ク。

〔九月二十二日、金曜日〕

午後、東京府へ出頭、岡視学官ニ面会。東京府ニ於テハ精々尽力シタレドモ、文部省ニ於テハドウシテモ訓令実施猶予ノ請願ハ聞キ届ケ難シトノ返答ナリキ。

〔九月二十九日、金曜日〕

文部省ハ、ビシヨップ・クランストンノ請求ニヨリ青山学院ニ於テハ来年三月迄宗教上ノ教育及ビ儀式ヲ許サレタリト云ウ。実ニ奇怪千万ノ事共ナリ。

歓迎会〔神田青年会館ニ於ケルスウキフト氏歓迎会〕ノ後ニテ、招待状ハ本多君夫婦ノ名ヲ以テ出スコト。立会人ハ小崎君夫婦ニ依頼シテ孰レモ承諾ヲ得タリ。

〔十月二日、月曜日〕

午前七時、永田町文部大臣官邸ニ赴ク。来会スル者、本多、元田、グリーン、イムブリー、マキム、スペンセル、ボルデン、江原ノ八人。九時ニ至リ大臣高田ノ私邸ヨリ来着、面会ス。即チ陳情書ヲ提出シテ後、江原氏端緒ヲ開ク。大臣ハ直チニ私立学校ノ精神ニ付キ演説ヲ始ム。但シ、ポイントニ当たらザルモノ多シ。本多君並ビニ私、要点ニ付キ述ブル所アリ。大臣ノ即答スルコト不能、尚熟考スベシト云エリ。一同官邸ヲ辞シ、ソレヨリ文部省ニ至リ樺山秘書官ニ面会ス。陳情書ノ写シヲ出シテ帰ル。

〔十月三日、火曜日〕

午前九時、東京府視学官ニ面会シ、昨日文部秘書官ノ言ウ所ヲ告ゲタルニ大イニ驚キタリ。然レドモ、秘書官ニ於テ公然明言スル以上ハ最早差支エナキコトナラン云々。然ルニ、知事ハ一応文部省ニ問イ合ワセタル上ニテ確答スベシトノコトニテ引キ取りタリ。

〔十月四日、水曜日〕

午後三時半ヨリ中会ヲ辞シ、女子学院矢島樺子氏ヲ訪問シ、夫レヨリ下六番町三十番地樺山資英氏ノ宅ニ至ル。元田氏既ニ来タル。樺山氏ノサキニ米国公使ヨリ青山学院ヘ送リタル書面ニ少シク行キ違イアルコトヲ説

明ス。即チ訓令ノ実施ヲ公然猶予スルコト能ワザル旨ヲ述ブ。但シ苛酷ニ之ヲ適用スルコトハナサザルベキガ故ニ、出来得ル丈差支エザルヨウニ為スベシ云々。

〔十月六日、金曜日〕

午前九時、ドクトル・イムブリ、グリーン、元田作之進氏ト共ニ文部省ニ出頭、次官奥田義人氏ニ面会ノ上、訓令事件ニ付キ陳情、論議ス。同氏ハ断然請願ヲ退ケタリ。議論上ニハ諾シナガラ、文部ノ主義故致シ方ナシトテ動カズ。因リテ中学校ノ名称ナシニ同一ノ待遇ヲ受ケンコトヲ請求シタルニ、ソレハ熟考スベシト云エリ。帰途東京府ニ立寄り、再ビ普通学部設置願ヲ出シテ帰ル。

〔十月九日、月曜日〕

本多庸一氏来訪。夕飯ヲ饗ス。訓令事件ニ付キ、同氏留守中ノ経過ヲ話シ、且ツ明日桂陸軍大臣ヲ訪問スベキコトヲ約シテ帰ル。

〔十月十日、火曜日〕

午後、本多庸一氏同道桂陸相ヲ訪ウ。不在ニテ面会ヲ得ズ。軫ジテ樺山秘書官ヲ訪ウ。又不在ナリ。夫レヨリ学制研究会ニ出席ス。幹事ノ改撰アリ、又高等師範学校改築建議ヲ可決ス。

〔十月十一日、水曜日〕

午前八時、本多氏ト共ニ再ビ桂陸相ヲ訪ウ。先約ノ来客アリ面会ヲ得ズ。帰途江原氏ヲ訪イ、総理大臣ト会見ノコトヲ打合ワス。秘書官広沢洵ニ照会ノ筈ナリ。

〔十月二十一日、土曜日〕

午前十時、本多庸一氏同道総理大臣ニ面会シテ訓令事件ニ付キ陳情ス。大臣ハ極メテ叮嚀ニ我等ノ陳情ヲ聴キ取リタレドモ、訓令ハ元來文部ノ責任ナルガ故ニ、宜シク当局者ニ謀ルベシトノ返答ニシテ要領ヲ得ズ。

〔十月二十三日、月曜日〕

午後渡辺家ニ至ル。文相訓令事件ニ付キ談話ス。渡辺氏ハ明治学院ノ処置ヲ以テ最モ正当ナリトセリ。且ツ同主義ノ学校ニシテ其ノ処置区々ニ出タルハ甚ダ弱味ナリト云エリ。

〔十月二十四日、火曜日〕

午後、銀座教文館ニ委員会ヲ開キ、文相へ陳情書提出以來ノ経過ヲ報告シ、尚將來ノ方針ニ付キ相談ス。

〔十月二十五日、水曜日〕

午後七時、本多庸一、西原清東二氏ト共ニ文部省参与官岡田良平氏ヲ小石川原町ノ自宅ニ訪イ、訓令事件ニ付キ談論二時余ニ及ブ。余專ラ論弁シ、彼ガ急所ヲ突キ窮セシメタルコト一タビナラザリ。シカレドモ、中々剛情ニシテ容易ニ屈服セズ。要領ヲ得ズシテ帰ル。

〔十月二十六日、木曜日〕

午後二時、銀座教文館ニ再ビ委員会ヲ開キ参与官ト談判ノ始末ヲ報告シ、且ツ近日再ビ文相ヲ訪問シテ確答ヲ促スベキコトヲ決シテ散会ス。

〔十月二十七日、金曜日〕

午後渡辺氏ニ至ル。本日ハ華族女学校運動会ニテ娘達帰宅晩レ、依リテ主人公出デテ直チニ晩飯ヲ饗シ、且ツ二男千冬氏ヲ紹介シテ三人共ニ合イ且ツ談ズ。例ノ陳情書ニ就イテ大イニ同情ヲ表シ、令弟国武氏ニ紹介セン

ト約ス。

〔十月二十八日、土曜日〕

午前十時、永田町官邸ニ樺山伯ヲ訪問ス。日本人ニテハ、本多、押川、余ノ三人、外人ニテハ、イムブリー、スペンセル、マキム、クレメント、ポールテン等ナリ。文相ノ答ハ我ラノ陳情ハ聽容シ難シト云ウニアリ。押川氏ハ、宗教ト教育ノ關係、信教ノ自由ノ本義ニ付キ小演説ヲナス。然レドモ要領ヲ得ズ。依リテ余ハ何故ニ規定ニ従ウ学校ニ於テハ、公立ノ別ヲ立テザルヤト問イシニ答ウルコト能ワザリキ。又中学校ノ実アルモノノ名ナクトモ同一ノ待遇ヲ与エザルト問イシニ詮議セントノ答ナリキ。

〔十月三十一日、火曜日〕

午後一時、銀座教文館ニ委員会ヲ開ク。押川氏一個人ノ資格ヲ以テ、昨日樺山伯ヲ訪イ尚意見ヲ開陳シタル趣キヲ報告ス。

〔十一月二日、木曜日〕

午後、教文館ニ於テ押川、本多二氏ト会合シ、例ノ訓令事件ニ付キ協議スル所アリ。

〔十一月四日、土曜日〕

午前八時三十分ノ汽車ニテ大磯ニ赴キ、渡辺国武氏ニ面会シ訓令事件ニ付キ談論シ、且ツ氏ノ意見ヲ聞ク。氏曰ク、此ノ事タルヤ一種ノ誤解ニ基因スルガ故ニ急ニハ解ケ難カラシ。ソノ中ニハドウカナラン云々。十一時ヨリ二時半頃マデ快談シ午餐ノ饗応ヲ受ケ、伊藤侯爵ニモ此ノ事ヲ話スベシ、又余ヲモ紹介スベシトノ約束ヲ得テ帰ル。



〔十一月十六日、木曜日〕

午後二時、麻布英和学校ニ於テ委員会ヲ開キ協議ノ上、イムブリー、グリーン、本多、余ノ四人ヲ委員トシテ再ビ文部大臣ノ返答ヲ聞クコト、及ビイムブリー、スペンサル二氏ヲ英文起草委員、本多、江原ノ二氏ヲ日本文報告起草委員トナス。

〔十一月十七日、金曜日〕

午前九時、永田町ニ文部大臣ヲ訪問ス。即チソノ返答ヲ促シタルニ、高等学校ト連絡ノ件ニ付キテハ自分モ同意ナレバ目下詮議中ナリ。但シ、種々重要問題アリ、且ツ議會前ニモアレバ、直チニト云ウ訳ニハ往カザルベシト。

〔十一月二十四日、金曜日〕

訓令事件ニ付キイムブリー氏ノ起稿シタル英文ノ報告書ニ付キ意見ヲ述ブ。

〔十二月五日、火曜日〕

午後二時、東洋英和学校ニ於テ委員会ヲ開キ、邦文ノ報告並ビニ意見書ノ草稿ヲ議ス。

〔十二月十一日、月曜日〕

イムブリー氏ニ面会、伊藤侯爵ト会見ノ模様ヲ聞ク。又、ニウオルクニ於テ諸伝道会社会議ノ模様ニ付キテ話アリ。明治学院ノ決議ニハ徹頭徹尾賛成ノ趣キナリ。

〔十二月十四日、木曜日〕

午後、理事員会。諸種ノ報告アリ。次ニニウオルクヨリ回答アリ。来年度ノ予算、諸教員ノ月給増額等ノ議事

アリ。

〔十二月十九日、火曜日〕

午後三時、神田青年会館ニ於テ有志倶楽部会アリ。宗教法案ニ付キ協議ス。

〔十二月二十一日、木曜日〕

午後六時、神田青年会ニ於テ宗教法案ニ付キ協議アリ。片岡氏座長トナリ種々ノ報告アリ。討議ノ末、政府案ヲ原案トナシ修正ヲ加エン為ニ、本多、押川、西原、小崎、余ノ五人委員ニ撰挙セラル。

〔十二月二十六日、火曜日〕

西原清東氏方ニ宗教法案取調委員会ヲ開ク。会スルモノ本多、小崎、押川、余、木ノ下ナリ。逐条審議修正ノ箇所ヲ定ム。

〔十二月二十九日、金曜日〕

午後、宗教法案調書委員会ヲ西原清東氏方ニ開キ修正ケ条ヲ確定シ、来月十一日総会ヲ開キテ報告スベキコトニ決定ス。出席者ハ西原、小崎、余ノ三人ナリキ。

### 明治三十三年

〔一月二十九日、月曜日〕

文部省ニ出頭。樺山秘書官ニ面会シ、徴兵猶予ノ願書ヲ差出ス。

〔二月二月、金曜日〕



西原清東

築地教会ニ於テ新監督パートリツシ氏ノ聖別式アリ。監督マキムノ案内ニヨリ態々臨席ス。然ルニ、其ノ待遇甚ダ冷淡ニシテ殆ンド礼ヲ失スト云ウモ可ナリ。外尊内卑トモ云ウベキ乎。将タ自尊他卑トモ云ウベキカ。実ニ苦々敷キ事共ナリキ。二度ト足ヲ入ルベキ場所ニアラズ。近頃此ノ如キ不快ヲ感ジタルコトナシ。

〔二月五日、月曜日〕

本多庸一、小崎弘道氏同伴貴族院ニ出頭、黒田侯爵ニ面会シ、宗教法案修正意見ヲ陳述ス。

〔二月十三日、火曜日〕

午後、教授会ヲ開キ徴兵猶予願、其ノ他ノ件ニ付キ協議ス。

〔二月二十八日、水曜日〕

徴兵猶予特典出願ノ件ニ付キ、生徒中ニ誤解者アル趣キニ付キ講話ノ時説明ヲナス。

〔三月二十八日、水曜日〕

文部省ニ赴キ、上田専門学務局長ニ面会シテ徴兵猶予ノ事ヲ尋ネタルニ、不完全ノ点アル趣キニ付キ、野尻視学官ニ面会シテ其ノ簡条ヲ尋ネ、帰途正則中学ニ立寄りテ教場、帳簿等ヲ視ル。

〔五月三日、木曜日〕

午前八時、奥田文部次官ヲ私邸ニ訪イ学校連絡ノコトヲ話シ、ソレヨリ本多氏ト同道文部省ニ赴キ、上田専門学務及ビ沢柳普通学務局長ニ面会シテ同問題ニ付キ談判ス。

〔五月七日、月曜日〕

午前八時、本多庸一、西原清洲二氏ト共ニ文部大臣ヲ訪問シ、待ツコト二時間余ニシテ面会ヲ得。高等学校ト



一庸多本

連絡ノ件、並ビニ外国教師教員免狀ノ件ニ付キ三十分許リ陳述請願ス。大臣ハ一々同意ヲ表シタリ。

〔六月六日、水曜日〕

文部省へ出頭、沢柳普通学務局長ニ面会シテ認可一条ヲ催促ス。

〔六月七日、木曜日〕

文部視学官大嶋義修氏巡視。設備上不都合ナシトノ意見ヲ述ベテ帰ル。

〔六月十二日、火曜日〕

午前十時、文部省普通学務局ニ出頭。徴兵猶予認定ノ件ニ付キ談判ス。

〔七月四日、水曜日〕

午前九時、文部省ニ出頭。沢柳普通学務局長ニ面会シ、徴兵猶予認可ノ件ニ付キ照会シタルニ、学院ハ既ニ認定スルコトニ決定シタリ。只外人教員免狀ノ件ノ為ニ長引キ居ルノミト云エリ。

上田専門学務局長ニ面会シテ、高等学校ト連絡ノ件ニ付キ尋ヌ

〔七月九日、月曜日〕

明治学院普通学部愈徴兵猶予認可セラル

〔七月二十四日、月曜日〕

文部省ニ出頭、教員免狀、学校設備等ノ件ニ付キ大嶋視学官ニ面談ス。

〔十月九日、火曜日〕

午後、独逸国宣教師ハンス・ハース氏ヲ訪イ、同国ニ於ケル国家ト教会トノ關係ニ付キ、種々質問ヲ為シ頗ル得ル所アリ。前議會ノ宗教法案ハ明ラカニ独逸ノ宗教法ニ倣イタルモノノ如シ。

〔十一月五日、月曜日〕

午後、西原清東氏ヲ訪問シ文部大臣訪問ノコトヲ約シテ帰ル。

〔十一月六日、火曜日〕

午前八時半、西原氏ト共ニ文部大臣ヲ訪問シ、高等学校入学手續ノ件ニ付キ事情ヲ開陳シ、夫レヨリ直チニ本省ニ赴キ、重岡官房長及比上田専門学務局長ニ面会シテ同一ノ事件ニ付キ談ジ、夫レヨリ沢柳普通学務局長ニ面会シテ高等科卒業生無試験教員免許ノ件ニ付キ談ジ帰ル。

〔十一月二十三日、金曜日〕

午前九時、麻布中学校新築落成式ニ於テ一場ノ演説ヲ為ス……

三十年振リニテ星亨氏ト面晤シタリシガ、氏ハ尚余ノ名ヲ記憶シタリ。文部大臣及ビ府知事ハ差支エアリテ欠席。演説者ハ唯星氏ト余ノ二人ナリキ。(菊田貞雄 井深先生關係資料第八冊)

文部省訓令第十二号とキリスト教学校

井深梶之助の「日記」を中心として

工藤英一

まえがき

明治三十二年八月三日、文部大臣樺山資紀は次のごとき訓令を発して、官公立学校はもちろん私立学校におい

ても、一さいの宗教教育及び宗教的儀式を行うことを堅く禁じた。

「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最モ必要トス、依テ官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許サザルベシ」。

このいわゆる訓令第十二号によって、キリスト教学校は致命的打撃を蒙った。すなわち、訓令に従うならば、キリスト教学校が立脚するキリスト教主義教育を放棄せねばならず、またそれを継続しようとするならば、政府によって与えられる特典をすべて失わねばならなかった。

もとより、わが国キリスト教学校の受難はこの訓令にはじまったものではない。明治二十年代後半の「教育と宗教の衝突をめぐる論争」は、一般国民の間にキリスト教教育に対する偏見と反感とを醸成し、キリスト教学校の学生は激減して経営は苦境におちいった。当時一万坪の敷地に四階建の寄宿舎と三階建の校舎を備えた明治学院も、学生総数が僅かに五十、全学生の月謝をもってしても一教授の俸給を支払うに足りなかったという。三十年代にはいつてからのキリスト教学校の苦境もなお依然たるものがあつたが、あたかもこれに追い討ちをかけるように、前述の訓令が発せられたのであつた。

周知のように、三十二年は改正条約実施の年であつた。この時にあつてキリスト教学校弾圧の訓令が発せられたのには、改正条約実施を機としてキリスト教学校が久しい沈滞から立ち上ることを恐れ、これに立ち直りの機会をあたえずに、さらに一撃を加えようとする政府の意図が感ぜられよう。

ところで、困難な問題の前に立たされたキリスト教学校は、この訓令をめぐるどのような態度に出たであろうか。また、この問題に関してキリスト教学校は、国家権力による弾圧に対して、どこまで信仰のための抵抗と

戦いに徹したであろうか。本稿においては、当時の明治学院総理井深梶之助の日記を中心としながら、事件の推移について考察したい。「井深日記」を特にここにとりあげるのは、それが未発表の資料であることも一つの理由であるが、訓令第十二号をめぐって、当時最も苦闘した学校は明治学院であり、その意味において、この日記の資料的価値は一層高く評価されるからである。時に井深は四十五才（明治三十二年）、二十四年十一月へボン博士のあとをうけて明治学院総理となり、反動期におけるキリスト教学校経営の苦難をつぶさに経験しつつあった。

改正条約の実施にあたり、文部省は、外国人の学校を開設するものが増加することを予想して、その監督、取締の法的措置として私立学校令の制定を急ぎ、三十二年八月三日、これを発布した。その経過と法令の主眼がいかなる点にあったかを、当時の新聞は次のように報じている。

「該令は本年四月開会せられたる第三回高等教育會議に文部大臣より諮問せられ、同會議により殆んど全く原案通りに可決せられたるものなるが、該案に就ては社会より排斥的精神を帯ぶるものとして甚だしく攻撃せられ、就中第十一条に於て学校設立者の資格を制限して国語に通ずるもの又た教員免許状を有するものとなし、且つ第十七条に小学校中学校高等女学校其他学科課程に關し、法律の規定ある学校及び政府の特権を得たる学校には、宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふ事を得ずと規定したる事に就き最も甚しき批難を加へられたりき。文部省当局者に於ても大に反省する所あり、更らに審議を重ねたる末、以上の二項並に其他の条項に削除若しくは修正を加へて、是れを内閣に送附した。（中略）然るに内閣に於ては、文部省の提案中法律の規定ある学

校及び政府の特権を得たる学校にては其の課程中に宗教を加ふること並に宗教上の儀式を行ふことを得ずと規定せし条項と、別に附則として国語に通ぜざる外人は教師たる事を得ずとの規則を削除若しくは修正したるのみにて、此外別段に修正を加へたるものなかりしと聞く。而して枢密院に於ては内閣に削除若しくは修正せし所を復活すべしとの説もありたるやに聞きしが、特に何等の修正等もなく、内閣にて決せし如くに可決せられたるものなりと云ふ」（国民新聞 三十二年八月三日号）。

右のように、教育と宗教の完全なる分離の条項を私立学校令に盛り込もうとした文部省は、それを果たしえずに終るや、直ちに同一事項を文部大臣訓令の形において発表したのであった。その間の経緯を、国民新聞は「私立学校令にては宗教に関する条項は削除せられたるが樺山文相は内閣の決議の精神に遵ひ日本を以て一の訓令を發布すべしと云ふ」と報じているが、訓令第十二号こそ、山県内閣のキリスト教教育に対する反動的政策に外ならなかった。

訓令發布後、井深の身边には、この問題をめぐつてのあわただしい動きが見えはじめ。かれの日記には次のごとき記事が見られる。

八月七日（月）午前十時青年会館ニ於テ本多氏ト会食、宗教上教育ニ関スル文相ノ訓令ニ付協議ス、午餐ヲ共ニシ分レテ帰途植村氏ヲ訪ヒ西原氏小崎氏ヲ訪問シテ帰ル

八月八日（火）午前イムブリー、ワイコフ氏等ヲ訪問、訓令事件ニ付相談ス、二氏ハ最モ強硬主義ナリ

八月九日（水）午前八時麻布学校江原素六氏方ニ会合ス、会スル者江原、本多、西原、村松、余の五人ナリ、文相ノ訓令ニ付相談シタレドモ別ニ帰着スル所ナシ、只来ル十六日ヲ期シ再ビ各学校ノ内外代表者ノ協議会ヲ開ク事ヲ約シテ散会ス

このように、訓令の發布をめぐつての動揺の中で、キリスト教学校としての態度は容易に定まらず、すべては



八月十六日の協議会まで保留された。この協議会の状況について、井深は次のごとく記している。

八月十六日(水)同志社、青山、麻布、立教、名古屋英和、明治六学校ノ代表者外国人十四名日本人六名麻布学校ニ於テ集会シテ文部省訓令ニ付協議ノ末、此不当ナル訓令ノ為基督教主義ヲ曲グベカラズトノ宣言ヲ決シ且右訓令排除ノ為運動委員十二名ヲ挙グ

文中の「宣言」とは、協議会において作成された全国キリスト教学校に対する書簡のことであろうが、そこにおいては、訓令の不当を次のごとく糾弾した。

「日本帝国憲法は信教の自由を与ふ、然るに文部省の訓令は以前より一層明白に又嚴重に政府の認可を有する諸学校に宗教教育并に宗教的儀式を禁止せり、文部省の此態度は子弟の教育を撰定する父兄の自由を檢束するものにして、帝国憲法の精神に反戾するものと信じ候、吾人は固より文部省が公民の租税を以て維持せる公立学校に向つて、此の如き制限を与ふるを批難するものに無之候へ共、個人の資産を以て維持せる私立学校に対して同様の制限を付するは不当の至りと存じ候、殊に此等の制限は基督教学校をして政府の認可とこれに附随する種々の特権を得る能はざらしむるものにして、基督教主義の上に立ち基督教徒の祈禱と寄附金とによりて成りたる基督教学校が、苟も其重要な原則と学校の生命より基督教を排除するは、吾人が共に信ずる主に対して不忠にして且つ吾人が学校を補助する教会に対して亦た不実なるものと存候」(基督教新聞三十二年九月一日号)

このようにして、キリスト教学校は、「確然不拔の態度」を堅持して、「政府の特権を得るため或は之を維持する為め毫も基督教主義を譲与せざらんこと」をその方針として申し合せた。これに基づき、翌十七日、明治学

院理事会においては、次のごとき態度が決定された。それは、井深日記によれば、次のごとくである。

八月十七日(木) 午前九時臨時理事員会ヲ開ク、即チ教育ト宗教ニ関スル文部大臣ノ訓令ニ付熟議ノ末終該訓令トキリスト教主義教育トハ兩立シ難キモノト認メ本学期ヨリ中学部ヲ改メテ普通学部トナシ且高等学部ニ英語師範科ヲ設置スル事ヲ可決ス

明治学院は、他校に率先してキリスト教教育を守り抜くべく態度を決定した。しかし、その他の諸校の中には、訓令の趣旨を受けられてキリスト教教育を放棄するものも生じ、キリスト教学校が一致団結して文部省当局に対決することは容易ではなかった。しかも、その後各校の協力のもとに企てられた文部省との折衝の過程においても、各校の歩調は完全には一致しなかったようである。このような事態を憂慮しつつ、井深は次のごとく記している。

八月廿五日(金) 熊野氏ヲ訪問シ且イムブリー氏ヲ問フテ訓令問題ニ付ドクトル・グリーンントノ談話ヲ聞ク、同氏並ニドクトル・デビスモ中学校認可放棄説ノ由ナリ

八月三十日(水) イムブリー氏ヲ訪問シ同志社及青山理事員会決議ノ模様ヲ問答シタレドモ未ダ何ノ報告ニモ接セズトノ話ナリ、其結果如何、甚ダ氣遣レ、立教ハ遂ニ節ヲ屈シテ中学部ヲ全然「セキラル エジウケーション」トナセリ、文部省ヲ動カスト否ヤトハ我等一致ノ態度ヲ取ルニアリ

九月五日(火) イムブリー氏同道東京府庁ニ出頭シ先ヅ参事官ニ面会シ其後書記官ニ面会シ視学官立会ノ上ニ先般ノ宗教教育ニ関スル訓令ヨリ生ズル困難ノ事情ヲ開陳シ而シテ本学年度ノ終迄即チ来年四月迄該訓令ノ実施ヲ猶予セラレン事ヲ歎願シタリ、参事官書記官共ニ大ニ同情ヲ表シ文部省ト交渉ノ上精々我等ノ便利ヲ謀ラント云ヘリ

九月六日(水) 六学校委員会ヲ開ク、但立教学校代表者ハ出席ナシ。名古屋ヨリ大儀見氏來ル。同志社ハ訓令ヲ遵奉シテ中学部ヲ継続スルニ決シ青山ハ本学年限り継続スルニ決シタリトノ報告アリ、余ハ明治学院ノ決議ト昨日東京府庁ニ於テ書記官

二面接シタル事ヲモ報告ス、種々相談ノ末本多、井深、イムブリー三人ヲ以テ陳情書起草委員トナシテ散会ス

九月廿二日(金)午後東京府へ出頭岡視学官ニ面会、東京府ニ於テハ精々尽力シタレドモ文部省ニ於テハドウシテモ訓令実施猶予ノ請願ハ開屆難シトノ返答ナリキ

九月廿九日(金)出院授業如例、午後神田青年館ニ於ルスウキフト氏歓迎会ニ出席ス、文部省ハビシヨップ・クランストンノ請求ニヨリ青山学院ニ於テハ来年三月迄宗教上ノ教育及儀式ヲ許シタリト云フ、実ニ奇怪千万ノ事共ナリ

十月二日(月)午後七時永田町文部大臣官邸ニ赴ク、来会スル者本多、元田、グリーン、イムブリー、マキム、スペンセル、ボルデン、江原ノ八人、九時ニ至リ大臣高田ノ私邸ヨリ来着面会ス、即チ陳情書ヲ提出シテ後江原氏端緒ヲ開ク、大臣直チニ私立学校ノ精神ニ付演説ヲ始ム、但ポイントニ當ラザルモノ多シ、本多君並私要点ニ付述ル所アリ、大臣ハ即答スル事不能尚熟考スベシト云ヘリ、一同官邸ヲ辞シレヨリ文部省ニ至リ樺山秘書官ニ面会ス、陳情書ノ写ヲ出シテ帰ル

十月三日(火)午前九時東京府視学官ニ面会シ昨日文部秘書官ノ言フ所ヲ告ゲタルニ大ニ驚キタリ、然レドモ秘書官ニ於テ公然明言スル以上ハ最早差支ナキ事ナラン云々、然ルニ知事ハ一応文部省ニ問合ハセタル上ニテ確答スベシトノ事ニテ引取タリ  
十月四日(水)中会ニ出席ス、午後三時ヨリ中会ヲ辞シ女子学院矢島樞子氏ヲ訪問シ、夫レヨリ下六番町三十番地樺山資英氏ノ宅ニ至ル、元田氏既ニ来ル、樺山氏ノサキニ米国公使ヨリ青山学院へ送リタル書面ニ少シク行違アル事ヲ説明ス、即チ訓令ノ実施ヲ公然猶予スル事能ハザル旨ヲ述ブ、但苛酷ニ之ヲ適用スル事ハナサザルベキガ故ニ、出来得ル丈差支ザルヤウニ為スベシ云々

以上の資料から知られるように、井深は当局にむかつて、訓令の撤回を請願し、あるいはまた訓令の実施を翌春まで猶予することを願った。しかし、その努力も九月廿二日の項に見られるように徒勞に終った。しかるに、おそらくは美以教会のクランストン監督ないしはアメリカ公使の何らかの尽力によって、青山学院に対しては、訓令実施の猶予が認められたとの知らせを井深は聞いている。このことは、十月四日の項に記されているごとく否定されたが、訓令問題に関するアメリカ公使の介入の事実を暗示するものではなからうか。

政府に対する陳情と請願の運動はなおも続けられた。その間、青山学院、同志社、東北学院も中学校の資格を

返上してキリスト教教育を堅持する方針に決した。以下、山県有朋首相、樺山文相、奥田文部次官、岡田良平文部省参与官との会見の記事を読む時、その運動が漸次激しさを加えていったことが知られる。

十月六日(金) 午前九時ドクトルス・イムブリ、グリーン、元田作之進氏ト共ニ文部省ニ出頭、次官奥田義人氏ニ面会ノ上訓令事件ニ付陳情論議ス、同氏ハ断然請願ヲ退ケタリ、議論上ニハ詰リナガラ文部ノ主義相致方ナシトテ動かズ、因テ中学校ノ名称ナシト同一ノ待遇ヲ受シ事ヲ請求シタルニソレハ熟考スベシト云ヘリ、帰途東京府ニ立寄再ビ普通学部設置願ヲ出シテ帰ル

十月廿一日(土) 午前十時本多庸一氏同道総理大臣ニ面会シテ訓令事件ニ付陳情ス、大臣ハ極メテ叮嚀ニ我等ノ陳情ヲ聴居リタレトモ訓令ハ元来文部ノ責任ナルガ故ニ宜シク当局者ニ謀ルベシトノ返答ニシテ要領ヲ得ズ

十月廿五日(水) 午後七時本多庸一西原清東二氏ト共ニ文部省参与官岡田良平氏ヲ小石川原町ノ自宅ニ訪ヒ訓令事件ニ付談論ニ時余ニ及ブ、余専ラ論弁シ彼ガ急所ヲ突キ窮セシメタル事一タビナラザリシカドモ中々剛情ニシテ容易ニ屈服セズ要領ヲ得ズシテ帰ル

十月廿八日(土) 午前十時永田町官邸ニ樺山伯ヲ訪問ス、日本人ニテハ本多、押川、余ノ三人、外人ニテハイムブリ、スベンセル、マキム、クレメント、ボールデン等ナリ、文相ノ答ハ我ラノ陳情ハ聴容シ難シト云フニアリ、押川氏ハ宗教ト教育ノ関係、信教ノ自由ノ本義等ニ付小演説ヲナス、然レドモ要領ヲ得ズ、依テ余ハ何故ニ規定ニ従フ学校ニ於テハ公私ノ別ヲ立ザルヤト問シニ答フル事能ハザリキ、又中学校ノ実アルモノノ名ナクトモ同一ノ待遇ヲ与ヘザルヤト問セシニ詮議セントノ答ナリキ

特に、右にあげた岡田良平との会見の際、岡田があくまでも文部省の規定以外のことを学校で教えてならず、規定以外の儀式を行ってもならぬと主張したのに対しては、井深は、教育勅語の奉読は文部省規定にはなき事実を指摘して、岡田を沈黙せしめたと伝えられている。

井深はまた、政府への請願とは別個に、当時の政治家に対しても働きかけている。すなわち、渡辺千秋の紹介

によって渡辺国武を大磯に訪ねて、訓令事件に関する意見を求め、さらには国武の斡旋によって、伊藤博文にも働きかけ、イムブリーと伊藤とのこの問題をめぐっての会見をなさしめている。

## 二

以上のように、陳情と請願が繰り返されたにもかかわらず、文部省の態度はきわめて強硬であり、ついにその根本方針はかわらなかつた。従つて、文部省との折衝も、普通学部中学校と同様の資格を獲得することに、漸次中心が移つていった。従来の折衝において、その可能性が感ぜられたからであり、特にそれは、徴兵猶予の特典と上級学校への入学資格の附与の二点に集中された。

十一月十七日(金)午前九時永田町文部大臣ヲ訪問ス、即チソノ返答ヲ促シタルニ高等学校ト聯絡ノ件ニ付テハ自分モ同意ナレバ目下詮議中ナリ、但種々重要問題アリ、且議會前ニモアレバ直チニト云フ訳ニハ往カザルベシト

明治三十三年一月廿九日(月)文部省ニ出頭、樺山秘書官ニ面会シ徴兵猶予ノ願書ヲ差出ス

これらの問題が具体的解決を見ぬうちに、明治学院は三月二十七日卒業式を迎えた。当日の卒業生は神学部二名、普通学部三名と日記には記されているが、特に普通学部の卒業生には、中学校卒業の何らの資格も与えられなかつたのである。しかし、これらの問題についての文部当局との折衝は、その後さらに進められ、徴兵猶予の件は、三十三年七月九日認可された。その間の交渉の経過の大様は次の記事によりうかがわれる。

三月廿八日(水)熊野氏ト共ニ矢野氏ノ住宅ヲ訪問シ昨日ノ礼ヲ述ブ、ソレヨリ直チニ文部省ニ赴キ上田専門学務局長ニ面会シテ徴兵猶予ノ事ヲ尋ネタルニ不完全ノ点アル赴ニ付野尻視学官ニ面会シテ其簡条ヲ尋ネ帰途正則中学ニ立寄りテ教場帳簿等ヲ視ル

五月三日(木)午前八時奥田文部次官ヲ私邸ニ訪ヒテ学校聯絡ノ事ヲ話シ、ソレヨリ本多氏ト同道文部省ニ赴キ上田専門学

務及沢柳普通学務局長ニ面会シテ同問題ニ付談判ス

五月七日(月)午前八時本多庸一西原清東氏ト共ニ文部大臣ヲ訪問シ待ツ事二時間余ニシテ面会ヲ得高等学校ト聯絡ノ件並ニ外国教師教員免許状ノ件ニ付三十分許陳述請願ス、大臣ハ一ニ同意ヲ表シタリ

六月六日(水)文部省へ出頭沢柳普通学務局長ニ面会シテ認可一条ヲ催促ス

六月七日(木)文部視学大島義修氏巡視設備上不都合ナシトノ意見ヲ述ベテ帰ル

六月十二日(火)午前十時文部省普通学務局ニ出頭、徴兵猶予認定ノ件ニ付談判ス

七月四日(水)午前九時文部省ニ出頭沢柳普通学務局長ニ面会シ徴兵猶予認可ノ件ニ付照会シタルニ学院ハ既ニ認定スル事

ニ決定シタリ、只外国人教員免許状ノ件ノ為ニ長引居ルノミト云ヘリ、上田専門学務局長ニ面会シテ高等学校ト連絡ノ件ニ付尋

又

七月九日(月)明治学院普通学部徴兵猶予認可セラル

上級学校進学資格の獲得についても、その後関係当局との交渉は継続された。殊に、三十三年九月、山県内閣は総辞職し、第四次伊藤内閣が成立するや、情勢は好転して行つた。かくして、三十六年五月に至つて、明治学院普通学部卒業生は各官立高等学校及び専門学校の入学試験を受ける資格を有すとの通牒に接し、所期の目的は達せられた。その間の経過については、井深日記の三十四、五、六年の分が欠けているため、詳細に触れることはできない。しかし、上級学校進学資格の問題は、早くから解決の曙光は見えていた。すなわち、三十四年五月十五日の福音新報は、「教育の自由に一步を進めたり」と題する一文を載せ、文中に明治学院当局者よりの通信として次のごとく記している。

「訓令に対し明治学院は(中略)止むを得ず中学校の名称を廃して普通学部と改めたり、而して之が為に高等学校との連絡も絶え生徒も俄然過半数を失ひたり、然れども其のち絶えず文部当局者に向ひて現行規則の不

完全不条理なるを論じ更に連絡の方法を請求しつゝありしが本年の高等学校長会議に於て従来の入学規則を改正し愈々去る七日、八日、九日の官報を以て新規則を發表したり、該規則によれば中学校の程度以上と認定せられたる学校の卒業生は中学校の卒業生と同様に撰抜試験に應ずるの権利を与へられたり、左れば明治学院普通学部は既に文部省より中学校程度以上と認定せられ徴兵猶予の特典を有するが故に本年より中学校と同様にその卒業生をして各高等学校の入学試験に應ぜしむることを得る次第なる由」

さらに、三十六年五月六日をもって、明治学院普通部は、三十三年七月十六日以後の卒業生に限り、専門学校入学無試験検定校の指定を受けている。

以上のごとくして、明治学院普通学部は、実質的には中学校と同様の資格をうることであったのであり、従つて、三十二年の訓令第十二号も、実質的にはその意義をほとんど失うことになつたのである。これについて、明治学院五十年史の著者は、訓令によつて蒙つた苦難は、「茲に勝利を以て終了し、明治学院普通学部の前途には多大の光明が輝き初めた」と述べている。かつては、教育における信仰の自由を守るべく、学校閉鎖にもひとしい苦境におちいった明治学院にとつては、一度失つた特権を回復し、訓令第十二号を有名無実たらしめたことは、たしかに信仰の戦いにおける勝利であつた。その間、明治学院総理としてその衝にあつた井深の一貫せる堅忍不拔の態度は、勝利の原動力であつた。しかし同時に、井深の背後にあって、かれを支持した宣教師なかなずくイムブリーの力を無視することはできない。後年井深は、亡きイムブリーの記念講演会において、多大の感慨をもって次のように述べたという。

「彼ノ一時ハ殆ンド致命的ノ打撃ヲ我が学院ニ与ヘタ所ノ文部省第十二号訓令ニ対スル交渉ニ就テモ終始私ノ

相談相手ト成ッテ、私ヲ輔導シ奨励サレタノモ先生デアリマシタ。プレスビテリアン・ミッション社団法人トシテ其範ヲ示シタト均シク、宗教々育ニ関スル信教ノ自由擁護ニ付テモ明治学院ガ他ニ率先シテ断乎タル処置ニ出タノハイムブリー先生ノ英断ニ負フ所多キコトヲ知ツテ居マス」（昭和三年十一月五日、井深口述「宣教師トシテノイムブリー博士」原稿による）。

三

以上のごとき訓令第十二号問題をめぐるキリスト教学校当局者の行動を、当時のキリスト教界はいかに眺めていたであろうか。もとより訓令の不当を非難する点においては、全教界は一致していた。しかし、キリスト教学校当局者が文部省との交渉に明け暮れるのをいさぎよしとせぬ意見も皆無ではなかった。たとえば木下尚江は、毎日新聞において、「唯だ彼等は学校の閉門を恐怖して、其の寛容を哀求せるのみ。吾人は寧ろ彼等耶蘇教徒の偽善不信に驚くの外なきなり」と酷評している（山極編「革命の序幕」一三一頁）。また六合雑誌は、二二五号の社論に、次のごとき主張を載せた。

「吾人は必ずしも彼等が文部の教育方針に屈従せんことを望むものにあらず、將た又彼等が将来文部の方針の變更すべきに一縷の希望を繋ぎて姑息の手段をなすことなからんことを望む。文部省が今日の教育方針を變更することあるや否やは吾人が知り得べき限にあらず、斯ることを考へて宣教師学校の方針を決せんとするが如きは猶ほ他人の懐を当にして商売をなさんとするの類なり。是れ決して宣教師の為すべきことにあらず、彼等は寧ろ積極的方針を採り、自己特有の教育機関を完成することに努力せざるべからず、吾人が大学設立のことを要求するはこれが為なり」（三十二年九月十五日「大学校と宣教師」）。



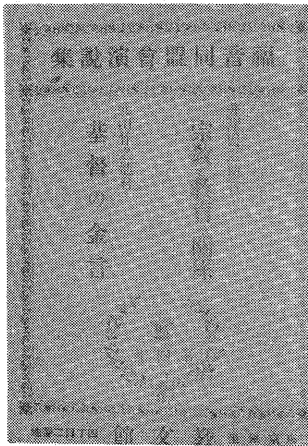
このような立場より見れば、文部省に中学校としての特権の回復を請願するがごとき行動は、姑息の手段として非難されるであろう。しかし、政府による学則の整備が進捗した当時においては、キリスト教学校が、明治初年のごとく独自の進学課程をもって他の一般学校と別個の道を行くことは困難であり、政府の学則に準拠し、かつ政府によって特権を附与せられてこそ、その存立が経営的に成り立つ状態であった。このような現実的事情を考慮に入れて、訓令事件は考えられねばならないであろう。

もちろん、明治学院においても、普通学部卒業生を受け入れる高等学部を充実せしめて、上級学校への進学資格を失った不利を補おうとする積極策も講ぜられた。そのために、邦人教員の充実をはかり、それに伴う財政的基盤の確立のための努力がなされたことは、井深日記にも見られるところである。

しかし、井深の文部省との折衝の努力は、すでに述べたところからも知られるように、きわめて積極的、攻撃的であった。かれの日記に見られる次の記事は、それがいかなるものであったかを、若干のヒューモアをたたえながら示している。

三十三年三月卅一日(土) 午後上野公園精養軒ニ於テ教授ライト氏ノ為ニ慰勞会アリ、文部大臣次官始メ朝野ノ教育者大凡七八十名(中略) 大臣次官共ニ先方ヨリ余ニ向ヒテ言葉ヲ懸ラレタルニ少シク奇異ノ思ヲ為シタリ、余リ悪マレロヲ聞タルガ為ニ見寛ラレタルモノカ!

また、次の記事は、訓令問題当時の井深がいかに積極的攻撃的態度をもって信仰の問題に処していたかをうかがわしめるものがある。殊に、後年の井深が、きわめて慎重主義の温厚篤実なクリスチャン・ジェントルマンであったことを思い併せるならば、一層当時の井深の態度に眼をみはらざるをえないのである。



福音同盟会演説集]

三十三年四月十一日(水)午後七時ヨリ衆議院議長官舎ニ於テ集会アリ、来会者江原、本多、押川、植村、西原、海老名、根本ト余ノ八人ナリ、主人公片岡氏ノ発題ニヨリ教勢挽回キリスト教主義拡張等ノ事ニ付各自意見ヲ述ブ、再会ヲ期シ十時過散会ス、海老名、押川ハ巡回伝道策ヲ提出シ、植村ハ信仰培養ノ必要ヲ論ジ、余ハ攻撃的態度ノ必要等ニ付語ル (福音と世界一九五七年一月号)

## 宗教と教育の関係

井深 梶之助

諸君、今日少し訳の分かった人でありませぬ、誰でも教育の必要を認めない人はございませぬ。左りながら、宗教と云う一事に至りますと我が国の学者識者と言われる人々の意見は区々まちまちのように思われます。或は絶対的に宗教を無益のものとして排斥する人もございますれば、或は又絶対的に之を排斥いたしませぬでも、宗教と云うものは唯無教育なる者を導く為に必要なる所の方便として、先ず我慢して許して置くと云うような意見の人もございます。

数年前に或る文学博士が宗教と教育の衝突と云う一編の論文を著わされましたる為に、其の当時にありましては大分世上議論がやかましくございましたけれども、其の後日清戦争と云うような大事件があつた為か、とんと此の事は立消えになつたような姿であります、今日斯の如き論題を掲げまして御話を致しますることは寧ろ閑問題に属するような嫌いがあるかも知れぬ。けれど

も、唯今御同様承承りました所の老練なる江原君の御演説に依って考えて見ましても、教育と宗教の關係は、決して今日我が国の形勢に取って閑問題ではなからうと思ひます。固より是れは随分広い問題ではあり、且つ込み入った問題でございますから限りある時間に於て充分に論ずることは出来ませんが、唯少しく此の事に就いて平素思う所を述べて諸君の御参考に供したいと思つたのであります。さて、宗教と教育——、此の二つのものの關係はどう云うものであるか、これが即ち目前の問題でございますが、其の關係を極めようと云うには先ず其の物の性質から極めて掛からねばなりません。然らば、教育とは何でございますか、宗教とは何でございますか。若しも教育学者の説を釋ねますならば、教育と云うことに就いては色々定義もあり、色々學説もあるでございます。しようけれども、詰る所教育とは、人間天賦の材能を開発訓練して行くことと云うことに過ぎないと思ひます。固より其の内には身体に拘わる所のこととございましょうし、又精神に拘わる所のこととございましょう。そうして、其の体育と云うことも教育の大切な部分に相違ありませんが、吾等の問題たる所の宗教との關係に就いては直接の關係はございませぬから、体育と云うことは今省いて申しませぬ。唯重にも精神の開発及び訓練と云うことと宗教と云うことに就いての關係を考えて見たいと思つたのでございます。さて、人の精神は誰でも知つて居ります通り通例、智、情、意の三つに區別致します。即ち智以て知り、情以て感じ、意以て動く。此の三つのものの作用に依つて始めて人は天性を全うするのでございますが、此の天賦の材能を開発し之を訓練する所のものが即ち教育でございます。

先ず智に於ては人間として凡そ知るべき所の事実と道理とを能く知り、情に於ては人間として能く感ずべきものを感じ、喜ぶべきときに喜び、悲しむべきときに悲しみ、愛すべきものを愛し、悪むべきものを惡み、怒

るべきときに怒り、泣くべきに泣くと云うように完全なる同情同感の人となって行き、意に於ては即ち自分の為さんとする所のことは手足を動かす如く是れを意に従つて為すことが出来て、苟も自分の為すまじと思ふ所は仮令どのようなことがあつても決して動かぬと云うようになって行かなければならぬのでございます。是れが即ち教育の大意でございます。

然らば、宗教とはどう云うものでございますか。是れ亦学者の説を繹ねますときは色々でございます。学説は色々ありましようけども、詰る所宗教とは吾人人類が天地の主宰たる真の神を敬い是れに事える道でございます。神に対する所の義務本分でございます。それ故に、宗教は神と人間との關係であると云う定義がございます。然らば、吾人人類が造物者たる所の神に対する義務を尽し、是れを敬い是れに事えることを以て目的とする所の宗教と、人類が天賦の材能を開発し是れを訓練して行くを以て目的とする所の教育との關係は何であると云うことが目前の問題でございます。

第一に智力の開発に於て宗教はどう云う關係を持つて居るかと云うことを考えて見ましよう。元來宗教は智識の要素を含んで居るものであります。是の事は全体宗教はどう云う問題を考えるのを以て其の目的とするものであるかと云うことを考えて見れば分かります。抑も我々人類が住まつて居る所の此の天地はどうして出来たものであるか。自然に出来たものであるか又は之を造つたものがあるか。若し之を造つた神があるならば其の神はどう云うものであるか。其の有ると云うことに就いてはどう云う証拠があるか。又我々人間はどう云うものであるか。抑も何の為に天地の間に生まれて来たのであるか。何をする為に生まれて来たか。遂に人間はどうなるものであるか。此の如きことを研究するのが宗教の或る問題でございます。又そのみならず、人間は能く能く自ら

省る時は良心に恥ずる所があります。人の前ではそうは云わなくても、自分自らは必ず恥ずる所がございます。之を言い換えれば、人には皆悪念と云うものがありますが、此の悪念即ち罪は如何にして取り除くことが出来ようか。其の道を講究するのも又宗教上の問題でありますが、此等の大問題を解釈せんと勉むることは人の智力を開発する上に關係がござりますまいか。私は大關係があると思ひます。又是れは人間として講究せねばならぬ問題でございます。

第二には情の開発に於て宗教はどう云う關係がございましょうか。是れ亦同じことでございます。誰でも此の天地の広大なることを見ては自ら嘆美の念が起ることでございましょう。誰でも東海道原、吉原辺で芙蓉峯の巍々として空中に聳ゆる所を見ましたならば、自ら敬慕の念が生ずるであります。或は大洋の真中に乗り出して四方を眺め水と空との外には何も見えず、或は又太陽の海より出でて海に入るを見るときは自ら洪大と云う觀念が起るでございましょう。或は又此の頃の如くに、空の澄み渡って居る時分に彼の無数の星宿列星が天に輝いて居るのを見るときは、自ら殆んど崇拜の念を起すことでございましょう。そのように天地の大、天上の光に対しても、人間は自ら畏敬の念を起す程のものであれば、まして況んや、天地の造物者たる所の絶大無限、無始無終なる神に対しては真に畏敬崇拜の念を生ぜざるを得ぬ筈でございます。人は真心を以て神の前に出るときは、戦々競々として愈々己の卑しきことを覚ゆる者でございします。然しながら、神は唯絶大無限、無始無終なるのみではございませぬ。神は又至愛至仁なるものでございします。一寸考えてごらん下さい。我々が持つて居る所の物、即ち己の力に依り己の手に依って得たと云う物でも、能く能く其の本に遡って考えて見ると、何一つとして神の賜でない物はありませんまい。身体髮膚之を父母に受くと申します。成程、我が身体は父母より受け

たものに相違ない。けれども、其の父母を我に与えたのは誰であるかと考えて御覽なさい。或は又衣食住のことでも能く能く考えて見ると其の本は如何、矢張り其の本は造物主の賜と云わねばならない。此の如く肉体上のことに付いても精神上のことに付ても、其の本源に溯って考えて見れば自ら造物主たる神に対して感謝の念が生じます。故に宗教は人をして感謝の念を發達せしむること、即ち恩義恩愛に感憤せしむることに於て大いに力あるものでございます。然しながら、宗教は只神に対して感謝の念を起こすのみならず、人間同志に対しても大いに同情同感を發達することを助くるものであります。試みに、真に宗教を信ずるものと宗教には全く無頓着なる人と、孰れが最も慈善事業に熱心であるか、世の中の不便ふびんな者に対して同情を表して居るかと考えて見たなら、此の問題は事実上自ら明白になりましょう。如何なる種類の人物又た人民が真に喜ぶ者と共に喜び、悲しむ者と共に悲しむものでありますか。非宗教家でありますか、將た宗教家でありますか。慈善事業の最も能く行き届いて居るのは支那である乎、將た米國であります乎。然らば、人の感情を開發することに於ても亦、宗教は教育上大いに与つて力があるものであるということが能く分かりますよう。

第三は即ち意志の開發でございます。智と云い情と云い固より大切でございますが、吾人に於て最も貴いものは即ち意志でございます。意志は即ち人の言行を司る所のものでございます。之を陸軍に譬えるならば大本營であつて、命令を下だし全軍を統轄する所でございます。故に若し教育と言ひましても此の意志を充分に開發することが出来ず、意志の訓練が行き届かなければ、決して本當の教育ではございませぬ。縱令、智識はどれ程開發して百科の學術に達し古今の哲學に通じ如何なる学士博士となつても、若し其の意志の力が弱くて自分の肉慾を制することが出来ず、或は人を恐れて是を是とし、非を非とすることが出来ぬと云うようでは、どのように學問

のある者であっても是れは教育ある所のものと云うことは我々には出来ぬ。

然らば、此の意志の発達に於て宗教は如何なる関係のあるものでございましょうか。神は絶大無限なるものであると云うことは既に申しましたれども、そのみではない。神は即ち至正至公なるものでございします。神に事える者は義に従い、不義を避けなければならぬ。善を為し不善を捨てなければならぬ。然し、その善に就くと云い不善を捨つると云うようなことは意志の行為であります。そうして此の意志の行為が人の品格を定むる所のものであります。能く人を差別して貴賤貧富と申しますが、本当に人間の高下を定むる所のは其の爵位や——知識の程度ではなく、其の人の品性であると思います。

然らば、其の品性の高下は何に依つて分かるかと云えば、恐らく其の人の従う所の制裁に依つて分かります。是れには大方色々説もございまして先ずざつと世間を見渡しますに、第一、唯法律の制裁だけに甘んじて居る所のものでございます。幾ら悪い事をしてても法律の制裁だけに甘んじて居る所のものでございます。幾ら悪い事をしてても法律の制裁を受けなければそれで済んで居るかの如く思うて居る人間がございします。之れ最下等の人物であつて論ずるに足らぬものであります。其の次には、唯法律に触れることを恐れるばかりでなく、輿論の制裁又は朋友、親類から擯斥されることを恐れて敢えて悪い事をしない者がございします。若しも親類、朋友に咎められることもなく、世間から攻撃せらるることもなければ、随分不正なることをして何とも思わぬ人がございします。是れは実に悲しむべきことであるが世間多数であらうと思う。之れ中等の人間でございします。其の上にもう一種の人間がある。それは法律の制裁でもなければ輿論の制裁でもない。只自分の胸に記してある所の法律即ち自分の良心の制裁に従う者であります。苟も己の良心に於て非と認める所のもの、法律は兎もあれ角もあれ輿

論が何と言わうがそれには頓着せず決して之を行なわず、又之に反して良心に是と認めれば、誰が何と言わうが必ず之を決行する所の人物がございます。此の如き人物は何処に求めて得ることが出来ましようか。思うに良心を以て自分の胸に記されたる所の神の法律と確信し、此の法律を犯す者は即ち神の制裁を受けなければならぬと信するものにして初めて其の人を得ることが出来ます。然らば、真に神を信する者は、最も高尚なる制裁を持つて居る所のものと申さねばなりません。

斯の如く智識の発達に於ても、感情の発達に於ても、意志の発達に於ても、宗教は容易ならざる関係があると云うことは明らかでございましょう。然るに、今日我が国の教育の有様は如何でございます。我が邦の教育家は宗教と云うことに就いてどれだけ注意いたして居りますか。体育は近頃大分盛んになって参りました。智育も盛んになって参りましたが、徳育は如何であるか。今日徳育問題は教育家の持て余し物と云うような姿で、誰も彼も困って居るのでございませぬか。先刻江原君は下等社会のことに付いて御話がありました<sup>が</sup>、彼の様なる不体裁なことは決して下等社会のみでありませぬ。成程それ程に頭われて居らぬか知れませんが、隠れたる所には此の下等社会に劣らぬことが往々あるのでございます。之と云うのも語る所、今日我が国の徳育が不完全であるからでございましょう。それならば、此の点に就いて其の局に当たる者は勿論のこと、総て我々日本国民たる者は、最も公平なる心を以て考えなければならぬこととございますが、諸君はどう御考えなさいませぬか。決して今日の有様を以て満足することの出来ぬことは論ずるまでもございませぬ。江原君の御話は実例でございませぬが、まだ其の様なことを数え立てますれば、色々有るに相違ございませぬ。然しどうして是れを改良したら宜しうございませうか。是れは詰らぬ考えか知りませぬが私の考える所では、今日我が国の教育の大欠点は唯智育



体育のみに重きを措いて、本当の人間を造り出す所の徳育に大關係ある宗教を度外にして置くのが根本たる病であらうと思ひます。此の点に於て改良を加えませぬならば、どうしても我が国の教育は完全にならぬ。どうしても高潔円満なる品性を造り上げる見込みは立ちませぬ。

終わりに臨んで尚一言致しますが、宗教と教育の關係と申しましたも宗教にも色々種類がございます。神道もあれば、仏教もあり、その他にも色々ありますが、私の言います所の宗教とは特に基督教を指すのでございます。即ち天地の主宰たる眞の神を信する所の基督教でございます。此の基督教に依つて智育体育と相俟つて始めて高潔円満なる所の人物が出来ると確信するのでございます。どうぞ此の事に就いて諸君は公平に御考えあらんことを只管冀望致します。(明治三十一年 福音同盟会演説集 第四集)

#### 護教と福音新報の中より

#### 教育上の圧制を論ず 護教第四百八号

度量の徳を有するものは、猥りに事物に干渉せず、能く諸の異説を容る。而も其の実勢は終に之を同化して己の如く変ぜしむるを得るなり。恰も海の如し。衆流の之に注ぐを厭わず、飲むや忽ち己に味を一ならしむ。偏狹なるものは之に反し些細の事まで干渉し、兎角機敏の行動を以て己と一味ならざるものを拒まんとす。而も其の極大の感情を繋ぐ能わず、折角の苦心は水泡となり、却つて既に有てるものを内より疑い破りつつ失うなり。吾人は近頃文部を始め我が国多数の教育者が徒らに排外的思想を抱きて事を誤らんとするを見て此の眞理を叫呼す



護教第四百八号

るの已むを得ざるを感ず。

願れば明治二年五月、我が政府は幕府より昌平校を引継ぎて之を改めて大学となし、新たに綱領を定めて曰く道の体たるや物として在らざるなく、時として存せざるなく、其の大外なく、其の小内なし。乃ち天地自然の理として人々の得て具える所、其の要は則ち三綱五常、其の事は則ち教訓教化、其の詳なるは則ち和漢西洋諸書の載する所、学校は乃ち斯の道を講じ智識を広め才徳を成し、以て天下国家に実用を奏する所の者也。蓋し神典国典の要は、皇道を尊み国体を弁ずるにあり。乃ち皇国の目的、学者の先務と云うべし。漢土の孝弟彝倫の教、治国平天下の道、西洋の格物究理、開化日新の学、亦皆斯道の在る所、学校の宜しく講究採択すべき所なりと。是れ勿論當時の未だ真の文明の光明に碎かれざる偏固なる頭脳に成りし考案抱負として暫く其の非を問わざるべきも、爾来文部は兎角此の偏見を脱せずして以て我が国民を支配せんと勉むることあり。此に由りて大学を占有し、此に由りて○○○○○○○○又此に由りて今日更に私立学校令を布かんとす。即ち彼は今日に至るまで仍お学校を以て天下国家の用をなすべき所と思ひ、又自ら撰定せる一種の古き教育主義を強行して以て天下国家を器械の如くならしめんとは思い居るなり。

さればかかる干渉が果して能く其の目的を遂ぐるとせんか、為に我が国民は如何なる影響を蒙るべきや、問

うを要せず。多数は精神の自由を失い思想的「ミール」と記するもののみ。即ち国に其々の長とするものがあるが如く、人々も亦人々より其々の長所あり。甲は乙と其の考えを同じうせず。丙は丁と撰ぶ所を異にせり。而も彼等が之に由りて各其の栄光を占守するは同一のみ。宗教の如きに至りては、勿論或る者惑にして、或る者正確たるならん。されども人は今日に於て其の勝敗を見ざる如く又漫りに干渉して他の信仰を妨ぐる権なきものなり。故に人若し其の所撰より、又其の信ずる所より圧制的に他の事物をなさしめられんか、彼は武器を奪わると均しく再び生活の戦をなし得ざるに至るものなり。少なくとも「エスキモー」を鉄棒隊に仕立てし如く、最と拙なき働きをなさしめらるるを免れんや。国民をして最も美き競争を行わしめんとするものは先ず之に得手なる道を撰ばしむるの義務あり。否国家は彼等の長を奪い、以て未開に甘んぜんとする場合も、国民は義務として、又自己の幸福のために、己の所信を全うするの権利を要求すべきなり。基督教にあれ仏教にあれ、他人の自由と幸福を傷けざる限りに於て、人は公然之を信ずる自由を要す。之を以て人に伝え、之を以て人を教え、之を以て教育を受くべき自由を要す。国家の法は、人の此の自由を擁護するためにこそ立てらるべけれ。此の自由を阻害するの権を有せず。是れ即ち法有る所に自由あり (Where there is no law there is no freedom) てう金言の意にあらずや。加藤博士が堂々として説かれたる権力即ち権理の説の如きは歴史家として謂うをうるも、経世家として刻下の要に応用すれば此の上なき危険の古説にして社会の進歩安寧を求むるの道にあらず。人各天賦の権を有すと云えるは真理なり。人は本来自由の意志を具して生まる。人の心は確かに自己が一身の主たるべきことを覩ず。社会的経験は個人に自由を与うるの要と圧制の不可なることを証明す。個人の権利を示さざるの教育は完全なる教育にあらず。「ジヨホノット」曰く In consequence of our needs, we have certain rights which are inherent

and inalienable. Every human being, before he can arrive at a full mental stature, must not only have a knowledge of these rights, but he must be placed in full possession of them. If his rights are surrendered on the one hand, or infringed on the other, his capabilities are lessened, and he is intellectually both smaller and weaker than he otherwise would have been. 』

社会もし、其の権力を妄用して猥りに人を束縛せんとせば、彼は己に忠なるものと謂うべからず。何となれば彼は人より何も善きものを求むる権理を捨つればなり。人手足を縛されながら何ぞ其の業を為し得んや。而して思想と制裁を加えらるるは手足を束縛せらるるより甚だしきものなるをや。人は己の所信を離れて熟練を有する能わず。蓋し心に充つるより口に言わゆるものなればなり。嗚呼国に關して屢々國粹主義などが熱心に呼ばれし如く、人に關して何ぞ自由の屢々没収せられんとはする。

或は謂わん、國家は自存自營のために國民精神の統一を要す、故に教育は一つの主義となるを要す。教育一主義に出でざれば國民は決して一致せらるるものにあらずと。愚なるものよ、國民精神の統一とは何等の条件を指して曰うか。國民は主義、信仰、學術、商業万事に於て一なるべきか。否、斯の如き統一は行なうべからず。又國家に利益ある統一にあらず。國民精神の統一とは國を愛する心情の一致なり。國を思い君を尊び義勇公に奉ずる感情の一致のみ。されば是の信仰の自由、主義の寛容などのために害せらるべきものならんや。基督教を奉ずるものは直ちに欧米の味方となり、仏教を信ずるものは直ちに我が國を捨つるなどとは、是れ愚民の憂懼たるべきも識者の採りて用うべき言にあらず。個人的信仰と、愛國の感情とは、もと異なる動機より來たり、諸の理論に拘わらず愛國は人をして心を自己に留めしむる一個の魔力を有するものなり。即ち人は其の哲學と信仰とに拘

わらず其の國家を愛するの至情あり、思想及び信仰の結果として來たらざれば、又此等を以て害し得ざるの愛國心なり。されば彼の羅馬に於て屢々國家害物の如く罵られ又迫害せられし基督教徒は、其の國のため最も勇敢なる兵士たりしにあらざるか。我が日清戰爭の際所謂諸の外教徒は國のために死せざりしか。愛國心は自然なり。其の國に生まれしもの生命を失うまでは何物にも滅ぼされず、絶たんとするも能く絶ちあたわざるものなり。

國に存する一種の徒が若し反抗すると謂わば、是れ國家に対してならず、國君に対してならず、國家或は國君の名を用いて一種の愚見を貫かんとする或る頑固の輩に対して反抗を行なうもののみ。此の点に關しては古來歐米の學者等も激烈なる反抗をなせり。「グラスゴウ」大學は新教派に加担して國教と戦い、「オクスフォールド」大學は「バロン」黨に味方して帝政黨に反抗したり。而も此等は國家に対して害をなせるにあらず、寧ろ愛國心の花ともいふべく嘉みすべきものにして、此等の反抗なかりしならば、彼等今日の榮光は疾く既に萎縮し去りたるやも知るべからず。自由は國家に反抗せず。國家は其の敵にあらざるが故なり。信仰は君主の意に悖らず、君主は過誤なければなり。故に今日文部にしても異主義の反抗を恐るべきものとせば、是れ自ら恐るるにて中心は他にあらず。されば漫りに干渉して人の自由を束縛するより寧ろ己を明らかにし又自ら改むる方針に出づるを可とす。汝もし立つ所を真理なりと信ずれば、一切の主義を寛容せよ。是れ彼等に自己の真理を悟らしむる利益あり。己を真理と信ぜずして自然的競争に任ずるを恐るるなれば翻つて真理につけよ。頑固を以て真理を壓せば是れ真理を容るるより猶恐るべき結果を見るべし。又若し心より異主義宗派の寛容を以て國民精神の統一に害あるものと考えれば速かに其の妄を脱せよ。(未完) (護教明治三十二年五月二十日)

政府の新令と基督教徒の事業と 護教第四百二十号

改正条約の実施せらるるに連れて、政府より出でたる布令の、基督教徒に關係あるもの三あり。いわく内務省の省令第四十一号、いわく勅令第三百五十九号、いわく文部省の訓令第十二号。

内務省の令したるは基督教を取締まるにあり。基督教というものありと政府の方にて認むる為には、許可の権をも有せざる可らざるが為なりとかや。斯くなりては伝道師の交迭より教会の設置まで一々公の認可を要し、而して其の認可せらるるにも当分の中は一ヶ月近くの日をも費すべきやに推せられ、其の後はまた下級の役所の手心もある可ければ、従來の如く期に應じて直ちに講義所を開始する等の事も難かるべし。これは神仏兩教とも同じほどの手数なりと聞けど、進んで領地を開拓する基督教に取りては、彼よりも困難を感じる度多かるべし。さあれ此れ丈ならば先ず可なり。此後は政府にても教会にても共に余り深入りを為さざらん事こそ望ましかれ。第三五九号の勅令となりたる私立学校令は、現われいでぬ前より世間の議論喧しかりしものにて、余ほど寛容の精神をましたりとの説もあり。されど余輩は立法者が方今の教育界を熟視洞察して然る後此の案を編みたりと信ずる勇を欠くものなり。

私立学校令五条によれば、教員は学力の外国語ほかに通達するを要するとあり。そもそも国語に通達するとは何の意ぞ。語法文典の心得どれほどなるを国語に通達すと認むるや。国民にして其の国語に通ぜずとは沙汰の限りなれど、さて今の如く国語紛雜の時代に於て、一般の教員が嚴格なる意義にて国語に通達するを望まは、無理なる事なり。されば小学校の教員は更なり。中学校以上にて外国語を教授する人々の如きは、殊に国語の智識深からざる可らざる身分ながら、實際さる嗜みあるは極めて稀なるべし。世間の噂にては大学の教授にも筆執る事能

わぬものありというにあらざるや。辞達せざる文をお互に書きながら、辞達して止むという負惜しみのみ。いな国語に通達せよと命ずる私立学校令にすら、次の文あり。

第七条 私立学校の校長又は教員にして不適當なりと認めたるときは監督官庁は其の与えたる認可を取消すことを得

此の意如何。「私立学校の校長または教員にして（主）不適當なりと認めたる（客）時は」とあれば校長なり教員なりが何かを認めたるなるべし。然るに次に監督官庁は其の与えたる認可を取消すとありて何の事やら解からず。此の文には頭が二つある心地す。

監督官庁主ならば

私立学校の校長または教員を不適當なりと認めたる時は、監督官庁に於てさきに与えたる認可を取消す事を得とか、或は

監督官庁に於て私立学校の校長又は教員を其の職に不適當なりと認めたる時は曩に与えたる認可を取消す事を得

とでもあるべきよう、我らは存するなり。御本尊すら斯かる始末なるに、何を以て苛法を設けて、乏しき教員を更に乏しからしめんとするか。それとも国語に通達するとは此の私立学校令ほどの文を作るをいうか。さらば殊更に鬼の面を被りて臆病者を嚇すにも当たらざるべきにとはいえ、お上の事なればおんそ麴があるべきようなれば、これにも理由あるべきか。これ余輩が感う所の第一なり。

第八条にはいよいよ驚かざるを得ざる事あり。即ち

私立学校に於ては公立学校に代用する私立小学校を除く外学令児童にして未だ就学の義務を了らざるものを入  
学せしむることを得ず。但し小学校令第二十一条に依り市町村長の許可を受けたる児童を入学せしむるは此の  
限にあらず

これにては父兄より貧窮一方ならざれば児童の就学の義務を免ぜられたしと願ひ出でて許可せられたる場合と、  
学校が公然市町の代用小学校と認められたる時との孰れかにあらずば、他にいかほどの理由ありとも、尋常小学  
校程度の少年を薰陶する事能わざるなり。

然るに基督教徒の設けたる学校の制度は、三田の慶応義塾などと同じく、下は幼稚園より上は高等の男女学校  
までを、一校中の教科に分ちあるもの少なからず。勿論尋常小学校卒業後の生徒を養成する校の方東洋英和女  
学校、遺愛女学校等の如く数に於ては多からんも、現に青山女学院、活水女学校、広島女学校などの類は、幼  
稚園を以て始まり高等女学校程度に達するものなりとす。この種の学校にては尋常小学部を挙げて代用小学校と  
せざる以上は幼稚園と高等小学、高等女学程度の処とを残し、其の間を断ちて学生の一部を他の校へ移さざる  
を得ざる次第なり。さらに東京市中の美以教会のみにていうも、築地、浅草等五ヶ所に各々数百の学生を有する  
尋常高等小学校あり。これらも運命を同じうすべきなり。

かく基督教徒の設けたる学校の一部を殆んど禁止せらるる政府は、必ず公町村立の学校を十分に有し校舎をも  
整え、教員にも欠くる所なかるべき筈なり。然るをここに無作法千万なる「事実」というものありて、就学児童  
の少なき事、校舎は實際就学児を全く容るるに足らざる事、教員も何万人というほど不足なる事、校舎に普通の  
家または寺院などを使用する向もある事、助教というものの中には二円三円の少給にて僅かに高等小学の卒業を



用いおるもある事、器械の乏しきは固より、窓も椅子も申分附きにて、遊歩場は一名につき一坪以上との規定どころにあらざるを告ぐるなり。然るにわが政府は、われらが児童を楽しく遊ばせるべき遊歩場より名ばかりなる遊歩場へ、明るき窓より暗き家へ、背により所ある腰掛よりよりどころなき腰掛へ移さんとす。文政に当たる人よ、我らよりもぎ取らるる児童は、事実上果して皆々我らの校に在りしよりも安慰なる校舎に学ぶを得べきや。富士見小学校は東京市中屈指の校なりと聞く。然れども記者は、雨ふる朝児童の集えるもの既に数十なるに校舎の門堅く鎖されて、小兒空しく身を縮めて立てるを見たり。これ余輩が、感う所の二なり。

ここに至りて当局者は我ら汝の校を代用小学たるべきよう出願せよと訓えらるるか。よし此の願い聴かれたりとするも我らは不幸にもわが樺山文相によりて左の訓令を発せられたり。

一般教育をして宗教の外に特立せしむるは学政上最必要とす依て官立公立学校及学科課程に關し法令の規定ある学校に於ては課程外たりとも宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふ事を許さざるべし  
この命を受けたる府県知事は我らに、直轄学校長は其の生徒に之を伝えたり。

実業界にも鉄道国有論というがありて、株屋の目論見と悪口も唱えらるれど、流石に乏しき国庫より黄金取り出さずでは、成就せぬ事として未だ実行せられず。然るにこれと思想を同じうする此の訓令——国民教育の幹線は炭礦鉄道より台湾鉄道まで一直線に国有にすべしとの議は、他人の資金にてなしおる事まで命令書一通にて取計らわらるべき廉価なる見積りなれば速かに整いたりと思ふ。

この訓令にて尋常小学は申すに及ばず、高等小学校、高等女学校、尋常中学校などと名乗りてその恩沢に霑まわ

んとすれば、「宗教禁制」の新札高く掲げられたり。愚かなるわれら基督教徒は上野の博物館の歴史室に、踏絵と共にかかる制札の蔵められあるを知れど、きょう此の頃の学校の講堂に掲げらるべきを想わざりしかば、麻布中学、青山学院、明治学院其の他にても恐慌を來たしたるなるべし。

さながら米国南部の白人が黒人との同車を忌みたりしというが如く、宗教を教育より遠ざけんとせらるる当局者は、何とて十分に資金を投じて、高等女学校をも中学校をも専門学校をも、さては小学校をも数限りなく発達せしめ玉わざる。一方には経費の欠乏を嘆ち、一方にては兎も角も既に存在せる校を苦めんとせらるるは、ただ奇異に感ぜらるるなり。これはそも徳川氏が譜代と外様とに大名を分かちし如く、外様は脇坂にならいて兜を脱ぐにあらずば、役にも附けじ、国民教育の要処にも立たせじとの意か。さりとして耶蘇教徒は進まん道も退かん方も塞がれたり。これ余輩の惑う所の三なり。

而して毎度ながら余輩が殊に嘆かわしく思うは、かかる事によりて愈々日本の基督教徒が、継児根性を養われん事なり。余輩はさる事を望まざれども、この法令の結果もし中学は看板を下ろし、小学は禁止せらるるに至らば、基督教徒はますますひねくれたる人物となるべし。かかる事にてそう成るようにてはと笑うは人情に遠きなり。ひねくれたる人物は島国の事にて既に沢山なれば、此の上我らの欲するは大度寛容の人物にあり。余輩は政府も無法なる勇気を控えられ、わが諸学校の当局者も其の宜しきを得たる所に立脚の地を握えられん事を望む。

(護教 明治三十二年八月十二日)

私立学校令を読む 護教第四百二十一号

北海逸民

私立学校令は発表せられたり。条を重ぬる二十、添うるに文部大臣の訓令及び施行規則を以てす、尽せりと云うべし。勅令は稍や寛やかなるが如きも其の意のある処は蓋し第十七条にあり。総て私学校に打撃を加え特に宗教学校を蠹滅せんとするを旨とするに似たり。其の訓令を勅令に編入せざりしは何故ぞ。若し内閣及び枢府員の多数にして此れかかる注意の必要を認めたりとせば何ぞ更に男らしき態度に出でざりしぞ。

否々彼等は一世の英雄なり。奇計縦横以て国家の隆盛を謀る。茲に年あり。故に農工振起策なり軍備拡張論なり教育の方針なり、其の論ずる処其の為す処皆至誠に出で憂国の情に発するものなるべし。私利を求め兇孫の爲めに美田を買うが如きは彼等の夢にだも想わざる処なるべし。沉んや文部大臣の如きは、薩摩隼人なり黄海の勇将なり、死を見る帰するが如く義に就く猶獅子の少女に向うが如くなるべし。小心翼翼として終日簿書堆き裸に齷齪たるは俗史の事のみ。將軍は真に將に將たるの士たらん乎。故に左右にあるものにして苟も文明の學術に達し日新進歩の眞精神を有せんか、將軍をして益々文運革進の功を奏せしむる敢えて難きに非ざるべし。是を以て余は私学校令を見て維新の元勳を誹らず、只賤劣なる俗史驕慢阿諛の偽哲學者及び頑迷なる自称愛國者の天下の大勢を看破し能わざるを憐れむのみ。

彼等は一度あらゆる特権を官立学校に与えて機械的なる輕薄なる俗臭紛々たる奴隸根性を有せる者を養生し、以て学閥を作り藩閥に従いて大いに私利を計らんと欲せり。而して今や宗教家の設立する学校にして往々其の組織を変じて中小学校程度となし子弟の便を計るを見て再び陰險なる方法により極力之が路を塞がんとす。嗚呼其の頑迷不靈一に何ぞ甚だしきや。

日本現今の形勢にては国民未だ智識夫れ自身の爲め学窓に來たる者甚だ稀にして、或は某校は卒業後何々の特

権ありとか、或は何々学校と連絡ありと聞けば喜んで其の校に集まるもの概ね皆然り。即ち官公立の中学校は割合に繁昌して、其の程度及び教授の遙かに之に勝るあるも連絡なく特権を欠けるを以て其の校の寂寞たるを来たせる観なきにしもあらず。故に数多の宗教学校は其の感化力を普及せしめんがため兼ねて生徒の便宜を計り中学位度を採用するに至れり。生徒の員数は増加せり。教授は増々懇篤になされたり。生ける宗教の力は彼等の徳性を発達せり。英敏なる学生は新勢力を得て為に学業の成績上大いに見るべき者あるに至れり。現に昨今中学部の卒業生にして官立諸学校に入りし者の割合良好にして嶄然頭角を顕わせるは青山学院にあらずや。

然れども文部大臣の訓令第十二号によれば今後苟くも「学科課程に関し法令の規定ある学校に於ては課程外たりとも宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふことを許さざるべし」と。故に若し其の訓令を文字通りに守らんとせば学校内の諸集會に祈禱を捧ぐる能わざるは勿論、日曜の説教も講堂になすを得ず、寄宿舎朝夕の礼拝も断絶せざるを得ざるべし。即ち宗教臭き事は校内には嚴禁なりとの意なり。但し校内にて酒を飲むも乱暴せずんば可なり。薩摩芋を食ひ水を飲み劍舞をなすも可なり。校内に元気を添えん大いに行なうべし。然れども宗教の儀式は禁物なりと。嗚呼人間を機械視する一に何ぞ茲に至るや。

試みに思え、学生の道を研究せんとする際、或は共に国事を談せんとする時、或は学友を万里の外に送らんとする時、静かに上天の祐助を祈るは真情の溢るる所、寔に意気を高尚ならむる所以に非ずして何ぞ。天地玄妙の氣に感ずるは大いに成す所以に非ずや。是れを制するは暴なり。之を禁ずるは乱なり。徒に校内をして俗臭紛々たらしめん而已。冷々輕薄の風を作らんのみ。学校に宗教上の儀式を行なえばとて学生皆な上人か売僧まいすになるの理なし。之れあるが為め教育をして特立せしむる能わずと想うは天下の大勢を知らざる者のみ。又況や真正の

教育は宗教的生命を有する真正篤実なる教育たるは智者の知る処なるに於てをや。

余は故に断言す。学校課程に害を及ぼさざる上は校内に於て宗教上の儀式を行なうを許すは元より当然の事のみ。既に憲法に信教の自由を保証するあるを忘れて是れしきの事に区々たるは最も重大なる人權を蹂躪する者に於て決して看過すべきに非ざるなり。勿論校外別に礼拝堂を建築せば勝手に宗教上の儀式を行なうを得べきも是れ徒らに訓令に盲従するものにして、男子の潔しとせざる処なり。来たれ教界の男兒よ、進撃の喇叭を吹け。我らにも孤劍なきにあらず。真理は諸君の潜勢力にあらずや。上帝は諸君の友にあらずや。然り進め教界の名士よ、敵壘の陥る旦夕にあらん而已。(護教 明治三十二年八月十九日)

#### 基督教徒の学校 護教 第四百二十三号

文部省が学課に關し規定ある学校に、宗教の教育を施し儀式を行なう事を許さずとなすや、基督教主義の学校の多くは、礼拝を保たんが為に中学校たる特權を抛たんとす。明治学院の如きは直ちに中学部を廢したりとか。

これ一杯の羔あつゝに長子の權を売らじとするもの、志壮なりというべし。此らの人々はたとえ学校以外にて生徒に感化を与うる事を得べしとするも、さる法律を潛るに似たる処置は、基督教徒の取るべき所ならじと信ぜらるるならん。誠によし。されど時の主權を握りける幕府が基督教を禁じける時にも、われらが祖先は其の信仰を改めざりき。言不吉にして倫を失せんも、万一我らの信仰禁ぜられんとも、法律よりも更に尊きものあるを信ずる我らは、もとより我が同胞の教化を断念せざるべき也。

計らず岐路に入りぬ。此ら学校の当局者は、少なくとも千四、五百名はあるべき現今の中学生を如何に処置せら

れんとするぞ。中学校のみにて学を終わらんとする者及び差支えなきものに於ては、中学校の名を奪われたる処に止まるも可ならん。されど高等学校に入らんとするもの、若しくは此後中学卒業の履歴を要するもの、在りては、止まるを得ざるなり。されば信用ある他の中学校を撰みて、此らの学生を遷さざる可らず。されど比較的完全なる校にては、かく不時に多数の学生を容るる余裕なく、さまでならぬ数校は喜びて受けんも、そは此方の望む所にあらざるを如何にせん。

されば余輩は基督敎主義諸学校の当局者が、暫く寛假して今より一年と七ヶ月ほどの間現在のままに中学制度を維持し、其の後に至りて礼拝をなし得べき学校に改められん事を望まざるを得ず。此の間に於て学校は現今の五年級と四年級とを卒業せしめ三年以下の生徒はよくよく其の志望を聞き質し、本人の便利を書わざるよう他の令聞ある学校へ転校せしむべし。五年級はいうまでもなし。四年級も卒業せしめずんば、恐らく学生に一学年の捐失を与うべし。またかく多少の猶予なくんば、實際に於て三年級以下をも相応の校に入る能わざるべし。事小なりと雖もこれ教育者の任務ならずや。

敎会の手になりたる小学校は、貧民学校を除きて閉校せらるべし。これは訓令よりも厳に私立学校令にて禁せられたる所なれば、政府にて過ちを改めざる以上止むを得ず児童と相別れん。わが政府は我ら耶蘇敎徒の小学校の存在を許さず。強いて我らの児童を奪いて之を無教育ならしめんとす。無教育ならざるを得ずとは、現にかかの児童を收容すべき校舎なきを以ていうなり、教員なきを以ていうなり。

官公立の中小学の乏しきを省みず、文字を知れるものをして皆己を讚美せずば已まざらんとする一派は、かくの如くにして国民の智識を開発する事を禁じ、基督敎徒を苦めたりとて得々たるならんか。今や何事をなすにも

小学、中学を卒業する要あり。高等学校及び其の他専門の教育を受けんとせば、いずれも中学の門を潜らざる可らず。高等の諸校にては中学の卒業生少数なる時にあらざれば、中学以外の志願者は入学試験を受けしめず。かくして基督教徒たる父兄も其の所信に反して、初めより尊敬の念うすき基督教主義ならぬ学校に子弟を送らざるを得ざるものあらん。余輩の愚なる不幸にしてかかる制令に随喜渴仰する能わず。また断じて邦家の利とも考うる能わざる也。(護教 明治三十二年九月二日)

#### 文部省の訓令に関する開書 護教第四百二十二号

拝啓去る八月十六日青山学院麻布英和学校同志社立教中学校明治学院名古屋英和学校の六基督教学校代表者は東京に会合し今般法令の規定ある課程を有する私立学校に於て全く宗教を禁止したる文部省の訓令に対し如何なる態度を採るべきかに付き協議を尽せり今該要点を訓令に因て影響する基督教学校の代表者並に役員諸君に向て陳述し御思考を仰き度候日本帝国憲法は信教の自由を与ふ然るに文部省の訓令は以前より一層明白に又嚴重に政府の認可を有する諸学校に宗教々育並に宗教的儀式を禁止せり文部省の此態度は子弟の教育を選定する父兄の自由を檢束するものにして帝国憲法の精神に反戾するものと信じ候吾人は固より文部省か公民の租税を以て維持せる公立学校に向つて此の如き制限を与ふるを批難するものに無之候へ其個人の資産を以て維持せる私立学校に対して同様の制限を付するは不当の至りと存じ候殊に此等の制限は基督教学校をして政府の認可とこれに附随する種々の特権を得る能はざらしむるものにして基督教主義の上に立ち基督教徒の祈禱と寄附金とによりて成りたる基督教学校が苟も其重要なる原則と学校の生命より基督教を排除するは吾人が共に信ずる主に対して不忠にして

且つ吾人か学校を補助する教会に対して亦た不実なるものと存候願くは基督教諸学校の職教員が此事件に対して確然不拔の態度を取り政府の特権を得る為め或は之を維持する為め毫も基督教主義を譲与せざらんことを。

書記  
元 田 作之進

(護教 明治三十二年八月二十五日)

勅令、訓令及小中学校 護教 第四百二十四号

青山学院の商議委員会が、来たらん年の学期まで中学組織を継続すべしと決議したるは、まことに在学生の便を計りたるもの、至当の処置なりとす。麻布はいかん。此の文記す頃は談論の盛んなる時なるべし。余輩はこころも佳報を得ん事を望む。

日本基督教教会設立の小学校には既に廃校したるもありとなり。美<sup>み</sup>以<sup>い</sup>教会の小学校は、手工を教うる校と為すべしと聞く。極めて可なるべし。されど為し得べくは余輩は此の際小学校的当局者が暫く青山に倣いて、現状を継続し、さて準備を整えて、之に転ぜられんを希うなり。勿論これには届出のみならず、官庁の認可を要する事なれば、面倒なる事多く、効少なからんも、これ子弟の為に計りて宜しきものなりとす。

万朝記者は文部の訓令は實際無効なるに、何とて基督教徒は騒ぐやという。余輩は斯かる事にてさまで命に反抗せんも大人気なしと覚ゆるまま、暫く訓令のままを校中に行ない、校外に於て為政家の反省を請わんとするのみ。(護教 明治三十二年九月九日)



護教記者足下

余輩日本国民は、七月十七日、八月四日に於て、滿腔の祝賀に価す可き改訂条約の実施を見、堂々世界の舞台に闊歩す可きものとなれり。而して基督教徒としては行政的公認を受くるの喜びを得たりき。此の如き祝賀と歓喜との裡に、悲しい哉、只文相一片の訓令の下に、多年の経営と滿腔の抱負とを以て、邦家と大道とに貢献し、又貢献しつつかある基督教主義の教育は一大打撃を蒙りたり。我が小中学の当事者、為に痛心熟議し、既に廃校を届け出でたるものあるに至れり。抑も教育は国民改造の根本的事業、国民の根本的革新を以て任ずる基督教徒たるもの、蓋し慎重の研究を要する一大試煉に際会せりと謂わざる可からず。足下周到の筆を以て之を論議し、之を報道す。余輩竊かに其の勞を多とす。不肖亦斯道に教養せられしもの、此の時に当たりて聊か私見を開陳し、敢えて足下と大方の示教を仰ぐの料と為さんとす。

余輩は今第三者の地位に在るものにあらず、啻に詳論を以て止む可きに非ざる也。既に文部省訓令第十二号として之を得たり。今や余輩は何等かを為さざる可からず。問題は実に善後策如何にあり。先輩の士既に成算ある可し、後進余輩の経験なき、將に地方に在りて寡聞材料に乏しき、豈に之を論定すると謂わんや。只個条を呈出するに止まるのみ。

一、輿論を喚起誘導し且つあらゆる手段を以て文部省の反省を促す事

余輩は被治者なり。素より法律訓令に服従す可き義務ありと雖も、又一個の国民として其の反省改善を促求す可き権利を有す。余輩同志、明らかに該訓令の不当を認むるもの、啻に刻下学校の始末に焦心するのみならず、

抑も亦国家百年の大計の為に、筆を以て、舌を以て、其の他総て正当なる運動と方法とを以て、此の思想に向つて其の主張を現わし、而して速かに該訓令の取消を請わざる可からざるに非ずや。余輩は其の「課程外タリトモ」と謂えるは、其の範圍果して如何なるや、之を知らずと雖も、我が小中学の当事者は、幾多の交渉を為し得べき余地あるを信ずる也。必ずや我が同志先輩の士、其の關係学校の為に、或は一般の便宜の為に、熟慮奔走、方法を尽したるなる可し。余輩最も其の實際にして直接なる運動の可なるを信ず。これ勿論為さざる可からず。而して更に輿論の文字を用うるもの、蓋し今日正々堂々の戦いの必要なるを信ずれば也。

群議粉々の間に生まれたりし彼の私立学校令は頗る円熟滑脱、而して削除されたる十七条に、一個融通の同条を設けて、以て此の如き訓令を出せる当局者の剛巧は今之を論ずまじ。然れども余輩は勅令に編入せんとせし該項が、比較的に変更し易き訓令として発布されしを以て、一道の光明を見得べしと信ずる也。即ち輿論の大勢は明らかに余輩基督教徒の意見の味方たりし一事なり。初め私立学校令が高等教育會議に議決せられしや、僅かに二、三新聞を除くの外、<sup>ていど</sup>尽く烈しき非難を試みしに非ずや。而して此の表われたる新聞の議論の外、暗流に相違なしと雖も、国民の進歩せる輿論は暗に其の不当を責めたりし也。然らば該訓令は文部省に最も近き一種の頭迷教育家の意見として、出で来たりしに非ざるなきか。余輩同志正々堂々、慎重なる態度を以て、此の暗流に乗ぜば、日ならずして勢力ある、権利ある、実質ある発言となる可しと信ずる也。立憲政治にありて尤も有力なるは輿論なり。今や幸いに此の輿論の余輩に近づき来たるを見る。今は時なり。此の機を逸し去らしめば、後禿<sup>こうく</sup>なる機會の再び捕捉す可からざるを感ずる也。且つ又訓令として表われたりとの事實は、女学雑誌記者及び万朝報の藤村氏<sup>ふじむら</sup>等が論ぜし如く、我に於て幾多の理由を有し、施行上幾多の困難を有することなれば、兎にも角にも姑息

の運動を以て満足す可きにあらず。断々乎として公戦するを要する也。

## 二、内部の整理、革新

余輩今にして之を謂う。或は倫を失せるあらんか。然れども他山の石以て我が玉を磨く可し。今にして大いに覚悟する所なくんば以て大いに戦うに便ならざらんとす。余輩の善後策とは是れなり。内部とは蓋し我が基督教主義教育界を総称するものにして、輿論と云い政府と云えるに對して謂うのみ。

私立学校令と云い、内訓と云い、認可と云い、何々と云うと雖ども、詮じ来たれば実力の競争のみ。学閥の弊は今や天下の認むる所、若し実質ある私立学校の勃興せんか、社会の歡迎は期して待つ可きのみ。勿論有力なる私立学校尠なしとせず。認可法律学校の如き、済生学舎、慶応義塾、早稲田専門学校、哲学館、国学院等の如き各特色を以て天下に認識せられたるもの。然れども我が基督教学校の如き同主義を以て連結せしむ可きものは、蓋しこれならず。余輩は慥かに一大勢力たり得べしと信ずる也。惜しい哉、方法未だ宜しきを得ず、連結未だ鞏固ならず。吾が言甚だ不遜たりと雖も、余輩は教育に於て我が教界の極めて時勢に遅れたるを謂わざる可からざるの悲しみを有す。獅子は眠れるに非ざる乎。今や一大石は投せられたり。今にして覚醒せず、抑も何れの時を以てせんとする乎。問題は内部の整理にあり、実に革新にあり。

嗚呼足下、余は遂に書生の慷慨論に陥れる乎。冀くは其の熱心を容れよ。而して善後策につきて又多少の見あり。請う説を了らしめよ。

第一、同志教育会の組織、我が基督教学校の数、全国に求むれば恐らくは指を屈するに堪えざるべし、其の教員の数に於ても頗る夥多なる可し。若し之を一個の団体として気脈相通せしめば慥かに一大勢力なり。勿論其の

教員をして尽く興味を有せしむる能わざる可しと雖も、其の校中の重なる二、三人を以てすとも堂々たる大教育会なる可し。而して其の本部を東京に置き、先輩経験の士を挙げて之を導かしめ、又重なる各地數個の学校ある所に支部を設け、以て相連合せしむるを為さば、隨かに我が教育界は一新す可きなり。曩きに同志会の在りしを聞く。同志教育の発行を見き。今や即わち在らず、遺憾極まりなし。先ず第一着歩として此の会の設立を見んことなり。既に福音同盟会あり。此の種の会、必ずなかる可からざるもの。其の事業、其の研究蓋し幾多ある可きなり。余輩は順次列挙せんとす。

第二、基督教諸学校の連絡 精神に於て私交に於て我が諸学校は皆相連合するもの也。然れども組織的に、形式的に、語を切にして謂えば学制的には毫も連絡なしと謂いて可なり。皆各一騎打の戦争を為し居る也。学課に於て、系統に於て、学則に於て皆個々の運動、計画を為し居る也。これ実に一大欠点にあらずや。ミッシヨンの事情或は協力特種の専門科を或る便宜の学校に於て設くる恰も彼の官公立諸学校の連絡の如くせしめば、生徒の便宜実に謂うを待たざる可く、社会に対して、父兄に対して、大いなる安心を与え、彼の官立の万能を信ずるものをして隠然一敵国の想いを為さしむ可き也。而して実用の点に於ても大いに有用に費すを得べきなり。此の計画の如き教育会成立の暁に於て、鄭重慎議以て定むるを得可きなり。現に今回の如き訓令の下、我が中学は成立し得べからずとせば、高等学校、大学の門は我が校に向つて閉じらるるなり。故に必ず同志の学校連絡して、系統的組織を以て、彼此互に其の為す所を分担し、最後の点に於て、よし種々の特権あらずとも實力に於て角比し得可き人物を養成することを企図せざる可からざるに非ずや。我が学校の中にも同志社あり、立教学校あり、青山学院あり、麻布英和学校あり、真に心を平たいにして大道の爲め、主の為に尽さんと欲せば、豈に敢えて難からん

や。又必ずや外国ミッションの同意を得るも為し能わざる事に非ざらん。今は其の時機に非ずや。

第三、基督教主義教育の研究、これあまりに露骨にして明白確定の議論の如しと雖も、余輩は未だ然らずと思ふ也。猶有態に云えば、我が教育家には基督教徒たる教育家はあり、未だ基督教主義の教育家は多からざる也。嘗て同志社問題の沸騰して、青年会館に其の処置を論議するや、一人の卒然として問う者あり。基督教主義教育とは何ぞやと。発起者の一人、其は今日の問題にあらず基督教主義教育の文字にて足れりと答えて、其の時には夫れにてよかりしと雖も、教育的に之を解すれば、大いなる研究と言わざる可からず。聖書を如何に教うれば基督教の品性を形造し得べきや。其の智能の啓発、脳髓の発達に伴いて如何に教育す可きや、明白にして實際に面倒多き問題に非ざる乎。且つ此の定義、見解によりては、所謂宗教と教育の關係なる問題に、尠なからざる影響を来たすべく、随いて今回の如き処置につきても交渉の方法幾多もある可しと信するなり。誤解する勿れ。余輩は此の定義を有せずとするに非ず。只今少しく論理的に形式的に、一定の方針を定む可しと謂うて止まるなり。倫理教育は我が党の旗幟、又栄冠なり、而してこは我が国教育家の困憊するものに非ずや。余輩は其の實行は謂う迄もなく、其の教育的方針に於ても確乎たる標準を定めて、大いに宗教的教育を鼓吹す可きに非ずや。

足下、余は思わず冗長、多言せり。其の他国民的品性陶冶につき、教授の細目につき、学校の管理につき、基督教主義を以て教育するの故に、幾多の注意、研究を積む可きものあるを信ず。また教員の養成及び待遇の如きも一考せざる可らず。此の如く内部の整理、革新を計り、以て善後策を定むるに非ずんば、成功ある基督教主義教育を我が国に見る能わざる可きにあらずや。これ余輩斯道の生長を祈り、国民改造の計を為すものの大いに考う可き問題にあらずや。余は再言す、今は我が教育界は決して姑息の処置を以て満足す可きにあらず。外、大いに論

ずべし、内、宜しく改む可し。余輩は切に我が教育家の一大連絡を以て最も急なる善後策にして、諸般の研究、調査、実行の基たるべきを感ず。足下以て如何となす。抑も又た大方の識者如何となす。余は謹んで僭越の譏りを甘受するものなり、此れ余輩年来の希望、端なく今回の問題に関し、未熟なりと雖も、勿卒筆を執りしゆえ也。若し言者の不肖なるを以てせず、多少の反響を聞くことを得ば、豈敢えて余の幸いのみならんや。嗚呼豈に敢えて余の幸いのみならんや。時下秋涼、足下邦家の為に自愛加餐せよ、不宣。(護教 第四百二十四号 明治三十二年九月九日)

### 宗教的分子を学校より駆逐せよ

植村正久

文部大臣の訓令によりて基督教主義の教育は手痛き打撃を受けた。私立の学校に対しては此の如き処置あるは、不当千万と謂わざるべからず。然れども信教の自由を重んずるの主義より云えば、官立公立の諸学校に、宗教を強いて、妄りに其の儀式を行わしむる如き固より不可なり。故に余輩は官立公立の教育機関にして宗教の分子を其の課程に混入するを好まず。然れども只だ基督教の之に混入することを不可なりとするに止まらず、ゆる宗教を課程外に排除するを必要と認めざるを得ず。茲に至りて余輩基督教徒は世上の公平なる人士と共に、左の問題に注意せんと欲す。現今官立若しくは公立の学校に於て宗教的の儀式を強行わしむる如き痕跡果して之れ無しとするか(中略) 相当の敬礼をなさしむるは可なり。然れども或る学校の如きは祭酒を献じ、餅を供うるなど頗る宗教類似の儀式を行ないつつあり(中略) 是れ文部大臣の訓令に違反するものにあらずして何ぞ。基督教徒は己れの力にて設置せる私立の学校に於て、其の素志に基づき其の理想に従いて教育を施すの自由を回

復するに尽力すると同時に、官立公立の諸学校より宗教的の分子を除き去り、信教自由を保全するの道を講ぜざるべからず。余輩は文部当局に向い、此の点に就きて監視督促の義務を實行せんことを催促し、其の訓令中只一つの真理と認むべき此の点を空しうせざらんことを勧告せんと欲す。〔福音新報・明治三十三年五月九日・第二百五十四号〕

### 宗教学校を如何にすべき 福音新報第二百七十一号

余は宗教学校を以て単独なる行動をなさず、文部省の規定に従い、小学校、中学校、高等学校、高等女学校等の制度となすを可とする者なり。文部大臣の訓令に於て、学政上の都合より宗教と教育とを區別せるは余儀なきことと思わる。抑も宗教の事は内務省に属し、教育の事は文部省に属す。故に之を混する時は学政上頗る困難なるを免かれざるべし。若し単独にて宗教学校を維持せんとらば、其の生徒は頗る不便を感じざるを得ず。宗教界に於て大学の設備まで整えたる曉ならばいざ知らず、今日に於ては寧ろ文部省令に従つて学生の便利を計るに如かず。斯くなせばとて決して宗教的教育を授くるの余地なきにあらず。固より全然教育界より之を排斥するの権利なければなり。明治学院の如きは、普通科を以て中学制度とし、高等科を以て高等学校に相当するものと認めんことを望む。〔福音新報 明治三十三年九月五日〕

福音新報第二百七十九号 明治三十三年十月三十一日左に掲ぐるは井深堀之助氏が日本基督教会の大会にて述べられたる説教にして、北郷保守氏の筆記せられたるものなり。

## 宗教的時勢の徴候

井深梶之助

汝空の景色を別つことを知りて時の徴候を別ち能はざるか（馬太伝十六の十三）

我等は時を知れり今は寢より醒むべきの時なり（羅馬書十三の十一）

熟ら<sup>つち</sup>自然界の出来事を察するに突然に起こり来たることは甚だ稀にして、多くは漸次に起こり来たるなり。晴天の霹靂といえる語あれども是れ唯形容の語のみ。恐らくは実地に於て斯ることあるなし。雷鳴の將さに起こらんとするや必らず先ず天の一方に黒雲生じ、或は先ず沛然として大雨の来たるを常とす。霜を踏んで後に堅氷至るといえる古語の如く自然界の出来事は大抵漸を追いて来たるものなり。且つその来たらんとするや先ず前兆あるを常とす。或は庭前の桐の一葉の落つるを見て秋の已に來たるを知り、或は南窓に懸れる梅枝に一輪の花の開くを見て一陽來復せるを知り、或は夕紅<sup>ゆうやけ</sup>によりて明日の晴天を卜し、或は晨紅<sup>あさまけ</sup>にありてその日の雨天を卜するが如し。自然界の出来事に斯の如き順序あることは吾人の承知するところなるが、心靈界の出来事に於ても之れに類似するところあり。基督曰く神の国は人種<sup>じんしん</sup>を地に播くが如し、日夜起臥する間に種はえいでて成長<sup>せいだて</sup>ども其の然る故を知らず、それ地は自から実を結ぶものにして初めには苗、つぎに穂いで、穂の中に熟したる穀を結ぶなりと。是れ心靈界の發達と自然界の發達との間に親密なる比例あることを示したるものなり。さらば心靈界の出来事も自然界の出来事の如く其の前兆を知り得べき筈ならずや。然るにユダヤの学者等は自然界の徴候を知りながら彼等の目前にある心靈界の徴候を分別するの眼識なかりき。是れ基督が爾曹暮<sup>うらぐべ</sup>には夕紅によりて晴ならんとい



い、晨には朝紅によりて今日は雨ならんという。偽善者よ、空の景色を別つことを知りて時の休徴しよしを別ち能わざるかと詰りし所以なり。慎んで基督の此の誠の言を考うるに、吾人教役者たる者は常に時勢の徴候に注目して神の聖旨の発展を察し、其の機を失わずして己れの天職を尽すべき義務あることを含むなり。さて、前大会より今日に至るまで時を過ごすこと一年三ヶ月、其の間の出来事は如何なりしか、此の間に於ける宗教的時勢の徴候は如何。請う今より先ず教会以外に於ける出来事に注目せん。

さて、此の点に付いて序ながら語るべき一事あり、それは他事ならざれども吾人は動もすれば神の働きといえば単に教会内に限れるが如く思うの弊あることは是れなり。固より教会は神の家、基督の身体にして神の靈は殊に其の中に働き玉うなり。然れども、神の聖靈は決して唯教会内にも働き玉うものにあらず。又一個人の心の内にも働き玉うものにあらず。神の靈は天地に充ち聖靈は人類一般の上に働くものなり。基督曰く聖霊来たらんとき罪につき義につき審判につき世をして罪ありと曉らしめんと。之によりて見るも聖霊は人類を開導する大教師なり。古来より今日に至るまで義と不義との戦いに就いては必ず聖霊の働きあり。国民一般に悪を捨て善に向うか或は人民一般に是非曲直を弁ずるの力一層明白となることあるか、是れ国民全体の上に聖霊の働きたる結果なり。仮令人は之を識らずともその実は人の心に於ける聖霊の働きにして、凡そ世の中の真実なる進歩改善は皆聖靈の働きによりて来たるなり。今若し此の真理を記憶して過ぐる一ケ年中の出来事を見来たる時は、吾人は其の中に宗教的徴候と認むべき重大の出来事を発見す。実に過ぐる一年間は我が国宗教の歴史上に於ける最も重大なる年の一ならん。今その数例を挙んに、

第一、昨年間に於て基督教に對する日本政府の態度の事実上に於て明白となれり。即ち昨年中政府の發布せる

宣教取締規則及び教会設置規則は是れなり。信教の自由は憲法に於て既に保障せられたりといえども、昨年までは實際に於て基督教は黙許の姿なりしなり。然るに、是等の規則發布せらるると同時に基督教は法律上公然政府の認むるところとなれり。

第二、宗教法案の提出是れなり。此の法案は種々の反対運動の為に否決せられしと雖も之によりて明治政府の方針は愈々明白となり、又議院内外の議論によりて世人は宗教の必要、宗教と国家との関係、良心の自由等の問題につき大なる教育を受けたり。其の細目に付きては吾人の感服し難き箇条多々ありといえども、其の大体に於て政教を明白に分離せんと欲し、諸宗教を同一に取り扱わんと試みたる精神は確かに一大進歩と言わざるを得ず。然るに如何なる行き違いにや之と同時に、文部省は右の精神とは正反対の訓令を發し、私立学校に於ても文部の規定に従う者は官公立学校同様に一切の宗教的教訓を施し、宗教的儀式を行なうことを禁じたり。是れ固より信教自由の精神に反するものにして、為に基督教主義の学校は大なる迷惑を蒙りぬ。然れども、微力ながら余輩は之に関して屢々当局者に議論して余輩の趣意も稍々貫徹し、遂に事実上当局者も先の方針を變じ其の結果却つて前の不幸變じて幸福とならんとする傾向を示しつつあり。又此際、世間の論者も大抵文部の方針を良とせずして之に攻撃を加えしことは注目するに足れる事実なり。

第九篇  
第三、風俗改良の問題なり。自ら東洋の君子國と誇りたる國民は内地雜居の前に当たりて俄に風俗改良の必要を感じたり。曰く男尊女卑の弊風改めざるべからず、曰く一夫多妻の陋習打破せざるべからず、曰く家庭改良、曰く風俗改善と。此の如く明治十七、八年頃より所謂國粹保存主義唱道せられて以來世間稀に聞きたる是等の改良論は、続々新聞紙上に、演説に現われ來たり。果して此の如き方法によりてその目的を達せらるるや否やは

大なる疑問なれども、兎に角今日我が国民が己れの欠点を認めて改良の必要を感ずるに至りたるは、社会道德の一大進歩にあらずや。

第四、倫理問題なり。今や日本国民はその道德に欠点あることを自覚したるのみならず、その基礎の甚だ不安なることを感じ始めたり。此の感覺は未だ国民一般に行き渡らざれども、考えある学者、教育者等は早く既に此の事實を実験しつつあり。試みに先頃慶応義塾より出したる修身要領なるものを見よ。試みに某雜誌上に於ける有名なる両博士の道德の基本に関する議論を見よ。又、試みに国中の高等学校及び中学校の倫理科教員が如何に困難しつつあるかを見よ。人或は云う教育勅語あるに非ずやと。然り。然れども、教育勅語、道德其の物を教えて未だ科学的に道德の基礎を示さざるなり。或は絶対的国家主義を唱え、或は又実利主義を唱うる者あるも此等を以て倫理の基礎と為し難きこと明白なり。実に今日我が国の学者、教育者等は德育の大切なるを感ずると同時に、其の基礎を見出さんと勉めつつある也。又之と同時に吾人の注意すべきは、先頃出でたる高等学校の倫理科教法に関する文部大臣の訓令なり。其の趣意に曰く抑も倫理教育は時間を限りて施すべきものにあらず。故に自今は一週一時間の倫理科を廢し、校長自ら德育の中心となりて常に生徒の徳性を涵養すべしと。是れ亦日本德育上に於ける一の進歩せる觀念といわざるを得ず。

第五、人権問題なり。諺に曰く百里の長堤も蟻の穴より崩ると。彼の名古屋に於ける一娼婦の自由廢業に関する裁判は、數百年來我が国に行なわれ來たりたる人身売買の長堤に於ける蟻の穴ともいうべし。一娼婦がその醜業を止めると止めざるとは社会全体に取りて甚だ些細のことなり。然れども、娼婦は自己の決心により醜業を廢する権利ありとの裁判は、日本全国の醜業婦抱主をして胆を寒からしめたり。又中央政府をして取締規則を改正

せしめたり。元來我が国の娼妓制度は一種の奴隸制度なるが、今回法律上に於て自由廢業の權利を認められて數萬の不幸なる婦女等が不義非道の轡を解放せられしは、實に近來の一快事なり。一言以て云えば人權思想の一大進歩なりとす。

第六、清国事件なり。今回の清国事變に關しては種々の感覺あり、又その真相を知らんと欲せば種々の方面より觀察するの必要あり。一方より見るときは、天津城、北京城の陥落と共に之に伴える危難恥辱は、清国の執政者が數百年來積みたる不善の結果にして自ら為せる禍のみ。基督曰く屍の有るところには鷲集まらんと。清国は實に一大屍體なり。此に鷲の集まるのは當然の事のみ。又一方より見るときは、清国に於て數十の外国宣教師及び數千の基督教徒が殺害せられ殉教者となれる事は數するに余りあること共なり。然れども、彼等の血は決して徒らに流されたるものにあらず。彼等は終りに至るまで基督に忠信なる証人にして其の血は全能の神の前にありて尊きものなり。夫れ殉教者の血は教会の種なりとは初代教会の苦き実験より生まれ出でたる語なるが、此の語や現在及び將來の支那伝道に適用せらるべき真理にして、吾人は五年十年の後基督教會が大いに支那帝国中に起こるときあるを疑わず。是れ古今の歴史に徴して疑いを容れざるところなり。されば、今回支那に於て流されたる幾多の殉教者の鮮血は、必ず他日彼の老帝國の不潔を洗い清むるの泉源たらん。然れども、是れ今余の説かんとする所に非ず。吾人は今一つの方面より清国事件を觀察するの必要あり。即ち今回の事件が我が國民にヒューマニチーの觀念を具体的に教えたること是れなり。吾人は古えより人道又は四海兄弟等の語あるを知る。然れども、我が國民は今日に至るまで實際人道の爲に何の尽せしことかある。去る明治廿七、八年の役に於て我が人民は實に國民と云えることにつき大なる教育を受けしが、今回は人道ということに就きて大なる教育を受

けたり。

試みに思え我が国は何が故に今回二万以上の大兵を海外に発したるか。是れ只自国の利益を保護せんが為ならず、自国の人民を救わんが為にもならず、一に北京に在る列国公使館救援の為なり。換言すれば、利害の爲のみにあらず、ヒューマニチーの爲なり。殊に不思議なることは、三千有余の清国基督教徒は重に日本軍の爲に保護せられたる一事なり。然かして日本軍総指揮官某中佐は其の功勞に対してローマ法王より貴重なる金剛石を受領したりという。是れ実に日本の歴史上特筆大書すべきことにあらずや。僅かに過去三十年前までは基督教を邪宗門としてその信徒を迫害したる国民が、今日清国に於て基督教徒保護の任務に当たるとは、実に驚くべき変化にして思い至れば殆んど夢の如く感ぜらるるなり。

以上挙げ来たる六ヶ条の出来事は明かに神の靈が我が国民の裏に働き其の心に感動しつつある徴候に非ずや。是れ即ち我が国民中に投げ入れられたる天国のパン種が全体を膨張しつつあるに非ずや。若し是れを以て宗教的時勢の徴候とするに足らずとせば何をかその徴候となすを得ん。余は断じて是れ等の出来事を宗教的時勢の徴候となし、実に感謝の念に堪えざるなり。

次に教会内のことにつきて一言せんに、過ぐる一年間は極めて無事平穩の時なりし。教会外に於ては右に挙げたる如き著明なる出来事あるに拘らず、教会内に於ては殆んど一の特筆すべき程のことなし。是れ只我が教会に於てのみならず、他の教会に於ても亦然りとす。唯近頃に至り世人の注目せらるることは、救世軍の醜業婦救済運動の一事のみ。然らば、教会は空しく一ケ年の日子を過ごしたるかと云うに決して然らず。蓋し此の一ケ年間は静穩なる進歩の時代なりしなり。其の徴しとも見るべきものは二、三年前には伝道者の余れる者多か

りしが今や各地に於て伝道者の必要を感じるが如き、又二、三年来極めて淋しかりし神学校も、今年はその趣きを変じ明治学院神学部の如きも昨年は一人の入学者もなかりしに、今年は五人の入学者と二名の傍聴生を来たし、同志社に於ても一時は殆んど閉校の姿なりし神学部を今年より再び開きたるが如き是れなり。是等は些細のことの如くなれども所謂一本の藁も風の方面を示すに足る者にして、一の小兆と見るも不可なからん。然れども、吾人は此の如き遅々たる進歩を以て、満足するものにあらず。使徒パウロ曰く我儕は時を知れり、今は寢ねむむべきの時なりと。是れ彼が道徳腐敗を極めたるロマ帝国に於てキリスト教会將に興らんとするを看破して当時の信徒に与えたる警語なるが、吾人は直ちに取<sub>り</sub>て以て今日我が教会の警語とみなさんとす。曰く我等は時を知れりと。吾人も吾が目前に横たわれる時勢の徴候を見る。然して、その意味や誤解せんと欲して誤解する能わざる程に明白なり。夜すでに更けて日近づけりと。キリスト教に対する数百年來の誤解、邪推、迫害の夜は去りて今や信教自由の暁天となれり。是れ実に吾人の寢より寢むべきの時にあらずや。十字架の精兵たるもの光明の甲を着、聖靈の剣を取りて立つべきの時にあらずや。過去三十年間の進歩変遷を以て将来三十年の進歩を察すれば如何。其の進歩或は吾が想像の外に出づる者あらん。嗚呼誰か教えて第二のコンスタンチン大帝なしと断言するを得んや。嗚呼神は此の如く多く明白なる徴候を与えて吾人を勵し玉う。吾人振起せずして可ならんや。願わくば來年度に於ては日本基督教會全体をして進取の態度を取りて活発の運動を為さしめよ。

汝空の景色を別つことを知りて時の徴候を別ち能わざるか。

「我儕は時を知れり今は寢ねむむべきの時なり。」（福音新報 第二百七十九号 明治三十三年十月三十一日）

# 福新報

明治三十三年七月十七日 第XXXX號

本報社址 東京市丸の内區本町二丁目  
 電話 〇三三三  
 代印 〇三三三  
 印刷 〇三三三

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**最新刊書**  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**外信**  
 〇其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**外信**  
 〇其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**外信**  
 〇其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**外信**  
 〇其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**外信**  
 〇其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**外信**  
 〇其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**外信**  
 〇其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

**外信**  
 〇其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機  
 ○其校傳之轉機

## 專門學校入学者無試験検定と明治学院普通学部

先頃発布せられたる專門学校入学者検定規程によれば入学検定に試験検定と無試験検定との二あり。然かして無試験検定を受ける者は中学校若しくは修業年限四箇年の高等女学校卒業者の外に之と同等以上の学力を有するものと指定せられし者に限られたり。右省令の発布以来如何なる学校が指定せらるべきかは教育界の一疑問なりしが、本月六日文部大臣は無試験検定を受けることを得る者を左の如く指定發表したり。

- 一、学習院中等学科及元尋常中学科卒業者
- 一、官立台湾總督府國語学校中学科卒業者  
 (明治三十三年四月二日以後の卒業者に限る)
- 一、師範学校元尋常師範学校元師範学校高等師範学科卒業者
- 一、女子師範学校卒業者
- 一、東京府私立明治学院普通学部卒業者  
 (明治三十三年七月十七日以後の卒業者に限る)

一、東京府私立青山学院中等科卒業生（明治三十四年五月三日以後の卒業者に限る）

一、東京府私立真宗東京中学卒業生（明治三十三年二月二十七日以後の卒業者に限る）

一、東京府私立第一仏教中学卒業生（明治三十五年二月十九日以後の卒業者に限る）

一、三重県私立真宗勸学院中学校卒業生（明治三十五年九月二十日以後の卒業者に限る）

一、東京私立新義真言宗豊山派（高等尋常）中学林高等科卒業生（明治三十四年十二月十八日以後の卒業者に限る）

右にて数年来の一問題たりし中学程度の基督教主義の学校、即ち明治学院普通学部、青山学院中等科等と高等学校及び専門学校との聯絡問題も半ば解決せられ明治学院普通学部及び青山学院中等科卒業生は總ての専門学校入学規程に關しては中学校卒業生と均一の權利を有することとなり。唯高等学校との聯絡は未だその運びに至らざれども是れも多分遠からざる未来において専門学校入学規定と同じ様なる者に改正せらるるならんと信ぜらる。されば基督教主義の普通学校も將來益々便宜を得て隆盛に赴くならん。（福音新報・第四百十一号・明治三十六年）

明治三十二年文部省訓令第十二号に關する昭和十年十一月の文部次官通牒



明治学院長 殿

文 部 次 官 ④

学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関スル件ニ就キ今般別紙ノ通依命通牒ヲ発シタルニ付御了知相成度

発普一六〇号

昭和十年十一月二十八日

文 部 次 官 ④

殿

明治三十二年文部省訓令第十二号ハ当該学校ニ於テ特定ノ教派宗派教会等ノ教義ヲ教ヘ又ハ儀式ヲ行フヲ禁止スルヲ趣旨ニ有之宗教的情操ヲ涵養シ以テ人格ノ陶冶ニ資スルハ固ヨリ之ヲ妨グルモノニアラズ然ルニ從來之ガ運用ニ関シ往々其ノ適正ヲ欠キ為ニ教育上遺憾ノ点無シトセザルヲ以テ今般此等学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関シ留意スベキ要項ヲ左ノ通定メタリ依テ学校当事者ニ対シ篤ト其ノ趣旨ヲ示達シ以テ遺憾無キヲ期セラレ度此段依命通牒ス

一、宗派的教育ハ家庭ニ於ケル宗教上ノ信仰ニ基キテ自然ノ間ニ行ハルト共ニ宗教団体ノ活動ニヨル教化ニ俟ツモノニシテ学校教育ハ一切ノ教派宗派教会等ニ対シテ中立不偏ノ態度ヲ保持スベキモノトス

二、学校ニ於テハ家庭及社会ニ於ケル宗教的教育ニ対シ左ノ態度ヲ保持スベキモノトス

1、家庭及社会ニ於テ養成セラレタル宗教心ヲ損フコトナク生徒ノ内心ヨリ発現スル宗教的欲求ニ留意シ苟モ

之ヲ輕視シ又ハ侮蔑スルガ如キコトナカランヲ要ス

2、正シキ信仰ハ之ヲ尊重スルト共ニ苟モ公序良俗ヲ害フガ如キ迷信ハ之ヲ打破スルニ力ムベシ

三、学校ニ於テ宗派的教育ヲ施スコトハ絶対ニ之ヲ許サザルモ人格ノ陶冶ニ資スル為學校教育ヲ通ジテ宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ但シ學校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スルガ如キ内容及方法ヲ以テ宗教的情操ヲ涵養スルガ如キコトアルベカラズ

宗教的情操ノ涵養ニ関シ學校教育上特ニ留意スベキ事項大凡左ノ如シ

- 1、修身、公民科ノ教授ニ於テハ一層宗教的方面ニ留意スベシ
- 2、哲学ノ教授ニ於テハ一層宗教ニ関スル理解ヲ深メ宗教的情操ノ涵養ニ意ヲ用フベシ
- 3、国史ニ於テハ宗教ノ国民文化ニ及ボシタル影響、偉人ノ受ケタル宗教的感化、偉大ナル宗教家ノ伝記等ノ取扱ニ留意スベシ

4、其他ノ教科ニ於テモ其ノ教材ノ性質ニ応ジ適宜宗教的方面ニ注意スベシ

5、宗教ニ関スル適當ナル参考図書ヲ備ヘ生徒ノ修養ニ資セシムルモ亦一方法タルベシ

6、追弔会、理科祭、遠足、旅行等ニ際シテハ之ヲ利用シテ宗教的情操ノ涵養ニ資スベシ

7、授業ニ差支無キ限り適當ノ機会ニ於テ高德ナル宗教家等ノ修養談ヲ聴カシムルモ亦一方法タルベシ

8、校内又ハ校外ニ於ケル教員及生徒ノ宗教ニ関スル研究又ハ修養ノ機関ニ対シ適當ナル指導ヲ加ヘ寛容ノ態度ヲ保持セシムベシ

9、以上各項ノ実施ニ際シテハ一宗一派ニ偏セザル様特ニ注意スベシ（明治学院諸官庁往復文書綴）

明治三十二年

改正条約一斉に実施

〔明治三十二年六月十六日、日本〕

各国との条約実施当日は勅令を以て発表せらるべしとは昨年の上紙に報じおきたるが下文にかかげたる英国、仏国、露国、独国、丁抹、瑞典、諾威、和蘭、瑞西、白耳義、西班牙、伊太利及奧地利洪噶利と我帝国との条約実施期日は、愈々勅令第二百五十一号を以て、昨日の官報にて公にせられたり。乃ち以上の各国中仏國を除き他は来る七月十七日より、仏國及び奧地利洪噶利との条約は同八月四日より実施することとなりたり。〔新聞集成 明治編年史〕第十卷 四〇四頁〕

内地雑居と警官の語学勉強

〔明治三十二年六月二十三日、東京日日〕

内地雑居実施と共に、差当り必要を感じるは警察官の語学修練なるが、目下既に警視庁に於ては、各区の巡查中より語学生を選抜し、毎日警視庁に於て英語を教授しつつありて其結果頗る良好なれば、近日警部にも教授を開始するに至る可しといふ。去れども短日月の間に職務上必要な語学を速成せしむることなれば、可及的実施に就き教授する方針にて、既に諸外国の警察語学教授上の模様も取調べありといふ。〔同上書四〇九頁〕

## 改正条約実施の詔勅

〔明治三十二年七月一日、官報〕

朕ハ祖示遺烈ニ頼リ、紀綱ヲ振ヒ、治化ヲ施キ、内国運ノ隆昌ヲ致シ、外列国ノ交誼ヲ敦クスルコトヲ得タリ。而シテ朕ガ年来ノ宿望タル条約ノ改訂ハ、規画ヲ悉シ交渉ヲ果ネテ、竟ニ締盟各国ト妥協ヲ遂ゲルニ至ル。茲ニ其ノ実施ノ期ニ迫ビテ、帝國ノ責任重キヲ加フルト共ニ、列国ノ和親愈々其ノ基礎ヲ鞏クシタルハ、朕ガ中心ノ欣榮トスル所ナリ。朕ハ忠実公ニ奉ズルニ厚キ臣民ノ、深ク朕ガ意ヲ体シテ開国ノ因是ニ恪遵シ億兆心ヲ一ニシテ善ク遠人ニ交リ、国民ノ品位ヲ保チ帝國ノ光輝ヲ發揚スルニ努ムコトヲ庶幾フ。朕ガ在廷ノ臣僚ハ、朕ガ為ニ新条約ヲ施行スルノ責ニ任ジ、百官有司ヲ飭シ、慎重措置、中外臣民ヲシテ均シク其ノ恵沢ヲ享ケテ憾ナカラシメ、以テ列国ノ和好ヲ永遠ニ鞏固ナラシムコトヲ期セヨ。

御名御璽

明治三十二年六月三十日

内閣総理大臣侯爵 山県有朋〔各大臣副署〕〔同上書四一一頁〕

## 条約改正実施の内閣訓令〔明治卅二年〕

〔明治三十二年七月一日、官報〕

○内閣訓令第一号〔各官庁へ〕

第九篇  
条約改正ノ事業ハ維新以來、深ク聖慮ヲ煩ハセタル所ニシテ、又国民ノ久シク翹望スル所ナリ。明治四年特命全權大使ヲ欧米締盟國ニ派遣シ、其ノ改訂ニ関スル商議ノ端緒ヲ開カシメラレテヨリ、茲ニ二十有余年、其ノ間

各国ト幾多ノ交渉ヲ累ネ、協商ヲ尽シ、遂ニ明治二十七年以テ大不利顛国ト始メテ改訂条約ヲ締結シ、爾余ノ各国  
之ニ続キテ委ク改訂ヲ終ヘ、今ヤ將ニ七月十七日及八月四日ヲ以テ、之ガ実施ヲ見ムトス。抑々現行条約ヲ改正シ  
テ、欧米各国ト対等ノ条約ヲ締結スルハ、維新開国ノ広謨ニ原本シ、国家ノ光榮ヲ増シ、国民ノ福利ヲ進ムルモ  
ノタルハ言ヲ俟タズト雖モ、苟モ実施ノ方法ニシテ其宜キヲ得ザルカ如キアラバ、啻ニ改訂ノ目的ヲ亡フノミナ  
ラズ、或ハ信義ヲ友邦ニ失シ、帝国ノ威信ヲ毀損スルニ至ラムコトヲ恐ル。則チ改正条約ノ結果ニ依リ、当然我  
ニ収ムベキ權利ハ、正確ニ之ヲ保持スベキハ勿論ナリト雖モ、外人ノ權利ヲ保全シテ、各々其ノ堵ニ安ゼシメ、  
樂ミテ我国内ニ住居セシMEMコトヲ努ムルハ、帝国政府ノ責務ニシテ、亦国民ノ義務ナリトス。当局者能ク聖意  
ノ在ル所ヲ体シ、深ク茲ニ注意セムコトヲ努ムベシ。

明治三十二年七月一日

内閣總理大臣侯爵 山県有朋〔同上書四一一頁〕

### 改正条約実施と文部省の訓令

〔明治三十二年七月一日、官報〕

文部省訓令第十号〔北海道、府県へ〕

本大臣就任ノ初ヨリ、学校ノ事態ニ関シ衷心竊ニ憂慮スル所アリ。是ヲ以テ本年四月地方長官召集ノ機ニ際シ  
本大臣ハ学校ノ風紀ヲ正シ、規律ヲ嚴ニスベキコトヲ反覆披陳シテ其注意ヲ促シタリ。

今ヤ改正条約実施ノ期、僅ニ数日ヲ出デザラムトシ、茲ニ新ニ詔勅ヲ下シタマフ。蓋將來外国人ノ内地ニ来住居  
住スル者滋々多キヲ致スベシ。此ノ時ニ際シ、若シ学校生徒ヲシテ放慢自ラ制セス、或ハ礼節ヲ藐視シ、或ハ粗

野ノ行為ヲ敢テシ、奇矯是レ喜ブ如キ陋習ヲ長ゼシムルコトアラバ、独リ教育上ノ失体タルノミナラズ、延イテ国家ノ威信ヲ失墜シ、其ノ体面ヲ汙瀆スルコトナキヲ保セズ。宜シク恭ミテ教旨ヲ奉体シ、此ノ際尚一層、学校長教員ヲ督励シ、能ク戒慎ヲ加へ、篤ク本分ヲ殫シ以テ生徒教養ノ方ヲ誤ルコトナキヲ期セシムルニ努ムベシ。

明治三十二年七月一日

文部大臣伯爵 樺山資紀〔同上書四一一頁〕

### 宗教学校に特典を与えむ

〔明治三十二年、七月六日、東京日日〕

文部省が宗教学校に対して特別認可を与へず、徴兵猶予の特典に浴するを許さざるは、世間物議の件となり居る処なるが、文部当局者は宗教学校を目して、根柢より国民教育の主義に合したる資格を有せざるものとして、宗教と教育とは飽迄も分離せしめざる可らざるを信じ、欧米諸国に於ても独逸を除きては大概此主義を採用するに至りたれば、如何なる事あるも此点のみは動す事なく、近々発布せらる可き私立学校令に於ても堅く規定する処ある筈なりといふ。〔同上書四一三頁〕

### 私立学校令の審議

〔明治三十二年七月六日、国民〕

文部省にて過日調査済となり内閣に提出したる私立学校令は、事外人と関係ある点もあるより、更らに新条約実施準備に関し調査中なる法典調査会に送附せられ、同会にては昨日を以て種々協議の末之れを議了したるが、

同会にては該令に対し僅かの修正を加へたるに止まりしと。〔同上書四一四頁〕

### 私立学校令発令と其経緯

〔明治三十二年八月三日、国民新聞〕

本紙予報の如く私立学校令は愈本日を以て発布せらるべしと云ふ。今其の経緯を略記せんに、該令は本年四月開会せられたる第三回高等教育会議に文部大臣より諮問せられ、同会議により殆んど全く原案通りに可決せられたるものなるが、該案に就ては社会より排斥的精神を帯ぶるものとして甚だしく攻撃せられ、就中第十一条に於て学校設立者の資格を制限して国語に通ずるもの又た教員免許状を有するものとなし、且つ第十七条に小学校中学校高等女学校其他学科課程に關し、法律の規定ある学校及び政府の特権を得たる学校には、宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふ事を得ずと規定したる事に就き最も甚しき批難を加へられたりき。文部省当局者に於ても大に反省する所あり。更らに審議を重ねたる末、以上の二項並に其他の条項に削除若しくは修正を加へて、是れを内閣に送附したる事は夙に本紙が報じ置きたる所の如し。然るに内閣に於ては、文部省の提案中法律の規定ある学校及び政府の特権を得たる学校にては、其の課程中に宗教を加ふること並に宗教上の儀式を行ふことを得ずと規定せし条項と、別に附則として国語に通ぜざる外人は教師たる事を得ずとの規定を削除若しくは修正したるのみにて、此外別段に修正を加へたるものなかりしと聞く。而して枢密院に於ては内閣にて削除若しくは修正せし所を復活すべしとの説もありたるやに聞きしが、特に何等の修正等もなく、内閣にて決せし如くに可決せられたるものなりと云ふ。〔同上書四二四頁〕

文部省訓令第十二号と基督敎学校

〔明治三十二年九月三日、日本〕

文部省の宗教訓令と基督敎学校

○私立学校令に付帯する例の宗教々育分離に関する訓令の結果、既に府下私立品川なる知本小学校は廃校したるが、今回住吉町なる大成小学校も廃校届を出したる由にて、基督敎主義の小学校は之より続々廃校の止むなきに至らんといふ。又右の訓令は従來の私立校が有したる高等学校其他の官立学校との連絡を絶ちたる傾きとなり、是亦閉校の止むべからざる境遇に陥るべしとて、今回青山学院以下の基督敎学校は協議の上、左の通知書を關係者に配布したるよし。

拜啓、去る八月十六日青山学院、麻布英和学校、同志社、立教中学校、明治学院、名古屋英和学校の六基督敎学校代表者は東京に会合し、今般法令の規定ある課程を有する私立学校に於て全く宗教を禁止したる文部省の訓令に対し、如何なる態度を採るべきかに付協議を尽くせり。今該要点を訓令に因て影響する基督敎学校の代表者并に役員諸君に向て陳述し、御思考を仰ぎたく候。日本帝国憲法は宗教の自由を与ふ。然るに文部省の訓令は以前より一入明白に又嚴重に、政府の認可を有する諸学校に宗教々育并に宗教的儀式を禁止せり。文部省の此態度は、子弟の教育を決定する父兄の自由を検束するものにして、帝国憲法の精神に反戾するものと信じ候。吾人は固より文部省が公民の租税を以て維持せる公立学校に向つて、此の如き制限を与ふるを批難するものに無之候へ共個人の資産を以て維持せる私立学校に対して、同様の制限を付するは不当の至りと存じ候。殊に此等の制限は基督敎学校をして、政府の認可とこれに附随する種々の特権を得る能はざらしむるものにし



て、基督教主義の上に立ち、基督教徒の祈禱と寄附金とによりて成りたる基督教学校が、苟も其重要なる原則と学校の生命より基督教を排除するは、吾人が共に信ずる主に対して不忠にして、且つ吾人が学校を補助する教会に対して亦た不実なるものと存候。願くは基督教諸学校の職員が此事件に対して確然不抜の態度を取り、政府の特権を得るため或は之を維持する為め、毫も基督教主義を譲与せざらんことを。〔同上書四三三頁〕

#### 訓令第十二号と明治学院

〔明治三十二年九月九日、東京朝日〕

文部省が十二号の訓令を發して、宗教の混同を規制したるより、従来外国伝道会社の手にて創立せられたる各学校にては到底調和の途なしと諦め、既に青山、明治学院の如きは一旦廃校と決したるも、立教、麻布等の諸学校は寧ろ沈着の態度を取り、其訓令に遵由せざるべからざるは勿論なるも、之と同時に所謂基督教主義は機会ある毎に鼓吹せざるべからず。故に学校に於ては、訓令の表に違はざる様にし、其学校以外に於ては、従来の如く基督教主義を以て立ち、静かに成行きを見んといふに略々帰着し、尚ほ政府側へ対しては各校委員を選定して、実行を円滑にするの交渉を累ぬることとなしたるよし、尤も此委員中には外国人を加へずとなり。〔同上書四三六頁〕

#### 宗教法と信徒

〔明治三十二年十二月十二日、東京朝日〕

過日政府より宗教法案の提出せらるるや、各宗委員は之に対する方針を密議しつつありしが、遂に別項記載の如く、仏教各宗中の二大勢力たる東西本願寺に意見の衝突を來し、東派は政府提案に絶対的に反対し、西派は政

府提案を以て完全のものとはすべからざるも、之が修正を加へ兎に角從來の如き不公平なる法規を打破する端緒を開くべしと主張し、昨日午後各宗委員七名は、烏森なる吾妻家に集会し、東派は石川舜台氏、西派は赤松連城氏其代表者となり、其意見を主張したるが、今其衝突の主旨を一言せんに、大派即ち東本願寺は、仏教に対して新法案が何等の特別待遇なく新来の外教とは同一に取扱ふを以て不公平と為すこと、同派が発したる檄文に見るが如く、而して本派即ち西派は、憲法の本文に信教の自由を許すといふ以上は如何なる宗教と雖も、之を國家に於て同一法規に律するは至当の処置なるが故に、別に仏教のみを特別待遇あらしめんとするは、現今信教自由を保護する憲法に対しても、將た宗教の面目よりするも姑息至極なりとし、双方固く取りて動かず、其の他諸宗の委員は未だ確固たる決心なきも、最早猶予すべきに非ざるを以て、必らずや其の何れにか賛成すべきも、到底西派の談判は破裂す可き形勢なりき。既に東派は十万人の署名を以て請願書を差し出し、躍起運動をなしつつあり。此に対して最も同情を有するは日蓮宗の僧侶なり。其の他五宗派委員は結局いかに傾く可き乎を知らずといへども、西本願寺派の公平説に同意するものも亦少からず。目下当地に在留の委員は、いづれも其の宗派中なる委員長ともいふ可き人なれども中には今後の方針を専決する權なき人もあり、本日あたりには京都に於ける各本山より他の衆委員も続々着京す可しといへば其の上にて各宗派それぞれ去就を定むるならんといふ。〔同上書四七二頁〕

〔明治三十二年十二月十二日、日本〕

多年宗教界に聳々然たりし宗教法案は愈々去る九日貴族院に提出せられたり。案は固と一視同仁の主義を採り、仏、耶の間に畛域を設けざるを以て、仏教を公認教と為さんとする一派は早くも反対運動に着手し、公認制

希望の印刷物を配布したるのみならず、滋賀県の如き熊本県の如き、有志者は既に上京して仏教公認の請願書を提出したりといふ……今其賛成する理由なりと云ふを聞くに、従来宗教法と云はば云ふべきものは唯明治十九年の布達あるのみ。即ち我政府は極めて冷淡に宗教を解釈しありたるに、今回宗教家の意志を容れ、又た改正条約実施の結果として漸く一篇の法律を見るに至れり。是れ吾々宗教家の最も喜ぶべき所、もし条項中修正すべき点あるを以て之れを否決し去らば、是れ猶ほ角を矯めんとして其の牛を殺すが如きのみ。宗教法は各宗に通ずるの大則たり。大則にして定らば特別法の如き如何様とも制定し得べし。若し仏教法の待遇等に就き異議あらば、更らに仏教に関する法規を定むる亦可ならずやと。之に反対する宗派は東本願寺を主となし、仏教公認期成同盟会を運動部となし反抗なかなか熾なるが、彼等は仏教を公認教となさんとする一派なれば、今回の宗教法案、仏、耶の間に区別を設けざるに慊焉たらず、此の如き案はなきに若かざるものなれば、寧ろ之を否決すべしと云ふに在り、而して彼等は賛成派の唯だ通過一方に熱心にして不完全極まる案を成立せしむるを慮り、此の如き姑息は断然廢すべしと論じ居れり。〔以下略〕〔同上書四七三頁〕

#### 宗教法案と徴兵令〔明治卅二年〕

〔明治三十二年十二月十日、東朝〕

政府は昨日宗教法案と共に徴兵令中改正案を貴族院に提出したり。宗教の宣布又は宗教上の儀式の執行に従事する教師には、直接戦闘に任ずべき兵種に徴集することを猶予せんとするものにして、乃ち左の規定を設くるの案なり。

官立府県立中学校又は文部大臣に於て、学科程度之と同等以上と認めたる学校の卒業証書を有し、宗教法に規

定する教派、宗派教会又は寺に属する教師たる者直接に戦鬪に任ずべき兵種に当りたるときは、本人の願に由り徴兵を猶予す。満三十二才迄に教師を罷めたる者は、抽籤の法に依らずして之を徵集し、三十二才を過ぐるも仍教師たる者は、国民兵役に服せしむ。〔同上書四七二頁〕

### 改正条約実施当日の横浜

〔明治三十二年七月十九日、日本〕

新条約実施せられたりとて、夜が昼に成つた程際立つて様子の変るものに非ず。本年七月十七日の横浜は、去年去々年の横浜と左迄の差違なし。グラントホテル、ヨリエントルホテルのピヤザに円卓を囲むて満目の風光に恍惚たる西洋人を見れば、新条約新条約とさわざ立つ人々も拍子抜けの心地するなる可し。横浜市役所にては何んとか此際祝意を表して兼ねて内外人の交誼を温めんとて先頃神戸市長来浜の節、貴殿の御工夫はと問ひたるに、去ればなり神戸は須磨や明石の名勝にも近ければ、一同遊船を艤して居留外人を招待し舟遊びを試むる積りなりと答へたるに、夫は一段の好工夫なり。併しながら横浜にては夫も出来ず。如何にしたならば醜体も無く外人のお気に召す様な宴会を開き得ることかと痛く心配最中の由なり。

外人間には目下エンターテインメントの計画は一切なし、只来月の五日には日頃夏でも小袖の青木外相が五百円を奮発し、其他経済界の重立ちたる人々が奔走して大宴会を催す由なれば、夫にはお辞儀なしに参上す可しと云ひ居れり。当日外人間の談柄となりて聊か新条約実施の事を思はしめたるはチャブ屋の人殺なり。米人ミルラ一なる破落戸痴情と慾とで二人の女とウォールドなる米人を殺害したるは新条約実施の劈頭第一に起りたる外人の大罪とし、初めて外人を裁判する日本の法廷は如何なる判定するならんとて到る処に談話の花を咲かし居た

り。中には米人同胞を憐むと云ふ氣色にて、ジュリー・システムの無き法廷で裁判せらるる彼こそ可哀相なれと云へることも聞けり。

横浜の某英字新聞記者曰く、余は居留外人中新条約の実施を喜べる者一人もあることを聞かずと。而して今朝警察署より此の様なる紙を配布し来りしが、見給へ此様な面倒なる届は欧米何処へ行くも決して在る事なし。日本政府は貧乏なりと聴きしが、斯様な立派な紙に立派に印刷して一々配布し、其れに相應な手数を費す。貧乏は当然の事なり。何も彼も此の調子にて、日本に於ける外人が生活の面倒になるには閉口すと。〔同上書四一八頁〕  
外人の土地所有權問題利用さる

〔明治三十二年十月十四日、日本〕

外人に対しても土地の所有權を許さざる間は、孰れも安んじて大資本を放下することなかるべしとは、本邦在留の外人等が異口同音に称道する処なりしが、井上角五郎の如きは先年大隈の条約改正案に反対し、外人に土地の所有權を許すは殆んど売國の行為なりと絶叫したる程なるに今回は外人に土地所有權を許すべしとの案を草して商業會議所聯合会に提出するに至れり。是れ畢竟外人に土地所有權を許せば鐵道を外人に占めらるるの恐れありとて、國有論を持出すに都合よしとの底意あるに由れりとの説真に近し。〔同上書四四九頁〕

明治三十三年

自主的基督教

〔明治三十三年八月三日、二六新報〕

基督教國民が異教國民を視て、人類以外の待遇を為し、人道てふ魔言の下に、所在非人道を敢てしつつある

と。例せば英国政府が武力を以て毒葉阿片の売込を強行したるが如き、塩税を苛征して印度を撲滅しつつあるが如き、西班牙の宣教師が南洋土人を欺き、何づれも暴富を為したるが如き、仏国其他の天主教宣教師が詐偽強盜姦邪の徒と結托して官吏非教徒を圧倒し、權威を振ひつつあるが如き、一として非人道の事ならぬはなきに、基督教国としいへば文明仁恕の道を弁へ、基督教民としいへば正義実直のもの也と早合点し、崇拜妄信を極めたる我国の基督教徒中にも、頃日は追々基督教国の人道や基督教民の正義に愛想をつかし、日本の基督教派を造らんと傾けり。同志社の綱領問題なども、其内部に立入れば多少前記の消息なきにあらず。今回の支那事変以来は暗潮非常に激しく松村介石氏が毎日新聞紙上に於て満腹の同情を義和団徒に表し、併せて基督教徒を罵りたるが如き、未だ公表せられざる不平の声は同教徒内に充満し、何時爆發せんも知るべからず。若し日本的の基督教派起て非人道の教徒と分離するにあらざれば、普通の感覺あるものは悉く教会籍を脱し去るの日、蓋し遠きにあらざるべしと。〔「新聞集成明治編年史」第十一卷一〇五頁〕

## あとがき

第一巻の武藤富男委員長の「刊行のことば」にもあるように、第二巻は井深先生が明治学院長、キリスト教青年会同盟会長の地位にあった時代のキリスト教教育の歴史及び日本キリスト教会大会議長としての宣教活動を主として編集しました。但し時代的には明治十九年の白金時代より、日清、日露の両大戦を経て明治時代の終りまでとする予定でありましたが、資料が思いの外多く、分量的に第一巻よりもはるかに多くなりましたので、予定を変更して明治三十二、三年の文部省訓令第十二号との闘いを最後として終ることとし、それ以後の分は第三巻にゆづることとしました。

資料については、菊田貞雄「井深先生関係資料」に拠るところが第一巻同様に最も多くなりました。その他井深家、慶応義塾監局塾史資料室、東京神学大学図書館、青山学院大学間島記念図書館、東京女子大学図書館、国際キリスト教大学図書館、日本YMCA同盟、明治学院大学図書館より貴重な資料を多数提供せられ、また個人としては、口絵の写真を桜美林大学高谷道男氏に、新撰東京名所図会を明治学院高校宮崎栄氏に、また「文部省訓令第十二号とキリスト教学校・井深梶之助の日記を中心として」の論文（「福音と世界」）を明治学院大学工藤英一氏に夫々掲載することのご快諾を得ましたことは感謝に堪えません。

その他資料の収集提供などこの事業のために特にご協力を賜わった慶応義塾大学會田倉吉氏、東京神学大学藤田辰男氏、青山学院大学松田重夫氏、東京女子大学小林義一氏、日本YMCA同盟落合則男氏、明治学院大学園部不二夫氏、同前田薫氏にも厚くお礼を申し上げます。なお、本書刊行委員であり明治学院五十年史の著者で前北星学院大学長鷺山第三郎、同じく明治学院大学図書館長平林武雄両氏が原稿を入念に閲読せられ細かい点にまでご注意を与えられ種々ご指導を賜わったことにつき深甚の謝意を表します。

井深樞之助とその時代 第二卷

昭和四十五年九月一日印刷

昭和四十五年九月五日発行

定価 二、〇〇〇円

編者

井深樞之助とその時代  
刊行委員会

発行者

武藤富男

発行所

学校法人 明治学院  
東京都港区白金台一丁目二ノ三七  
振替口座 東京 三七四一

印刷所

株式会社 三五堂  
東京都世田谷区経堂五ノ三七ノ四